故小川渉遺著

會津藩教育考

會津藩教育考發行會

會津藩教育考序

北斗以南ニ頑民あり慶應戊辰の難二十五年前ニ在りて日新館の官房に生れ日新館にて會津藩士の文を講し武を演し互ニ奮勵競爭する處なれは平時の小戰場なりし總非遊嬉は頃ニは先輩等講演を觀習し十歳初て文壇に登り十三歳初て武場に入り先輩の驥尾に隨ひ自講演すれ十餘年其業就る所なくは雖も今ニ志りて之を思ふニ學館

にせしか爲ニ學

道ニ於て詳密至

の爲に藝術及屬

事を列記す第五より第二十九ニ至る

其身業を成し教化を參贊せし人を發揚

せむか爲ニ古人事歷を列記し第三十

明治二十六年八月於青森源涉識

著者自筆序文首尾

緒　言

會津藩は德川幕府中世以來文敎武道を以て天下に名ありき、是れ決して吾等の私言にあらず、文學博士三島中州翁曰へることあり、會津藩は尙武を以て俗を成し、往時に鳴れりと、又曰く、余天保の初に生る、當時海內の文藩は、人必ず指を會津藩に屈せり(原漢文)と、會津藩敎育の淵源は旣に藩祖公時代に發し、歷代益々文武を奬勵して、子弟を養成したる結果、幕府の末年天下騷擾に際しては、能く力を王事に盡し、且つ宗家の爲めには藩國を犧牲に供するを惜まず、特に白虎隊殉國の如き、婦人殉節の如き、壯烈極まる事蹟を世に殘すに至れり、近來世道人心大に弛廢し、惡思想天下に蔓延するに當り、憂國の士にして會津藩の敎育に注意を惹き、其の資料を求むる者少からず、而して此の要求に應ずる良書としては、故小川涉先生の編著に係る本書に過ぐるものあらず、先生は會津藩士にして、幼時藩校日新館に學び、才學優秀を以て選拔せられて江戶昌平黌に留學を命ぜられ、博識能文を以て名あり、維新の後奧州斗南に移住し、同志と靑森新聞を興して其の社長に擧げられ、公

論正義を以て一時縣下を風靡せり、先生夙に會津藩教育の沿革を記述するの志あり、是に於て筆硯多忙の餘暇を以て稿を起し、其の間或は上京して舊藩公松平家に就き諸記錄を涉獵し、或は諸家の筆記を閲し、或は故老朋友に質し、苦辛慘澹、數年を經て脫稿せり、本書即ち是なり、實に本書は土津公治世以來會津教育の淵源、町講所の設立、日新館の興起、市村の教育、教育制度、重なる教令、及び教育に功ありし諸名士の略傳等を年代を追うて記述し、獨り文教のみならず、武術の教養及び士道の獎勵に至るまで、網羅詳錄せるを以て、之を通讀すれば、會津教育の沿革、眞相及び戊辰壯烈事蹟の由て來る所を知るを得べし、是に由て吾等相謀り、小川家の承諾を得て之を發行し以て希望者の需に應ずることゝせり。

一、本書の上欄に南摩綱紀、秋月胤永、廣澤安任三先生の批評を標記せり、即ち『綱』は南摩先生『永』は秋月先生『安』は廣澤先生の筆に係るものとす。

昭和六年十二月

會津藩教育考發行會

叙

各邦政教皆異法々猶指針指針以傳後昆不知不識順其則遂爲習慣不可容易變移矣曾讀周史覽齊魯二祖就封報政各判其後事明於龜卜又覽我　藩祖躬開教化施之有政歷世繼述上下二百有餘年間殆如一氣以貫之亦與齊魯二祖事相契蓋由始祖之法示之指針也方今擧世赴開明人皆事進取以其跡觀之森羅萬象似變轉無窮者然而于英于佛于俄與米其所以建國致强盛之術皆出于各祖定指針而至其習慣之成不可以英佛指針移之于俄米也小川士方有見于此頃日編會津藩教育考以示之予且請題一言嗚呼予與士方共會津人也自會津藩祖一示指針歷世設學館所以教育士庶士庶之所以成材者此書搜索殆無遺漏於是使讀者知其指針之所在教育之所由源于此士方之意蓋深矣哉抑予更有感者從一藩之小而至世界萬邦人心之所本一出于始祖指針如是赫々其明矣今我　帝國屹立東方其開基之指針則在敬祖重統是以萬世一系風成俗厚此萬邦之所絕無也已有萬邦絕無之指針而加之以文明維新之盛業則他年國勢所振張豈可測也哉併書以爲序云

明治十八年十二月某日

廣澤安任

叙

登蓮法師かますほのすゝきのふることをいみしきやうにいひ傳ふれど我友渉ぬしのいそしみに較れは物の數にもあらぬになんさるは雨雪をもいとはす遠き旅路を行てはしみのすみかをあさり燒野の原に枯殘れるいとすゝきいと亂れたるをもあなぐりまた年たけて物しる人のもとへははる〳〵と文通はして萱のねのねもころに教へをこひ千々のたからを惜ますあら玉のとしをつみ移り行く月を重ねこゝの書かしこの傳より細やかに拾ひ集め辛うして物せられたるこゝろ盡しの此一卷はこれそおのかとちの遠つ祖より仕へ奉りし相津根の君の御代〳〵その國ををさめ給ひし事のありさまをうつし出られたるなりけるくれ竹のよゝのまかきはいさしらすおなし鄕に生れおなし君に仕へたる人々の子にまれ孫にまれ誰かは此書をめてさるへきいかなる人かあふかさるへき

めてたくも拾ふ小川のさゝれいし
よみて眞玉の光りをそしる

同鄕　渡部敏謙謹誌

明治十九年三月

叙

小川渉ぬしのものせられたるこのひと巻はすみなれし會津根のむかしをしのひはたそのこゝろ盡しの數々いみしうめてたけれは老のつたなき筆をとりてかくはしるし侍るになん

ひもとけはありしむかしのしのはれて
こゝろも沈む不美のひと巻

同郷之隠士六十八翁　默　念

會津藩教育考序

北斗以南に頑民あり慶應戊辰の難二十五年前に在て日新館の官房に生る日新館とは會津藩士の文を講し武を演し互に奮勵競爭せし處にして平時の小戰場なり總丱遊嬉の頃には先輩の講演を觀習ひ十歳初て文壇に登り十三歳初て武場に入り先輩の驥尾に隨ひ孜々講演する十餘年其業就る所あらすと雖も今にして之を思ふに學館の規模學政の大略は稍之を識認することを得たり乃會津藩教育考を編纂し卷端に序して曰抑我藩教育の源は始祖土津神君より起れり　神君は幼より學を好み給ひ封に會津に就き給ひし後異端の書を焚て正覺を修め神道を兼講し給ひて士庶人の爲には稽古堂を創立して儒師を延き文學を講窮せしめまた名士を召て武技を演習せしめ給ひし等萌胎せる事とも甚だ多し蓋就封年を經る猶寡く百事創業の際に當て　大猷公の顧命に因り托孤の重任を擔ひ給ひ藩政の如きは一に擧て之を元老に委ね給ひしかば學制も亦後人を待ち給ひしものなしとせす　鳳翔院君　德翁神君これを繼述して講所を設け給ひ　恭定神君其狹窄なるを以て新に日新館を設て大に學制を皐張し給ひ　忠恭神君又奬勵し給ひしかば曩昔以降允文允武の俊秀濟々として輩出す夫日新館の創立は稽古堂創立の時を距る百四十年にして戊辰難の前六十七年に在り前後二百有餘年間文武の學藝に於て時に隆替なき能はすと雖も其學制は深切にして其方法は詳密至らざる所なし皆歷世の君主心得躬行の餘りに發せし親裁の教育に

して闔藩士庶の行實政治の功績皆其結果にあらざるなく散して風となり俗となり實に觀るべきものなしとせず奈何せん天地に泰否なき能はず我か運偶屯に歸し學館は化して灰燼となり館簿は散して雲煙となり其盛意を遵奉して館務を辨理せし有司と誘掖薫陶を掌りし師長と昕夕追隨して道德相琢き技藝相競ひ生死相忘れし所の交友とは多くは實戰場に於て抵死悔さるの人となれり嗚乎抵死悔さる其人に在ては能事畢る獨吾人機を失ひ落託して無用の頑民たるものを如何せん是に於て竊に往昔の事に感し筆を執て沈思默考し其始敎育の源淵より遂には傷心慘目の景狀をなしたる士庶心魂の在る所は皆敎育に基き來り自ら偶然にあらさるを表出せんと欲するのみ亦止を得ざるの微志ありて其間に存するなり看るもの幸に微志のある所を諒恕せよ。

この書を稿するや證を館簿に採んか既に化して雲煙となれり學友に問んか偶生存するものは互に離隔し雲山萬里纔に書信を通するのみ是に於て聊孑殘の遺書に基き親懇なる鄕友の說話と昔時見聞の記憶に存するものとを蒐集すること左の如し。

日新館の規模を示さんか爲に概略を圖し遺書を引てこれを證す第一。

歷世君主心得躬行の餘り誘掖の深切なるを證せんか爲に敎令を叙つ第二。

學事の淵源と沿革を明にせんか爲に學史を述ふ第三第四。

文武は岐ならす造士の道に於て詳密至らさる所なきを證せんか爲めに藝術及ひ屬事を列記す第五よ

り第二十九に至る。

其身業を成し敎化を參賛せし人を發揚せんか爲めに古人事歴を列記す第三十。

明治十六年八月於青森

會津散士源　渉　識

例　言

〇此書を草する引用書に缺くもの多きを以て遺漏あるを免れず故に既濟といふべからず外簽に考字を加ふ所以なり。

〇書中に他書を引く所は書名を註す、古老の口碑或は友人の説話と註するは皆親く聞く所にして、其註を加へざるは實見の記憶に係り胸裏に存することなり。

〇敎令中年月の下に抄略の二字を加へしものは原文數條ある內敎育に係るものゝみ載せたるなり。

〇敎令は後年改革ありしことあるが如くに思はるれど今考案を下し難し、以て法度書及ひその他の書に散見するものを登錄す、その一時に係るものもまたこれあり、學史以下を通讀せば學制の梗概を知るに可なり。

〇敎令は年を追て登錄せしも、原書に追年議定の分として同種の條欵を列載せるあり、此等はそのまゝ登錄して年月日は各欵の下に註す。

〇敎令中年月日不明とせしは原書に年月日の記載なきを以てなり、その順次も原書に因て安排せずと雖も文意を玩味すれば皆文政年間の發令なるべしと思はる。

〇學史中書籍の編纂のことを書せしは、君公の親撰および官撰にかゝりしものと私撰にして獻呈せし

ものはこれを載せ、他はこれを載せず。

○役員門には日新館内の定員を記し、江戸邸猪苗代の分は載せず。

○學館、宅稽古場の紀事、および諸流の名稱師範の氏名は多くは鄉友の談話に因て記載せしものなれど一々註せず、煩累を省きしなり。

○諸陣屋、京都邸にも學校の設けありしが、その制度みな日新館に倣ひ、且つその年數長からず一時のことなれば略しぬ。

○教育に功ありし人の事蹟は仔細に記さんとの意なりしが、事蹟を得難く却てその遠祖の事を詳記して本人の事蹟は略なるあり、是等は他日訂正すべきものとす。

○紀事中考按を付したる密に過るが如しと雖も、後世これを見るものゝ解し難からんことを恐れて強て密になしたるなり。

○人名を書する實名を書し通稱を註す、その通稱を註せざるは古人事歷門に書せしものにして、その實名を知る能はざるものは單に通稱のみを書せり。

○凡て言詞は當時の邦語を用ふ、故に今通用せざるものあり、勉めて傍訓を付す。

○當時君公に指南せしもの、文武を問はず通して何々の御相手（アイテ）と稱せり。また槍刀の請方（ウケカタ）、馬術の陪

乘もまた同く御相手と稱し、混淆せしを以て、今これを分ち、學問、兵學、神道等は侍講、侍讀、書學は侍書、和歌は侍詠、馬術は陪乘その他弓槍刀の類は侍授と稱す。

○年表中諸師範の授受多くは諸士系譜に據ると雖も、系譜は端本にして且つ文政以後の分と御通系譜なければ、文政以後と宅稽古場の分は多くは缺く、その欄外に書せしは年月不詳なるなり。

○この書概して傍訓を加へず、故に活用文字の下假名を加て遣してのし、繼かしむるのかの類、讀法に便にす、その慣用文字は省略に隨ふ、就きてのき、去りてのり、兼ぬるのぬを省きし類、但し及且尚蓋等の文字は單用すべきなれど、世俗或は假名を加ふ、及ひ且つの類、讀法に便なるを以てこれに從ふ。

引用書目

此書を編するに引用書に乏きは遺憾に堪えざれど、兵燹の餘り故國に遠ざかり捜索するに由なきは實に止むを得ざるなり、もし家世實記、日記類寄等の書にして完存するを得ば遺憾なきに至るべき歟、今引用せしもの左の如し

土津靈神家訓	土津靈神碑銘　山崎嘉撰	土津靈神略傳　廣澤安任撰
土津靈神事實　下卷	土津靈神言行錄和辨	山彦傳記　一柳直陽述
恭定靈神年譜	恭定靈神言行錄	貞昭靈神言行錄
欽文靈神言行錄	家世實記　端本二百七十八冊 至文化二年	會府系略　西鄉寀撰述
舊證類聚　缺本九冊	會津藩法度書（ハットガキ）	三代條目集　大河原臣敎輯
續日記類寄（ルヰヨセ）續編　端本五十八冊	會津藩執政年表	滅知廢絕錄
會津藩役員班席表	會津神社誌	輔養編
二程治教錄	伊洛三子傳心錄	玉山講義附錄
童子訓	會津風土記	新編會津風土記
會津增風土記	會津外風土記	皇朝二十四孝

四書訓蒙輯疏
積慶錄　水本成理外三名協撰
會津四家合考　向井吉重著
會津故事談　横田俊孚著
常平法　安藤有益著
名倉信光日記
會津古人傳　渡部彌惣右衛門著
常山紀談　湯淺元禎著
南洋紀行　羽倉簡堂著
文武令條集
友松氏興遺書
會津忠孝傳　森雪翁著
松本重信碑銘　鹽谷宕陰撰
長沼澹齋小傳
碑文集

小笠原流九部書
會津藩諸士系譜　端本三百四十六冊
會津舊事雜考　同上
先封物語　同上
見ぬ世の栞　一柳直陽著
猪苗代者留書
啞の獨見（オシノヒトリミ）　三宅新兵衛外二名合著
先哲叢談　原善道著
終北錄　高津泰著
何求年譜　横田俊益著
幽子行狀　吉川惟足著
會津孝子傳　森守命著
山崎嘉略傳　廣澤安任著
澤田名垂小傳
人名辭書　經濟雜誌社編

千載の松
會津外史　米澤軍治著
會津舊事記
安武太郎右衛門殺害一件書
見禰山由緒記　武井庸輯
會津干城傳　中野義都著
本朝通紀　長井定宗著
明徵錄　青山延于著
五經圖彙
田中玄宰行狀
忠翁靈社行狀　大竹政文述
西郷近思碑銘　齋藤拙堂撰
吉川惟足略傳　同上
宗川茂弘小傳
神祇道統系圖

日置流系譜　一刀流溝口派系圖　山崎家譜　山崎[illegible]著
友松家系譜略　武術流祖錄　初編　扇峰集　岡田如默著
配所の月　岡田如默著　蝦夷出軍記　花の摘籠
蓼の落穗　小川淸流撰　缺名集　澤田名垂著　落葉集　守能長[illegible]輯錄
嵐の餘波　小川淸流輯　隨手襍記　宗川茂著　庚申考　山崎[illegible]撰
朝日櫻　菁波致遠著　盲者鑑　廣澤安任著　溫古拾要鈔　宮城盛至著
渡部成光覺書　佐野氏雜記　石井氏覺書
加賀山氏日記　彭齋隨筆　岸五郎述　山內氏覺書
井關氏叢書　三浦氏舊記

右の外必要にして今見得ざる所の書目の記憶に存するもの左の如し。

土津靈神言行錄　鳳翔院君言行錄　德翁靈神言行錄
土常靈神言行錄　欽文靈神言行錄　忠恭靈神年譜
鶴の毛衣　小田の山風　舊證記事
集成日記　日記類寄　前後續編　神社總錄
神社衡定編　會津藩隊長年表　會津藩御通(オトホリ)系譜

鄕飮酒儀節　安部井鋒述
學政改革書　澤田名垂述
會津鑑　高峰慶忠著

老人雜話
會津孝子傳　藤田祐仙著
會津續孝子傳　森守命著

會津續忠孝傳　森守命著
干城夜話
日新館誌　吉村寛泰著

武談抄　山內俊温著
西遊日記　野矢常方著
對遊記　高津泰著

武藝小傳

搜引

曆數年代を知るに便せんが爲に世系の概略を載す。

始祖
土津靈神（ハニツ）
徳川秀忠公ノ子、贈從三位中將肥後守諱正之、寛永八年信州高遠ニ於テ保科ノ遺領三萬石ヲ賜フ、同十三年羽州最上ニ移リ、十七萬石ヲ加フ、同廿年會津ニ移リ三萬石ヲ加ヘ五萬石ヲ管ス、慶安四年家光公ノ遺命ニ依リ家綱公ヲ輔佐ス、寛文九年四月致仕、在勤三十九年、同十二年逝享年六十二。

岩彦靈社
從四位下侍從長門守諱正賴、明暦三年二月逝在勤十年享年十八。

二世
鳳翔院殿
從四位下侍從筑前守諱正經、後素行軒致休、寛文九年四月家督天和元年二月致仕、在勤十三年同十月逝享年三十六。

石彦靈社
從五位下東市正諱正純、寛文十一年七月逝在勤十四年享年二十。

三世
徳翁靈神（トコヲ）
正四位下中將肥後守諱正容、天和元年二月家督、享保十六年九月逝、在勤五十一年享年六十三。

紹旃院殿
從四位下侍從大膳大夫諱正甫、享保十三年三月逝在勤十八年享年三十一。

四世
土常靈神（ツチトハ）
從四位下少將肥後守諱容貞、享保十六年十月家督、寛延三年九月逝在勤二十年享年二十七。

愿彰院殿
從四位下靱負佐諱容章、寛延元年八月家領一萬石分配安永六年致仕在勤三十三年天明六年十月逝年五十九。

五世
恭定靈神（ユウシツ）
正四位下中將肥後守諱容頌、寛延三年十一月家督文化二年七月逝享年六十二。

宣明院殿
從四位下侍從駿河守諱容詮、天明五年六月逝在勤六年享年三十六。

六世
貞昭靈神（スミテル）
從四位下侍從肥後守諱容住、文化二年八月家督、同十一月逝在勤五ヶ月享年二十八。

七世
欽文靈神（アキサト）
從四位下少將肥後守諱容衆、文化三年三月家督、文政五年二月逝在勤十七年享年二十四。

八世
忠恭靈神（マサチ）
實松平義和君男、養子、正四位下中將肥後守諱容敬、文政五年四月家督、嘉永二年閏二月逝在勤三十一年享年四十七。

九世
忠誠靈神（マサネ）
實松平義建君男、養子、正四位下參議肥後守諱容保、嘉永五年家督、後正三位東照宮宮司、明治二十六年十二月薨享年五十八。

〇この書中に載する所の役員の班席を左表に示す。

	近習	外様
納戸紐（御敷居内御目見）	御大老、御家老、若年寄、奉行、御側、御用人御小姓頭、御供番頭、御馬方支配、軍事奉行、御側大目付、學校奉行、大目付以上四役打込	番頭、猪苗代御城代、衍番頭、御家老付組頭、大組物頭
黒紐（諸役）	御奏者番、御徒頭、御刀番、御使番、儒者、以上常上下、御普請奉行、學校奉行添役、御目付、武具奉行、町奉行、郡奉行、公事奉行、金山奉行	番頭組々頭、猪苗代組々頭、衍番組々頭、御旗奉行、物頭、御家老付御旗奉行、以上常上下、無役組
黒紐	御納戸、御右筆、以上直達、御供番、御近習、一ノ寄合、御代官、御勘定頭	御家老付外樣士、番頭付外樣士
紺紐		猪苗代士
花色紐	御賄別當、御近習、二ノ寄合、御側醫師、眞藥指南、役、組外之士	御家老付、一ノ寄合、新番組
茶紐（[illegible]御目見）	學校吟味役、檢地役人、筆頭	御家老付、三ノ寄合、同四ノ寄合
萠黄紐（[illegible]）	御徒目付、御徒、學校小役人、御軍事方、音頭、馬醫、御下乘	軍事方與力、金鼓役
淺黄紐（月割）	茶部屋	
黒半襟		
大和錦白鼠半襟（免許）	御賄小頭、學校付人	御持弓足輕、御持筒足輕、大組足輕
高掛淺黄半襟	牛坂同心、御賄之者	平足輕

此表は定席を記したるものにて、功勞により班席のみ進められしことあれば一定せず、譬へば學校奉行にして若年寄に列するあり、儒者見習勤（ミナラヒツトメ）は定席なく大抵近習一ノ寄合に列し右筆の上に進

み。また武藝指南役も右筆に列するの類なり。

近習(キンジユ)とは文官、外様とは武官の總稱なり。

納戸紐。黒紐等は皆羽織の紐にして、紐色と半襟の色とに制あり、その花色紐以上を士分、獨禮以下を紐制(ヒボセイ)、黒半襟以下を襟制(エリセイ)といひき。冬衣の袖口も必す紐と襟と同し色を用ひざるを得ざりき。

獨禮御目見とは年始その外重き謁見式に一人にて謁し得るの班席なり、御通(オトホリ)御目見とは一人謁見を得ず、大勢列座平伏し居る處を通行せられし謁見式の稱なり。年割(トシワリ)とは切米(キリマイ)（知行に至らぬ小知の謂ひ）を年に割り給せられ、月割とは月に割り給せられしものにて、免許とは上下(カミシモ)禮服を著し得るの免許なり。

高掛(タカカヽリ)とは譬へば物頭に何百石を預けおかれ、其内に於て頭(カシラ)限りに召抱ひ召放ちしものにて、當座抱とも謂ふべく世襲にあらざるものなり。

打込(ウチコミ)とは班席に上下なく叙任の前後を以て上下を分けし稱呼なり。

大組(オホクミ)とは中軍即ち本隊の稱にして、大組物頭は中軍の物頭なり、その物頭と單稱せしは番頭、新番頭に屬せしなり。

格役とは格式といふが如き稱呼なり。

常上下(ジヤウガミシモ)とは平日の勤務に上下の上即肩絹のみ著するもの丶謂ひなり。

○教令中言辭の解し難きものあり、一二を左に釋す。

未タ勤務ノ出來サルヲ以テ道橋修繕ノ料ヲ出スト聞ク、普請金又ハ普請料ト唱フ如何。永

恐ラクハ高祿家ニ限ラス　永

小普請或は小普請料とは、家督相續せし者の文武の藝術尚ほ未熟にして定格に至らざる間は、祿百石につき金二兩の割を以て金を差出し、城内の宿直等すべて勤務を免じ、専ら文武の修行を命ぜられしものゝ稱なり。

極、究とは皆藝術階級の唱ひにて許の異稱なり。

高とは三百石以上の稱、卑とは三百石未滿の稱なり。また平士と稱せしは黒紐以下花色紐以上の總稱なり。

又者とは陪臣の稱にして高祿家の家臣なり。

產穢とは妻出產せば夫たるもの穢るとて七日間引籠り居るの謂なり。

浮人とは高掛のもの事ありて召放され、十三ケ月を經ればまた抱へらるれど、その間浮き居る者の稱なり。

勤中とは譬へば徒士となり、年數を經ればその相續人も徒士たるを得れど、左はなく己れ勤中のみ御通年割席たるの謂なり。

支配とは一身その人の指揮を受るの謂にして、差配とは譬へば一身屬する所、即ち支配を受る上役ありて、已れ他に兼務あり、その兼務にかゝることのみ指揮を受るの謂なり。

目次

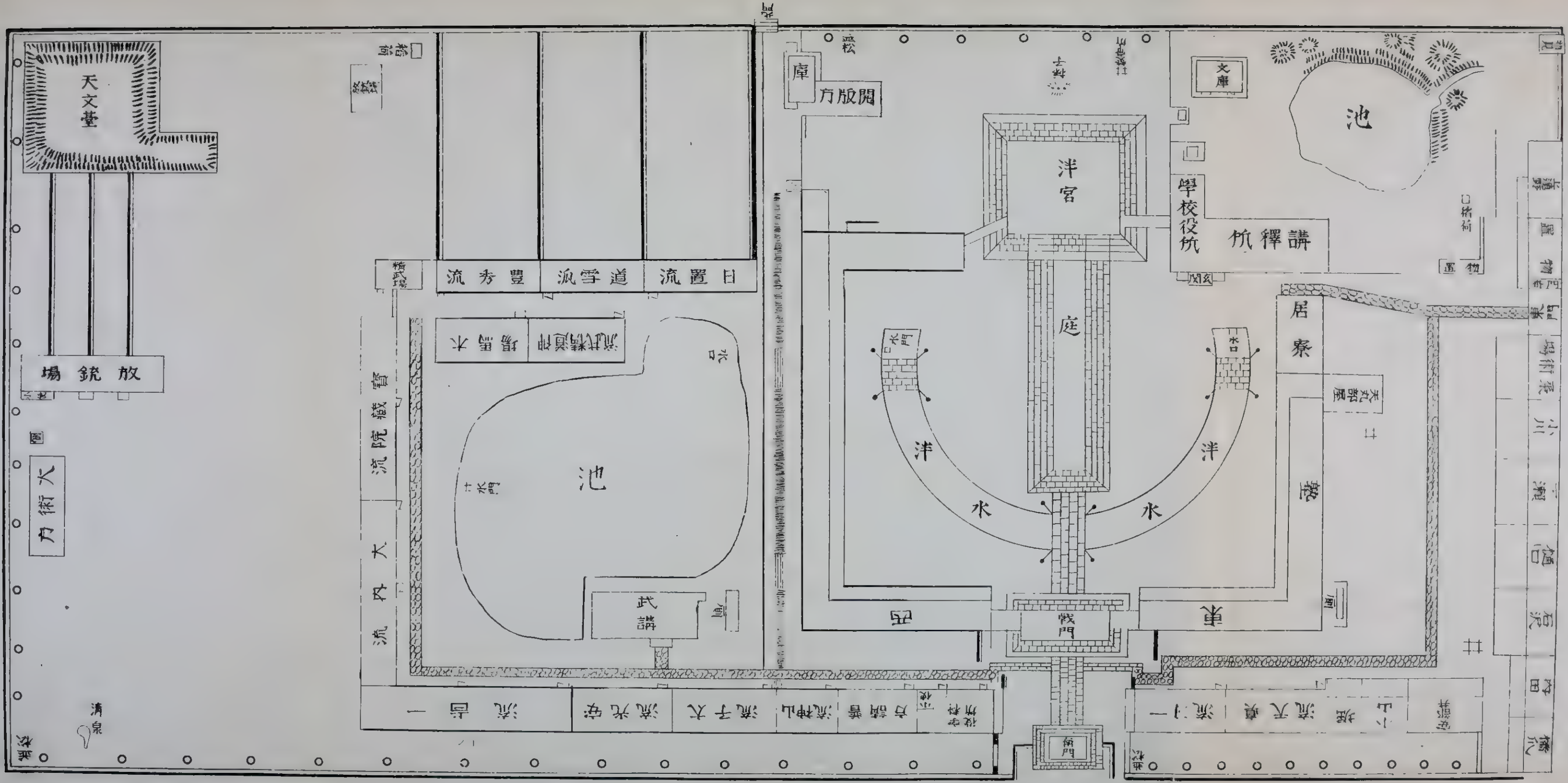
第六卷

第三十　古人事歴

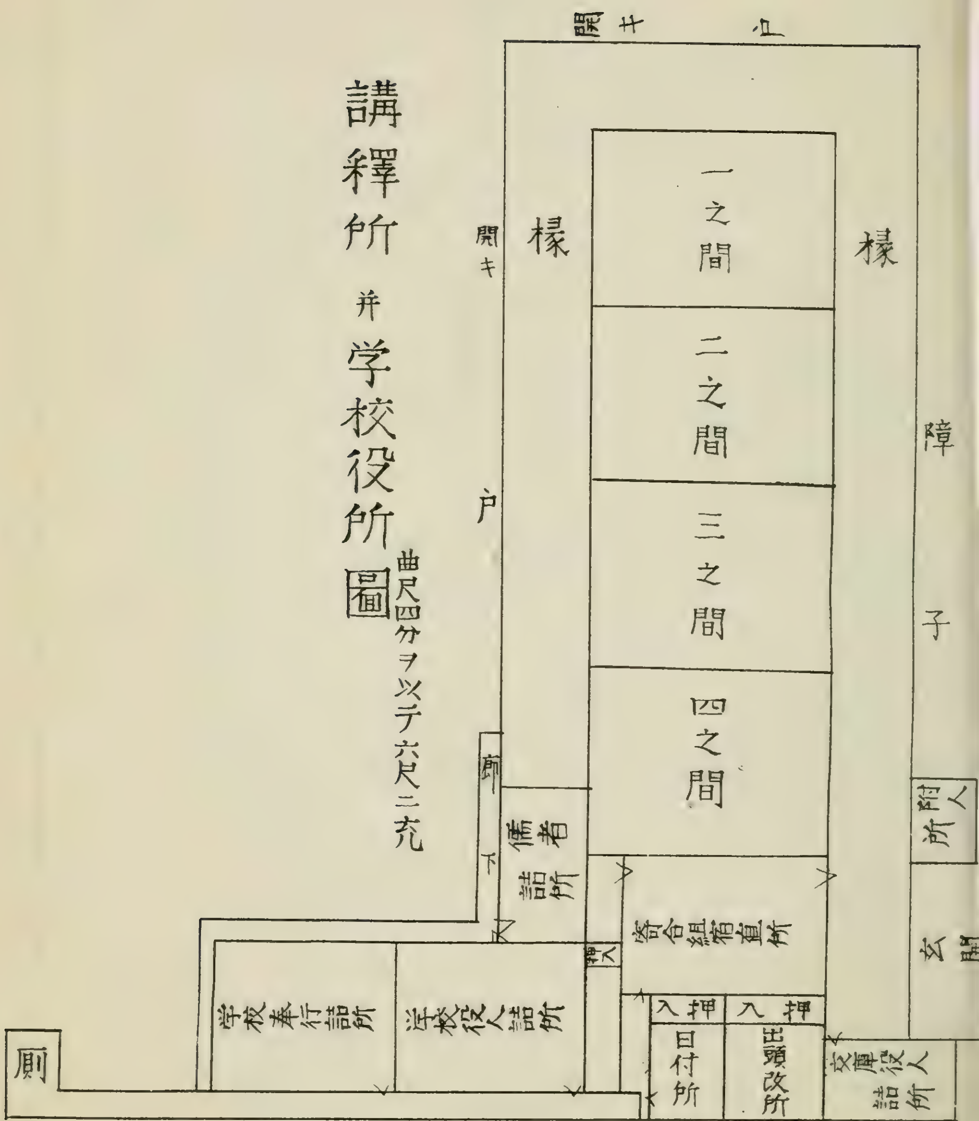
第七卷　別錄

[illegible]

第一　日新館圖

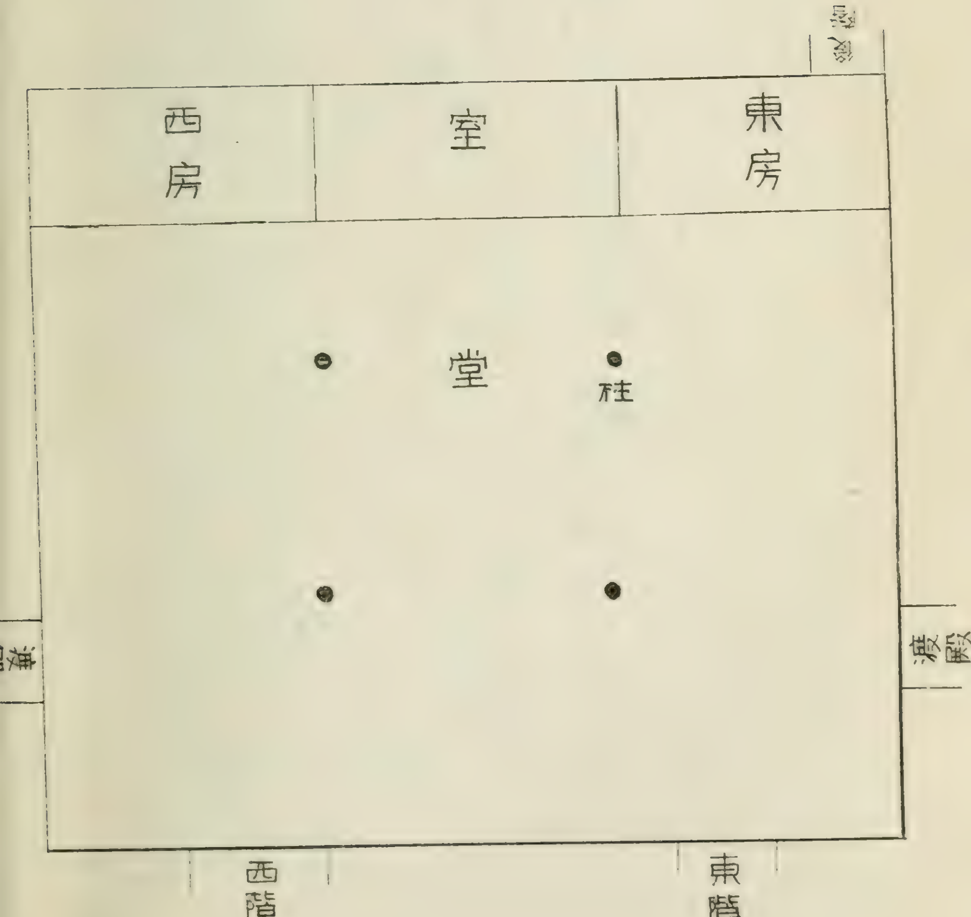


講釋所并学校役所圖 曲尺四分ヲ以テ六尺ニ充



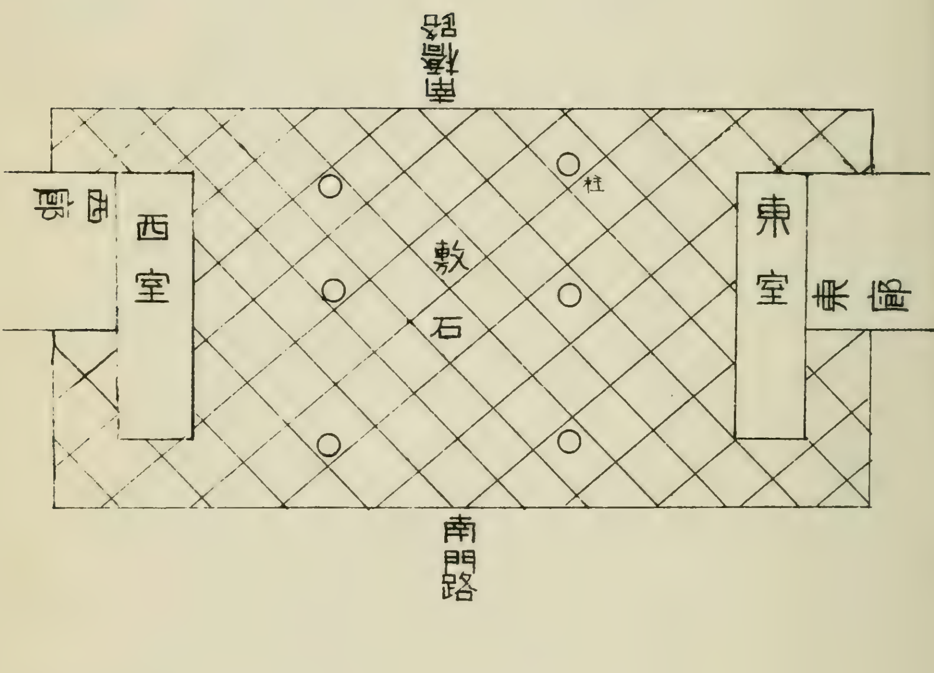
泮宮圖

曲尺四分ヲ以テ六尺ニ充



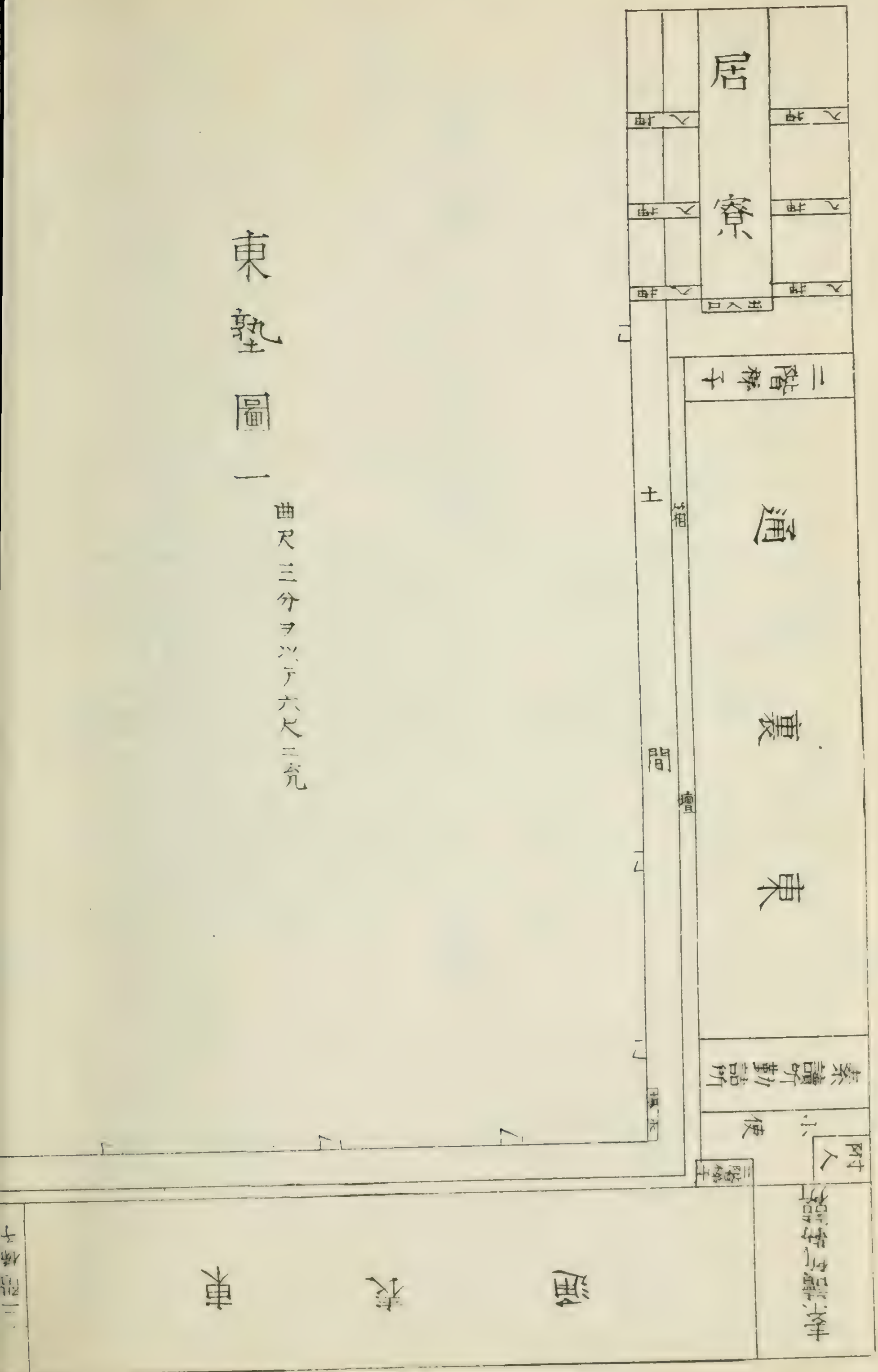
戟門圖

曲尺四分ヲ以テ六尺ニ充



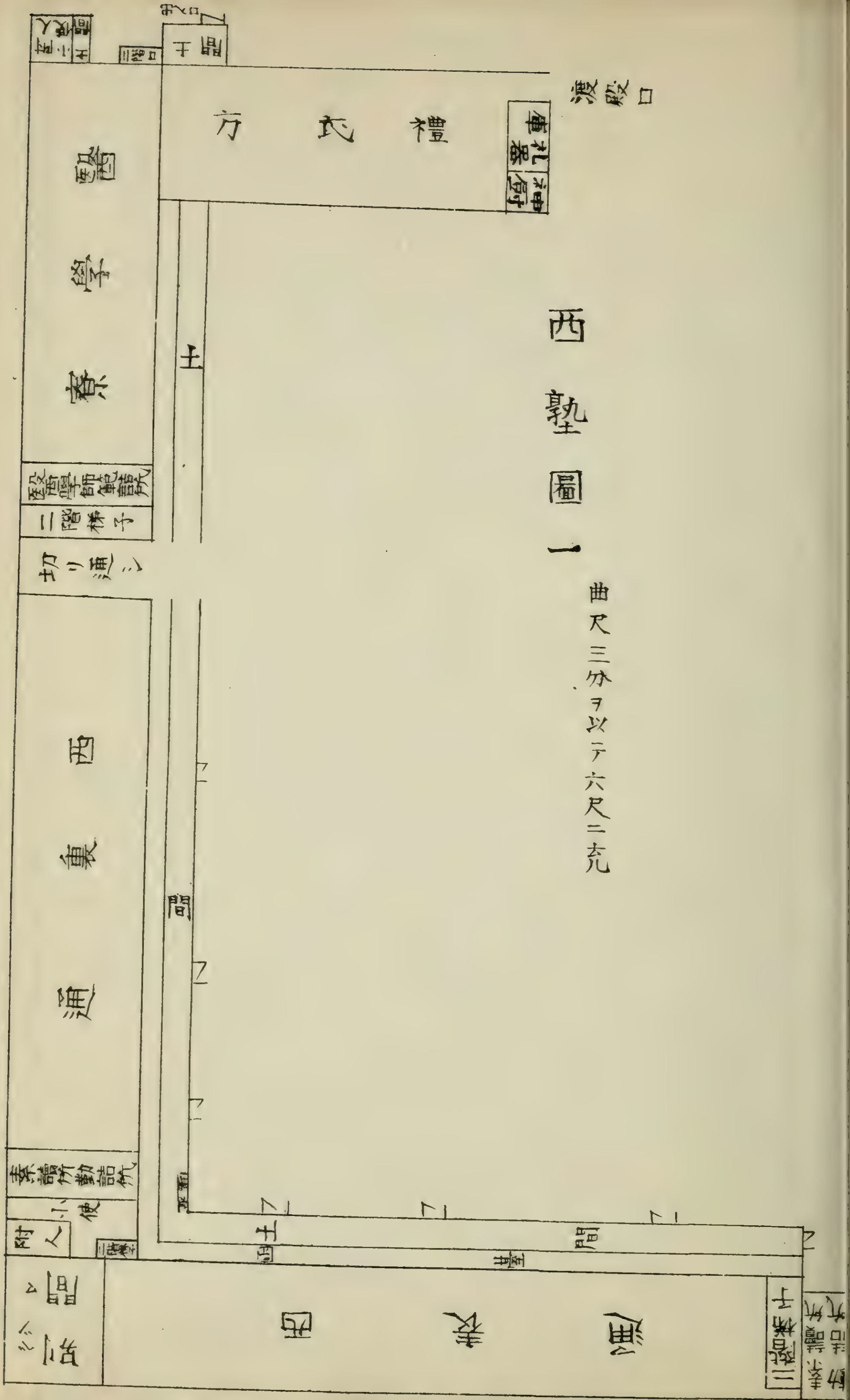
東塾圖一

曲尺三分ヲ以テ六尺ニ充ル



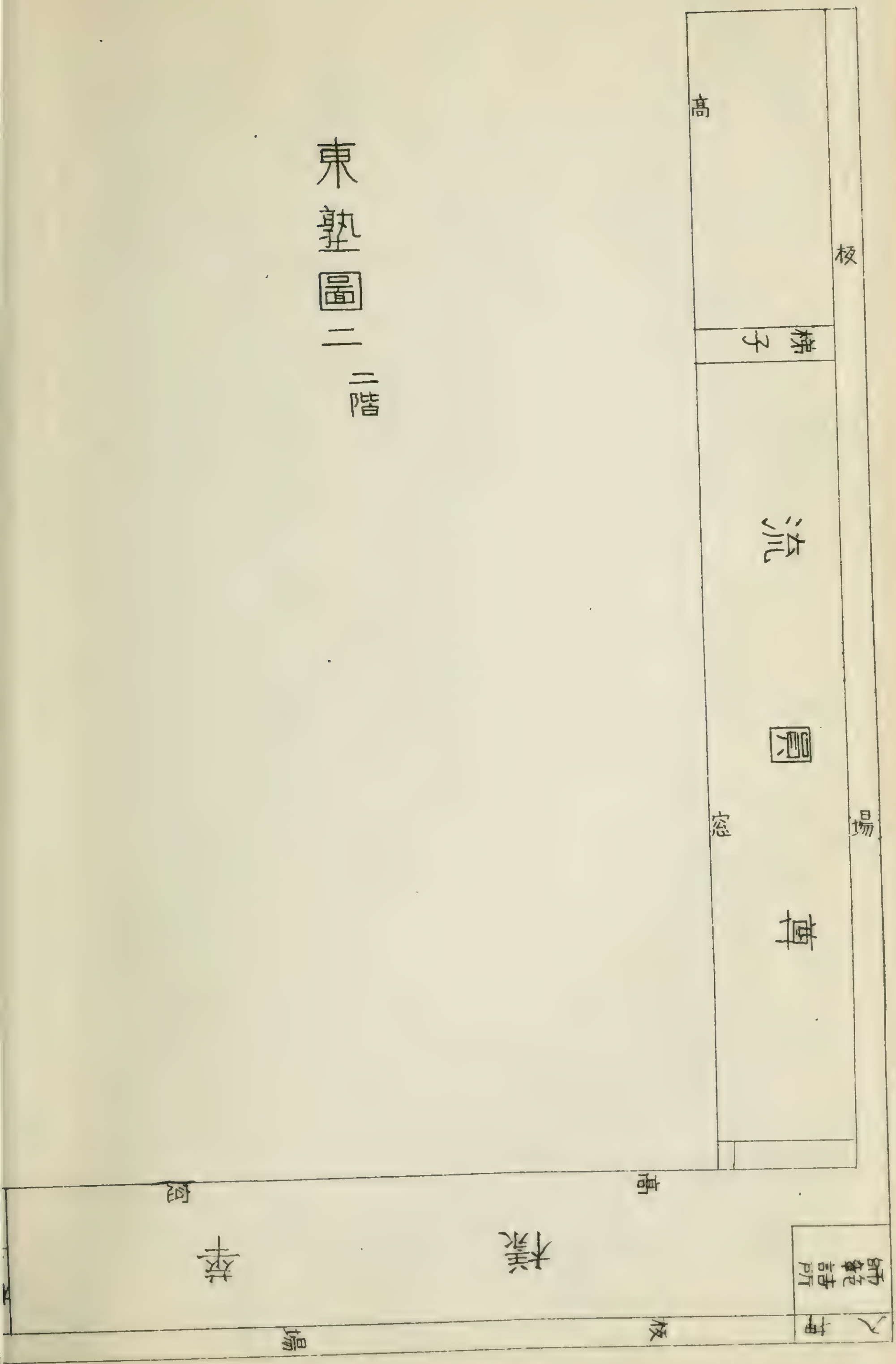
西塾圖一

曲尺三分ヲ以テ六尺ニ充ル



東塾圖二

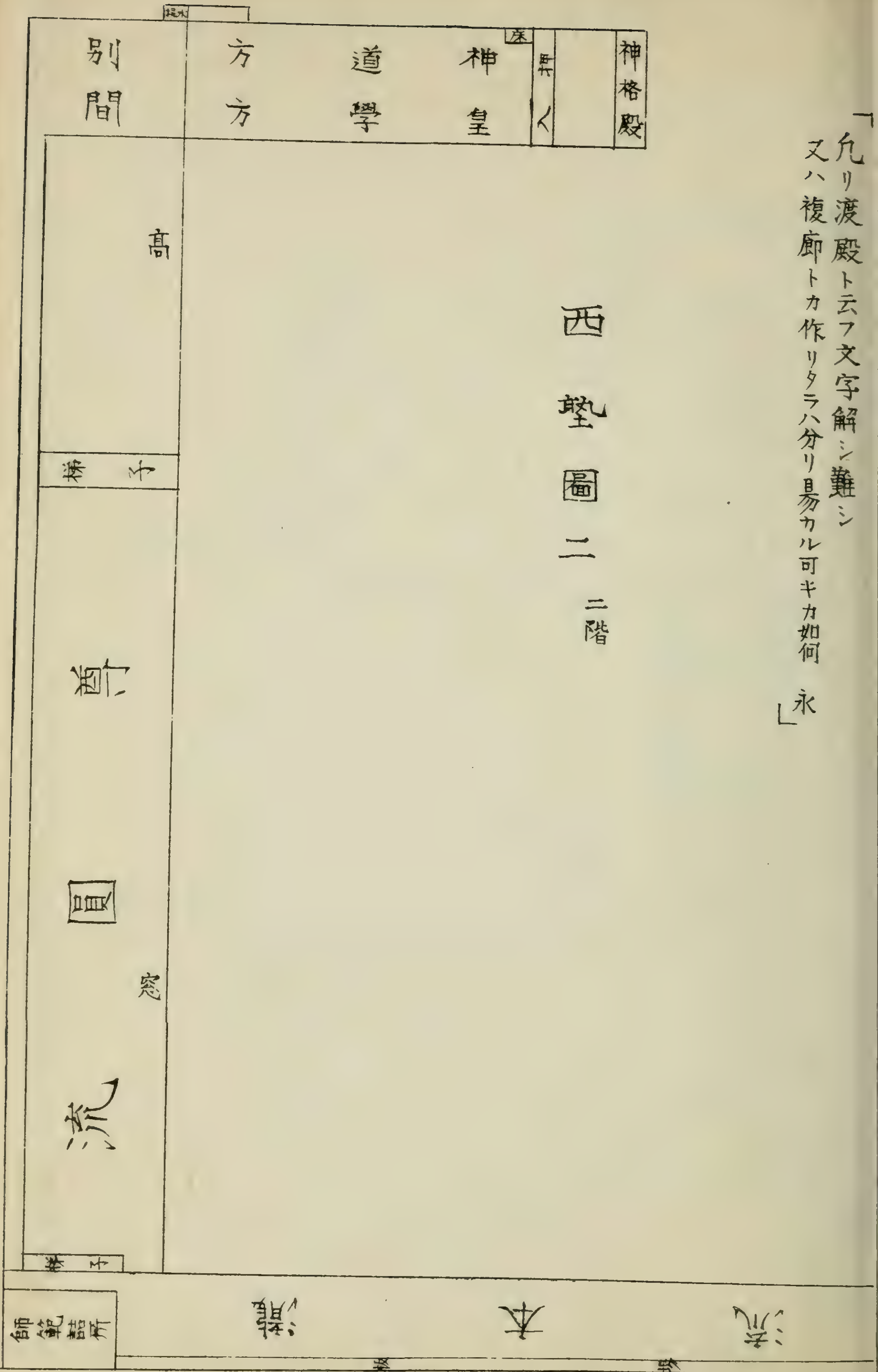
二階



「凡リ渡殿ト云フ文字解シ難シ
又ハ複廊トカ作リタラハ分リ易カル可キカ如何　永」

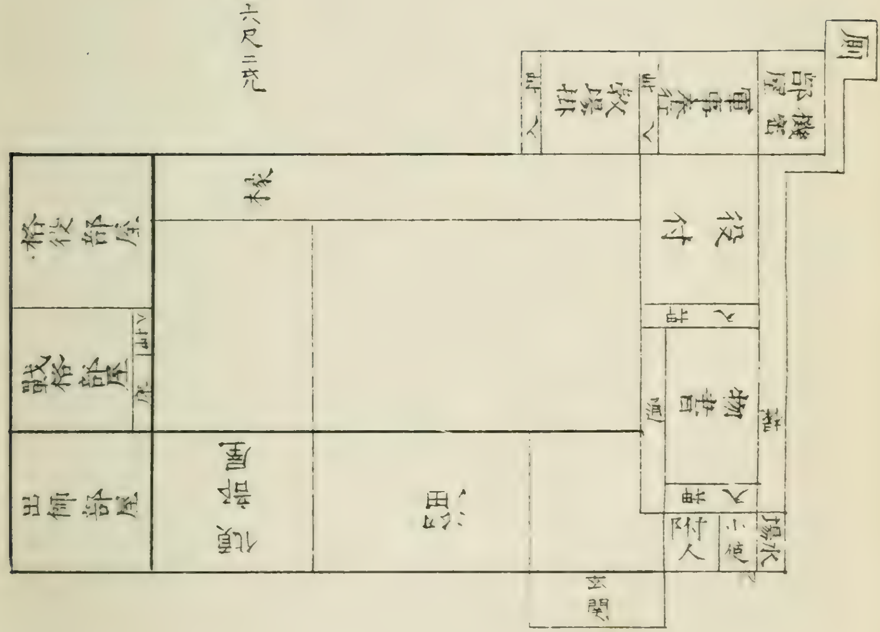
西塾圖二

二階

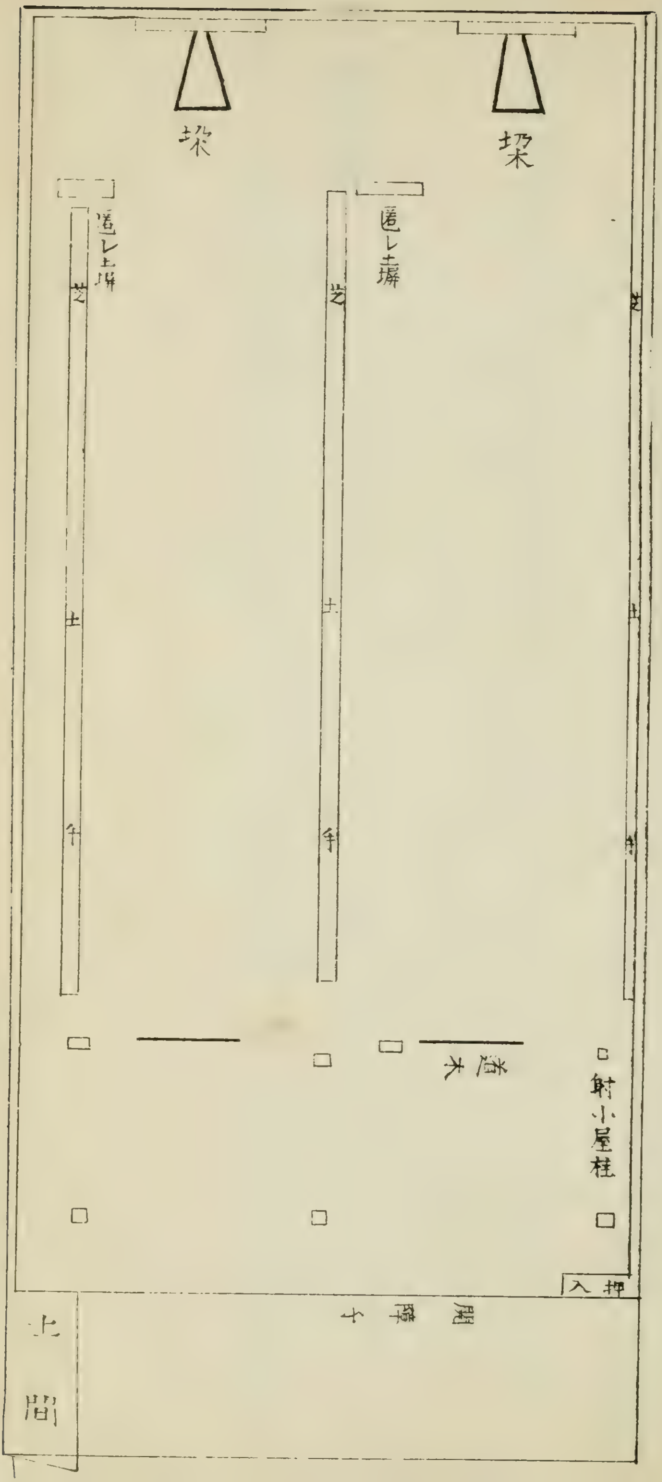


武講圖

曲尺三分ヲ以六尺ニ充

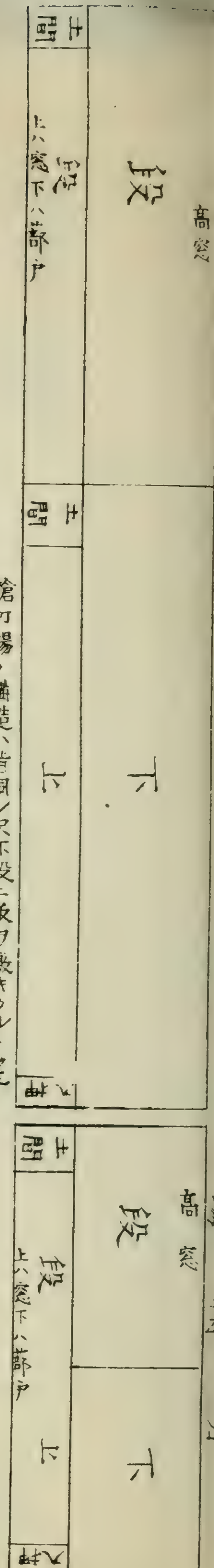


射場圖

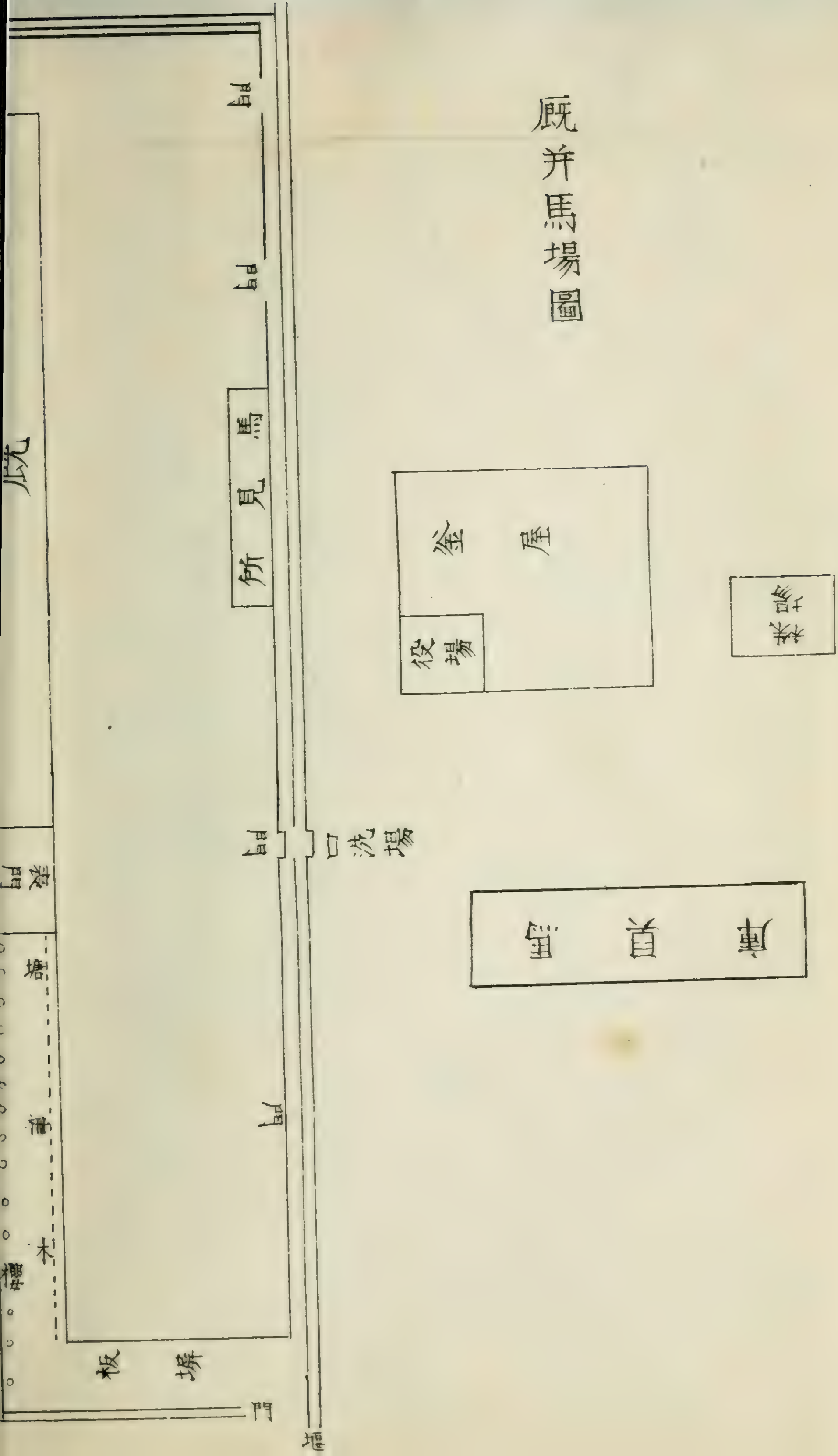


皆曲尺三分ヲ以六尺ニ充

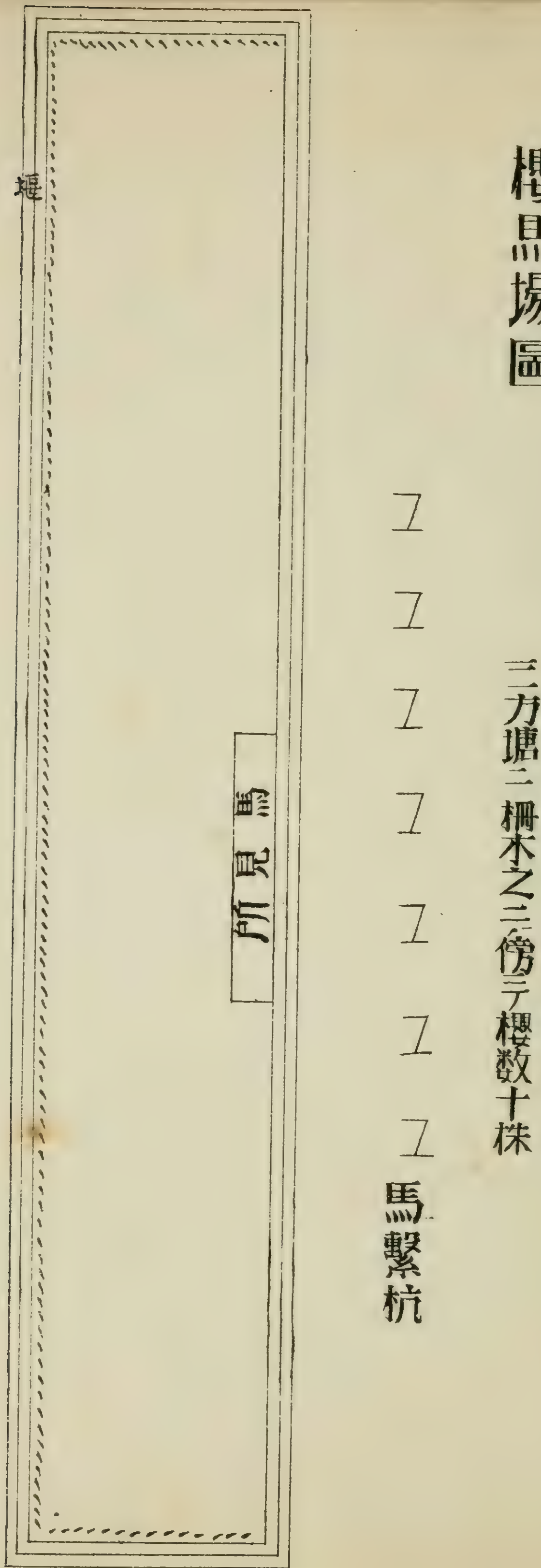
槍刀場ノ構造ハ皆同シ只下段ニ板ヲ敷キクルト筵ヲ敷キクルトアルノミ仍テ各一ヲ圖ス

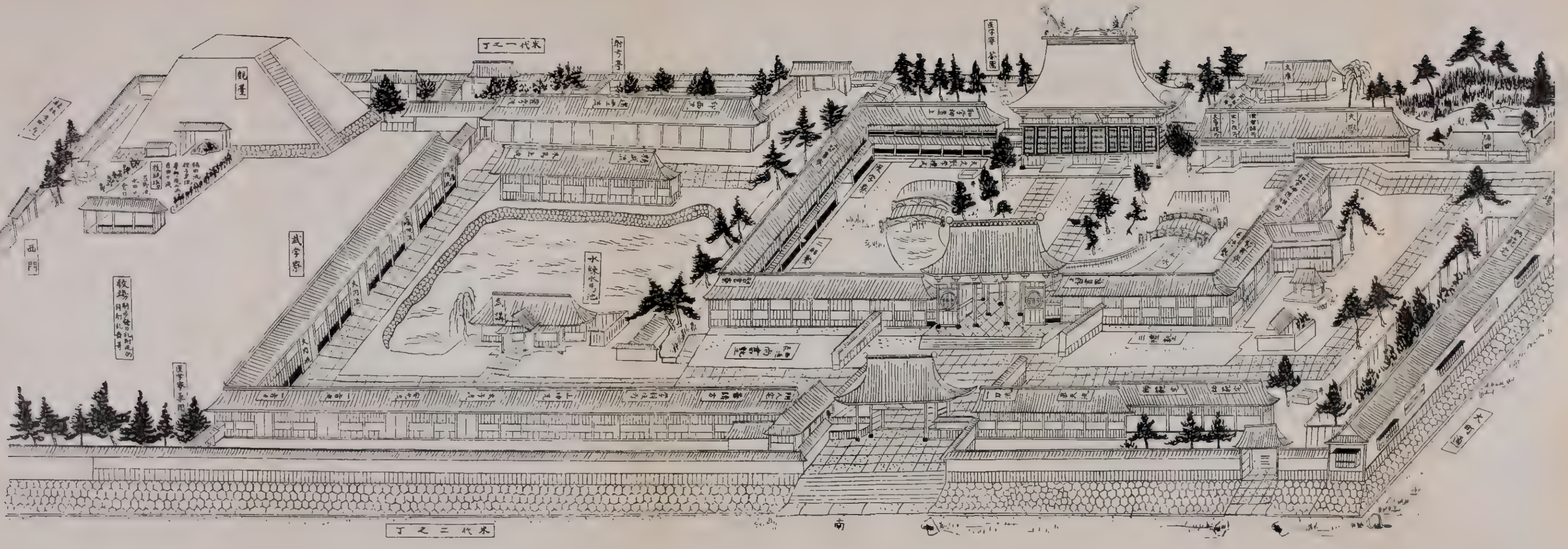


廐并馬場圖



櫻馬場圖





此圖は水戸藩の出品として帝國圖書博物館にある所のものを謄寫して石版にて摺り立てたりとて石井可没が寄附せしものなり、我藩より水戸へ贈られしものならん、そは何年なりしや今田村家の系譜を按ずるに仁右衛門隆都（圖畫に長じ山水をよくせり）文化元年九月學校の繪圖を献呈すと見ゆ、即ち隆都が畫きしものを贈られしにはあらぬか、新編會津風土記に挿入ありし圖に比し當時の眞影を觀るに可なるを以てここに付しぬ。

御ノ字射御書數ノ御ニ嫌ハシ射術ト改ムル如何　永

余輩ノ時ハ通常十二歳ヨリ入門ト稱シテ塾ニ入ルコトナリ十歳ヨリ入ルニハ願ノ上ナラデハ入ルヲ得ザリシヤウニ思ハル

誦師ニテ可ナルヤ句讀師ノ方カ通常ノ稱ハ素讀所勤ト云ヒシナリ

佐助モイカヾアラン句讀師手傳カコレモ通常ノ稱ハ素讀所手傳勤ト云ヒシヤウニ思ハル

文字ハ佳ナラズトモヤハリ當時ノ稱呼ノ儘ニ記シタク思フナリ

往時ト後世ト稱呼ノ異ナルハ分注ニ其ノコトヲ記シタシ然ラザレバ疑ヲ來スベシ　綱

此文新編風土記ニ因ル其時代ノコトヲ述シニテ跡ヨリ改削セザルヲ要ス但シ分注ニ變革ヲ表スル如キハ固ヨリ可ナリトス以下余所見ハ同樣ナル故ニ改削ヲ加ヘズ　安、永點

按ずるに館圖を證すべきものは新編會津風土記にしくはなし、幸に今全編の存するに因り抄錄して以て證となし、一二を補ひ間に管見を加ふる左の如し。

學校　若松之三 米代之部

日新館。 米代（コネダイ）二之丁ノ北頬に在り、周圍六丁餘。四方通リニシテ東ヲ大町通リトシ西ハ桂林寺町通リニシテ北ハ米代一之丁ナリ、初肥後守正之、學ヲ好ミ山崎闇齋ヲ聘シテ師トシ學ヒシカ、入封ノ初ニテ未タ國學創立ノ事ニ暇ナク、先郭外桂林寺町ニ於テ纔ニ學舍ヲ構ヘ、志アル者ハ此ニ入テ學フコトヲ得セシム、其後肥後守正容、父ノ志ヲ繼キ元祿元年本一之丁ニ國學ヲ建テ、中ニ聖廟ヲ營ミ是ヲ講所ト稱セリ、天明八年學制ヲ改メ師員ヲ增シ、國ノ子弟皆學ニ入テ業ヲ受ケ寛政十一年ヨリ別ニ武技ノ稽古所ヲモ構テ射御鎗刀ノ技迄學ハシム、サレドモ學舍狹小ニシテ稽古ノ便アシケレバ此地ニ營作ノ事ヲ始メ享和三年殿堂齋舍大カタ成就シ日新館ト名ク、同年十月遷座ノ式ヲ行ヒ孔聖及ヒ顏子ノ像ヲ安置シテ毎年春秋釋奠ノ禮ヲ行ハシム、文化元年文武ノ學寮悉ク成リケレハ百ノ技藝殘ナク兼擧テ人材ヲ養育ス、凡國ノ子弟十歳ヨリ以上毎朝塾ニ入リ誦師ニ就テ業ヲ受ケ、習書寮ニ入テ書ヲ學ヒ、十一歳ヨリ禮容及ヒ配膳等ノ儀ヲ學ヒ、十三歳ヨリ算術ヲ學ヒ、十五歳ヨリ武學寮ニ入テ弓、馬、槍、刀ヲ學ハシム、塾ノ生徒學業優レタル者ヲ撰テ大學ニ昇ラシム斯ク文學武技ノ場一所ニナリシカハ子弟常ニ此中ニ身ヲ寄セ生徒ノ總額千人ノ左右アリ、東西ノ塾分テ四トス、

又曰ク例ハ親裁ノ文字ナリ此ハ今時　帝陛下ニ限ル改ムベシトノ青評(綱)アリ愚ハ謂フ古文ナレバ妨ゲズ大半記ニ天平御謀叛ノ事トアルモ時勢ヲ知ルノ一端ナルベシ此ハ天保年間ノコトニテ僕モ同様ナリナレド安子ノ論ノ如ク舊來新編風土記ヲ本文ニシテ後ノ改革アルモノハ分注ニシテ表スルコト極メテ穏當ナリ永

毛詩、三禮、尙書、二經是ナリ、皆司業ニ分チ屬シ、誦師及佐助數員ヲ置ク、生徒大抵十人ヲ一組トシ、其長ヲ建テ出入往來ノ行儀ヲ輔導シ、諸ノ學寮皆師範及佐助數員アリテ生徒ヲ督課ス、總テ文武ノ學政ハ司成ノ掌ル所ニシテ家老ヲシテ職ヲ分チ之ヲ總統セシム、先ニ天明年學政ヲ改メシ時功令十二條ヲ定テ六科ト名ケ、又各科八條ヲ記シテ糾則ト名ケ、常ニ生徒ニ示テ勸誡ヲ加フレトモ、猶孝悌忠信ノ風ヲ厚カラシメンカ爲ニ童子訓二卷ヲ著シテ是ヲ子弟ニ分チ與ヘ其實行ヲ勵マセリ。

按ずるに講所創立の年月は何を以て元祿元年とせしや甚だ訝し、この書は官撰に係るものなり・家世實記、會津外史、帽山筆記等みな延寶二年の創立とし、元祿の前講所に係ることを載する一二ならず、元祿元年は孔像を講所に安置せられし歲なれば、孔像安置をこの年に係くる可なりと雖も、講所創立をこの年にかくるは大なる誤謬なり、學史に就て追讀せば明瞭なるを以て多く贅せず。

南門　泮宮正南ノ門ナリ東西二間一尺南北一間四尺餘、額ニ過化存神ノ四字ヲ題ス、阿部主計頭正精ノ筆ナリ、此門ヲ入テ戟門マテ道幅二間長七間皆敷石ナリ、西ニ番所ヲ設ケ東ニ腰掛アリ、凡外構ハ南北ニ塀ヲ廻シ東ハ表長屋ニシテ西ハ柵板塀ナリ。

按ずるに東西二間とは門柱の間の間數なり、袖と唱ひし左右の塀を合すれば六七間に至るべし。

阿部侯は備後福山の城主にして粽軒と號せられき、匾額は何れも欅にて横徑凡そ七尺餘文字は金

なり、柵板塀は後に土塀に換へられたり。

戟門　東西七間半南北三間、額ニ金聲玉振ノ四字ヲ題ス、白川少將定信ノ筆ナリ、左右ニ室アリ、左室ニ大皷ヲ掛置キ時ヲ報セシム、又左右ニ廊アリテ東西ノ塾ニ通ス、此門ヨリ石橋ノ前迄道幅二間長三間敷石ナリ。

按ずるに石橋の前まて長三間は謄寫の誤りならん、五間より短からず七間より長からずと覺ゆ、少將は樂翁と稱せし人なり。

東塾　戟門ヲ入テ右ニ在リ、東ヨリ北ニ折回シ大學校ノ前ニ至ル、梁間二間半棟間三十八間半、内ノ方ニ庇アリ二階造ナリ、戟門ノ東ヲ三禮塾ト稱シ、其北ヲ毛詩塾ト稱ス、二階ノ上ハ習書寮ナリ、北端ヲ居寮トナス、居寮ノ生徒ニハ既廩ヲ與フ。

西塾　戟門ヲ入テ左ニ在リ、西ヨリ北ニ繞リ又東ニ折レ泮宮ノ西ノ渡殿ニ接ス、梁間二間半棟間五十二間半、二階造ニシテ内ノ方ニ庇ヲ設ク、戟門ノ西ヲ尙書塾ト稱シ、其北ヲ二經塾ト稱ス、此二階モ習書寮ナリ、二經塾ノ北ニ通路ヲ開キ其北ヲ醫學寮トス、東ニ折回スル所ハ禮式及算術、天文等ヲ學フ所トス、此ニテ又散樂ヲモ習フ、東端ニ神厨アリ、二階ノ上ハト部、垂加ノ神道及和學ヲ敎ル所ナリ、又醫學寮ノ北ニ數寄屋ヲ設テ茶寮ト名ク、茶ノ湯ヲ敎フル所ナリ。

按ずるに散樂は能樂なり、當時は御前能（君前にて演するの謂）を稽古せしよしにてその舞臺及ひ裝束は學

校に藏せり、後世は雅樂の稽古のみにて能樂はなかりしが、その諸生に觀せらるゝや御前能の稽古に擬しその器具を用ひたりき、茶湯の稽古も後世は廢せられたり。

泮水　大學ノ前ヨリ泮宮ノ南ヲ廻リ西塾醫學寮ノ前ニ至ル、廣三間長一町二間、左右ノ涯ハ本郡篠山村ヨリ產スル材木岩ヲ並べ積メリ。

石橋　三箇所。一ハ戟門ノ北ニテ泮宮正南ノ橋ナリ一ハ東塾ノ西ニアリ一ハ西塾ノ東ニアリ共ニ泮水ニ架ス長三間幅三間泮宮正南ノ橋ヨリ左右ニ分レ堂途アリテ東西兩階ノ下ニ至ル、各長二十間幅一間半敷石ナリ。

泮宮　高五丈八尺、東西九間二尺一寸南北八間二尺四寸、南面ニシテ屋根ハ皆銅ナリ、△前ニ東西兩階アリ、後ニ側階アリ皆五級ナリ、室堂戶牖ノ制皆唐土三代ノ典故ニ倣フ、南面ノ中央ニ額ヲ懸ク大成殿ト題ス、水戶中納言治保卿ノ筆ナリ、室ノ奧ニ孔聖ノ像ヲ安シ顏子ノ像ヲ配祀ス、室ノ左右ニ東西房アリ、鄉飲酒、鄉射等ノ禮皆此所ニテ行フ、每年春秋ノ仲月上丁ノ日釋奠ノ式アリ、前日司業主祭官トナリ齋戒シテ洗掃陳設ス、其日家老祭ヲ監シ諸有司之ニ蒞ム、文武ノ師範諸執事皆拜禮アリ、其朝初獻官、（司成之ヲ勤ム、以下ノ役々司業及講師、佐助、錄事之ヲ勤ム、缺レハ大學生之ヲ補フ）亞獻官、（終獻官、）陪祭官、（三獻幷陪祭官皆贊介各一人アリ）掌儀、祝司樽、啓櫝者、講師、讀師、齋郎、司樂、樂工等官次ヲ出テ戟門ヲ入リ東階ヨリ升リ堂上ニ坐ス、掌儀室ニ入リ啓櫝ト唱フ、啓櫝者室ニ入リ先聖ノ櫝ヲ啓ク、初獻官入テ幣ヲ獻シ酒ヲ酹ス、啓櫝者

本郡穩カナラザルニ似タリ　永

分注ニ人々呼テ聖堂ト稱ス　安、永點

△板屋根ニスルコト分注アリタシ　永

此等ノコト三代同シカラサルニ似タリ、唯唐土ト斗ニテハ如何　永

往昔ハ司成、司業誦師、佐助、錄事講師等ノ名ナリシヤ、後ニハ學校奉行、（即大司成）學校奉行添役、（即小司成）儒者、儒者見

習、素讀所勤云々ト稱セシナリ、故ニ分注ニナリトモ今昔稱呼ノ變セシコトヲ記シ置キタキナリ
監察ト云ハズ學校目付ト云フ
綱

又配祀ノ櫝ヲ啓ク、陪祭官入テ配祀ノ神前ニテ酒ヲ酹ス、畢テ樂工樂ヲ奏ス、掌儀奠供ト唱フ、齋郎次第ニ饌具ヲ送ル、初獻官、陪祭官、受テ先聖及配祀ニ獻ス、三獻皆樂アリ、次ニ陪祭ノ禮ヲ行ヒ畢テ福ヲ飲ミ胙ヲ受ケ饌ヲ徹シテ櫝ヲ闔ツ、經師堂ノ中央ニ南面シ經書ヲ講ス、讀師西面シ講師北面シテ祭ニ與ル者獻スル所ノ詩ヲ讀ム、掌儀、送神ト唱ヒ、司樂、送神ノ樂ヲ奏ス、畢テ初獻官以下序ノ儘ニ退ク、此時又樂ヲ奏ス、最後ニ祝文ヲ焚キ幣ヲ埋テ祭ニ與ル者大學ニ宴ス、文武ノ執事及輕キ役付迄塾或ハ武學寮ニテ宴アリ、又四時ノ仲月文武ノ師範、佐助及生徒ヲ此堂ニ集テ、司成、六科、糾則ヲ讀ミ勸懲ヲ示ス。

按ずるに五丈八尺は軒に迄るの高さなり、屋上の甍迄を通算せば十丈に及びしならん、これを或匠工に問ひしに屋上の勾配緩急如何といふを以て、急にして徒手昇り得す鎖を攀ぢて昇りしと答へしかは、然は七寸の配ならんとて算を執て檐端より甍迄各八間にして礎石より直立甍迄は高さ十五間に及ふへしと答へき、近來は銅を剝き栗小羽板の厚葺（椽葺と唱ふ）なり、階は一尺角にてその兩端には銅を張り常には板を以て蔽ひぬ、又甍上と檐端の四角に銅製の獸あり、甍上の獸を蚩吻（俗に鬼犾頭といふ、蚩吻の字は和漢三才圖繪に據る。）といひ、軒端の獸を鬼龍獅といへき。

泮宮はさらなり以上の南門、戟門、及ひ下の渡殿、東門の四つは何れも用材は欅の素木、泮宮のみは内は洗地塗（アラヒヂヌリ）にて、柱は戟門と泮宮と丸木、戸板は欅の玉理（タマエク）にて疊戸なりしが鉸は唐銅なりき。

屋椽（タルキ）は二段になしその檐端まで凡そ九尺四方斜椽（オホタルキ）なり。

因に曰當時工匠の術進歩せず、斜椽の方をしらず、江戸に出て昌平坂大成殿の模樣を見しに。その割合解し得ず茫然として彳み居たりしに、匠工の如きもの來りて何故ぞと問はれ。かくかくと答ひければいと易きことなりとて敎へくれけりとなん古老の語りつゞくるまゝ。

匾額もみな欅の玉理なりそを洗地塗とし、文字は彫みたるに金を塗り黒塗の間縁なりき、今高橋重載 誠八 か所藏に大成殿のを模寫せしものあり。板の徑横は二尺一寸、縱四尺二寸、文字の大さ一尺四寸不等なり。

祭式は文政以後略せられし由にて委細は雜事門に載せ爰に略しぬ、瘞幣所は堂背に方六尺許に柵を繞らし置きたり。

堂後にいと太き丸木三本を檐端に架し横には細木數十本を蕨縄にて結び梯子となしおきぬ。

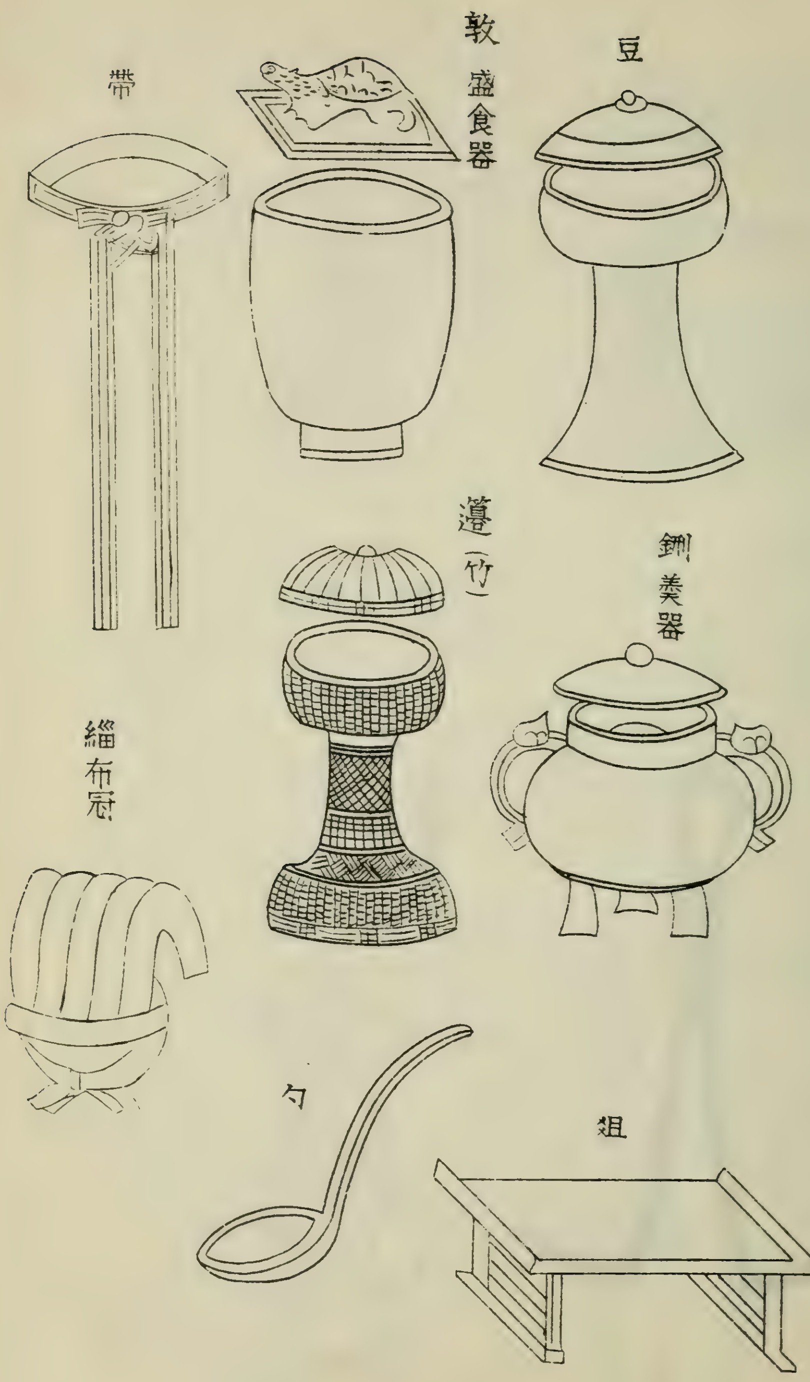
複廊ニ作ル如何　永

渡殿　泮宮ノ東西ニ在リ、東ハ長三間半餘幅一間大學ニ通シ、西ハ長三間神厨ニ通ス、共ニ勾欄アリ。

禮器

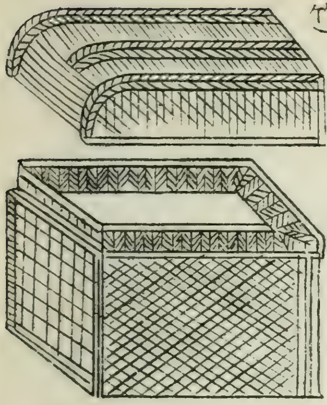
豆三　鉶二　俎三　敦四　籩二　勺一　祝板一　幣篚一　罍並鼎二　觶四　几一　沙池二　蒲筵二　紅罽二　香爐一　香合一　香筋一　屏障一　饌案二　書閣一　文臺一　圓坐一

右二十二品釋奠ノ禮ニ用フ。

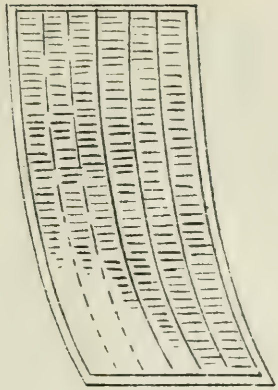


敦
盛食器
豆
帯
籩（竹）
鉶
羹器
緇布冠
勺
俎

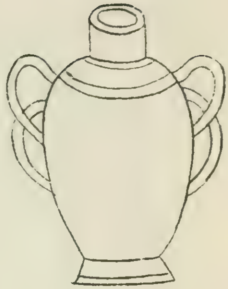
筐(竹)



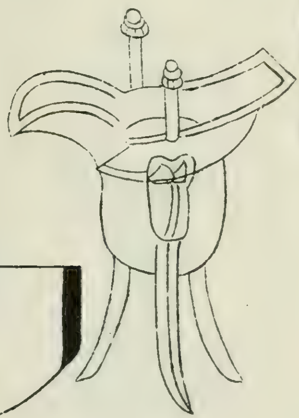
蒲筵



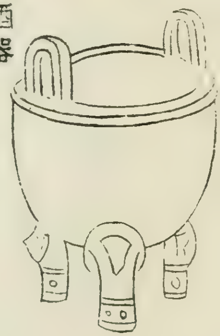
罍



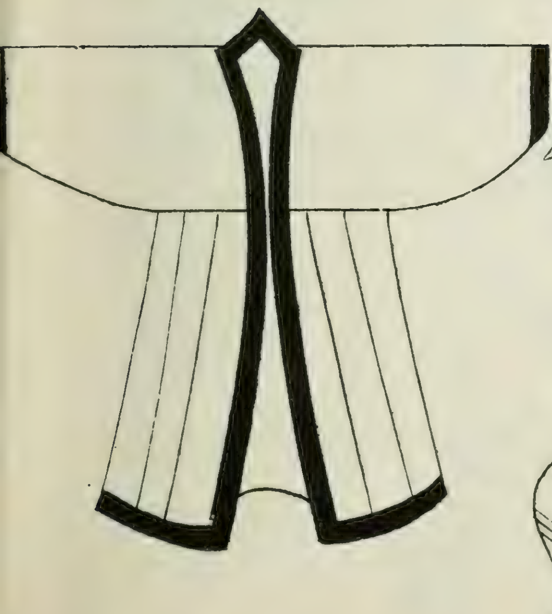
爵 飲酒器



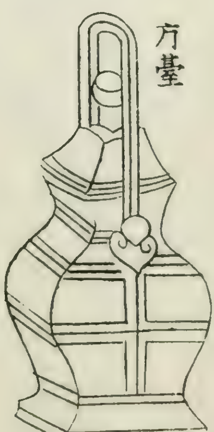
鼎



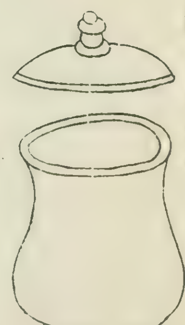
深衣



方壺



觶 飲酒器



爵三　觶五　方壺并鼎二　斯禁二　籩二十　拭巾五　豆四十　俎四　洗罍一　洗一　勺三　鑊一
篚二　深衣并大帶三十　緇布冠三十　席十二　青組纓及簪幅巾アリ、

右十六品鄕飮酒、鄕射等ノ禮ニ用フ、

按ずるに禮器はすべて古書古圖に據て製せられしものなるべきも、唐制にも沿革ありて大體は定式あれど異容なるもの多かるべし、然れば當時我藩にて用へしは如何なる形容にてありしや釋菜の時一見せしのみにて今考ふべからず、五經圖彙に載する所の圖を摸したゝ考古の料に充るのみ。

「」御ル如何　永

「」此モ御ル如何　永

大學　泮宮ノ東ニアリ、東西十二間南北四間半、西端ヨリ北ニ繚レル所ヲ司成、司業、監察等ノ詰所トス、四塾生徒ノ勝レタル者ヲ考試シ進メテ大學生徒ト稱ス、常ニ經義ヲ研究シ會讀及作文ヲ業トス春秋ニ對策アリ、又此所ニテ雅樂書畫及詩歌ノ會アリ、詩歌書畫ノ會ニハ宴ヲ開ク。

「按ずるに庭池ありて東北に磐梯山を望み景色優雅なり、こは安永頃の江戸より來りし園師目黒城庭か創築なりとの口碑ありしが、此頃は井深氏の賜邸なりければ同氏の爲に築きしならん。」

文庫　大學ノ北ニアリ四間ニ二間。

「按ずるに庫中の書籍は幾百部なりしや今考ふべからず」この外二之丸の内庫よりも交通下付ありき。

東門　東ノ方大町通ニ出ル門ナリ、日新館ト云額アリ堀田豐前守正毅ノ筆ナリ、北ノ方ニ番所アリ、門ノ南ハ文武師範ノ居處ニシテ北ヲ學料役所ト名ケ館中ノ用度修繕ノ事ヲ司ラシム、十二間ニ二間半。

按ずるに堀田侯は江州宮川の太守なり、學料は後南門の西に遷され、その跡は炭室と師範の長屋とに變したり。

學饌所　東塾ノ東ニ續ク、東西六間南北三間五尺、生徒ノ食ヲ設クル所ナリ。

按ずるに居寮にある生徒の飯炊所にてこの名ありしならん、近來は通して夫丸部屋と唱ひ七八の

人夫の寄宿する所にして後にある司役舍を毀てこゝに移されしならん。

文武師範居宅　二個所ニアリ、一ハ東門ヨリ南ニ續ク表長屋ナリ、東西三間南北三十七間、一ハ武學寮ニ續キ東塾ノ東南ニアリ、東西十四間南北三間。

武學寮　三個所ニアリ、一ハ南門ノ東ヨリ文武師範ノ長屋ニ續ク、東西十六間南北三間、眞天流、一刀流ノ劍術寮ナリ、一ハ南門ノ西ヨリ武講ノ西南ヲ繞リ射弓亭ノ前ニ至ル、梁間三間半棟間八十四間、大內流、一旨流、寶藏院流ノ槍術、安光流、精武流、太子流ノ劍術及精武流ノ柔術ヲ學フ寮トス、一ハ射弓亭ノ南ニアリ、東西十二間南北三間、新天流ノ劍術及大坪新流、同古流ノ木馬ヲ習フ所ナリ、一流コトニ坐ヲ別ニシ相通スルヲ許サズ。

按ずるに精武流の劍術柔術寮とありしが後世の山神流と普請方の處にありしなり、唐木家系譜に據れは文化六年六月柔術を宅に移されしが稽古場これなきがため、普請金三兩下され會日に學校に出つべしと命ぜられし旨見ゆ唐木紹淵助之進は當時の師範なり、後また該流の日新館に入りしことは後項にのせぬ、また新天流は師範は千里某とて班席卑かりければ、文政の度獨禮以下は學館に出づべきことになりし時師範の宅に移され、精武流の劍術もこゝに移りて、館圖の如き位置に改まりしなり。

武講　西塾ノ西ニ在リ、東西九間南北四間、此及ヒ教場ノ事ハ皆軍事奉行ノ司ル所ナリ、常ニ會日ヲ

槍ノ字金ニ從フアリ又木ニ從フアリ同ジクハ一ニ居ランカ否カ見ル所ハ木ニ從フ方妥ナラン　永

「一刪ル可ナラン　永

定メ侍（サムラヒ）大將及物頭等武役ノ者ヲ始メ、子弟共ニ兵書ヲ講習スル所ナリ、師範及佐助數員アリ。

按するに侍大將とは班席表に載せし番頭、新番頭の謂なり、初に掲げし繪圖の間尺は本文に比せは稍大なるは後世増築ありしを以てなり。

池　武講ノ北ヨリ西ニ廻レリ、周八十五間樋ヲ地中ニ伏セ泮水ヲ引テ此ニ湛フ、水馬及水練ノ業ヲ習ハシムル所ナリ。

射弓亭　池ノ北ニ在リ東西二十七間南北三間半、道雪派、印西派、豐秀流三流ノ射技ヲ肄フ所ナリ、各的場アリ、是モ一流コトニ場ヲ異ニス。

北門　北ノ方米代一之丁ニ通ル門ナリ、此外ニ三ノ門アレドモ常ニ鎖シテ往來ヲ禁ズ。

教場　武學寮ノ西ニテ東西十七間南北五十間ノ芝原ナリ、旗手及金鼓角子ヲ習フ所トス、騎歩、槍、刀ノ術及騎射、打毬、遠的、禮射等ノ稽古アリ、東方ニ九間ニ二間半ノ舍ヲ設ク、會日ニハ軍事奉行以下諸ノ役人出テ此ニ坐ス、左右ニ內營舍、外營舍アリ、鼓角ノ合圖ヲ習ハス所ナリ、內營舍二間ニ一間半、外營舍四間ニ一間半、西南ニ清水アリ下流米代二之丁ノ渠ニ入ル極テ清洌ナリ。

按ずるに「教場は營舍ありて旗角を教ふる所なるを以て名けしならん」芝原は通して廣原といひき。その九間に二間半の舍及ひ內外營舍はいつの頃にや廢せられしと見え近來はなかりき、故に芝原は東西十七間に超え三十間に餘るへしと思はる、南北の五十間も北端の放銃場を除きし間數

ならん。

觀臺　教場ノ北ニ在リ、基趾方十二間餘、臺上方五間半高三間半、天文稽古ノ爲ニ設ク。

放銃教場　觀臺ノ南ニ在リ會日ヲ定メ砲術ヲ稽古セシム。

按ずるに放銃教場は俗に角場(カクバ)と稱ふ一區なりしが、安政の初年天文臺の南に移し更に三區を增し、慶應年に至り又更に初の處に設けられ併て五區となりにき。

司役舍　射弓亭ノ南ニアリ、掃除及諸用ニ給仕スル小者(コモノ)ヲ置ク所ナリ。

倉　司役舍ノ南ニアリ。

按ずるに司役舍と倉とは何の頃に毀たれしや近時はなかりき、その小者は前項の掌饌所に遷されしと見ゆ。

柔術場　一個所、射弓亭ノ西ニ在リ、東西五間南北二間半、文久年間ノ移立ニシテ精武流ノ專有ナリ。

火術方　一個所、放銃教場ノ南ニ在リ、東西三間南北八間、安政初年ノ創立ナリ。

開版方　北門ノ東ニ在リ、東西六間南北三間、傍ニ倉庫アリ、東西二間半南北四間、天保末年ノ創設ナリ。

以上の三所は新編會津風土記編成後の創築にして、該書に載せざる所なるを以て此に補錄す。

若松之二　本一之丁

櫻馬場　埋門道ノ西ニアリ土居ニ櫻樹多キ故此名アリ、長二町八間餘幅七間餘諸士ノ乘馬ヲ調習スル所ナリ、南ニ馬見所アリ、此馬場昔ハ本城ノ西北原中ニ在リ、葦名直盛ノ時犬追物ノ馬場ニ營ミ御物馬場ト云シヲ（和名鈔ニ馳射ヲ於無毛乃以流ト訓ス御物ノ稱古言ノ遺稱ナルベシ）氏郷内郭修理ノ時今ノ處ニ移セシト云。

按ずるに埋門は三之丸より本一之丁に通ずる凶門なり。直盛は佐原義連八世の孫若狹守といへり、至德元年初めて黒川城（即ち若松城）を築きしを、蒲生氏郷（參議兼飛彈守）封に就き文祿元年修理せしなり。

若松之二　本二之丁

厩　本二之丁ノ南頰桂林寺町通ノ角ニアリ、加藤氏ノ時ヨリ此厩アリ内ニ馬場アリ、昔ハ東西厩トテ二箇所アリ、近キ頃合シテ一所トス。

按ずるに加藤氏とのみなれば嘉明（左馬頭）なるや、はた明成（式部少輔）なるや知ること能はず、東西厩のことは學史門延寶元年の條に詳なればこゝに辨せず。

因に曰亂後兩所とも畑となりしが、その馬場跡を開拓するに下には一面に大石を敷き、その上に砂利をしき、又その上に砂をおきたるものにて、畑となすには非常の勞力を費やし功を成せしとそ、かくせしは馬場を築くの法なりと共の道を知る人語りき。

若松之三　甲賀町之部

青藍舍　甲賀町ノ南端東頰ニ在リ、師範ヲ置キ佐助數員之ニ隸ス、家人ノ班卑キ者ヨリ足輕同心等ノ

子弟マデ此ニ入レ誦師ニ就テ業ヲ受ケシム、俊秀ナル者アレバ考試シテ國學ニ昇ス、又習書、數學等ノ稽古ヲナサシム、國學日新館ニ隷ス。

若松之七　　花畑之部

友善舍　花畑大通ノ北頬ニ在リ、家人ノ班卑キ者此ニ於テ學バシム、其制總テ甲賀町靑藍舍ニ同シ、國學日新館ニ隷ス。

按するに兩舍とも之を學館といへき、學政改革文政の度より足輕同心等はこゝに入るを得ざることゝなりき、學史門文政三年七月七日の條に詳なり、今二舍を圖せんとするも記憶なければ識者を俟んのみ。

猪苗代城之内　　耶麻郡之二

學館　二之丸城代屋敷ノ内ニ在リ、諸生受業ノ次第大抵國學日新館一塾ノ作法ニ倣ヒ、塾師ヲ置テ是ヲ司ラシム、毎歳春秋司業一人ヲ遣シ業ヲ試ミ勤怠ヲ監セシム、習書寮モ同所ニテソノ作法右ニ倣ヒリ。

武學寮マタ城代屋敷ノ中ニアリ、日新館ノ武學寮ニ倣フ事前ニ同ジ。

角場　帶郭北ノ方ニ在リ。

的場　三之丸南ノ土居際ニ在リ。

第二　教令

按ずるに教令多くは法度書に載する所に據り、又他の書に散見するもの一二を載すと雖も古昔の教令は考ふべからず、天明年改革に際し節目變更ありて廢せられしものは法度書に記載なきを以てなり、舊諺類聚、率由舊章及び日記類寄等の書にして通覽し得ば遺漏なきを得べきなり。

○寛永十四年巳丑十一月十二日　抄略

忠孝を專にし常に武藝に心懸け禮義を不可亂事

○慶安五年壬辰正月十一日　抄略

文武不相離忠孝禮義を專にして武勇智謀を可相嗜役々奉公の間文道武藝を不習して無益放逸に遊ふ者心懸薄之所致也勿論分に隨ひ武具可相嗜不可好無益之道具事　以上三代餘日集

○正保三年丙戌十一月十二日

御家中若輩成子共鷹を持候儀不似合樣に被思召候親々致分別末々武藝の足に成候藝を爲心懸尤に候併し鷹持候儀急度御法度被仰出候にては無之候　舊諺類聚

○元祿元年戊辰八月廿三日　抄略

中將樣　土津神君　甚御學問を御好被成候に付御家中之諸士並町在鄉之者に至る迄好學問候者間々有之候今以不失御餘風樣にと思召候御家中之士庶人並子弟醫師等講習之望有之候はゝ被設置候講所にて

可令會集候且又町之者等講習致候はゝ町之稽古堂にて可相學之事

一諸士之面々常々武備不可相怠候若又抽衆入勵武藝其藝品々究之或は武具人馬等相應に所持之平生身持能く軍用之貯等迄有之不意之御用にも可相立者は奇特なる心懸に候或は武藝尋常より勝れ候者等有之は其頭横目之者向後共致見聞置家老共へ相達可訴之事

一御家來之本道外科之醫師共其家業を可續子共に醫學を勵み醫療に可出精候凡醫術は民命死生のかゝる所其愼專一に可仕候町醫者之内にも醫術に抽功ある者は其筋々より注進致置へき事

○寶永五年戊子正月二十三日

近來諸士之學問及怠廢候樣相聞甚た先君之御遺風に背き風俗不可然候依之此度講談讀書等之師被設置候間大小之面々志次第令會集可勵文學候尤講堂之儀は風俗之本に候得は專ら孔孟程朱之學流を致講習其他之教法不可雜候自今以後學秀て國用に可立者有之候はゝ其品に應し可被召仕候條其筋へ可申聞旨御意に候事 以上法度書

○延享二年乙丑二月某日

會津表御家中之者大勢有之殊に勤之者も暇日有之に付諸藝致稽古極候類數多に候江戸之儀は致指南候者無之其上武藝之儀被仰出も近年之事に候得は其業未熟なるは其分之儀に候得共年若なるもの共一向に稽古不致歟又は一旦好候一藝計慰同前に仕候ては先達而稽古被仰付候詮も無之勝手次第

之様に相成候間自今は江戸表繁多之中なから随分武藝不怠相勵可申候稽古仕候類も一藝のみにて相止不申樣可心懸候武藝不案内にては武士の本儀にも懸候事に候此旨支配頭并親々も篤可教諭事

家世實記

○安永元年壬辰三月十九日

藝術或は家業を以御奉公致候者は偏に其家業を可勵或は其業を疎し他役を願ひ或は嫡子不器量之趣申立養子に遣し他筋の御奉公を願ふの輩は頭々に於て遂吟味可致教諭事

○安永元年壬辰七月五日　抄略

凡て藝術を以て被召仕候者共若嫡子にて家藝出精相勵候ても實に相續難成體之者は二男三男之內相續可被仰付右嫡子外に藝能何そ相勝候儀も有之候はゝ其藝能を以て被召仕候とも又は他へ養子に遣候とも相應可被召仕候家藝をも相續不相成外に藝能於無之は養子に遣候而も被召仕間敷事

○安永六年丁酉六月十一日

孝悌は人道之大本當前之事に候處相怠候者有之候而は御代々様被仰出候御遺風をも取失候條文武不怠風俗可相嗜候若倫理に戻り或は沈酔風儀を亂候體之者有之候はゝ父母親族は勿論頭々に於ても無油斷教諭候樣被仰出候事

○寛政元年己酉正月十一日

御家中學問武藝修行之儀追々被仰出候處一已勤之者幷格役以上之者たりとも文武之藝習熟之上にても可怠樣無之儀に候且壯年之者は專修行可致儀之處大勢之內には遊惰に日を送り或は中間合にもたれ候儀可有之哉多く出精無之樣被聞召候以來文武無怠相勵偏面々得たる處の材を成候樣にと思召候中間は申合頭々は無油斷及教諭候樣被仰出候事

○**寛政二年庚戌二月十七日**

兩學校（東講所 西講所）御再興最早三ヶ年に相成面々無怠出精之段は御歡思召候得共言行に顯候所未た薄き樣被及御聞候學問は己を修め人を治るの道にて孝悌を本とし己か欲せざる事を人に及さず耻を知て言行を愼むを初學の者先として可學ことなり然し可耻を耻す却て耻間敷を耻とすること間々有之儀に候間心得違無之樣可致人者一念の志す所厚薄大小によりて賢不肖分るゝことにて文武の道を會得して國家の用に立んことを欲し仁に志し忠信なるものゝ文武の技を以て稱譽を得祿位を增んことを思ひ名利に志す鄙劣なるものと日を同ふして論ずべけんや、仍て孝は如何して孝ならん悌は如何して悌ならん恕は如何せん耻は如何なるを耻とせんと師に問ひ其餘右件々思を凝し教を受け身に行ひ朋友互に善を責め兼て御教諭被成置候糾則之通（一字分明ならず）なからん事を誡め六行六科に進て日々實行を勵むへし師は親子の思をなして教之締方始會頭句讀師は其身行之平日の行事作法までも懇に導之違るを誡め德行實儀の風厚く相成候樣取立可申候最早御登前（江戸參勤）も近寄候間猶又被仰出候御留

主中人品上達之程重て御下(クダリ)歸國之節御聽可被成と御樂思召候旨被仰出候事

○**寛政七年**乙卯二月八日

學問之儀は專ら身を修め德を成し治政安民に志し可相學儀にて長役(オサヤク)をも可勤者は猶更學問無之候ては不相濟儀に付御代々彼是御世話有之就中當時學校御再興をも被仰付格別に學問御引立之儀に候得は勤(ツトメ)之者たりとも年若にて祿高(ロクタカ)之面々は家事之世話等も薄く可有之儀に候得は學問出精致し可然と思召候依ては祿高にて三十五歳迄之勤之者會日にて學校へ罷出不斷修行致候樣尤も三十五歳以上之者は勝手次第之儀に候得共成丈ヶ右會日は罷出修行可致候且つ祿卑(ロクヒク)之者は家事之世話別して多く可有之儀に候得は是亦三十五歳以上之者同樣相心得候樣被仰出候事

此時御家老共より學校出席之儀は新番組々外之士以上祿高之儀は三百石以上に相心得候樣別に申渡候事

○**寛政以來追々議定**

左之役々は御定之通武講へ出席兵學修行可有之其餘の輩とても餘隙有之ものは望次第可相學事

番頭(バンガシラ)　新番頭　御家老附組頭(クミガシラ)　大組物頭(オホクミモノガシラ)　番頭組々頭　新番組々頭
御旗奉行(ハタブギヤウ)　物頭　御家老組御旗奉行　御側(ソバ)　御側大御目付(オホメツケ)　大御目付
御刀番　御奏者番　御副將附寄合組々頭　御使番　御普請(ゴフシン)奉行　武具奉行

御目付　　御家老付御長柄頭之勤被仰付候者　　御留主備頭立面々

○享和元年辛酉九月二十九日

文武之藝修行之儀に付ては申年（天明八年）以來當年迄十四ヶ年彼是御世話被成下猶又此度修行果敢行に相成候樣學校內諸稽古場一纏に御普請被仰付候處畢竟は面々御教諭を守り人品相嗜諸藝致出精御用にも可相立人に御取立被成下度御尊慮に候得は一己々々は不及申於父兄等閑に可相心得儀に無之處大勢之內には不心得之者も相聞諸稽古場へは祖先之祭事或は父母之看病申立相斷り遊行等相催し又は御日柄（君公の忌諱日）にも殺生に罷越候類も相聞不心得の者は左迄の事にも不存罷在候儀と相見候得共上へ僞り祖先をなみし父母を欺候に當り一己之不愼は申迄も無之父母之教誡忽諸故之儀と相見候婦女子の姑息にて歲取らさる內より稽古事に氣を爲詰候而病身に致候ては不相成候間一向心任せの方宜き抔申忽諸にそたて候より子供も惰弱に相成空く歲月を費し修行の時節を取失ひ年長候に隨ひ了簡出て段々令後悔俄に修行存立候ても幼少より不仕込業はなつみ勝ちにて其上年にも耻候心有之存分之業も成兼往々家督跡式の節に小普請に相成悉皆姑息の情より子にも耻辱を爲受候儀に相至候ては父母の過と申ものにて候間乾度相心得幼少より不絕教諭を加へ學校は勿論諸稽古場師範役付之者申聞候儀を等閑に不相心得堅く相守候樣常々爲申聞御主意行屆候樣可致旨被仰出候事

○文化元年甲子四月二十一日

學校御再興以來數年間諸生教導筋色々御心被爲盡日新館御造營をも被成下格別之御世話有之何れも無油斷諸藝相勵上達の者も粗相聞候乍然只今書を讀み藝に達候のみにて孝悌實行之筋疎にては人として人にあらす仍て此度日新館童子訓といへる御教訓の書を御編集被遊孝友睦婣任恤を時俗相應に幼年の者迄も日用行事に相成候儀とも御撰被成候大小司成司業を始學校執事の面々へ御渡被成候依ては一己の愼行事は申迄も無之諸生平日の行儀に相成儀は右童子訓に不背樣令教導諸藝をも不怠樣相勵し尤も出精懸（シユツセイガヽリ）諸生へも一部つゝ被下候儀に候間諭師大小什長共組合の內向へ銘々立入平日の身持愼方を始內行の善惡篤と及見聞若し不心得にて不相守もの有之候はゝ深切に申諭し尙ほ父兄へも申談し幾重にも教諭を加へ夫れとも不用ものは御教諭を妨くる輩に候間父兄迄も屹度被仰付方可有之候條不差控學校奉行へ相屆候樣被仰出候尤も教育之儀は幼穉の砌（ミギリ）より漸を追てしつけ習はし不覺善に化し候樣に無之候ては長きに堪へかたく增して終身行遂候儀甚た難きことに有之候申迄も無之子供はすなほにして善きことにも惡きことにも移り易く人のすることをまねするものに候へは物心不附頃より相應の業をも覺させかりそめにも信義を不失いつわりあさむくことをせすかたましき心おこらさる程に教育候へは自然と心も貌もすなほにして御教諭を守り勞せすして德行に進み藝能に達し國家の器用ともなり上の御用にも立ち其身も榮て能く父母を養候はゝ此上もなき忠孝と申すものに候右の仕付（シツケ）は專ら父兄の嚴と緩とに預ることに候乍然父兄の身にてもあからさまに自分

無此上モ事衍カ　安

教之云々脱字アラン歟　安

重複のた字吟味　安

へ孝を盡せよ悌を盡せよとも難申ことに候得は此度右之通被仰出候童子訓の御主意日用の行事に不違樣慈愛を本とし督責嚴なる時は子弟の人となり正く其材をなし候ものに候得は誦師大什長幷に什長へ懇に相頼み一同教誡致し心得違無之樣篤と父兄へも可申聞旨被仰出候事　以上法度書

○文化元年甲子四月廿一日

此度御編纂の童子訓平日の行事より孝悌忠信の大成に至り其德を成候はゝ無此上も事結構の御著述故追々他より御所望有之候處此方於御家中其實行不及空敷御書物拜見のみにして御主意も不相立のみならす御噂（ウハサ）にも至候儀は專ら取扱候ものゝ可否に關る儀申迄なく候學校中厚く心を盡し執事共誠を以て能く諭候はゝ御主意に不赴儀も有之間敷候併初より童子訓一部を記憶し一々行に顯候樣には難相成儀勿論之事にて孔門の教と雖も其人々により教諭之次第も有之日用行事禮を整ふる事を導かれ候事と相見え子路有聞未之能行唯恐有聞或聞斯行諸と云の類先王之儀安民之道聞まゝに行ひ或は未行と云へきなり先聖言語の人を教るに足らさるを知り禮樂を作り教之政刑の民を安するに足らさるを知り禮樂を以て之を化し禮は天地に蟠り細微を極め三代の士君子禮を整て習熟する事と見え御編纂の童子訓も曲禮に基き空理に走らさる樣の御主意に候間先つ家に在ては父母尊長に事る致方（イタシカタ）を諸生年齡相應の事を御書中より拔書を渡し其行を試み父兄も其趣を書寫し篤く及熟談兼々被仰付に不違樣辯を和け信切に申談し荒方（アラカタ）行に顯候者へは門を出れは道路の愼みを始め長者を尊ひ弟子たる

職を教へ朋友の信其餘衆人と交り進退應接禮容の事を夫々相應是亦書拔を渡し段々階級を越し勵に相成候專一に候其外臣たるの儀己を修め人を治るの道に志を立候樣人々之氣質に隨ひ童子訓を專として增衍取捨して誘ひ導き學校奉行司業始め執事の者大什長什長別して其行事共身を以て先立大學校塾中諸稽古場へは學校御目付并添勤之者共無懈怠相廻り諸生之言行諸藝之勤怠最寄々々内行之次第迄心を付師範締方之教導並言行を書し其可否を申出執事大小什長は學校奉行へ諸生の善否を申出候樣且執事共並大什長申出候通月々會日を立て或は宅會を催し幼年の者へ書寫相渡し候は勿論其外共に段々爲讀習其譯を通し易き樣教へ年長之者は尚更父兄へ事方を始幼年の者の手本と相成候樣行事を務め其餘御書中に隨ひ推て萬事の心得を諭し信切丁寧に教へ導き細事之過失は有之善事は細事と雖も申出寛を以て教へ嚴を以て戒之無懈怠樣可爲申聞候所存有之者は聊無遠慮教導之助と可成儀申出候樣御教諭取計候者へ此紙面を爲見能々可申諭旨被仰出事　（この一令は特に司成へ渡されしものなれども教育の主旨を見るべきを以てこゝに插入す）

○文化二年乙丑正月十九日

幼年者心得之廉書　（司成の稟議により發せられしなり）

其一　毎朝早く起き手あらひ口すゝき櫛り衣を正ふして父母の機嫌を伺ひ年齢に應し座中を掃除し客の設け等致すべし

其二　父母および目上の者へ朝夕食事の給仕茶煙草の通ひすへし父母一同に食するならば父母の箸

を取らさる内は食すべからす故ありて早く食することあらは其譯を告て早く食すべし

其三　父母および目上のものゝ出入には必す送迎すべし

其四　出る時は父母に見て暇を乞ひ行先を告け歸る時も同く其旨を告くへし凡て何事も父母に伺ひ己れ專らになすべからず

其五　父母および目上の人の前にて乍立物言ひ乍立物聞くことをせざるべし寒けれども手を懷ろにせず暑けれとも扇つかはずはたぬかず衣の裾をかゝげす其外不奇麗のもの父母の見る處に置くべからず

其六　父母および目上の人事を命じ給はゞ謹て承りその事を整ひ怠るべからず己れ呼ひ給はゞ速に答て走り行くべし假初にもその命に違はず不敬の應聲すべからず

其七　父母衣服を重ぬる樣に命じ給はゞ寒く覺えずとも命に從ふべし新に衣服を賜はゞ嗜まざるものにても愼て戴くべし

其八　父母の常に居給ふ疊に假初にも居るべからず道の眞中は尊者の通る所故片寄り通るべし門の閾を踏まず中央を通るべからず君門は猶更のことなり

其九　先生又は父兄と役義を同ふする程の尊者に道に逢ふ時は路の傍に控て禮をなすべし行先抔問ふべからず共に行くとも後れ行くべし

悅ん以下脫字アラン　安

其十　人を誹り人を笑ひ或は戯に高きに登り深きに臨み危きことなすべからず

其十一　凡て學習のこと先つ貌を正くし己を謙(ヘリクダ)り敬て其業を受くべし

其十二　容貌は德の則なりといへば士庶人屹度分れ見ゆる樣に威儀をたしなみ不敬不遜の容體無之樣にすべし尤も何程懇意に交るとも言葉を崩さず目下(メシタ)のものゝ挨拶奴僕と等しからざる樣にすべし言語も他邦に通せざる野鄙の言葉は常に氣を附け直すべし

其十三　父母ある時は送物の類私にすべからず人より送り物ある時は拜してこれを受け父母悅んことをいふべし凡てこれに準じ家長を稱すべし

其十四　父母の助けとなることは聊か勞を厭はずまめやかに勤め行ふべし

其十五　尊者我か方に來る歟或は他へ行きたる時我に上立(カミタ)つ人來らば其座を立て迎ひ歸りにも又送るべし咎を得ては奴僕は勿論犬猫の類に至るまで叱ることすべからず尊者の前にて噦噫し嚏欠伸すべからず凡て退屈の體(テイ)すべからず

其十六　長者何事にても問ふことあらば先つ一座の人を顧望して答ふべし己れ先立て率爾に答ふべからず

其十七　酒宴遊興を樂とすべからず年若の時別して愼むべきは色欲なり一生を誤り名を汚すものなれば幼年の時より男女の別を辨ひ色欲の咄すべからず或は戯言を以て人の笑を催し輕浮の貌すべ

からず爭ひは我慢より發するものなれば常に愼むべし

件々の書拔相渡此度童子訓御渡被成諸生御教諭被仰付候上は什長共組合の諸生會集相催し篤と爲讀聞内外之行事凡て童子訓の御趣意に不違樣可申諭候然し條々一概にも難行屆儀に候間先つ年齢相應に其事を行はせ夫より段々弟子の職、朋友の信、臣たるもの丶義、衆人と交り進退應對禮容等の事を教示可致尤も會日の毎度書拔の廉々相守り能く勤行候哉否銘々致吟味誰は此廉を勤行候と申すことを下ケ札にいたし又次會迄に外の廉々へ下ケ札致連々相導候樣可致候文武之藝不怠共稽古場致出精組合のもの勤怠に心を付及教諭他の組合とても如何の所爲あらば其組の什長へ申談し教示有之樣可致組合之者共往來の世話致候ため什長添勤(ソヒツトメ)被仰付候儀に候間組合の諸生不愼之儀無之樣教示方篤と可申談候子供は善にも惡にも移り易きものなれは幼年より朋友の交り至極大切なる儀に候常の遊戯れにも鄙褻のことは勿論人の障りになり候事又は奸曲なる筋(スヂ)假初にも不致樣可致教誡凡て教は身を以て先立候儀に候處總て幼年のものは何事も年長のすることを眞似候ものに候間什長共申合先つ身に之を行ひ諸生の手本となり見まね聞まね致候樣に導き候得は幼年のもの不骨折善に進候儀に候條此心得を以て致教諭候儀專要に候旨什長共へ屹度爲申聞此條々誦師大什長へも篤と申談其意を受け深切に世話可致候且童子訓教方委曲申付候に付ては誦師共宅へも毎月一兩度つ丶什長召集童子訓の御趣意篤と申諭し尤も其毎度組合共内行之次第等可承候會日は休日にて可然塾にて申合可相

立候誦師大什長共儀先達申付候通り往々受前(ウケマヘ)の諸生宅へも罷越内行之次第及見聞父兄への事(ツカ)ひ方等深切に可申談候尤も案内を乞可參什長共諸生共宅へ參候儀同樣可相心得尤も什長病氣障之節は補闕之者什長に代り往來は勿論學校中肄業及内行之世話等什長同樣可取計旨被仰出候事 家世實記

○文化二年乙丑十二月二日

童子訓之儀は恭定樣御在世中御教を遍く被爲布其驗著く相見候樣被成度御尊慮にて御編纂有之於學校格別諸生御教導之筋只々被仰聞有之司成司業を始役付(ヤクツキ)之者共心力を盡し世話有之候故諸生追々實行に進候儀と相聞候處御逝去にて學校も永々の間休會相成候故自然と少年の氣向(キムキ)相弛み初の勢程には無之樣相成候ては御心被爲盡候詮(セン)無之依て誦師並什長共申合兼々申付候通り孝悌の筋は深く内向(ウチムキ)へ立入致世話平日之内行見聞之上夫々教導無之候ては不行及儀に候間誦師什長乍太儀(タイギナガラ)月々兩度つゝ猶更不怠諸生の宅に相廻り當人は勿論父兄へも染(シメ)やかに篤と申談可勤廉々二三件つゝ書付相渡能く勉行の廉へ付札致不殘習熟之上又々如初次の廉を相渡したるのみに無之常に其事に心をかけ勉候樣に致教導相渡候廉書付札へ　行(オコナヒ)の優劣を分け委細に書置毎にも一度つゝ清書に不及候條控の儘取揃一同差出且司業共繁多には可有之候得共教導之筋誦師什長共へ計任(バカリマカセ)置候樣にては自然と信も薄く可相成候間手元々々に於て一兩度つゝ童子訓を始内則弟子職の類耳近く不絶解聞(トキキカ)せ實行之筋專らに相導き格別之驗(シルシ)相見候樣精々相盡此會之節は大小司成も出席可致旨被仰出候事 同書

○文化四年丁卯七月朔日

御軍役之儀御先々代様（恭定神君）御尊慮を以て當御流（長沼流）に被轉武講をも被相設武役之面々兵學修行被仰付役義（ヤクギ）專任之廉々相心得居不時變之節聊手支無之様國家之御用に被相立度彼是御世話共有之候處近來兵學至て微々に相成闕席斷りも不致族も有之歟に相聞候畢竟無人等にて自然右體（ミギテイ）に至候儀にも可有之候得共申迄も無之治に處て亂を忘れさるは武家の本色に有之既に蝦夷之變も相起り公邊（コウヘン）（幕府）より御沙汰次第御人數可被差出儀明日にも難計候併此度當前（タウマヘ）之面々不日に用意相整ひ御跡備（アトソナヒ）之者迄も心懸候向も相聞御悦思召候此上出陣接戰之次第面々任とする所習熟致候儀第一之心懸に候學得候ものも怠候得は不束（フツツカ）にも相成儀兵學は吟味を積候儀專要に有之且學級進まされは兵道之意を得候事も不相成儀に候間此節より他に不拘出精致し御代々武備之御世話有之候儀空しからさる様相心得修行可致旨被仰出候事

○文化七年庚午十一月九日

文武之諸生共孝悌の風を勵み諸稽古出精可致旨御參勤前改て被仰出候通り定て不相弛儀には可有之候得共此度土津様御信仰被遊候御學風に被爲基修行の矩（ノリ）をも被相定候に付ては別して一同志を立て士道を嗜（タシナ）み忠信篤厚之風を勵み童子訓及六科糾則等恭定様厚く御教導被成置候御趣意に隨ひ土津様御編纂三部之御書をも會得致し實用之材をなし可申儀と思召候兼て被仰出候通一念之志す所厚薄大

小に依て往々賢不肖分るゝことに候條幼年より心懸け實學を以て德に進候樣益不怠修行致御家中子弟之風儀著く相成候段重て御下向之節御覽可被成と思召候大小之司成を始文武の役付共此旨を體し實意を以て教導致し義氣を養ひ士風を引起し漸々德行の筋へ導候樣可致旨被仰出候事

○文化九年壬申正月九日

御軍政之儀は御先々代樣恭定神君深厚之御尊慮を以て當御流岐長沼流に被成替武講並教場被相設武備之筋細々御世話も行屆御武威列國へ相聞御幼年之御時節には候得共蝦夷地御固を始相州大筒臺場御府内海口第一の御備重き御用向永久御引受之被蒙仰候段畢竟御家來重輕共に兼て武備に心を用ひ相勵候故の儀と武門之御規模此上もなく御滿足に思召候依ては此上猶以て御尊慮を被爲續武備教練之筋益御引立被成度思召候處此末武講教場を始それ〳〵修行方疎略に相成萬一臨時之節缺乏等之御手支に相成候ては御代々之御名譽を被爲損候而已に無之公邊に被爲對決して不相濟儀甚た以て御大切之御儀と思召候依之猶亦武講教場之規則御增損之上被相定候條以後長立役々は勿論其餘數代承恩之面々輕輩に至るまて厚く此旨を存し和融を本として各職條を講習し一同志を立て實に國家之爲修行可相勵旨御意に候事

一武役長立面々は兵學講習を以て終身の業と致し事業の篇より返講可致御近習勤繁多之輩は武講出席勝手次第に候得共右同樣相心得可學事

一御近習外様共役懸りの會業毎月兩度之內一會は聽聞一會は返講と相心得外様役懸りは外に一會可罷出事

附御近習勤繁多之輩は宅にて返講可致事

一三百石以上之者並右以上之嫡子は別して出精可相勵嫡子は二十歳より返講可致候會業三度之內一度は返講會と可相心得事

一少知之者と雖も單騎之心得無之候ては不相濟儀に候得は文武之藝修行之餘獨禮以上之者は勿論子弟迚も勝手次第武講へ罷出兵學修行可致候少知之者迚も新番組々外之士以上は專ら武役へ被召仕候事に候間假令文武之藝極有之候とも練心膽三篇講習致し單騎之心得厚可致吟味事

一武講へ罷出候輩不參之節は會業刻限以前可相斷萬一間違にて無斷之者有之候はゝ不打置役付より早速當人へ令教諭兩三度にも及候はゝ不承置其筋々を以て申達候様可取計事

一許可之面々不及申學級相進候者武講出席心次第に可致儀に候處長立面々出席有之候得は組支配之引立にも相成且先輩にて後學を導候得は修行之果敢行にも相成儀一己研究之筋にも候間不怠可罷出事

一役懸之內には五十歳以上之者不辯舌等にて人中に於て返講候儀至極難澁之輩は吟味之上返講用捨之宅にて返講可致事

○文化十年癸酉二月五日

文武之藝修行方之儀に付ては是迄度々被仰出も有之一統兼て辨居候儀に候間風儀を嗜み諸事實義廉耻に可心掛且四年以前午年中御參府之砌改て被仰出も有之永々御滯府に付ては別して忽諸に不相成樣一向に出精相勵面々器を成し往々御用に相立候心掛け專一之儀に候間諸生之內には不心得之者も有之彼是故障等申立闕席致候者も有之歟に候壯年之節遊惰に日を送り一度修行之時機を失候得は再ひ取戻しも不相成年長け何程後悔致候ても無詮儀其節行當り假に修行致候ても幼年より不仕馴業は相泥み一倍之心苦有之其上年にも耻存分之業不相成生涯無能にて終候儀士たるものゝ可耻儀且代々蒙御厚恩なから士之職分不全儀は恐入候儀には有之間敷哉元より一己の不心得より起候儀に候得は幼年の內は專ら父母敎誡の厚薄に預候儀に候間父兄各身を以て先立ち實義廉耻の風に敎導可致儀に候將亦文武之學寮勤之會日近頃相なたれ出席致候者も無之由相聞候畢竟は父兄之心得有之通故自然と子弟も相怠候樣成行候事に可有之尤も父兄之怠は專ら頭々敎導に關候儀に候條是又身を以て先立組支配を勵し修行引立に相成候樣可致旨被仰出候事

一文武之藝術修行方之儀に付ては每度御世話も有之且此度改て前條之通被仰出候諸生之風儀行跡愼方之儀は此迄幾度となく被仰出も有之候處一兩年以來自然と風儀なたれ候哉如何之筋も相聞且學校內諸稽古場へ罷出候ても中には騷々敷がさつ體（不行狀）の者も有之學校往來にも組合不相纏ちり〱に相成他の組合に入交り互に相戲れ惡口雜言等にも及ひ或は飛ひあるき礫を打合往來の妨に相成候

も一向不相構道を讓候なとは差置き辭儀致候者有之ともろく／＼挨拶にも不及重き役柄之面々へも不知體にて罷通り或は粗略なる會釋等致傍若無人の體に相見候もの有之哉に相成右體之儀は幼年之者の致候事には可有之候得共幼年之者は何事も長者の爲す所に見習候ものに候へは年長のもの身を以て先立教導き不心得之者へは深切に意見を加へ聊かたりとも御教化の助けに相成候樣常に可心掛儀に候間年長のものは別して士風相勵み言行を愼み遜讓を本とし朋友互に善を責め六科糾則並童子訓等の御主意を相守り不敬無禮は勿論の儀人の前言へ難く行へ難きことは死すとも士の爲すましき儀と堅く自ら戒め人の不見處不聞處にて致候儀は同しいたつらにても甚た可惡事に候間不義に陥らさる樣常々心掛け人柄相嗜み凡て年少の手本と相成候樣可致儀に候依ては各始司成其外師範役付之面々兼て被仰出候通り父母の思ひをなし欽愼篤實廉恥の風に進み候樣精々相盡し無間斷世話いたし御教化行屆候樣可致夫とも不相用ものは御教化を妨け其分に難被成置儀に候間不心得之者有之候はゝ不差控可申出旨被仰出候事

○**文化十年**癸酉五月二十三日　（江戸の子弟に令する八條の内抄略）

文武を勵候事は士の道に候然れとも志鄙劣なるに於てはたとひ諸藝に秀候とも士とは難申なり專ら士風を勵み禮義廉恥を先とし義氣を重んし候儀可爲專要事

一貴きを尊ひ長者を敬ひ不遜之風無之樣可心懸座席道路に於て尊長に辭儀致候とも敬を主とし假初に

も失禮の儀は勿論作法見苦敷儀無之樣可致候增して物蔭にひそみ或は見ぬふり等致候儀は甚た不宜候得は心を附くべき事

一平日朋友の寄合にも書を讀み文を講し古今の物語武士の覺悟なと僉議致候儀は殊勝の風に候處みたりに集會におよひ無益の雜談等致し候儀は士のいやしむへき筋に候まして飲食等催候儀は如何なる儀に候條無益の集會不可致事

一御家風を守り武士の本意を不失樣兼て可相嗜當地（江戶）の儀は他邦之風移り易き場所柄に候間身形言語等心を附け身に附たる諸道具迄も虛飾を遠け質素を本とし御家一統の風可相立候輕浮の風を眞似致し卑薄に馳候儀於御家柄別して見苦敷律義實體の風は美事に候條他にもたれす志操可相立事

一御家中之風常に分格其程に應し附合互に信義を厚くし德を切瑳し假初にも輕きものと交り中間敷候幼少の育柄惡きは後年成立の障りと相成候條常の遊戲れ迄も父兄の面々深く心を用ひ可致教育候士は暫くも腰のもの身に離さゝるは勿論に候得は幼少より心得違無之樣教立淫風遊惰を深く戒め且つ輕きものに狎れ親み候得は自分侮を受候にも至り事により士格難立にも至り候得は不得止儀も有之者に候條平日の交りをも心を可附候尤も輕々之者迚も輕んしいやしめ候儀は有之間敷面々之分格に應し應對致候樣可相心得事　以上法度書

○文化十年癸酉閏十一月二十六日　前略

稽古小普請之者共儀申迄なく文武之業未熟に付格別之御哀憐を以て諸勤不被仰付只管に修行被仰付候儀之處大勢之內には等閑に相心得年長け候迄も究之業無之者も間々有之形に相聞候畢竟學校奉行之儀支配違にて教導之筋全行屆兼候由に付以來は猶又修行果敢行之爲學校奉行支配小普請組左之通被仰付此後三十歲頃迄究之業無之者は夫々御吟味之上被仰付方可有之候

但無役にて稽古小普請に被成置候者是又修行方に付ては學校奉行差配に被成置候

一御近習外樣共に無役之者或は病氣に付小普請料差出居候者共左之通を以小普請組被仰付以下割場浮人之類共に左之通被仰付諸職人にて其職御入用無之被相止候者をも格好（格式）有之者は元職人小普請何之組と被仰付二ノ小普請以上は大目付支配右以下之分は學校奉行支配に被成置候

一、一ノ小普請組

但御近習外樣共に外樣士以上の席に當候者は是迄之通被成置組士或は對席之者被仰付席之儀は外樣士の次に被成置

一、二ノ小普請組

但御近習は組外之士外樣は新番組以上被仰付席新番組之次に被成置

一、三ノ小普請組

但御近習は元御用部屋迄外樣は御家老附二ノ寄合組以上被仰付席御家老組二ノ寄合組之次に被

成置

一、四ノ小普請組

但御近習は檢地竿頭以上外樣は御家老附三ノ寄合組以上被仰付席御家老組三ノ寄合組之次に被成置

一、五ノ小普請組

但右以下獨禮被仰付席御家老附四ノ寄合組之次に被成置

一、御通之者は御通小普請組

但席御通與力之次に被成置此末年割月割以下共に凡て同格之次に被成置

一、年割之者は年割小普請組

一、月割之者は月割小普請組

一、勤中會所次番格は勤中會所次番格小普請組

一、甲賀格以下共格々を以浮人に被成置

一、元職人之儀は何格小普請或は浮人に被成置

一、右勤中次番格以下は相應之番所勤等申付右に付ては小普請料差出候儀御用捨被成候

一右之通被仰付候に付ては稽古小普請の者は凡て右件々之趣を以て學校奉行支配に被成置候

但勤中次番格以下之者は稽古小普請に被成置候者無之儀に候間月割小普請以上之者計に候

一稽古小普請之者多分壯年之者學問武藝等夫々御定之格に不入者爲修行被仰付置候儀に候間不時の節は御備組(オソナヒクミ)に被入候儀も可有之仍之足並(アシナミ)練操等月々一兩度位御軍事奉行へ承合可致稽古候 彭齋隨筆

○文化十二年乙亥四月十九日 儉約令の抄約

師範を得候もの內會(ナイクワイ)の時食事差出し不苦會始(クワイハジメ)會納(クワイオサメ)其外故有之節は酒肴差出候ても不苦候事

一內會相賴候師範への謝禮は其程(ホド)に應し可相贈事

○文化十二年乙亥五月二十八日 抄略

學校之教は人倫を明にし治道の根源風俗盛衰の所係なり倫理の道を講究し文道武藝を習ひ子弟の教幼少より大切に相心得實用之修行肝要に存し彌無怠會集可致候土津様聖學御尊信被遊候御遺意にも學問相嗜候とも種々の書取扱候迄にては義理の學問薄く候其心懸可爲專一との御旨意に候條御遺風を慕ひ專ら實學を勵むへき事

○追年議定の分 年月は各款の下に書す

一三十五歲以下之子弟は凡て可任學校之差引事 文化三年丙寅九月

一三十五歲以上之諸生文武之藝術御定之格に至候者は諸藝出席勝手次第雖然學問は終身之業等閑に可相心得筋に無之殊更高祿之者は不怠可致修行事 文化十三年丙子四月十七日

一獨禮以下二十歳以上之子弟學問一等に至り或は武藝之內極有之者或は書學は上等算術は九章の席に至らは諸藝之出席勝手次第たるへき事（文化九年壬申十一月）

一弓馬槍刀之四術究候者は文武之學寮出席勝手次第之事（享和二年壬戌二月）

一講釋所へ進候諸生は諸藝之出席勝手次第其內三百石以上之嫡子兵學修行は勝手次第不相成事（寛政三年辛亥十月）

一組外之士新番組以上之嫡子は槍術馬術專要に相心得可出精獨禮以下之子弟は書算之藝別して可出精事（享和元年辛酉六月二十九日）

一年割以下輕々之子弟は望次第南北學館へ致出席修行可致事（天明八年戊申八月）

一御在國中毎月十五日大書院に於て學頭之內御次講被仰付大御目付物頭以上不殘右以下は御次詰合之內半々に可罷出御城詰無之役々は一役一人つゝ其餘望次第可致聽聞事（文化十二年乙亥七月）

附病氣故障にて難罷出輩は御目付へ可相斷事

一學校に於て講釋會讀素讀と三科に分ち毎月三回つゝ御近習外樣共に御通の者以上望之者は可罷出事

附武藝之儀も其流岐々々の稽古場へ三回つゝ可罷出事

（享和二年壬戌以來の定規）

○前年よりの例定

一繼目之節其作平日之行跡御吟味之上左の文武之藝之內一も無之者は小普請被仰付猶修行可被仰付

番頭と雖も可爲同斷事

新番組々外之士以上

學問	講釋所下等生以上	兵學	出師免許以上
筆道	上等以上	神道	講談免許以上
禮式	九等以上業秀候者	和學	得業生
算術	九章卒業生以上	弓術	
馬術		槍術	
刀術		鐵砲	
柔術			

右弓術以下之内試業之上極或は極に準候席へ進候者

但右之内七百石以上は學問一等兵學は練心膽、鍊銃頭、教旗皷、之三篇返講濟候者に無之候てLは小普請被仰付候三百石以上學問二等其餘兵學右同斷

獨禮以下

學問　一等　居合　極

○文政二年己卯六月五日

兵學修行之儀は武役之面々專任之廉々爲及吟味被置（原書のまゝ）臨時之御用にも被相立度御主意を以て先年厚く御世話共被仰出候儀に候處近來眼病又は口中病等只々若輩なること共申立武講出席不致或は度々及無斷御咎等蒙候ても夫迄に打過候者も有之哉に相聞右體廉耻を失ひ修行方相厭候樣にては甚た如何なる儀に候條屹度所存相尋被仰付方も可有之儀に候得共自然無力之面々講習之作法に泥み不得止右體に至候半歟と先つ此度は不達御聽候依ては以來左之廉書之通爲取計候間猶又仲間互に申合專任之廉々實用に吟味を積候樣無怠慢修行可致候此旨仲間並に外樣士へも可被申聞候事

武講返講心得方之廉書

一兵學修行之輩多き內には無力にて作法の通返講難相成者も可有之哉之處右體之者は師範役付之面々心を付人々之力に應し何分受用致易き樣主意簡固に取摘み致口授尤も返講致候面々にも主意慥に會得候て平日談話同樣に講候共不苦候間專任之廉々解せさる所は吟味を積不失實用樣可相嗜候

一是迄病氣痛所有之全快迄は難罷出旨本務は乍相勤永々武講には不罷出者ものも有之歟に候處以來は本務相勤候位に候はゝ武講缺席不相成候

一返講會は病氣障或は湯治等にて不參之輩は出勤之翌日罷出可致返講候翌日休日之節は翌々日若又休日相續候はゝ會業相立候初日に罷出可致返講候

但出役（公務出張）又は產穢等は返講に不及候尤も湯治中返講に當候て不罷越以前相仕舞候も勝手次

第に候

一御用繁多に付御用捨被成置候面々も一ヶ月一度つゝ返講に罷出候様且右同斷願之上不定日一ヶ月一度つゝ罷出候輩は是迄補返講翌月迄に致來候處已來は其月切に返講可致候

但本文兩條共に若し御用格別に差湊ひ不得止其月切に返講難致者は猶吟味も可有之候條其筋に委細に可申出候

一三會以上無斷闕席致候者是迄武講より及通達來候由之處以來不通達武講より直に可申達候

右條々之外凡而是迄之通可被相心得候事

○文政三年庚辰五月十一日

家業を以て被召仕候者以來相續之節伜業未熟に候はゝ御知行御切符とも格別被減御扶持被下格好被下無役に被成置家業熟練之上元に被相復候御吟味も可有之候

○文政三年庚辰八月二十三日

學校之儀是度御吟味之上御國力に應し簡易の制に被成替虛文の弊を改め彌以實學之風御興起被成度御尊慮に候處學問之儀は御家來一己々々の嗜にて毎度上の御世話を待候迄も無之候條父兄之者共身を以て先立土津樣程朱之正學御尊信被遊候御餘風に基き人情日用倫理之教を講習致恭定樣御編集童子訓之趣猶家々無油斷子弟へ令教誡候は勿論幼年より文武之兩道を一樣の事と爲心得稍生長に隨ひ

廉耻を知り士道を研き假令人に得手不得手有之候とも何れ學候處を以て其身の實用に施し行ふを眼目とし今日の行事と學問の筋と別事に不相成樣專一に心掛け往々其材器をなし持前相應の御用にも相立忠孝とも不缺樣實學之筋彌以深切に可相勵旨御意に候事（以上法度書）

○文政六年癸未五月二十六日

武講會業御賄扶持米（面口）中出席勝手次第に被成置候處此度御賄扶持被爲復候に付ては兼て被仰出候御主意を奉し武役長立面々兵學專要之篇を先立講習可致儀に候尤も高士の嫡子嫡孫は追々長役にも可被召仕儀に候處文武之學藝未熟に候得は事に臨み行當候儀に有之學ひ得候者とても夫而已打捨置候ては不束に相成臨時之御用に不相立儀に候條祿高之面々常々家事之世話とても薄き儀に候得は文武之藝術傾き相嗜候儀左程難きことにも有之間敷終身之業と相心得無間斷可致修行儀勿論の事に候且少知之者と雖も單騎之心得無之候ては不相濟儀に候間不怠兵學修行可致儀に候依之此度武講會業並家督相續之節小普請可被成御免規則左之通被相立面々志を立實用に修行可致旨被仰出候事

一七百石以上之面々學問は素讀所師範手元に於て試之上儒者手元にて再試之上一等へ相進候者

一兵學三篇之返講辨書は勿論書込等無之相仕舞候上猶試學之上（以下缺）

一武藝一流極　但弓馬槍刀並大筒之内

一三百石以上學問は七百石以上之者同樣之試之上二等へ相進候者兵學並武藝之講は七百石以上同

斷右三廉共に右之格に不至者は家督相續之節小普請に被成置修行可被仰付候

但學問兵學共考試之次第此節より相改候ては面々心得方も違候儀に候間來申六月より右之規則を以て及吟味候筈に候

一武講會業之儀御近習外様共に御役掛聽問會毎月一度つゝ返講會三度つゝに致し右會業之節高之嫡子嫡孫を始御役掛に無之面々並に子弟共に振分罷出修行可致候

但高之嫡子嫡孫は勝手次第に無之出席可致候

一御役掛之面々番頭始役々專任之廉を先立毎月一度つゝ好即時問題返講可致候

但此節より相改候ては差支候者も可有之哉に付來申六月より可相始候實年五十歳以上之者は勝手次第に候

一御役懸に無之面々並高之嫡子嫡孫共に出師戰格之者何れも毎月一度つゝ勝手次第に無之本業に可罷出候

一御役懸之面々並高之嫡子嫡孫共に戰格聽問濟候者は孫子會へ本業に可罷出候 彭齋隨筆

○文政六年癸未五月二十六日

學校御入之節講釋所生は月割の子弟にても罷出不苦候事

○文政七年甲申十月十五日

諸生教導筋合之儀面々志求るを待て教ると申す儀聖經の常典と相聞え昌平坂抔も左樣之趣に候處是は教も入り易く導くにも能候由然處御家御作法之趣は御家中之子弟勝手次第に無之學校へ被差出近くは人々父兄之事子弟を導くより御奉公申上候筋道不取失修身齊家より治國の器用をなし候樣教育之御設被置候儀勿論に候處近來士風鄙劣柔弱之行無之士道廉恥之風引立候樣教導方肝要に相心得其内夫々持前の器用を盡し秀候者も出候樣にと御取立被成候御制度之上不好者迄も共教（字不分明）强て引入平常それ〳〵の嗜相整ひ候樣教立不申候ては不相成左樣に導候上からは不好人迄も漸々憤發し持分を可盡儀に候間手近き處より小を積み大を成し近を經遠に至候樣書物一片の教に不心得其人々之器用相延候樣御制度之御主意を土臺と致し時處位人情ともに取扱差引可致但儒者は教導之棟梁にて諸事司候儀勿論に候處猶行屆候樣手厚之爲には素讀取扱之次第同所勤並手傳勤等學校奉行直にも承り又御主意直にも申聞候儀等は時宜次第宜敷差引可致旨被仰出候事

○文政九年丙戌三月十六日

御流岐之儀は天下の逆賊を征伐せんか爲に被學たる儀にて居て守る儀には無之尤も攻法を知れは守法は自ら其内にあることに候處機に臨み番手境目等取立候儀も可有之何れ武備は全きに利あることに候間山神流築城の法を付し可相學儀に候條方圓曲直鋭の五法並山城、平山城之法一ト通り不相學ものは出師へ相進間敷候戰格へ相進候上猶境目、城之取立方等可爲相學候仍て頭取幷懸勤之者始門

弟共出師へ及第可致ものは牧原主馬方へ入門致相學候樣可申聞候尤も右修行方に就ては主馬儀御軍事奉行へ隨從致取計候樣申聞候間修行方果敢取候樣可取計旨御軍事奉行へ申聞候事

○年月日不明

此度學校奉行添役被增候に付ては儒者之儀申迄なく學問教授は勿論風儀取立之儀素よりの儀に候處如何にも手元繁雜多端之樣子に相聞兩樣之取立方全くには難行及儀も難計候以來學問取立方重に相任せ講釋所へも一管出席致し修行方果敢取候樣可取計候

一學校奉行之儀是迄とても文武之藝風儀行跡共引立方任し居候儀に候得共儒者共前件之通被仰付候に付ては猶文武之藝は勿論風儀行跡共に格別に相勵候樣儒者へ談事之上素讀所勤幷手傳之者へも手近に立入り事により諸生共へも直に申諭專ら儒者へ立添學校被設置候御主意全く行屆候樣可取計候

一素讀所勤之儀も是迄朝會之外は先つ一人つゝ居殘候由之處已來は兩人共終日詰切教授致し手傳之儀も晝前は勿論晝後とても武學寮出席前後繰合罷出互に無底意申談諸生相勵し修行方果敢取候樣右に付格別之勞費も可有之に付素讀所勤は是迄之費金三分つゝ手傳勤は一兩之高に被成下候

右に付學校奉行手元に於て厚差引之上風儀引立候樣精々可取計旨被仰出候事

○年月日不明 文政三年と推考す

武講之儀御近習外樣御役懸聽聞會每月一度出師以上へ進候者勝手次第同返講會每月一度勝手次第に

可罷出候

一諸奉行始役人勤之者とても新番組々外之士已上之者は御用之隙次第武講へ罷出可致修行候

一獨禮以下武講出席被相止望之者は御軍事奉行宅にて可致修行候

　但其內格別に出精拔群に秀て器を可成ものは御軍事奉行吟味之上等級可相進事

一獨禮以下之子弟學校出席被相廢併講釋所生にも相進候者是迄相進候者は勿論已來共於學校可致修行

其餘は南北學館へ罷出武藝之儀は宅に於て可致修行候

　但襟制以下輕々其外又者之子弟寺院社家町醫師類は學校幷學館被相止候

○年月日不明

士分以上之者家督跡式之節筆道算術禮式柔術體捽術許を得候者共小普請御免に不相成鐵砲之儀は十匁玉以上之許長銃之業をも可被仰付程之者は是迄通小筒一ト通りにては御免被成間敷事

一十五歳以下之諸生迚も不及願望之者は武學寮入門勝手次第之事

一於學校勤之會日をも被立置候處以來被相止月に三度つゝ儒者講釋有之候間望之者勝手次第に可罷出事

○年月日不明

內會を立師範を得候者へは輕き贈物或は時刻差支候節は飯差出候儀心次第に候

但酒給候者へは極手輕に有合之酒肴差出候儀心次第に候

○年月日不明

卑之者嫡子嫡孫は學問講釋所生兵學出師之上武藝一流も極候はゝ御定年限以前にても出席勝手次第

槍刀は戰場之要務に候間其業不怠可致修行事

但二三男にても同樣に候事

○年月日不明

書學寮之儀は十九歳より出席勝手次第諸用辨達候程之者は年限以前にても師範目鑑之上勝手次第左も無之者は其人により年限延候吟味も可有之候

○年月日不明

學校入門之儀十歳より遠方虚弱之者は十一歳よりの御定之處以來十二歳より入門可致事

但願之上罷出候は格別併十歳より十一歳之者迄は被任願九歳以下之者は願出候とも入門不相成候事

○年月日不明

二男以下武藝一流究四書五經之素讀不相濟ものは勝手次第に不相成嫡子嫡孫は四書五經之素讀不相濟ものは勝手次第に不相成儀勿論之事

但嫡子嫡孫迚も至極の不氣量にて兎にも角にも不參(マヰラ)と人々も許候程のものは四書五經之素讀不相濟候とも武藝の究(キハメ)有之ものは其人に當り格別の吟味も可有之事

一高(タカ)之嫡子嫡孫學校講釋所生兵學三編相濟武藝一流相究候は御定年齡以前とても武藝之出席勝手次第學問兵學之儀は御定之年齡迄は勝手次第に不相成候事

一卑(ヒク)之嫡子嫡孫は學問講釋所生武藝究有之ものは學問共諸藝勝手次第兵學出師武藝一流究候ものは餘藝は格別學問所へは御定年限の內は四書五經の素讀相濟候迄は勝手次第に無之可罷出事

○年月日不明

嫡子嫡孫は二十五歲迄二男以下は二十一歲迄文武之學寮出席勝手次第に無之處講釋所にて傾修行(カタムキシユギヤウ)被仰付候嫡子は二十六歲以上に候とも勝手次第に無之罷出修行可致事

但勤之者にて傾修行被仰付候者は御用之外罷出缺席之斷も追て斷り不苦事

○年月日不明

獨禮之嫡子嫡孫幷御徒格(カチカク)以上之嫡子嫡孫は二十五歲獨禮之二男三男は二十二歲より勝手次第に候處重(オモ)に諸役人に被召仕候儀に付學問一等歟武藝之內御定の格に入り手跡(シユセキ)四折(ヨツヲリ)算術割物(ワリモノ)にても相成位之手際之者は格別御定之年齡過候ても御定の格に不至者は出席勝手次第に無之事

○年月日不明

稽古小普請之儀月割以下之者迄も出席勝手次第に無之御徒格以上之者小普請御免に不相成者は勝手次第に無之儀勿論に候事

○文政六年癸未七月二十日

子弟之内にて御雇勤或は文武之學寮役付相勤候者小普請御免之格に至候者は勝手次第右之格に不至者は其格に至らさる稽古場勝手次第不相成候事

○年月日不明

卑之嫡子嫡孫は學問講釋所生に相成候上武藝一流極有之者學問共に諸藝勝手次第に出席致候處講釋所之儀は年限前は勝手次第に無之事

○文政七年甲申某月某日

南北素讀所へ月割迚も勝手次第に無之可罷出事

○文政七年甲申七月十五日

御家老共講釋所へ春秋兩度程つゝ罷出候處御用隙を見合四季一度位つゝも罷出其節講釋所生及ひ一等出精之者講釋をも承り手際に應し即席講釋詩文等をも可申付事

○年月日不明

諸生十四歳迄に學問一等に致昇進郷里之間に於て惡遊戯等不致一方にて老敦人に被申程に候はゝ被

下方を以て被賞御吟味も可有之事

一學問人品共に相嗜み十六歳にて講釋所へ致及第候者是亦被下方を以て被賞候御吟味も可有之事

一書學十四歳にて試之上手際宜きもの一等へ致昇席平日惡遊戯も不致一方にて老敷と人々も申程之者に候はゝ御硯等被下候御吟味も可有之事

○年月日不明

書學之儀以來學問同樣十二歳より致入學退席年齢に至候ても二等優等に不至者は退席不相成事

一書學一等に相進候者は出席勝手次第に候處已來は御定の年齢迄は勝手次第に無之事

○年月日不明

禮式配膳方之儀日用之藝に候間諸生々長之内學校會日に罷出可致修行事

但其業得手之者にて秀候者出候はゝ傾修行をも被仰付其人により費御扶持等をも被下御吟味も可有之事

一數學之儀日用之業に候間天文學をも込め學校會日へ罷出望之者可致修行事

但其業得手之者にて秀候者出候はゝ傾修行をも被仰付人により費御扶持等被下候御吟味も可有之事

○年月日不明

文武之藝極を以て小普請御免之廉夫々定も有之候處武藝は柔術居合文藝は書學數學天文禮式配膳といへとも一藝拔群に秀候者は出格之吟味も可有之事

○年月日不明

醫學他邦修行之儀町鄕醫迚も大一等に不至ものは容易に被任願間敷候尤も歸國之節は於醫學寮手際之次第可及吟味事

○年月日不明

士中郭外之寄的（ヨセマト）之場（弓術門にのす）へ罷出候儀被相止右代り於諏方社地常例祭日之外年に三度程學校出席日を除き朔望之内寄的興行可致事

○年月日不明

武藝格に立（原書のまゝ）被賞候儀被相止槍術十九歳劒術十七歳にて相極弓は晝夜の大數（オホカズ）馬術は遠乘（トホノリ）致し人品相嗜候者にも候はゝ被下方を以て被賞候御吟味も可有之事

○年月日不明

醫學之儀諸科之治療凡て宜く秀候儀は容易に難相成業に可有之候得共一般に治療候儀醫家本體之由に候得は修行方之規則目當を廣く立て往々治療一手に行屆候樣可取立仍て小普請御免之格左之通被相改候

一本道大一等之上に外科一等に至候者

一本道一等にても本草學第一等に至り治療相應に被行候者

一本道一等にても外科一等に至り治療同斷之者

一生質文材拙候而醫學及第不相成候とも治療方相秀諸科之內宜く取廻し功驗有之手際拔群なるものは格別に御免被成候御吟味も可有之事

一本道外科宜く相嗜候上諸科共宜く相究治療著く秀候子弟は修行扶持被下御雇勤等被仰付勤之者は御役料御加恩席進等も被成下候御吟味も可有之事

一町鄕村醫にて本道外科一等に相進療治有之諸科之內相究候類又は外科一等に至候はヽ町醫は大書院御目見被仰付鄕村醫は苗氏御免被成候事

一町鄕村醫にて本道大一等の上外科一等に相進療功有之諸科之內一等相究候類又は外科一等に至候はヽ町醫は小書院鄕村醫は大書院御目見可被仰付候事　以上法度書

○文政十年丁亥六月朔日

新番組々外之士以上にて書學上等へ進候者は學問兵學御定之格に相成槍術は中位劍術は老功之內一方右席へ昇進致候はヽ小普請御免可被成旨被仰出候事

獨禮以下月割以上

一弓術　許　　一學問　一等　　一書學　上等　　一劒術　許　　一槍術　中位

一算術　許　　一居合術　許　　一柔術　許　　一神道　講習免許　　一火術　大小筒許

一體拵術　許

右何も一流にて小普請御免被成候事

○年月日不明

家督跡式之節是迄左之藝術之內一廉有之者は小普請不被仰付御規定に被成置候處此度文武之藝修行方被轉候に付以來士分以上之者左之品を以て小普請御免被成間敷其餘之廉は是迄之通被成置候旨被仰出候事

但鐵砲之儀十匁玉筒以上之許にて長銃之士之業をも可被仰付程之者は是迄之通小普請不被仰付小筒許一通にては小普請御免被成間敷候事

一筆道上等以上　　一算術九章卒業以上　　一禮式九等以上業秀候者

一柔術試業之上得許候者　　一體拵術同上

右五廉士分以上之小普請被相止候　以上山內氏覺書

○天保九年戊戌正月某日

學校御教導之儀に付ては御代々厚御世話共有之別して父兄之者子弟取立方に付先達て被仰出も有之

候處近來文武共に一統不精にして武藝之儀猶更相緩候由相聞且又少給之者の子弟なとは今日家事に被逐父兄之勞に代候處より心ならすも不精に相過候意味も可有之候得共祿高之者は夫々餘隙も有之事に候得は只管文武之修業存分に相成候儀往々は器に當り頭役にも被召仕候事に候得は別して可相勵儀に候處却つて祿高之者は少給之者よりも緩怠遊惰に相聞甚以不心掛成儀に被思召候右は專ら父兄之心得方不宜故と相見候假令學問武藝に志有之者も父兄にて不相好人品第一之嗜を爲相廢却て差引利勘之道を勸め又は內證之勝手筋を爲營候樣之儀有之候ては畢竟暮方難澁之上より出て兼て被仰出候御主意にも相戾候儀甚以如何成儀に候文武之儀は子弟のみに無之父兄之者とても終身之事と相心得治亂之御用不相缺樣可心掛段改て被仰出迄も無之儀にて風儀相嗜み文武實用に相嗜み其器を成候者は夫々御引立も可有之儀に候處左も無之事に非常之御時節に逢ひ非常之御取行を以て一旦御取立に相成金錢差引より身を立候者等を羨候樣の心根にて面々嗜方輕重之勘辨も無之義理に違候儀と思召候以來子弟教導方篤相心得師範へも深切に相賴年長之者文武の藝出精いたし候を耻候樣之心底相改御尊慮不空樣急度可相守旨被仰出候事　彭齋隨筆

○天保十三年壬寅五月四日

文武修行筋之儀に付去年中委細被仰出候處在勤之者も武藝別して相嗜候向も有之由相聞中には老年之者迄修行致候族も有之出精懸りの子弟の引立にも相成候由被及御聞尤成儀に候御主意相達候段一

段御悦思召候乍去一時右様にても追々相崩れ候様にては折角御世話被成下候も空く相成事に候條頭(カシラ)々は勿論仲間(ナカマ)同士へも厚く申合何分永く不相怠此上御尊慮後來へ行屆面々之子孫迄も父祖之嗜方見習聞及其善風相傳候程に可心懸候御在國之節勤之者文武之藝御覧被遊候儀も可有之候條此旨共相心得候様可致事

○**弘化四年丁未二月二十三日**

學校御教導方之儀に付ては父兄之心得方是迄度々被仰出も有之候處兎角師父和融に不至學校御教導筋を以て陰にて彼是批判致し中には子弟の後楯(ウシロダテ)に相成役付より掛合候得は却て張合(ハリアヒ)を付學校を不重惡風も有之哉に相聞候右體不心得之者有之候ては御教導可行屆様無之決して不相濟儀に候間萬一右様不心得之者有之候はゝ不打置申出候様其筋へ被仰付被置候間聊心得違無之様可致事

一右御教諭方に付ては父兄之内御納戸(オナンド)以下は素讀所へ呼出右以上は子弟親類之内罷出候儀に候處近來御納戸以下迚も當人不罷出子供抔差出役付共談事不整儀も有之由相聞學校を不重兼ての被仰付疎(オロソカ)に相心得如何成儀に候間子弟教導筋之儀に付掛合有之節は可成程當人罷出候様若病氣障等不得已難罷出節は近き親類勤之者或は嫡子にて子弟の置示(オキシメシ)相成候者差出候様尤御納戸以上迚も事柄により直(ヂキ)に父兄へ不掛合候ては難相成儀に候はゝ餘事と違ひ子弟御教導筋之儀に付ては和融を本とし御納戸以上とても平士は直に罷出申談候様可致事

一學校諸生年長之者幼年之者交友之間に立入取合之腰押等致し役付共之教諭を偏に差引致し御教導を妨候體之者又は幼年之者迚も度々無故取合に及師長之教導筋不相用不心得之者は兼て被仰出も有之儀に候間手元替、塾替或は南北素讀所へも爲退講釋所生に候はゝ同所爲退候儀も可有之事

右條々之通被仰出候事

○嘉永元年戊申二月朔月

此度稽古筋爲御引立學校料被爲增左之條々之通被仰出候處改て申聞候迄も無之子弟教育方之儀前々厚被仰出是迄も夫々御引立被成下候事に候得は此上彼是之御世話被成下候迄も無之面々人品を磨き文武之藝術出精可致儀之處無其儀段畢竟父兄之心得等閑にて教諭方不行屆儀に候得共此段は暫く御宥免被遊壯年之子弟修行に怠り往々身過之考量利勘に陷り候段深く御痛被思召御時節柄に候得共猶又御費被爲掛斯迄厚御世話被成下候儀にて浮と可心得筋に無之條面々難有御主意を奉し自ら先立て子弟を引立風儀藝術一際著く可相勵旨被仰出候事

一二三男にて御扶持被下文武師範被召出其内人品業柄は勿論數年宜く相勤拔群なる者は年來或は病氣等にて辭役致候とも相應之御扶持方被下候御吟味も可有之事

一子弟年長候迄文武之藝不怠出精致藝術格別に秀て一流之標準とも可相成者は御扶持被下修行被仰付候儀も可有之候彌人品相嗜業上達致候に於ては人により後々とも相應の御扶持被下候御吟味も可有

之事

但文武之藝出精致往々可成器者は手際の次第に依り費金御扶持方被增下候御吟味も可有之事

一二三男にて文武の役付年來宜く相勤藝術人柄格別なる者は御扶持方費金等被增其內抽候者は右勤退候とも夫々御扶持方被下候御吟味も可有之事

一四術（弓馬槍刀）の極に無之候とも二流にても其業何れも秀て極後も不怠出精致學問兵學之內相應相嗜み兼て人品宜く抽候者は格別に被賞候御吟味も可有之事

但四術相極前々被賞候格に入候とも以來は人品は勿論平日文武之藝不怠何れも實體出精致候ものは格別若し名利に馳せ修行方不著實諸藝怠居極を不得流派へのみ罷出藝能を飾り名を售るの類は決して被賞方之御吟味は有之間敷事

一諸生之內文武之學寮不怠格別に出精致候者は御賞被下候儀も可有之候事

一火術之儀は以來一流一人つゝ締方被仰付相應之費料可被下候事

一獨禮以下之者迄も其業拔群に秀人品相嗜み格別なる者は學校內稽古場へ被差出修行被仰付候御吟味も可有之候事

○嘉永元年戊申二月朔日

勤之者共文武修行方之儀に付ては前々厚被仰出近來別して御世話共有之其砌は一統出精致候儀と相

聞候處此節に至り最前之樣子に無之怠り勝（ガチ）に相聞候去年房總御備被仰出武備心掛之儀度々御沙汰も有之候御時節柄出精不致候ては不相成儀に候處如形相緩候體にては決して不相濟事に候畢竟面々之怠惰は申迄も無之中には年老之者等諸生へ相交り存分の修行相成兼候體之儀抔も可有之哉右に付當春より於武學寮毎月六度つゝ別段會業被相立候間面々罷出修行可致於頭々士中支配有之向（ムキ）は勿論其餘御軍事重（オモ）之役申合罷出組支配之稽古筋見聞致し一己修行も可被相勵候右は何れも出席勝手次第之儀に候得共内立（ウチタテ）等之儀は成程繰合罷出永きに堪え實用之修行致候樣取締世話可被致儀肝要に候事

以上續日記
類寄續編

按するに嘉永癸丑以來は文武の獎勵殊異にして、士氣また振興せしかば教令も懇切にしてその發布も多かりしならん、今これを證するの書なきを以てこの篇は此に止めぬ。

會津藩教育考卷一　終

會津藩教育考卷二

第三　學　史上

按するに藩祖土津神君、幼ふして學を好み給ひ、十六歳初めて儒道に志し（家世實記）博く雜書に涉獵し和漢歷代の事蹟を搜索し、六韜三略をも窮め給ひ、中年より僧澤庵、愚道等に就き禪理を講究し頗る佛氏の道を信し給ひしか、年四十二初めて朱熹の小學を讀み給ひ、大學の基礎は全く此書にあることを發明し、是迄讀み給ひし佛書は悉く焚き、自ら悟るの晩きを恨み、專ら濂洛、關閩の書及ひ中臣祓、日本紀神代卷に就て講究し給ひき。（略傳）山崎嘉曰、蔡李通、仲默、眞希元の後未た斯の如き人あらす、我か國崇道盡敬皇帝以後の一人なりと、（碑文）その心術を正うして會津を治め給ひ、幼君を輔翼せらるゝの間、治事に顯るゝもの皆其學術の發露にあらざるなく、然して文武の名士を招集し士庶をして講習せしめ給へり、故に我か藩の教育は、神君に淵源し、歷世繼述し給ひしものにあらざるなきなり、その沿革の概略を記して學史編を敍つ。

○寛永十五年戊寅某月砲術者明石重貞（作左衛門）を堺備前に遣り十匁彈銃百挺を鑄造せしめらる（家政實記）

按するにこれ我か藩銃砲鑄造の第一著手ならん、續て承應元年横田清眞（九兵衛）江州國友に三百匁彈以下の銃砲四百九十挺を鑄造し、（家世實記）また明曆二年磨師三人細工師六人を率ゐ、國友に行き訓練

し歸て寛文七年七月一貫匁彈銃砲を鑄造せり、（横田家系譜）この大砲は砲體百貫匁にて俗に七十人持（モチ）と稱ひ後世城内二之丸にありき、享保十七年十一月巡國使に出されし書面に、鐵砲張（ハリ）師渡部喜兵衛、渡部民右衛門、岡淸兵衛、鐵砲金具師加藤九右衛門、竹永平十郎鐵砲臺師神崎平左衛門と見ゆ、この頃より傳はりしものにや、後世に鐵砲張師加藤安次郎、小沼鐵彌ありしかば、歷世鑄造せられしもの多かるべし。文久の初年二人に命じゲベール銃四千挺を鑄さしめ、銃器を悉く改正せられたりき。

當初專ら銃器を監せしは重貞にして、その職工もみな重貞が率ゐ來りしものにて、重貞死して後は淸眞これを監したりしといふ、當時淸眞の賜邸は本四之丁三日町口にありて、職工六人は八角社前六軒丁にありて鑄造し、居邸相距る遠からず、監臨指揮に便なりしといふ。（山本覺馬の說話、）因に曰堺張（ハリ）（鑄造の俗言）は國友張の精良なるに如かざれば、國友張をば備筒とし常に用ひられず、堺張をば足輕その他に貸渡されしなりとぞ。（同上）

○正保四年丁亥十一月十三日八田野村大塚山に於て鹿狩を催されき。（同書）

按ずるに三春の城守松下石見守亂心してその家祀滅絶せしかど、家臣どもは城地を渡さじと騷き立ちしにより、土津神君不時に江戸より下り給ひ、白川に逗留して百事指揮し給ひしが事遂に鎮定し會津へ歸城し給ひ、日ならずして鹿狩を催されし即ち軍旅を演習せられしなり、初め二十萬

石の大封に進み給ひし時、軍制を立てられ、先手、（番頭、物頭、寄合組の類）旗本、（小性、奏者番、使番、納戸、供番の類）留守組、（町奉行、郡奉行、勘定奉行の類）の三つに分ちて政事の基礎を定められしが、軍令、禁令をばこの後慶安、承應、明暦の間三回に增損して定められ、寛文年に至りて初めて騎馬、歩卒、小荷駄等を定められしことなれば當時鹿狩にはこれといふ準據せられし流岐とてもなく、たゞ神君が古制を參酌して施行せられしことならんと推し量られぬ。

○慶安二年己丑十二月十三日諏方社内に的場を開かる。（傳證類聚）

按ずるに當時の狀況を以て推し量るに、射藝を演する場所なき故こゝに開きて衆庶の演技場とせられしならん。

○慶安四年辛卯三月廿八日追回馬場を修理して諸士遠乘の稽古場とせらる。（家世實記。會津外史。山彥傳記。）

按ずるに追回は西郊に在り、先封氏犬追物式を演習せし處にして、その塍埒の破損を修め、人馬の往來を禁じて稽古場とせられ、修理の役夫は諸士みな家僕を出したりと、四圍に古松樹數十株あり、みな當時の栽培にかゝりしものならん。新編會津風土記を擧げてこれを證せん。

馬場　館趾（飯寺村ノ北方二町三十間ニアリ葦名直盛ノ住セシ處ナリ又佐原義連ノ家臣仁科太郎光盛ノ住セシ處ナリトモ云フ）ノ北ニ在リ昔犬追物ノ馬場ナリト云此地ヲモ教場トナシ舊制ノ如ク其地ニ馬場ヲ築キ追廻シテ駿足ヲ乘試ル所トス長三町幅十二間中央ト四方ニ高三尺餘ノ土居ヲ廻セリ中央ハ南北ノ兩端ニ土居ナクシテ四方ニ乘廻ス使トナス追廻或ハ

三丁馬場ト稱ス

○慶安四年辛卯閏六月北花畑に於て新に馬場を築かる。家世實記

按するに當時の普請奉行堀田胤知彈右衞門河野十左衞門これを指揮し、僅に三日にして功を竣めしといふ、面積詳ならすこの馬場後世もそのまゝ存したりしが、新編風土記に載せられざりしは何故にや、新花畑は東名子屋町の北端組町邊の總稱にて俗にこれを新馬場といひき。

○慶安四年辛卯十月五日兵器方大砲の製藥は横田清眞に命せられ弓は京都製を用ひらるゝことに定めらる。同書

按するに是迄の製藥は兵器方勤明石重貞これを任し、弓は紀州製を用ひられしが、圓城寺豐貞京都に出てゝ後弓はかくせられしとぞ。製藥のことは清眞か傳と併看すべし。

○承應元年壬辰六月十三日加判のものへ小學一部宛を賜はる。同書

按するに土津神君年四十二、初めて小學を讀み給ひ老佛の書を焚き給ひしはこの歲なり、これより幕府の儒醫土岐長元を召して專ら程朱の學術を修め給ひしといふ、加判とは連判の意にて當時奉行以上の稱なり。

○承應元年壬辰十一月輔養編の編纂成る。家政實記。會津外史

按するに土津神君の意匠に出て土岐長元これを贊參し成りて後、十二月嚴有公に献せられまた活

字にて印行し老中および近侍の人々に分たれしとぞ長元の跋および忠恭神君の序あり、今跋を擧げてこれを證せん。

竊惟輔養幼主之法其來尚矣記曰虞夏商周有師傅有疑丞其法往々散見經傳然文辭簡古次第不詳故後世淺學難遽考據焉古經筵劄子及上太皇太后書程子既挺命世之材身處勸講之職披瀝肝膽傾竭悃誠所欲輔導幼主而成王之德者也嘗謂事君如周公者可也其言可證焉朱夫子己酉之封事方欲警動孝宗之心而爲長久之計頗述賈誼之言而說師傅之義實出於愛君憂國之忠誠而後生所當爲矜式者存焉賈誼師傅傳暴秦之後無言先王輔養之法者特有此篇任焉程夫子既採其言朱夫子亦以爲定論蓋此非附會之臆說必有自來爾此亦所不可不併致者也若欲冀於貽謀燕翼之美者先由此數者而詳察之則必當得輔養之大體而於夫經傳散見者亦盡貫通而施置矣偶有一同志請輔養之說者區々謭陋亦未能知之於是探索諸書而得此數篇遂纂次爲一言出而示之相與講論之或病書之無可稱呼故不得已名曰輔養編因記其旨趣於卷末云承應壬辰冬十一月南至操齋士岐長元謹書

○承應三年甲午二月二十四日九數算書を印行せらる。家政實記

按ずるにこの書は江戸詰(ツメ)勘定役人嶋田覺左衛門か撰述せし所にて、算術は經濟の一大要技なれば志あるものに下付して、その術を鍛練すへき旨を令せられき。

○明暦三年丁酉正月十一日軍令十條禁令五條を定めて諸士に聽聞を命せらる。同書

按ずるにこれまで用ひられしは何流なりしや詳にし難し、この時甲州流(小幡景憲を祖とす)の軍法を究め給ひて制定せられしものにて、舊來の軍令禁令は焚却せられぬ。

○**萬治元年庚子十月六日**百姓の射術を試むるを禁せらる。同書

按ずるに會津は大封家滅亡の後、遺臣とも民間に散居し、武技を演せし風つひに遺傳して、殊に山内家の遺領伊北、沼澤家の舊領沼澤の涯隈は甚しく、平居これに專らにして農事に怠りがちなるをもて禁せられしなり。

○**寛文元年辛丑某月**吉川惟足を招聘し賓師の禮を執り神學を修め給ふ。同書、會津外史

按ずるに儒者服部尙由(安休)侍講の次に中臣秡を進覽せしかば、神君尙由と共に講窮し給ひしかど、言辭古雅にして解し難ければ、其道に明なるものを尋ねよと命せられしに、尙由の門弟に雲水行者にてもと京都吉田家の地下士(ジゲサムライ)なりしが、放浪の身となり放齋と稱するものあり、その言に今時神學を辨ひしものは相州鎌倉山内に隱遁せし吉川惟足に若くものなしと語りしを以て、神君に告げ甥の惟元を遣はし一二質問せしめしに、釋然氷解し歸りしを以て、神君殊に尙由を遣はし招き給ひしなりとぞ、この日神君治世の要領を問ひ給ひしかば、惟足答ふるに己を正うし仁惠を施し間事を好むの三事を詳陳せしかば、神君感賞し給ひ講筵を開き明日銀子および酒肴を贈り給ひき。

○**寛文四年甲辰四月八日**山崎嘉を延き賓師の禮を執り儒學を學び給ふ。同書

按ずるに嘉先に京都より江戸に來りゐしなり、この日小山勘解由〔幕府の人歟詳ならず〕をも招かれ論語の講義を聽き給ひ、續て近思錄をも聽き給ひしが、歲の九月嘉病を以て京都に歸るや、儒臣有賀滿辰小一郎をして送らしめ給ひ、金百兩小袖二重羽織一を餞し、また嘉が父母に贈り給ふ各品ありしと。

○**寬文四年甲辰**閏五月若松桂林寺町の北端赤岡分(アカヲカブン)に住せし岡田如默〔無爲庵〕か宅を稽古堂と名け學文所とせらる。同書

按ずるに赤岡分は今の後分(ゴブン)町にて堂は威德院に隣りしとぞ、如默は禪僧にして〔古人事歷に詳なり〕萬治年より當地に來り、儒学にも達せしかば近傍の商賈就て學ぶもの多かりしを、土津神君聞き給ひ、その地稅を免じ如默を指南役となし堂主と定められ、横田俊益講筵の式を定めまた堂記をも選述し後には修覆料をも賜はりしとなり。〔何求年譜、千歲の松〕

それこの堂や我藩學文所の濫觴なり、その初は商賈が集學せし所にして、稽古堂となりし後も士庶の別なく集學し、田中正玄、友松氏興等家老を以て時々參堂して講義を聽聞せしかば、貴賤上下の間隔なくいと親密にして床しかりき、修身の道を講する素より然るべきなり、この堂の緣起斯の如くなれば、我藩の文事は商賈より士人に及びしといふも過言にはあらぬべし。

○**寬文五年乙巳**九月二十八日兼て編輯し給ひし玉山講義附錄の鏤刻成る。家世實紀

按ずるに編輯成りし年月詳ならず、千歲の松に昨年即ち寬文四年のことゝなす如何にや、鏤刻な

りて東照宮、郭內伊佐須美神社、高田村八幡宮、塔寺村諏方神社、郭內熊野神社新宮村へ一部づつ奉納し給ひ、また家老重役へも賜はり、また明年十二月伊勢豊崎宮へも奉納し給ひき、亞の獨見安藤有益が傳に寛文五年玉講附錄の槇字を命せられし旨を載す。然ればは錢行は卽ち活字なるべし、林恕一名春勝字は子林春齋と號す幕府の祭酒の序あり。

亞聖公不云乎博學而詳說之將以反說約也博學者有之然或未知所以守約也說約者亦非無之然或失於急迫而不足以得之也博而約々而博者於贈大師徽國文公見之其解說聖經發明道學者博約兼備之要也其餘贈答時人示諭門人者文集之高堆語類之積累不知幾億萬言皆有益後學爲希望之端所謂博約而詳說也如玉山講義其字數未滿三千言然教人親切之訓備盡矣所謂說約也此是講義收在文集中則猶巨海之一滴大倉之一粒故潛心著眼者鮮矣獨會津中將源公表章之翫味之而稍覺有得於心然慮者無格致之功唯讀是已則有急迫之失而載講義於上頭而參考語類文集以演繹之推擴之輯爲三卷々中又分限類次總七卷號曰玉山講義附錄既成有年有求者則贈之不敢秘焉不求則不必廣焉乃是勵有志者而不誇其名乎僕亦幸得一部之惠而聊知其用力之深也比日招僕請作之序々豈易言哉於是細觀其輯錄之次則上卷之始言太極之妙所以爲道體之本次述健順五常之德次合解仁義與仁智中卷載元亨利貞四德之義下卷之始專仁一字又論智之要終發性命鬼神之理蓋聖人所罕言而幽微難說者所以爲最末乎想夫陳北溪親炙文公作性理字義其言皆雖出所聞於師然猶不能無私見乎今此講義與附錄併是文公之遺言也以文公

之言演文公之言則與直指面命同而如合符節者豈啻私淑與聞之謂而已哉今學者人々言讀文公之書然至文集語類簡帙重大則東高閣而一覽之勤猶有倦之者況於其反覆丁寧類別條目哉竊謂以顯貴之身親抄纂之事自非平生孜々勉々好學之篤豈可至此也且聞語類文集之中先儒未著心瀉開示者往々搜索載各條之下則其識見之明亦非尋常之比而所以深造自得者不可測乎此書施行於世則附錄者博學詳說之助也講義者說約之要也然則學而不從博亦不可徑約而文公之學可窺其蘊孟子之教亦可以守乎然則大聖之所以循々誘顏子或其可庶幾乎寛文十二年壬子仲春弘文院學士林恕謹序

○寛文六年丙午八月六日會津風土記の編輯成る。同書

按ずるに土津神君常に本朝風土記の缺亡を歎き給ひ、遂には國郡の風土記を幕府に備ひ給ふの深意にて、先つ試に封內の風土記編集を家老友松氏興に命ぜられ、郡奉行木村忠成（忠右衛門）探古者向井吉重等を補助とし給ひしかば、氏興等自ら郡村を巡回し、四郡（會津、耶麻、大沼、河沼、）の名稱境界紛亂せしを古文書古器銘及び村老の口碑等に據て證左を採り、以てその紛亂を正して、郡の下に莊、莊の下に鄕、鄕の下に村、村の下に端村（ハムラ）と次序し、山川、道路、物産、戶口、牛馬、寺社、風俗等十二目に分ち稿成り、山崎嘉これを潤色し、すべて六年にして功を竣ひしといふ、嘉が序を擧げてこれを證せん。（序文は頗る謬誤あるか如しと雖も、校正に由なければ原文のまゝ登錄す）

唐虞之盛也伯禹功成而九州定矣本朝之開也陰陽神合而八州生矣彼九州區別爲國郡縣鄕邑此八州分

浸以地露　謬アルベシ　綱

析爲五畿七道亦爲六十六國每國有郡郡有鄕鄕有莊村其方域雖異可謂以本立而末分者和漢同揆也中華歷代之制有沿革故地利郡國黃圖方輿括地府縣等志記錄數百千卷然其間或鼎足峙立或南北割據則不能包擧宇內至明朝并四海稽古今而一統之志詳而備矣本朝自神武創業百王一世曆運不改國郡之名自景行成務寢備至和銅駁駕畿內七道郡國風土之記賁始其後歷朝有損益脩飾及延長而大成六十六國之山川土產人物戶口可坐而知焉乃與漢唐之一統同美上庶幾唐虞之盛下不讓明朝之志者乎爰迄中葉乾綱不振干戈頻起加以水災而風土記亦湮滅矣自此輶軒之使絕而方土之言不奏而不能再興也然猶幸有出雲一國全存又有豐後國之殘簡且一段一事之見於舊記之中者則古之遺式雖可追尋奈無文獻之徵何豈不嘆息哉方今闔國混一車同軌書同文則教令徧降則六十餘國之風土大司徒之所掌職方氏致其詳隸於司馬蓋秘而藏之所以防患也漢滅秦蕭何先收其圖書高祖具知天下阨塞戶口多少則何之功也漢之地圖掌之司空浸以地露當時淮南諸王謀反皆按地圖部署兵所入王鳳所謂地形阨塞之書不宜在諸侯王者正得周人之遠慮矣唐人設兵部屬四而職方居其一則能戒後車者也明人亦屬職方於兵部而一統志之成漢以下所未有也然建邦之土地人民土數則未備焉故丘濬議之以請依周禮別爲一籍可謂知佐王安攘邦國之首務矣我風土記太政官掌之王室衰焉官職廢焉或放散或失亡而不補今流落于人間者往々非其本書也可歎而已矣會津中將源正之尋大八州之起惜風土記之逸私記會津之風土今嘉潤色其文且爲之序以俟國家修成之擧云寬文六年丙午八月九日山崎嘉序

○寛文八年戊申十月二十四日曾て編纂し給ひし二程治敎錄の印行成る。家世實記。會津外史。

按するにこの書上下二巻印行成り。閣老稲葉正則美濃守に一部を贈られ。また家臣の重役にも賜はりしといふ。山崎嘉、林恕の序あり。恕の序を引てこれを證せん。

仲尼曰用之則行舍之則藏其用之也與聞國政纔三月魯國大治若得其大位則天下被其澤而四三皇六五帝然不膺其運則美玉韜匵而藏諸其身雖然其敎載在六經爲萬世君師歷朝治敎永賴其法則其功賢於堯舜遠矣此是古來之公論詳言之爲贅也頃者會津左中將源公輯二程治敎錄亦此之謂乎二程夫子生於宋之中葉而道學純粹盛德全備實是希世間出君子也若遇有爲之君比肩皐益而伯仲伊呂也然時君不容之姦相以沮之或終於外官或老於閑散縱雖不得志於當世其遺書之中有補於治敎者亦是爲六經之亞匹後世之模範則其功非漢之丙魏唐之房杜等可跂望也世皆知二程之紹孔孟之道統未知其治敎之垂不朽然則公之所見豈尋常淺識者之所及哉錄成數年寄不佞求題其卷端於是觀其輯錄之趣則上篇之首載易彖傳神道之設上古無爲之化堯舜二典之治是寓　朝開於神代而神武創業崇神守成之義乎可以感刻焉其餘或綱常或禮則或政跡或井田或喪儀或祭法或辨賢否或論武事或議風俗或排異端條々件々雖不出立類其敍次第非偶然者自可見也下篇載劄子諫疏講筵之奏時事之論經傳之贈答之書悉皆無不便於治平而可以稽古制可以敎其時可以行後昆若夫損益從宜則施之於異域移之於今世亦不爲離乎竊惟本朝之神道雖秘不公言然與王道竝行則一而不二乎王道便仲尼之道也發明仲尼之道者二程爲最由是觀之

則錄二程之格言以爲治國敎人之階梯則隆盛之化益厚太平之業逾久矣寛文壬子孟春弘文院學士林恕謹序

○寛文八年戊申四月十一日家訓十五條を書し親ら朱印を押して田中三郎兵衛に授けらる。（土津靈神事實）

按ずるに三郎兵衛は當時の元老名は正玄なり、初め家老友松氏興神君に告して曰く、訓誡を垂れ給はざれば千歳の後臣等何を遵守して奉仕せんと、神君乃ち自著してこの日授け給ひしなり、神君後に嗣君（鳳翔院君）および家老等を便殿に召して、主旨を說明し給ふ丁寧親切にして、その病に臥し給ひしや嗣君その母君（聖光院殿）と病褥に侍り給ひし時、牝雞は古賢の戒むる所、吾が歿後汝必す政事をいふなかれ、能くこの言を守らば吾が神永く安からんと戒め給ひ、また女壻稻葉侯正通にいひ給ふ、家訓を著して臣子に屬しぬ今更に遺言なし、子孫もし遺訓に對し一言一句たりとも違背せば好子孫にあらず、士臣は忠臣義士にあらず、何の面目ありて吾に地下に見ゆべき、これを老父正則（幕府の老中）に告げて他日の證とせよと、氏興等相議すらく、もし不諱あらば臣等家訓を守り嗣君に奉事せん、誓て他なけんと、各血判して一證を奉じぬ、後世家老命を拜すれば、その末尾に記名血判するの嚴式ありしはこれに起因せしならん、加之ならず歲首には學校奉行これを奉讀し君臣正服し平伏して拜聽するの嚴式あり、その文僅々十五條と雖も我藩の憲法にして磐石よりも重かりしなり。

寛文九年己酉三月伊洛三子傳心錄の編輯成る。（會津外史。家世實記。）

按するに是書また山崎嘉、林恕の序あり、嘉の序を擧てこれを證せん。

洙泗學絕而伊洛再倡焉楊中立始從學于明道先生受中庸之書後卒業于伊川先生其志以聖人爲可學而至自勉敎人以靜一體驗之法是乃所聞於兩先生而其本則從周子來焉羅仲素聞諸龜山李愿中聞諸豫章而皆靜坐養成其德也至于濂洛之風月照乎延平之氷壺則灑々落々瑩徹無瑕矣若夫靜坐之似禪定則朱晦翁嘗明辨之也彼口耳之徒偏執其救蔽責備之言而不問三子之所以爲三子矣夫三子志學立心之固從師求道之切後世學者之所不及而其相傳之指訣則漢唐諸子之所不嘗知也苟非眞用居敬窮理之力實見大本未發之中者孰能知三子之度越諸子嗟乎晦翁說夢之譏吾曹當自省以喚醒焉豈徒爲諸子之事而已源太守反覆程書之餘看詳三氏之書抄錄之彙爲三卷名曰伊洛三子傳心錄嘉讀之竊有感焉於是乎序寛文己酉三月朔旦

因に曰、以上載する所玉山講義附錄、二程治敎錄、伊洛三子傳心錄これを併て三部の書と稱ふ、玉山講義附錄は一時活字にて印行せられしかど後皆京都に於て梓刻せられき、（三書再刻序文）當時文運未だ開けす、刻者もまた乏きを以て遠く京都に要せられ、降て元祿二年右筆丸山胤成（七太夫）か江戸に在勤せし時、命を受て日本書紀全部を謄寫し、吉川惟足の家に就て訓點を付せしことあり、（元祿以下丸山家系譜）當時書籍に乏きは實に想見るべきなり、かの横田俊益か十三歲にして加藤侯成明の前に

於て六箱の素本（無點本）を讀みしは、（會津故事講）銳敏の資に因ることならんも當時にありては多くは支那舶來の素本にて修行せしことならん。

又曰、朝鮮の修信使某が記せし日觀要考のうちに、三書の序をつくりてこれを贈りしに、會津侯正容使者を遣はして雞林の君子をして程朱學の日東にあるを知らしめよといはれし云々と記しおきしが、その序文は藩庫に傳はらずと千載の松に見えき。

又曰、土津神君の學術を證すべきはこの三書にして、外は幼君を輔翼し內は封內を鎭撫し給ひしものみなその發蘊にあらざるなく、後世に遺訓を垂れ給ひしものもまたこれに外ならざるなり。

○寛文九年己酉十一月吉川惟足日本書紀神代巻の講義畢りて竟宴の正典を行はる。（土津靈神事實）

按ずるに竟宴のことは神道門にのせたれば爰には略しぬ、さて惟足を招聘せられしより九年を經しかばこの間幾回か竟宴を行はれしことならん今考ふべきなし。この時神君は寄鏡祝の和歌を詠し給ひき。

○寛文十年庚戌某月山崎嘉を會津に延き給ふ。（略傳。靈神言行錄和解）

按ずるにこの時家老友松氏輿をして、猪苗代に行き迎ひしめ給ひしよし猪苗代者留書といふ書に見ゆ、その道を重んじ師を尊び給ふ實なるを視るべし。

○寛文十一年辛亥十一月十七日吉川惟足神道四重奧秘傳許可の證明書を奉る。（見磐山由緒記）

按ずるに土津神君は神祇道に於て朝磨夕琢の功を積み、その奥秘を覺り給ひしかば、惟足その證明狀を奉らんとせしに神君は固くいなみ給ひしかば、尚ほ友松氏興、服部尚由と謀り、萬一惟足にして不虞あらば、傳統絶えんとて强て勸め奉り、この日獻呈せしかば、天兒屋根命五十五世の傳統を繼ぎ給ひしなり、神君乃ち竟宴の正典を行はれ、寄道祝の和歌を詠じ給ひ、惟足に雁二羽蠟燭二百挺を贈り給ふ。 土津咲草 土津の靈號を奉りしもこの日のことなりき。 見禰山由緒記

○寛文十二年壬子八月六日會津舊事雜考の編撰成る、 會津外史。家世實記。

按ずるに向井吉重の編撰にして、神武天皇即位元年より寛永二十年神君の就封に至るまで二千三百餘年の間、會津四郡に係りし古事を聚輯せしものにて併て九卷なり委くは吉重の傳にのせき。

○寛文十二年壬子九月朔日厩別當の班席を進めて小番の上班に定めらる。 同書

按ずるに小番役は天明年の末までおかれし役にて、後世の新番組なり當時、厩別當は江戸金拂(カネハライ)役人の次班にして獨禮の末に班せしが、去年笹原忠次傳右衛門が厩別當を命ぜられ、笹原豊忠 與五右衛門 同席にして小番の上班に進められしを以て、爾來これを定席とせられ、その獨禮の末席なりしものは馬役と改稱せられしなり。

○寛文十二年某月會津神社誌の編撰成る。 神社誌

按ずるに封内の神社は佛氏に汚れしもの多かりしを、土津神君その緣起を正して淫祠を毀ち僧侶

を沙汰し給ひ、鳳翔院君嗣位にましてこれを管し給ひ、友松氏興、服部尚由等および郡村の吏員封内を巡り、二年の功を閲して成りしといふ、吉川惟足及ひ尚由、林恕、林戇（一名信篤字は直民鳳岡と號す後五代大學頭時に大内記と稱す）山崎嘉か序跋あり、いまその一篇を載せてこれを證し且つその顛末をしらしめん。

神之爲德其盛矣乎視之而弗見聽之而弗聽夫神也無形無聲則神之格思不可度思然神果有所發見照著故祭之則如在其上如在其左右此體物而不可遺之驗也易曰陰陽不測之謂神至哉妙哉神有天地人之別所謂類于上帝者祭天也望于山川者祭地也格于文祖者祭其先也有神不可不祭々之則不能無祉故周禮置宗伯之職掌建邦之天神地祇人鬼而王者祭天神諸侯祭其封域之神大夫以下所祭各有其分是古今之通法也本朝開闢以來尊信神道悠哉大哉高哉明哉宗廟社稷措而不論天神地祇英靈垂跡鎮座於畿内七道其見於延喜神名帳者可計而知焉其餘式外遷舊建新者各國各郡之所祭不知爲幾千社也然或爲釋氏所掠而忘本緣或爲新祠所奪而失舊貫或式内之社偶存亦荒廢難認或邪淫之祠忌盛而誣惑反害其弊至瑣領相混薰蕕同器者已久矣有志之徒豈不太息痛恨哉會津左中將源君平素篤信神道頃年遣使於其封域會津耶麻河沼大沼全郡及安積郡並越後之小川莊下野之鹽原郡内屬邑而點檢其所在之叢祠則數千餘宇悉尋其緣起問其造營之遠近督其標牓覈封戸之公私而其可存則存之可除則除之其社有故實而毀壞則改作之其構建之地不宜而接汚穢者於舊社地之内擇處移易之邑小祠多者限各郡而定一社之尤者以爲主神而合祀小神於一宇倣所謂相殿之例也其中建傍祠於社内別祀之亦有之皆按其地之廣狹而便

民人之所欲也雖其所廢除亦尺地不取之計其稅數納於社倉充修營之料於是叙其次第標題凡二百六十八社號曰會津神社誌經三載而畢事其示諭之丁寧有別錄在不及費詞志成徵序於吾儕使說其顛末原夫建社祀神者國之大事也率舊修廢者政之善跡也崇宗源者本朝之禮式也毀淫祠者良宰之明斷也今此盛擧兼之不亦偉乎君既作風土記詳職方之實則不忽其所守也今又錄神社誌謹祭祀之義則能知其所重也推其所守所重則庶幾得治封域其如示諸掌乎若使神發一言必曰會津雖舊鎭其政維新乎寬文壬子陽月

弘文院學士林恕謹序

○**寬文十二年**月日不詳騎馬步卒小荷駄（コニダ）發遣遞傳の制を定めらる。家世實記

按するにこの制まつ江戸まで發遣せらるゝの制にて、騎馬步卒の數に隨ひ人夫小荷駄の數を定められしなり、その總司は友松氏興これを奉り、用所役蓮沼由道これを調へ、山神流の向井吉重、河陽傳の伊南芳通等その得失を議定せしとなり。

○**延寶元年癸丑五月十三日**土津君逝去し給ひし後初て武藝の稽古を許さる。家世實記

按するに去年十二月十八日逝去し給ひ今日まで百四十四日葬儀を修められしより四十七日を經しなり。鳳翔院君より後のことは詳知せざれと、臣下の服喪は五十日を以て定式とせられしと覺ゆ、然れは學校の休會は葬式の後五十日を經しにや今考ふべからず、この後のことは略しぬ。

○**延寶元年癸丑十一月七日**後藤松軒唐鑑要略抄を獻ず。同書

按するに松軒は寛文十一年召出され、その年より土津神君、田中一巣（何人なるをしらす）をして唐鑑を讀ましめ

しめ聽き給ふの間、神君意見を付し給ひ抄錄を命せられ、草稿成りて程なく逝去し給ひしかば、松軒これを惜み自ら和解を付し。又自家の意見をも加へ、凡て四十二章二卷となし獻呈せしとぞ。因に云、神君儒臣をして通鑑綱目を讀ましめ拔萃を命せられ、後漢の靈帝に至りて逝去し給ひしが、通鑑萃と題せしもの四册ありき。さて儒臣をして誦讀せしめ給ひしは晩年眼疾にかゝり給ひし後のことなり。

○延寶元年癸丑某月大町通西頰本二之丁と本三之丁の間に厩を建築せらる。同書

按ずるに去年家老成瀨重次主計罪ありて賜邸を沒收しおかれし趾に、二十頭建の厩を築かれ上厩（カミウマヤ）と稱ひ、本二之丁にありし從來の厩は下厩と稱ひらる。見ぬ世の栞にこのことを載て上厩には馬場なきを以て近傍本三之丁に馬場を經營せられしとありしは本三之丁の甲賀町通と大町通との間なるべし

○延寶二年甲寅六月十日本一之丁甲賀町通東北の角に學問所を立て講所と稱ひらる。同書

按ずるに井深四郎兵衛の賜邸なりしを他に替へ賜はりてその跡に設けられしなり、今年山崎嘉來りて八月二十五日講所に於て大學を講ししといふ。二程治教錄は政治に緊要なる書なるを以て、嘉か逗留中齋院春意これを講習し、後に郡町公事の諸奉行等の爲に春意講しゝといふ

○延寶二年甲寅八月會津增風土記會津外風土記編集成る。同書

按ずるに寬文六年風土記編輯の後、新田、新村等增補せられしものは增風土記にして、四郡の外私

領に屬せし安積郡の內、越後蒲原郡小川莊および管地に屬せし岩瀨郡、下野國鹽谷郡の分をば外風土記とせられしなり、山崎嘉の跋を擧てこれを證せん。

會津太守四品侍從源正經者土津靈神之子也寬文辛丑靈神始記會津風土至丙午厥功成以爲一卷此不惟欲坐知管內而待國家繼古者風土記之絕者也今歲甲寅太守補入丙午以後所增之村田戶口牛馬等及靈神長陰之迹分爲兩卷使嘉看詳之且爲之跋其上卷則專國政之用下卷則兼方見之勝賓文質彬々君子之書也予嘗以靈神之命潤色是書則斯命也亦不獲辭乃應之孔子曰孝者繼人之志善述人之事者也其太守之謂乎延寶二年仲秋日山崎嘉謹跋

○延寶七年己未三月二日花畑口に厩を建設せらる。同書

按するに塗師奉行並馬具頭中條傳吉の邸趾。郭門の外東頰堀端に建てられしなり。

○天和元年辛酉八月諏方神社境內の角場を廢せらる。會津外史

按するに創立の年月審ならず寬文二年中野重良藤太夫　江尻吉次等諏方の角場にて鐵砲打つ云々と佐野氏雜記に見えたればその以前に設けられしと見ゆ。

○天和二年壬戌二月安井算智改曆考を見禰山の神社に獻す　家世實記

按するに算智は江戶碁所の主安井算哲の子なり土津神君嘗て算哲を召しゝ時愚息は碁を勉めずして天文等のことを好めりと云ければ神君世に圍碁を善くするもの多ければ妙手に至らずとも足り

ぬべし當今準據する所の宣明暦は甚た疎なるものなり暦法をよく修めんには世の徒多かるべしその好みに任せよと勸め給ひしが算智後に精熟して元の郭守敬の授時暦に據り改暦考を書し幕府に獻せしを貞享暦と名けられき算智はこの因縁にて我か神社にも獻せしならん

○天和三年癸亥十二月二十七日心學禁制の令を發せらる。家世實記。會津外史。

按ずるに今年四月仙臺の浪士岡四郎左衛門といふもの來りて王陽明の心學なりとて唱ひはじめしより、市在とも大に流行し、その道に入りしものは夜間相會し、その座を清座と稱し、智慮意念なといふ詞を以て平生の心持（ココロモチ）、朝夕の身持（ミモチ）につき善惡を論して互に研究し、その内學力あるものは四書を講し、愚夫愚婦の心に入り易きやう孝經を説き、また熊澤伯繼（蕃山と號す備前侯に仕ふ）か著書の心學一卷、翁問答五六卷また鑑草といふ書に伯繼か註釋を下せしもの等を讀み、男女の心を和け、佛法を說破して專ら忠孝を勵まし、明德を顯すの意なれど、佛法を忌て葬祭にも魚鳥を用ひ、甚しきに至りては自家の佛壇を毀ちしもあり、黨を結ひしもの市在を併せて凡そ千人餘、種々の流言等ありしのみならず、施僧の營みをもせざるは、法令を憚らざるの所爲なりとて禁せられしなり。

○貞享二年乙丑四月二十一日山崎忠央（勝藏）を講師となし御次（オツギ）に於て講筵を開かれ諸士に聽聞を許さる。同書

按ずるにこれより毎月二日、八日、十三日、十七日、二十日、二十五日と六回に定められ、後世に至りても御次講（ツギコウ）と稱ひ、毎月數回講筵を開かれしはこれに濫觴せしことならん。

○貞享二年乙丑十二月二十五日心學の禁制を解きて心次第に學ぶべき旨を令せらる。同書

按ずるに曩に禁せらるゝの初め、家老保科正興、民部 市村に流行する由を聞き、町奉行野村政芳 久兵衛 に捜索を命じ、政芳これを復命せしに基き禁せられしが、友松氏興および郡奉行木村忠成公事奉行樋口光成 勘三郎 等も相共に學びゐし抔銜ひしものありしかば、光成はこれ等のことに管せざる旨の書面を大目付に出したることもありて、何となく物議喧く、或日會所の溜間（タマリノマ）に於てこのことを老中に告げしものは誰ぞやと談ずる者ありしに政芳居合せ拙者注進せりと答へしかば、論議洶々退て公訴におよぶもあり、何となく沸騰せし内に、西郷近房 頼母 進て家老となり、正興は免せられ、光成も奉行に進み、このことはもとより流言の如く怪むべきことにあらず事由の判明せしを以て禁令を解かれしなり。後世小荒井、小田付邊に於て陽明學の流行せしは、これに起因せしものにや委くは市村學事門にのせき。

○貞享二年乙丑某月稽古堂を岡田定好 春越 に預けられ講釋幷に讀書指南を命せらる。岡田家系譜

按ずるに今歳八月堂主たる岡田如默か眞木村に配せられしによりてならん。

○貞享三年丙寅十一月九日乘形（ノリガタ）稽古のために厩馬を貸付せらる。家世實記。會津外史。

○元祿元年戊辰八月講所の再興を命せらる。何求年譜

按するに延寶年創立以來吉川惟足神書を講じ、山崎嘉大學を講ししことありしが、いつとなく講事絶えて記錄所となり、（舊證類聚の編輯こゝに於てせり）或は細工所となり、或は江戸監吏の館舍となりしかば、今年更に再興を命せられしとなり。

○元祿元年戊辰十月五日諸士の武技の演習を覧給ふことを始めらる。家世實記。會津外史。

按するに、後世隔年（公在國の時）に覧給ふの例とせられしはこれに濫觴せしことなるべし、さてその五日には樋口光俊（友右衛門、道雪派の師、）の射藝、十日には禰津親泰（刑部右衛門、大内流、）町田七郎左衛門、善波彌兵衛（二人の流名なしらす、）の槍術、その十四日には櫻馬場にて近習（キンジュ）、外様（トザマ）の諸士の自身乘（ジシンノリ）（各が御馬を乘るの謂なり、）その十六日には原俊章、（佐五右衛門、印西派、）佐瀬常峯、（平左衛門）筒井彌太兵衛（二人の流名なしらす、）の射術その十九日には靑木稠高（丈之助一旨流）の槍術、その二十三日には伊東又八郎（流名なしらす、）の居合術、十一月十二日には佐藤半太夫、（半太右衛門重興にはあらぬか、然れは無樂流の居合術ならん、）佐藤伊兵衛の劍術、十二月二日には廣田次郎太夫（二人の流名なしらす、）中林尚堅（彌三左衛門太子流、）の劍術と日を分ち、各流門人ともの演習を覧給ひしなり。

土津神君の時はすべての事簡易に行はれしかば、諸士が文武の藝を演するさまも時々覧給ひしなるべしと考へらるれど、そのことを證すべきなし、只舊證類聚に寬文三年十一月十九日廣田治郎太夫劍術の弟子を召連れ御前に於て兵法仰せ付らるとありしが、當時はその師範が教授のよろし

きものか、又は諸生の衆多なるを覽給ふことにて、諸流普く覽給ふの例もなかりしを、本年より定例とせられしならん。

○元祿元年戊辰十二月十五日德翁神君親ら講所に臨み孔像を安置し給ひ學料を寄付せらる。同書

按ずるに孔像は、先年山崎嘉か京都に於て得る所の唐製の銅像を、土津神君に進呈し、二之丸の文庫に置かれしを遷されしなり、學料は講所へ百石を寄附せられ、この日稽古堂へも五十石を寄附せられき。

○元祿二年己巳二月二十八日筒井照上次郎左衛門夢想流居合術の印可を德翁神君に進呈しぬ。積慶錄

○元祿二年己巳四月三日甲賀町口東北の角に學問所を設けて町講所と稱ひ商估の入學を許さる。家世實記

按ずるにこは廣田治郎太夫の賜邸なりしが、他邸を賜はりて移らしめ、その跡を補理して講習に便なるやうにせられ、常に儒者一員をおかるべしとのことにて、横田俊益、藤田幽仙等岡田定好を薦めしかば、稽古堂預（アツカリ）を罷て講所預を命せられ、稽古堂へ寄付しおかれし學料米五十石を收めて、町講所へ寄附せられ堂名をも廢せられき。

○元祿二年己巳八月七日舊證類聚の編纂成る。同書

按ずるにこれより先き、家老柳瀨正眞立藩以來政治の次第を編集して後證と爲さんことを建議

し、蓮沼由道荒木藤七、講所内に於て編集せんことを命ぜられ、この日献呈せり、合せて九十九冊今この殘本を見しに、製本の美といひ書といひ實に驚きしが、よく閱すれば一條ごとに家老の名を署して奉之とありき。

○元祿二年己巳十一月十五日郭内講所の孔廟建築成り孔像遷座の式を擧行し祭日を定めらる。（同書、積慶錄）

按ずるに去年孔像を講所に安置せられしは、講座にて諸生常に入込み、禮敬を失ふこと尠なからざるを以て、横田俊益に廟堂建築の模樣を尋ねられ、一間半梁に三間、柿葺に成就し、この日遷座式を擧行せられ、神酒、熨斗、生鮭、菓子、榧實、栗、柿等を供へ給ふ、畢て家老西鄕近房、奉行小野田直方（助之進）用人梶原九助、大目付有賀滿辰、普請奉行伊南芳通、儒者藤田幽仙、蓮沼由道等に酒肴を賜はり、これより毎年二八月上丁の日、および冬至の日釋奠を擧行すべき旨を令せらる、この日の祭文は左の如し。

維年號某年歲次幹枝某月日東奧會津城主正四位下中將兼肥後守源姓松平氏正容仰懷德澤之罔極使謁者（姓名）監者（姓名）詣于廟攝政誠意越（僕）等奉寡君之意以照告于至聖文宣王之靈恭惟聖德之盛高厚與天地同其大妙運四時同其序明容日月同其光幾微鬼神同其吉凶而過化存神甄陶一世且贊羲大易作爲春秋刪叙詩書定正禮樂而往聖存統來學心開至若論語之仁發前聖之骨髓傳萬世之命脉眞悠久之無疆者歟夫載天踏地者無大無小無貴無賤孰有弗需夫子之恩哉（僕）幸承命祇献不腆薄物數品用表寡君

之徴忱明思慕之無息尙饗

○元祿三年庚午四月六日花畑口の厩を廢し馬は上下兩厩に移さる。同書

按ずるに花畑口の厩には馬幾頭なりしや考ふべからず、兩厩に移されし後の總數は九十六頭なりしと。

○元祿三年庚午十月十九日吉川惟足神代卷の講義畢り竟宴の正典を擧行せらる。積慶錄

○元祿四年辛未十一月某日禰津安親大内流槍術の印可を進呈す。同書

○元祿五年壬申三月八日藤田祐詮 幽仙と同人歟 撰述する所の會津孝子傳を獻呈す。同書

○元祿五年壬申三月十九日長井定宗 九八郎 編輯せし本朝通紀を獻呈す。同書

按ずるにこの書前後編に分ち前編二十五卷、神武天皇甲寅年より近衞天皇久壽二年に至り、後編は三十卷、後白河天皇保元元年より後陽成天皇天正十八年に至る、綱目體にして後元祿十一年に至り鋟行成りしといふ。序文は定宗の事歷に載す

○元祿六年癸酉十二月朔日伊南芳通が編集の武小學を獻呈す。同書

按ずるに芳通は河陽流の軍學者にして武道に心を委ね、人の賢否は幼年の教育に因るものなるを以て、古人の士道教育の方法を論じたるものを諸書より撮摘して、間に自家の意見を加へ、朱熹の小學に倣ひ、教育、立志、忠告、兵道、稽古の五目に分ちしものにて七卷なり。

○元祿八年乙亥六月五日安藤有益 市兵衛 自撰の本朝統曆を獻呈す。同書

按するに有益は算術家にて、唐の徐昂が撰せし宣明曆に倣ひ、神武天皇元年より靈元天皇貞享元年に訖る、百十三世二千三百四十四年間、年月日の干支、月の大小閏餘、および朔望、日月の蝕節等を正したるものにて、その內清和天皇に訖る八百年間にて七冊とし、既に寛文八年林春齋の門人小出龍泉に倚て春齋に贈りたるに、この時春齋が本朝通鑑、編撰の際にてこれによりて大に益を得て、序文を書し送りしとぞ、本年に至り清和天皇以前、神武天皇に訖るまで、編撰全く、成り合せて十二冊、林鵞後序を書したりと。

○元祿九年丙子二月澀味重勝 忠右衛門 算書を編集して献呈す。澀味家系譜

按するにこの時に數年大勢の門人に指南し、奇特なるを以て金二分を賜はりし由なれば、即ち師範たりしと見ゆ。

○元祿九年丙子七月晦日厩別當の班席を供番の次に改定せらる。家世實記

○元祿九年丙子十二月十二日孔廟祭祀の御使は奏者番これを勤め目付役監視するを定例とせらる。家世實記。會津外史。

○元祿十年丁丑正月二十五日河陽流の軍制を改めて甲州流に復せらる。同書

按するに先に土津神君甲州流に據られ、後に河陽流に改められしは專ら伊南芳通に任せられしな

らん、その年月考ふべからず、元祿四年大道寺重祐孫九郎は甲州流の軍學に達せしを以て、合力を賜はり。十年正月直參の士となり、十月德翁神君軍學の奥秘。大星傳軍の傳授を重祐に受け給ひしよしなれば、本年の改正は專ら神君の篤信に出しことならんも、重祐與つて力ありしならん。

○元祿十五年壬午三月二十六日講所會集の掟を定めて發せらる。同書

按ずるにこの日吉村朝實十右衞門二十口俸を賜はり講所付に松本重文新藏は十五石三口俸を賜はり講所指南役に召出され、兩人とも講所に移りて講談すべき旨を命ぜられ、左の掟書を朝實に渡さる。

一於講所讀書幷講釋有之節會集之輩は老幼共に禮義を正し讀書講釋終候はゝ退出候樣可致差圖事。

一於講所戲言戲動其外學文に益無之雜談不仕威儀作法妄に無之樣可令差圖候　附講所へ相集候輩の內自然爭論等有之候はゝ不及事樣早速可取扱事。

一學文仕る者之內平生不宜行跡相聞候はゝ可加異見事。

○元祿十六年癸未九月以心流劍術の師範竹村長高七左衞門自撰の劍術書數卷を獻呈す。竹村家系譜

按ずるに當時鈴木九郎左衞門と隔日に侍授せしよしなりしが、後絕傳せしものと見え、後世聞か

ざる所の流名なり。

○寶永元年甲申三月七日上厩を廢して下厩に合せられ御馬方に掟書を渡さる。家世實紀。會津外史。

按ずるに厩別當諏訪傳五左衛門の居宅を上厩の跡へ引き、厩別當立石重家半介、下乘荒井安好土佐右衛門二人の居宅をも相當に割當つべき旨を命ぜられ、御馬方支配の掟書を左の通り改定せらる。

一御馬不足の節は御家中町在郷持建之馬遂吟味可相調候縦令御馬數揃候とも御召に可相成馬或は勝れたる馬有之節は相調御馬之內不宜馬は相拂候樣可仕候尤每年馬共遂吟味御馬調候はゝ致言上其上可相調事。

一二歲取小荷駄取向後可相止事。

一馬市向後可相止候御馬被召上候に付乘責馬場其筋へも相尋吟味之上何れの馬場なりとも吟味可仕事。

一馬飼料三段之內勝れてよき御馬は上飼料にいたし其次中飼料御貸馬は下の飼料にいたすへし右之形厩別當共不任一存頭共時々致吟味可令差圖事。

一於江戸御貸馬不足の節は江戸にても遂吟味可相調候尤も調候はゝ其段申上候て可相調事。

一御在邑之節江戸に能馬差置候儀相止若殿樣御牽馬之外は貸馬計り可被差置事。

一馬具之儀向後馬具役人へ別當立合御道具之品々相改帳面に記之段々可相傳事。

一向後少も毛疵有之馬物怖候馬は御厩へ入間敷候若相違有之候はゝ致吟味候者可爲越度事。

一御馬調儀入札之節は御目付立合候處向後は始終共に可立入事。

右之外に　內之覺

一赤綿馬衣半綱洗轡の諸品以前は御厩之者に申付候由御馬方支配頭吟味仕り以前之通可然候はゝ共通可申付事。

一馬飼料大豆葛葉御馬により二品相交せ或は刈大豆又は葛葉計りも其筋にて吟味仕可飼事。

一御家中馬他邦へ出候歟又は馬買來爲見候はゝ先つ御馬方へ爲見候て御用無之由に候はゝ可拂遣事。

一別當共御馬のはみ出しを以て馬一疋つゝ建置候儀譬へは十疋の馬には十疋の飼料設置共內にて餘り候はゝ夫を以て持候分は不苦候餘計を設候儀は決して無之樣に別當幷に飼料役之者に御馬支配頭心得にて可申付事。

一差當り御用に不立御馬は早速拂可申候少々直段宜敷拂候半とて控置候分堅く無用に候事。

一御馬吟味之節笠車に合せ少も見候はゝ相除且又吟味は掛一人なりとも如何と存候馬は猶以て厚可致吟味事。

一當時至て御手支之節に候間御當用さへ相足候程に在之候はゝ相成丈は遂吟味御馬減候樣御馬方支配頭取相心得可罷在事。

○寶永二年乙酉十月晦日講所付吉村朝寶を講所役と講所指南役松本長文、齋藤覺左衛門、澤田伊織、岡田定好を儒者と改稱せらる。家世實記

按ずるに伊織は保科家の小性役なりしが、父某と共に暇を乞ひ浪人たりしを、元祿十六年講所料の內を以て十口俸を賜はり、獨禮格に召出され、覺左衛門と隔年に會津へ降り、講所に於て講義せしといふ。

○寶永四年丁亥十月伊南芳通河陽流軍學の奧秘を進獻す。積慶錄

○寶永五年戊子正月二十三日孔孟程朱の學流を講習し他の教法は講すべからざる旨を令せらる。法度書

按ずるに土津神君以來、專ら朱學を尊信し給ひ一般その風に染みしがたゞ先年心學の行はれしことあり、その先に大河原幸重が王學を講じ、元祿十二年に歿したりしが、これ等より王學の行はれしに因て發せられしものか、或は他の學風行はれしに因り發せられしや、諸書に載せざれば考ふべからず。

○寶永六年己丑四月七日甲賀町口の町講所類燒せしかば翌五月再建を命せらる。家世實記。會津外史。

○正德二年壬辰十月十二日諸士建馬の調査は大目付の任となし增減等毎月家老に出すの順序を定めら

る。同書

○正徳二年壬辰十二月八日百姓等武技を演習することを禁ぜらる。同書

按ずるにこのことは萬治年に禁ぜられしが尙ほ百姓等農事を忽にするを以てかく令せられしならん、後世に至りても遠郷の農民は弓射ることを好み、尤も沼澤（大沼郡）邊は盛に流行せしが謂はゆる鬮的にて勝負を競ひしなり。

○享保三年戊戌三月十八日櫻馬場本三之丁および米代一之丁馬場にて吸煙することを禁ぜらる。同書

按ずるに本三之丁馬場のことは前項に辯じぬ。米代一之丁のは桂林寺通と諏方通の間北頬にありて、三所ともみな諸士の飼馬を乗責る所にして厩舍なきなり。

○享保三年戊戌六月四日德翁神君神道の奥秘を受け給ひぬ。同書

按ずるに神君初は吉川惟足に學び給ひ、惟足の死後嗣子從長（源十郎）に學び給ひこの日唯授一人奥秘の證明狀を受け給ひ、天兒屋根命五十六代の道統を繼き給ひければ翌日木本藏登をして見禰山へ告げらる。（翌日以下積慶錄）

○享保五年庚子三月二十六日森守命（與一郎）が自撰の會津孝子傳および續々忠孝傳を獻呈しぬ。佐野氏雜記

按ずるに守命か、父雪翁か先に土津神君の治世より寛永七年に至るまでの、忠臣孝子の事實を撰述せし會津忠孝傳は、その人員百二十九人三冊にして、山崎忠央の序文ありしが、献呈せしや否、

寛保二年壬戌正月京都の書肆茨城多左衛門、梅村彌右衛門兩人にて印行しぬ、本文の孝子傳はこの續編にて一冊四十二人、續孝子傳は十三人、續々忠孝傳は四十一人、これを献呈せしかば金三分を賜はり賞せられき。

○享保十三年戊申十一月三日神道の奥秘を吉川從嘉（從長の嫡子源十郎）に返傳し給ひぬ。家世實記

○享保十三年戊申十二月林崎新夢想流居合術の師範小原俊因印可の證明狀を献す。小原家系譜。

○享保十四年己酉十一月神田良近（圖書）楠家の軍學河陽二十世の正脈印可の傳を進む。積慶錄

○享保十四年己酉十二月山崎忠央自撰の通語政鑑等二十餘部を献す。山崎家系譜

○享保十五年庚戌二月二十八日檜原與助自撰の會津盛衰記を献す。家世實記

按ずるに本書は佐原義連就封以來のことを詳記せしものにて享保八年五月五冊を献しまた八冊を献じぬ。

○享保十七年壬子十月二十二日家老共諸士の武技を一覽するの次第を議定す。同書

按ずるに諸士並に與力、在國のものゝ自身乘（ジシンノリ）（自ら飼馬を乘るをいふ）は毎年櫻馬場に於て一覽すべし、もし病氣等にてその日出でざるものは快氣の時に於てすべく、軍器太鼓は毎年一覽し、弓馬槍刀柔居合鐵砲亂火箭鐵砲等、同藝の師範二人ある分は一人つゝ、三人ある分は二人、一人と振分け隔年に一覽し、土火（ドクワ）は四五年間に一回一覽することゝなし、その場所は弓術は城内三之丸に於てし、槍

刀柔居合は講所に於てし、鐵砲亂火等は郊外適宜の場所に於てすべしとなし、その他一已にて指南するものゝ弟子は、指南者より請求するを待つて許否すべき旨を議定せり。

○享保十七年壬子十一月諸藝師範の姓名を國目付 一名巡國使、幕府の吏員なり。 に差出さる 同書

日根野流軍學湯田右近次、道雪派弓術無樂流居合術兼子吉右衞門、道雪派弓術佐瀨勘平、大坪流馬術小原俊方、慶治 大內流槍術禰津親安、新九郞 太子流刀術浦野直勝、喜右衞門 同流同術中林恭尙、大八 安光流刀術遠山直右衞門、眞天流劍術大野重休、勇助 當流鐵砲輕筒永田武治、又助 種子島銃一流短筒(タンヅヽ)小平諸算、伊左衞門 夢想流砲術短筒飯田淸次、當流亂火一瀨忠央、與助 一味流砲術簗瀨俊方。類右衞門 山野流居物(スヱモノ)上遠野隆直、宇多右衞門 同流同術牧田盛則、五郎左衞門

右藝者と稱ひ諸士及ひ子弟に指南す。

楠流軍學神田良近、圖書 太子流刀術長野安太夫、道雪派弓術樋口光俊、友右衞門 同流同術高橋重門伴藏 同流同術樋口光重、丹右衞門 豐秀流弓術廣田俊勝、重左衞門 印西派弓術原十兵衞、大坪流馬術立石重家、半介 同流同術諏訪藤右衞門、同流同術笹原直玄、軍兵衞 同流同術片山道宗、增右衞門 一旨流槍術靑木稠等、彥八 大內流槍術村田甚之助、今井流居合術大沼市郞左衞門、神夢想流居合術原茂兵衞、林崎神夢想流居合術小原俊因、茂士 神夢想無樂流居合術黑河內兼孝、左近 神道流小太刀術神田良近、圖書 同流同術坂井宇兵衞、景流居合術佐瀨常春、近左衞門

無樂流居合術佐藤重堅、淺右衛門 同流同術永坂八兵衛、夢想流居合術諏訪吉右衛門、樊噲流居合術中野川右衛門、同流同術船尾九右衛門、一刀流忠也派溝口派刀術池上安通、丈左衛門 眞天流刀術下山田作右衛門、新天流刀術伊藤新五左衛門、新格流棒火箭池上英弘、平八郎 夢想流砲術横田往淸、九兵衛 稻留流砲術酒井重隆、治左衛門 明州流砲術中地彥之丞、石橋流土火并箭鐵砲中田元勝 傳野右衛門 水野新當流柔術小林造酒藏、

右は皆主役并徒士以上にて諸士および子弟に指南するものなり。

弓師小林莊平、弦師寺島縫殿藏、箭師會根才右衛門、箭根師國安淸太、鐵砲師渡部喜兵衛、同渡部民右衛門、同岡淸兵衛、鐵砲金具師加藤九右衛門、同竹永平十郎、鐵砲臺師神崎平左衛門、

按ずるに軍學日根野流は日根野吉明 織部正 の發明せしものならん、この前後聞かざる所の流名にて遂に絕傳せしにや、其他當時に在て既に開けし流岐にしてこゝに記されざるもまたこれありしが、後の雜事門と參考年表とを併觀せばその詳細を知るに可ならん歟。

弓師、鐵砲師等の職人をものせられしが、鞢師は何故のせられざりしや、矢師會根の祖と、鞢師直之某は加須屋武成か伴ひ來りて召抱られしものゝ由聞傳へぬ、みな世襲し來りしが直之も勝藏とて職を以て奉仕しけり。

○享保二十年乙卯二月木本成理、中根新八か協撰の會府世稿成て獻呈す。同書

○元文二年丁巳正月一旨流棆術の絶傳を再興せらる。内田家系譜
按ずるに同譜に享保八年青木丈之助死後絶傳せしを以て、伴治近芳十石二口俸を賜はり藝者に召出され、丈之助方の棆術場を兄元右衛門屋敷に引取り下さる云々と載せたるを以て斯くは記したれど、また青木家の系譜を按ずるに、丈之助の後を承け師範せしは弟の彥右衛門稠倚にして、享保十二年十石二口俸を賜はり召出され、十四年四月病死し、甥藤八稠等指南を命ぜられ元文元年五月病死すと載す、然れば兩譜相合はず家世實記にも見えざれば合せ錄して再考に付しぬ。

○元文四年己未正月十一日豐秀流射藝の傳統斷絶せしを再興せらる。家世實記
按ずるに當流の開祖は圓城寺豐貞なりしが、元祿十四年死去し、長子仁左衛門早世し、二男忠央彥九郎も續くに至らずして死し、傳統斷絶し傳書は封緘のまゝ豐貞の門人龍造寺登に預けおきしを、德翁神君同門の廣田俊勝に傳書を披見すべき旨を命じ給ひ、俊勝より忠央の子忠良彥九郎に傳授し、忠良遂に上達せしを以てこの日十石二口俸を賜はり、更に藝者に召出され再興を命ぜられしなり。

○元文五年庚申正月十一日神社總錄衛定編の編撰成る。家世實記。會津外史。
按ずるに寛文六年以來神社總錄延寶初年の編集なりと千載の松に見えたり。に登錄する所、總て千八百餘座に定めて郡村を分ちおかれしが、年月を經るに隨ひ社家司、僧侶司、村民司、の間甚た混淆せしものあるによ

り、町奉行横田俊舜 先次郎 西郷房近 仁右衛門 建議し、命を受けて總錄に倣ひ編成せしものなりといふ。寛文十二年の神社帳には二百六十八社と定められしに、こゝに千八百餘座とありしは十二年の帳後に合祀せられしを合算せしものならん。

○寛保二年壬戌十二月七日江戸芝邸に的場を築き射藝に精勵を令せらる。家世實記

○寛保三年癸亥十二月馬術指南永岡久忠 勝兵衛 印可の傳を土津神君に進獻す。永岡家系譜。

○延享二年乙丑九月二十日櫻馬場に於て初めて騎射を演習しぬ。家世實記

按ずるに元祿の頃馬術の達人菊池武成が櫻馬場に於て、甲冑を衣て馬に乘り槍薙刀を自在に振り廻はしたりしを人皆鬼神のやうに云傳ひしを、土津神君いかにも口惜く思召して演習すべき旨を厩別當永岡久忠に命ぜられこの節練熟したるを以て言上し演習せしが、神君は城内二之丸の櫓上より内覽し給ひき、この時鼻乘(ハナノリ)、弓太郎(ユンタロウ)、三々九の手挾(タバサミ)、八的(ヤツマト)、流鏑馬(ヤブサメ)等の禮射をも演習し山内忠廣 舍人 原田種陽 伊織 等總員二十二騎にてありき。見ぬ世の栞。佐野氏雜記。

○寛延元年戊辰二月一刀流溝口派劍術の師範池上安通奥秘の傳を進獻す。同書

○寛延元年戊辰十一月五日吉川從長 源十郎 神道一事位を授け奉る。同書

○寶曆元年辛未十月諸流師範の姓名を國目付に差出さる。同書

日根野流軍學湯田惣兵衛、道雪派弓術樋口俊方、權右衛門 豐秀流弓術圓城寺忠良、彦九郎 印西派弓術小出諸庸、喜助 道雪派弓術兼子吉右衛門、大内流槍術補津親安、新九郎 同流同術吉

田忠見、又右衛門 一旨流槍術内田近芳、伴治 太子流劍術浦野直勝、喜左衛門 同流同術中林恭尙彌次兵衛 眞天流劍術大野重休、勇助 安光流劍術佐藤琢磨、種子島銃一流短筒(タンツヽ)小平諸算、伊左衛門 夢想流短筒飯田淸次、當流輕筒(カルツヽ)野村俊胤、善太夫 稻留流砲術酒井紀隆、傳内 新格流棒火箭池上傳藏、當流亂火一瀨忠央、與助 一味流砲術簗瀨俊方類右衛門 山野流居物(スヱモノ)井上多門。

右は皆藝者と稱ひ諸士および子弟に指南す。

楠流軍學神田右源治、山神流軍學原田種陽、伊織 同流同學野村俊胤、道雪派弓術樋口光重丹左衛門 豐秀流弓術廣田俊勝十左衛門 道雪派弓術山田忠良、守左衛門 同流同術堀長昭、七太夫

同流同術宇津見篚右衛門、同流同術三井勝敷、伴野右衛門 大坪流馬術永岡久忠、治左衛門 同流同術伊與田爲興、丈右衛門 同流同術野村俊森、彥三郎 同流同術酒井玄森、莊左衛門 同流同術池上高彬、勘右衛門 同流同術小原俊方、慶治 林崎新夢想流居合術小原俊氏、和佐治 夢想流居合術原九右衛門、同流同術山上彌十郎、同流同術羽島彌太郎、神夢想流居合術原田種陽、景流居合樊噲流居合術中野瀨左衛門、同流同術船尾九左衛門、同流同術吉田市野右衛門、無樂流居合術佐藤重堅、淺右衛門 同流同術永坂八兵衛、同流同術千里關右衛門、神道流劍術原田種陽、眞天流劍術上田作右衛門。新天流劍術伊藤新五左衛門、大道流劍術後藤琢治、夢想流砲術横田安左衛門、石橋流土火野村俊胤、同流同術箭鐵砲中田元

茂、（權治）北條流火箭吉田儀左衛門、水野新當流柔術小林廣右衛門、

右何れも主役および徒士以上にして諸士幷に子弟に指南するものなり。

按ずるに砲術に當流と稱せる二あり、享保十七年に出されしうちにまた二あり、何故當時かく稱ひしか、後世に至ては野村俊胤（享保十七年には永田武治）の末流を永田流と、一瀬忠央の末流を智徹流と稱ひき、雜事門と併せ觀るべし。

○寶曆十一年辛巳九月小出諸庸（喜助）印西派弓術の印可を獻す。（恭定靈神年譜）

○寶曆十三年癸未四月林崎新夢想流居合術の師範小原俊氏許狀（ユルシジヤウ）を献す。（小原家系譜）

○明和元年甲申三月厩別當伊與田爲與（文右衛門）馬術の許を獻す。（伊與田家系譜）

○明和元年甲申九月大內流槍術の師範吉田忠見（又右衛門）爾津親安（新九郎）連署して許狀を獻す。（吉田家系譜）

○明和三年丙戌五月二十一日目付役は不時に諸稽古場を廻り諸生の勤怠を視察し申出つべき旨を家老共よりいひ渡す。（家世實記）

按ずるに恭定神君時々家老共へ諸生の勤怠を尋ね給ひ、昨年は子弟武技教場の名簿を江戸へ取り閲覽し給ひしこともあり、目付へかく云渡しゝかばその秀てたるものには相應の賞譽を遣すべき旨を命せられしによりそのことをも評決しぬ。

因に曰此頃は神君にも頻に獎勵し給ひ常に云ひ給ひしは人は幼きより用意して擧止壯健にすべ

し、若し怠惰に安んじて徒らに日月を消すれば自ら不善の念慮も生ずるものなり、又種々の武技ども修行する者あれども、悉くその蘊奥を極め得ばいとよきことなれど、皆半途にしてやみ、一事も其極に至らぬ者多ければ、其氣質志向によりて一向（ヒタスラ）に學びてその奥を盡しなばその程に隨ひ國用にも足りぬべし、此理よく心得て物學ぶべしと近臣に敎へ給ひ、また經史、詩文、天文、暦數、兵法醫學に通し、人の師たるに可なるものと其事に長せるものとを問はれしにより、沼澤一通、（權兵衛）小原光重、（五郎右衛門）北原光保、（恒藏）三宅親伯、（彌七）等百餘人の名を記して奉りしも、この年九月のことなりと神君の年譜に見えぬ。

○明和四年丁亥閏九月十二日城内大書院（オホショキン）に於て初めて打毬の演習を見給ひ出仕のもの に陪覽を許さる。同書

按ずるに打毬はこれまで知得たる者なきを以て、馬方及び近習役等江戸に於て稽古しこの節熟練せしを以て覽給ひしなり。（法式は馬術門に詳なり。）

○安永元年壬辰正月二十五日諸士飼馬の乘責（ノリセメ）は櫻馬場のみならず本二之丁廐に於てすへき旨を令せらる。同書

按ずるに諸士とも本三之丁馬場に於て乘責めたき旨を請願し、家老これを言上（ゴンジャウ）せしに三之丁は諸士の邸宅ありて老幼婦女の往來あり、また東西四辻にして怪我する者あるも測るべからずとて斯

く命せられしなり。

○安永元年壬辰四月吉田忠見、稲津親徳 茂兵衛 連署して大內流槍術の印可狀を獻す。基定靈神年譜

○安永二年癸巳六月町講所類燒す。岡田家系譜

○安永三年甲午九月厩別當伊與田爲與馬術の印可狀を獻す。伊與田家系譜

○安永五年丙申五月梅津安俊が命に因り撰述せし土地民間巨細錄成て獻す。梅津家系譜

○安永七年戊戌十月七日儒者とも交互猪苗代學校に赴き教授すへき旨を命せらる。家世實記

按するにこれ猪苗代城代木村忠由 忠右衛門 の申立によりしことにて、當時の儒者松本爲美、和兵衛 山室包昌、平八 今泉延蘭、伊之助 佐瀬兵衛、廣瀬惟勤、小源太 岡田定直 伴治 六人いひ合せ、毎月一回つゝ出張し教授すべき旨を命せられしなり。

○天明元年辛丑閏五月十八日城內に於て毎月二十四日儒者輪番に講義すべき旨を定められ、その日當番の獨禮以上には聽聞を許さる。家政實記。會津外史。

○天明二年壬寅四月五日米代三之丁下本二之丁上にありし足輕の鐵砲角場を廢止せらる。同書

按するに何故に廢止せられしや考ふべからず、米代三之丁下は後世自由齋流砲術の師範町田傳右衛門の賜邸にして、土手に沿ひ角場ありたり、これ當時のものならん、本二之丁上は天明六年四月豊秀流射藝の稽古場にせられし旨、中野家の系譜に見えしが、これも廢止せられしものと見え

後世は賜邸のみなりき。

○天明三年癸卯正月二十三日家老等隔月講所に臨み神書の講義を聽聞すべき旨を達す。家政實記。

按ずるに當時は毎月一回つゝ臨席して儒書の講義を聽聞せしが、神道は諸生も僅かなればこ隔月となし、別に臨席すべき旨を言上してその旨を達せしなり。本書に據て考ふれば當時師範とてはなかりしことなるべし、その文の大意御藏入郡奉行木本成理（九郎右衛門）は垂加派、祐筆野村俊風（善太夫）は吉田流を修行云々とあり本文のことも兩人に達せられしなり。又曰吉田流は卜部の異稱にして、仔細は神道門の考按にのせぬ。

○天明三年癸卯九月二十日家老等議して學事を振起せしめんかため熊本藩の儒士古屋鬲（重次郎）を招聘せんことを言上せしかと許容し給はざりき。同書

按ずるに當時の家老田中玄宰はかねて鬲に學び、儒者松本爲美も鬲と交際親密にして、若し招聘あらば應ずべしとの内話ありしを以て、再三言上せしかど許容し給はざりき。さて恭定神君の許容し給はざりしは何等の深意なりしや、家世實記その他の諸書にのせざれば知る能はずと雖も、神君に侍講たりし松本長文は京師に遊學せし人にて、徳翁神君に拔擢せられしかば古學家ならで宋學を奉せし人なりしや疑ひなし。また恭定神君に拔擢せられし小池宥成等も古學家なるを聞かず、かつ宮武方執は昌平坂聖堂の學徒より採用せられし人なれば、神君も純然宋學に成長し給ひしなるべし。然るに鬲は古學家なれば藩祖以來の學風に對し拒み給ひしにや、見ぬ世の栞によれば他人を招かんよりは自國の達人どもに口俸を取らせんには、群子弟の奬勵にも

ならんとて許し給はざりしと見ゆ、これ神君の眞意なるべきか。

○天明四年甲辰九月二日馬術稽古のため四百五十石未滿の諸士に馬扶持一ヶ年に大豆十俵つゝ猪苗代士には十二俵つゝ給與せらる。同書

按ずるに天明元年まで給與せられしを廢せられ、今年又舊に復せられし旨なれども、以前も今年も百石未滿のものへは給與せられざりしならん、寛政四年八月六日の條と併觀すべし。

○天明四年甲辰十月三日幕府天文方に於て改暦調により所望ありて儒者安部井鱗を遣はさる。同書

按ずるに鱗は初め天文方吉田靭負に從つて貞享暦の傳授を得、當時取調人の不足なるを以て、鱗もしくは片桐嘉保 勝平 兩人のうち一時の輔助を得たしとの所望ありしを以てなり。

○天明四年甲辰十二月五日番頭生駒直乾軍制を改革して長沼流に據らるべきの建白書を奉る。同書。建白書は載て別錄にあり。

○天明五年乙巳十月家老田中玄宰諸藝の稽古掛を命せらる。田中家系譜

○天明七年丁未正月二十一日諸士の馬扶持を增し五百石以上には一ヶ年に大豆十俵五百石未滿には十二俵つゝ給與せらる。家世實記

○天明七年丁未二月家老田中玄宰學事を振興すべきの建白書を奉る、同書。建白書に載て別錄にあり。

○天明七年丁未四月二十一日醫學修行のため毎月六回つつ講所を貸渡さる。同書

按ずるにこれ迄は醫學師範とて命ぜられし者なくたゞその秀てたるものに從ひその邸宅に集り學び居しが、醫師村本玄碩、平井良伯等か願によりて貸渡されしなり。

○天明八年戊申正月二十九日河陽流の軍制を改て長沼流佐枝派に據らる。同書。會津外史。

按ずるに軍事方役土屋直連を免じ、黑河内揮十太夫新に軍事方役を命ぜらる、揮が實父木本成理は長沼宗敬の門人佐枝尹重政之進と稱し碎玉軒と號す。に學びて許可の奥秘を得、幕府の書院番與力岡田虚實軒甚左衛門と同門にして、虚實軒は退隱の後會津に來り、成理が家に寓せしを以て、揮もこれに學びまた江戸に出て修行せしこともありて、今日の撰に當り軍貝音頭等の支配を命ぜられき尙ほ、別錄に載せし田中玄宰生駒直乾が建白書と倂觀すべし。

因に云直連が河陽流の兵書を見禰山神廟に於て焚却すべきにより、目付役の監視を乞ひしや、藩制を改められしのみにて自家各自への指南は勝手なりと、家老より諭したるも此時のことなり、古人事歴直連か傳に詳記せり。また寛政七年横山嘉則數馬江戸に於て長沼流室田派室田某とて佐枝と同門の達士なり。の軍學を修め歸りし後、望のものへは勝手に指南し苦しからずと命ぜられ、また文化十一年鹽田昭升權六も室田金左衛門の許可を得て、嘉則と同じく命ぜられしことあり、以て自家の研窮は自由なりしを證すべし。

また曰山川重英兵衛武井忠順寛平福王寺某も室田派を修めしとなり、それは同宗なれと佐枝派の歩

法は四ッ拍子にて緩に過るか如きを以て室田派の二ッ拍子に改められその他にも室田派を採られしことありてそれかため鹽田昭升は武講頭取手傳勤たりしと古老に聞きぬ。

○天明八年戊申三月十八日講所の增築成りて修行の方法格別の制度を設けらる。同書

按するに講所は年來衰微せしを以て、當年二月諸士嫡子嫡孫の分は講所へ出席し、二男以下は最寄にて組合を定め稽古すべき旨を令せらる、黑河內揮も兵學は講所內に於て教授したき旨を申立て講所の狹きを以て東隣井深重郎左衛門の賜邸を收めて營繕しこの日竣功し子弟へ左の三條を達せらる。

一學問の儀は孝悌忠信を旨とし博く和漢の書籍を讀み人品を磨き御政治之御用に相立候樣可相學事。

一武藝の義は其業に致習熟實用に相成候樣可相勵事。

一御家中元小番席幷組外之士以上の嫡子嫡孫十一歲より日々講所へ出席可致依之十一歲より十八歲までの者は最寄々々にて組合を定め其內人品宜敷年長なる者を同學の長として途中は勿論常々寄合の節共に決して爭論惡徒（ワルイタヅラ）等不致樣世話可爲致事。

勤のものも御用の隙には講所へ出て修行し、その作法（サハウ）は子弟同樣たるべき旨を令せらる。

十九日は吉辰なるを以て釋菜の典によりて孔像を祭り、學事振興のことを告け、武藝は添地

井深の宅趾 長屋の内に槍術二流、劒術三四流を設け、二男以下及び御通以上の子弟出席し、學問は添地の本家にて稽古し尙ほ狹ければ文武とも是迄の如く最寄々々にて稽古すべき旨を日向忠、松本爲美、上田文長 冬藏 に達せらる。

二十一日嫡子嫡孫を講所に召集して、目付役一柳直陽及び右の三人へ左の令條を渡さる、この時子弟各自の所望を尋ねられ望の科業に就かせらるゝことゝなり二十八日を以て稽古始と定めらる。

この日儒者今泉伊右衞門、佐瀨湊、岡田定直、廣瀨惟勤、角田官平、今泉元次郎、今泉延蘭は忠、爲美の差配に從ひ教授すべき旨を命せられ、外に會讀師八人、素讀師 會津外史には句讀師に作る後に句讀師と改められしやと思はる 七人、締方目付、徒目付、一人づゝ、日々時刻を定めず出席して視察すべき旨を令し外に附人一人を增して二人とし、夫丸一人を付せらる。

令條

一學校は孝悌を本とし人々受る所の德をなし材を達し國家有用の人物をなすべき本根なり諸事欽愼を本とし不敬之儀決して無之樣相心得べし。 見ぬ世の栞に學校の下に「の教」の二字あり

一長幼の序を專らにし常の席順尊卑に拘らず年齡の次第を以て著坐し愛敬の道を失ふべからず。

但新番組以上獨禮以上御通の者より御徒迄三等の內にて齡すべし。

一十一歳より入學し素讀の科に入るべし。但十八歳を限るべし。同書に「十歳より入塾し孝經論語を始とし其他は學則に隨て句讀を受け尤書學及仕付方を兼習ふべし遠方或は虚弱のものは往來難義ならば其趣學校へ申屆け十一歳より入學すべし」に作る

一月に十二會を定め十一歳より十五歳迄の者を人數半に分ち六會つゝ仕付方（シツケカタ）を學ぶべし。同書に「十三歳より詩書を始とし其他學則に隨て句讀を受け且望の者は絲竹算術を兼學ふを許す」

一十三歳より於講所書學を修行すべし。同書に「十五歳より受る所の書を誦讀し唐詩、楚辭、文選、爾雅等の諸書學則に隨て會讀し又詩を賦し書を記することを學び且武技を兼習ふべし」

一十四歳より弓馬槍刀の術を修行すべし。同書に「十八歳より大學に移り紀傳を讀み文章を作り兵書幷律令の書を學び學問に怠り其業未熟なる者は猥りに移すことを許さず尤此年に至らば師範の者目鑑（メカン）の上文武の藝一二業偏に修業すべし」

一十六歳より會讀或は講釋聽聞其者の望に任すべし。同書に「二十歳より受る所の業を怠らず春は詩を學び賦を作り夏は易春秋及兵書を學び秋は律令を學び冬は書及紀傳を讀むべし一事三道を兼學ふことを許さず」

一十七歳より兵學の儀差當り自己の心得に可相成儀は勝手次第に可學其餘之傳授は器量に隨ひ師範の目鑑（メカン）たるべし。同書に本項なし

一十九歳より文武の藝の內師範目鑑の上一二業偏に修行すべし。同書に本項なし 但此節に至らば組合を除くべし。

一二十二歳より學校及ひ武藝の出席勝手次第博く文武を學ひ餘力有之者は雜藝と雖も勝手次第に學ぶべし　但學候諸藝は始に斷るべし。

一每朝讀書其書は孝經論語書經詩經を先とすべし大都十人組を定め其內二人年長して尤も方正なるものを撰ひ是を什長とし平日の交りも其長の敎に隨ひ不愼の儀無之樣相心得べし學校へ往返の節は什長を誘引し罷出つべし途中に於ても他の什伍に道を讓り其他の路人といへども禮讓を以て接すべし若違亂之輩は父兄の敎行屆かざるに當るべし。同書に每朝より先とすべし迄の二十一字なくして素讀生は大都十人云々とせり

一會讀講釋隔日たるべし講釋之書は孝經四書學記を先とし會讀之書は經書にては詩書易左氏春秋三類春秋史類にては史記前後漢書を先とすべし。同書に「會業は每朝たるべし、尤會讀講釋の書は凡て學則に從ふべし」

一會業の席に於て尋常の說話を以て講習の妨をなすべからす假令不敬無禮の者ありと雖も是を誹謗譏笑する輩は同科に當べし。

一祖先の祭事親戚の吉凶其外疾病痛苦止事を得ず缺席の輩は其什長を以て其師に斷るべし。

一素讀の科は莨器無用たるべし。 但會讀講釋の科は休の間たばこ容赦たるべし。

一會業刻限は素讀は卯の刻より辰の下刻まで 但物色わかる頃ほひ出席すべし。

一講釋會讀己の中刻より午の下刻までたるべし。

一休日は每月朔望三日十日十八日二十七日五節句二八月上丁冬至其外臨時の休日はその時々しらしむべし。

因に曰一柳直陽目付を以て監臨しければ、この日の實況を見て錄して曰、嫡子の內に四十、五十の

者も交りつれども、それ等は大方學問に疎く武藝に名あるもあれば、學問向（ムキ）その望を尋ねられ答に及びかぬる樣子にて、其餘もこれに準じ兎角を申さず一坐白らけたる樣子なりけるが、齋藤益藏か倅の與七郎席を進み出て我か身會讀望みなりその科に入りたしといへければ、それより面々の好む所をいひて是まて文學に遊び居りしものは會讀科、その年長せるは大概講釋科を望み、その餘は素讀科に入りしなり、尤も學問の取立三人（前項日向以下）にて及ぼされば、素讀師は前項の七人（今泉以下）會讀師に片桐壽八、浮洲次郎左衛門、武井完平、樋口八右衛門、澁谷源藏、服部且馬、依田信藏、素讀の方にも古川幸之進、篠田卯之吉、下平悅次郎、廣川力四郎、守屋俊藏、米澤喜四郎、栗村鎌次郎等みな三人の手に屬し取立を命せらる云々とあり。

○天明八年戊申三月二十八日馬術幷小笠原流仕付方配膳の司役および指南を設けらる。（同書）

按ずるに近來厩馬の數を減し、稽古も自然衰微せしを以て、十頭を增し諸士の飼馬をも差出し、師範の敎授に從ひ乘責れば修行の益あるべしとて、伊與田爲長（同書）は指南司を命せられ、年々判金一枚づゝを賜はり、佐藤重矩（武兵衛）は爲長の差配を待て敎授すべき旨を命せられ、また大沼俊直は江戸に於て禮式を稽古し巧者なるものに因り、禮式指南司を命せられ、その配膳指南は池上新左衛門、鹽見市十郞、仕付指南は靜田成忠（元喜）に命せられぬ、爲長と俊直は退隱の身なれば年々判金一枚つゝを賜はりき。

○天明八年戊申四月十八日書籍不足なるを以て江戸より購入して貸付せらる。同書

按するに孝經、論語、毛詩、尙書。禮記。周禮。儀禮、等皆古註書を用へらるゝにより、不足なるを以て、江戸詰儒者三宅輔次右衛門これを購入すべき旨を命せられたり。

これより先き寳永五年正月二十三日の敎令に曰、孔孟程朱の學風を講習し他の敎法は雜ゆべからず云々と、此時旣に他の學を講せしものありと考へらる、然らざればこの敎令を發せらるゝに及ぶまじ、後天明の初年家老田中玄宰儒者松本爲美等古屋㫖と交り、同三年に於て㫖を招聘せんとせしも、恭定神君許容し給はざりしことは前に載せしが、㫖は古學風を主とせしものなり。我藩往古の程朱學を變して古學風とせしは、何等の因緣にて何年なりしや斷定に苦む多年なりしが、その年代は本年なりと斷定するなり、如何となれば是迄數多の學士あれど、その主とする所を載せしものなく、只寳永の敎令にて考ふるの外なかりしが、先に載せし令條に三禮の書目あり、またこゝに於て毛詩。尙書等の敎科書目古註と掲けたる上は誣ゆべからざるの明證なればなり。然れば玄宰。爲美はさらなり。他の儒員みな古學に據りしや明けし。竹村幽翁曰、米澤藩に聞く、古學風を主張せしは玄宰なりとまた一證とすべし日新館創立の後も講書に尙書、毛詩、二禮、三禮のみなり。子弟に賜ふ所の書籍および印刷開版せられし書籍は古學風のもののみにて、安部井褧。高津泰も徂學に往來せし由なれば、文化七年までは古學風なりしや疑ふべからず。

さてその古往に溯り古學風に變せし因緣と寶永の敎令の出てし所以に至ては、その證左となすべきものなく斷定に困むなり。廣澤安任曰徂徠か名文章と稱せらるゝ徇徉亭の記は、我か西鄕家のために書きたるものなれば、是等に據りて搜索せばその因緣を知るに可ならんかと、これに因て憶ひ出てたることあり、曾て古老に聞く德翁神君一日柳澤侯吉保を藩邸に招かれし時、徂徠をして陪食せしめられしに、徂徠は侯に對し初見なれど、傲然天下の事を談じて當世の政を譏議して憚らざりき。そが因緣にて侯に仕へしなりと、然れば徂徠は既に我か藩邸に往來せしことなるべし、徇徉亭は當時大老たりし西鄕近房の別墅にして、その記文に就て考ふれば近房に接せしことなきが如きも、また近房の墓碑銘は徂徠か撰述なり、然れば我か藩人當時徂徠の門に遊びしものあるやもまた知るべからす、それ等のことなしとするも一時は天下一般に徂學に變せしことなれば、我か藩もまた靡きしことなしとも斷じかたきなり。

○天明八年戊申六月五日大町通り米代一之丁と二之丁の間に學校を建て西講所とし本一之丁を東講所と唱ひらる。同書。會津外史

按するに春來學事を振興せらるゝに因り狹きを加へしを以て、井深監物の賜邸を收めて更に春來收められし東講所の添地を賜はり、監物の舊邸を補理東西講所とせられしなり。

○天明八年戊申六月五日櫻馬場に馬見所を建て稽古馬を貸渡さる。同書

按ずるに安永元年以來諸士の手馬（テウマ）を本二之丁厩馬場にて乘責ることとなり、込合ひ不便なるを以て厩の會日を振替ひ、五頭づゝ櫻馬場へ貸付せられ、指南司伊與田爲長、指南佐藤重矩出場して教授すべき旨を命ぜられ、新に馬見所を設けられ、入口の鍵は家中馬乘役大場和意（喜右衛門）これを預り、入門の式を踐まざれば出席することを得ざる制度となし、令條を渡さる。（令條は馬術門に載す。）

因に曰當時町馬乘といふあり、即ち和意（初め重矩も同役たり）の任にて專ら家中の馬を櫻馬場米代一之丁の馬場（桂林寺町通と諏方通の間北側）本三之丁の馬場にて日を定めて、乘責めまた門人ありて他の牽出せる馬を手際に應じて貸渡し乘替等なさしめしが、兩人は刀を帶びず馬喰爪髮のことまでなしゐしが、此に至り召出され御下乘（シタノリ）となり、櫻馬場のみにて乘責め同所の師範となりしなり。（これより一之丁三之丁馬場は自然廢止せしならん。）

○天明八年戊申六月二十六日江戸詰の諸士を奬勵せられ儒者一人を增し置かる。（同書）

按ずるに是迄奬勵せられしこと數次なりと雖も、振起せざるを以て、毎月四九の日和田倉邸に於て安部井鱗經義を講し、その内三會は家老始御通月割席迄御用障（サワリ）なきものは聽聞し、また本人の望により自講して繩正を乞ふも苦しからず、芝邸は三の日の夕三宅彌次右衛門講義し、聽聞はすべて和田倉邸の如くし、武藝の稽古場へは目付役時々監臨して毎月書生の出闕を書き出させ、書學は毎月一回つゝ淸書を家老に出すべき旨を達し、儒者は鱗一人にて間に合ひかぬべきを以て、澤田英（泰藏）を常詰（ジヤウツメ）儒者となし、和田倉邸に置かる。

同書。會津外史。

○天明八年戊申八月二十五日講所の功令を定め六科糾則と名けて發布せらる。

按ずるに渾て修行は目的なくしては志も立ち難きを以て、周禮の六科に基き六行の法を立て、然して文武の藝未熟なるものは、幼少にして相續せしものより、小普請料を收めし例に倣ひ、練熟に達するまで諸勤を免じ小普請料を收め、その熟練の程度は、文學は經傳大方に讀め文義相應に解し、書學は諸用を辨達し得る程に書き覺え、兵學及び弓馬槍刀火術の內一藝持量になりし業を學び得しものは、年齡に拘らず小普請料を免ぜられ、若し未熟なるものは五ヶ年間一二藝の專修行を命ぜられ、尙ほ全からざるものは二三年を增し、尙ほ全からざるものは二男以下のものに養子を命ぜらるべく、御通以下も大方右に準じ書、算、弓、劍、砲、居合、柔術の內一藝持量になるべき業あり、また職業あるものは職業の次第をも吟味し、減知の沙汰に及ぶべくにより、六科、六行を以て目的とし、その六科六行に適したるものあらば申出づべき旨を令し、儒者松本爲美、兵學師範黑河內揮、馬術司役伊與田爲長、禮式司役大沼俊直へ左の功令を渡さる。江戸邸は稽古場不完全なるを以て、取捨すべき旨を令せられき

六　科

一日古を稽ひ事に明かに治道に通し人の所長を知る者。

二日人を愛して物に及ほし教化安民の道に志ある者。

三曰神道和學に達し吉凶の禮古實を辨ひ時々損益することを知り清廉にして能く欽愼なる者。

四曰古聖人の善とする所を知り時宜に從ひ事を處し武備敎練の意を會得し沈勇にして決斷ある者。

五曰人の爲に謀り人の勞に代る己か事の如く心を盡し忠信にして獄訟律學に長したる者。

六曰和順にして物の性に悖らず土木百工を導くの材能ある者。

六科中に就て大に得たる者は大に用ひ、少く得たる者は小に用ひ、之を審にするに六行を以てす。

六　行

一曰善く父母に孝なる者。

二曰善く父母に事ひ弟を愛し長を敬し幼を惠む者。

三曰善く家內及ひ親族に和睦なる者。

四曰善く外親に至る迄を親み本を忘れさる者。

五曰友に信ありて人に任せられ其事を擔當して久きに耐る者。

六曰親戚朋友に災厄疾病貧窮等あれば厚く之を賑恤する己の憂に遭ふか如くする者。

八　則

一曰言行を愼ますして父母を危し事に順ならす喪に居て哀戚の容なく懶惰の行ある者。

二曰薄情にして家内親戚和せさる者。
三曰兄弟に友ならす師教に循はす長を侮り幼を愛せさる者。
四曰言行信ならす面從後言或は男女穢褻の行ありて近隣朋友に疎まるゝ者。
五曰怠惰殘忍にして親威朋友等の艱難苦痛を救恤せさる者。
六曰諛りに浮言を造て衆を惑はし又非理なるを强辨し道理に從はす其行悖て粉飾する者。
七曰聖人の道を信せす黨を結ひ猥に政令法度及ひ他人を誹議し世俗の浮說を信して私智に矜り辨舌を以て事を壞る者。
八曰文武は相資る者偏廢すへからす己か學ふ所に執滯し能を妬み技を誇り猥に偏執の心を懷く者。
此の八過の內一も其身にあれば、假令才智藝能ありと雖も其咎逃るべからす、常に心に存して愼むべし。

按するに予曾て一の謄本を見しにその結尾に天明八年申八月肥後守正四位左中將容頌の十八字ありき。
因に云後に載する所、古屋昺の撰述せし童子訓の跋に嘗て功令を定むとあれば、この六科糾則は昺が撰定せしものならん、然るに昺か會津に來りしは寛政三年なれば、この撰定は江戶邸に

往來せし時に於てせしものか。

又曰六科は周禮の太宰、司徒、宗伯、司馬、司寇、司空の六職より出てたるものにて、孝悌忠信睦淵の行あるものを擧くることにて、惣民の中より官吏を薦撰するの法なり、されば唐土の國學より撰擧するの法にはよかるべきも、本邦諸侯の制武士にして世祿の世民武を以て本職とするものを撰ふの法としては、如何と論せしもの當時にもありしよしなり、後に至りて廢せられしも此等の意に出てられしものにや。

○天明八年戊申八月二十九日赤羽傳右衛門、倅政之進 年齢不詳 高木五郎七、倅幸太郎 十四歳 素讀出精せしを以て幸太郎へ鄭註儀禮政之進へ鄭註禮記各一部を賜る。家政實記。

按ずるに賞譽に書を賜はりしはこれを以て初となす、この後十二歳にして九經を卒業せしものへはそれぞれ書籍を賜はるべきことに議定なりしが、三禮古註、唐詩選、說苑、戰國策等を賜はり、享和に至り素讀卒業せしものへ春秋左氏傳或は史記評林を賜はり、文化に至て一等若くは大學に進みしものへは五經新註を賜はりしもあり、また歷史綱鑑補を賜はりしもあり、文政の初年には素讀卒業のものに孝經大義、四書集註、小學の三部を賜はりしもの諸士系譜に散見せしが、當時は賞品に定度なかりしを文政年山内俊温か學校奉行たるに及びて建議し、一定の法規 素讀所門に詳なり 立ちしなりと傳ひ聞く。

○天明八年戊申十月朔日西講所に書學寮を設けて司役及ひ師範を置かる。家世實紀。會津外史。

按するに西長屋を補理し、元小書席組外の士以上の嫡子嫡孫に書道修行を命せられ、松木佐牧、十郎兵衛 小島春門 左五郎 は尊實の筆道指南并に司役を命せられ、西田近則は瀧本流、東智山知常は華様の師範を命せられ、十六歳より二十二歳までの嫡子嫡孫は會日を定めて八ツ時 今の午後二時 ヨリ 席書すべき旨を命せられ、且つ令條を渡さる。令條は書學門に載す。

寛政九年飯田重直 嘉平 書學寮辨事となり、享和二年締方シマリカタ假役カリヤクとなり、他にも辨事手傳等を命せられしもの諸士系譜に散見せしが、此頃より置かれしにや考ふべからず。

○天明八年戊申十一月十一日大町通り講所の營繕成り修行を始めらる。同書

按するに諸士の二男以下、及ひ獨禮、與力の子弟御通オトホリ、徒士カチシの嫡子に入學を許され、令條 東講所と同文 を渡さるその獨禮、與力の子弟御通、徒士の嫡子にして遠路の分は町講所へ出て、岡田定直 兆母 に從ひ學ぶべし、且つ講釋會讀は東講所と日を振違ひ隔日となし、孝經、論語、毛詩、尚書の素讀卒業せしものは東講所の如く會日を定め、儒者その復讀を聞き繩正すべき旨を令し、この日釋奠の執行あり、古川幸之進等十二人句讀師に命せられ、東講所句讀師と繰廻り教授すべき旨を命せられたり。

○天明八年戊申十月十五日西講所に木馬會を開かる。同書

○天明八年戊申十一月二十一日東講所書學寮内に於て神道の教授を開かる。同書

按ずるに卜部家の神學者中野義都、大竹政文指南を命せられ、元小番席組外の士以上、勤の者は勿論、嫡子嫡孫心次第に修行すべき旨を命せらる。

○天明八年戊申十一月二十五日西講所内に武學寮を設けられ武藝司役を置き令條を定めらる。同書

按ずるに左の諸流師範に稽古場を渡さる、皆道統相傳の本流のみにて、出席生は元小番席組外之士以上の嫡子嫡孫のみ、その嫡子嫡孫の內新に稽古場を渡されざる師範の門弟は更に轉門して武學寮の稽古場へ出席すべし、若しその業老功、許(ユルシ)に至りしものは轉門に及ばずその次第申出つべき旨を令せられ、中澤高令、丸山胤長、の二人を武學寮主役とし、令條弓術門に載す。を渡さる、その新入の流名師範左の如し。

弓術道雪派樋口光照、仲右衛門 印西派森山盛命、與五郎 豊秀流中野義都、槍術大内流中澤高令、一旨流内田近武、牧太郎 劍術安光流武井景忠、半藏 一刀流町野重勝、 太子流中林直躬、彌一右衛門 眞天流大野重武、傳九郎

從前の如く宅にて二男以下へ指南し、會日を定め武學寮へ出場を命せられしもの左の如し。

弓術道雪派飛子吉太郎、同原忠兵衛、同山内小三郎、槍術寶藏院流志賀重與、劍術太子流浦野直元、喜左衛門 新天流千里祐行、富吉 大道流粟村勝欲、玄次郎 居合術夢想無樂流坂井左

市、林崎新夢想流小原俊當、十郎右衛門 今井景流土子淸左衛門、同飯田稚朝、重吉 無樂流千里祐行、一宮流佐川八郎左衛門、新夢想無樂流黑河内兼義、治太夫 柔術水野新當流鹽田昭方、同棚木重藏、手棒術白井流黑河内兼義。

○天明八年戊申十二月十五日花畑丁に講所を設け甲賀町講所を補理せらる。同書

按ずるに甲賀町講所に出るには遠路のものあり、不便なるを以て夫丸支配役を廢せられし役屋敷を補理し、講所となし廣瀨惟勤か會頭を免じ、學問指南となし、同所に移さる、また甲賀町講所は狹きを以て東隣栗村兵内の賜邸を收めて補理し、岡田直定か會頭を免じて學問指南とし引移らしめ、兩所とも御通以下の二男より輕々のものまで出席を許さる後花畑丁にあるを南學館、甲賀町にあるを北學館と稱ひらる。

また曰稽古堂はもと商賈の學びし處にて士人も加り學ぶことゝせられ、後商賈のためには町講所を設けられ、商賈も奬勵せられしが、士人と商賈との間隔は町講所の創立より起因して、遂には商賈の學事に干渉せられざるに至りしはいつの頃なりしや、本年輕々の者までと命せられしは襟制までにて、商賈は此時より入學を停められしものと推考するなり、後文政年に至つてはその襟制までも入學を許されざることゝなり、漸々學事に貴賤の間隔嚴重なりしは片腹痛きことにぞ。

○天明八年戊申十二月二十日講所及び武學寮出席の諸生へ束修料を賜はる。同書

按ずるに弟子その師に對し束修の儀を行ふは、禮の大なるものにて當然の義務なれど、中には內證不如意にてその大禮を缺くが如きことありては敎化を紊るものなればとて左の通り賜はり、弟子より贈りし形にせられしなり。その子弟これを拜受し師範に對し謝辭を述るの儀式は雜事門に詳なり。

儒者一人金一兩二分宛、會頭一人三分宛、句讀師一人二分宛、兵學指南一兩二分、配膳、馬術、書學、武學寮師範、一人一兩宛、仕付方指南三分、

○天明八年戊申十二月二十八日儒者の猪苗代出張を廢して常住の指南役を置かる。同書

按ずるに儒者每月の出張にては入費多くして修行にもまた不便なるを以て、見禰山社司澁谷光姫武八長男光遠 源藏 の東講所の會頭なりしを猪苗代詰學問指南役とし二口棒を賜はりぬ。

○寛政元年己酉八月二十四日高岑慶忠 覺太夫 自撰の會津鑑百卷を獻呈す。高岑家系譜

○寛政元年己酉十二月十二日孔廟の冬至祭を止めて、春秋仲月丁日を以て釋奠の禮を行はるべきことに定めらる。家政實記。會津外史。

按ずるに新編會津風土記にも春秋仲月上丁の日釋奠を行ふとあれど、天子は上丁諸侯は中丁と古禮に見えしと覺え我が藩の上丁は過りならずやと疑ひ。鈴木爲輔に質したるに當時の儒者の伺書

の文案を暗誦し上丁なるを證せりその文に曰。

來る幾日上丁に付釋奠御祭祀可被仰付哉若し御障に候はゞ中丁幾日御執行被仰付可然哉右之段

奉伺候以上

○寛政二年庚戌正月十七日射藝堅物試(カタモノタメシ)一覽の旨を達す。家世實紀。

按するに堅物試は鍛鐵を射貫くの法なり、この時、豐秀流の師範中野義都、藝の理を述べて意見を陳す、その略に曰。射は人を殺すものにあらず、禮義を主となすなり。然れども射れば必ず銀山鐵壁も徹し得べし。鍛師は不徹を主となすことなれば。射て徹したらんには天下有名の鎧もその名を失ふに至らん、また徹せざれば弓箭は無用の玩具たらん、然れば我等流岐の瑕瑾なり、先君先師を辱むるなり自殺して謝するの外なけん、敵十人を殺すも味方一人を愛まるゝの君德これ等のことは無益なるべしとなりければ、家老これを諭すに鋭鈍は射手、鍛工の名に關せず、このことたる專ら軍陣に用あることにて、長箭の士は試みざるを得ずとの意を以てし執行しき。

○寛政二年庚戌三月二十八日日向氏庸 東右衛門 亡父平助が撰述せし林鶴記二冊を訂潤色し成て獻呈す。同書

按するに土常神君嘗て保科家の舊史後世證すべき書の乏きを歎き給ひ。編集を命せられしものなり。

○寛政二年庚戌四月五日當年より三十歳以上の嫡子嫡孫にて一二藝の許(ユルシ)を得しものは武藝は勝手次第に修行し學問は終身の業怠るべからざる旨を令せらる。同書

○寛政二年庚戌五月二十九日江戸邸武藝師範へ六科糾則を渡さる。同書

○寛政二年庚戌八月七日與力共修行のため徒之町表丁堀端に大內流槍術塲を設けらる。同書

按ずるに番頭及び旗奉行に付屬する與力どもは、槍術を專修せざるを得ざるに、（陣中槍を提るを以てなり。）その與力の內には月割(ツキワリ)の班席にて、藝者指南役の稽古場へ出づるを得ざるものあり、且つ與力は徒之町の涯隈に住するもの多きを以て、材木を下付し新築を命ぜられ、修行のことは澤野久作これを任じ、世話すべき旨を命ぜらる。

○寛政二年庚戌十月十日古屋高を招聘せられ嗣君（貞昭霊神）賓師の禮を執り學び給ふ。同書

按ずるに嗣君當時關思恭（江戸の人字は子肅、源內と稱す書學に達す。）に書を學ひ給ひしが、學問は高に學び給ひ然るべしと田中玄宰等希望し、かねて父君に乞ひ奉りしに、この日承允し給ひ、俸米五十口を賜はり、大目付上班の會釋(エシヤク)にて嗣君には御次まで送迎し給ふの例と定められき。さて高は細川侯の侍讀たりし故侯在國の時には閑暇なるを以て會津にも降り、諸士の教授をもなすべきの約をなせり。

寛政十一年南家を續いて江戸詰となり、日三、…しを以て、以後は年々銀子七十枚を賜はれし。

○寛政二年庚戌十二月二日鐵砲足輕の角場を西郊獺森の舘趾に設けて本三之丁上及び河原町口の角

場を毀たる。同書

按ずるに狸森の館趾は飯寺村の北方にあり昔時葦名直盛（當國の下に居住せり）の住せし處一説に仁科光盛（佐原義連の臣太郎と稱す）の住せし處といふ本三之丁河原町口は皆諸士の賜邸とせられぬ古老の言に本三之丁の跡は野村忠次郎に賜はりしが爰は昔時士人の罪ありて切腹せし處にて、世俗腹切屋敷と稱ひ人の嫌ふ處なるを以て後また賜邸を收められし由にて後世は荻野流の角場ありき

○寛政三年辛亥二月十一日聖堂は文庫役人の管理にして祭祀もその司掌なるを改て儒者の管理とせらる。同書

○寛政三年辛亥二月十一日古屋鬲初て若松に到着す。同書

按ずるに鬲江戸を發するや金五十兩を贈られ、足輕二人、夫丸二人を付隨せられ、會津よりは白川驛に駕舁夫を出しおかれ、儒者安部井鱗、松本重堅等原驛に迎ひ、學校司役日向忠は瀧澤村に出て恭定神君の言詞を述べ酒肴を賜ひ、西講所の長屋に延き、執政就て慰勞し、銀子五枚酒肴を賜はりぬ、その二十五日には諸生等に賜はる所の太刀一腰代金一分、馬代銀五枚を以て束修となし、東講所に於て入門の式を行ひ、翌日より講義を聽聞し、執政も政務の暇には出てゝ聽聞せり、滯留凡そ一ヶ月。三月二十三日辭し去るに際し使番銀子五十枚、蠟燭百挺、および刀工秀國が作る所の新刀一腰を持して神君の代謝を行ふ、送儀すべて迎禮の如くありき。

○寛政三年辛亥四月江戸の本草學士佐藤平三郎來る。安田家系譜

按ずるに本草研窮のために來りしものにて、醫師安田忠これに從ひ、郡村を巡回し、翌年七月歸府しぬ。

○寛政三年辛亥七月二十五日學校奉行及び學校奉行添役を置かる。家世實記。

按ずるに日向忠は大目付を以て學校司役兼務たりしが、本日學校奉行を兼務し、年々金一枚七兩二分を賜はるべき旨を命ぜられ、松本重堅は學校奉行添役、班席は金山奉行の上にして年々金五兩を賜はるべき旨を命ぜられぬ。

當時は文武とも司役を置かれしが、屬僚を置かれしは何年のことなるや、既に學校奉行の名ありし以上は屬僚も從つて設けられざるべからざるものと思はるれど、家世實記にもこれを載せず、降つて文化三年十一月入江兼央、藤四郎學校役所頭取を命ぜられ、同十三年赤羽友信、治介學校役所頭取幷學校役所吟味役頭取兼務を命ぜられ、一之寄合席に班せし旨兩家の系譜に載せしが、その以前にありても何人かこの任にありしや錄して以て捜索の一助となす。

○寛政三年辛亥七月儒者上田文長女師を設けて處女を教諭せんことを建議す。同書

按ずるに年齡五十位にして品行端正なる婦人を擧げて女師となし、處女の嫁せざるものに敎ふるに夫および舅姑に事ふるの道、男女の別等を以てしたらんには、言容自ら高尚となりて功德必ず

顯はれ、兒子の敎育もその宜しきを得て下女端下(ハシタ)も見習ひ善行あるに至るべしとの意なりしが採用なかりしは惜きことにてありき。

○寛政三年辛亥八月十六日學校奉行以下の役名を改め職制を發布せらる。同書

按ずるに學校奉行を大司成、學校奉行添役を小司成、儒者を司業、締方を熟師、句讀師を誦師と改稱せられ、司業は四人にて一人、一手元(ヒトテモト)づつ分擔し、その筆墨紙燭炭等は學校定引人(デウヒケニン)後世なき役名なり。の任となし、また學校役付(ヤクツキ)の員數を調べし學員、役付の司掌を記せし學職、學問の順序を記せし學則、試學の順序を記せし考試の書等、初め古屋高の意見を諮問し決定して發布せられし由なれど、これを得ざればその職制のみ左に錄す。司成の職制は役員門、に載せし故に省きぬ。

司業職制

一諸生へ敎授の儀學則の趣に隨ひ專ら德行を勵し經業の餘暇博く諸家に涉り窮理圓通して一方に不滯樣相導人材を敎育すべき事。

一每月兩度於國學塾師誦師幷諸生手際宜敷もの講釋致候節可臨事。

一每月四度會讀の節司業四人の手元一度つゝ會讀爲致尤役付之者は勿論諸生手際宜敷ものは可差出共節四人共に可臨事。

一前條之外に月に四度諸生の會讀一手元つゝ差出候儀同斷其節は受前(ウケマヘ)之者計一人つゝ可臨之候但

諸生手際次第平日不斷手元々々にて會讀可爲致事。

一塾學朝素讀へ月六度位つゝ不定日可臨事。

一撰書各封にて用番之者可差出事。

一子吟味（シギンミ）可爲是迄之通事。

一塾師被仰付諸生引渡之節は臨之可申渡事。

一誦師引渡有之節は塾師臨之可申渡事。

一諸達（ショタツシ）之紙面は大司成を宛可差出事

一誦師之達（タツシ）は塾師へ爲見塾師は司業に爲見候上手元々々にて大司成へ可申達候尤差圖濟之儀司業へ爲知同斷之事。

一釋奠之節取計之儀は可爲是迄之通事。

一毎月々之始終に兩度宛塾學諸生試學可致事。

一大學幷塾中之諸生出闕改は月末に至り大司成手元へ可差出事。

一入門之式可爲是迄之通候但此節塾師罷出候儀是迄締方勤之通可取計事。

一入門相濟候後大司成出席之節召連罷出可引合事

一大學之會讀は凡て可掌之事。

一束修之式可爲是迄之通事。

一毎月用番を立置大司成へ屆可申事。

一諸生不參保養外出湯治等大司成へ可達候但三ヶ月を可限事。

一訓師之方にて試讀之節は可臨之事。

司業勤方之次第は塾師訓師共今度諸生教諭之筋申付候間學校役付之者共油斷無之儀に候得共平日之所業専ら諸生の法則に相成候儀に候間別して心を添へ恭敬を主とし面々一己を愼み學術出精候樣猶又無覆藏申諭人品之優劣學問之勤怠教諭之善惡等司成迄申出候樣可致候尤各幷に塾師夫々之手元へ遣候者共年齡相應其者生質により教諭に及ひ或は問を擧げて令辨之面々德をなし候樣尤各幷に學校役付之者共を始諸生之內詩文章著述も可有之勿論詩會等も有之由に候へば詩作取揃毎月一度つゝ可差出候尤經義之餘業詩文章著述追々爲致候樣可取計事。

塾師職制

一凡て塾學之教を司り素讀卒業之者を塾中に會し職制へ相顯候書籍可爲說聞候但卒業以前にても爲說聞宜敷者へは目鑑を以て如此可取計事。

一入門之諸生へは數と方名支干とを教へ出入起居長者に讓ることを教へ尤訓師にても常々教候樣可致事。

一每朝四手元へ一人宛出席可致事。

一塾學諸生之試學可掌事

一釋奠其外會始終凡て大禮之節は諸生出入著席等之儀可掌事。

一廻文差出候節誦師受前（ウケマヘ）に致し事馴候迄は見繼候樣可致事。

一塾中會讀可掌事。

一大學校之格昭紙（界紙のことなれと勤怠表の類を界紙に記せしにや）は用番之者心を付可改但月末に出關帳司業へ可達事。

一誦師引渡有之節は塾師臨之可申渡事。

誦師職制

一塾師之教を賛け諸生に句讀を授くべし若諸生之内學業相怠り不敬之擧動有之候はゞ嚴しく可及教誡事。

一塾師之方にて素讀卒業の者を塾中へ會し職制に相顯候書籍爲讀聞候節塾師一同申談爲說聞候樣
但卒業以前に候とも宜敷ものへは目鑑（メカン）之上如此可取計事。

一入門之諸生へ數と方名支干とを教へ出入起居長者に讓候樣塾師一同申談教候樣可致事。

一於塾學卒業之者試讀を塾師承候節は諸生差出尤其席へ臨候樣可致事。

一塾學へ每朝出席可致事。

一月々出席改是迄之通差出候樣尤塾師之手元へ可差出事。

一諸達之類塾師に談し紙面は塾師より司業へ爲見候上手元より直に大司成へ可差出候大司成障之節は小司成へ可差出事。

一塾師格昭紙用番にて相改月末に塾師へ可差出事。

一廻狀差出候節請前(ウケマヘ)にいたし可取計事。

一諸生引渡之節塾師罷出可申渡候事。

塾師誦師勤方心得之次第は今度兩學校諸生之面々司業四手元へ相分れ稽古致候に付學制之趣を以て修行之順序被相立候畢竟彼是御世話有之候も末々修行果敢行にも相成人材御教育之爲に候得ば去年中被仰出候御旨意に基德行の筋專一に可相嗜儀に候總て教之筋は幼年之內より其時を不失習て性と可相成事平日之教誡に可有之候間恭敬を本とし假初にも行儀を不崩容貌威儀を始言行を相愼み可申候威儀正しからざれば恭敬之心相弛み思はず上長を凌ぎ政教に戾候儀にも相至候間常々恭敬之心を存し專ら忠孝に志し親戚朋友之間和順にして師之教に不相悖人品を相勵み國家之御用にも相立御厚恩を奉報候儀人たるものゝ道に候殊更年長之者之行作(ギヤウサ)は幼年の者とも見まね候ことに候へば別して一已を相愼み幼年之者とも手本相成候樣可致儀に候依之塾師誦師於手元々々月一度つゝ別段宅會成とも相催し六科糾則は勿論其外曲禮內則弟子職等之內年齡相應に行屆き廉々二

三ヶ條或は五六ヶ條かな書になりとも相認め銘々へ相渡其廉々は行遂候樣申諭内外平生之所業篤と及見聞宜く相守候者へは又々後會之節別廉二三ヶ條或は五六ヶ條相渡尤古今聖賢之噂心得に可相成儀懇々物語爲聞人々生質之辟する所に因て其病を矯めひたすら德行へ相導候樣可致候其毎度相渡候廉書名前等廣く可致一覽事。

○寛政四年壬子閏二月十一日中野義都侍講せし神代卷の講義畢て竟宴の式を行はる。同書

○寛政四年壬子閏二月十三日槍術は大業にて許席に進むは容易ならず爾來藝者組外之士以上は陰、老功、獨禮以下は中位に進めば他藝の許席に準じ吟味すべき旨を令せらる。同書

○寛政四年壬子四月本郷原の敎場成て追鳥狩を演せらる。同書

按ずるに軍事奉行黑河内揮の經營せし所、その地積の廣袤いま考ふべからず、天明戊申軍制改正ありて步法、運動すべて新になりしかば。これまで演習しこの時初て敎場に出て演せしなり、見ぬ世の栞の載する所によれば。翌年秋つかた貞昭神君下向ありてまた演習せられ、その時より甲士はみな騎馬となり、文化二年に至るまで八回に及び、同四年よりは鐵砲をも打ちそめしとぞ。

○寛政四年壬子五月十五日諸生武學寮出席之次第幷締方共心得方を令せらる。同書

按ずるに諸生は日々出席の個所多く、煩雜にして却て修行の進步見えざるを以て、武學寮主役幷師範締方へ左之通令せらる。

一武學寮出席は是迄之通毎日に据置諸生を二隔に分け一隔は調日一隔は半日に出席候樣可致事。
一正八ツ時より刻限を不闕樣致出席七ツ時を限り武學寮無間斷相廻り稽古候樣可取計事。
一不參斷之儀是迄之通相心得若無據刻限以前に退候はゝ其譯締方へ申斷締方より主役迄相屆候上爲退候樣尤遲參之者も其譯相屆候樣申付度々遲參幷早く退候名前翌日可申出事。
一諸生之內格別に其流岐に心を用出精之者は年之終に師範幷締方とも吟味を請主役迄申出候樣申付猶主役にも篤と可致吟味事。
一諸生之內教諭不相用諸藝に怠り上達之驗無之者是又同樣吟味有之候樣可申付事。
一武學寮內は勿論往來共に不行儀之儀無之樣常々師範幷締方共に申諭候樣可申付締方共儀一稽古場切に不相心得武學寮內締之筋は勿論諸事取計之儀主役へ屬し專ら助に相成諸事無滯樣締方共へ可申付事。
一闕目之節跡勤之者吟味共師範より申出候儀勿論に候得共尙又武學寮內總師範幷總締方共へも銘々吟味を遂げ印封にて主役へ爲書出主役手元にて致開封得と及吟味候上は師範々々へ申談可申出事。
一總締方共の儀折々武學寮內にて寄合申談武學寮內締りの筋は勿論平日諸生修行之次第無覆藏申談果敢行に相成候樣可申付事。

寛政四年五月
テ楽師ノ主テ片峯
興シ雅楽頭取ニス
新録志)

條々之通相心得宅稽古場出席之儀致勝手次第候様諸生へ可申付事。

○寛政四年壬子五月二十四日勤之者および子弟共馬術稽古のために黒河内朝清 藤右衛門 へ馬七頭を預けられ西講所廣原に於て稽古を命ぜらる。 同書。黒河内家系譜。同十二年日新館造營成て本二丁廐に移されしなり。

○寛政四年壬子八月六日藝者組外之士以上へ馬扶持を給與し馬術を勵まさる。 家世實記。

○寛政四年壬子九月二十七日講所に於て和學の教授を開かる。 同書

按ずるに神道師範大竹政文和學師範を兼務し尚書司業武井躍 源内 と互に協議すべき旨を命ぜられき。和學は漢籍をも參考となすべきを以てなり。 四司業は四手元即ち四塾分擔なりしか、こゝに尚書司業とありし以上は毛詩司業、二經司業と稱ひしことなるべし、然れば塾名の毛詩塾、尚書塾、三禮塾、二經塾の稱呼もこの時よりのことなるべし

○寛政四年壬子某月雅樂司役を置かれ司成日向忠に兼務を命ぜられたり。 片峯家系譜

○寛政五年癸丑八月十八日古屋高令嗣君 貞昭神君 に陪し會津に來て侍講し併て子弟に教授す。 家世實記

○寛政五年癸丑九月二十四日長沼流の兵學出師編の返講を終へは武藝の許(ユルシ)位に準すべき旨を命ぜらる。 同書

○寛政六年甲寅七月十一日西講所内書學寮の造營成り稽古を始めらる。 同書

按ずるに初め東講所に設けられ、後に西講所に移されしが破壞せしを以て、春來造營に著手し本日落成し更に入寮を増し、諸士の二男以下獨禮幷與力の子弟御通之者、御徒之嫡子、嫡孫をも十

歳より十五歳迄師範四人の内へ入門修行すべき旨を令せられき。

○寛政六年甲寅七月二十三日武學寮に於て寶藏院流高田派槍術の稽古を許され師範志賀重與 [illegible] に對する束修料並に締方にも他一般の費金を賜ふ。同書

○寛政六年甲寅八月六日幕府の命により武藝諸流師範の系譜を差出さる。同書

按ずるに弓術は日置流道雪派、師範樋口光照 日置流印西派、森山盛命 槍術は大内流、中澤高令 劍術は眞天流、大野重武 砲術は夢想流、横田安右衛門 稻留流、酒井昌隆 石橋流箭鐵砲毒火箭 中田元苗 の七流傳統の系譜を出されしと。

○寛政七年乙卯正月二十一日司業塾師等の班席を進め書學司役を廢し修行の規程を改定せらる。同書

按ずるに司業以下塾師、誦師は武講の役付即ち懸勤頭取等に比較せば班席相適せずして、且つ誦師、塾師は口米をも賜はらず、塾師は定席なく、誦師は本勤あるものもあれば、物嗤と嘲るものなきにしもあらず、仍て左の通り進めてまた數條を令せられたり。

司業安部井鱗、上田文長、武井躍は右筆役の上班なりしを目付役の上班に、今泉延蘭は次番の上班に、塾師鈴木丹下、片桐壽八を右筆役の上班に進められ、江戸詰儒者小櫃素胤、與十郎 三宅彌次右衛門を司業と改稱し、次番の上班に進めて、誦師を塾師助教と改稱せらる。

一學校什長の勤限はこれまでの通り十八歳を限りとなし初め年長諸生の内人品宜く學問相應の者

を撰び申付年長の諸生始組合のもの郷里を分て管理し學校内の教諭は勿論平生の行狀に心を付教諭すべし。

一勤の者は諸稽古場の出席勝手次第なるを以て自然相怠り且つ高祿のものは別して學問を重せざるべからざるを以て別に勤のもの丶會日を設け修行せしむべし。

一書學寮司役を廢せらる丶に因り司成主立取計ふべし。

一神道師範大竹政文の講達書公書は目付役へ出し居りしが自今司成へ出すべし。

一禮式司役大沼俊直司成日向忠一同司るべし。

一是迄家老共毎月兩度つ丶講所へ臨み講義を聽聞せしが爾來司業塾師助教大學生會所へ出て朝五ツ半時より四ツ時までの間講義すべし。

一詩文會は毎月三度つ丶開き當日には學料の内を以て豆腐類の下物にて薄酒を賜はるべし。

一學問は孝悌を本とし國家有用の材をなすべき樣教授し尋常の事にあらざるを以て塾師助教に口米を賜はるに仍り居寮すべし。

一司業その他役付の勤方諸生取立方上中下三等に分記し置き毎年十月中に差出すべし。

一司業は毎月策問を發し諸生の對策は毎月二十日迄に差出すべし。

一大學生時習は毎月六回つ丶朝六ツ時より五ツ半時まで輪講し會讀は五ツ時より九ツ時まで大小

司成は成るたけ臨席すべし。

一六科糾則は司業讀み來りしが自今司成讀み聞かすべし。

大目付大組物頭以上三十五歳以下のものは學問修行專一にすべきを以て會讀の會頭となり問を擧るものある毎に義理を解釋し答ふべし。

○寛政七年乙卯二月二十六日垂加派神道は師範これなく物頭杉本則文（源十郎）目付佐藤孝徵（平左衛門）組付野口九郎左衛門、牧原直永（只七）は講所にて講義をもなし兼て出精のよし此上絶傳せざる樣出精すべき旨を命ぜらる。同書

○政寛七年乙卯四月五日講所（東西を明記せず）に於て會日を定て和歌會を開かる。同書

按ずるに二條家流にして土屋直連主立（シュタテ）世話役を以て指南を兼ね、野矢常行は指南を命ぜられ、諸生は勝手次第に出席すべく、且つ會日には學料より輕き酒肴を賜はるべき旨を命ぜられき。

○寛政七年乙卯五月浦上孝弼會津に來り音樂を教授す。同書

按ずるに孝弼は池田侯政共（備前國新田の守）の家士にして、和漢の音樂に精しく持明院家の相傳を得、江戸にありて我藩の徒士荒井文之助、安惠雄藏、小姓望月志津馬、田中次延（兵七）等門に入りて修行せしに、當時見禰山の神樂絶傳せしを以て、再興の意を述べ孝弼に東下を勸めしかば、孝弼かねて土津神君の威徳を慕ひ居しを以て直に承諾し、九歳なる二男の紀二郎（後舍人宗敏といふ。）を携ひ出起

し會津に入りしが、福良驛及び、瀧澤村にて酒肴を賜はり佐治吉左衛門が別莊に着し、大司成日向忠その宿所に就て會釋し、宿屋敷（上一之町甲賀町東北の角。）に延て饗應しぬ。（古人事歴門孝弼が傳と併觀すべし）

○寛政七年乙卯五月六日兩講所に數學の會日を設けて修行を命ぜらる。同書

按ずるにこれ司業の建議に出る所にして、關流の達人四條藤市に指南を命ぜられ年々費金三分づゝ賜はり、南北學館の諸生ども望のものに指南すべき旨を命ぜらる。

○寛政八年丙辰十月五日新に神道精武流の柔術劍術の稽古を開かる。同書

按ずるにこれより先き寛政六年小笠原長政越後に赴くの途次、若松に逗留して子弟に柔劍兩術を教授し、子弟等永く師とし學ばんことを乞ひしを以て、新に長政を召抱ひ指南を命せられぬ。（古人事歴門長政の傳と併せ觀るべし。）

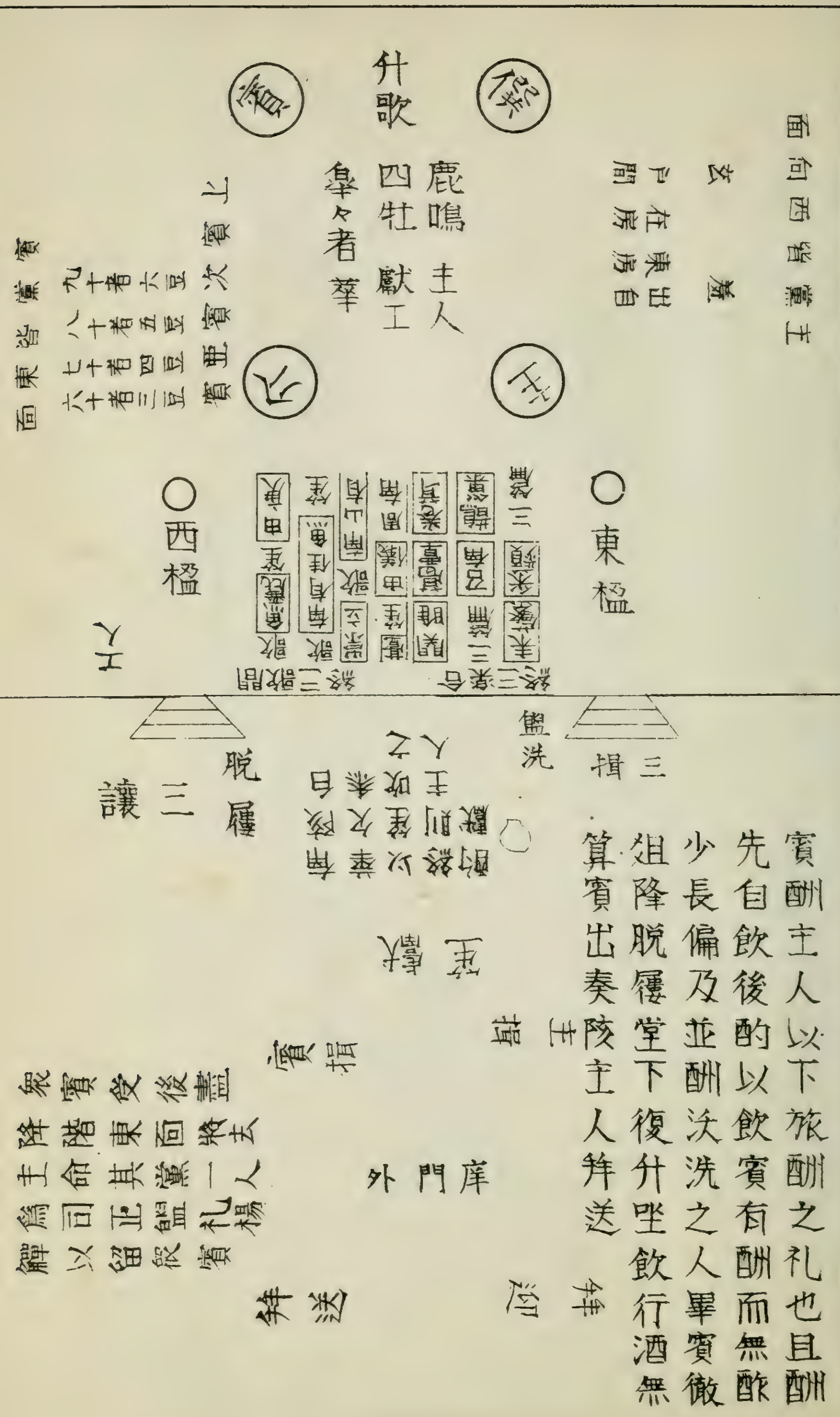
因に曰この頃眞天流の劍術に達せし外樣士にて番頭日向三郎右衛門に屬せし渡部兵庫といふ者あり。人となり戇直にして一意我を信し進て他の善を取るの心毫もなかりしものと見え。長政召抱られしかば兵庫眞劍にて相試み雌雄を決せんとて一書を出せり、その略に曰土津樣以來深く御吟味之上文武の達人數多御招被成候得ば何不足無之世上にて文武之國と稱し候城之助（長政の通稱）被召抱候事は他邦にて承候はゞ文武之道衰微すと誹謗可致また因緣を武名に事寄せ僞て臣となり陰謀を以て奉公致し國中の風俗人情虛實を見透し事起るに臨み其軍を敗り其國を亡候事古今智勇

の人も誤候事有之莫レ分ニ明於體レ物所詮仕合の上虚實剛臆巧拙之程分明に可致候武士の晴れ互に白刄を以て勝負を決し一は會陽の武勇を他邦に輝し二は新士の眞僞巧拙を審にし三は自他邦の疑を晴し四は家中子弟の風儀を勵候一助に可相成仕合の上即死致間敷儀にも無之候得共御政道之一助に可相成候得ば生前之本望不過之候云々となり家老これを擯て、撰擧は家老の外參知すべからざるは藩祖以來の法度なれば沙汰に及び難し、然し兵庫が志は奇特なれども一技一藝のため生命を捨るは詮なきことなり。且つ城之助は重もに柔術を以て召抱られしことなれば、おもひ止る樣諭すべしと三郎右衛門へ申渡せし旨家政實記に見え、また古老の物語に、兵庫は石塚觀音の傍に住し性來近視眼なりければ、湯川の西岸に出て居りし時東岸を行く人戯れに小笠原城之助こゝにありと呼べば、兵庫は仕合せんとて河水をおよぎ來りしことありしとなり。

○寛政九年丁未九月十五日塾師を廢して學校目付役を置かれ塾師助教を誦師とせらる。同書

按ずるに當時塾師五人、塾師助教十二人、年長什長十二人あり、司業も塾へ出席することとなりしかば、塾師を廢して目付の內五人を學校掛となし、大學へ一人、四塾へ一人づゝ受持を定め日々出席し、書學、武學の兩寮へも繰廻し、一人づゝ出席して諸生の勤怠、優劣、行狀を視察しおき、撰擧の節委く申出づべく。また役付の勤怠、教諭方の次第をも申出づべき旨を命ぜられぬ。江戸芝邸の學館は、締方一人、句讀師一人大什長二人と見えたり。

鄉飲酒圖



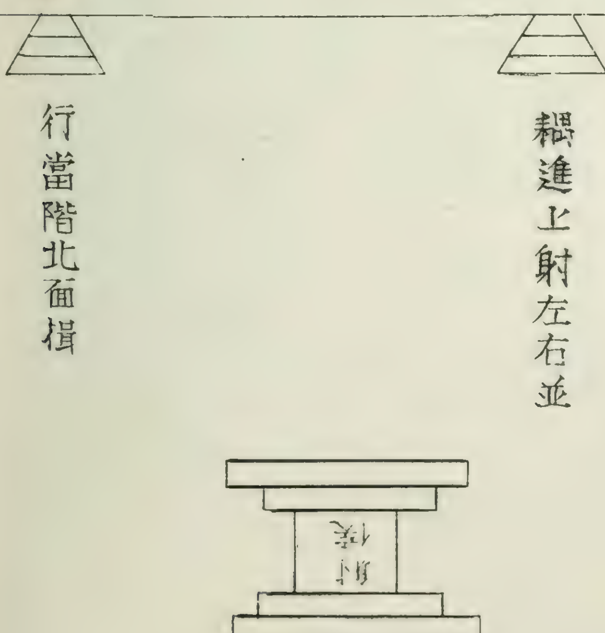
賓酬主人以下旅酬之礼也且酬先自飲後酌以飲賓有酬而無酢少長偏及並酬沃洗之人畢賓徹爼降脫屨堂下復升坐飲行酒無算賓出奏陔主人拜送

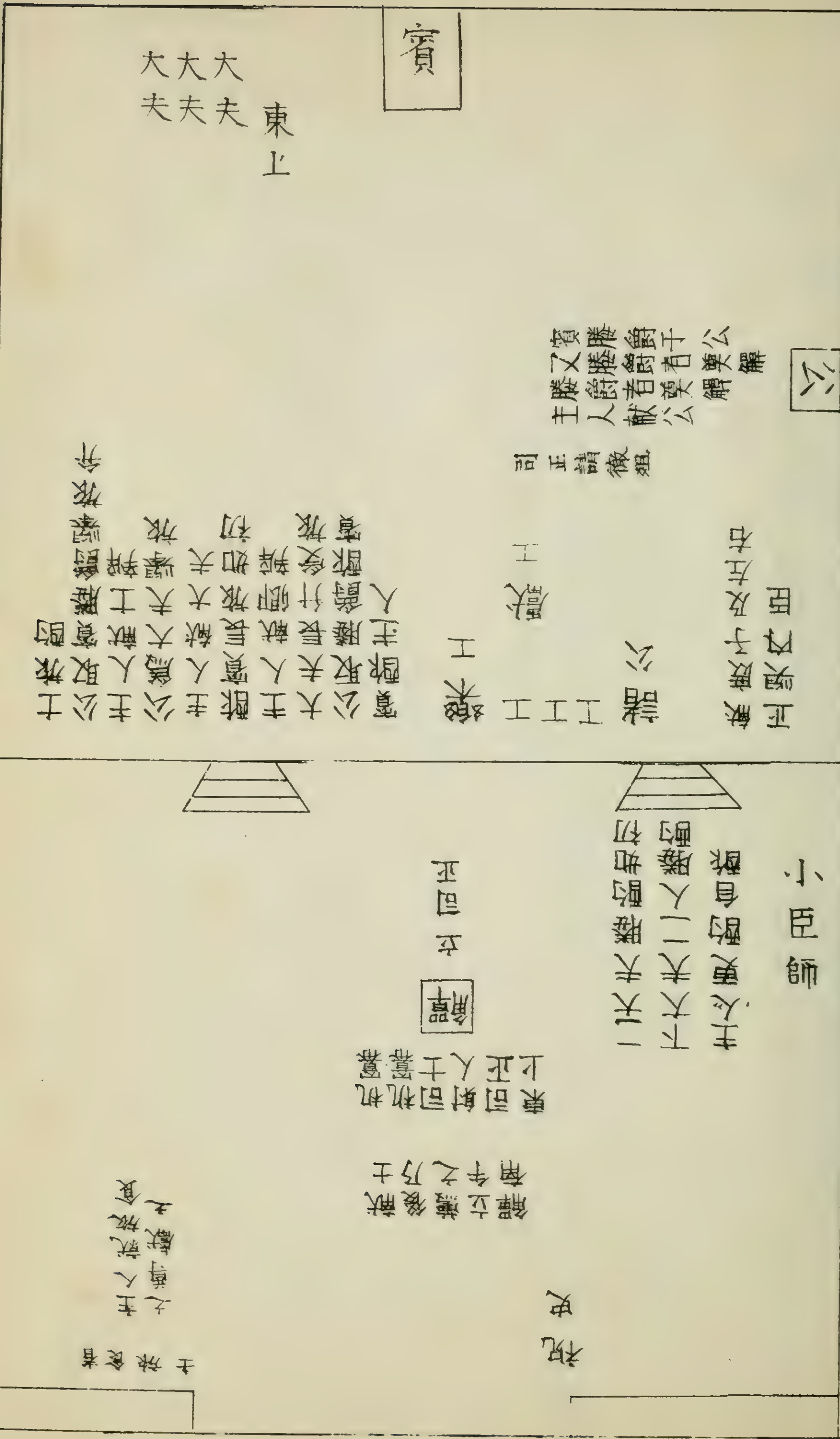
射人五以六耦射三侯三獲三容樂以騶虞九節五正諸侯以四耦射二侯二獲二容樂以貍首七節三正

堂

升堂

大夫以三耦射一侯一獲一容樂以采蘋五節二正士以三耦射一侯一獲一容樂以采蘩五節二正




賓
大夫
大夫
大夫
東上
公

○寛政九年丁未九月追回馬場の修理成て馬術師大場和意命を奉て乘初の式を行へき。大場家系譜

○寛政九年丁未某月鄕飮酒鄕射禮の儀式を修行すべき旨を大學生に命せらる。家世實記。

按ずるに唐土周代の制二千五百家を鄕と稱ひ、これを支配するものを鄕大夫といひ、爰に建て置く學校を鄕學といひ、鄕學より三年に一度づゝその優者を國君に撰擧するの例にして、その時卿大夫、鄕先生と議し、大夫自ら主人となり撰擧する所の賢者を賓となし、饗應するの式にして、禮記、禮儀等の書にありしが、安部井鱗尙ほその次第を書し、鄕飮酒儀節といひしと見えしが、その詳細を知るべからず、五經圖彙に載する所の圖を擧げて以て參考の一助に供す、越えて明年塾師助敎豬狩維岳この稽古掛を命せられき。

○寛政十年戊申四月九日講所内に於て茶道の稽古を開かる。同書

按ずるに茶の湯會席の式を辨へざれば、恥辱を取ることあるを以て稽古を開かれしなり。その師範に遠州流（小堀遠江守政後を祖となす）にて坊主頭山本道甫、石州流（片桐石見守貞昌を祖となす）にて坊主頭江口傳與に命ぜられ仕付方の會日にうち交り。一同に教授し居りしが後には數寄屋をも設けられき。

因に曰、土津神君の時茶道頭たりし山本良次は小堀政後の師なる古田重然（織部正と稱す織部流の祖）の弟子なれば我藩にてはこれを遠州流の祖となす、また橋爪宗作は、片桐貞昌の門人にてその道に鍛錬し神君より百五十石を賜はりしといふことなれば、石州流の祖は宗作なるべし、扨後世は校内の稽古は廢せられし故本考にも茶道門を設けず、こゝにその來由を記す斯の如し。

また曰古老の言に廣原の西南隅に清水ありその涯隈に數寄屋ありて、茶にはこの水を汲み用ひしと聞きと鈴木爲輔が語りしはこの時のことなるべし。

○寛政十年戊申六月二十三日司業等林家（幕府の祭酒）の學風を修行すべき旨用人を以て命ぜらる。同書

按ずるに用人を以てせられしは公令にあらず內命なり、林家は代々朱學にして、當時招聘せられし古屋禹は古註家なり、また藩士の內には徂學を講ぜしものありしかば、恭定神君は古往より尊信し給ひし程朱學に復せんとの尊意に出てしことならんと推考せらる。

○寛政十一年己酉四月七日學校を日新館と稱ふべき旨を司成に命ぜらる。同書

按するに書經湯盤銘日々新而又日新、また易經聖德謂之日新とあるを取てかくは稱ひられしなり。

會津藩教育考卷二　終

第四　學史　下

○寛政十一年己未四月十三日日新館改造に著手せらる。（家世實記）

按ずるに東西講所は元來士邸を補理せしものにて、不便といひ且つ學式に據らぬ構造なるを以て、西講所へ引纏ひ造營すべき旨を命ぜられ、米代一之丁南側藁谷吉右衛門、（日付）筒井清吾（組付）米代二之丁北側三宅傳右衛門、（物頭）柴次吉、（佐太夫旗奉行）杉本源五右衛門の賜邸を收めて各地に賜はりてその宅趾の卑き所には土を盛るに人夫一萬八千三百人を費すべき見積りなりしが、大小司成を始め師範役付勤之者および子弟まで皆草鞋を穿ち鋤犁を携ひ畚もて城内二之丸三之丸或は割場より土を運搬し、時には勞を慰るために赤飯を賜はり、或は煮染（ニシメ）一種鹽鮭等の下物にて酒を賜はり、十月に至りて地均（ヂナラシ）全く終りぬ。初め誦師猪狩維岳に學舍の圖面雛形の製造を命ぜられしかば、江戸に出て古屋鬲等に問ひ、また赤坂田町の商福田屋太郎兵衛なるものによりて昌平坂聖堂の模樣を實見して泮宮四壁の圖を製し、また釋奠遷座の儀式をも取調べて復命せしに、泮宮は黑く塗るべき旨を命ぜられしを家老等白木にて構造せんことを言上し裁可せられ、普請奉行梶原敬藏、田原助左衛門これが司掌を命ぜられぬ。さて本館に出席し稽古すべき者は獨禮以上の子弟御

誂ひノ字解シ難シ　永

排列ノ字ナルベシ　安

誂ひ（アツラ）ナルベケレドモ省ク方可ナラン　綱

一兩餘ノ字疑フベシ當時ノ事ヲ察スルモ其金トハ甚ダ遣ノ樣ナリ只餘金アリ位ニテハ如何　安

爲輔ノ書ハ天保以前位ノコトニテ寛政年ノ證ニハ適當セザルベシ　安

通り徒士の嫡子嫡孫迄となし、弓槍刀場は一場二流にて受持ち隔日の稽古と定められき。この時に一旨流師範内田近武、寶藏院流師範志賀重兵、太子流師範中林直躬、道雪派師範樋口光照、豊秀流師範一瀬直政、同業澤田英等に表長屋を貸渡され各引移りぬ。

○寛政十一年己未五月二十八日嗣君貞昭神君大書院に於て鄕飮酒の禮典を覽給ひ畢つて大司成以下音樂師に至るまで酒肴を賜はりき。同書

按ずるに裝束深衣の類他の器具まで悉皆神料役所にて誂ひ整ひしを以て覽給ひしなり。

○寛政十一年己未六月十五日始めて開版方に於て孝經を開版し諸生へ拂下らる。同書

按ずるに鄕飮酒禮典の裝束器具悉皆整ひしに金一兩餘の贏餘あり、誦師猪狩維岳、倉澤彌太郎協議して九經を開版し、國學九經と題しまづその內孝經正文を摺立て賣拂ひ、その純益にて漸次上木せん事を建議せしに許容せられ、開版方にて賣拂ひその代金は成箇米（トリカマイ）穀祿のいひにて取立つべき旨を令せられぬ。

因に曰予孝經の古本を見しに、表紙の裏の正中に孝經正文と大書し、その右側に日新館九經猪狩維岳謹校と書し、左側に寛政己未新鐫日新館藏版と書したるものを見き、これその當時のものにてまた一證となすべきなり。

また云開版方は、當時一局ありしにあらずして、神料役所内にその掛りを置かれし事ならんと鈴木爲輔が書翰に見ゆ、天保十三年日新館內に一局を設けらるゝの前出版にかゝる諸士系譜に散見

するもの一にして足らず、寛政八年中條俊英（德十郎）が書籍出版掛を命ぜられ、同十一年猪狩維岳が開版方勤を命ぜられ、同十二年大河原臣敎が論語正文の刻字を書し、享和三年加賀山知常も諸書の刻字を書し、文化三年に角田成好開版方主役となり、藏版物は勿論童子訓摺立、九經彫刻を急ぐべき旨を命ぜられしと見えしが、その初め開版方の名稱の起りし年月を知るを得ず、聖堂の西房に版木の陳々相累りしは、皆當時出版になりしものなりと傳へ聞きき。

○**寛政十一年己未八月**千石以上騎士のために廣原に馬術の別會を開かる。（大場家系譜）

按ずるに新に馬を貸下られ、大場和意（儀右衞門）荒井安信（土佐右衞門）の二人師範を命ぜられしが、日新館成りし後は厩に移さる。

○**寛政十一年己未十月**詩經世本古義の彫刻成る。（中山家系譜）

按ずるに當時幕府諸藩に令して諸書を印行せしむ、我藩これを受けられしなりと傳へ聞く。

○**寛政十二年庚申九月**學校火消役を定めらる。（家世實記）

按ずるに昨年來の構造は至極盛大にして萬一のことありとも再びすべきことにあらざればとてその筋へ左の通令せられき。

出火之節大小司成始文武之師範役付之者は勿論十五歲以上の諸生學校へ駈付受前之場所へ相詰候樣諸生之儀は稽古場大小相應に司成武學寮主役方にて人數相配り豫め受前を究申付可差置候諸生

大内流一旨流ニ誦師トハ如何　安

一己勤に無之者は平日學校出席通之著服にて罷出燈灯持參之儀は勝手次第に可致候病氣障り一己屋敷近火之節或は親戚方へ相見舞又山野之狩其外等へ罷越雖相詰節は其旨翌日右役迄可相屆候且小荷物備に當候物頭六人學校火消被仰付組合連れ相詰候筈に候間兼て學校内にて受前之場所を分け手配等之儀熟談之上可申出就ては學校奉行は勿論師範役付之内勤之者ともは寄場に罷出候に不及候若不參之者有之節は長役の面々より後殿備之御家老共方へ可相屆候尤も御軍事奉行之儀は是迄之通寄場へ相詰學校風下に候はゝ支配之者火防可取懸候

右に付熟談之上人數配左之通り申出で允許せられき。

泮宮　大小司成幷物書　物頭三組

戟門　物頭三組

大學校　司業四人　錄事一人　大學生

四塾　誦師四人幷組合之塾生武學寮締方四人禮式配膳等之稽古場可兼防

武講　誦師四人幷組合之塾生武講役付之者武學寮締方一人

大内流　誦師一人幷組合之塾生武學寮締方

一旨流　誦師一人幷組合之塾生

寶藏院流精武流太子流安光流一刀流眞天流豊秀流道雪派印西派廣原御厩　同斷

泮宮始司成差配之場所へ相詰候者は凡て司成之指揮に隨ひ武講へ詰候者は武學寮主役之指揮に隨候樣師範幷一藝に傾き修行致候者どもは持前之稽古場へ相詰候樣可致候申迄も無之候得共詰場は前段之通相心得風下模樣によりては臨時に取計ひいづれの場所と申も無之危處防候儀專要之事に候將又相詰候節は最寄之門より驅付引取候節は其場へ詰居候御目付より可申通候間物頭を先にいたし一二之順を極置き一組づつ亂雜に不相成段々表門より引拂候樣可取計候尤貴賤老幼入交候儀に候間面々相愼先後立場等爭ひ不敬之振舞無之樣若過て卒忽之儀有之候とも互に用捨可致候但用捨難成儀有之候はゞ其場之長役へ相斷可任判斷候致怪我候もの有之候はゞ介抱致附添其場を爲引取候樣可致事

○享和元年辛酉四月五日常には日新館を聖堂御用屋敷と稱ふべき旨を令せらる。同書

按ずるに日新館號は其向にては通ずべけれど、町鄕村に至つては分るまじ、江戸にても大成殿の通用は聖堂と稱ひ、且長屋住居もこれあることなれば斯く稱ふべき旨を令せられしなり。

○享和元年辛酉九月廿九日武學寮主役を廢して司成に管理とせられ既廩考課および武藝試業等の次第を定めらる。同書

按ずるに大小司成を置かれしと雖も、武學寮に主役、馬術に司役ありて支配する所一樣ならざるを以て二役を廢し中澤高令、丸山胤長、伊與田爲長を免じ總て稽古上の支配は司成に屬せられき。

是迄武學寮にありしは弓術にて樋口光照の道雪派、小川常親（徳之助）の印西派、槍術にては中澤高令の大内流、内田近武（多内）の一旨流、志賀重與の寶藏院流、劍術にては中林直躬の太子流、町野重勝の一刀流、宮原長興の眞天流、小笠原長政の神道精武流、武井景忠の安光流なりしが、二男以下年割以上に出席を許されしかば、槍術にては春日信八郎の一旨流、上遠野秀門の大内流、劍術にては浦野直元（喜右衛門）の太子流、千里祐行の新天流、弓術にては笹子吉太郎の道雪派を入れ、諸生を分て教授すべき旨を各師範に命ぜらるまた左の數件を令せられき。

一君公の忌祥日は休會なりしかば殺生に行く者なきにあらずこれ等は父兄に於て宜しく教諭すべし。

一休日の三日を五日、十日を十一日、十八日を廿二日、廿七日を廿八日となすべし。

一許席（ユルシ）に至らざるものも番代（バンダイ）勤なれば諸藝勝手次第となり自然怠心を生ずるを以て爾後は許席に至らざるものは番代勤を許すべきも小普請料を出し文武の藝を出精すべし。

一學校へ入門せざる子弟の人別年齢は十月七日まで學校懸目付役に差出すべし諸役人の考課吟味の入用これあるを以て近習外様とも平日勤不勤の次第及び存寄（ゾンジヨリ）等申出で採用ありしこと學校武講武學寮馬術或は宅會にて修行せしこと共に明細に取調べ毎年正月廿一日までに差出すべし。

一諸生のうち人品よろしく其藝に秀で末には器用をなすべきものは一ヶ年專（モツパラ）修行を命じ稽古料又

は居塾料を賜はるべしいよ〳〵出精なるものは年限を延べ口米は一口半より二口、二口半、三口、三口半、四口、四口半、五口、五口半、六口、六口半、七口と十一等に區別し一等づつ相増しまた格別の廉顯れざるものは年限に拘らず口米を廢すべし此儀は情實にもたれず申出づべし。

一時習は毎月六度づつ朝五ツ時（今の八時）より九ツ時（今の十二時）まで人數の多少に拘らず丁數十五葉づつ輪講會讀をすべし大學生たりとも弓馬槍刀の藝に隨ひ武道の嗜（タシナミ）怠るべからず。

一六科糾則は文武の學寮へ渡し置かるゝを以て四季の仲月諸學寮師範役付拜聽し此主意を以て教導すべし。

一束修は師範の恩儀に對し謝禮を述るの大禮なれば諸學寮役付とも是までの通り一同に謝辭を述ぶべし。

一一體へ引張る禮式の時は出闕を改め著座の順を正すべしこれ等のことは學校懸の目付これを任すべし仍て司成始め闕席の次第は目付へ斷り目付は日々の出闕その刻限遲速を調べ月々申出づべし

一什長は嫡子に相應のものなき時は新番組々外之士以上二三男之內方正なるものを撰び命ずべし。

一試學は司業始誦師とも之を承り二八月上丁以前に畢るを目的とすべし。

一配膳の稽古は學校組合を拔けたるものは出席勝手次第となすべし。

一槍術は士の專業とすべき所なるを以て新番組々外之士以上の子弟は十六歲より二十歲まで五年間

專修すべし。

一文武の藝の內一藝へ傾き修行願は一年を限りその業上達の次第により延期の吟味あるべし。

一諸稽古上の賞擧は歲末に行ひ師範役付は重もに勤續年數を吟味せしが爾後は考課を以て賞擧すべきに仍り勤不勤出席の遲速或は存寄等申出で採用の有無諸生取立の良否まで委細に取調べ司成へ申出で司成これを吟味し正月二十一日までに差出すべし。

一諸稽古場外塀に至るまで樂書は堅くこれを戒め所々不奇麗にならざる樣掃除を怠るべからず。

一猪苗代學館塾師及び書學師範へ束修料二分づつ賜はりしが爾來一兩づつ賜はり醫學館南北學館句讀師へは一分づつ賜はるべし。

一醫師の嫡子は重もに醫學館に出席すべし。（この日令條を改定せらる載て醫學門にあり）

一弓馬槍刀術の內許席に進まざるものは諸勤を許されざる處より技術進まずして昇級するもののあるの聞えありすべて技藝は自家一已の嗜にこれなく國家の用に立つべきため修行することとなれば以來は槍刀術老功に至らば他流許席のものに仕掛を賴み其業を試むべしその時には師範互に折合ひ目付その席に臨むべし。

一弓術も許を與へんとするものは新弓六分半以上にて的前の數射致させ尺二寸的へ百矢八分以上の中りにて射形崩れざるを適度とすべし。

眞大流ハ脱シタル
ニ似タリ下ニハ一
刀流マテアレハ此
ニ除ク筈ナキナリ安

一馬は家中の飼馬或は驛馬おひめ或は手合これある馬又は三歳駒等に乘らせ驅道をも試むべし。

一文庫の書籍益々多きを加へたれば文庫役人どもは日々出勤して錄事へ談し出納に任すべし。

一錄事も日々出勤し是迄の如く出闕を改め文庫役人と協議し書籍の出納に意を注ぐべし。

一おり／＼催ふすべき他流仕合の次第槍術大內流の一番仕合一旨流の中位寶藏院流の仕掛(シカケ)の席に至り其業習熟し陰(カゲ)、老功、假名、目錄（何れの流にこの席ありしやしらず）の席に掛りしものはその人名を司成に届け追て日をトし嘗へば大內流にて進むべきものあれば一旨流寶藏院流の師範締方その流岐の許の內にて出精なるもの一人づつ同導して仕掛くべし一旨流寶藏院流のものは入身(イリミ)二本仕掛二本を賴むべし大內流は入身の業なきを以て他流上席のものゝ突身(ツキミ)二本を貰ひ槍合二本の仕掛を受くべし劍術太子流安光流精武流は席名異なりと雖も老功に準する席に至り習熟して許席に進むべきものあらば豫てその人名を司成に届けて日をトし他流師範締方一人づつその流岐許席のもの一人を同導し二本づつ仕掛くべし。

一總て試業の日はその稽古場を休會とし大小司成目附の外は臨席するを得ず仕掛るものと雖も一人づつその流岐の締方案內して代り合ひ透見(スキミ)等堅くこれを禁じ勝負の次第は決して他言すべからず若し洩したるものあらばその先を詮議し所當を申付くべし。

一町野重勝の師範たる一刀流は他流と仕合はざる流法なれば格別なれども事により他流仕合をも命

することあるべし兼て心得居るべし。

一組制以上のもの嫡子は二十二處より勝手次第となし徒士以上にて學校へ出づべきもの願の上學館へ出るものは學校の制度に從ふべし。

一砲術大筒百匁玉は抱打距離二十丁（人により五十匁十八丁）二發また三丁の櫓形三十匁五十匁玉の內五發中り三發にて合格小筒は百發九分以上の中り十匁玉百發八分以上の中りにて合格とす。この一項は家世實記に載せざれど石井氏覺書に享和の度となし記しおきしを以て補記す

○享和元年辛酉十月朔日卜部兼道の傳講大竹政文二尊傳を受け来りしを以て竟宴の式を行る。同書、基定靈神年譜

○享和元年辛酉十月朔日文武の學寮新築成り稽古始の式を擧行し毎年會業終始の日を定めらる。家政實記

按ずるに大成殿未だ成らずと雖も、諸寮已に成りしを以てこの日稽古始の式を擧行し一般に酒肴を賜はりき、これ迄文武學寮武講とも會始は正月十五日會納は十二月二十日なりしを改めて會始を正月二十日、會納を十二月十五日に、櫻馬場の會始は從前の通り、（その日判明ならねど正月五日なるべし）會納は十二月二十日とせらる、これ司成の建議を採容せられしなり。

○享和二年壬戌六月十九日醫學館の諸生醫學一等に進みしものは相續の時小普請料を免せられ町在の醫師は御目見を許さるべき旨を令せらる。同書

按ずるに渾て醫學一等に進み、是迄大書院に於て目見せしものは小書院に於てし、これ迄小書院

に於てせしものは君公の平脈診察を許され、また小書院目見醫師の嫡子は相續の時大書院に於てし、大書院目見の嫡子は相續の時親父の格式に据置かれ、合力醫師の嫡子は相續の時は小書院に於て許され、御家來醫師の嫡子は小普請を免ぜらるべきにより、一等試業の時は大學生試業の次第を以て試み、その進みしものは申出づべき旨を司成に達せらる。

○享和二年壬戌某月江戸の二邸に學校を設けられその和田倉邸に設けられしは成章館その芝邸に設けられしは考興館と名けらる。同書

○享和三年癸亥四月十七日江戸の浪士伊東金藏（藍田又龜年と號す當時徂徠の高足弟みな凋落す金藏はその遺敎を維持せり）來り諸生等束修の禮を行ひ講義を聽聞す。同書

按ずるに此時に際し諸生等の學術稍上達しければ、儒士來りなば奬勵の一助ならんと執政等希望し居しに、偶〻侍醫兒島宗說江戸に在り、金藏を携ひ歸らんことを請ひしを以てこれを許し、路資十兩を給せられき、その若松に著するを待つて司成司業等就て會釋し、諸生等特に賜はる所の銀子七枚を以て束修とし、學校に於て入門の式を行ひ、朝には文章軌範、夕には左氏傳註疏を講じ、五月二十一日辭し歸るに際し、謝儀として銀子十枚を贈られ、片桐壽八、（目付役）猪狩維岳（學料役所雇勤）はかねて江戸に於て入門しゐしを以て、離亭に於て別筵を開きしがその酒饌は官より賜はりしとなり。

此按ハ令旨ト自説トノ際分明ナラザルニ似タリ編者ノ再考ヲ要ス前後共ニ類似ノ文體見ユ　安

○享和三年癸亥四月二十六日文武の藝術傳書を館庫に納め永く後世に傳ふべき旨を令せらる。同書

按ずるにすべて藝術は文武を問はず、先師よりの傳書奥秘の口訣等これあるものなるに、流岐衰微して傳ふべきの門生なく、遂に絶傳に及びしものこれなきにあらず、將來もまたこれなきを期すべからず、若し傳書詳明ならざればこれを再興するの志あるも得べからず、先師に對しいひ譯なき次第なり、然れば師範はその流岐の傳統を重んじ鄭重にすべきは勿論のことなれば、神道、書學、雅樂、天文、數學、躾方（シツケカタ）、配膳、茶湯、書道、和學、和歌、醫學家の秘法、弓、馬、槍、刀、柔術、居合、手裏劍、手棒、捕手、薙刀、棒、町見、騎射、打毬術、長沼流、河陽流、山神流、太子流、桂井流、軍用相馬の術、亂舞、立花、職原、居物（スヱモノ）等の類すべて傳來の書へ註解を加へ、口訣の分は殘りなく假名文に書し、その形を以てすべきは雛形を製し、後世これを見ば再興し得て流岐斷絶せざる様との趣意なれば、古今異説等これあるものは參考のため別錄となし、明春までに取調べ封緘して館庫に納むべき旨を令せられ、其期に至りみな納めぬ。（桂井流は伊南芳儀より傳はりしなり後何れに傳はりしや前後聞かざる所なるを以て爰にその出處を示さんその源は香坂昌信（彈正）より出て小幡景憲（勘兵衛）・室井義知（安右衛門有職古實に長ず）山崎知家（次郎右衛門）を經て桂井政之（藤之進）に傳はり政之は土津神君に侍讀し芳儀もこれに受けしなりと佐野氏雜記に見ゆ）

○享和三年癸亥六月九日地誌編集のため地誌方を設けて用懸を置かる。同書

按ずるに寛永年編纂の風土記に倣ひ、假名文（寛文年の風土記は漢文なり）にて更に編集すべき旨幕府の命なりと

て林祭酒（大學頭）より一柳直陽に傳へられしを以て、會所內に地誌方を設け家老田中玄宰これを總裁し直陽および司業安部井鱗、神道師大竹政文、郡方勤田村清次左衛門等用懸を命ぜられ、用所役武井壁（完平）岸忠恕（源五郎後文右衛門）佐藤彦四郎、宗川茂京（安右衛門）等諸役所より出す所の書類取纏めのことを命ぜられ、他に文材あるもの及び地方の事に精きものおひ／＼加へられ、直陽は江戸に在て林祭酒に接し種々問合せし後歸りてこれを專任したりき。

○**享和三年癸亥八月二十一日大成殿聖廟へ配食者及び釋奠衣服の制を定めらる。**同書

按ずるに司業安部井鱗、命を受けて釋奠の儀節を調べしに、皇朝の古禮及び唐土の制も代々沿革ありて一樣ならざれば古屋鬲の意見を問ひしに、從配は孔安國、鄭玄等古註家十二人を配すべしと答ひしが、他の司業及び鱗は孔門の十哲（顏淵、閔子騫、冉伯牛、仲弓、宰我、子貢、冉有、子路、子游、子夏）を配すべきの意見を述べ、各異なれど數人を配せば室內狹くして彈鉶の類禮器を陳列し難く器物の方寸三分の一を減せざるべからず、司成上田伊賢も意見を副へ稟議し、執政尙ほ司業に下問し吟味せしめしに、顏子のみ配したる例あり、また四配とて顏曾思孟を配せしこともあり、此のこと何分決し難く、且つ室內紅氈を敷くの法、燭臺を置くの可否等分明ならず、鱗また江戸に赴き吟味せしに、正祀は上客、配祀は相伴にて、相伴の多きを以て上客の馳走を省くべからず、また相伴多きがため禮器の寸方を減じては制に適ふまじ、顏子は大賢亞聖と呼ばれ、魏の齊王芳の時聖位に副祭云々と見

えたれば、顏子のみにて可なるべし。紅氈は敷詰にては却て恭儉の意に適ふまじ、神位の卓のみにて然るべし、燭臺は室內幽暗なれば點ずべく、然らざれば點ずるに及ぶまじき旨の意見を述べしを以て、玄宰また爲に問ひしに爲は前議を執て、學士を敎へ功を立てし人の德に報ゆるため配するものにて、註家にて毛公、孔安國、鄭玄の三人を配し、室內尙ほ餘地あらば杜預王弼等をも配すべき旨を答へしが、鱗はこれを以て明末清初の諸儒も論せしことなるが公論とはいひ難しとて前議を執て聽かず、玄宰また古書を搜索し意見を副へ言上せしかば、顏子の配食に裁定せられ、祭服は祭事に參與するものは熨斗目長袴、晒布劒は鞘卷にて可なるべしとの論あり、司業はこれに對し室內狹く三十餘人なれば三獻の役のみ長袴にて他は半上下にて可なるべしと議し、稟議せしかど、幕府釋菜の服は深衣幅巾にて當時は相當の官服を用ふる由にて、長袴は堂の昇降にも難することとなるべく、布衣は皇朝古代よりの服にて無官のものも著用して可なるよしなれば、私に閣老松平侯信順伊豆守に問はれ布衣著用に決せられしとぞ。

○享和三年癸亥九月二十五日家老武川信周源助學校稽古掛を命せられ若年寄西郷近光式部後賴母井深重喜宅右衛門佐貳を命せらる。同書

按ずるにこれ迄稽古掛なりし田中玄宰はこの日大老となりしを以てなり。

○享和三年癸亥十月九日大成殿の造營全く成りて大老田中玄宰總司となり孔像を遷座し釋奠の禮を行

神輿神位ナドノ類
原文ナレバ據ナキ
ナレドモ余ハ之ヲ
改メテ神輿ヲ聖像
神位モ同神前ハ
聖像ノ前ト云フヤ
ウニ致シタキナリ
安

兩公ニ代リテ拜ス
兩公ヨリ太刀目錄
銀二枚ヅヽヲ獻ゼ
ラルトスルイカン
絅

ひき。同書

按ずるに先に安部井鱗、聖像の前に於て遷座の日をトし今日吉辰なるを以て之を擧行しぬ、その總司は田中玄宰にて小司成有賀滿撫〈兵衛〉 司業安部井鱗、澤田英その他の役付布衣著用にて供奉し、本一之丁元聖堂より大町通を經て日新館の南門より大成殿へ遷座す、この時司成上田伊賢、司業今泉廷蘭、司業雁勤米澤昌大、及び誦師大什長音樂師等みな布衣を著用し、用掛獨禮以上は熨斗目(ノシメ)麻上下(アサカミシモ)を著用し大成殿の東西兩頰へ出て、玄宰は堂上に在り、神輿南門に至るを以て司成これを總司に告ぐ、司業等東頰に在りしものは東階を下り、用掛等西頰にありしものは西階を下りて庭上に立ち、總司は東階の上に出て、戟門にて音樂を奏し、司成先導して誦師、大什長神輿を受て室內に安置す、總司は堂上を出て大學に移りて休憩し、司成等は皆もとの如く東西兩頰に復座し、唐戸を閉ちて暫く神位を安し、後司業祝となり誦師、大什長、齋郎となり、敦四、鉶二、豆三、籩二、俎三を供し、畢て司成、總司に報ず、總司階下にて盥ひ嗽き、兩公のために代拜し太刀目錄銀二枚づつ獻し、司成香案の前に至り上香し、司業一人神前の鱓を洗ひ、酒を酌み司成と共に神前に進む、司成その鱓を取り牟を茸に灌き、司業に授く、司業また酒を斟添ひて司成に授く、司成獻酒の式を行ひ、司業神前に坐し、左の告文を拜讀す。

維享和三年歲次癸亥十月壬戌朔越九日庚午我公使大老田中玄宰敢昭告大聖孔宣父大哉聖德起布衣

吾藩先公ヲ吾藩祖正之以來累世好學云々ニ改メタシ　綱

顏公ハ妥ナラズ然レドモ如何トモナスベカラズ
又云支那此文例アリシナラン　安

顏公ヲ顏子ニ改ム下同　綱

我公ヲ御實名ニ改ムベシ　綱

踐素王位祖述憲章詩書之道禮樂之教千古有光於是日月所照雨露所潤皆沐其德旁愛敬和睦不悖倫理有立於天地之間以故雖生千載之後在萬里之外豈不知報其恩而可哉乃皇和王朝之盛設大學育人材釋奠效古尊崇之禮所從來者久矣吾藩先公好學修德世濟其美雖春秋俎豆享祀匪懈祠宇狹隘未能備典故則不能無憾于匡直輔翼也乃命工匠新築廟宇於高爽之地負陰向陽戟門巍々類水洋々不乏裝飾更叛學宮普靡俊秀欲大開教化茲卜良辰張軒縣疊鋼敦俎豆謹以酹酒安神位於此室配以先師顏公亦唯得一善而拳々服膺貫首弟子德行之撰我公之所忻慕也嗚呼建德者不以遠近易則黍稷非馨明德惟馨雖不盡山海之物行潦之水沼沚之毛苟有誠敬神其吐之耶尙饗

維享和三年歲次癸亥十月壬戌朔越九日庚午我公使大老田中玄宰敢昭告先師顏公維公好學之實尙德之厚先聖稱且願爲之宰一簞食一瓢飲恬然不改其樂以仁義爲膏粱髦士所當矜式孰有若公者哉今築頖宮祭聖孔宣父謹迎公之神位配以粢盛庶品尙饗

畢て司成再拜して復坐し、小司成立て階下に行き盥ひ嗽き配祀の觶を洗ひ司業に授く、司業酒を斟て小司成に授く、小司成牟を苴に灌き司業に授く、司業また斟添て小司成に授け、獻酒の式了り拜して復座し、皆自ら拜禮し後に供物を徹し別室に於て酒宴を開きたりき。因に云顏子の像は新に鑄造せらるゝにより、容貌衣冠の様を吟味すべき旨を澤田名垂に命ぜられ、名垂古書を捜索し稟議せし所によられしとぞ、扨また孔像は寶曆十一年七月二日の夜、二之町の商沽伊右衛門と

嘉カ渡來ノ聖像ヲ得テ之ヲ献ゼシコトハ特書スベキコトナリ　安

いへる惡漢、その印子なることを聞き利を得んとし、講所の聖廟に忍び入り盜み取りしが印子にあらず、尋常の青銅なるを以て自家に匿し置きしが、數年の後發覺して明和元年八月五日磔刑に處せられたり、此際聖廟空位なりしかば新に鑄造して安置し、その發覺せしに及てや沒收せられし古像は二之丸文庫に納め置かれき、即ち山崎嘉が齎し來りしものにしてこの像は兵燹を免れ今子爵松平家に存せり、或人いふ今存するものは兵燹の際儒者見習勤橋爪盛道大成殿に入て持ち出でしものなりと、然れば顏子の像も持ち出づべきに顏像は見えず、また孔像のみにても二軀ならざるべからざるに今存するものは一軀のみなり、思ふに盛道は大成殿の傍に居りしは皆人の知る所にして、二之丸文庫に古像のありしは知らざりし者多かりければ、盛道の持ち出てしものと臆斷していひしなるべし、況や今存するものは古色蒼然寶曆年間の新造物にあらざるは一見明了なるに於てをや。

又曰當時用達町人須田義保あり、豪商にして氣慨あり、日新館造築の入費は幾千を要するも一人にて引き受け支辨すべし、願くはその道に召仕はれたしといひ出でしに依り可納して舊來義保に給與せられし合力米百七十俵は百七十石の永世祿となし、學校普請方に召出されしかば、普請奉行に屬し匠工を御するその宜しきを得て、入費は多きを要せず却て堅固に成りしといひ傳ふ。入費の算額を記載せしものを見ざるも、三千兩を費やせりといひ傳ふ、古人事歷門義保か傳と參觀すべし。

○文化元年甲子四月二十一日童子訓の印行成り諸士に頒ち賜はる。家政實記。會津外史。

按ずるにこの書上下二卷、假名文にて曲禮に基き著されたるものにて、原文をも載せ交ゆるにその實行あるものゝ事蹟をも載せられし幼童の教育書にして、當時は大目付、大組物頭以上その他

屋代太郎ハ儒者ナリシヤ否吟味肩キシヤ　實

古屋高の賛ありマデニテ下ハヶツル凡テ書精ノ序跋ノ實上梓ノ時ハヶツル可ナラン再考　綱

學校の諸役員または役付出精なるものに一部づつ賜はり、後には貴賤の別なく家臣には一部を賜はり、新に召出されしもの請願せばまた賜はるの例とせられき。

この書は恭定神君の親撰に係ると雖も、安部井鏵、今泉延蘭、澤田名垂、大竹政文等これを參賛し、脫稿の後一柳直陽をして幕府の與儒者屋代弘賢太郎の校正を得させ給ひ、その刻書の草書は内田近明に、その楷書は野村卯之助に命ぜられしと聞く、松平侯定信の序、古屋高の跋あり、跋を擧て以て證す。

會津之爲封也蓋有鎌倉氏時維昔源大將軍始封平義連於此是爲佐原氏再世之後改爲葦名氏十餘世而絕矣然後蒲生氏因之上杉氏因之加藤氏因之此數君皆雄視當世武力延一時然未聞文德之化民安樂也先君土津公以朝廷懿親受封斯土於是乎闡文教張武備都鄙翕然鄉風一洗舊俗如湯之濯雪士民革面延及今侯憂國子弟之倘有不篤乎學而材器之乏用乃大作泮宮廣延儒師文武之事兼擧莫遺焉都下子弟十歲以上者皆就塾受業司成總之司業掌其業誦師授之什長師之學監巡之以督其勤惰公乃循先君之遺教酌時俗之攸宜親製童子訓以爲之程式下令曰嗚呼爾子弟典聽其告繼自今其孝以親父母友以順兄弟睦以和宗族婣以諸外親任以信朋友恤以賑鄰里謹奉此六者勿有隕墜也命有司曰各率爾屬孜其德行察其道藝以聞於公其或弗率訓典則八則懲之丹書以識之可以彰善癉惡也百爾父兄亦能體此意以教誨其子弟有司已於事而竢夫然後遜讓之風勃々乎興於庠序行都鄙刑錯而不用君侯之仁豈不深且遠乎其俊秀

之足額者必試之業第則進諸大學課以對策以時講郷飲郷射之禮以存先王化民之遺範又月試詩文舞樂及書畫之技必設宴以優之凡習文武之藝者皆有旣廩以養之其設等自第一至第七考校學優則進其等要在使人成德達材以供國家之用耳外臣髙以久沐膏澤且嘗定功令謹陳敎條以付卷末如此享和癸亥四月朔東肥古髙謹識

文化元年甲子六月二十九日副將幷に家老附寄合組に學校宿直を命せらる。（家世實記）

按するに副將は當時に在りては大老の謂ひなり、寄合組の內諸藝の役付たるものはこれを除き、一人づつ暮六ツ時（今の六時）より朝六ツ時（同上）迄學校へ宿直し、門番の內一人を率ゐ諸稽古場を巡り、火を警めすべての取締に心を注ぎ、學校に係ることは司成に申出づべき旨を命し、是迄書物番は足輕三人なりしを夜中は一人とし、宿直の小使をも兼ねしむべき旨を命せらる。（當時は宿直一人とあれど後世二人とせられしなり役員門に詳なり）

○**文化元年甲子八月十三日**諸生數學修行の年齡を定め且つ九數卒業のものは家督相續の節小普請を免せらるべき旨を命せらる。（同書）

按するにこれは當時關流算術の師範片桐嘉矜の建白に出づ、今その略を記さん曰、數學は周禮保氏職掌六藝の條にあり本朝異國とも古今九數を以て敎授仕候儀にて全く聖人の遺法に御座候禮記に十歳外傳に就き書計を學ぶと有之古學校の制も禮樂射御書數之六藝にして本朝大寶の令にも數

學を建てられ賤者にのみ學ばせ貴人學ばせざることは不相見貝原熊澤等も王侯大人の子には隨一に算術を學ばせ勿論士大夫の子は不學候ては奉公勤め難く我國當時算術を小吏賈人の賤技となして王侯大人の子及び士大夫の子に學ばしむることを怠るは戰國の餘習なり且つ曆算律算抔は殊に風雅なるものにて數學は專ら士君子の可學業なるにこれを學ばざるは大なる誤なりと論し徂徠も儒者不知數々者は不讀書故に千載の迷ひ解けざること多しといへり孔門三千の徒六藝に通ずるもの七十四人今の學者曆史度量衡の類𪜈て制度に係る書を讀みしもの無之雅樂生にも律算を取廻す者不相開此の如き故御家中儉約の令出候ては內證取直しの勘辨不行屆諸役人月計書き出し被仰付候ても周禮の如く一月勘定仕詰候御法未相整是等はみな家中不算の弊に御座候正保二年島田覺右衛門御知行二百石下され算學士に召抱へられ慶安三年安藤市兵衛二十五人扶持下され御勘定役人に召抱へられ覺右衛門は九數算法を著し市兵衛は宣明曆註を書し皆上木せり如形九數御引立被遊候により御家中殊の外他邦に超過せし由數學方日記に相見え其後漸々相衰ひ今般の御用支にも相至り候儀に候間何卒一統年齡を以て諸士は年數少く獨禮は年數多く修行命せられ獨禮以下は九數一ト通卒業諸士はその上天元術迄卒業候はゞ廉に相成樣云々となりしがこれを可納せられその試業の方法を定め（方法は數學門にのす）會日は每月四九の日八ツ時（今の午後二時）より七ツ時（今の午後四時）まで、年齡は十三歲より十七歲までとし、その他は心次第とせられき。

○**文化元年**甲子十二月九日文武の藝術考試の上居塾を命じ既廩を賜はるべき旨を令せらる。同書

按ずるに學文は一等生以上にて、敬敏任恤孝悌睦婣の內實行あり、材德を成すべきものへは月俸を賜はり、その人の材に因ては一藝に傾き修行を命せらるべし。また大學生にて上達せしものには秦漢以上有名なる侯伯廢興の因て起る所、或は遜讓受禪の際にて榮枯の違ひある等のこと、渾て平日取扱ふ所の六經左國史漢の類にて見易き事歷を擧げ對策せしめ、文理ともに優長なるものを以て第となし、畢て韓柳歐蘇文の內五十字以上の原文を假名字にて書したるを出し、原文の如くこれを埋め轉倒錯置なく助字に誤謬なきを以て第とすべし、和學は得業生の內秀でしものを撰び六國史の內二百字以上の原文を出し、和文に釋し文體は專ら國朝假名文に倣ひ俗言を交えず、上は源勢語より下は十寸鏡等の體に倣ひ、語意融艶を以て第とすべし、卜部神道は一事位以上にて廣くその道を教授し拔群なるものを以て第とすべし、垂加派神道もこれに準ず、射藝は引(ヒケ)七分以上の弓（弓術門に詳なり）にて晝夜一萬餘の箭數を射て射形崩れず、猶ほ修行し諸流の拔群なるものに較べ優等にして長箭の士となすに足る者を第となすべし、劒術は他流の試業後數年出精し、愈拔群なるものを第となすべし、馬術も試業の後數年出精し他流の秀でしものに較べ優等にして廣く飼馬を乘搦るものを第とすべし、その居塾料は一口半より七口俸に止まり、その藝の秀達に依りて次第し、若し怠る者あれば召上ぐべき旨を令せられしなり。

○文化元年甲子十二月九日神道和學に熟達せしものは家督相續の時に小普請料を免せらるべき旨を令せらる。同書

按ずるに卜部神道は中臣祓、神代卷、神武紀等再應講習し、その旨趣を會得し、古事記、舊事記神令、古語拾遺の類に涉り講習講談免許を得たるもの、垂加派神道は神代卷の講談を聽了りて返講し、神武紀、中臣祓いづれも右の如くにして傳日を許され許可に至りしもの、和學は明法門と紀傳門と相分け、明法門は律令類聚、三代格、延喜式、政事要略、法曹至要抄、同類林等に涉り紀傳門は六國史、日本紀略、類聚國史等に涉り、階級を經て得業生に進みしものは相續の節小普請料を免せらるゝ旨を令せらる、斯は土津神君以來尊信せられしものの漸々衰微するの勢なるを以て、師範の意見を尋ねし上斯くは決定せられしものなり。

○文化二年乙丑正月二十九日司成の稟議により幼年者心得の廉書を發せらる。同書。廉書は教令門に載す。

○文化二年乙丑二月二十二日小笠原流の禮式二男以下修行の年齢を定め且つ騎射の考試法を定めて合格のものは家督相續の時小普請料を免せらるべき旨を令せらる。同書

按ずるに是迄小笠原流禮書の內全からざることあるを以て、師範河原政心江戶に赴き、弓馬の軍禮まで悉皆訂正し了りて、十分なる教授を與ふるを得るに至りしかば、考試の法新（アラキ）弓五寸引（ヒキ）以上の弓にて騎射の箭數五十本の內尺二寸（弓術門に註す）の的へ中箭三十本以上の者を合格と定め小普請料を

免せらるべく、渾て古實諸禮を辨へざれば進退應接の間野鄙にして他に對し耻辱を得ることあるを以て、二男以下のものも二十二歳まで會日に出席し修行すべき旨を令せられしなり。

○文化二年乙丑二月二十八日學校料として金を寄納せしものへは口米蠟燭等を賜はるの程度を定めらる。同書

按ずるに町役所、山役所、金山役所、駒役所にてその支配に説諭し、金員千四十九兩を四十九人にて寄納せしが、金百兩につき五口俸、小金は三兩につき二十匁掛蠟燭二十挺づゝ年々給與せられ、その金員を本人へ還付せらるれば給與をも廢せらるべき旨を議定しその筋へ令せられき。

○文化二年乙丑二月某日禮式の令條を定て發せらる。令條。禮式門に載す

○文化二年乙丑四月十三日文武の師範役付闕員の時撰擧の次第および諸生優等のものを目付より書出すべき旨を其筋へ達せらる。家世實記

按ずるに文武の師範役付缺員あれば師範役付より撰書を出させ、司成これに意見を添ひ出すべし、且つ被撰人は勤之者と子弟とを問はず廣く吟味し、又その撰擧は勿論諸生にかゝりしことにして、司成に下問するが如きことあれば司成より目付の意見をも承るべし、且つ代官、見習、族司（族司は當時の稱呼なれども後世廢せられたり、即ち獨禮以下にして代官見習役の勤をなすものなりしといふ）雇動等を撰擧するため、子弟は勿論勤之者とも八品の次第、毎年十八位づゝ目付より申出づべき旨をも達せらる。

○文化二年乙丑四月二十五日大什長を廢し誦師添勤を置き居塾料二口俸を賜はる。同書

按ずるに童子訓頒布以來、什長とも深く立入り深切に教諭を加ふることとなりしかば大什長はたゞ句讀を授る一方の任となり氣向(きむき)も宜しからず、什長もまた大什長の氣を兼ぬるが如きの情狀なきにあらざるを以て、大什長を廢しその内八人を誦師添勤となし、是迄の費金二分の外に居塾料二口俸を賜はりたらんには、名實相適し實際教授の道宜しかるべしと、司成の建議を納れ裁可せられしなり。

○文化二年乙丑五月六日大學及第の考試法を改定せらる。同書

按ずるに執政より司業に下問し、司業の答議に因り定められしものなるを以て全文を擧げん、曰

大學及第考試の節擧問等刻燭燼候後其對策出來候者も有之由相聞候に付家老衆より司業に尋候へば刻燭限より早く出來候とて必ず手際宜しきにも無之一體の假名づかひ或は解き方の樣子にて善惡を分候事故刻燭は其材の遲速を試候大法に致置候强ち刻燭にて極候はゞ宜しかるまじ古人の試法と場屋中の締りは嚴にいたし刻限等のことは寛にいたし候由申出候に付尚ほ評議の上皇朝の試學率用ニ白晝ニ不レ許レ繼レ燭と相見候へば無際限夜中に至候ても出來次第と申にては如何に候間暮限(クレカギリ)にいたし尤も場屋中締りの儀は嚴重にいたし然るべし以來擧人その場に就候後は他人との面會堅く無用にいたし不得止儀有之候はゞ其旨司業へ相届大學校内にて致面會ニ便に立候節は毎度

司業へ斷りの上大學校の用事場へ參候樣尤訓點相濟み司成へ差出候節は一同致誦讀候上致擧問目付出席致候儀に候間誤讀てにをは迄も其日の內目前にて相究候樣可致云々。

因に云井深光重 藏人 は塾締方勤たること五年。學文も上達せしを以て文化六年考試を闕す大學へ進められし旨系譜に載す。これ本文考試法創立の後なれども特詮に出でしことなるべし。また以て活法ありしを見るべきなり。

○文化二年乙丑六月二十二日銃術考試の法を改定せらる。同書

按ずるに近來砲術の稽古衰微せしは、畢竟大筒(オホヅヽ)は稽古上入費も多き故ならん、仍て大筒考試に出づべきものには鉛一貫匁づゝ賜はるべし、然してその試法大筒は抱筒(カヽヒヅツ)百匁彈にて距離二十丁、その人により五十匁彈十八丁を限り二發、打手の善惡を試みまた百匁彈十八丁或は五十匁彈十五丁の距離にして玉附(タマツキ)を試み、三發の內二發星を射。三丁距離の櫓形(ヤグラガタ)は是迄の通三十匁五十匁彈にて五發の內中り三發、小筒は百發中り九分以上、十匁五十匁彈は中り八分以上を以て格とすべき旨を司成に達せられき。

○文化二年乙丑六月某日學政改革の次第を和文にて取調ぶべき旨を澤田名垂に命ぜられ名垂後に進呈しぬ。澤田家系譜

○文化二年乙丑十一月十九日江戶芝邸の考興館を廢して和田倉邸の成章館に併せらる。家世實記

此等も享和二年ノ條ニテ併テ完結シ達タキナリ此類猶安吟味スベシ

開版方ヲ廢セラル
此條ハ分明ナラザ
ル事故例ル可ナラ
ン　綱
カ祖　安

按ずるに後また芝邸に移されしが、その年月を詳にし難しこゝに一言す。

○文化三年丙寅二月禮式と配膳とを併て一とし禮式方と稱ひらる。

○文化三年丙寅六月開版方を廢せらる。河原家系譜

按ずるに諸書を閲するに廢するの明文なしと雖も、文化六年編修成りし新編風土記に開版方のことを載せず且つ猪狩維岳が本年開版方轉せられしを以て開版方勤を免せられし旨系譜に載せ置きしを以て斯くは斷じて書せしなり尚ほ寛政十一年六月十五日の條と併觀すべし。

○文化三年丙寅七月二十二日學校の諸生十五歳より以上の者に晝一飯の賄を給せらる。

按ずるに天明改正後新政を布かせらるゝの際、費途甚だ多く華美に過ぎしことなきにしもあらねば、國帑空乏を告げし故一般に減祿して復舊の策をなすの外あるまじと大老の意見なりしが、神君には仁愛深くましまし許し給はぬに、遂に昨年はてさせ給ひ、其後大喪葬に累り、理財上大に困難に至り、遂に一般の意見を尋ねられ、是迄給與せられし給祿は一時廢止し、老幼男女を問はず一人一日白米五合、味噌二十匁、薪は花色紐以上は一年金一分、その以下は金二朱、[illegible]を給與せられ、馬扶持及び諸役人の費金の如き皆廢止せられしかど、子弟にして學校の役付たる者の費金と諸師範への束修料をば常の如く給與せられ、是迄の休日を廢して隔日の出席となし、學校奉行より諸師範役付及び十五歳以上の諸生には特に晝飯を給せられ、猶ほ童子訓の主旨を守り父

兄の勞に代り家事を勤め餘暇には文武の藝を勵むべき旨を合せらる。（初めは三年間の見込にて施行せられしが同五年に至り復舊せられぬ。）

さて賄方の詳細に至ては煩しければ空前なき所なれば左に記載して當時を見るの一助となさん。

米は水車にて舂きたるを學校の夫丸之を運び臺所（夫丸部屋）に建續きこゝにて炊き。飯は行器へ出したるを諸生自ら之を盛り。汁は湯桶の類に出し。本途の賄方役人、小間仕、學校付人、一同繰廻し喰へさせ。飯炊、味噌挽、木割等のため夫丸五人を新に增されき。

賄は一汁一菜にて平日は香の物のみ。一ヶ月兩三度乾肴鹽鮭の類。汁はこま〳〵豆腐。青菜の類を用ひ、日々の諸生六百人と見積り一日の入用左の如し。

白米一石五斗（一人二合五勺） 味噌五貫匁（一人十五匁） 鹽鮭三十尺（一尺二十人） 乾肴千二百枚（一人二枚） 豆腐百二十挺（一挺五人） 漬茄子六百（一人一個） 青物類（豆腐に準す） 薪一棚（三日積） 諸生もし缺席する時は前日に屆出、差掛りし者は其朝五ッ半時（今の九時）迄に屆出ることゝなし、有合の器具にて不足なる分學料にて左の通り新に調へき。

鍋八個（二斗五升入四個 一斗炊四個） 味噌挽臼二個（臺井桶共） 無紋三組椀（六百人分） 飯臺（七八人寄合のもの）

因に曰この事は口碑に傳ひ聞きしのみなりしが、燹餘の殘紙中より截裂てふ物あり。その中より見出しこゝに加へぬ。偖その截裂てふ物は。用所局にて編集のため全文を卷紙に書し、部門を分けて之を截ちきり。其部門に糊貼して調査の後淨書したりしなり。

長沼流云々他ニ讓リ削除スベキニ似タリ　安

○文化三年丙寅十一月文武の藝修行及び教諭のことは大司成之を掌り學料出納のことは小司成之を掌り學料役八を支配すべき旨を命ぜらる。有賀家系譜

按ずるに先に主役を廢し、學事は專ら司成の管理となり、司成頗る多端なるを以てかく分擔法を設けられ、尙ほ小司成の內一人は大司成に副貳すべく、且つ普請方主役を廢して學料役所に屬しまた小司成の支配とせられしなり。

○文化四年丁卯七月會日を定め武講に於て山神流軍學の稽古を開かる。小笠原家系譜

按ずるに山神流は山神政光の遺法にして、我が藩の初は承應年間向井吉重より傳へ寶曆年間には原田種陽これを師範し、後は何人に傳はりしや、本年は小笠原眞祺五郎左衛門師範せしなり。長沼流には築城法なきを以てこれを取られしものならん、文政九年の條と併觀すべし。

○文化四年丁卯某月河原政心が藏せし小笠原流の禮書六百卷を禮式方に寄納す。河原家系譜

○文化五年戊辰十二月二十二日家老北原光裕采女學校稽古掛を命ぜらる。彭齋確筆

○文化五年戊辰某月砲術試業の程度を改定せらる。石井氏覺書

按ずるに小筒十匁彈より三十匁彈迄、目込十匁彈を射るに二十匁を込むにて距離四丁より五丁迄の日當打、その距離四丁の角は高九尺五寸、幅七尺五寸、その五丁のは高一丈、幅九尺、また大筒五十匁以上目込にて、六丁より十丁迄の仕掛目當打、外に短筒、中筒と目當の桁打と記しおきしが、その中

年代ヲ加ヘタシ 安

りの分合は記しおかざるは遺憾なり。

○文化五年戊辰某月會津郡開發新田百三十石を學田と定めらる。（佐野氏手翰）

按するに小山村に隣る宮田村是なり、こは外様士飯河某の弟瀧之丞の開發せし所にして後世子孫居住せり、この後のことにや同郡麻生村開發の分も寄附せられ合て五百石餘に及びし由、又田中玄純の學校奉行勤務中に六七十石増ししかば、經濟の都合大によかりし旨を載せたれば後世漸々増したるものと知るべし。

○文化六年己巳三月新編會津風土記の編集成る。（會津外史）

按ずるに全編百二十卷。古器は之を圖し古書は之を模し、封内のこと一も遺漏なし、館圖を證せんため引用せし所を以てその一班を證すべし、總宰田中玄宰次に一柳直陽等其功最にして、用掛にて功ありしは安部井褧、大河原臣敎、澤田名垂、武井壁等なり成りて後直陽して幕府に獻せられしかば、老中松平侯信明（伊豆守）稱賛して故肥州及び玄宰の功實に大なりといはれしかば、院內及び玄宰が塚塋へ特に侍臣を遣はされ告げ給ひき、（老中以下玄宰行狀）其書兵燹中煙火を免れしもの二部あり、其の一部は容大君之を大政官に寄納せられき、序文（私に聞く安褧が代撰なりと）に於て其緣因を證すべし。

周官有土訓道地圖以詔地事有誦訓道方志以詔觀事蓋所以使在上之人周知山川形勢民俗好惡也而後修其敎施其政時雍之化可致矣故自禹貢職方氏而下歷代有其書皇朝之降五畿七道盡有風土記自郡縣

戸口山川土產備學而詳載之一開卷而上古之遺俗可得而求地理之形勢可得而考不出戶庭而可知天下矣雖然歷年之久其書散逸現存者不過出雲常陸一二國也豈可不惜乎自烈祖戡定禍亂偃戈而開典[illegible]祖宗相承誕敷文教潤色鴻業不爲不多矣雖然至郡國風土記未暇脩纂嗟夫時運之未至耶抑將有所待耶享和三年有命于先大父就先祖正之所上風土記爲重加蒐輯國語記之蓋將徧編郡國風土記也初正之深慨嘆風土記殘缺將建議其事自撰會津風土記未及酬其志而沒先大父受命以爲躬遭遇昇平之盛事而伸先祖之志於百年之後豈可不喜乎編摩三年孜々不倦土無山河事無古今旁搜博覽不遺餘力國相田中玄宰左右之書已就緒未及成爲捐館舍先人又繼其志拾其遺者補其缺者未及進呈而易簀玄宰亦就木矣容衆幼沖校勘之任唯恐不勝雖然上有靡監之事下有繼述之責豈可不勤乎謹繕寫裝潢上之凡百餘卷名曰新編會津風土記若夫一卷之石增高於泰山一勺之水添深於河海郡國之志以次脩擧永藏于蘭臺之室則先祖先大父與先人雖死之日猶生之年豈啻容衆之幸文化六年己巳三月穀旦源容衆謹序

○文化六年己巳六月學校內神道精武流の柔術場を廢し他の柔術を一般會日を定め出場すべき旨を命ぜらる。（唐木家系譜）

○文化六年己巳六月佐藤種信（吾順）累代相傳の吉良流弓術の書卷雛形を獻す。（佐藤家系譜）

○文化六年己巳某月舞樂師範を舞樂方頭取と爲し或は篳篥等の師範は雅樂方頭取と改稱せらる。（樋口家系譜）

○文化六年己巳某月道雪派弓術の二流を併せて一流とせらる。（樋口家系譜）

按ずるに師範は兼子吉右衛門、樋口光照（仲右衛門）の二人なりしが、吉右衛門は猪苗代に移り同所の師範となりしを以て、その門人は光照之を引受けて指南し、光照の猪苗代派遣を免ぜられき。

○文化七年庚午五月七日家老西郷近光（頼母）學校稽古掛若年寄三宅忠良（孫兵衛）佐貳を命ぜらる。（彭齋隨筆）

○文化七年庚午十一月九日大小學、書學、居寮、學館の令條を改定せらる。（諸令條）

按ずるに後文政三年に至りまた改定せられたれば、本年改定の令文はこゝに錄せんとすれど小學書學の二令條を得ず、又文政三年の大學令條を得ざるを以て、下の講釋所門には本年の令文を載せし故こゝには省きてたゞ居寮學館の二令條のみ錄しぬ。

居寮令條

一靜默して書を讀み心目相謀るべし高聲に讀過すべからず若し疑難あらば反覆思惟し其義を得ずんば他人に問ふべし

一各日課簿一通所業簿一通を作り置き日課簿は毎日讀む所の起止の處を記し所業簿は作る所の詩文を錄すべし

一寮中客を迎て對話することを許さず若同志の朋友經義を講習するは此限にあらず其姓名を記して司業に告ぐべし

一令條に載する所の休日の外は外出を許さず若し親戚朋友の慶弔その外已を得ざることある時は其

毎度司業に告ぐべし

但願の上居寮するものも右に準ずべし

學館素讀所令條

一學館の教は凡て學校の矩に隨ひ孝悌を本とし人々受る所の徳を成し材を達し實用の器をなすべき爲なり諸事師長の教に隨ひ恭敬を主とし年月を逐て時機を失はず徳業に進むべし

一長幼の序を專らにし席順尊卑に拘らず年齢の次第に隨ひ御通（オトホリ）のもの二男以下より月割以上幷獨禮以上右以下高掛（タカガヽリ）のもの迄三等の内にて齒し愛敬の道を失ふべからず

一十一歳より入學し定に隨ひ句讀を受け望により筆道及び算術をも兼ね學ぶべし且つ書算は日用の要務なり習熟することを心掛くべし

一二十二歳の嫡子幷二男以下十九歳より稽古場の出席勝手次第たるべし父母薪水の勞に代り孝養を盡し餘力有之者は文武の業怠るべからず

一童子訓の趣を會得し六科六行に進み各材徳をなし糾則八過の責を恐れ誡むべし若し師表の教に背き不愼の所行あるに於てはそれ〳〵の咎あるべし

一素讀刻限は物色わかる頃より出席し五ツ半時（今九時）頃に退座すべし十月節（立冬）より三月節（淸明）迄は朝五ツ時（今八時）に出席し四ツ時（今十時）より九ツ時（今十二時）迄夕會は八ツ時（今二時）より七ツ時（今四時）まで

脩行すべし
一會業の席に於て尋常の說話を以て講習の妨を爲すべからず假令不敬不禮の者ありとも誹謗する輩は同科に充つべし
一會業の席に於て多葉粉(タバコ)は時を定て暫くの間容赦たるべし
一往還の節は必ず什長に隨ひ會業の席に於て諸用あらば什長に告てその坐を起つべし途中に於て互に其道を讓り他の路人と雖も禮讓を以て相接すべし平日什長の敎に隨ひ不愼の所行あるべからず若し違亂の輩は父兄の敎行屆かざるに充るべし
一先祖の祭事父母の看病及び親戚の吉凶其外病氣痛所等已むを得ず缺席の輩はその趣斷るべし
一師範出席退席の節役付諸生に先ち送迎すべし役付には諸生の內にて送迎すべし
一六科糾則讀渡の節は三十五歲以下の子弟殘らず罷出拜聽すべし學問の次第によりて六等の階級を設く考試を經て進むべし
一一等生は常に正業の書を講究し其餘廣く獨看の書を勤むべし此席に至らば文武の藝勝手次第たるべし
一正月十九日稽古始あるべし十二月十五日會納とす其日夫々の師へ謝辭を述べ束脩の禮を行べし
右條々堅く可相守もの也

高津泰等是マデ徂徠ノ學ニ從事セシカ江戸ニ出テハ林述齋古賀精里ノ門ニ入リ始メテ程朱ノ學ヲ學ビ（又修メ）ト改メタシ
左組
安綱

○文化七年庚午十一月九日古學風を變じて純粹程朱の學風に復せらる。法度書。會津外史

按ずるに此時は已に古屋筒を謝せられしものと見ゆ、然らざれば本文の發令なき筈なり全文は教令門に載せし故此に省きぬ。さて安部井褧、高津泰等徂學に染み、江戸に出て林述齋（大學頭名は衡）古賀精里（彌助と稱す名は樸）の門に入て初て朱學を改め、歸りし後この發令ありしかば二人は復古の首唱者といふも可なるべし、且つ褧は本年學問の規則を改定せらるゝに勤めたりとて晒一反、大河原臣教は銀子三枚を賜はりし旨兩家の系譜に載せり、又教科の書目規定等後世予等が準據せしものは此時に基ひしやゝ改正せられしものならん。

六科糾則はこの當時大に重んぜられしものにて、令條にも見えし如くなれど後世廢止せられ讀聞かせの式もやみしはいつの頃のことにや今考ふべからず、後世會始（クワイハジメ）に朱熹の白鹿洞書院の掲示文を講ずるの例とせられし時、六科糾則の朗讀もやみしならんか、今判じ難きを以て爰に一言する爾り。

○文化七年庚午某月長沼宗敬の碑石を山城國伏見の榮春寺に建てらる。會津舊事雜記

按ずるに宗敬は軍學の始祖なるを以てなり、當時の軍事奉行丹羽能教の建議を可納し、山内治部小原伊右衛門を伏見に遣はされ、榮春寺に就て墓塋を修築し、石碑を建て金三十兩を寄附し讀經料とせらる、其文は大學頭林衡の撰述にして、長沼處士碑と篆額し、其書は加賀山知常に命せら

れき。

因に曰この後は毎年々賀狀を武講に寄せ來るを例とし怠らざりしと聞く。

○文化八年辛未三月太子流劍術の二流を併て一とせらる。（丸山家系譜）

按ずるに浦野村武（喜左衞門）中林直友（膽藏）の二流を學校內に置かれしを一流となし、丸山胤征（左平治）に指南を命ぜられしなり。

○文化八年辛未七月十一日五之丁米廩の西隣に醫學館を設けて十全館と名けらる。（會津外史。石井氏覺書）

按ずるに當時の醫師安田忠、學館預役（アヅカリヤク）吉村寛泰（新兵衞）一同命を承て造營を掌りし旨兩家の系譜に載す、（時に寛泰建築費若干を獻ぜしを以て特に俸米を併て祿百石を賜はりき。）然るに文化六年編集成りし新編會津風土記に西塾の北端を醫學寮とすと載せられたり、本年新設して移されしものにや、然るに後世は米廩の隣は中野家の賜邸にして西塾の北端は則ち醫學寮たり、町田家系譜に勝清（傳兵衞）が文政三年元醫學館屋敷を拜領すと載すこれに因て考ふれば文政三年十全館を廢して再び學校に移されしものならん。

創立の當時にありては如何ありしや醫學寮主役（シユヤク）を置かれしことありと見ゆ即ち講所の武學寮に主役を置かれしが如きことならん井深家系譜に重方（清太夫）文化十一年諏訪原（城南里許にあり）人參取計に付諸事醫學館主役同樣差圖すべき旨を命ぜられまた文政元年七月班席奏者番の上にて醫學館を支配すべき旨を命ぜられしと載す以て一證とすべし。

○文化九年壬申正月九日武講教場の規則を定めらる。會津外史。今全文を得ず

○文化九年壬申十一月皇朝二十四孝書帖の編撰成る。澤田家系譜

按ずるに澤田名垂命を奉じて編撰せしなりその詞は和文にて弘化年出版せられき。

○文化九年壬申十二月學校内茶道の稽古を廢せらる。山本家系譜

○文化九年壬申某月武井璧が賜邸を收て南學館に添ひ補理せらる。武井家系譜

○文化九年壬申某月御厩令條を定めらる。法度書。全文を得ず

○文化十年癸酉六月素讀所令條を改定せらる。令條

按ずるに本書は文化七年十一月居寮その他のものと共に發せられしものゝ如く考へらるれど、本書に十年六月とせしかばこゝに登錄しぬ。

一學校は孝悌を本とし人々受る所の德を成し材を達し實用の器を成すべきためなり諸事師表の教に隨ひ恭敬を主とし年月を逐て時を失はず德業に進むべし

一長幼の序を專にし順序は尊卑に拘らず年齡の順序に隨ひ新番組々外之士以上幷獨禮以上の子弟御徒格以上の嫡子嫡孫まで三等の中にて齡し愛敬の道を失ふべからず

一十歳より入學し定に隨て句讀を受け筆道及び諸禮を兼習ひ望に隨て雅樂を學ぶべし遠路或は虛弱にして往來難儀の輩は其趣を屆け十一歳より入學すべし

一十三歲より算術を學ぶべし
一十五歲より弓馬槍刀の藝を學び其餘の諸藝は望に隨て修行すべし且つ槍刀は專ら士の嗜むべき業なり新番組々外之士以上の子弟は專ら學ぶべし
一十八歲より兵書を學ぶべし此年頃に至らば己が學ぶ所の藝術それ〳〵の持量に應じ練熟することを心懸くべし
一二十二歲より二男以下諸藝の出席勝手次第たるべし若し四書五經の素讀未だ終らず文武の藝究無之者は一統之通相心得出精すべし
一童子訓の趣を會得し六科糾則に進て各〻材德を成し糾則八過の責を恐れ誡むべし若し師長の敎に背き不愼の所行あるに於てはそれ〳〵咎あるは勿論品により素讀の場所を移し又は南北學館の中へ退くべし
一三百石以上の嫡子は幼少より別して學問に力を用ひ人を治るの道に志すべし且つ獨禮以上二十歲以上の子弟學問一等に進み武藝の究有之もの又は書算の中試業相濟み學問武藝の内右席に至らば諸藝の出席勝手次第たるべし父母薪水の勞に代り孝養を勤め餘力有之者は文武の藝怠るべからず
一學問の次第によりて六等の階級を設く考試を經て進むべし
一素讀刻限は物の色わかる頃より出席し五ツ半時ころ退くべし十月節より三月節までは朝五ツ時ま

でに出席し四ツ時迄會讀講釋は四ツ時より九ツ時まで其他文武の寮舍定の如くそれ〳〵の業を修め聊も怠るべからず

一會業の席に於て尋常の說話を以て講習の妨をなすべからず假令不敬無禮の者ありとも誹謗する輩は同科に充つべし

一會業の席に於てたばこは時を定て暫くの間容赦たるべし

一往還の節は必ず什長に隨ひ會業の席において所用あらば什長に告げて其座を起つべし途中においても互に路を讓り他の路人といへども禮讓を以て相接し平日什長の敎に隨ひ不愼の所行あるべからず若し違亂の輩は父兄の敎行屆かざるに當るべし

一先祖の祭事父母の看病及び親戚の吉凶其外病氣痛所等止ことを得ず缺席の輩は其趣斷るべし

一司業出席退座の節は誦師諸生に先だちて送迎し誦師へは諸生の中にて送迎すべし

一六科糾則讀聞かせの節は三十五歲以下の子弟殘らず罷出拜聽すべし

一正月十五日聖堂へ參拜し稽古始あるべし十二月二十日を會納とす其日それ〳〵の師に謝辭を述べ束修の禮を整ふべし

右條々堅可相守者也

○文化十一年甲戌某月仕置類寄の一書編輯成る。泰定靈神年譜

按ずるに仕置は刑訟聽斷の俗稱なり、恭定神君明和の初家老北原光裕 勘解由 にものし給ひ、藩祖以來刑事、民事のこと共輯錄して聽斷の法程となすべき旨を命ぜられ、光裕總裁して稿を起し、大學頭林衡の意見をも諮問し、この歲初めて稿を脫し献呈せしとなり。

○文化十二年乙亥七月十七日家世實記の編修成る。 欽文靈神年譜略

按ずるにこの書土津神君より貞昭神君の逝去し給ひしまで、百六十餘年間の政事正邪を綱目體に直書したるものにて、我藩政を證明すべきはこの書に如くはなく、本考を草するにも學史門は多くは此書を引用したるなり、欽文神君家督し給ひしより、おひ／＼補輯し續編となしおかれしは會所にありて兵燹に罹りしはいと惜しきことなり。

さてその創稿は田中玄宰に起因し、始終主管し編摩に勞せしは一柳直陽なりしと聞きぬ、當時の大老北原光裕 采女 家老簗瀨眞良 三左衛門 西郷近光 賴母 田中玄古 志摩 より奏進せし一編あれど長ければ略しぬ。

○文化十三年丙子九月猪苗代士稽古のため夢想流砲術師範飯田稚朝 重吉 **を隔月に遣はさる。** 飯田家系譜

○文化十四年丁丑七月七日法令を改定し十九條となし法度書を著し各頭役に分與せらる。 會津外史

按ずるに法令には種々沿革ありしかば、當今遵守すべき分を編輯せられしものにて、頭役よりより／＼借受け謄寫し家々に所藏し子弟をして遵守せしめしものなり、私に聞く此書は大河原臣教

が擔任して編輯せしと。

○文化十四年丁丑八月大原野操練場の經營成る。同書

按するにこれ當時の軍事奉行田中玄俊（鐵次郎）の建議に出て開かれしものにて、河沼郡八田野村に屬せし廣原なり、その面積は審かならねど開鑿前の丈量に東西二十丁、南北十六丁秣場なりしを開き均らしたるものにて、予等遠矢を射し時御立場より見物山と稱ふ處に尺繩を引きしに東西二百三十間不等と覺ゆ南、北は凡そこれに二倍せしかと思はる、初め經營の大體を聞くに、隊間に隊を容れ陣間に陣を容るゝに可とせしものなりと。

○文化十四年丁丑九月武術藝者の名稱を改めて指南役とせらる。簗瀨家系譜

按ずるに藝者の名稱は、元祿二年七月小平諸俊（伊右衛門）稻留流火術藝者に、中林尚堅が太子流劍術藝者に召出さるといふに於て初て見え、その以前には見えざりしが仔細に探りなば貞享天和にも藝者に召出されしものあらんか、徳翁神君の時よりの名稱ならんと思はる。いつの頃よりの稱呼なりしや御次藝者あり、即ち獨禮より以下にて世襲の師範家（千里富次郎中田權平の類）の稱呼なりと聞きしが、本年の改稱には如何せられしや知り難し。

○文政二年己卯某月天文數學の稽古を師範の宅に移さる。一瀨家系譜

○文政二年己卯某月安田忠齋書五百餘卷を醫學館に寄納す。安田家系譜

○文政二年己卯某月學料役所を神料役所に屬せらる。古老の口碑

按ずるに諸書に學料役所創置のこと見えざれども、已に學校の創立ありし上は學料役所なるもの創置せられしに相違あるまじ文化元年に猪狩維岳學料役所吟味役雇勤(ヤトヒツトメ)二之寄合席(ヨリアヒセキ)に班し、片桐嘉矜は學料役人を命ぜられ、二人とも開版方勤は故の如しと家政實記に見え、又前に引く所新編會津風土記にも東門の北を學料と名け、用度營繕を司らしむとありしかば、已に創立ありし一證なり、然るに本年に至り何事も節減簡易に改革せられしかば、本途の神料役所に屬せられしなりとぞ。

○文政三年庚辰二月九日武藝試業の法を廢し司成の一見に止めらる。法度書

按ずるにたゞ砲術一般と弓術の道雪派のみ、後世まで考試の上許(ユルシ)を與ふるを恒とせしが、考試を廢止せられし當時に在て更に申立てしによりて執行し來りしなりとぞ。

○文政三年庚辰七月四日文武の學制を變革し簡易に釐め虛文の弊を去て實行を旨とせらる。會津外史

按ずるに去年凶饉といひ、殊に國喪打續き費途多端なりしより、萬事非常に省略せられし中に、孔廟の釋奠に樂を奏し布衣を著するを止められしも今年のことにて、その變革の仔細は今悉すべからず、前後を照觀せばその大略を知るに足る。

○文政三年庚辰七月七日獨禮より以下は南北學館に出でしめ襟制(エリセイ)以下は學館に入學を差留めらる。同書

備參
天保四巳年頃ハ石澤多治右衛門、野村宇之助ノ添役ナリ余コノ年日新館ニ入ル故ニ確知ス　永
余ノ知ル所亦同ジ　綱

按ずるに日新館は花色紐以上の者の出席とせられしなり、法度書に獨禮以下の武講出席を止め、軍事奉行の宅に於て修行すべき旨の條款ありて、その年月を缺きしか此年の發令なるべし。

○文政三年庚辰七月七日大司成を學校奉行、小司成を學校奉行添役、司業を儒者、司業雇勤を儒者見習、誦師を素讀所勤、誦師添勤を素讀所手傳勤と改稱せらる。友人の說話

按ずるに文化三年頃は小司成二人なりしを後一人とせられしものと見ゆ、法度書に學校奉行添勤を増されし旨を載すれどその年月を載せず、文化の末年學校御用役を置かれ竹村半左衛門、成田源之丞これに當りしが、文政三年御用役を廢せられ、半左衛門は目付に、源之丞は學校奉行添役に轉じたりし旨鈴木爲輔の手翰に見ゆ、彼是を併考ふれば二人を減せられしことならん。

○文政三年庚辰七月七日大學を講釋所、小學を素讀所、躾方を禮式方と改稱し諸令條を改定せらる。同上

按ずるに大學は至善堂、小學のその一は毛詩塾、一は三禮塾、一は尙書塾、一は二經塾と稱し、別に齋名を附して毛詩塾は守約齋、三禮塾は存心齋、尙書塾は履信齋、二經塾は持志齋といひしは創立以來の名稱なりしが、その毛詩は東裏通、三禮は東表通、尙書は西表通、二經は西裏通と改めすべて何通素讀所と稱ひ、南北學館の名稱を廢し南北素讀所とせられき。

○文政三年庚辰七月七日劍術新天流は師範の自宅にて稽古すべき旨を令せらる。同上

按ずるに當時の師範千里某は獨禮席なるを以て改正に因り斯くは處せられしなり。

○文政三年庚辰八月舞樂音樂の稽古は各師範の自宅に移さる。松本家系譜

按ずるに年月は詳ならねど、後また舊に復し學校に於て稽古せしめられき。

○文政六年癸未某月吉村寛泰自撰の日新館誌を獻呈す。吉村家系譜

按ずるにこの書は諸流師範の系譜まで調べしものにして三十餘卷なり。

○文政六年癸未某月三百石以上の子弟家督の時學問の再試を始めらる。續日記類寄續編

按ずるに三百石以上の長男にして二等の定格に進みゐしものと雖も家督の節は儒者再び之を試みて執達すべしその定格より進みゐしものは再試を要せずとなり。敎令門に詳なり

○文政七年甲申某月筑前の浪士村澤喜兵衛來り砲術を敎ふ。同書

按ずるに何流なるをしらず智徹流の師範一瀨忠吉熊十郎及び子の忠移大藏これに學びその逗留中五口俸を賜はり同九年二月辭し去りぬ。

○文政九年丙戌三月十六日山神流筑城法を修めざれば武講出師戰格に進むべからざるの制度を設けらる。法度書

○文政某年執政職毎月兩度づゝ講釋所へ臨席せしを春秋兩度の臨席となしぬ。同書

○文政某年三百石以上の諸士の文武藝術小普請免並に以下の諸士學校出席の制を改定せらる。同書○敎令に詳な

り

○天保元年庚寅五月六日城內三之丸に於て始めて堂射を試む。彭齋隨筆

按ずるに御持弓足輕田中與五郎之を射、四十五間にして朝六ツ半時（今七時）より夕七ツ時に（今四時）終り六千矢を射しといふ、これ京、江戸の六十六間堂射に倣ひしものなれば、原上に於て、試みしにはあらで、東南隅にありし倉庫の椽頰に於てせしことなるべし。

○天保二年辛卯二月近思錄を活字版にて印行せらる。序文

按ずるに土津神君既に活字印を要せられ輔養編玉山講義附錄を印行せられしがその字印の貯藏ありしを以て本書を印行せられしなり左の序文に於て證すべし。

子朱子曰四子六經之階梯近思錄四子之階梯可見欲學聖人之道者不可不讀四子而讀四子者尤不可以不讀近思錄矣藩祖土津公既讀小學焚棄異說專崇正學既使山崎嘉講四子而後及於是書以寛文十二年十一月終帙實薨前一月也其尊奉之隆之亦可見風靡使然當時士大夫有志于學者莫不講焉中間伊物之徒出於是書尤極詆呵昧者惑焉往々用供覆瓿唯不過一二故家東閣之藏而已不勝惜哉方今作成之方申明祖制專以四子及此書課試學而雕本不多講者病焉書庫中本有活版字印一函蓋藩祖時物云二三子與書庫官議請印刷將以便講習也嗚呼藩祖蓄字印殆有若豫爲今日而設者二三子之擧其所以將順美意者可謂至矣抑又有說自今以往講是書者仰體藩祖崇奉之意遵方今作成之方自濂洛而洙泗敬誦而謹行之

備参
予天保四年入學ソノ年ニ大復試チ了ル又月々童子訓ノ讀ミ日アリ聽講日アリ故ニ八年ヨリ前ノコトナリ余モ亦同シ　永綱

其處也孝子其出也忠臣母使平日講學徒爲空言則此亦將順之大者而不可不勉也天保二年二月壬子安斐序

○天保四年癸巳十二月二十八日諸士系譜の編集成る。彭齋隨筆

按ずるに文政年より著手する所、一柳直陽總裁たりしが一時中止し本年全く成り、獨禮以上の分のみにて一千八百十五家いろはを以て類別し、文政六年までを以て分界とせしなり。

○天保七年丙申十一月醫師の子弟遊學のため學資金を徵集せらる。加賀山日記

按ずるに藩醫子弟の宦遊するものゝ學資は本途より給與せらるれど、市在醫の子弟の遊學する者のためには給與なきゆゑ、學資の乏きがため二三年若くは四五年にして歸國し、その奧を究めずその用をなす能はざるもの多ければ、加賀山翼、佐藤雄庵等これを患ひ、封内の醫師一人一個年金一歩を積むこと十五年、この利子を以て學資となすの方案を建議せしに可納せられ、徵集して五年目より利子を給與せられ大に裨益ありしとなり。

○天保八年丁酉某月素讀所に童子訓の會日を設け且つ大復試學を始めらる。續日記類寄續編○素讀所門に詳なり

○天保九年戊戌某月穢多賀町藥園を學校に移さる。同書

按ずるに穢多下町藥園の創立年は考ふべからず。續日記類寄續編天保十三年四月九日の條に曰穢多下町藥園之儀安田亨意持前に被成下度旨去る戌（即ち本年なり）三月中に大岩嘉藏願出候處右地所は植

立被相止嘉藏掛り御免被成地所は地元へ御返被成藥艸類は學校内へ移候様被仰付候處地所之儀は是迄數十年來醫學寮持前に被成置候場所云々となり、仍て本年の移栽と斷じしなり。

○天保十一年庚子十二月二十五日學料役所を設て任役(ニンヤク)を置き學資の出納を學校奉行に任せらる。石井氏覺書

按ずるに文政年神料役所に屬せられし以來弊害少なからず、且つ學校と相隔り（神料役所は會所内にあり）便ならざれば、山内俊温學校奉行となるや、建議する所ありてかくは分割して委任せられしが、分割の際には訊問を受けし者もありしとぞ。

○天保十三年壬寅正月學料役所の定規を發せらる。同書○本書は役員門に載す

○天保十三年壬寅某月四書訓蒙輯疏の編纂成る。本書

按ずるに忠恭神君安部井褧に命じ給ひ編撰せしめられしものにて二十九卷嘉永二年幕府に献せられき、その詳なることは褧の事歴に載す、古賀煜（通稱小太郎洞庵と號す精里の子なり）の序を併觀すべし。

四書章句集註之於經生譬則工匠之有矩矱繩墨也雖工倕匠石之巧且妙捨矩矱繩墨不能製一器造一宮室而世乃有講明四書理義而竟與章句集註背馳者其設心之謬獨理之不明乃至乎斯可慨也已蓋其所以致此者弊孔多端有蹉心粗氣不度德量力欲於洛閩外自開門逕者王伯安鄒京山之屬是也有恃學力之雄矜記誦之淹該掊彈朱註疵類以自炫其長者陳天祥張自烈毛奇齡之倫是也乃有原本濂洛羣朱說欲敷暢集註奥旨而膠擾叢亙猶然致舛盭者輔饒許史輩之數々錯解及明清諸儒之枯說是也夫能知宗朱子而欲

闡明集註宜無少乖錯乃不免乎斯其謬者何也四子之旨極其高深而朱子之解精到靡滲漏非可易々體會群儒乃任其浮心膚具輕立之說於是乎牛毛繭絲好附麗性命欲以通微研精則流而入於虛高重脈絡喜分配務使前後照應如年表世繫則已失之煩碎而牽强末弊之濫有不可言者焉顧夫王伯安陳天祥輩之邪說固足以爲朱註之蟊賊而指歸敻別爲誤灼然萬目所具瞻不必勞辨駁至輔饒許史而下之解則衆所恪遵爲朱註羽翼者絲髮之失不可不一々是正焉王伯安陳天祥等之舛外夷之亂也問可也不問可也輔饒許史而下之謬中國之禍釁也安可不竭蹷喘汗以拯之明成祖命諸臣纂修四書大全頒諸天下爲令甲自謂可以百世一定無遺議而去取多失當翦裁不恊於宜綦不慊識者意故自蔡虛齋林希元之徒各申辨論迄于淸改作大全者又不尠亦復瑕瑜迭見失得參半會津安部井章卿病諸迺著四書訓蒙輯疏一編博採諸家之說折其疑而抉其隱刪其謬而從其長抛棄萬務一意編纂閱十八載而告成猶之司馬君實之十九年矻々於通鑑勤亦至矣今春郵寄屬序緒乎予々正襟莊讀的確詳悉殆無遺憾四子在本邦有是明備之撰亦曠世盛擧也予亦夙草四子問答將以訂定諸儒之是非奈年邁病縈精力消蕊屬稿裁半而輟自以爲缺陷今觀斯編溟涬嗟服可以讓能者而廢然閣筆矣抑朱子之解經意義淵浩如海然衆儒畢生服膺猶苦難悉繙斯編者潛心靜翫克斷作者苦心之所存又且尋究思索更有新得斯爲善讀書者也天保十五年夏五月中浣紫溟古賀煜撰

○天保十三年壬寅某月日新館内に開版方を設て書籍の印行を刱めらる。

按するに逐年增刻せられしことは開版方門に詳なればこゝに贅せず當時第一に輔養編及び三部の

此條下　按スルニ開版方ヲ廢セラレシコト諸書ニ載セサルラ以テ年月詳ナラス猶狩維岳カ系譜ニ文化三年丙寅六月開方勤ヲ免ゼラレシ旨ヲ記セリ是ヲ以テ考フレハ其時ニ廢セラレシモノニヤ　ヲ加フルイカン　綱

書を再刻せられしなり忠恭神君乃再刻の序あり以てこれを證せん。

家祖土津公幼好讀書長留意於老佛齡過四十讀小學書始知朱子之學爲洙泗之正統也迺焚曩者所讀異端讀書一以洛閩爲宗於是延土岐重元山崎嘉横田俊益等講讀非懈至易簀前數日尙使儒臣讀朱子語類聽之其篤信如此嘗自纂二程治教錄伊洛三子傳心錄玉山講義附錄及鳳翔公時獻于之幕府納內庫云夫二程子接斯道于千載既絕之後以是傳之龜山楊子楊子傳之豫章羅子羅子傳之延平李子而朱子受之以爲集大成其蘊於內者爲仁義施於外者爲仁政道則一矣雖然此數君子皆不得用于當世而徒垂法於後世而已不亦遺憾乎土津公至于數百歲之後居於數千里之外乃能得斯道於遺書內之躬行外之政事莫非其道也而又繼之以三書其意蓋在使子孫遵行不失也已苟爲之子孫者豈可不謹保守而謀永其傳乎哉三書嘗鋟板京師而今皆亡矣曩年述齋林子亦爲之慫慂因重雕庶幾俾子孫無墜遺訓也矣天保十三年壬寅仲冬七世孫左中將容敬拜撰

○天保十四年癸卯六月二日江戸浪士島帶刀來り火藥調製法及び柔術を敎ふ。續日記類寄續編

按するに柔術は何流なるをしらず、野矢常方、黑河內兼規等は柔術を習ひ、一瀨忠移、柴山忠等は火藥調製法を學ぶ、滯留中三口俸を賜はりしと云ふ。

○弘化元年甲辰七月安部井褧が訓點の四書小學の印刻成る。同書

○弘化二年乙巳某月素讀所に三書講義會を開かる。同書。素讀所門に詳なり

○弘化二年乙巳三月十五日大復試學を廢せらる。同書

按するに後また執行せられしがその年月を審にせず、委くは素讀所門にのせぬ。

○弘化二年乙巳十二月二十一日三百石以上の子弟家督の時學問の再試を廢せらる。同書

○弘化二年乙巳十二月素讀所一等の書目經書に三部書、歷史に後漢書國語を加へらる。同書

○弘化三年丙午三月出火消防條例を補正せらる。石井氏覺書

按するに寛政十二年以降漸次制定せられし由なり。全文は雜事門に載す。

○弘化四年丁未某月高島流を開て西洋砲の稽古を始めらる。佐野氏手翰

○嘉永二年己酉七月十九日素讀所一等の書目に詩經集註、書經集註、禮記集註、周易本義、春秋胡氏傳を二等の書目に禮記集註を加へらる。續日記類寄續編

○安政三年丙辰七月皇朝二十四孝の印刻成る。本書

按するに本書は文化の末年。澤田名垂が欽文神君の命を奉て撰述し上りしものをそのまゝなしおかれしを、忠恭神君潤色し給ひしものにて、童兒の會得し易からんことを旨とし、畫をも加へられしかど世に公にせられず世を捨て給ひしに、忠誠神君左の序文をかき給ひて印刻し子弟に示し給ひき。

二十四孝は元の郭氏が撰ぶところとかや今遠く我國に傳はりて牛かふわらべ貝拾ふ海士の兒も其

行を知に至る其功おほいなりといふべしわが皇國の手ふりもとよりすなほにして道を守るいかで孝子なからんあれども擧かぞへざれば知人まれなりこゝに我父容敬君遠つ御おやの御志をつがせ給ひ萬の業をすゝめ導かせ給ふあまり撰ばせたまへる皇朝二十四孝上はかしこきみかどをはじめ奉り下はいやしき山かつに至るまで孝道のことに厚きを擧させ給へりさるは嬰兒もこゝろえ安からんことをむねとしかつは見て倦ざらむ爲に繪をしも書くはへてそのかたちをしめさせたまへばをさなきものをおふしたてむにはふたつなきをしへぐさなるべし彼はかの土の故事をあげてすらをしへを萬里の海外にしけりこれは我國の事實をえらびて我國人を導かせたまはむにいかで御教に化せざらんとこたひすり卷となして童蒙の教に備ふるもの也安政三年初秋源容保謹識

○安政三年丙辰某月角場(カクバ)を天文臺の南に移し更に三區を增し四區とせらる。

因に曰玉留(トメ)にせんがため各流の師範諸生みな野裝にて、慶山より八尺に餘れる大石三つを三挺の修羅(雪舟の大なるもの)につけ、石匠と共に師範自ら石上に立ち、邪許(エイヤ)と號頭(キヤリ)をかけひき來りき。

○安政四年丁巳某月蘭學所を開て和蘭學の稽古を始めらる。

按ずるに初めは御用屋敷官房の北端を教場とせられ、後日新館内廣原に建築して移され、山本覺馬、南摩綱紀、(三郎)教授の任にあたりき、委くは砲術門にのせり。

因に曰蘭學所の開けしは本文の如くなれど、文政元年野村俊哲(俊英の弟清之亟と稱す)が相州浦賀陣營の學問

師範雇勤たりし時、蘭語聞合せのため江戸に出でしよし系譜に見え、また山内玄齡は天保年の頃すでに蘭學を書くことを覺え居りしと古老に聞けり、然ればこの前既に蘭書を講ぜしものありしや疑ふべからず、又山本覺馬が說話に京都在陣の時蘭書に乏き旨をいひ立てしかば、忠恭神君の見給ひしものなりとて和蘭陀辭書と三兵答古知幾の二書を會津の納戸（ナンド）倉庫より取られしことありきとなり、神君は古事故實等は委く調べ給ひし君なりと聞きしが、蘭書までものし給ひしかば臣下にも講ぜしものありしや疑ふべからず。自ら淺聞を恨むのみ。

○安政五年戊午三月學校目付雇勤を置かる。（和田家系譜）

按ずるに學校の目付役は本途目付役の內より二人づつ一年の受持にて輪番に來り勤めしその上にかねて文武に達し勤恪なる長男四名を擧げて雇勤とせられ、文武の學寮はさらなり學館宅稽古場までも繁く巡視することゝせられたり。

○安政六年己未六月二十八日蘭學館を江戸芝邸に設けて蘭書舍密術の稽古を開かる。（加賀山氏日記）

按ずるにこの前己に諸生のために蘭學者神田孝平を江戸邸に聘せられ稽古せしめられ、漢方醫加賀山翼は命を受けて幕府の奧醫伊東玄朴その子玄春織田研齋等に就き修行し、又萩藩（長門）の奧醫山根敬造によりて舍密術を研究し。翼が建議に基き設置せられ、本日會始の式を擧行し規則書を定め、四人ともに招聘せられて孝平と共に教授を囑せられき。

○安政六年己未九月八日醫學寮に蘭書および舍密の會を開かる。同書

按ずるに加賀山翼は主立世話（シユタテ）すべき旨を命ぜられ、吉村二洲は翼と協議し教授すべき旨を命ぜられしが、この時には山根敬造も會津に來りて教授し、河原町の商家をかりて舍密所とせられぬ。

○萬延元年庚申七月蘭學所および火術方に主役並に屬僚をおき學校奉行の管理を解かる。友人の說話。砲術門に志し

○文久元年辛酉某月南北素讀所に書學華様の師範をおき尊圓と兩様の內隨意に學ぶことを許さる。同上

○文久二年壬戌七月諸役員を減ぜられ學校目付履勤を廢して本途目付役のみとせらる。和田家系譜

○慶應元年乙丑某月火術方を大砲方と改稱し主役を廢し軍事奉行の管理に屬せらる。友人の說話

○慶應二年丙寅某月天文臺の東即ち舊角場趾に角場一區を増し併せて五區とせらる。

第五　素讀所

素讀所は幼童を教育する所にして四區あり、戟門の東は東表通、その北に折れたる處は東裏通といひ戟門の西は西表通、その北に折れたる所は西裏通と名け、通じて塾と稱ひたり。

一塾の諸生を大別して二組となし、一番組二番組と稱ひ、一組に素讀所勤、素讀所手傳勤、各一名づゝ一塾に各二名づゝあり、その一組の內小組を分つ十或は十三四に至る、その小組の諸生はおよそ十名より十六七名不等なり。

すべてその小組は鄕里によりて編制し、小組の長を什長といふ、素讀所勤はいはゆる授業師にして、手傳勤はこれを助けて教授し、什長は諸生を引廻はしたるなり。

令　條

一學問所被相設候儀は專ら風俗正しく御家人の子弟父兄に事へ子弟を導く上より御奉公可致筋道不取失往々御用にも相立候樣教育可致爲に候條幼年より此段相心得土津樣以來御代々御尊信の朱子學一向致講習童子訓の趣相守忠孝を本とし內外の言行相愼惰弱に不流樣師長の教に隨ひ文武之藝不怠可致修行事

一花色紐以上の子弟十二歲より入門致し定之通修行可致事

一素讀刻限は三月節より十月節までは朝六ツ半時より出席五ツ半時退席十月節より三月節までは朝

五ツ時より出席四ツ時退席會讀は四ツ時より九ツ時までに候事

　但晝後も故障無之節は無油斷罷出讀書可致事

一於會業之席無用之雜話を以て講習を妨候儀不可致萬一不敬無禮之者有之候はゞ役付之者へ可相屆若誹謗爭論致候輩は可爲同科事

一十五歳より弓馬槍刀鐵砲之術專ら相嗜(タシナミ)其餘の藝術は望次第修行可致事

一役付之者出席退席之節は諸生の內にて可致送迎事

一著座は可爲年齡次第事

一組合の者は平日什長の教に隨ひ違犯不可致素讀所往來之節は必ず什長に隨ひ不行儀無之樣可致於會業之席用事有之罷出候節は什長へ可相屆事

一三百石以上の嫡子三十五歳迄花色紐以上の二三男は二十一歳迄日々可致出席事

　但勝手次第の年齡に至候ても學問武藝定の格に不入者は勝手次第不相成若し定の格に入候ものは右年齡以前にても勝手次第に被成置候尤勝手次第の年齡に至候もの迚も孝養の餘暇可致出精儀勿論に候事

一先祖之祭事父母之看病並親戚之吉凶其外病氣不得止儀は其趣斷りの上可致缺席事

一師長の教に違背いたし不愼之所行有之者は其程(ホド)に寄夫々咎可申付事

「」削ル如何　安

但年長は少年の儀表に候條格別に人柄相嗜み若如何之筋有之候はゞ其咎別して可重(オモカル)事

一正月十五日會始(クワイハジメ)十二月十五日可爲會納(オサメ)事

但會納には師範々々へ束修之式可行事

文政三庚辰年七月

子弟十歳入學の初に、父兄の内（父兄不在なれば親戚の内）儒者及び素讀所勤、手傳勤郷里の什長の宅に赴き、子弟の入學を依頼するに左の文案の如く半紙四ツ切に記したるを持ち回勤するを例とせり。

私伜（或は何男又は弟）誰儀當年十歳に罷成申候間來月朔日學校入門爲仕度奉存候右爲御賴伺候仕候以上

月　日　役名　姓名　居所町名

入學の日はすべて朔日にて、その日には麻上下(アサカミシモ)（禮服）にて什長に誘はれて講釋所に出で、儒者に謁す、その時附入熨斗(ノシ)三寶を出せば素讀所勤は儒者に向ひ某の入學を乞ひ、敬禮を行ひ儒者受て答禮せば式畢るなり。當日什長これを率ゐ學校奉行並に學校奉行添役、儒者、素讀所勤、素讀所手傳勤および組合諸生の宅を回勤せば、諸生は新參者の宅に赴き答禮するを例とせり。

按ずるに入學の年齢は數回變更あり、文化の頃は十歳とせられ文政改制の時十二歳とせられ、後又十歳とせられしは弘化二年頃よりのことなりとか。

入學せば孝經より素讀を教ふるの定規なり「しが、子弟八九歳に至れば郷先生に習はしむるの風なり

五十年前事宛然在目如畫一喜一悲永評得妙實使人戚々焉　網

しかば、その習ひし所に就き一二所を讀ましめ、誤讀多からざればその未習の所より教へしなり」。

日々出校するに誘引番（サソヒバン）ありて、六ッ半時（今の七時）以前に交る〳〵組合の者を呼び廻り、その揃ふを待て什長これを導き出校するの慣例にて、その順番に當りしもの時刻を誤り、或は忘るゝ抔のことあれば、過料として三日間計り引續き呼び歩く等の約束ありたり。

その塾に入るや什長先に入り、組合の者は長幼の順を以てし、直に刀架（カタナカケ）の處に赴き什長先づ己が刀を掛け、組合の者は順次踞して後なる者は前なる者に刀を送り、前なる者は什長に渡し、什長これを掛け了りて中央に坐し脇差を脱して衆に向ひ御早（オハヤ）うといひながら辭儀し然る後定席に就くなり、什長缺席の時は首座の者刀を掛け退席の時刀を取るもこの例にして、組合坐席の順次は其日出でたる順序によりて前後し、退席の時は坐席の順次に依りしなり。

大皷五ッ時（今の八時）を報ずれば、素讀所勤、素讀所手傳勤、詰所より教席に出づ、首座の什長これを迎ひ手傳勤より出闕帳を受け組合諸生の出闕を記す、その五ッ時前に出でたるものはソ字、五ッ時後に出でたるものはチ字を記す、ソは速字、チは遲字の略なり、然して諸生は兩師几坐に就くを待ち、習つて參りますと異口同音に什長に告げて直にその傍に出て脱刀、敬禮して口授を受け或は復習す、四ッ時（今の十時）を報ずれば十二歳より以上の諸生は書學寮に赴く、是迄の時間を會業とて喫烟を禁せり、四ッ時より九ッ時（今の十二時）までは十歳十一歳の諸生、又は年長にして書學寮に出でざる者のみにして、

隆字崇ニ改作如何　絅永
左祖

午後九ッ半時（今の一時）より十二歳以上武學寮に出でざる諸生も出席して教授を受け、八ッ半時（今の三時）を報ずれば退席せしなり。（退席には素讀所勤殘りて、諸生退席し了て後退席せしかば違禮なかりき）一番組より二番組、二番組より一番組を呼て隣手元といふ、會業時間には互に隣手元に行き習ふことを得ず會業後は隨意なりき。

午餐の時には茶を喫す、小組中三四組言ひ合せ出銅（シユツドウ）して湯鑵（ヤクワン）を調ひ常に小使に預け置き、茶は素讀所勤の詰所に托しおき、かねて輪次の茶番を設けてその日番に當りしものは四ッ半時（今の十一時）を報ずれば詰所より茶を搏（ニギ）り來て小使が沸しおく湯鑵に入れ、九ッ時を報ずればその湯鑵を提げ來り團欒相對して喫しその喫し了るや又小使に預けて洗はしめしなり。

戸の開閉には必ず跪き、人と物いふ必ず坐し、師の前を過ぐる必ず中坐して指端を疊につけ、多輩共に戸を出入する必ず讓る等一として例規あらざるなく、謂ゆる灑掃應對進退の節より、親を愛し長を敬ひ、師を隆び友に親み、講じて習はしめしなり、これ等のことにつき朋友互に切磋せし、その狀況は雜事門に述べぬ。

午餐後九ッ半時までは休憩時間なるを以て、春夏秋の間晴日には郷里の朋友相携ひ廣原に赴き、大小刀を捨て索迷藏（メクラチトリ）あるひは角力競爭などして遊ぶを恒とせり。

毎月二日の會業には童子訓の口授を受け十二日は童子訓の講義を聽き二十二日には儒者臨席して三書

二程治教錄、伊洛三子傳心錄、玉山講義附錄を講ずるを聽聞するの定例なり、すべて童子訓と三書とは殊に鄭重にし、必ず風呂敷或は帙上に載せて、決して直に坐に置かざるものとせり、こは君公の親撰にかゝるを以てなり。

毎月二回（定日なく忘る）づつ一等生のために儒者臨席して、四書若くは近思錄を講じ、諸生も亦質疑するの便を得、また毎月一回（各塾日を異にせり）午前禮式方に別席を設けて輪講會を開かれ、學校奉行儒者臨席して一等生の輪講を聞き、その誤りは儒者直にこれを正し、又學校奉行自ら問を擧ぐること抔ありたり。

毎月六の日の午後は復讀せしめて口授せず、これを復會（フクシクワイ）といひき。

出席年齡は長男は三十五歲まで、次男以下は二十一歲まで勝手次第たるを得ず、在勤の者は文武の藝、定格（文政九年以下の敎令にあり）に至らざれば出席年齡を過ぐるも勝手次第たるを得ず、又定格に至れば年齡に拘らず勝手次第たりしなり、長次男とも若し學問書學みな定格に至らず弓馬槍刀火術の內一藝の許を得ざるものは、素讀所も勝手次第たるを得ず、その定年齡を過て勝手次第たるを得ざる者は、組合外に別に年長席を設けて出席講習せしめ、また年齡前にても學問書學とも定席に進み弓馬槍刀火術の內許を得し者は勝手次第たりしなり。

階級を設くる四等にして、其書目及び考試の次第左の如し。

第四等　入門の初等

孝經（正文以下同じ）　大學　論語　孟子　中庸　小學　詩經　書經　禮記　易經　春秋　童子訓

右一卷の素讀口授を畢る每に、手傳勤一二葉を讀ましめ、大概に讀み得れば素讀所勤また之を讀ましめて可と認めば次卷に進め、其遺忘多き者は又復習せしむ、童子訓を除き十一經の素讀を了れば、考試を經ずして第三等に進む、十二歳にして之を畢へ優なる者は學校奉行、目付之に臨み、儒者之を試み、十一經の內三所おの〳〵一葉を讀ましめ、合格（誤讀二字を恕す）なれば學校奉行その由を執達し、家老之を御用の間（マ）（政聽）に召し四書一部を賜ふその時月番家老左文を讀み渡す即ち君公の言を傳ふるなり。

　御意被成學問出精致し年齡より手際宜敷相聞候に付御褒美として四書集註一ト通被下之

誰何男　何　誰

年少にして御用の間に出るを無上の榮譽となしたることにて、この日父兄同導にて直に家老、學校奉行、儒者、素讀所勤の宅を回勤してその厚きを謝せり、然してその書籍は學校奉行自らこれを渡すを例とせり、（賞譽の次第以下皆同じ）この考試を名けて大復（オホフクシ）といひき。

この考試に出るの前父兄は子弟のために更に師長を賴み、數月間復讀せしむ、その法師長各教科書を分擔し（例へば某は小學某は詩經の類）日割（日課時間表）を製し、各師自ら教授すべき時刻をその表に記し與へ子弟は其時刻に師宅に行き、或は自宅に聘し習ふなり、師長はその分科書を復習せしむるに、その讀み得ざる字には緋唐紙二片を字の左右に貼す、即ち紙簽（フシンガミ）なり、その字讀み得ても概して

此教法ハ唯一法ヲ
擧シノミニテ教師
ノ見込次第ニソレ
〳〵方法ヲ設ケテ
教ヘシコトナリ
ナド云フヤウナル
コトヲ分注ニ加ヘ
タシ　綱
左祖　安

難しとする字には一片を字頭に貼す、通讀し了れば半枚或は一枚毎に一貼字と二貼字とを指教し、一冊を指教し終れば又初より指教し、稍々覺ゆるに至りその覺え得ざる字には拾箸（ヒロヒバシ）（圓き松箸を割り長さ五分位に切りしもの）てふものを載せ、その載せたる字を復習せしめ、一枚覺え得るに至り次葉に遷り、一冊を了ればまた此の如くし、一冊中覺え得ざるものの數十字なるに至ては、その讀み得ざる字ある所に紙縷（カミヨリ）を挿み、一冊につき復習せしめ、これを覺え得るに至りまた初めの如く貼紙字殘らず復習せしめ、その內輙く讀み得るものは貼紙を剝くこれを大淺といふ。かくの如くして二十四卷一字を誤らざるに至らざれば考試に出づる能はず、年少者の刻苦勉强も嘗ならず、これを終れば學量大に進み後級に至り甚だ易すかりき、年々此考試を受けしもの四塾を合せ平均大凡二十人不等なりしといふ。

すべて昇級には書面を渡したるにあらず、素讀所勤口頭にていひ渡し後儒者に屆けしなり。

第三等　三百石未滿の長男三百石以上二男以下の定級

四書（朱註を併讀す）　小學（本註を併讀す）　春秋左氏傳

これより獨看にて春秋二期に考試し、合格（同上）なれば第二等に進む。

第二等　三百石以上五百石未滿長男の定級

四書（同上）　小學（同上）　禮記集註　蒙求　十八史略

無點本（素本）此分
注ヲ除クベシ　綱

これより解釋をも合せ教へしが、その難き所は省き易き所のみ教へしなり、（譬へば論語一冊の内解釋を教へしは大凡十分の七八その師の所見によりしなり）春秋二期に考試し、合格（説讀二學問（解釋）一を惣す）なる者は第一等に進む、その書は四書小學禮記の内二所、蒙求、十八史略の内一所なり。

十四歳にして昇級し、その優なるものは學校奉行、目付これに臨み、儒者吏にこれを試み合格（同上）なればこれを執達し、賞として本註小學、近思錄各一部を下賜せり、その手續はすべて大復の時に異ならず、此賞を受くるもの年々大凡十七八人、一等に進みし後復讀する等また大復の時の如しと雖も學力大に進みゐしこととなれば拾箸を用ふるが如きことはあらざりしなり。

第一等　（五百石以上長男の定級）

四書（同上）　近思錄　二程治教錄　伊洛三子傳心錄　玉山講義附錄　詩經集註　書經集註　禮記集註　周易本義　春秋胡氏傳　春秋左氏傳　國語　史記　前漢書　後漢書

春秋二期に考試す、經書の内二所、歷史の内一所みな擧問をかね、無點本（素本）を以て素讀所勤これを試む、これを内試といふ、時間に定限あり春は（大凡二三月）一時（トキ）（今の二時間なれども日の長短によりて時刻にも長短ありしなり）秋は（大凡九月）一時（トキ）半にして、合格（一解五點）なれば儒者吏にこれを試む、これを本試といふ、（書目および時間すべて内試に同じ十六歳以下の諸生の本試には學校奉行目付共試場に臨みき）合格（内試に同し）なれば講釋所に進む。

内試、本試とも春は一日に四人、秋は三人、其日出す所の書同きを以て其日は四ツ時を報ずれ

ば考試に出る諸生を殘し他は皆退席せしめ、これ受試者その書を知て復讀せんことを防ぎしなり。これを監督するため手傳勤一人殘りゐき。

もし內試に於て合格し本試に落第せば、その次回は內試を經ず直ちに本試に出でき。

十六歲にして及第せば、更に考試せず學校奉行これを執達し詩經集註、周易本義各一部を下賜せり。その手續すべて大復に異ならず。年々此賞を受けしもの二三人なりき。

教科の書籍は各塾に所藏ありて、その內史記、前漢書、後漢書の類は五六冊づつ諸生に貸付したり。

素讀所勤は毎月一二回（定日ありこれを忘る）午後輪番にその詰所に相會し、諸生の取扱及び教授方を談じたり、各塾ともその一輪に出んが爲めなるべし。

大組中の什長も毎月一回輪番を以て各自の邸宅に會し、諸生取扱方を談じ。時には諸生の行狀につき父兄等に謀ることありたり。

さて素讀口授の方法は一人毎に教へしを以て、大組中凡そ諸生七十人不等、その內三等以上のもの三十人、口授を受くるもの四十人とし、これを教ふるものは素讀所勤、手傳勤の二人なれば、諸生は談じ遊ぶの隙あれど教ふるものは寸も隙なく、甚しき時には什長をして教へしめしこともありたり。

按ずるに當時の教科書は今の假名文の易きが如くならねど、十二三歲にして四書、五經、小學を讀み了らざる者は甚だ稀なりき、これを今世假名文より成りし諸生に比せば、日用普通のことに於て

或學友ノ年齡ニテモ擧レバ可然歟　安

は固より迂濶にして日を同うじて語るべきにあらねど、學力に於ては殊に懸隔せり、或る教育家これを比例して、當世の師範學校卒業生と昔時の一等生と相伍たるべしといひき、當時解釋を口授せしは二等よりのことにて、その解釋は日用平常の俗語を用ふるを貴びしなり、或學友考試に出て以不貲之身といふを解して、貲りしられぬ大切なる肢體（カラダ）といふことにてその意は金錢にも換へられぬ肢體なりと解きしかば儒者も嘆稱せしとぞ、以てその一端を見るべし、一等に進みし後は經書こそ講じ教へしが歴史の講義は禁制となし自發を貴びしなり、續日記類寄續編を爰に引てその一證を擧げん。

嘉永元年九月八日家老より儒者に訊問せし文に曰近來諸生取立方中には捷徑を專らとし經史の內試學擧問に出候樣の個所を撰拔し句讀を授候如く數人一同へ口授し辨立（ベンタテ）一樣に記臆致候樣仕込候體の儀も有之哉に相聞え平日講釋も右之習はし故歟幼年一等生抔一己も文義不通にて只に眞似を覺候儘講じ候樣相見え候も有之試學の節は擧問之個所口授を得居り候場所へ當り候へば暗記の儘思慮もなく相辨し覺違も無之候得ば全解に相成候段甚だ不都合には有之間敷哉無申迄取立方共者之爲に由り斟酌掛引は專ら師範の心得に預候儀にて文義を爲解候も手際に應じ一已々々にて工風を凝し是非とも面々の胸中より解釋し曲成（原書のまゝ）にも申立候樣師範にて手を添ひ追々仕立候樣に無之候ては本體を失候儀には有之間敷哉前文之通捷徑之取立方致候儀儒者見習始不相辨儀には有之間敷候處右樣にても不苦儀と存候儀にも候哉若し如何との評議に候はゞ右樣之儀無之樣學校役付は勿論一統學問指

候哉候樣ハ今モ通俗セルニ非スヤ古文字變遷トスルモ不當ニ似タリ　安

南致候者共迄も乾度取締無之候ては不相成儀尤も試學に右等之弊無之樣仕法吟味も可有之哉得失見込之次第厚く吟味之上可申出云々

同月晦日儒者前文に答へし文に曰近來學問捷徑之取立方致候哉之儀に付委曲被仰聞候趣承知仕候依ては此後乾度習弊相改候樣可仕奉存候右習はしと申も試學及第を急ぎ或は御賞を目當に致候處より父兄々々に於ても内會之師を相頼み莫大の失墜をかけ爲相學候より賴を得候ものは大勢一同に口授致し果敢取候樣の仕方に有之父兄も夫を賴母敷存じ其教に任候儀に有之且試學舉問に出候樣の個所を撰拔句讀を授候如く數人一同へ口授し辨立一樣に記臆致候樣仕込候體之儀は學校役付之内抔には絶て無之皆内會師授之法に有之試學之節口授を得候個所に當候得ば暗記之儘思慮もなく相辨候儀不都合は勿論致及第候とも益に不相成儀は顯然之儀に候得ば此弊相改其者の力により一己胸中より解釋相成候樣取立候儀專要奉存候依て學校内役付は勿論總て一統學問指南致候者共へ厚く申談悪習相除候樣可仕候左候へば内會之師夫々手元へ呼出可申聞候儀可有之候處其内には在勤之者も有之候處手元へ呼出申談候而も可然哉云々

學校奉行も意見を付し答へたるに見込之通可取計旨差圖ありたり（）頃者或小學の教員二十一二歲なるもの來り談話藩學のことに及び予以上の二篇を示したるに教員その文候哉候樣または間敷哉等文字を讀み得ざるを以て一二の讀法を教へたれば文字は讀み得しもその要旨を得難しといへり嗚呼この文體のすたれたる僅に十七年なれど既に古文字となれり變遷驚く可く將來のこと推知すべしこゝに一言を添ふ。

儒者一人儒者見習二人（儒者トナリシ者ハ司業以來云々一人ノミ發死セシ後ハ儒者見習二人ニテ學事ヲ任シタリ又外ニ手傳勤ヲ置カレシコトアリ）綱

儒者ト儒者見習トヲ混シテ單ニ儒者ト云ツテハ宜シカラズ分記スベシ　綱

儒者（儒者たりしものは司業以來安部井褧、伊東祐順（佐太夫）の二人のみにて他は皆儒者見習勤なり、外に手傳勤をおかれしことありたり、故に儒者と單稱すと雖も見習勤のいひなり、以下皆同じ）三人あり學事を統轄す、その内に特命の侍講者ありて常に君公に侍講す、又講釋所に於て講義し諸生の輪講を聞き質し他の二人は四塾、南北素讀所に臨て經義を講じ或は輪講を聞き質疑に答へ、又定日あり毎月三回閑宅（米代四之丁南町口にありし謹慎所なり、父兄の訓誨に服せすして放埓なるものを入れて禁足し、他人と接見を絶ち學文を勤めしめし所にして別錄に載せし田中玄宰が建議中にある明屋敷を見立て三四疊云々とあるもの是れなり）に臨み教授せり（此時素讀所勤一人輪番にて隨へ行けり）

儒者は前記の如く分擔あれど、用務なき時は交る〳〵會席に出て諸生の質疑に答ふるを恒とせり、その出退席には必ず首座の諸生送迎の禮を行へり。

塾生新に及第せば即日儒者及び諸生の宅を回勤す。諸生は他日答禮するの慣例ありたり。

嫡子にして弓馬槍刀術の内一藝をも許席に至らざるもの及第せば、その子弟の望により二藝は勝手次第たるを得たり。

すべて著席は及第の前後を問はず長幼の序に從ふと雖も、長者は幼者に對し再三讓て然して上坐するを禮とせり。

會業時間は朝五ッ時（今の午前八時）より九ッ時（今の正午）迄、その日出席せば必ず儒者に面し、自ら出闕簿姓名の下にソチ（素讀所門に詳なり）の字を記して後業に就けり、儒者は常に八ッ半時（今の午後三時）を報ずれば退下せしも、諸

生は日沒まで出席して修行するも妨げざりき。

令條 舊令なり今新令を得ざるを以て假に之を載す

一身を修め德をなすは學問の要務なり常に章句の間に拘らず道の大體を會得し經濟に心を委ね互に信義を以て切磋し忠義を以て本とし修身治國の道に志し大器をなさんことを務むべし

一長幼の序を專らにし順序は尊卑に拘らず年齡の順序に從ひ新番組々外之士以上幷獨禮以上の子弟御徒格の嫡子嫡孫まで三等の中にて齡し愛敬の道を失ふべからず

一學德の優劣により上中下三等を設く比年考校して優等なるものは等級を進め上等の中より考試して材德の尤も秀でたるものを撰び旣廩を賜ふ修行の順序を失はず德業にすゝむべし

一揭示する所の定に從ひ常に正業の書を輪講し廣く獨看を勸め其基を養ひ詩文の業を修むべし獨看の初に司業に告げ可否の論を乞ふべし

一中等生以上は每年春秋兩度經義を對策すべし

一大學者は諸藝の出席勝手次第たるべし往々器用をなさんことを勸め二男以下勝手次第の年齡に至ると雖も志を立て修行すべし

一大學は小學の師表たり別して人物を嗜み志行を勵むべし若し怠惰にして身修らざるものは小學へ退け志行改るを待て復すべし改勵の志著しからざる時は假令藝能ありとも家督相續の節吟味ある

べし

一會業の刻限は朝五ッ半時（今の九時）より九ッ時迄を限とすべし晝過といへども止ことを得ざる故障の外は常に大學に出席し獨看を勤むべし

一本藝の外弓馬槍刀の藝に隨ひ武士の業怠るべからず中にも槍馬の兩術は諸士第一の業なり未塾の輩は別して出精すべし

一先祖の祭事父母の看病及親戚の吉凶其外病氣痛所等止ことを得ず缺席の輩は其趣斷るべし

一司業出席幷退座の節は申合送迎すべし

一六科糾則讀渡之節は三十五歳以下の子弟は殘らず罷出拜聽すべし

一正月十五日聖堂へ參拜し稽古始あるべし十二月二十日を會納とす其日夫々の師へ謝辭を述べ束修の禮を行ふべし

右條々堅可相守之者也

文化七年庚午十一月

按ずるに新令條も大體異ならざるが如く覺えしが、第二項および結末の一項は改正あり六科糾則云々の一條は削除となりしなり、新令條には殊に本朝の書に通達無之候ては不相成。神道和學も心を用ひ相學び。中等以上の者は別して心掛くべしとの意も載せおかれたりと覺ゆ。故に

令律格式等その外六國史以下の書もまた研究するを努めしなり。

獨看の書も常に掲示おかれしが、經史子類雜書數十百部にして記臆せざれば記す能はず。堂名を至善堂といひ、會席には朱熹の白鹿洞書院掲示文を匾額（古賀精里の眞蹟なりしが、安政の末年と覺ゆ佐瀨得所これを模し、開版方にて白字に印行したりき）となしおき、諸生をして常に服膺せしめられしなり、毎年會始の時儒者の講せしもの是なり、その文左の如し。

白鹿洞書院掲示

父子有親　君臣有義　夫婦有別　長幼有序　朋友有信

右五教之目堯舜使契爲司徒敬敷五教即此是也學者學之而已而其所以學之々序亦有五焉其別如左

博學之　審問之　愼思之　明辨之　篤行之

右爲學之序學問思辨四者所以窮理也若夫篤行之事則自修身以至于處事接物亦有要焉其別如左

言忠信行篤敬　懲忿窒欲遷善改過

右修身之要

正其義不謀其利　明其道不計其功

右處事之要

己所不欲勿施於人　行有不得反求諸己

右接物之要

熹竊觀古昔聖賢所以敎人爲學之意莫非使之講明義理以修其身然後推以及人非徒欲其務記覽爲詞章以釣聲名取利祿而已也今人之爲學則既反之矣然聖賢所以敎人之法具存於經有志之士固當熟讀深思而問辨之苟知其理之當然而責其身以必然則夫規矩禁防之具豈待他人設之而後有所持循哉近世於學有規其待學者爲已淺矣而其法又未必古人之意也故今不復以施於此而特取凡聖賢所以敎人爲學之大端條列如右而揭之楣間諸君其相與講明遵守而責之於身焉則思慮云爲之間其所以戒謹而恐懼者必有嚴於彼者矣其有不然而或出於此言之所棄則彼所謂規者必將取之固不得而略也諸君其亦念之哉

毎月講釋會と輪講會とおの〳〵三回づつあり（日を忘る）講釋會には儒者經義を講じて諸生疑を質し、輪講會には儒者の面前にて諸生おの〳〵籤を抽て、その一二に當りしもの二人輪講し、その畢るを待て互に討論し盡すに至て儒者その可否を斷ずるを恒とせり、二會ともに午前の會業席に於て開けり。

また毎月詩會、文會おの〳〵三回あり、下等生の出席も心次第なれど、中等生より出席せざるを得ざるの定規にて、この時にはすべて默讀なり、宿題あり席上題あり、詩には探題、分韻、合作、點合等あり、文會には復文を發して下等生に習はしむ、この二會は午後なりき。

右の四會には學校奉行、目付も用務なければ臨席し、講釋輪講には共に意見を演て論究し、詩文會には題を發し自ら作ることありき。

春秋二期には執政職（家老、若年寄、奉行三職の總稱以下皆同じ）屬僚を率ゐ來て、儒者の講義諸生の輪講（平日の例會に同じ）を聞き、又席上章を指して講ぜしむるあり、詩文に宿題あり、席上題あり、又かねて策問を發して對策せしむることありき。出席年齡は長男は三十歲、二男以下は二十一歲まで、之を超ゆれば勝手次第なるなり。
書籍は文庫役人にいひ込めば、一人にて五部づつ借るを得るの便ありたり。
等級は三階あり、每年一回考試を執行す、その次第左の如し。

下等　及第の初級

經書、歷史、

右の內無點本（以下皆同じ）にて一葉づつ讀ましめ、一所づつ講義せしめ、合格（二點合併）なれば別に日をトし、その日題を發して詩文を試む。

詩、七言絕句一首　　文、二百字內外の復文一則

韻字書含英の類一種を見るの外他書を見るを得ず、その詩平仄正しく意通じ、文は顚倒なく助字に大差なければ合格とし中等に進む。（すべて詩文の考試には時間に制限ありしが記憶せず、會業は休會としき。）

中等

經書、歷史、雜書

經書の內一葉、歷史雜書の內一葉を讀ましめ、一所づつ講義せしめ、合格（下等に同じ）なれば更に日を

祭酒ノ門カ或ハ古賀氏ノ門ニ入ラザルヲ得ズトスル如何
古賀ノ門ニ入リテ昌平黌ニ入寮セシ者少カラズ我モ古賀門ナリ　綱

トし、その日題を發して詩文を試む。

詩、七言律五言排律の内一首。（本人の隨意）　文、題跋紀事序文の内一篇、

詩は平仄、聯句、韻字の法を謬らず、意また通じ、文は助字、虛字の用法正しく、意通ずるものを合格とし上等に進む。

上等

平日の會業席は衆多雜沓にて、講究も緻密に涉り難きを以て、同志者相約し午後或は夜間內會を開き、（夜間は各自の邸宅に於てせり）互に經義を講究して實行を勉め、歷史を討論して古今の治亂を論じ、或は人物を評する等努めて記誦を事とせず、專ら實益を得んとの目的にして、その實會席より內會は盛にして益を得ることも亦多かりき。

中等に進みし者にして往く〳〵國家の用をなすべきの材氣あり、且つ品行惡しからざるものは撰拔して江戶に遊學を命ぜられ、初命學期を三年としおひ〳〵延て十年に至るものありて一樣ならざりき。

遊學生は必ず昌平黌に入學せしむるの命なれども、滿寮の時或は本人の望により他の家塾に入り、若くは通學せんと請ひば允許ありたり、その昌平黌に入らんとせば先づ林祭酒（大學頭）の門に入らざるを得ず。その入門の束修料（金百疋に扇子一箱と覺ゆ）は下附ありたり。

遊學を命ぜらるれば月俸を給せらるれど（學費門に詳なり）自ら請願して遊學するものには給せられず、然しこ

松本來藏、橋爪助次郎モ遊歷セシガ藩命ナリシヤ否予ハ詳ニセズ吟味スベシ　安

江戸遊學ノ諸生ニ作ルベシ　永

左袒ベシ　綱

此文頗ル誤レリ削ルベシ　永

左袒　綱

此等ノ作ハ作者文化七年十一月ノ條ノ事實ト參考熟思シテ言ヲ立ツベシ然ラザレバ事實ヲ失スルコトナシトセズ　永

れ等は志篤く恃むに足るものなれば遂には給せらるゝの例なり、またその人の村識觀光察俗に可なればは、豫て諸藩に通牒して四方に遊歴を命ぜらる、遊歴生は乃ち見聞せし所を筆記して歸國の後出すを例とせり。

因に曰安政年間と覺ゆ秋月胤永、（當時悌次郎）南摩綱紀、（當時三郎）野出作介、（當時土屋鐵之助）命を承て遊歴し肥薩を極め歸りしが、その到る處各藩の制度、風俗、學制、軍政、民政等見聞せしまゝを筆記して復命せり、その胤永が筆記せしもの觀光集と題し今尙ほ存せしが當時の風各藩とも政事に係ることは書生に語らざるの風なりし故、物に觸れ事に接し心なげに聽訊し、筆記したるはいと勞せしことなるべしと推讀せらる、當時の風到る處馳れば必ず饗應あり、酒宴の間と雖も醉ふこと能はざりしと胤永自ら語りき。

遊學生は平生作る所の詩文を撰拔し、年一回或は二回會津に送りて檢閲を求むるの例あり、また年一回は歸省することを許され、二親なきものは墓參を許されき。

按ずるに古の風經義の説は自らその信ずる所を取て解釋し、試業にも古人の説にある所を述ぶれば强ちに咎められず、學風自ら活潑なりし由なれど、四書輯疏の出版以來は講釋所に及第する迄の間は必ず輯疏に據らざるを得ざるの風となり、及第の後は廣く諸説を求めて講究せしが、その內古註家陸王等の説は講釋所に於て公然唱ふことを得ざりしと。

嘉モ惟足ニ受クト
ハ定言スベカラズ
安

第七神道方并皇學方和學所

按ずるに神道は天兒屋根命より傳はり、宗源唯一にして二流なかりしに、後世垂加の一派出でしより、これを分つがため宗源を卜部或は吉田と稱ひしなり（卜部吉田もと一家なり兼方より卜部といふ）我藩卜部の神道は土津神君、吉川惟足に學び給ひ、唯一の奧秘を受け給ひしに起因すと雖も、諸士の師たりしは惟足と惟足の門人なりし服部尙由を祖となすなり。

垂加派は山崎嘉（垂加はその號なり）を開祖となすと雖も嘉も亦惟足に受けその源一なりしが、これより二派となれり。我藩垂加派を置かれしは何年なりしや、會津干城傳坂本義邵が傳に、延寶元年垂加派の神學者山岡鹽山來り、諏方の神官有賀滿俊、（孫太夫）杉本則直（源吾右衛門幽軒と號す）これを信じ進講せしめしが、義邵これを諫止せりと見え、家政實記に享保四年二月垂加派の神學者木本成理、神書を德翁神君の御前に進講し、又紹旃院君に侍講し、同七年跡部良顯（人名辭書に良顯は光海と號し、又重舒齋と號す幕府の士なり、神學を澁川都翁に學ぶとなす）より取次ぎ侍講せしと見え、又成理は藤原公通（從一位正親町大納言）にも學びしと見え、沒せし時神學許可の證明狀を得しものには貴賤に拘らず靈社號を贈るの例なりとて、公通より春山靈社と贈りしと同家の系譜に見え、又積慶錄に享保八年四月十日德翁神君公通傳來の國學を光海に受け、神代卷中臣秡五十鈴川の奧秘を受け給ひしが公通の神道は山崎嘉より附屬する所なり云々とありしかば、公通より良顯、良顯より神君、成理に傳はり、その成理は師範たりしかば神君成理を以て我藩の開祖となすも不可な

かるべし。（一説に成瑾は京都の玉木正英より許可を得しなりと。）

卜部、垂加ともに師範一人締方勤（シマリカタツトメ）一人づゝにして、卜部は三事位以上のものにあらざれば師範たることを得ざりき。（垂加はこれを知らず）

卜部神道方の館號を宗源館といひき、神殿は假に會席の東端に設て神格殿といひ、天神地祇を勸請しおかれき。

因に曰四大字を書きし直幅なりしが、こは忠恭神君四重奥秘傳を受け給ひし時、竟宴（オハリノウタゲ）の式典を行ひ書き給ひしものなりと言ひ傳ひき。

藩廳より頒布せられし令條なく、吉川家にて定めし憲令を遵守せざるべからざるものとし、常に講席に掲示おかれき。

憲令

一可守學問之次第事

凡講談之法者初反再反再々反是也於其初反與再反之間在雜講都而為四段聞舉之漸以可得神道之大意而後本中臣祓神代卷之意而日夜能潛心反覆之不可懈功夫體認事

一不可輙授面授口訣事

凡師於人者常察學者之言行事狀試其識得之淺深而隨其器其人可授秘傳者也秘傳者所謂面授口訣是

也面授口訣雖多必竟止宗源唯一之敬故雖有其材非正行之人者不可授與之

一不得免許者不可講談事

凡撰其行蹟在益於人而學材足導乎人者許奉侍讀中臣祓日本書紀於　天上之法受之而後可得施於人者也

一不撰其人而不可授重位事

凡重位者一事傳二事傳三事傳四重奥秘是也其授之次第者一事至二事二事至三事三事至四重夫學業良成而後精撰有材正行尊德居遜者而授之重位一事修德行實自感于鬼神者授之重位二事德合天地道涉古今至其敬者授四重奥秘之君子也德亞之者授重位三事雖然四重者唯受一人之位而道統家之外傳之者古來稀也故以三事爲極位者也受之後神道之學成矣神道者神明相傳之直傳也有未會得之事益礙功夫可待師傳妄加臆見勿枉神明之道矣

一以臆見不可立一派事

凡神道者一流而無二流卜部一家之可爲進退者也是則延長五年之聖斷也然近來有未得當家之相傳而以臆見立一派者對此等徒假不許論神道況於儒釋道徒哉

一雖同門之人妄越階級而不可說之事

凡同門之學者互無隔心而爲討論者爲學問之一助雖然對初反之者而勿談再反之事再反與再々反亦同

之譬道體之意味者猶百菓之味非成熟之時不得其全味也

但教授之者應諸生之器而試之者爲別義乎

一不可談道於僧侶事

凡道以秘立以信傳不秘則癈不信則不行可能信而能秘矣不傳於僧侶者萬壽元年之制戒也近世益禁而不許入門後來可堅守之者也

但棄浮屠之法還本朝之俗而來化者不制之限者乎

一不可輙傳於諸祠々官事

凡以神秘者輙不傳諸社之祠官者古法也然同其志傳之之例亦有之故不制之限者乎

但以可受之傳書不可附傳於其社若在犯之者神道之罪人也

一致恭敬而可受教事

凡於講談之席者貴賤可同座同志之故也又雖高位高官之人北面而拜聽雖武官之人可解帶劍夫道神道也口授者神教也神者天地之至尊也最存恭敬慮心聽而可受教者也

一不可是非政務及世人事

道者有治國家調五倫宜先忠孝愼言行理其職務其業又非其位其職而不可妄是非公政之事及專毀譽世間之人者餘讓舊令而不載于茲已上十條

右之條々堅可相守者也

天兒屋根命五十八世嫡傳神祇道唯受一人

寛政元年酉三月　　源　從　門

按ずるに本文謬誤あるが如しと雖も校正に由なければ原本のまゝにし敢て一二せず、從門は惟足の孫にして惟足以來代々幕府に仕へ、京都の吉田を宗本となし、これに次ぐものは吉川なれば、憲令も我藩の一二し得べきにあらざりしなり、その末條にいふ所舊令は會て見ざる所今考ふべからず。

因に曰本書は奉書紙に書して掲示しおかれたりしが、五項の臆見の二字は常に指端にて摩擦せし故、更に紙を貼してこれを補ひばまた摩擦し見るべからざらしめしは、垂加のものゝ目に障ることあるを以てなるべしと言ひあひりき。

會席は朝五ッ半時（今の九時）より九ッ時までなり。

書籍は中臣祓と日本書紀の神代卷と三冊のみにて他に講ずべきの書なくこれを反覆玩味講究せしのみ彼の古事記舊事記の如きは參考に供へし迄なれど二記は師範の許可なければ看ること能はざりき。

階級は左の通り設置ありしが考試せしにはあらで諸生が識得の深淺を見て師範これを進めしなり。

講習　　講談免許　　一事位　　二事位　　三事位　　四重奧秘

毎歳仲春には日をトし。神格殿に神饌を供し、師範自ら日本書紀神代卷の結尾を講じて神事を行ひ、學ぶもの丶漸くに進で我が道の榮ふるを祝ひき、この日參會する者は前日より潔齋（他人に接せず淸衣を服し淸室に居り、火を異にし飲きしものを食し居るの謂ひにして、即ち物忌なり。）し。學校奉行、目付共に臨席し兼題にて各祝歌を詠じ、講師これを披講せり、君公の祝歌を披講するに當りては皆稽首拜聽するを例とせり、式了れば講習所に於て宴會を開く、これを竟宴といひき。

因に曰忠誠神君曾て寄玉祝を、九重のうちにつたはる曲玉の八洲の外もてらすかしこさ　と詠じ、奉納せられしことありき。

十二月十八日は土津神君の忌祥日なるを以て、殊に神坐を設け神酒を供し和歌を披講し、威德のいと高きを未遠く仰ぐの意を以て、これを仰德會といへり。

按するに土津神君以來代々の君公みな神道を尊信し給ひ、その逝去し給ふや葬儀も神式に據り給ひしが、その葬儀には垂加派のもの參與するを得す、齋主は卜部の師範若くは見禰山の社司にして、その重位に居るものに命せらるゝの例なりき。

さて吉川家は代々幕府の神事を管理せしが、偶ゝ夭死等あり傳統絶えたる時は、必す我藩重位三事以上のもの後見人となり、外は神事を代理し、内は幼主を教授すべき宿約ありて、大竹政文、櫻井重政。（豐記）服部尚成（安之進尚由の後裔）等これに當りたりき。

○

垂加派の會日は毎月四九の日即ち六回（其二十九日は常例の休日）にして、假の講習所なれば神殿の設もなく、床の間を封じて神殿となししが、猿田彦命を勸請し置けりと聞く、蓋し山崎嘉は常に猿田彦命を欽慕し、庚申の日に祭りしよしなれば、竟宴も庚申日を用ひしかと推考せらる、その竟宴は春秋の仲月二期なりき。

階級は左の如くなりしと。（石井氏覺書）

平等	講習	講談免許	初重位傳	二重位傳	三重位傳
三重位玉籤集許可		四重奧秘許可	奧秘皆傳		

○

皇學方（また和學方と稱す）は人皇以降の正典を講窮する所、師範一人、締方一人あり、その師範締方勤とも卜部神道の師範締方勤にて兼ねたりしが、時には特に設けられしこともありたり。

卜部神道の門に入りし者は皇學も兼學ぶの習ひにて、皇學のみ單窮する者は至て稀なりき。

會業は卜部神道會業の午時より八ッ半時（今の午後三時）までなり。

令條

一皇學は專ら我が聖朝の令格式律等の書を學び國憲法度の旨趣を明かにし國家治安の道に通達する

ことを努むべし

一神典明法紀傳等の書を修め有職樂府和歌および歷代の雜書等に至るまで博く渉獵し治亂興廢の跡を精ふし列臣の傳を讀て人物を知り進止黜涉古今損益の意を會得し能く國體を辨へ德を成し材を達することを旨とすべし

一講席著座の次第を始め出入進退に至るまで遜讓恭敬を本とし學校の掟に倣ひ決して禮節を亂るべからざるもの也

寛政五年癸丑正月

常に講義あり、輪講あり、その書は令式格律の四書にして、文章和歌は餘暇を以て學びしなり。階級およびその書目は左の如しと雖も、和書は見るべからざるものなく甚だ廣かりければこゝに載せす。

初等　令義解、　延喜式、　三代格、　律疏義
乙等　同前、　六國史、（日本書紀、續日本書紀、日本後紀、續日本後紀、文德實錄、三代實錄、）
甲等　同前、　文章、　和歌
得業生

毎年考試ありしにあらず、諸生の手際の進步に應じ昇級せしめんとする時は、師範その書に就き學力

を試みて及落を判せし迄にて、定格ありしにあらずと覺ゆ。子弟學ばざるべからざるの定規ありしにあらねば、入門するものもまた多からず、講釋所に比せば寂寥たりき。

○

和學所は二條家流即ち正三位家隆を始祖となす、我藩の祖は池上氏陽なり、（古老の口碑）令式格律等の書も研窮せざるにあらねど、詠歌を主とし皇學方とは自ら異なりき。

按ずるに氏陽は土津神君に仕へ、京都に出で二條家の奥秘を得しを始とし再傳して關場安行（木野右衛門）三傳して小泉安貞、（仁右衛門）四傳して小泉安周、（安貞の子）五傳して谷岡梅山、（常右衛門商賈なり）六傳して安田亨意、（樂山庵醫師）七傳して安部井武氏、（常盤）八傳して野矢常行、（惣藏）九傳して澤田名垂、十傳して野矢常方、十一傳して原清郷（與助）に至りしなり、（小川壽流の説話）その常行の時に際し土屋直連は師範補勤たりしと聞く。

師範一人、締方勤一人あり、稽古所は假にて居寮の北隅にありき。

按ずるに學史門に載せし如く、寛政七年學校内に於て和歌會を開かれ教場を設けられしが、名は教場なれども會集を催されしことならん、日新館創立の後は何れを教場とせられしや、新編會津風土記にも見えず、東塾の二階東尊圓流の北端に置かれしは文政年のことならん、後に居寮に移されしは予が記臆に存するが如く嘉永の初年ならん、當時は居寮の既廩を廢せられ、入寮生少く空室あり

しを以て假に充てられしことならん。

稽古所は狹隘なれば休日講釋所に於て歌合などあり、また殊に寺院に於てすることあり、師宅には常に內會ありて皇學方よりは却て盛なりき。

東西塾ヲ四塾ニ改メ四寮ノ字ヲ削ル　知何
左袒　永綱

第八　書學寮

書學寮は東西塾の樓上に四寮あり、戟門の東は華樣にしてその北に折れたる處は尊圓流なり、戟門の西は瀧本流にしてその北に折れたる處は尊圓流なり、尊圓に二寮ありしを以て一を東尊圓、一を西尊圓と分稱せり。

尊圓流の開祖は尊圓親王（伏見天皇の皇子諱は守彥）にして、瀧本流の開祖は瀧本坊昭乘（中沼氏松花堂と號す）なり、我藩尊圓流の祖は誰なるや詳かならざれども大室甚左衞門、賀古甚之丞その人か、瀧本流は大庭務右衞門ならん。

按するに渡部成從は德翁神君に拔擢せられし書家にして、尊華二樣の筆法に達し、諸生修行の秩序はみな成從の定むる所にして後世之に據りしと聞きぬ、果して然らば成從を以て中興となすべし、後寬政、享和に至ては華樣は加賀山知常、瀧本は內田近明を中興となす。

各寮とも師範一人、締方勤二人或は三人あり、締方勤は上等生これに當りたれど、免許を得ざるものは手本を書き與ふことを得ず、只取締奬勵を掌りしのみ。

令　條（新令を得ず舊令を載す）

一書學は六藝の一平常要用の急務たり諸事欽愼を本とし行儀散亂せず心を精一にして習學すべし

一會業刻限は五ツ半時より四ツ時まで

但中休(ナカヤスミ)の節は多葉粉(タバコ)は用捨之

一長幼の序を專らにし常の順序は尊卑にかゝはらず年齡の順序を以て著座し愛敬の道を失ふべからず

一諸生の內大凡十人組を定め其中年長のものを什長とし會業の席へ往還の節什長を誘引し可罷出候途中に於ても他の什伍へ道を讓り他の路人と雖も禮讓を以て接すべし若し違亂の輩は父兄の教行屆かざるに當るべし

一先祖の祭事父母の看病親戚の吉凶其外病氣痛苦止事を得ず闕席の輩は什長を以て其師に斷るべし

一會業の席に於て雜話を以て習學の妨をなすべからず不敬無禮のもの有之といへども是を誹謗嘲弄するものは同科たるべし

一毎月休日は朔日十五日二十三日二十七日二十九日五節句其外臨時の休日その時々しらしむべし

天明八年十月

入寮の定年齡は十二歲にして四寮の內何れへ入門するも必次第にして素讀所の如く定處あるにあらず然れども少年多きを以て素讀所の如く組合を編制し什長を置かれしが一鄉里のみにては編制し難きを以てその最寄の近き所のものを集め編制しおかれしなり。

組合の定席を起て師範および締方勤の傍に出て習ふ時又は硯水を酌むが如き必ず什長に告げて後に起

つ等の禮儀すべて素讀所に異ならず。

會業時間は朝四ッ時（今の十時）より九ッ時（今の十二時）までその出精なるものは午後も出席せしが師範は八ッ半時（今の三時）を限り退席せり、夕會と稱ひ毎月六回（日を忘る）午後會業ありき。

按ずるに師範役付は夕會の外は正午より退寮して可なることとなりしが、一時出精者のために退寮せず八ッ半時まで居りしが、永き間に因襲習慣となりしなりと古老はいへり。

師範、締方勤の出場退場の送迎および諸生の進退刀架等すべて素讀所の例に異ならず。

休憩時間は出場の際磨墨の時と、四ッ半時（今の十一時）より暫時間にして、締方勤之れを量り小使をして柝を撃たしめ、就業を報ずれば各その席に著き勉強せり、この撃柝を習ひの柝といひき。

清書は毎月六回となす、その日締方勤は輪番に一人づつ師範の傍に出て、師範を輔けて惡しきは直にこれを正して復習せしめ、その善きはこれを進めて他の手本を與ひぬ。

出席年齢は十八歳までなれど、定級（後に注す）に至らざれば勝手次第たることを得ず、唯その講釋所に進みしものゝみ年齢等級に拘らず勝手次第たりき。

階級は各寮とも八等にして、その次第および試業の次第左の如し。

第四等　入門の初級

和樣（尊圓瀧本二流の併稱以下皆同じ）は平假名、數字等を半紙一葉に四字づつ習はしめ、その後古狀（今川壁書の類）或は

短簡なる尺牘文六字づつ習はしめき。

華様は平假名、片假名、數字、十干、十二支等を半紙一葉に四字づつ習はしむ、平假名の外は皆楷書なり、後また六字づつ古人の成語（楷書）および短簡なる尺牘文（草書）を交へ習はしめき。（兩様とも四等生は棒筆を用ひしむ、その筆は廻り一寸四五分なる管に、長さ六分ばかりの毛もて結びしものなり）

第三等

和様は古状或は尺牘文を、半紙二行に一行七八字づつ習はしめ、華様はこれに準じたるものにて、楷書を交へたり。

第三等優等

これより三ツ折りと稱し、半紙を三折にして三行に習はしむ、その文尺牘、古詩等なり、和華様みな同じ。

第二等

和華様とも習字は三等優等の如くにして、二等優等に進む試業あり、その法師範詰所の四隅に一人づつとし、容易なる消息文の案を出して書しめ、書體よろしく誤字なければ昇級す。

初め試業の前の清書日に、諸生の清書を一時收容して、試むべきを撰びて試むべきものゝ清書は取りおき、試むべからざる者のは返却し、然してその試むべきものに日を刻して通知したる

なり。

第二等優等　諸子弟の定級

四ッ折の細字を習はしむ、試業法は容易なる消息文の題を發して作らしめ、又古歌の案を出して散し書かしむ、また楷略とて古詩五七言絶句の内一首を楷書にて出し、草書にて書しむ、その格誤字二點消息文に不可なければ昇級す、和華樣大約同じことなれど、華樣には古歌なく別に楷書を書かしめき。

第一等

習字は前級の如くにして、和樣にては諸願文を交へ習はしむ、華樣は楷書、行書、草書の三體を習はしむ、その次第順序こゝに至て大に異なることありしならん。

十四歳にして一等に進み、優なるものは數月の間復習せしめ、修熟の後學校奉行更にこれを試み、各師範互に檢査し合格（目障り、落字、誤字、合て三點を恕す）なれば、學校奉行その書を合せて家老に執達し、家老これを可とすれば言上して硯（甲州雨畑の產）一面を賜ふその順序は素讀所大復の如く試業法は左の如し。

華樣は楷書、行書、草書の三體みな古詩、古語の類、唐紙半截紙に書しむ。

和樣は消息文、楷略、古歌、竪書（タテガキ）（諸願の文案なり當時の風一と通の願書は半切紙に書きしものなれどその事の重大なるは君公の裁可を經へきを以て半紙の全紙に認め覆紙に包み出すの定規に）

して其種類は定りありて竪書とは
その全紙に書しものゝ稱ひなり
にて消息文と竪書とは題を發して作らしめ皆大奉書紙に書かしめたり。

十四歳にては作爲の意匠に乏しければ、平易なるもの數十種を暗記せしめしなり。其一例をこゝに示さん。

縁組願

私倅誰へ何誰長女縁組內證申合候間被　仰付被下置度奉願候右之趣宜樣被仰達被下度奉存候

以上

月　日

年始狀

改年之吉慶千里同風目出度申納候御渾家御揃御超歳被成候半珍重之御儀奉存候次に拙家無異加齢致候間乍憚御休神被下度奉存候右は年甫之御祝申述度如此御座候尚期永陽之時候恐惶謹言

月　日

その試業は午後講釋所に於てし毎日六人づつ座を隔て語を接し書を見ることを得ざらしめこれを草したるを師範一見し然る後清書せしめたりこの時間は春は二時(トキ)今の四時間秋は二時半(トキ)今の五時間を

筆役ノ事ハ余ハ初メテ聞キシガ簡易ニシテ意味通ゼザルニ似タリ　安

限りその間に書き畢らざれば格に合はずとなしたるなり、この賞を受るもの年々十七八人に降らざりしと聞けり。

華様は一等に至て初て大小篆隷體と消息文を習はしめ、和様は楷書を習はしめその優なるものを撰み試業し、合格（點數はこれを忘る）なれば上等に進む、その試業法左の如し。

華様は大小篆、隷、眞、行、草、楷略、略楷（草體を眞體に書す）消息文、和様は大小篆隷なくして、走書（ハシリガキ）（長き尺牘文を作り巻紙を手に持ち書くをいふ）あり（時間は一等に同じ）この時には學校奉行目付も臨監せり。

上等

本級に進み猶筆道に熱中し、品行方正師表たるに足るものは、試業を經ず免許を與ふ。

免許

免許を與へらるゝと倶に筆役（ヒツヤク）にあてたる添書を與へらる、受者之を持ち筆役の許に行き傳書を受く、是に至て初めて手本を書し師たることを得し也。

按ずるに筆役は世襲にて、後世南素讀所書學の師範たり、古人事歴門に載する渡部成從の裔なり、その掌る所を詳かにせざれど、社寺その他に掲示せらるゝ制札は、必ず筆役の書きしもの也。

毎月一回席書（セキガキ）あり、學校奉行、目付、各師範とも禮式方に臨み、各寮の諸生左右に並列して、おもひ〳〵に書し一覽に供ひき。

また年一回位（重もに冬至の日）一晝夜習（ナラヒ）と稱ひ、朝六ツ時（今の六時）より明朝六ツ時まで習ふことありたり、こは二等優等以上の諸生にて、平日殊に出精なるものゝみなりき。

上等に進み秀逸なるものは特に江戸修業を命ぜられしものあり、また自費にて行き修業せしものありしが、近世に至ては甚だ尠かりき。

會津藩教育考卷三　終

禮式ノ師祖ニ作ル如何此等ノ類總テ祖ノ上師ノ字ヲ加ヘタシ 永

第九 禮式方

按ずるに禮式は小笠原流にして小笠原貞宗（信濃守と稱す後醍醐天皇に事へ弓馬の師範にして武家の禮式を定む）の遺法を毫も安排せざるものなりといふも其實は今川、吉良、北條、伊勢の諸流も混淆せし折衷流なりと考へらるれどもその證を得ざれば再考に附しぬ。

我が藩の祖は誰なるや遠く溯れば小笠原長時（別錄に委し）にしてその後の傳統は考ふべからず元祿年間坂本義邵古禮古實を授けしことありしかば是等當時の師範ならんか、天明年に至りて大沼俊直專ら敎授の任に當りしかばこれを中興となすべきか。

按ずるに小笠原流禮書の內に九部書あり、その末に永祿年中奉傳將軍義輝公弓馬禮法天正元年引立於古例正編當家之書と書きたる後に、小笠原大膳太夫長時、同右京太夫貞慶とあり、又その末に並列して文祿三年山家新太夫祐友、元和六申年折野內匠助祐閑、寛永十六卯年渡部彌五左衛門重利、寛文七未年寺西覺左衛門元利、延寶五巳年渡部半兵衛重成、享保十四酉年根井新兵衛高知、明和八卯年赤岡半藏忠英、寛政元酉年佐藤長太輔春方、同八辰年中森悅藏貞快と書し、また少く隔てゝ長時十一代之後學中森悅藏と書せり、これ傳統連綿たるを證するに足るが如しと雖も、山家以下師範

此下ニ河原政心ノ條ヲ加ヘテ大綱ヲ結ビテハ如何實ニ河原ニテ全備セシヤニ承レリ尤下ニアル令條モ定モ其人ノ手ニ成リシナリ　安

たりしこと諸書に見えず、中森は寛政年間講所束修式（雜事門にのす）に名ありて、當時禮式を掌りしものゝ如し、然るに河原政心が師範たりしは寛政九年なり、政心が江戸に出て修むるの前は誰人に學びしや詳ならず、後考のために書しおく爾。

師範一人、締方勤一人あり教授を掌りき。

會業は定日あり、午後八ツ時（今の二時）出場し、出場の先後を以て稽古せしが、その會日は塾を以て區別しおかれしは、諸生多くは少年なれば他鄉のものと混ぜざるやう注意ありしものと思はる。

令條

一禮は人事の儀則にして須臾も離るべからず敬愼を本とし威儀を正し進退周旋規矩に當ることを專務とすべし

一十一歲より入門し愼敬禮（缺字か）を始とし其餘は九等の規則に隨て學ぶべし

一九等の稽古その業（ワザ）をのみ學ぶことを心得ず會業の席は勿論凡て平日敬心を主とし貌に顯るゝを以て修業の專要となすべし

一三等の業終らば口授を得折方結方を學ぶべし

但書札禮免許の後九部の書寫相濟み出席勝手次第たるべし

一步射禮騎射禮は小笠原へ誓詞の上學ぶべし

禮式ハノ條脱誤アルニ似タリ　綱

但等級に至らずとも二十二歳以上のものは業（ワザ）のみ稽古の儀は望次第たるべし

一第九等の席に至らば軍旅の式器械の製造等に委く古實を糺すべし

一會業の席に於て凡て師範役付の差配に從ひ不敬不遜無之樣いたすべし

一會業刻限は四ッ時より九ッ時まで夕會は八ッ時より七ッ時迄休會は凡て學校の例に準ずべし

文化二年丑二月

定

一禮儀の稽古に候へば平に敬禮を盡し諸事相愼み修業可致事

一弓馬軍禮は武門の要なり此流不審有之に於ては包まず承り聊疎略あるまじき事

一禮は己を愼むを先とし他人の非を揚げず他流の批排停止の事

一女禮は婦人に近くの遠慮あり年齢四十歳に充たざれば假にも不可傳之事

一禮式は時の宜に隨て損益あり一片の法に泥み過不及有之時は先哲の建る所時處位（ジショイ）の節を空くせず
因て博考習熟して野鄙奢花に不至ことを可嗜事

右五條小笠原流譜代之定可相守者也

文化二年乙丑二月

按ずるに小笠原流傳書不明の廉あるを以て、師範河原政心江戸に赴き廣く吟味すべき旨を命せ

初等ハ進退周旋ニテ即チ君主ニ謁見スル等ノ式ト覺エタリ　安
余亦然リ配膳ハ余程等級進ミテ後ニ學ヒタリト覺エ　綱

られ、歸國の後騎射の禮を卒へ試業を經たるものは家督の節小普請を免せらるゝの制度を定められし旨、家世實記文化二年二月の條に見えしが、令條を定められしも同年にして定五條も同年なれば、政心歸國の後專ら奬勵せられし時創定せられしものなるべし。

階級は分て九等となす、友人の說話によりこれを記載する左の如し。

初等　入門の初級

配膳　食膳その他茶碗等の据方を敎ふ

二等

鳥目　金錢の進呈また請渡方等を敎ふ

三等

太刀折紙熨斗　太刀の請渡し折紙目錄熨斗等の請渡し等の諸式を敎ふ

四等

折方結方　目錄式紙の折方太刀の緒水引糸等の結方を敎ふ

五等

これより九等まで重もに軍禮にして步射は三的小笠掛等箙靫の負ひ樣騎射は流鏑犬追物その他首級實見等の諸禮數多を敎ふ。

列記する所大略此の如しと雖も、その內に尊長に對する應答、會釋（エシヤク）のことより賓となり主となり饗應の事、または君公に對する直答、拜領、酒卮拜戴の式および使者、奏者、取次、屠腹等の作法みなこの內にありき。

嫡子は三等を卒へざれば出席勝手次第たるを得ざるの定規なれば、おの〳〵その格に至る迄は勵みたれど、四等以上に至り著實に學ぶもの多からず、嫡子すら斯の如くなれば二三男に至りては極めて少なかりき。

稽古の器具、即ち雛形及び禮器、衣服、烏帽子、弓箭、馬具、甲冑、指物の類に至る迄一も備はらざるものなく、時々甲冑の早著（ハヤギ）抔稽古し時には首級實見をも習ひき。

慶安承應ト云フ順ナリ改メ書スベシ　安

第十　數學方並天文方

按ずるに數學は關新助（寛文頃の人圓理演段を發明せり）の末流關流なりしか我藩の祖は誰なるや推考し難しと雖も承應二年島田覺右衛門は算學士に召出されその明年同人が著述せし九數算法といふ書を出版せられまた慶安三年には安藤有益を召抱へられ有益は宣明暦註及び本朝暦統を著しまた元祿年には澁味重勝數年間大勢の門弟に教授せしを以て褒賞せられしことを系譜に載せり此等の人を祖となすべきか、後寛保年に至りて片桐嘉保江戸に出て易學天文韻學暦術の傳授を受けたることあり、これを中興とすべきか。

數學は關流なり、教場は禮式方にて、會日あり（定日を忘る）出席せり。

師範一人、締方勤一人あり、教授を掌れり。

他藝の如く修行せざるべからざるの定規なく、誰人も心次第にして多くは吏員商估の業とし、修業すべきものとは思はざる風となりしかば、砲術等を學び數理の必要を感ずれば竊に師範の宅に行きて學び或は他の巧達者に就くもありて、教場は眞に寂寥なりき。

階級は十級あり、即ち算法九章を以て分けしなり、寛政年間師範たりし片桐嘉矜が下問に答ひし九章の釋義を錄して章旨を示す左の如し。

一等

方田章　邦國城郭田疇その界域の形狀を以て畝步の積冪を求めて土地の廣狹を量るの術なり方田直田圭田梭田梯田斜田圓田等の類數種數十條ありて以て敎授す方田その首章にあるを以て名く

二等

粟米章　周禮漢斛粟米法の類なり凡金銀米錢貿易加息の變を推し諸物の長短萬品の輕重を量り以て群貨通易の道及び食貨昂低の道を御す度量權衡名法あり科目數十條ありて以て敎授す粟米法は貢稅の急務にして其目首章始敎なるを以て名を賓る

三等

差分章　差分は物に差等ありて其總數を以て其各差を知るものなり譬へば上士は中士に倍し中士は下士に倍するの類是を倍差といふ凡萬物の長短大小輕重多寡あるが如き上中下或は大中小三段或は九段或は幾段ありとも其差を推し極むるの法なり律管の如き三分損益して上生下生と差して其律呂長短幾分の差數なりといふことを明すの類なり分率差四六差二八差三七差折半差遞減損次差帶分母子差互和減半差匿價差貴賤差の類名儀若干あり以て敎授す其數に差あり差に分あるを以て名く

四等

少廣章　多少廣狹の儀を以て名く立積には多少あり平積には廣狹あり其積實の數を以て長濶を知るなり乃ち方田圍原の類此術を推して三乘四乘五乘より數十乘の大乘に至るまで皆是を撰るなり平方は天方一を廉級に列し立方は天元一を偶級に列し凡數の自乘するもの再三幾乘と雖も乘數と差數とを以て原數を推すの術なり平方帶縱平方相應平方減縱飜積の類なり立方にも又これあり凡て目次數十條ありて以て教授す

五等

商功章　國を建て城を築き家を作り渠を掘るの類其費用人工幾何といふことを會計するの法なり方臺圓臺方錐方堡壔圓堡穿地穿渠開地開濠築臺築墻堤大小堆此外數十條目ありて教授す商は度なり功は業なり人工功業を計るの術なり以て名く

六等

均輸章　物を運漕するに用力用費多寡を測り戸數の多少と道里の遠近とを以て車數粟數の運輸を考へ粟米昂低を以て僦直傭錢等を量る漢の桑弘羊の均輸法を行ふといふも此事にて天下の米穀を運送して多き處にて買ひ少き所にて賣り以て民食を足すの術なり然れども其本錢を償はざれば行はず均は平なり輸は送なりと註して本錢と均しき時は損益なし是よりして名を取る故に定れる科目なし雜題變々究りなし

七等

嬴不足章　譬へば毎人若干を出せば餘りあり若干を出せば足らずといふ唯その若干を知て人數及び物價を知るの術なり之を以て其法隱雜互見にして初學者喩り難しといへども其用亦狹し故に嬴不足嬴適足不適足兩嬴兩不足あるのみにして條目數十條に至らず名儀亦字の如し

八等

方程章　術路錯縱なるが故に赤籌黑籌を用ふ是を正負術といふ加減異同正負遞互編乘等皆厥術なり曆算に是を用ふ術意□（一字分明ならず）錯にして初學者通曉し難しと雖も唯其一術の名目なるが故に其用亦寡し故に其術二色三色等ありと雖も術路亦通ず是を以て科目も亦寡し方は正なり程は數なりとし註其數を正し其名稱に依る布列して算する時は乃ち等數を得是を名となす

九等

鈎股章　木工の用ふる所曲尺の本なり算經に矩を用ふる術あり居ながらにして敵地城郭の廣狹山岳の高低川澤の淺深道路の遠近等を知るの術なり町見術を數字家にて海島術といふ是亦鈎股術なり此術千變萬化無窮にして彌窮れば彌窮らず故に極め盡すこと能はざるものなり方術圓術弧術等皆是に依て生ず故に是を九數の末に出す鈎はつり也股はたはり也弦はつるなりすくなるものを隅より隅へきれば二枚の鈎股弦の形となる因て名く（家世實記）

これを卒へ許(ユルシ)に進むに試業ありその次第左の如し

金錢　米　田畝　目拔錢(メヌケ)

右何れも溜置(クメオキ)一

引算一

金錢　米金錢

右何れも溜置一

割掛物

二桁物　割業五　掛業五　　三桁物　割業四　掛業四

四桁物　同　三　同　三　　五桁物　同　二　同　二

六桁物　同　一　同　一　　七桁物　同　一　同　一

合四十九章　皆中

右讀方に誤謬ある時は再返す

又九章の内六題づゝ設けて毎章一題を抽籤にして殘らず出來たる者を合格となし許に進む（石井氏覺書）

許

天元（元の朱世傑が發明する所）　古法圓理演段等の算を敎ふ

天保年間ニハ一瀬大藏其師範ナリ　永

按ずるに書類はいか樣なるものを用ひしやを知らずと雖も、多くは問題を集めしものならん、これを算家にて好(コノミ)と稱ひき、後世高津榮道（祐次郎）あり、この道に達し公暇には多くの門人に敎授し、集(アツメ)好(コノミ)といふ一書（三冊）を著して便を與へしとぞ。

○

天文の敎場も禮式方にて、會日を定めて出場せり。

師範一人、締方勤一人あり多くは數學の師範、締方勤これを兼ねたり。

天球儀、地球儀等の備ひありしが、學ぶ者至て尠く寥々數人に過ぎざりき。

每年冬至の日には暦家（諏方神社の神官諏方、佐久、笠原の三家）をはじめ師範、天文臺に於て推候し、明年の雲氣候および晴雨考を編し、官に出すの例あり、この日學校奉行も監臨せり。

因に曰諏方、佐久、笠原互に暦本を發行せしがその因て來れる所を推窮するに甚だ遠し、今新編會津風土記（若松之二諏方神社の部）を擧げてこれを證せん。

諏方大祝部佐久祝部笠原祝部三家共に暦學ヲ善シ京都大鏡寺伊豆國三島ノ神職ト同ク暦本ヲ梓行ス今時伊勢ノ禰宜等カ梓行スル所ノ暦ハ今ノ大祝部方親カ六世ノ祖宮内方義ガ外舅三橋兼也ト云者ノ傳ル所ト云初兼也當社ニアリテ暦術ヲ學ヒ後伊勢ニ行テ彼所ノ神職等ニ敎ヘシヨリ世ニ行レ伊勢暦ト云モノ出來シト云

この書は文化六年の編纂なり、當時より六世その一世を平均三十年とせば、百八十年即ち文祿、慶長の間にありて諏方社にはその以前より傳はりしと見ゆ。

第十一　醫學寮

醫學寮は西塾の北端にあり、師範一人ありて諸科を統轄し、師範補勤ありてこれを輔く、その師範は多く侍醫の内學術優等なる者、その補勤は平人より採用ありたり、その外に五科（後に詳にせり）に一人づゝ誦師あり、その次に一人づゝ締方勤ありて教授を掌れり。（友人の説話）

醫家の子弟は合力醫師（ガウリヨク）（當時合力米と稱ひし扶持米あり即ち合力米を賜はる醫師にして臣視せられざる町在醫の尤も下等なるなり）より以上十二歳なれば皆入寮すべき定規なり。

令條

一醫は仁の術にして刀圭の下不測の凶を藏す素靈の蘊を窮め古人主方の意を洞察するにあらずんば手を下し難かるべし凡て同社歳月を空ふすることなく博く醫籍に渉り是を治療に施し煙花に耽ることなく聖儒中の醫たらんことを勵むべきこと同社講習の第一義なり

一同社講習の日九皷の下刻（原本一字を欠く）學致し日晡に下て退くべし若晝滿八皷半を下て猶會せざるものは闕席の趣記錄致し會學の節後期の事由を糺し是亦記錄致し勤怠を改むべし

按ずるに九皷八皷半は時刻にして當時時を報ずる大皷を用ひし故かくしるしたるならん、九皷は九ツ時（今の正午）八皷半は八ツ半時（今の三時）なり。

一醫家の子とも十歳より入學し素讀の科に入り三十歳まで懈怠なく參會すべし不參の者は學校の令

條に準じ其趣申斷るべし若又病用にて出席なり兼ぬるものは翌朝誦師へ右の趣申斷り是亦記錄致し怠りなく勵むべし

但遠方或は虛弱のもの往來難儀に候はゞ其趣醫學校へ相屆け十一歲より入學すべし

一醫師一等、次醫師並廩米を賜りたるもの丶子供一等、帶刀の者（家中分限社寺の子弟）一等、其他官籍なきもの又一等に齒列し凡て四等に著坐すべし

按ずるに本條は後世改正せられしものと思はるれど判明ならず後考に讓りぬ。

一草木蟲魚其外海外の產物兼知るものあらば持參いたし本草と引合考窮すべし

一會集の中多葉粉は無用たるべし

但放學の中はこれを許す

一考窮の暇、時ありて談笑するも不可なることなし只談笑を好て力を不竭者は嚴にいましむべし

一凡て休會は學校の例に準ずべし

享和元年辛酉十月

少年子弟には儒者の素讀をも敎へしが、醫學には本道科、外科、小兒科、痘瘡科、本草科あり各科各第四等より大一等まで五級にして、敎科書は傷寒論、仲景全書、素問靈樞、本草綱目、千金方、準繩、千金翼劑、外臺秘要等數十部ありき。（友人の說話）

毎級の考試も次第ありしことならん、（續日記類寄續編に弘化元年鈴木支園悴良瑞は本道科第一等、外科は逸等、小兒科と瘡瘍科とは最上等、本草科は中の上等に進み云々と見ゆ、然れば各科ともその等級の名稱を異にせしが如きも判知し難し）その小兒科、本草科の如きは暗記にて第一等に至れば方付（ハウツケ）とて方劑のことを問はるゝに答ひ、大一等には醫按とて病の起因變化等のことを問はるゝに答ひし例規あり。（同上）

按するに儒學の如く昇級の次第年齢に因て書籍を賜はるが如きことなかりしが、寛政五年大河原臣敎が醫學、儒學に通じ詩作をも善くせしを以て仲景全書一部を賜はり賞せられ、また文化三年小島君玉（雲琳）が考試の代りに自著の傷寒論發蒙と題せし一書を出し及第せりと、各家の系譜に見えたり これは特典なりしなるべし。

蘭學科あり、原書に就て醫術を講究し、舍密科ありて製藥方を研究し、假に河原町に製藥所を設けて製藥に從事しぬ。（學史門安政六年九月の條に詳なり）

大成殿の後背に藥草園ありて草木百餘種を培養せり。

市在の醫師の高等に進みしものは苗氏を許され、又目見（メミエ）等を許され（法度書）それ〲奬勵あり、また君公の臨席し給ひし時には合力醫師の子弟より以上の子弟講義することを得るの例なり。（續日記類寄續編）

按するに市在の醫師は入寮せざるべからざるの定規ありしにあらずと推考す、古の制農商には苗字を許されざることとなりし故その免許を榮譽となしたるなり。

師範等時候を測り子弟を率ゐ山溪に行き藥草を採る等のことありこの時には學校奉行も行くことあり

徳本沒セシハ寛永七年ニアリ時ニ土津君ハ二十歳ニナラン此事吟味スベシ　安

岩田知足トイフ名醫アリシコト古人傳ニ出テシト覺ユ意慶ハ同人ナリヤ　安

二洲ハ教授トナリテ出席セシヲ覺エタリ　安
余亦コレヲ知レリ　綱

しとぞ。（石井氏覺書）

按するに醫道の開けし源淵は知るべからず土津神君曾て長田徳本を招き給ひしに奉仕の念なしとて門人なる日向德遠を薦めしかば（會津古人傳）三百石を賜はりしといふ、（家世實記）果して然らば醫道に功ありしは德遠その人なるべし。

また舊證類聚にも日向德遠（五百石）中村芳庵（三百石）關三宅（二百五十石）田中玄與（二百石）佐瀬甚九郎（二百石）田中春佐（百石）服部丹齋（百石）藤田了甫岩田權左衛門（二人外科）澁谷香賑（百五十石）も見えまた會津古人傳に丸山一雲といふ醫師も見えまた當時達人の聞えありし岩田意慶は市井より擢てられ寬文二年二十口俸を賜はり召抱へられしよしなればこれ等につき推考せばその源淵を究むるに可ならんか。

さて昔は漢方家のみにてその遊學は多くは江戸にして中には和歌山（紀州）の花岡家に遊學せしもあり（平井良伯が如き）洋方家は絕てなきことなれど中古には竊に講究せしものありしよし文化年の頃横山周仙なるもの自費を以て長崎に赴き蘭人に就て學びしと聞きしがこは洋方の嚆矢ならん、爾後弘化の頃吉村二洲初めて命を受けて長崎に赴きたることありこれ洋方にて官遊せし第一ならんまた嘉永の末ならん、古川春英が緒方浩菴（大阪）に學びこの頃より漸く流行して安政年に至りては命を奉て總州佐倉に赴き佐藤舜海の門に遊ぶもあり、また長崎に赴くも數人ありしがこれ等の學資は醫員醵金の加息金（學史門天保七年十一月の條に詳なり）にあらず本途より給せられしならん。

第十二　雅樂方

按ずるに雅樂の開けしはいつの頃なりしか、見禰山神廟の神樂は城州八幡の神官紀齋院が會津に下向して曲節を傳授し。歌は吉川惟足と桃澤惟一（彦五郎）の詠作なりしに、寛政の頃に至てはそれさへ絶ゆる計りになり、浦上孝弼を招かれしことなれば（家世實記）この間には雅樂師と仰ぐべき程の人なかりしと推測するなり、然れども寛政四年には日向忠、片峯勝興、雅樂指南主役など命せられしことあり、（片峯家系譜）之を以て考ふれば古來傳はりし道統ありしや否、孝弼を以て中興となさゞるを得ず、學史門寛政七年の條を併觀すべし。

師範は舞樂、音樂を分て數人あり、其一部を教授せり。（譬へば箏師範篳篥師範の類、舞樂には右方、左方の別ありき）等級あり又考試ありしよしなれど、聞知せざれば記し得ず。

按ずるに文化四年十月浦上宗敏雅樂最上等の試學を經て昇級し、同六年簗瀬眞道第一等の試學に昇級して一口半俸を賜はりしよし、各家の系譜に見ゆまた一證なり。

舞樂の教場は禮式方、音樂は講釋所にて皆會日（いづれも午後）を定て稽古し時には大成殿の庭中に舞臺を設け裝束して堂を降りて舞臺に渉りて舞ひ堂上にて音樂を奏することなどありき。

雅樂の書は體源抄といふありと聞きしが、他に何書ありしや聞知せず、裝束、樂器はみな常に大成殿の東房または禮式方神廚の傍に納めおかれき。

天保ノ初頃迄ハ細川　忠ハ、一柳源太郎、武井寛平等十餘殿ニテ舞臺ニ上リタリ依テ少壯ノ輩モ多ク修行アリト聞クニ作ル如何

神君ト許リニテハ永明暸ヲ欠ク

後世は雅樂の稽古衰へ出席する者も少く、多くは老人のみにて壯者は甚だ稀なりき。

按するに享和元年樋口光朗（十太夫）日光に赴き舞樂を學び、また文化元年裝束調儀の爲め日光に赴き又同二年生駒直乾が家にて裁縫したる旨同家の系譜に見え。又鈴木氏の手翰に據れば、享和年の前後は大に獎勵せられ、傾（カタムキ）修業を命ぜられ費金を賜はりし者數人ありし旨古館簿にて見たりとあり、同年の頃には松本佐賢（與太夫）は舞曲指南、細川馨（忠藏）は雅樂師範にて後に光朗も指南せしに、漸々衰頽委靡せしを忠恭神君また獎勵し給ひ、此時舞臺も新に設けられ、（館内には舞臺二棟あり、一は能樂一は舞樂の舞臺なり、その能樂の舞臺は古く壞れしが、舞樂のは新しければ、文政、天保の間に設けられしものなるや疑ひあらじ。）一柳直寧、（四郎左衛門）笹原源兵衛、在竹隆定（五郎左衛門）等主立（シュタチ）世話方を命ぜられ、この頃には城内小書院に於て舞樂を催されしこと時々にして、月夜には不時に講釋所の椽頬などにて音樂を奏せしことありしと聞きしが、續日記類寄續編に嘉永二年六月近來雅樂會相立ち附人の御用相增し云々と見ゆ、即神君の獎勵し給ひしも此頃のことにやあらん。

親ラ指揮ノコト千
甚松ニアリ其處名
モ擧ゲタシ　安

第十三　武講並土圖場

按ずるに土津神君封に會津に就き給ひしは寛永二十年にして元和偃武の後を距る三十年當時大藩は皆幕府の嫌疑を避けんがため多く武事を演ぜず、自ら彊て娯樂を事とせしかど神君は專ら武事に心を用ひ給ひ、親ら指揮して演習し給ひしことありしが、兵法は何を以て主とし給ひしや考ふべからず、伊南芳通は河陽傳、向井吉重は山神流、望月安光は太子流の軍學を以て神君の親問に答ひしこと時々なりしかば、神君親ら折衷して一定の法を假に設け給ひしことなるべし。明曆三年に至り甲州流に據られしは何人を師とせられしや（明曆以下家政實記）毛利家の臣にして軍學に達せし遠藤逸作を召して時々講究し給ひしよしなりしが、逸作は何流の軍學士なりしや考ふべからずと雖もこれ等に因緣せしにはあらぬか、神君嘗て密に友松氏興に命じ給ふ別に正當の軍制を編成するに足るべきの法あらば棄て以て取るべしと、氏興身を終ふるまで念頭にかけ搜索せしも良法なきを以て後の君子を待つと神廟に密告せし事ありき。（友松以下家世實記）その甲州流の後は專ら芳通が河陽傳に據られ、元祿年に至り大導寺重祐を師とし給ひ又甲州流に改められ後十餘年にして重祐を放逐せられ再び河陽流を用ひられ天明八年に至り遂に長沼流佐枝派に改正し給ひしなり。

武講は兵學を講究する所の教場にして長沼流佐枝派の法なりその學の淵源をこゝに抄錄せん。

長沼流は長沼宗敬（信州松本の人初津田傳十郎後外記と稱し又澹齋と號す）に出づ、その門人に室田甚左衛門、佐枝尹重（政之進碎玉軒と號す尾州の人なり）

あり、各岐れて一派をなす、謂ゆる室田派、佐枝派是なり、宗敬初め信州加納にあり、一僧に從て小學を讀み洛閩の說を信じ傍ら甲州流の兵法を修む、既にして以爲く多くは他人の彌縫する所眞傳にあらずと即ち古今の韜鈐を研窮して、上は孫吳七子に參じ下は戚が法を稽ひ、時宜を量り實効を驗し、射御刀は本邦に原し節制規律は漢土に取り火器は西洋を參用す、嘗て門生に謂て曰吾が法三分は書なり、二分は口訣にあり、五分は學者の自得にあり、善くこれを用ふるものは吾が法を墨守すべからずと、握奇八陣集解を述て風后武侯の意を祖述す、兵要錄二十二卷はその自著なり、元祿三年城州伏見に於て歿す、（小傳）文久年に至り勅あり神式を以て追祭す、稜威千別武押分可賞眞心御魂と追諡を賜はりぬ、（友人の說話）尹重は握奇八陣或問二卷、再辨一卷、孫子管蠡七卷を著す。（人名辭書）

學政は軍事奉行の統轄する所にして、學校奉行の管せざる所、分規金（後の學貢門に詳なり）も本途より下付ありたゞ師範の費金束修のみ學料より下付ありたり。

師範一人即ち軍事奉行これに當れり。

按するに師範は軍事奉行の專任にして、軍事奉行は許可に進まざるものは其任に當ることを得ざりしなり、然るに文化二年軍事奉行黑河内揮死したる後、丹羽能教に後任を命せられしが、能教は許可に進まざるを以て固辭したれど許されず、遂に其任に當り、生駒直乾は許可たりしを以て師範の事を任じ、篠澤秀雅（仁右衛門）山寺應齋（貢）も許可なりしを以て武講頭取となり師範手傳を命せられ

能教が蝦夷出陣中は二人とも師範たりし旨家政實記及び各家の家系に見えしが後世この例ありしを聞かず、蓋し當時の特命なりしならん。

武講頭取兼肝煎役あり、定員なきも大抵五人不等にして、その頭取は一切の庶務を辨理し、母衣役は操練のことを擔當す、格役以上のもの之に當れり。

武講懸勤あり、定員なきも大抵五人不等にして平士の戰格以上のものこれに當り、教授を掌れり。

教場懸勤あり、定員六人重に三百石以上の嫡子戰格以上の者之に當れり、斯は物頭役の見習の如きものにて、その三百石未滿の者之に當るは特撰なりき。

軍事奉行物書二人あり、雜務を辨ず軍事奉行附屬の與力これに當り、外に附人二人あり給仕することを司る。（以上友人の說話）

按ずるに武講教場の規則は、文化九年に制定せられし旨法度書に見えしも、その書は得べからざれば載せ得ず。

花色縅以上の諸士の嫡子は十八歲に至れば必ず入門せざるを得ず、十八歲未滿の者は請願免許の上ならでは入門することを得ざりき。

入門せば頭取若くは懸勤の内を撰び己の教授を囑託するを例とせり。

講讀の書は專ら兵要錄にあり、故に階級も兵要錄中の編名を以て級名となす、その修業の順序次第左

の如し。

練兵

兵要錄中練心膽編を授けそれより兵談、將略、選士、編伍、懸令、賞格、練銃頭、教旗鼓、檢從馬、を講習し熟練の上山神流の築城法の內平山城、平城、山城の三法を講習したるものは師範これを試み練兵卒業とせり。

出師

練兵卒業の後誓詞（後の弓術門に詳なり）を出し出師編および陣法營法を講習し山神流塀目許（サカヒメユルシ）を得しものは師範これを試み出師卒業とせり。

戰格

出師卒業の後誓詞を出し戰格編を講習す熟練の上はその人樞要の任に當るべき器材あれば許可の奥秘を許す（軍事奉行の外至て少し）

許可

三百石以上高士の嫡子は每月一回出席して、練心膽、練銃頭、教旗鼓三編の內講義を聽聞し、花色紐以上三百石以下の嫡子は練心膽の講義を聽聞するの定規にして、その講師は頭取若くは懸勤の內これに當れり。

旗奉行以上にして戰格に進みしものは毎月一回出席して孫子を講習し、出師以上の武役は出師編を講習し、物頭は練銃頭、その戰格に至らざる旗奉行は教旗皷の內旗手長練法を講習し、目付役は懸令を講習し、格役以上の武役も相當の編を講習するの定規ありき。

教場懸勤は城內三之丸操練場に出て弓組足輕の持滿法（物頭號令し、金皷役大皷を打ち、足輕弓を構ひながら三十間許進み敵間十間にて放つ、甲士槍を入れんとする時槍間を助け發射するものにて、常の稽古には三尺に六尺の厚紙に鬼形を畫きしを的とし、七十矢射て鬼の腰より上に八分以上の中りなれば賞譽ありき。）および城南小田村の遠丁場（六十間）に行き鐵砲組の足輕が立發（立ちしまゝ頰につけ發つ）腰發（行き止り砲を右腰につけ發つ）坐發（跪き頰につけ發つ）の稽古するに二人づゝ立會ひ監視し又春秋二回猪苗代に赴き半坂（地名）同心が持滿遠丁の稽古を監視し又大野原追鳥狩操練の庶務は悉皆これを擔當せり。（以上友人の說話）

旗手金皷の稽古は常に三之丸に於てせしが、時々廣原に於てせしこともあり、又寒稽古と稱し十二月十五日納會の後槍術場に於て數十の大皷を駢列して坐撾の稽古をなしたり。

十一月二十一日は長沼宗敬の忌祥日なるを以て、午前四ッ時（今の十時）より午後八ッ時（今の二時）迄の內、麻上下にて畫像を拜し神酒を頂くを例とせり、（彭齋隨筆）これを先師祭といひき。

按ずるに學史門天明八年の條に載するが如く、長沼流我藩の祖は木本春山にして、當時軍事奉行の撰に當りしは黑河內揮、續て丹羽能教、田中玄俊、片峯勝興、高津忠懿、弘化嘉永の間に至て黑河內高定江戶に在て最も顯れ、諸藩侯も其法を欽慕し贄を執りて弟子たる村上（越後）福山（備後）の如き數

藩にして追鳥狩には來觀する者多かりき。

さて武講は兵書を講ずる所と雖も、軍政軍事の基礎は實にこゝにありしなり、此書は專ら教育を主とするを以てたゞ講習の次第を叙つるのみ、其軍事軍政に係ることは別に編述する所あらんと欲しこゝに載せず觀る者訝る勿れ。

因に曰追鳥狩は講習の結果として操練の大なるものなり、これを擧行するの日鄰封二本松藩にては封境に兵を出して防禦に備へしといふ、彼の嘉永年駒場の原に於て愼德公（德川十二代將軍家慶公）の台覽、文久年　孝明天皇の叡覽の如きは小操練と雖も、三百諸侯中古來なき所即ち講習の結果にあらざるなきなり、今より之を想ふ實に華法にして取るに足らずと雖も、本朝古來の法を墨守する甲冑時代昇平安逸に狃れて、武事を忘れたるの時に於て、獨り我藩が講習怠らざりしは誇るべくして、其方法次第は今日聞くだにも得べからざることゝなりたれば煩を憚らず狀況の梗概を記す左の如し。（初め戰格生にして教場掛たりし高木重固に求めしに、五變の方法次第その一を記し他は兵要錄によらざれば記し得ずとのことなれば、これを棄ておきしに沖津醇が記文を撰述し予に示したり、こは其方法次第にあらず、已れ實演にあつかりて實況を記したるものにて、後人に示さんには却て戀すべきことゝあらんと思ひ、間に予が記臆する一二を加ふるなり。）

追鳥狩に宿陣と尋常行軍との二樣あり、宿陣とは前日大野原に行き野營を敷き一宿するの謂にして、其時には輜重隊その炊具陣桐油に至る一切のものを持ち行きしなり、尋常行軍は前夜列伍を整ひ行くの謂にして、中軍を合せて十二隊、（外一隊は城中に宿直するを以て加はらず。）城外追手（オホテ）、搦手（カラメテ）に先鋒、左右軍、後殿

隊、輜重隊を分て整列し、中軍吹螺の號令にて先鋒より順次發行す、甲士（組士）は騎馬にて提灯を腰に挿し、徒士以下は徒歩（雨なれば各簑を纒ふ。）にて瀧澤の峻坂を踰え、一隊原中に達すれば烽火を擧ぐ、瀧澤坂上の船石にて之を受け又烽火を擧げて城中に報ず、號令嚴肅にして軍士喧閙ならず、偶軍馬の嘶くあるのみ、原の西北に一丘あり前面に石を疊み土を均らして君公の見所となす、俗に之を御立場（オタテバ）といふ、こゝには終宵篝火を焚き曙に徹す、黎明喝道の聲聞ゆるは君公中軍を率ゐ來り給ひるなり。

君公は丘上に休憩し給ひ天漸く明るも秋間曉霧靄々原を覆ふて咫尺を辨ぜず、そのやゝ霽れんとし霧隙を生ずるに至て旗幟その間に隱見する實に畫圖の如きなり、陣中號令を傳ふる螺と旒とあり、螺を吹く數曲あり旒に五采あり、之を揮るに定式ありて動止す、その進退には必ず金皷によるなり、少焉ありて中軍螺を吹き赤旒を揮れば先鋒之に應じ螺を吹き隊長（陣將若くは番頭）令して徐々皷進す、中軍また青白旒を揮れば左右軍も又之に應ずるに螺を以てして皷進する各數百歩にして止る、爰に於て軍隊の布列全く成りしなり、少焉ありて中軍螺を吹く一聲、衆軍一齊に鬨聲を發する三聲山鳴り地震ひ殺氣原頭に滿るが如し、やがて行人（使番）丘を下り原を馳て先鋒隊に向ひ陣將に公命を傳ふれば陣將拜して部下の隊長に傳ふ、隊長之を銃長（物頭）に傳ふれば銃長、銃手（足輕）を率ゐ隊を離れて分て二列となし、交互銃を發して進む、（前列銃を發すれば後列その間を進み、銃長の號令にて坐止して銃を發す、かくする數回俗に之を鉄砲せり合といふ。）左右軍も亦之を援け銃を發しながら進む前鋒の如くすれど敵猶辟易せず、先鋒の隊長機を見て扇を擧げて甲士を麾け

ば甲士槍を揮て進み縱橫撞突す、銃手も亦其間を進み齊發交互相進み相發する三四回、甲士なほ進て撞突すれば敵軍やゝ辟易す、此に於て追擊すべきの機とし令して螺を吹かしむる三聲俗に之を馬喚貝といふ、馬これを聞き踊躍し從僕に牽かれ來れば甲士槍を棄て馬に騎て駢列す、陣將一麾すれば衆馬競馳し相逐ふ數丁、鳥丁が先に收る所の禽數十羽を放しおきこの時一齊に縱てば甲士爭うて之を捕獲し、急に騎て鞭ち丘下に來り馬を繫ぎ手綱を一方に引きしめ馬首を後に向はしめ向ひ行くことならざるの法なり、俗に之を芝繋といひき。目付所に於て捕獲と姓名とを自書して自ら進で公に獻す、公その一番なるを賞するに銀錢五枚を手づから賜ふ實戰一番首級に擬し給ふなり、これ壯者が全能を叩て競爭し數月の前よりする狂者の如くなりき、此時日既に午に近ければ皆踞坐して午餐を傳ふ、午餐了るや丘上にある所日輪の小馬標の徐々丘を下るは君公自ら出でゝ各軍を犒ひ給ふなり、將長の敬禮みな軍禮によるといふ、君公中軍に止り胡床に倚り前軍をして進擊せしめ給ふ、銃長これを承り銃手をして敵に近づき交擊數回勝敗未だ決せずして交綏す、此時君公は丘に還り給ふ、中軍忽ち螺を吹き赤旒を揮れば前軍又進んで銃を發す、相戰ふ數分時我軍遂に潰走す、旗長旗奉行扇を舉げ旗手旗の者をして五大旗を伏起し勢を援けて共走るを止るも支え得ず旗手も亦旗を倒して走る、中軍之を見て螺を吹き黃白旒を揮ひ葵章の大旗を飄し鼓譟して進み、後軍は左右の翼となり進行する數百歩、走る所の旗長聲を厲し扇を舉げて旗手を勵し止りて旗を立て伏起して前軍を援く、爰に於て前軍氣を得て皆合して一となり、銃手一齊に

進發する數回、時に我が伏兵左右に起り右軍は弓を彎いて亂射する雨の注ぐが如し、左軍は大銃を發す電光霹靂焔烟原を覆ひ甲士三千槍を揮ひ煙を侵して進み鏖戰す、君公又驪馬に跨り丘を下り給ふ、軍監（軍事奉行）陣笠を脱し鞍に拜伏して追討を奏すれば、君公腰にし給ふ軍麾を拔き一揮し給ふと齊しく騎士齊馳し禽を捕ふ。君公も亦この間に馳せ捕ひ給ふ、群鶉の林樹を離れしに同じ、騎士の捕獲を献ずる初陣の如く、中軍黒旗を揮ひ鉦を打て退く、前軍皆之に從ひ營に還り晡時に及んで振旅す、初め捕獲者が公に献ぜしものは實見に供するに擬する所、こゝに至て下賜を辱うし馬鞭に結び腰に挿し騎て還る、沿道の觀る者堵の如し、さて操練の節制は嚴肅にして勇者も獨り進むこと能はず怯者も獨り退くこと能はず、金鼓旋螺によりて進退動止す、其指揮に從て運動するの神速自在なる臂の指を遣ふが如し、第二回の操練潰走して支ゆべからざるが如きに際し、旗長が旗手を遣ひ中軍の大旗を進むに於ては、全軍の勢奮に倍蓰し機に投じて運動する、觀る者をして手を握り呼吸に堪へざらしむることありき。（時に君公はさらなり、將長より甲士に至るまで陣笠、陣羽織に臂手（コテ）、髓當（スネアテ）小袴を穿ち、旗手銃手に至ては股引に筒袖の半衣を着したりき）

安政の末年より諸生を江川英龍（砲術門にあり）の門に入れ蘭式歩法を學ばしめ、文久の末年には京都在陣中林安定軍事奉行を以て自ら率先して歩法を演習して怠らず、慶應年に至て終に幕府に習ひ佛式に改め、隊伍も更に編成して朱雀、青龍、玄武、白虎等の名を付せられき。

○

土圖場は築城法を學ぶ所にして山神流の法なり、始祖は山神政光（參州牛窪の人山本晴幸と親み寄し、後蘆名盛隆の招に應じ會津に來り軍師となり、黑川の城を築くその跡今尚存しぬ。）にして政光は甲利淸信に傳ひ、淸信は松本吉政に傳ひ、吉政は向井吉重に傳ふ、我藩の祖は吉重なり、（友人の說話）長沼流兵法には築城法なきを以てこれを取られしなり。

師範一人、締方勤一人あり、教授を掌れり。

これを學ぶには方五尺高さ一尺許りの箱に砂を盛り水を灌ぎ鐵鉼（カナベラ）（大小圓方數十種あり）を以て土堤、濠塹、戍樓の形を造るなり、その要は地脈を審かにし歩足の高卑を考へ、攻守の法を胸中に會得するにありて、その法は方□圓○曲⌐直|銳∧の五法より、平城、平山城、山城の三法にして、極秘大星金鳥に止れりとぞ。

階級は左の如し。

境目許（サカヒメユルシ）

五法三方の概略を得て城郭の繩張り一ト通り爲し得るものを本位に進め境目繫（ツナギ）の法を敎ふ

印可

境目繫の法を得ば本位に進め六花練兵奥秘の傳を許す

その書は古陣圖辨（五冊）軍要寶鑑抄（五百六十四條）當劍雌雄之卷等なり。（以上友人の說話）

弓術は三流あり、一は日置流道雪派、一は日置豐秀流、一は日置流にして君公には多く道雪派を學び給へり。（徳翁神君道雪派は樋口光俊、豐秀流は伴東祐貞に學び給ひ、恭定神君は印西派を小出諸庸に學び給ひき）

日置流道雪派は吉田重勝（六左衛門と稱し雪荷と號す雪荷派の祖）の門人伴一安（喜左衛門と稱し道雪と號す）の開きし流岐にして、我藩の祖は加須屋武成なり、

日置豐秀流は我藩の圓城寺豐貞を開祖となす、（啞の獨見）專ら武田、小笠原の二流を折衷せし禮射法にして、見禰山神廟及び一簣山八幡社の流鏑馬（ヤブサメ）式は當流の師範これを掌れり。

按ずるに啞の獨見豐貞が傳に云、土津神君加須屋武成、圓城寺豐貞をして弓書を檢閲せしめ給ふ、武成、豐貞即ち内田重政、（紀伊家の臣十太夫といふ）葛西園右衛門（同家の臣）等と謀り、雪荷、道雪、竹森、印西、壽徳、大内藏派等の諸書を取捨して一書を編し神君に呈す、神君もこれに因り指南方、射手方を發明し給ひ、豐貞遂に一家をなし豐秀流と稱すと、これ豐貞の開祖たるの一證なり、然るに同書に雪荷、道雪の如き武射流のみを擧げて禮射流を擧げざるは著作者の知らざるに出でしものか怪むに足らずと雖も、豐秀を以て流名とせしは何等の因縁ぞや、或はいふ豐秀は日置彈正の名なりと、彈正は初め正次といひ後剃髪して瑠璃光坊威徳と稱せしことは諸書の著者の疑はざる所なり、只足利季世記に豐秀と書せり、果して正次のことか甚だ訝し、稱名は姑く之を措かん、その流と稱せしは何ぞ、藝

の何たるを問はず正統の嫡流は流と稱し、支流は派と稱するは古往よりの習慣法律として爭ふべからざるなり、即ち雪荷、道雪、竹林、印西、壽徳、大内藏の如き皆日置流の嫡流吉田家の門人にして日置流を冠し何派と稱せり、又一說なり、然るに彼是を折衷して流を稱せしは何事ぞ、家世實記に天明八年圓城寺派の師範無之により中野義都被召出云々と、又吉川家系譜に穐成（織部）文化六年五月圓城寺派弓術締方被仰付と載せたり、或古老の說話に初は圓城寺派と稱ひしを、義都師範となりてより豐秀流と稱ひしなりと聞けりといふ、瞽の獨見も義都以後の撰述なればかくは書せしにや、果して然らば義都の杜撰も亦甚し。

日置流は初め印西派と稱せり、吉田重氏（初名葛卷源八郎、剃髮して一水軒印西と稱す、吉田重賢の後裔。）を開祖とす、我藩の祖は重氏の高足弟子なる小原光俊なり、天保の末年當流の師範小川常有江戶に赴き、重氏の後裔吉田重矩（條太郎）を訪ひしに、同家は日置彈正の高足弟子吉田重賢（上野守と稱し道寶と號す）の後裔にして即ち彈正の嫡傳なり、重氏もこれを繼ぎその道統二ならず、常有も又其統を受しかば重矩と謀り、安政元年日置流と改稱して上裁を得しなり。

三流皆師範一人、締方勤一人なり。（師範若し他の勤務あるが如き繁多なる時は別に師範補（オギナヒ）勤をおかる、他の藝術皆然り）

武學寮令條（弓槍刀術の令條みな同じければこゝに掲げて他は皆略しぬ。）

一此度武學寮被設武藝稽古被仰付候儀に候間面々諸事相愼實用に相成候樣修行可致事

一著座の次第は稽古の席順を以て可致著座事
一武學寮稽古の則は一體の事に候得共流々之掟作法(オキテサハウ)は格別の事に候間他の稽古場の掟へ混雜不致流
　岐々々之作法可相守事
一稽古之善惡業の優劣は決して批判致間敷事
一心得違之者不敬等有之候共自己處置せず師範並締方の者へ申斷り可任取計事
一同門之者は勿論他流の門弟往來の節互に道を讓り別して稽古の善惡雜談等堅不可致事
一日々稽古の儀は八ツ時より可致會集尤會日の儀は五ツ半時より九ツ時迄之內稽古可致事
右之條々堅相守諸事師範締方上札(カミフダ)之者差配に可任者也
　天明八年申十二月
　按ずるに日新館創立以前の令條なれど、後世諸稽古場に揭示しおかれしものに天明の年號ありしと覺ゆ、然れば改正せられざりしものならん。
三流の階級左の如し
　初心入門の初級以下みな同し
　書傳豐秀流のみこれあり他の二流はなし
　許

印可

道雪派のみ試業あり、合格ならざれば本位に進むことを得ず、その法四寸引(ヒキ)の弓（石衡を弦にかけて弓の強弱を量る即ち四寸を引くなり、石衡に定量ありしかこれを忘る）にて垂的(タリマト)（曲尺の裏尺にて一尺徑なり即ち曲尺一尺四寸一分四厘余し）に中箭八分（百箭につき八十矢なり）を以て合格とし、百矢を試みしなり。

この試業を受くるは師範が諸生の進歩を見て指定する所にして、諸生自ら進んで受くるにあらず、この時には學校奉行、目付、監視せり、他の二流も本位に進めんとする諸生ある時は一回の監視を經て後師範これを進めしなり。

十七歳にして許席に進みし者には、的箭一手(ヒトテ)或は二手を賜はるの例ありしが稀有のことなりき。

的場は三流とも二區に分ち、其分界には低き土堤を築き、芝草の間に小松など植えて修飾し、式ある時にはその上に竹矢來を結びたり、垜(アヅチ)は一區に一或は二なるあり、距離は皆十二間なりき。（十五間なるは普通なるに獨り我藩のみ十二間なりしは何によられしや、或は弓十二長(タケ)を誤つて曲尺十二間とせられしにや。）

三流の諸生大に競爭せしことあり、堅物(カタモノ)、遠箭(トホヤ)これなり、堅物とは甲匠の鍛ひし鐵板或は兜など射貫くの術なり、即ち射手と甲匠と鐵工の競爭ともいふべきなり、その射貫きたるもの、一番二番三番と優劣を檢してその一番には三寸鏃(ネ)七本、二番には五本、三番には三本を學校奉行より賞與せり。

遠箭とは指箭弓(サシヤ)（京江戸の堂にて試むる弓の稱）の短弓にて細き箭を射て遠丁を試みしなり、其遠丁を射たるの一番には

繰矢（クリヤ）（即ち細き矢）二十本、二番には十五本、三番には十本を賞與せられき。その射手は何れも師範の撰定する所にして業の進歩によりしなり堅物はおよそ隔年なりしが遠箭は每年春夏の間にて大野原若くは追廻馬場にて試みこの日には學校奉行目付監視したりき。

因に云古の遠矢帳なるものあり之を閲せしに、文政年間までは二百間に達せしは至て稀なりしに、小川常有が二百三十七間の遠きを射しは古今未曾有のことゝなしゝが、此頃よりやゝ進步し後には二百二十間內外に達し得るもの少なからず、常有が門人本多行忠（四郎）は二百三十七間三尺を射、その後これを射越したるものなかりき。

堅物も後世大に進步し、古來射貫きしものなかりし堅兜をも容易く貫くに至り、後には甲匠が老眼鏡形分餘の厚きに鍛ひしをも射貫きゝ、こは鏃工が鍛錬に熟し、射手が强弓を射ると、鏃形を改めしに因りしなり。

また寄的（ヨセマト）と稱ひ他流の者打集ひ射ることありたり、その法箭代（ヤダイ）とて箭に己が名刺を付したるに、おもひ〳〵の標章を付したるを箭代主（譬へば日置流に於てせば日置流は主人なり。）に渡せば、細き塚に竹杭を打ちたる箭代塚の間に矢代二本づゝ掉りて甲（ハヤ）と乙（オト）を分け、一的（六寸的より一尺的まで）ごとに甲乙交替し、その的に對し甲たる者射て中り、二矢なれば後に乙なる者も射、勝負の矢を中れば塚畔に列する主人高聲にやんやと賞揚して品物を贈與す、こゝに加はる者は錢三十文を出し、一流ことに纏ひて主人に送れば、主人扇子、懷中紙或は弦

の類を購ひおき、その的ごとに出すなり。俗にこれを勝負といひき、この法式には消矢（ケシヤ）、中分（アタリツケ）等入り組みたることありて容易に詳すべきにあらねばこゝには略しぬ、こは遠矢の後七月迄の間に催ふせり。

寄的は宅稽古場にもあり。學校の三流にもありしが、三流より宅稽古場に行て加はることを得しも、宅稽古場より三流へ來ることはならざりしが、たゞ諏方社の的場に於てする時は道雪派（學校内の）これが主たりしも、館外なるを以て宅稽古場より集ひ來しなり、その大祭日（七月廿六日より廿八日まで三日間寄的は廿五日より四日間なり。）の寄的には集ひ射る者無慮四百人、この時に限り弓組足輕も來て矢代の補助たりしかば加はり射ることを得き、祭日三日間朝六ツ半時（今の七時）よりはじめ徹宵に至りしこと珍しからぬなり。

因に云諏訪社は若松の總鎭守神とし崇敬せしかば、祭日には參詣する者いと多く雜沓を極めき、新編會津風土記にも諏方の的場は社の東端にあり、祭祀の時人多く此に集りて射技の優劣を競ふとあり、夜更るに隨ひ參詣人も去り、神樂の音も絶え、茶菓玩具を商ふ賈人も店を閉ぢ、的場には各流にて連點せし提燈と篝火とは的場にかゞやき、射手の放つ弦の音と取矢者（ヤトリ）が中りを報ずるの聲は身にしむ計りなりき。西郷近思の詠歌そのさまを想ふに足れり。

射手人のとよみも絶えてふけにけり諏訪の宮ゐの弓張の月

二十八日には君公も諏訪社に參拜し給ひしかば、歸途必ず的場に臨み給ひ、胡床に倚て諸流の諸生が競ひ射る所を覽給ふを例とせられき、さて其寄的は暑間少壯諸生が樂み競ひし所と雖も賞品を得しこ

と寡なからざりき。

騎射はもと廣原に於て稽古せしが、角場ありて狹隘なれば、追廻馬場にて稽古したりき。

火箭は鏃に燒藥（鐵砲に用る藥の弱きもの）をくゝりて口火をつけ射るの法にて、柴又は藁など試む、西郊新原又は鴨河原に於てせり。

因に曰嘉永年忠恭神君新原に於て火箭射るを覽給ひ、畢りて舟帆を燒くのさまとて特命して莚を的とせられしかば、皆畏て射しに多くは莚を洞して芝草を燒き野火となりしに、獨り印西派の諸生が射しは莚に止りてみごとに燒きければ大に賞し給ひしことありたり。（古人事歴門小川常有が傳に委し）

秋末よりは舍內に於て卷藁と稱ひ箱或は桶に藁を入れたるを射、冬夏とも數射とておよそ三十日間朝より出席して稽古せり。それには眞射・草射（矢注ぎばや）の別ありて益用多かりき。その數射にかゝりし諸生のため、師範より諸藝の師範に通牒して勝手次第たらしめ、一方に傾き稽古せしめしなり。

また大箭數とて朝六ツ時（今の六時）より翌朝六ツ時まで十二時（今の二十四時間）の間に一萬矢を射、また三十日間に十萬矢を射ることあり、その一萬矢を射る者は五六年間に一人位の比例にて、十萬矢を射る者は至て稀なりき、その一萬矢を無事に射畢て命中尋常なれば、的矢一手或は二手三手を賜はるの例ありたり（的は垂的なり）

因に云豐秀流の師範一瀨直由（甚五左衛門）の嗣子直箭（彦之進）は天資巧絕にして妙手と呼ばれしが、安政

の初年一晝夜を通じ一萬矢を射て垂的に命中したる九千九百八十八矢、その虚矢(ハツレヤ)纔に十二矢古今無比にして一藩の稱揚する所たりき。

指射といふ射法あり。こは京都（大佛）江戸（初淺草後深川）の三十三間堂（實は六十六間なれど二間間(マ)故かく稱ひき）の椽頰を射通すの稽古にて寛坐(アヅラ)して草射（前に註す）せしなり。

因に曰兩堂は天下の名士が試むる所、我藩往古加須屋武成、圓城寺豐貞はみな京堂にて試み、武成は四回に及びき、江戸堂に於てせしは寶曆年間樋口直光、（鐵馬）寛政年に至て山家美言（萬右衛門）後には簗瀨八十八、小川常有等數人にして堂幌に歷々たり。

毎年八月十五日は城内三之丸八幡社の例祭にて遠的(トホマト)を射たりき、遠的とは徑曲尺五尺二寸の的を三十間の距離より射しなり、宅稽古場よりも出て一流十人不等にて、君公禮拜し給ふの序には胡床によりて暫く覽給ふを例とせられ、射終れば皆禮拜して神酒と赤飯とを賜はりき。

按ずるにこの日射る所の的と芝箭(シバヤ)（一手に組まぬ粗矢の稱なり）二十本許は、毎年用人所より下付ありしなり。

平日稽古に用ひし弓具は一切自費なりしが、卷藁稽古のために弓四五張づゝ二年或は三年毎に下附あり、又骨鏃箆(ツノギノ)（卷藁を射る矢にて羽なきもの）は毎年下附ありたり。

諸生初めて入門するの正式は、師弟ともに麻上下にて先師（流派の開祖）の靈前にて誓詞に血判したるものなりしが、後世多くは略式を用ひたり。（他の藝術みな誓祠あらざることなければこゝにしるして他は略しつ）

按ずるに諸藝みな傳書あらざるなくまた口訣あらざるなくその學ぶものゝ進歩と其操行とにより傳書口訣を傳へ敎へたるものにて古昔の風、道は秘を貴びたるなり、誓詞は一に起請文（キシヨウモン）ともいひその門に入るやその道を他に洩さざるを誓ひしなり、その文初は各異なりしが、奥には此文に違背せば梵天帝釋四大天王惣日本國中六十餘州大小神祇の神罰を蒙るものなりといふ文を載せたり。（一の起請文を見しに大小神祇までは同文にて、後に殊に伊豆箱根兩所權現三島大明神八幡大菩薩天滿大自在天神部類眷族神罰冥罰各可罷蒙者也仍起請如件とありたり、これによれば様式一ならざりしか。）血判は誓詞の末巳が姓名の傍に花押（カキハン）を自書し、左手無名指の爪根に針して出たる血を付するなり、蓋し血を以て誓ふの意ならん。

因に曰古昔は韘（ユゴテ）（俗に押手といふ）はさらなり韘（ユガケ）を用ひし者も至て稀にして、文化の末年の頃武川小四郎大矢數を射しに韘を用ひずして、只妻手の大指に輪をなしたる革をかけ一萬矢を射しかば、指腹破れて韘口（弦をかけ引く處）の出來たることありしと古老の語るを聞きたりしが、古來より韘師ありしにかくありしは、質樸の風と稱賛せんよりは技術の進歩せしならん。

矢師もありしが矢竹に乏しかりければ、野州黒羽邊に行き購ひ來て製したりき、また弓師ありしが木と竹とに乏しければ製する能はず、毎年諸生の希望を學料役所にて取束ね、京都にいひ送りて購入し、弓師又は他の巧達者に刮削を托したりき。

土津君ノ召抱ナル順序ヲ加ヘタシ　安

職任中ニ家中子弟ヲ修練セシムルコトモアル筈ナリ　安

第十五　馬術場

馬術は大坪流にて大坪慶秀（式部大輔と稱す應永年の人）の流派なり、（流祖）我藩には本流、古流、新流、の別ありしが皆大坪を冠せり、その古流の祖は守能長明、新流は小原俊周、（五郎右衛門と稱し柏聲と號す）本流は荒井安春（吉右衛門）なり

友人の說話

師範五人（後に詳にす）締方勤五人あり、師範の内官馬を管理するもの三人あり、その職名を厩別當といひ官馬を乘り責むるの職任なりしが、勤務の繁多なる時は門弟の秀でたる者をして補助せしめき。

厩別當は用人の支配を受け、厩中のことはまた厩別當の支配にて學校奉行は只諸生稽古上のことのみ差配せしがその稽古上のことにつき厩中の一二記臆のまゝ併錄せん。

馬醫及び御下乘（シタノリ）と稱ひしもの七八人ありたり、下乘（シタノリ）とは君公の召し給ふの前乘責むるのいひにして、皆年割席なれど進んで獨禮席に至るもあり、常の稽古は諸生と共にせしが坐は異にしき。

厩小頭三人あり、馬の飼料及び營繕等のことを掌れり。厩之者七十人（俗に厩師といふ）あり、その内御口（オクチ）と平（ヒラ）との別あり、御口とは君公の乘り給ひし時口を取る者、皆小頭の差圖を受け馬を飼ひ或は口を取る者にて、御口の頭より觸口番（フレクチバン）（俗に上段番といふ）二人を置き、厩師に對し觸かたをなさしむ、以上は別當三人の分管支配する所にして、放任の權を掌握しゐしなり。（御口の給は六石二口作平は七石一口作なり、）

飼料に二途あり、御手許（テモト）（君公の召し給ふ所の馬）は本途勘定所の支出にて、稽古馬は學料の支出なり、その秣草は

三百石以上ハ必ズ馬ヲ建置カサルヲ得ズ、以下ハ石ニ應ジテ給アリ此増扶持ハ更ニ特別ノ給アリテ諸士ノ稽古ニ宛テシモノナリ　安

郡一般より納むべき規定なりしが、近郊麻生村にて受負ひ納めたりき、青草は五月五日より九月九日迄給するの例にて、他は乾草と大豆、米糠とを給しき。

厩馬場と櫻馬場とも時々沙を入れしが、斯は幕内村の負擔にて、これがため夫役（ブヤク）を免じおかれき。以上故別當の説話

馬場は二所あり何れも館外にして一は本二之丁大町通と桂林寺町通の間の南類にありこゝに厩舍あるにより俗に御厩といふ一は本一之丁追手の東濠畔にありこれを櫻馬場といふ厩馬場の長さは百間櫻馬場は百二十八間なり厩舍には馬五十頭不等ありその内に御手許（テモト）と貸馬（即ち稽古馬）との別あり馬數を三分して三別當にて分管しその外に増扶持（ザウフチ）馬と稱ひ諸士の邸宅に飼置き別段なる馬扶持を下付せられしもの（三百石以下の諸士には馬扶持を給せられしその額より増し厩馬の飼料と同じことに給せられしなり）御貸馬以下は諸生出席の順序によりその手際に應じ締方勤これを貸し御手許は師範にあらざれば貸すことを得ざるの定規なりき。

厩馬場には古流二、新流一あり、櫻馬場には本流一、新流一あり、二所とも三日目毎に出席して稽古せり、その時刻は五月朔日より八月盡日迄は朝飯以前、その他は午前のみなり。

馬は一頭四鞍づつ乘るを程度とし、諸生の出席數多ければ乘ることを得ざる者あり。その時には抽籤して當りしもの乘るの慣例ありたり。

因に曰馬術は獨禮席以下は御下乘の外稽古するを得ず、花色紐以上の諸士の稽古する技術にして所

江戸道中悉ク然ルニ非ラズ蓋シ原方廻米街道斗ニアラズヤ　永

余ハ江戸道中皆然リト聞ケリ但シ往時其通ニテ後ニハ驛々ノ負債金トナリシヤモ知ルベカラズ　安

一ニハ會津ヨリ江戸ニ米ヲ廻送スルノ用ニ充テ等ノコトヲモ記スル如何　綱

謂騎馬士なり、三百石以上の者は常に馬を飼ひおかざるを得ず、その以下に至て飼ふ者官の檢視を經ば、馬扶持（一ヶ月大豆一俵）を給せらるゝの制度なりき。

この外に小荷駄と稱ひし官馬あり、平常は民間に貸おきこれを使用せしめ、非常の事あるに際してはこれを引揚て軍馬に充つるなり、故に追鳥狩の時騎馬士の馬なきものにはこれを貸して乘らしめたり、これがため年一回諸士の馬術に達せしものと駒役人と廻村して、その場に就き乘試み檢視して用をなさゞるものは馬籍を除き、更に新馬を編入するの制度なりしを以て、一旦事あり騎馬を要する時は、數千頭の馬は一號令の下に集ひ來しなり。（友人の説話）

江戸道中にも毎驛に貸しおかれし馬ありたり、一は諸士の往來に便にし、一は非常の急に備ひられしものなり。

小荷駄は多く地子と稱し會津地方の産にして、その内耶麻郡よりは時々駿逸馬を産出せりといふ、飼馬は遠くは南部、近くは三春邊より購入するもの多かりき。

櫻馬場には厩舍なく、常に諸士が手馬（飼馬の俗稱）を乘責むる所なりしが、こゝにも御厩と同じく増扶持馬六七頭をおかれ稽古せしめらる。

因に曰櫻馬場の北塘には櫻樹數十株を並植しおき又東南の埋門（三之丸內門の名）の前堤には古櫻樹數株あり古往土津神君の靈柩に散りかゝりし時、吉川惟足が和歌（古人事歴門吉川の傳にのせり）を詠ぜしためしある處にし

馬場ニハ櫻ヲ植シ例アルヤ幕府ニモ此名アリシト覺ユ但シ擬シタルコトモアラン歟　安

て、春閒花候には殊に目覺ましく馬場の名も空しからず、野村直臣（左兵衛）が詠歌は實を寫したるものなり。

のりならす駒のひづめのかほるまで並樹の櫻はる風のふく

厩馬場には厩師ありて稽古の時水火の用を辨ずれども櫻馬場には是等のものなく馬見所のみなれば飲料水は諸士自ら湟畔の清水を汲み來り火は日新館武學寮の小使が鐵火鉢に篠蔓もて手をつけたるに炭と火とを盛り館門外四丁餘提げ行くを常とせり。

木馬場は日新館內にあり、木にて造りたる馬に跨り稽古する所にして、木馬六七臺ありて容姿筋合の正しからんことを稽古し、時には梁上より麻繩もて木馬を釣りたるに跨り、木馬の前後に繩を付け他人之を操縦して動搖上下せしめて鞍上の堅固ならんこと抔稽古し、又傍の池水には暑間手馬を牽き來て水馬を稽古しき。

御厩令條（文化九年改定せられしがその新令を得ざるを以て舊令を載す）

一御厩の儀は專ら御馬にて修行有之儀に候得ば一同難有相愼稽古可致儀に候就ては此度格別取計被仰付候儀に候間已來屹度相愼み先達而一統へ被仰付候通木馬會並御厩櫻馬場へ罷出候節は其場所は勿論往來共に不愼の儀無之諸事嚴重に相守り尤も師範之者は不及申此度被仰付候人別之者共判斷可應取計方（原書のまゝ）事

一右三ヶ所より退候儀は師範之者差配に從ひ込合はざる樣退出可致事
一木馬會の節は席順に不拘參集の順を以て可爲致稽古候事
一御馬貸渡し爲乘候儀は藝の善惡に從ひ師範之者目鑑を以て取計候儀に候間彼是誹謗致間敷事
一木馬稽古の儀は專ら生得の姿を以て鞍上の一體の酌合を修業可爲致事
一生馬一ト通りにても相應に鞍付候事に候得ば本根より筋合不亂候ては修行の道跡に相成候儀に候得ば會日を定め木馬修行被仰付候事
但會日は追て可相究候
右之條々稽古に罷出候子弟中へ可申聞旨田中三郎兵衛殿被仰聞候事
天明八年申七月
櫻馬場令條　同上
一御家中馬術爲修行此度御馬とも被差出馬場御普請をも被仰付候儀に候得ば一同難有一己々々之持馬不絶差出專ら修業可致儀に候間屹度相愼み殊には御場所柄之儀に候得ば猶以て心を付往來共に不愼の儀無之樣可相守もの也
天明八年申七月
一馬見所衝當り西之方大目付大組物頭以上著座之事

按ずるに西の方に敷居ありて一ト間となしたり御敷居内目見の者の著座する所なるを以て隔てありしならん、櫻馬場は手馬乘責の場所にして正德二年二月家中の馬を點檢するを大目付の任となすと會津外史に見え他の稽古所とは異なるを以てかく設けられしものならん。

一手馬差出候節締方之者へ可申斷候事
　但馬亭不罷出節口取之者直に馬見所へ可届事
一朝乘之節は刻限六ツ半時（今の午前七時）より五ツ半時（今の午前九時）迄
一晝乘之節は刻限五ツ半時より九ツ時（今の十二時）迄
一稽古に罷出候面々何流なりとも入門無之候ては罷出候儀不相成候事
一稽古に罷出候面々は前廣（マヘヒロ）圖書方へ及對談取計に隨ひ可罷出事

按ずるに圖書は伊與田爲長（圖書）なるべし、同家の系譜に爲長は天明八年三月馬術指南司を命せられ御厩櫻馬場兩所へ出づべし云々享和元年五月文武の學寮一纏に相成學校奉行の差配に屬したる時免ぜらる云々と見ゆ。

一稽古に出候面々主役幷締方の者共に挨拶可致候手馬差出候とも馬より下り右に準じ挨拶致候上乘馬可致事
　但馬取扱候儀稽古の一事に候間口取之者無之候共不苦候尤も口取無之節は馬上にて敬禮可致事

一馬共は土手外へ建可置事
一御厩にて稽古致候者は罷出中間敷候乍然業宜く駒取廻候程の者は格別に候事
一手馬所持の者御厩へ罷出稽古致候共馬場へ罷出乘替馬等專ら修業可致候退出之儀も勝手次第之事
一手馬無之稽古に罷出候面々罷歸候儀は御厩通り可心得事
一乘立馬共外乘手に不應事相見候はゞ主役目鑑を以て相應之者へ爲乘何れにも乘立果敢行に相成候樣取計候儀に候乍然馬亭賴置候乘手取替候と申儀には無之當座爲乘試候儀に候間右之通可相心得事
一家中所持之馬不絕馬場へ差出乘責等致候儀は申聞候迄も無之候得共武備第一の儀に候得ば平日乘責不致差置候ては不時之御用にも難立儀に候間無間斷差出乘責可致事
一馬場之儀は此以後不奇麗に不相成樣一ケ年一度位夫丸（ブマル）四五人づつ差出候筈に候間馬所持之面々へも申聞家來差出掃除可申付尤も人割等凡て大場壽右衞門任し取計候樣申聞候事
右之通心得之廉々令知置候事
月　日
階級は五流とも左の如し
初心

書傳

許

本位に進むの前學校奉行一見の時には慢行(ヂミチ)、緊行(ノリ)、駈行(カケミチ)の三様を乘りたり。

印可

十七歳にて許位に進めば轡一口を賜はるの例ありたり。

遠馳(エンチ)と稱ひしことあり、熱鹽村(耶麻郡)に温泉あり、若松を距ること七里程、朝六ッ時(今の六時)七日町四ッ谷の木戸を乘出し、熱鹽に赴き四ッ時(今の午前十時)までに歸り來るなり、此時には沿道二三ヶ所に於て待受け、馬に息氣合など與へしが、人秀で馬駿ならざれば乘り得ず、これを無事に終ふれば轡抔賜はり賞せられき。

櫻馬場にて秋間打毬を演ぜり、その法紅白二個の毬門を設け、柱に紅白の旗一竿づつを建て、騎士も亦おの〳〵紅白の小旗を腰に挿して標記とし、二列に分れ皆一の打毬竿を持ち毬門を乘出て初めちらし置く數顆の紅白毬を爭て互にこれを拋ち我毬先ちて毬門に容れ了るを以てその一列の勝となすゆゑ我毬を急ぎ敵の毬を妨ぐるの爭ひなり。檢毬者あり譬へば紅毬早く容れ了れば毬門白旗を倒して鉦を打つ。之を號(アイヅ)とし紅者は馬上列をなし我が門に歸り來り。白者は徒歩馬を牽き紅者と並び歸るの法にして。進退すべて金鼓を用ひき。(幕府の騎士か打毬竿に撐持て門前に至てこれを容るゝが如きことにはあらざりき)

宮馬飼馬とも軍陣に馴れしめんがため甲冑を擐て乘りならし或は砲車を牽き砲を放ち又立傘(タチカサ)、纏(マトヒ)、馬標(ジルシ)等馬の驚くべきものを見習はしめ、暑間には河水に乘行き激流を渉りて人馬相慣るゝの稽古などなしたり。

また馬場にて絹を引くことありたり、その法風なきの日に乘じ一反の絹を梭に卷きたるを負ひ乘りて馬の走るに隨ひ漸々之を解き延ばして地につかざるを貴びたるなり、人と馬と倶に優なる者は一疋の絹をひきしことありしがこは甚だ稀なることなりき。

因に曰嘉永の末馬術に巧なる和田忠義(太兵衛)が七十の齢にて忠恭神君の鍾愛し給ひし駿馬石森號にて一匹の絹をひき、又この頃萱野長裕(權兵衛)の飼馬飛龍號にて自ら一匹をひきしは珍らしとて人皆稱し合へりき。

又曰鞍師、鐙師、轡師、障泥師ありて馬具一切のものみな他に仰ぐを要せざりき。恭定靈神年譜に安永九年八月家人伊勢淨齋が造れる鞍と鐙とを幕府に獻せらる。淨齋は伊勢因幡が門人にてその道の傳を得しものなるに因てなりと載せられき。

槍法安ナラス槍は
ニ改メタシ　永

直槍ハ素槍ニアラ
ズヤ　永

同意　安

第十六　槍術場

槍術は大内流、寶藏院流、高田派一旨流の三流なり、君公には大内流を學び給ひしが、鳳翔院君のみは一旨流を學び給へり。

因に曰徳翁神君は殊に達し給ひ、禰津親泰が印可傳を進獻せし後、終に絶傳せんとし神君躬ら教授し給ひ、吉田忠明（又右衛門）が妙處に達せしを以て神君印可を授與し給へり。

各流みな師範一人、締方勤一人もしくは二人なり。

大内流は大内無邊（出羽の人）に出づ、我藩の祖は戸田一吉（無邊の高弟椎名靱負介の門人）なり。

按ずるに幼きとき古老の説に椎名靱負介は我藩の祖なりと聞けり、會津古人傳は一吉を以て祖となし靱負介は越後國魚沼郡に移され、終に配所に死すとせり、會津郡青木村善龍寺の山門に入らんとする左側の生籬の内に靱負介の墓石ありしと覺ゆ、若くは遙拜石なりしや予が記臆の謬れるにや、靱負介を祖となすとの先入消し得ざるを以て一言する爾り。

槍法は二間柄の直槍（スヤリ）を用ふ、陰（カゲ）と稱ひし法は切組（キリクミ）五十本と覺ゆ、陰位に進で初めてこれを敎ふ、許位に至て初めて敎ふるの法系渡（イトワタリ）、虎渡（トラワタリ）等の秘傳あり陰の内に滿字（卍）法あり、その用法を習ひ得し者は初めて自巳の槍に滿字を付することを得、その滿字は兩鈎（[illegible]）なり（滿字法は大内無邊の貽法なりしが椎名靱負介死して後絶傳せしを戸田一吉焦慮して發明したるものなりといふ、一説に滿字はみつるといふ意味を取り又説に萬事にてよろづに應ずべきの意にて槍に鈎を付するは師意ならずと）

著ハ着ニアリタシ　永

階級は左の如し

初心

これを別けて三級となす一は四番仕合即ち入門の初級なり二は三番仕合三は二番仕合なり

中位（一に一番仕合と云ふ）

陰

許

印可

常に稽古する所の槍に大柄、中柄、小柄の三種あり、大柄の圓徑本口徑一寸（曲尺）中と小とは漸く細くして、陰に進まんとする頃より仕合には必ず大柄を用ひ、中位以下はその級と年齢とによりて中小を分けて遣ひたりき。

仕掛（下級のもの上級のものに試みらるゝの稱、刀術も亦同じ）に切の法あり、突出す槍を槍柄にて切倒すのいひにして之を數回重ぬるなり、仕合（同級相試むるの稱刀術も亦同じ）には互に胴皮を著したり、其製表は牛馬皮にして裏に布をつけ中に獸毛をいれ、細き革にて緘たるなり、その四端に緒を付け上は肩より頸にかけ下は腰に結ぶ、即ち鎧甲の胴左半身に擬したるなり。

槍場には上段と下段とあり、（刀術も亦同じ）その上段は師範より諸生の坐し居る所、下段は仕合場にして土間

に筵を敷きし處なり、筵の破れ屑もて柄を握り滑かにせり、當流は管を用ひざれば軍用の柄は十二角或は十六角に削りて、手中に粘著するを防ぎしもありき。

○

寶藏院流は禪覺房法印胤榮を開祖となす、（南都興福寺に住す、始め劍術を修め後に素槍（スヤリ）の法を大膳太夫盛忠に學び、稍習熟し春日神寶火の用心鎌を以て素槍を防ぐの法を發明し、一家をなし寶藏院流十文字鎌槍といふ、胤榮慶安二年死す、高足弟子中村尙政（市右衛門）あり、是中村派の祖となす、別に高田派あり。）我藩に傳はりしは高田派（高田吉次（又兵衛）といふ、胤榮の門人にして後中村尙政に學び奧秘を究め高田派といふ、吉次のちに大膳太夫小笠原侯に仕ひ千五百石を食む）にして、原田政信を祖となす、（吉次の五傳なりといふ。家世實記に據る）按ずるに家世實記に堀尾政勝十文字槍の妙手を以て、慶安三年二百五十石を賜はり召抱らると見ゆ、十文字槍とあれば他流にあらず、寶藏院流派なるべし、然れば政勝を祖となすべきが如し、政勝は天和三年死し長子權太夫嗣ぎ、子幼きに死して家絕ゆと減知廢家錄に見えたれば、政勝死して傳統絕えしなるべし、然れば政勝を祖となし政信を中興となすべきか、古人事歷門政信が傳と併觀すべし。

印可の傳絕えたるを以て志賀重方文政中南都に行きその傳を得歸りしとぞ。（友人の說話）

槍法は十文字槍にて常の稽古には九尺柄に横刄（カマ）（竹なり即ち十文字）を附す、入身（イリミ）なり、その突身（ツキミ）は二間柄にして管を用ふ。

装束ノ二字穏カナラザルニ似タリ最少シ精シク記スル綱如何

階級は左の如し

初心　（大内流に同じ）

仕掛

目錄

許

印可

仕掛に進むの前切組三十本、仕掛に至てまた三十本、目錄に又四十本あり、外に陰舜流といふ切組數本ありしと。（友人の説話）

平常の稽古に下級の者は入身にて上級の者は突身なり、初心の仕掛は上級の者素面にて下級の者を突かんとするを、下級の者は之を防ぎながら突入るの法なり、同級のもの互に試むるには突身たり入身たり相替るを常とし之を相面（アヒメン）といへり。

腋下に著する胴は昔は細き平竹（ヒラタケ）を革にて綴したるを用ひたれど後には鍛革（キタヒカワ）を漆にて塗りたるを著なし左手には厚き囊をかけて肩より喉に及ぼし面にも裝束をつけ横及を防ぎしなり。

寒中數遣（カズツカヒ）をなし（朝より就業する弓術の數射の如きなり）また大數とて一晝夜を徹し（弓術の大矢數の時刻に同じ）稽古することあり、（他流は槍法異にして且つ槍柄大なれば徹宵は耐へざらん、他流にはこのことなかりき。）無事に遣ひし者には槍尖（ヤリミ）一穗を賜はるの例ありき。

因に曰當流の師範志賀重方及び子の重則が、武者修行として槍具を擔ぎ門人を率ゐ、中國九州を繞り各藩の名士と試み、後には重則毛利侯（長州萩の城主）に聘せられ、彼地に行き年餘間教授せしこともあり、門人も近藩江戸はさらなり中國九州を廻りしは安藤市藏、宗川茂、（熊四郎）長崎尙志（熊五郎當時は宗川）平尾悌次が如きあり、また他藩士の指し來りしも當流のみにして、遠きは長州、肥前近きは宇都宮、（野州）上山（羽州）等より來り入門して長く學びゐしもありて、その長州の岡部半藏が如き最も傑出たり、古人事歷門重方が傳を併觀すべし。

○

一旨流の始祖は松本利直（理左衞門と稱す。流祖錄。一說に長門守定好一旨と號す鳥居忠好の臣なりと。）我藩の祖は森惣兵衞なり（古老の口碑）

按ずるに會津古人傳鈴木重爲が傳に、重爲は利直の高足弟子にして嫡傳なりとなすも、森惣兵衞が與へし許狀を見し人の說話に、宮本四郎左衞門、木本九郎左衞門、鈴木小左衞門、樋口與左衞門の四人連名なりしと、その小左衞門は重爲の通稱なり、然れば重爲は惣兵衞の門人なりしを證すべし、以て古人傳を採らずしてかくは錄しぬ、さてその惣兵衞は何人に學びしや知る能はずと雖も、この人こそ利直に學びしにはあらぬか、疑を存しおく爾り。

槍法は二間柄の管槍（クダヤリ）を用ふ。管は鐵或は革にして管に鍔あり。圓徑凡そ三寸五分拳をば十分に蔽ひ得るなり、鍔に小き鉤（カギ）四顆あり、これを活用するに妙法あり、その用法を得し者は自已の槍に管を付する

大内流の滿字に於けるが如くにして、管は常に太刀打（タチウチ）に揚げて渦旋機（センマイ）にて留置き、石衝を地に強く衝けば管は自然に下り來るを握り遣ふなり。薙刀の用法あり、また陰（カゲ）と稱ひ老功に進まざれば敎へざるの法數本ありたり（大内流に陰ありしは前項の如し、すべて入門の第一に敎へる切組を表といふ、乃ちその流の極意の存する所、陰はその裏にて即ち表の變化なるなり）

當流にも入身、突身あり、入身はすべて薙刀を用ひ突身は素面にてかの薙刀にて入り來るを突き止むるなり、同級の者相試むるには薙刀を用ひず、槍を用ふこれを槍合（ヤリアヒ）といへり、槍具はほゞ大内流の如くにして、胴皮には肩より頸にかくる糸なくたゞ腰に結びしまゝなりき。

階級は左の如し

初心　大内流に同じ
仲位
老功
許
印可

槍刀何れの流岐も大むね同じことなりしは掛仕合（カヽリシアイ）なり、掛仕合とは上級に進めんとするに當り、師範は何級に掛くるぞといひ渡せばその日より上級の者と仕合するのいひなり、その最も甚しかりしは大內流の仲位より陰に進むの掛仕合なり、其概略をいはんに師範のいひ渡しあれば掛りし者は上級に告

香物ハ普通ナリヤ否　安

堅キモノトスルイカン　綱

げて倚頼し、その日より上段に上らず下段の片隅に坐して冱寒の候と雖も火鉢を擁するを得ず、僅に喫煙の火を上段よりつけ來るのみ、師範出場するに及んでや胴皮を素肌（汗染みおろ故寒中は氷の如きも煖むるを得す）に著て假に衣を纏ひ、下段に坐して上段にある上級の者に賴み、上級の者下段に降て之を諾すれば直に衣を脱ぎ下席に就て上級の者の胴皮を著來るを待て共に面を冠りて仕合ふなり、下級のもの負くれば槍を下段にとりて負意を表するに、上級者之に乘じて五六本連突するを案山子の如く動かずして受けしなりこれを措槍（オキヤリ）といふ、（負て下段に取るを措くといふ）仲位以下の掛仕合は日數僅かなれど陰位に進まんとするに當ては滿一ヶ年にしてその內六ヶ月を經れば廻仕合となり、陰位以上の者即ち許位の者とも對等に仕合ふこと尋常の稽古に異ならざれど只上段には坐せざるなり、故にその苦楚の甚しきは三四ヶ月間にしてその間は朋友親疎の別なきなり、其三四ヶ月間は左手の拇指は腫れて常に倍し、肩或は腰を突かるゝありて自ら帯を結ぶに自由を缺くことあり、その面を突かるゝ劇しかりし時には香物を嚙み得ざることあり、家に歸れば湯に暖め或は藥を貼することあるも、明朝學校に出づるに當ては少しも色に顯さず又その辛慘を受けしなり、本來下級の者は謹愼を表するに出でしを、上級の者は故らに傲慢にしたる其弊かくの如きに至りしものか、一は暴悖一は卑屈の極と謂はんも因襲自然の風となり人々之を怪まず、その辛慘苦楚の間に於て意氣の强弱自ら顯るゝを以て勉强耐忍心神を鍛錬するも亦實に啻ならざるものありき。（この事は槍刀みな同じければこゝに記して他には省きぬ。）

寶藏院ニモ正ニ此事アリ・　安

大仕合ノ註ナケレハ分明ナラス　安

因に曰古人事歴門田村忠長が傳を一讀せば思ひ半に過ることとあるべし、然れどもまた特例あり、大内流の師範上遠野秀門が樋口大助を陰位に掛けたるの初日僅に一試を閲て上級し、又その後西郷近潔（勇左衛門欒州と號す）は半年にして上級したりと聞く、これ等は稀に見る所、大助がことは秀門が傳に就て詳知すべし。

槍術は十九歳にして許位に進めば、槍尖一穗を賜はるの例なりと聞きしが近世は絶えてなかりき。

他の藝術はすべて許に進まざれば小普請料を免せられざるの制度なりしが、獨り槍術は陰、目錄、老功に至れば免せらるゝの定規たり、その業大なるを以てなり。

三流とも春夏の間にはおり／＼廣原に於て馬上槍を試みき、その法鎧を著て稽古面を冠り、馬上にて互に仕合ひ戰陣の實を演せしなり。

寶藏院流にはありしや否他の二流には大仕合なることとありき、斯は中位以上の者數十人紅白の小旗を腰に挿し東西相分れ整列して互に鬨の聲をかけながら大鼓に應じて進み紅白相試み雌雄を決するなりしが長きに渉れば相亂れて暴突する者なきにあらねば機を見て鉦を打ち之を止むるを常とせり、その鉦聲を聞くやみな鈕を地につけ整列して退くなり。

因に曰中澤家系譜に寬政五年七月これ迄大試合致さゞりしが上覽御好（オコノミ）（その日君公即席望み給ふの意）により大試合を演せし旨を載せたり、（中澤高介大内流の師範たりしなり）この時のことにや雙方互に進み、槍相合はんとし突出すべき

槍刀ノ身ハ其利鈍ヲ試ミシコトアリ此ハ刑罪人アル時槍ハ其首級ヲ三流輪番ニ諸生ニ許シテ衝試セシメタルナリ衝クニハ寶藏院流ハ上ヨリ釣リ置テツキ外二流ハ地上ニ埋メ領ヲ出シ置テ衝キタリ刀ハ居物師ノ其職人ニ托シ試ミシメタリ何レモ自已ノ持用帯用等ニテ共ニ武士道研窮ノ意ヨリ出シナリ安

間合なりしに、數十人の内誰一人突出す者なく互に足を止め構ひしまゝ睨み合ひ數刻を移したれば師範は其殺氣の立ちしを見て急に號令して鉦を撃たしめたれば、雙方鉦を地につけ一人一槍を試みし者なく退きしことありしと口碑に存しぬ。

成敗(セイバイ)の刑（斬罪なり）を行はるゝ時は、三流輪番に藥師堂河原の刑場に出て首を突きき、これ刑法に據る所にして額面三所を突くなり、其法首を地に埋め額のみ出して上に板を揚げ、二人にて板の兩端を押て動かざらしめしなり。こは老功、陰以上の者各自の槍尖もて鋭鈍を試みしなり。

何れの流岐も槍具はみな學料役所より下附ありしが、寶藏院流の槍具はその製造も密にして且つ多かりければ、出精勉強する者は自費にて調ひ、又は自ら製して用ふる者多かりき、すべて各自の持槍を製せんとするには必ず先づ其槍の柄とする樫材を購入し、槍術場にて遣ひならして後製するを常とせり。

按ずるに槍具の沿革はいま考ふべからずと雖も、大内、一旨の二流は古昔よりのまゝなりと思はる、面は大同小異なれど寶藏院流のは大内流と同く縦子(タテコ)一本なれど横子は密にして、其上兩頰には鍛革の幅一寸許りなるを緘付して横刄(カヾ)を防ぎ、一旨流のは縦子三本横子三本にて額と頤とにづこ（小き蒲團の稱）をあて冠りき、畢竟面子の疎密は鉦の大小によりしなり。

もと三流の諸生の内陰、目録、老功以上の者相會して一年二回づつ仕合せしを、弘化元年より一年一回とせられし旨續日記類寄續篇に見えしが、いつの頃よりか絶えて後には只その親友の間に於て

私に延壽寺（雜事門に詳にす）等にて試みし迄のことなりき。

因に曰會津は槍材橊に乏き地方なれば稽古に用ふる橊は多くは水戸より購入し、自己の槍を製せんとせば上國よりし、土佐或は天草より購入せしも多かりき。

第十七　刀術場

刀術は一刀流溝口派と眞天流、安光派、太子流、神道精武流の五派あり、君公には溝口派を學び給へき。土津神君風翔院君はこれを知らず

各流皆師範一人締方勤一人なり。

一刀流は伊藤景久一刀齋と號すを始祖となす、景久は小野忠明次郎右衛門に傳ふこれより小野派といふ、忠明は溝口正則に傳ふこれより溝口派といふ、皆一刀流を冠せり、正則は伊藤政盛に傳ふ、政盛曾て會津に來りて枝松公忠に傳ひ半ばにして歸る、故に其傳全からず、公忠は池上安通に授るも其奥を盡すこと能はず、是に於て安通命を受けて江戸に出て、水島玄益に就て學ぶ所あれども其術溝口派の眞傳にあらず、是より安通研究する數年大に闡明する所あり、一刀流系圖溝口派を以て稱すと雖も他の溝口派とは大に異なるものありしといふ、故に我藩は安通を以て祖となす。

因に曰延寶天和の間家老たりし保科正興民部は、小山田盛信に從ひ眞天流の劍術を學び、至妙の域に至り我に敵する者なしと自負する甚しかりき、さて伊藤政盛は正興の伯父にして幕府に仕へ、故ありて會津に來り正興の家に寓せしに、正興の自負談を聞きて、顯位にありて技藝に誇るは凶德なりと、政盛切諫したりしその口氣劍道に達せしものゝ如くなれば、自負心を制し得ず一劍を試み給ひとて、長刀を持ち來りしを政盛固く謝絶せしを強ひられ、さらばとて太刀取て互に立上らんとす

る機會に、正興はたやすく擊倒され慚愧に堪へず、又一劍を求めしにまた初の如くなりければ、正興も低頭して門弟となり、正興が老臣枝松公明も倶に學びしが、貞享二年正興は流罪に處せられ、政盛は鄰境長沼に赴きければ、公明時々長沼に赴き修めし內、政盛は遂に江戶に歸り公明も其奧を究め得ざりしなりと、古老に聞けりと相馬素哉語りき、以て本文を補ふに足るをもて附記しぬ。

當流の稽古は秘して他見を許さず、（教場の窓も高くし覗ひ見るを得ざらしむ）唯五點といふ五本の切組を遣ふのみ他見を許したり、故に君公の覽給ひし時役義を以て其席に臨む者と雖も他流の者は退席せしめしなり、今一二の洩れ聞えし所を擧るのみ。

稽古に面胴を用ひず、平衣のまゝ袴を摘みしのみ、木刀を用ひ時には韜（シナイ）或は刃引（ハヒキ）（眞劍の刃を削て鈍ならしめしもの）を用ふ、その韜を遣ふには至て薄き掩膊（コテ）或は大小莫を用ふ、韜も尋常のものにあらず細き竹數本を革嚢にいれしものにて、即ち互相撞擊の器なり、刃引は目錄に進まざれば遣ふことを許さゞりしとなり。

階級は左の如し

順（ジユン）　或は太刀捌（サバキ）といふ

切紙（キリカミ）

外物（トノモノ）

小目錄（コ）

大小共直身ニシテ反ナキコトモ加ヘ綱タシ

目錄

手形目錄　一名印形

許

毎級傳書あり、（他流は目錄或は許より傳書を授く）その書を講窮し實理を實業に施すことを學び、たゞ空々に打合ふが如きにはあらず、其一例を擧げんに切紙に十八條の傳授あり左に、

一戸口出入　二扉切合　三道行先立つ事　四馬上切合　五夜の切合　六滑道の口傳　七旅館　八枕の大事　九寢屋の大事　十下緒の事　十一詰坐貫刀の事　十二走掛るを止る事　十三電火拔勝の事　十四二人一刀　十五二刀崩　十六上著の事　十七細道切合の事　十八萬物味方の事。

毎級にこれ等のことあらざるはなしとなり。

大小刀の造作は毎流一定の方則あらざることなしと雖も、當流の如く嚴密なるはあらざりき、其法大刀の身の本幅九分重三分長は二尺三寸、中心は鋏頭まで突通し、鎺は八分の入道掘貫（鎺は銅を用ふ、その製法宗にて折り刄にて合せ、其上に蓋金を付し合目の離れざるやう作るを通例となし、中には二段にかけ合せたるもありしが、入道とはかけ合せざるものにて、掘貫とは刄にて合せず刀の入るべき穴を鑿りしものなり。）鍔は圓徑三寸一分、圓形の無地鋼にて耳洗、（耳を燒きたるの稱）鋏糸の幅五分にて十二菱に巻き、小刀も重ねは大刀と同じく、長さは一尺五分、鍔は圓徑二寸八分鋏糸は同じく五分にて八菱に巻き、大小刀とも頭は縁より細きこと二分五厘、木圍口より鞘尾の細きこともまた二分五厘、平釘は二本、鞘の合目には四五所に細衽を入れて塗る

等にて、鋏と鞘は丸く細く鍔のみ大きく見え異様なる作方なりき。

一級を違ひは下級の者は上級なる者に對し劣等なるは當然にして何れの流岐も同じことなりしが殊に當流の諸生は其隔絶甚しく如何しても相對することを得ずその學ぶ所の道は歴然見るが如くなるを以てこれを學ぶに秩序ありて毫も亂れずその人の體骼はおの〳〵異にして良否ありと雖も學て勉むれば必然その極度に達し得ざることなく師範はこれを以て教授せし故諸生の志を立る堅固にして且つ勉めしものは體骼の良否に拘らず皆その極に達し得しなり。 諸術みな學ぶに道あり教ゆるに法あらざるなしと雖も諸生の勉めざるものは上達する能はず諸生勉ると雖も教ゆるものその法を執ること能はざれは上達せしむること能はざりしなり。

五點は當流の骨子にして幾多の術皆五點に歸著せしことならん、五點の一は妙劍　二は絶妙劍　三は眞劍　四は金翅鳥王劍　五は獨妙劍の名ありしとぞ、又常に眼目とする所の一二を擧れば、己れ死して人を殺す 己れ活るの念なく敵に入て然して敵を殺すの意ならん また後れ先たゝず 機に臨み先後ならずして投するの意ならん また彼れ理なりとて己れ負くべからず 吾はその上に出づるの意ならん といふが如きの類なりしとぞ。

當流の許は他流に比せば皆傳印可なり、これに進めば師範より流岐の傳授これにてつきたり、若し不足なりとならば何くへなりとも赴き心次第に修行あれよといひ渡すの例にして、こゝに至り初めて他流のものと相試むことを得るなり、即ち二尺三寸の太刀にて己を護り、敵に勝つことを得るの理と實とに達せし者にあらざれば本位に進むことを得ざりしとぞ。

因に曰町野家は世襲の師範家にして、重祥以來數代の後秀虎（忠左衛門）弟忠五郎、子重治、（忠之進）皆妙手と仰がれ、中にも重治は太刀執りては鬼神といはれし程なり、父秀虎が江戸に役するの前一日、稽古場に出て弟を呼び別離の一劒を試みんとて、壯者をして韜を用意せしめしに、弟は兄の年老いたるを危ふみ止めしが、秀虎聽かずして袴をつまみ出でしかば、門人等皆手液を握りこれぞ龍虎の戰ひと目を注ぎ物いふ者もなかりき、やがて二人太刀とり立ちあがらんとする一刹那、弟は擊倒されたりき、互に韜を措き坐に復し、秀虎壯者に對し勝負は初劒に在て當流の尤も重んずる所なり、宜しく心を注がれよといひしが、初め太刀取て立ち上りしと見えしが、その太刀をば如何せしや電光も啻ならざりきと門人等語りき、抑々他流の儀式は互に太刀取りて共に立ち、太刀を合せてこもぐ〵引て太刀を搆ふを通式とすれど、當流にてはさることにはあらず、太刀取りてははや味方と敵にて立ち上る時に於て勝負を爭ひしなりとぞ。

○

眞天流の始祖は小山田貞重にして我藩の祖は貞重の子盛信なり、（山彥傳記）蜘蛛足、滿字劍を以て極意となす、常日の稽古には通常の面、胴、掩膊（コテ）を用ひき、（友人の說話に往古は一刀流と同じく面胴をば用ひざりしが、大野重休か師範たりし時より改革して面胴を用ひしなりといふ如何にや、果して然らば切組も他流に比せば多かるべきに其多きは聞かざる所也。）太子流、精武流の諸生とは時々往來して相試み互に競爭したりき。

按ずるに他流の諸生相試みしは、往古は春秋兩度づつの定度ありしを、弘化元年より許以上の者一

年一度づつとせられし旨續日記類寄續篇に見えしが、近世に至ては他藩の遊歷生多く入り來り、或は滯止して修行する者もあり、また我藩の諸生も江戶他藩に出て修行するもの多きを加へしかば、自然他流との競爭も往古と違ひ、老功以上の者は時々相試みしかば、その手振りもまた新たなりしこと多かりき。

階級は左の如し

初心　槍術大內流に同じ
仲位
老功
許
印可

○

安光流の始祖は望月安光となす、安光の子安勝これを續き安光流といふ、太子流の本源なり、（會津古人傳）來半上劍無上應劍の極意あり、階級は眞天流と同じく、面掩膊のみにて胴を用ひず、たゞ祖きしまゝにて遣ひ、他流の諸生とは一切試むることなく、往古の師風を墨守して遷らざりしことゝ思はる。

○

太子流はもと安光流に出づ、安光流の劒術は聖德太子の兵法より出でし故流名も斯く唱ひしなり、太子流の始祖は望月安勝の門入中林尙堅なり。（會津古人傳 中林家系譜）

階級は眞天流と同くして、その老功に進めば心淸流といふ切組を敎ふ、こは尙堅が小荒田吉兵衛に學びし術にして、（尙堅以下 會津干城傳）外に小太刀の術あり、下段留（ゲダントメ）を法となす、その法右半身を敵に向け、跨りて膝を半ば折りて太刀を右膝の上に平らに搆へて刀鋒（キツサキ）を敵に向け、敵の擊ちかゝるを留るなり、外に車（シヤ）又は流（ナガシ）等の搆へありき。

按ずるに心淸流の切組は七本にして、小大刀は五本なりしが、聞く所に據れば徒之町宅稽古場には小太刀十本、心淸流四十八本を傳へしと、小太刀の五本多きは變（カハリ）と稱する裡（ウラ）の形を合せたる數ならん、心淸流のは七本の外は秘して容易く敎へざりしに據るか、はた當流に傳統絕えて却て宅稽古場に存せしものか甚だいぶかし。

○

神道精武流の始祖は小笠原長政なり、（長政は飯篠直可に學ぶと、然れば神道流と同祖ならん、宅稽古場神道流の下を參看すべし）その術拳（ケン）上段を法となす、その法兩手に太刀を持ち頭上に構ふなり、また下段の法もありきといふ。

階級は左の如し

初心

寄合（ヨリアヒ）
切紙下（キリカミシタ）
切紙
目錄
許可

表形（オモテカタ）といふ切組五本あり、初心より教へ韜にて遣ふ、（他流の切組は必ず木刀にて遣ふ。）寄合に進みまた十本の切組を教へ、目錄に進みまた五本の切組を教ふ、寄合の切組より木刀を用ひしと。（友人の說話）

すべて劒術は十七歲にして、目錄若くは許に進めば鍔二枚を賜はるの例あり、また一晝夜の大數通常の數遣（カズツカヒ）は弓術の數射の例に同じかりき。

稽古具はみな學料より下附ありしが、太子、眞天、精武三流の出精者は多くは自費にて製造し用ひたり。

按ずるに眞天、太子、精武三流の韜は鍔先き凡そ二尺四五寸不等のものを用ひしが、他藩より修行者頻繁入り來り長劒流行せしより、三流とも長短相交へ用ふるの風となり、手振りも自然變じしなり、韜の製造は今用ふる所、四本の竹を集めて四角になしたるものゝ始まりは古きことにはあるまじと思はる、今を距る三十四五年の前は既に今のものに改まりしが、以前のものとて屯韜（カタメシナイ）といふものありき、その製山竹の丸きを中心となし細き割竹數本をその周圍に膠もて粘し、本末とも同じ

徑りに丸く削りたるに麻を卷き革嚢に入れたるものなり、この頃はづこ面と稱ひ裝束なくして額より頭上に小さき蒲團をあてゝ面を冠りたるなり、即ち安光流終始用ひしはこれなりき。これを以て推考せば各流ともに一變せしをしらるべし。

山本ハ高島流ナルヤ吟味　安

第十八　砲術場并大砲方

砲術は稻留流、種子島流、夢想流、自由齋流、荻野流、一味流、永田流、新格流、諸葛流、高島流等なり。（他の流岐は學校に出てしや否や判明せざるを以て略しぬ）

各流みな師範一人、締方勤一人なり。

稻留流は稻留一夢（伊賀入道と稱す丹後田邊の人文祿征韓の役に大功あり）荻野流は荻野安重（六兵衛と稱す、十二流の奥を極め一家を大成す、寛文年間の人。）自由齋流は津田算長（監物、紀州の人）を始祖となす（流祖錄、）稻富流我藩の祖は明石重貞と江尻吉次との二人なり、夢想流は横田清眞、種子島流は小平諸算（伊右衛門）荻野流は金子豊安、自由齋流は町田宗勝、石橋流は中田光信（善次右衛門）一味流は中野重良（藤太夫）永田流は永田武治にして、高島流の始祖は高島敦（四郎太夫と稱し秋帆と號す長崎の人）我が藩の祖は山本良重（佐兵衛）となす、他はこれを知る能はず。

按ずるに人皆謂へり、種子島流の祖は明石重貞なりと、然るに家世實記慶安四年十月の條に、鐵砲藥これ迄は御兵器方明石作左衛門（重貞の通稱）稻留流の傳來にて合調云々とあり、種子島流師範の世襲家小平氏の先祖諸俊（伊左衛門）は、元祿二年七月十石二口俸にて稻留流鐵砲巧者に召出され、其子諸算（伊左衛門）享保六年種子島統一流の傳授を得べき旨を命ぜられしと同家の系譜に載す、之に依て推考せば種子島の上流は稻留流なるが如し、然るを後世稻留流をば稱ひずして統一流に冠せる種子島を以て稱ひしは何故ぞや、他の稻留流に混ぜんことを恐れしにや、又稻留流の師範世襲家酒井氏の系譜に、先

祖江尻吉次（子孫酒井氏を冒す）寛永十四年羽州最上にて稲留流藤澤監物傳仕掛鐵砲を以て召出されし旨を載す前記の如く明石も同流にて同年に召出されたるなれば、この時既に二流ありしや明けし、委くは流岐の系譜によらざれば判し難きなり。

夢想流の師範横田家は清眞より世襲し、尤も高祿（三百石）にて用役を兼勤し、同心三人を附けおかれ、持筒組普請奉行預の十匁彈の足輕は、同家にて教授するの例なりき。（友人の説話）

砲術家は多くは大小砲を兼ねざるはなしと雖も、夢想流には清眞が發明にかゝりし長筒また槍筒とて槍柄に仕掛けし三匁彈の砲又三張機といふ五十匁彈の仕掛筒また三匁彈の廻筒あり、荻野流には狼烟あり、新格流に棒火箭（飛火槍なり）亂火、狼烟あり、諸葛流に箭鐵砲あり、また種子島流には統一流の短筒あり、稲留永田の二流には輕筒といふあり、尚ほよく探りなば他にもこの類なきも知るべからず、今聞きしまゝ概略を附記すべし。

棒火箭は木を矢形にして箆を一尺許の間少し細くし、その細き所に紙袋の長きに燒藥（火藥の弱きもの）を入れたるを四五囊貼付し、その上を麻にて卷き固め、その燒藥の端に火を點じて射るものにて、羽の形を木にて造るゆゑ銃に入ること能はざれば、その害なる方を長くし尚ほ足らざれば七八寸不等の圓木をこめて、この圓木のために箭を送り出すなり、依てその圓木を俗に送りといひき。

亂火は空虚なる鐵彈の中に燒藥を入れ道火をつけ發射し、その著したる處にて火を噴出し物を焚く

の法なり。

箭鐵砲は木造の細き矢數本を銃にこめ、圓木の厚さ一二寸なるを初めにこめてこれにて送り射しなり。

短筒は一尺不等の短銃にて、百匁彈を射るものにて其距離二十町餘に達せしとぞ。

輕筒は五十匁彈を射るべく、薄鐵にて一尺許なる銃身を革にて包み、臺は桐にて造り名に背かぬ輕銃にて馬上砲なり。

角場は日新館內にある所僅に五區（初は四區）なれば、各流會日を定めて出席しその他は師範の宅地內其他にある所の角場にて修行せり。宅地內の角場はさらなり、官地、借地に設けしものも皆地税は免除せられしなり。

按するに新設せんとし地代金等を要する時は、一時學料より貸與せられしことありし旨續日記類寄續篇に見えたれば、何等につき稽古上のことは便宜を與へられしことゝ推考せらる。

各流とも鉛は現品にて下付せられ、火藥は分規金（學資門に詳なり）の內より各流にて調儀し、諸生互にいひ合せ製するの習ひなりしが、古來立臼（タチウス）にて舂きたりしを、後世は水車を用ひ勞費を省きぬ。

春夏の間には本鄕原（大沼郡本鄕村）御館（會津郡御山村）にて遠丁射的の稽古ありその時には距離二丁半にして抱射（カヽヘウチ）仕掛打に論なく鳥珠（マトノホシ）（魚の大さは忘れき）に中れば扇子數本を與へたり二丁半餘を射るに當ては西郊鴨河原より一ノ

堰河原に放ちしがその距離二十丁餘を射べくその間には道路も數線ありしかば當日には人馬の往來を停めたりき又西郊柳原大壇(オホダン)に於ては堅物(カタモノ)試(タメシ)と稱ひ大材數本を積累ねたるを鐵彈にて射、また夏秋の候には猪苗代湖上に船を浮べ大砲發射を稽古せり俗にこれを船打(フナウチ)といへりまた秋候稲を獲り終りし時には南郊午橋の田野にて晝夜狼煙の稽古あり此時には各流各所に散居し各幕を廻して屯し豫め順次を定め打揚げんとするや先づ幟を揮てこれをしらしめ（夜は提灯をふりき）たり此時には君公も晝は觀稼亭（午橋の墅名）に臨みて觀給ひ夜は城中の觀月櫓(ツキミヤグラ)にて觀給ひき。

各流ともに階級および試業の次第左の如し。

初心

許　流岐により大筒許、小筒許の別あり。

小筒許の試業は二匁三分彈十五間の距離にて八寸角に九分、（十發の内九發）十匁彈は八分（十發の内八發）の中りにて合格、（菊地武成の説話）

大筒許の試業は五十匁彈抱打十七丁の距離にして業(ワザ)を試み、十五丁の距離にて玉著(タマツキ)（何間四方の定區ありしかこれを忘る）を試み、又百匁彈抱打十八丁の距離にて業を試み、二十丁の距離にて玉著を試む、（大筒以下）（石井氏覺書によるも、玉の員數合格の度を記載せざれば再考に付しぬ。）

按ずるに石井氏覺書には小筒許の試業百發、（十匁以下の彈ならん）六寸角に八分、十匁彈五十發同角に六

火銃ヲ廢セシハ操練上ノ事ナルカ將タ射的上ナルカ文久三年堺町門ニハ兵卒未タ火銃ヲ持テリ　安

按ズルニ此事ハ秦平年表ニ出ツ但シ當時西洋トイフコトヲ忌ミテ高島流ニ名ヲ許サレタルモノト見ユ　安

分中りとあり、武成の說話と齟齬せり、石井氏は學校役人、武成は種子島流の達士なれば根底なきことにはあるまじ、孰れにか謬語あらん倘ほ再考に附しぬ。

印可

按するに當時の銃砲は雷管なく火繩を用ひしものにて謂ゆる和銃なり、ゲベル銃を會津に持ち來りしは一瀨豐彥にて安政の初年と覺ゆ、その以前一瀨忠移等江戶の潁川英龍（太郎左衛門と稱し坦庵と號す）に學びしなり、安政の頃稻留（酒井傳內）種子島、（小平左隅）自由齋、（町田傳右衛門）夢想、（横田勝之助）諸流の師範は更に洋砲研究の命を受けて伊豆韮山に赴き英龍の門に入りて修行し、歸りて教授せしも全く和銃を廢するに至らず、此頃より諸生も江戶長崎に出て修行するもの陸續絕えず、一般雷管に歸し火繩銃を廢せられしは文久二年のことなりき、その後は試業の方程も改りしことと推察すれどもその詳なることを知る能はず。

○

大砲方は高島流に起因せり、天保十三年山本良重江戶に出て高島敦の門人市川熊雄（何れの人なるやを知らず）に學び得、歸りて自ら經營指揮して二尺强の短銃ボンベンといふを鑄て、（費金は學料より支出）彈徑七寸五分なる鐵彈を燒きて之を射けり、此頃より高島流と稱ひて他にも修め來りし事共を教授しおり、後和蘭學の教場を設けられゲベル銃の術をも同所にて研究せしが、安政四年山本覺馬、南摩綱紀、（當時三郎後八之亟）蘭學の教授たりしが、木村文祐（江戶の人）といふもの隣封白川にありしを聘して教授を託せられ、暫くありて

安政元ニノ際南摩綱紀高橋宗彰ニ蘭學修業ヲ命ズ實ニ江戸學校奉行林權助ノ撰擧ニ出ツ之ヲ士人洋學ノ初トス 綱

綱紀カ命ヲ受クルハ昌平學ニアルノ日ナリ後チ神田孝平ヲ聘シ扶持ヲ與ヘテ洋學校師トス孝平芳邸ニアリテ教授スコレヲ師ノ始トス 綱

川崎尙齋來りて文祐は去り尙齋をして専ら教授を任せしめられ漸々奬勵せらるゝに隨ひ旺盛に赴き、萬延元年遂に學校奉行の管理を解きて一の主役を置かれ、野村監物この撰に當り外に屬僚をもおかれ一局の體を備へ、尙ほ奬勵せられしかば大に振興し、新説は日に月に江戸より輸入し進歩せしが、慶應の初年に至り器械方と改稱して軍事奉行の管理に屬せられ、又大砲方と改稱せられ、彈藥諸器械の製作一にこれに歸しぬ、その役員左の如し。

主役　一人
大砲方勤　一人
大砲方金錢請拂役　二人
大砲方金錢請拂勤　四人

外に教授者ありて教授を掌り、學資は本途より下付せられ、支用のまゝにて定度なく、奬勵も至りし結果遂には喇叭および銅パトロン等を製造するに至れり。（友人の説話）

因に曰古往横田清眞が發明にかゝる、一貫匁彈銃に錐をたてしは（古人事歴清眞か傳に委し）卓識なり、後世洋式の製藥法傳はりしに清眞が遺法に異ならずとなり、舊證類聚に承應三年五月中野藤太夫百匁筒（百匁彈を射べき銃）にて石火矢を射て、堤澤村（會津郡）より新井寺（今の飯寺）村（同郡）まで二十町を射、木村太左衞門が棒火矢にて同村より十町を射、寛文三年九月酒井才兵衞が百匁筒長さ九寸なるを以て十五町を

射ると見え、又諸士系譜に散見する所を見るに、明暦元年七月町田宗勝が二百四十匁彈にて二十丁を射て銀子十枚を賜はり、享保十七年酒井隆重（治左衛門）が三百匁彈を射て、國目付（幕府の巡國使）高木酒之丞赤羽五郎作の一覽に供ひしに、珍らしき銃砲なりとてその中りし角を江戸に持ち歸りしことあり、又寶永三年野村俊胤（善太夫後柏葉）永田流輕筒を射て國目付某の一覽に供ひしに、幕府になき所の銃砲なりと賞せられ、降て享和三年河原政心が江戸にありて子母砲（宅稽古場門堅昆流の下に委し）を學び、文化七年飯田重珍が江戸にて船打を學び、金子豐安外數人が東志津馬（遠江掛川藩の人）に學びし等皆進歩上裨益たる尠なからざるべし。

又曰文化の初年江戸箕田邸に於て浦川親長（郡右衛門）主任となり、大銃を鑄しがその何砲なりしやを詳にせず、後弘化年一瀬忠移が主任となり、富津（安房國）の陣營にて彈量十八貫匁なる大銃を鑄て百幾撒西（ヘキザンス）砲と號し、諸士をして修練せしめ、又此頃小平左隅、柴由忠（佐門）等大砲ホーイッチル數門を鑄たりしが、彼地にある者實修するを得れども會津にある者は實修を得ざれば、その形を摹し木にて造り廣原に据置き發射の順序を習練せしめき、その銃砲皆車臺にて百幾撒西は銃長八尺餘口徑七寸餘、車臺は左右に自由を得るの機關にてホーイッチル野戰砲なりき。

又曰砲術は後世軍事必用の業となりしが、古往の兵制甲士は劍槍を揮て手詰の勝負を主とし、鐵砲はたゞ遠きより猛威を示すの一器具たるが如きさまなりしは、甲士の學ぶ者は多からず、足輕の專

元贇ノ没セシハ寛文十一年ニシテ小林蔵程ノ没ハ元祿十五年也相去ル三十二年トス安

業たりし勢なりしが、開國以來かく奬勵せられ學ばざる者なきに至りしなり。

第十九　柔術并居合術場

柔術（拳術或は打拳或は把勢に作るべきも今俗に從ふ）は歸化人陳元贇（字は義都既白山人と號す明國虎林の人亂を避けて歸化し江戸にありし時術を傳へしなり）が傳へし所と雖も相岐れて我藩には神道精武流、神妙流、稻上心妙流、水野新當流、夢想流等あり、神道精武流は小笠原長政、水野新當流は小林蔵程を始祖となす、他の祖は之を知る能はず。各流皆師範一人、締方勤一人なり、柔術居合術とも稽古場は一にして會日を以て出席し、その他は各師範の邸宅の稽古場にて修行せり、宅稽古は多くは夜會なり。

獨り神道精武流の稽古場は殊別なりき、こは文久の初年の頃師範伊東何衞死去したりし時、邸内の稽古場は諸生の出金にて建築せしものなれば、私有すべきにあらず學校内に移し長く同門の諸生に便宜を得せしめたしとの請を許されき、即ち廣原の入口にありし教場これなり。各流の階級は各異なりしかと推測するも、今一々探る能はず、神道精武流の階級を聞きゝしまゝこゝに錄しぬ。

初心

琢（ミガキ）

二の段
切紙下
切紙
目錄
許
印可

甲冑は各流に一領づつ貸付しおかれしにはあらねど、かねて學校には備ひありて時々これを著て稽古し、その許位に進めんとする時、學校奉行の閲見には必ず甲冑にても拗りしといふ。友人の説話

○

居合術 拔刀術なり今俗に從ふ 林崎重信 甚助と稱す奥州の人 が發明せし所、之を林崎新夢想流といふ、他に無樂流あり、こは重信の孫弟長野權露 十郎左衛門と稱し、無常齋と號す、江州彥根の藩士。 を始祖となす、又一ノ宮流あり、こは權露の門弟一宮照信を始祖となす、他に今井景流、荒木當流等あり景流は明石重貞にして當流は之を知らず。會津干城傳。友人の説話。

按ずるに家世實記文化二年三月の條に、萱野右源太の門人高木小四郎、一宮流居合術修行の爲に三春藩に赴き、今泉繁八に學びたることを載せ、また續日記類寄續篇に弘化元年御流岐林崎一宮の二流は絶傳同樣の姿なるを以て、追々再興の儀學校奉行へ達せられし旨を載せたり。御流岐の尊稱は君

御流岐トハ君公ノ御稽古ナサレシヲ云フコトナルベシ余幼年ノ時聞キタリシコトアリキ　綱

公の學び給ひしもの丶外は稱ひられざれば、この二流もそれよりの尊稱ならん。（繁八は隼右衛門某の二子、管槍及び一宮流の居合を善くし、又財理にさとく、天寧寺町に別居し、明和の初めに献金して召出されんことを請ひ、許されざれば暇を請うて三春に趣き、秋田侯に献金して祿三百石を賜はり物頭たりと、佐野氏雜記に見ゆ。）

各流皆師範一人、締方勤一人なり。

會日ありて柔術場或は刀術場へ午前出席して稽古し、他は柔術の如く師範の宅にて稽古せり。

階級は一々これを知る能はず、無樂流の階級を聞きしまゝ之を記す。

初心

仲位

小切紙

許

印可

昔は柔術の許位に進めば、小普請料を免せられし定規ありしが、後世は免せられざることゝなり、且つ教場も會日の出席なれば、他の藝術に比し盛ならざりき。

志賀之助モ徒士水練ノ師範タリシナリ　綱

第二十　水練場

按ずるに水練の淵源は井上直信（金右衛門）に發し、（後に記す）その遺法後世に傳はりしならん、安永九年千里祐行（富吉）藥園にて水業の指南せし旨同家の系譜に見えしがその以前のことは知るべからず、文化二年江戸詰の徒士等幕府の徒士に從つて修業せしに、會津にて學びしとは異なるものありし旨家世實記に見え、又文化七年相州浦賀港の守衛に當り、宿陣の諸士高津忠懿、赤塚志賀之助、片峯勝興、石塚清英、（市郎右衛門）生田勝政（繁八）等陸續江戸に出て、向井將監（幕府の指南家）の門に入り學び得て、（五家の系譜）勝興後に師範となり連綿相傳へしなり。

向井流にして師範一人、締方勤一人なり。

夏期暑候に際すれば、池の西畔に粗末なる遮陽（ヒサシ）をかけられ、こゝに出席して稽古せり。

階級は左の如し。

初心

仲位

老功

許

印可

遮陽をかけらるれば左の制札を池畔に建てられき。（石井氏覺書によれば、天保八九年の頃より建てられしものにて、他藝の怠りを防がれしものなりと、後世も建てられしと覺ゆれと確記せず。）

定

一學校内水あび刻限は九ッ時より八ッ時迄（今の十二時より午後二時迄）其餘は不相成七ッ時（午後四時）より不苦候事

遠丁を泳ぐには東郊小田原の堤に行き、又猪苗代湖水に行くことありき、昔は十八丁を泳ぎ得ぬものをば許位に進められざりしと聞けり後世は如何にや。

因に曰井上直信は水練達者にして信州高遠（保移家の領土）にあり、朝夕天龍川の上流にて河狩し、土津神君に陪し水游を事となせり、（千載の松）文化年藩士等向井將監の門に入りし時、その游ぐさまを見て天龍川の泳法なりといはれしとぞ、その急流と海水とおのづから異なるなり。

暑間には年少輩相携ひ、大川の流線、岩崎淵、小松村の傍及び盤川村の渡場、または東山温泉の下、またその上流腹ケ瀧などいふ所に赴き、誰に習ふともなく浮ぶことを覺え激流に慣れしなり、その東山温泉の下は夏期士用中水門を立て水を湛え、徒士の稽古場となせり、徒士は皆こゝにて稽古し、その術拔手(スキテ)鴨泳(カモオヨギ)などより、膳を薦むるものあればこれを食するものあり、筆紙硯を出すものあれば書畫をかくものあり、又甲冑を著て泳ぐ等種々の術あり、その節に臨めば徒頭も日々出張し、君公も覽給ふことありき。

徒士にて松本辰次は人のなし得ぬことをなす者なり、泳場に臨める三層樓玉の屋あり、その上樓の欄干より躍て水に入りしものありしが、辰次は君公臨場の一日、裸體にて三層樓の屋上に上り、甍より繩をひき軒端に下り來て、その繩をはなし躍り入りし時は、人みな股洮を生せりとぞ、委しくは本傳に載せり。

第二十一　居　寮

居寮は寄宿寮なり、享和以降天保の末迄は、講釋所の優等生もしくは、武藝の達者を撰び、既廩を賜ひ、入寮を命せられき、一室四疊半にして六室あり。

令條

一晝夜引越居り修行すべし

一講釋所刻限は講釋所にて修行可致事

一寮中物靜にいたし高話高笑等禁制の事

一寮中客を迎候儀不相成候事

但同志のもの講習のため罷越候儀は格別に候事

一用事有之罷越候ものは寮外にて用事可相達事

天保十三年六月

後には既廩を廢せられ、入寮は請願人にのみ許可せらるゝことゝなりたれば、滿寮殘りなく入ることはなかりき。

第二十二　開版方

開版方は書籍を印行調整する所にして、學校奉行の管理に屬すと雖も、會計は學料役所に關せず獨立なり、

按ずるに創立の際には、其資本金は印行の書につき本途より一時引替へ下附せられ、大抵五年賦にて返償し了り、後には本途によらず書籍の賣却純益を以て一切の事を辨理せりと、その當時の吏員語りき。

役員左の如し。

開版方任役（ニンヤク）	二人
開版方勤	二人
摺仕立方（スリシタテカタ）	四人

摺仕立方は日課なり、課外の事は別に手當を支給せり。（石井氏覺書。その課程料金は知ることを能はず。）

印行の書目左の如し（天保創立後の彫刻書目のみを載す其以前の書は學史門に於て通看すべし）

輔養編	一冊
二程治教錄	二冊
伊洛三子傳心錄	三冊

玉山講義附錄	四冊	
日新館童子訓	二冊	
皇朝二十四孝	一冊	
孝經刊誤	一冊	安部井褧訓點
小學	二冊	同
四書集註	十冊	同
近思錄	二冊	同
四書訓蒙輯疏	二十九冊	同編述
白鹿洞書院揭示	一葉横六尺縱三尺〇古賀精里眞蹟白字摺	
和漢年代歌	一冊	伊南芳通撰
本事史	一冊	
草書格	二冊	星獻訓著

すべて何書によらず國中に賣却するは薄利にして、中には毫も利なきものありしと、また四書輯疏は江戸に出る最も多く、書肆は幾百部にても多きを辭せずして引受け、純益も多かりしといふ、またその童子訓、二十四孝の二部は、發賣を許されざりき。

因に曰何書によらず出版の初には、その一部を幕府に進獻せらるゝの定例にして、その他諸藩侯また儒家へ贈らるゝもあり、これ等の調製は殊に雅美にせられき、特に聞く慶應の初年外國より所望ありて四書輯疏を贈られしことありといふ、その國名を聞かざりしは口惜し。

彫刻の職人は家人給士の内より撰拔せられ、料紙漉立も學校奉行の支配に屬せしと。石井氏覺書

按ずるに楮は天保十四年初めて栽培し生長の後紙を漉立てしものにて、この年九月武藝指南役精武流刀術の師範　井深光重 藏人　紙漉立、楮栽立とも主立（シユダチ）世話すべき旨を命ぜられしよし續日記類寄續編に見えしが栽漉とも創立の當時より開版方の管理に屬せしものと見ゆ、また石井氏覺書に後世の彫刻は安達恒太郎、漉立は澁川平左衛門これを司任すと見えたり。

會津藩教育考卷四　終

第二十三　南北素讀所

その花畑丁にあるものを南素讀所、その甲賀町にあるものを北素讀所といふ、もとこれを學館といひしにより後世も俗間これを襲稱しぬ、その北なる學舍は東西十五間南北五間、南もこれに準ぜりとぞ。

獨禮以下次番格（ツギバンカク）（月割）に至る子弟が、學問書學を修業せし所にして、襟制（エリセイ）以下の子弟は入學を許されざりしが、その業の優等なるものをば特撰を以て入學を許されたり。

南素讀所は素讀所預役（アヅカリヤク）（即ち素讀所勤なり）一人、手傳勤二人あり、北は預役一人手傳勤三人なり。

書學は兩所とも和様華様あり、師範は和様一人づつ、華様は一人にて兩所を兼ね、締方勤は各一人づつなり。

學問書學とも教場は一にして、諸生の組合は南は三組、北は四組に分ち、階級、學課、什長の設けよりすべての作法みな學校の素讀所、書學寮に異ならざりしも、大復考試（オホブクシ）と一等昇級の後の賞譽考試の前に內試なることありて、豫め預役これを試み合格なれば本試に出して儒者の考試を受けしむ、その內試の法孝經、四書、小學、五經すべて一冊一葉づつ、即ち二十四葉を讀ましめしなり、一等もこれに準じゝがその點數はこれをしらず。

一等は小普請料免許の定級なれば、考試の時には學校奉行および添役監臨せり。（友人の說話）

令條

一學問所被相設候儀は專ら風俗正しく御家人の子弟父兄に事へ子弟を導く上より御奉公可致筋道不取失往々御用にも相立候樣敎育可致爲めに候條幼年より此段相心得土津樣以來御代々御尊信の朱子學一向（ヒタスラ）致講習童子訓之趣相守忠孝を本とし內外の言行相愼惰弱に不流樣師長の敎に隨ひ文武之藝不怠可致修行事

一月割以上の子弟十二歲より入門致し定之通候行可致事　但書算專ら修行可致事

一素讀刻限は三月節より十月節迄は朝六ツ半時より出席五ツ半時退席十月節より三月節迄は朝五ツ時より出席四ツ時退席會讀は四ツ時より九ツ時迄に候事

但晝後も故障無之節は無油斷罷出讀書可致事

一於會業之席無用之雜話を以て講習を妨候儀不可致萬一不敬無禮之者有之候はゞ役付之者へ可相屆若誹謗爭論致候輩は可爲同科事

一十五歲より刀槍鐵砲之術專ら相嗜其餘の藝術は望次第可致修業事

一役付之者出席退席之節は諸生の內にて可致送迎事

一着坐は可爲年齡次第事

書算相成ノ間ニ落字ナキヤ吟味スベシ　安

一組合の者は平日什長の教に隨ひ違犯不可致素讀所往來之節は必ず什長に隨ひ不行儀無之樣可致於會業之席用事有之罷出候節は什長へ可相屆事

一月割以上の嫡子嫡孫は二十五歲迄獨禮之二三男は二十一歲まで日々可致出席事

但勝手次第の年齡に至候ても素讀不相濟一藝之極(キハメ)無之ものは勝手次第に不相成若し文武之藝之內定の格に入り書算相成候ものは右年齡以前にても勝手次第に被成置候尤も勝手次第の年齡に至候者迚も孝養之餘暇可致出精儀は勿論に候事

一先祖之祭事父母之看病幷親戚之吉凶其外病氣不得止儀は其趣斷りの上可致闕席事

一師長の敎に違背いたし不愼之所行有之者は其程(ホド)に寄夫々咎可申付事

但年長は少年の儀表に候條格別に人柄相嗜み若如何之筋有之候はゞ其咎別して可重(オモカル)事

一正月十九日會始(クワイハジメ)十二月十五日可爲會納(オサメ)事

但會納には師範々々へ束修之式可整事　井關氏叢書

按ずるに原書に年月日を載せず、蓋し文政三年獨禮の子弟學校に出ること能はざるの制度に改正せられし時改定せられしものなるべし、即ち近來まで揭示しおかれしものこれなり。

書學寮令條

一書學は六藝の一平常要用の急務たり諸事欽愼を本とし行儀散亂せず心を精一にして習學すべし

一會業刻限は四ッ時より九ッ時迄　但中休（ナカヤスミ）之節煙草は用捨之

右之外は凡而學館令條の趣に準ふべし

文化十年酉六月

學問一等生にして考試を經て合格なれば、學校の講釋所に出るを得るの定規なりしが、內試本試の別は學校の如くにして、その點數は父兄の格式によりて差等ありしなり、譬へば歷史を解き經書の內一解誤讀五點にて可なるあり、或は全解誤讀三點にて可なるあり、格式の下等なるに至ては全解してもまた誤讀一點あれば不可なるありき、その全解完讀を俗に無疵全解（ムキズゼンカイ）といへり。

諸生一等生の輪講また儒者の講義等すべて學校の素讀所に異ならざりき。

會始には學校奉行儒者臨席して白鹿洞書院揭示文の講讀式を行ひ、會納には學校奉行臨席して束修料下賜の演述および謝禮式等、その他すべての作法みな學校に異ならざりき。

第二十四　宅稽古場

宅稽古場は獨禮以下襟制に至るまでの子弟が武藝を稽古せし所にして、官立にあらず皆私立にかゝり、師範の邸宅内或は間地等に就き、その門弟の出金にて設けたるものなり。稽古上にかゝることは渾て學校奉行の差配にあらざることなく、その作法は武學寮に異なることなしと雖も、その費用に至りては各流みなその門弟の常に稽古し居るものゝ出金にして、一流に當り一人大凡一ヶ月錢十五文づつを出し、締方勤これを取纏め、師範に對する謝儀および小破の修繕、または稽古道具の新製修覆より筆紙墨の費用に充て、春末暖なる時候に際すれば喫煙の用には火繩を用ひ、手指の凍ゆる頃に至ては交番して小笊に炭を入れ提げ行くの例あり、また屋壁等の修繕に至ては、諸生自ら山に行き萱を負ひ來るあり、または近所より藁を負ひ來るあり、自ら綯ひ屋に上るあり、土を攪て壁を塗り梁(アノチ)を築くに薬(シバ)くれを負ふ等の勞役、みな諸生のなす所なりしが、徒之町表丁の大內流槍術場の前に小渠あり、三尺不等の橋を架し置きたり、この架橋費のみは本途より下付せらるゝの例なりしといふ。（徒之町以下友人の説話）

按するに表丁の槍術場はもと與力のために設けられしなり、此の涯隈は徒士、與力の賜邸多くみな武邊の役なれば武術を勵まされしなり、石井氏覺書に同流の締方勤にかぎり年々費金を給與せられし例規なる旨見えたり、學史門寛政二年八月七日の條と併觀すべし。

續日記類寄續編に嘉永元年學校の資金を增されし時、宅稽古場へは槍柄、稽古弓、面搾胴一ト通りづつ下付ありし旨見え、また石井氏覺書に嘉永の度と覺ゆ、一流につき金一分づつ屋根葺料として下付ありしことありたりと載せしが、一時の奬勵に出でしことなるべし。

また同氏覺書に槻木町にある所寶藏院流の槍術のみは官費修繕なり、こは他藩士の來りし時相試むる所なるを以てなりと載せたり、他藩士と相試むるに、こゝに於てせしは他藩主より公然懸合なく來りしもののみにてその懸合ありて來りしものは必ず學校に於てせしなり。

砲術は學校は會日の稽古ゆゑ、花色紐以上の諸士も宅稽古場にて稽古し、獨禮以下のもの入り交り火藥鉛等も下付のものにて稽古せしなり。

何藝にかゝはらず上達して尙ほ懈らず勉めしものは師範の執達によりその藝術に限り學校內の稽古場に出て稽古することを許されたりこれ特撰にして多からざりき。

諸藝みな每月三回づつ定日ありて學校の稽古場に出て稽古するの例ありしが、皆午前のみのことなり、また許位に進むるの前學校奉行の一見する等この日に於てしたりき。

學校內の師範締方勤の內時々その諸生を率ゐる宅稽古場に行き相試みしむることあり、かの大道古天二流の如き學校內にあらざれど師範の許允を得て行くは隨意なりき。

學校奉行はをり〳〵宅稽古場を巡視し諸生の勤怠を視且つ師範が教授の良否を察し奬勵する等のこと

ありたり。

宅稽古場には馬場こそなけれその他の稽古場は學校より多く、その師範は學校の師範の兼ねたるもあり、渾て學校の規矩に異ならざれば今こゝに贅せず、その藝術を分て流名を左に列記す、雜事門の師範の姓名と併觀してその虛ならざるを知れ。

弓術

日置流道雪派　二所　小田垣通。徒ノ町堀端丁

日置豐秀流　一所　馬場町

日置流印西派　一所　花畑丁

日置吉田流　一所　手明町

日置流雪荷派　二所　八角丁。中六日町

我藩にては後世開けし流岐にて上田篤五郎祖たり。

槍術

大内流　二所　手明町。徒ノ町表丁

寶藏院流高田派　二所　花畑丁。槻木町

刀術

太子流　七所　御旗町、徒ノ町下長丁、小田町、漆原町、手明町、同、甲賀町

神道精武流　二所　天寧寺町、南町二十軒丁

北辰一刀流　一所　八角丁

古天流　一所　手明町

眞天流　一所　花畑丁

新天流　一所　徒ノ町表丁

按ずるに後世日新館内にありしは眞天流にして、新眞の違ひこそあれその祖は同じく小山田貞重に出でしにはあらぬかと推考せらるれど、また全くその元を異にせしものかとも思はるれば、その疑團を錄して識者を俟つ。

古人事歴門小山田盛信の傳に載せし如く、盛信の父貞重は蜘蛛足滿字劒を發明し眞天流と稱し、松平侯忠直一伯と號すに仕へて云々と山彥傳記にあり、また家世實記享和二年正月の條綱に云、松平越後守樣忠直の後裔御家來信澤與左衞門儀千里富吉方新天流劒術修行に被遣御賄被下その目に云御先祖一伯樣新天流劒術御信仰被成候得共斷絕致候に付會津にあるを聞傳へ云々とありしが、新天流は蜘蛛足滿字劒を以て極意とせしやこれを詳にせざれど、眞天流はこれを以て極意とせしなり、また世俗の說に眞天流は新天流より岐れしなりと、然るに

新天流は一刀流溝口派の如く他見を禁じ、面胴を用ひずして重もに切組を學びしとなり、眞天流は然らず常には面胴を著て他流とも試みゐしなり、これ等を以てせば半信半疑眞正の系譜に據らざれば判じ難し。

世說の如く眞天流を岐流とせんか、寶永元年七月入江兼秀（久左衛門）人を率ゐ、眞天流の劍術を上覽に供せし旨を入江家の系譜にのす、これを檢するにその師範となりし年月を載せず、兼秀は享保十年七十八歲にて死したれば慶安元年の生なり、盛信の死年延寶三年は兼秀二十八歲にして親炙し得しが如し、果して親炙せしものならば正統たるべきに岐流とはいかに。

天　流　二所　南町弓丁。諏方四ッ谷

一刀流　一所　南町鐵砲丁

神道流　一所　花畑丁

始祖は飯篠直家（初山城守、後伊賀守、長威齋と號す。）なり、直定槍刀の兩術に長じ刀術を神道流と稱す、六世の孫盛貞（初七郞太夫盛枝、後弓田讃岐守と稱す。）家に傳ふ所の皇太神宮及ひ八幡宮の神體を奉じ、廻國して會津に來りしに、葦名盛詮（下總守）これを尊信して勸請し、（後世南町竪町にありし社なり）盛貞その神職となり、その傳書も家に傳へしと（新編會津風土記）なれば、これより傳はりしならん、同流には大太刀、中太刀、小太刀の別ありて、その大太刀は近世の長劍の如くなりしと聞く。

大道流　二所　諏訪四ッ谷。馬場町

後藤忠榮（玉右衛門）を祖とす。墓碑

安光流　一所　糠塚財槌町

破東流　一所　水主丁

一刀流小野派　一所　米代三ノ丁

伊藤景久の門弟小野忠明（次郎右衛門と稱す、幕府の臣。）を祖となす、徳翁神君は初め柴由春（彦太郎）に學び給ひ、後小野次郎左衛門（これ忠明にあらず、忠明の子なるべし再考に付す）を招き給ひ、奥秘を受けられしよし積慶錄に見ゆ、因て惟ふ由春は初め次郎左衛門に學びしならん、されば由春は我藩の祖ならんか、佐野氏雜記に一刀流の柴平左衛門は伊東源左衛門より傳りしか、池上丈左衛門か盛なるにしかずと見えたり、こは見ぬ世の栞より抄略したるならん、平左衛門は由春の子なるべし、後柴調藏師範となり、これより大竹學兵衛に傳へしと聞く。

因に曰岡田素伯（淡路守と稱す、大猷公の近侍たり。）罪ありて慶安三年土津神君に預けられ、會津に來り市街を徘徊しおり、寛文三年に歸住を命ぜられぬ、この人若きとき小野次郎右衛門（忠明か）に一刀流の劍術を學び至域に達し、ある日大猷公の命により當時勢焔盛なりし柳生刑部と相試み、刑部に勝ちし人なれば我藩にありし時藩士の親炙せるものなかりしとも斷じ難し、錄して

參考となしぬ。

新　景　流　　一所　烏橋通

　上泉伊勢守秀綱を開祖となす。

砲　術

稻　留　流　　二所　新町新丁。千石町

種子島流　　一所　米代四之丁

夢　想　流　　二所　諏方通。水主丁長源寺裏

自由齋流　　一所　米代三之丁

荻　野　流　　一所　本三之丁

石橋流　矢鐵砲書火矢　　一所　新町新丁

新格流　棒火矢　　一所　晒屋町

承應三年五月火矢打木村太左衛門棒火矢を仕立て、新井寺村より十町を射、無類の上手につき二百石を賜はり召出されし旨舊證類聚に見ゆ、流名を載せざれど棒火矢とありしかば新格流の祖ならずや、錄して識者に問ひつ。

諸　葛　流　　一所　手明町極樂寺裏

智徹流　一所

堅昆流 子母砲　一所

文祿年朝鮮の役に加藤嘉明（左馬頭）の抄掠し來りし子母砲といふあり、その銃匣（イレコ）製にてその匣製を子生砲と稱す、即ち子砲なり、この子砲に彈藥をこめこれを母砲の本なる穴に藏て射るなり、もし母砲破れたる時には子砲のみにて射るを得べしとなり、母砲の長およそ六尺餘、子砲は二尺許即ち野戰砲なり、加藤家の遺物にて天主樓下の兵器庫に數十張あり、中には萬曆の年號を刻したるもありき、享和年河原政心江戸に於て伊豫里順（その何人なるをしらず）に學び、傳授を得て指南せしよし系譜に載す、我藩これを祖となすべし。

北條流　一所

始祖をしらず最上長筒（モガミナガヅヽ）あり、長さは臺を合せおよそ六尺餘、先端を木臺にあげ振れぬやうにし膝臺にて射るものなりときく、その彈量をば聞かざりき。

一味流　一所

永田流　一所

高島流　一所

算術

小笠原丈之助ヨリ
伊東何衛ニ傳タル
稽古場米代四之丁
伊東宅ニアリ　安

吉田流　一所　寺町

吉田光由（七兵衛と稱す山城嵯峨に住す和漢合運塵劫記を著す中興也）を始祖となすならん。

關流　一所　南町竪町

關新助（常憲公の臣塵劫記によりて大に發明す）を始祖となす

手塚流　一所　鷹匠町

柔術

神道精武流　二所　學校内。徒之丁下堀端丁

神妙流　一所千石町

按ずるに神妙流はもと江戸邸のみにて會津になき流岐なりしが、忠恭神君の尊慮に出て會津に開かれき、その當時江戸の師範は倉澤重英（傳之進）會津にては黒河内八十郎なりしと。

（石井氏覺書）

稻上心妙流　一所　新町一番丁

眞妙流　二所　鷹匠町。新町二番丁

水野新當流　九所　本一之町。徒之町法林寺前。南町二十軒町。漆原町行人町、徒之町中丁。烏橋通、新町二番丁。横丁袋丁

居合術

林崎新夢想流　一所　甲賀町通

一ノ宮流　一所　本一之丁

樊噲流　二所　徒之町中丁。同藥師前

今井陰流　一所　米代二之丁

荒木當流　一所　本一之丁

新夢想無樂流　九所　新町一番丁。同心町。馬場町。横丁袋丁。花畑丁小田町。徒之町表丁。行人町。手明町

水練術

向井流

薙刀術

穴澤流　一所　新町二番丁

神道無盤流　一所　南町二十軒丁

町見術

算術を借らずして一の磁石と昆發とを以て里程の遠近、山谷の高低等を測り國郡城郭の圖を製するの術にして、即ち神速を要する時用ふべくしてその毫毛を爭ふに至ては算術によらざるを得ず。この術は初め和蘭人「カスハル」といふもの長崎に來て開きしにより流名も

斯くは稱ひしなりとぞ。

加須波留流　一所　新町新丁

壇(ダン)術

一に居物(スヱモノ)術といふ、刀劍の利鈍を試る術なり。死刑の内に誅伐或は成敗(セイバイ)と稱ひ體軀を寸斷（斬るに定所あり）する刑あり、これを行ふ時三流輪番に斬處を分ち、公家の新刀または諸氏の刀劍を試みたるなり、平日の稽古には卑き土壇（刑人を斬る時も土壇に据るなり）を設けて刄引(ハヒキ)刀にて稽古せり、その術は山野勘十郎（江戸の人）これを傳ひ我藩は大沼俊矩なり。

山野流　三所　大町通、米代四之丁、材木町住吉前

刑事に用ふる斬鋏(キリツク)（木の大なる鋏）鉛（鍔に當てしものにて重くして斬るに便にせしなり）は學料役所より下付あり刑事執行の時記したる斬帳(キリチヤウ)（關所を分ち刀の利鈍を記したるもの）は學校奉行を經て出したりと聞く。

手(チ)棒(ボウ)術

一尺八寸の樫棒に鐵線四本を張て末に鎖の先に五六寸の劍を付したるを遣ふ術なり。

白井流　一所　新町一番丁

以下の六術は流名を知る能はず。その實のみを掲ぐ

手裏(シユリ)劍(ケン)術（銑鋧なれども俗に從ふ）一所　新町一番丁

七八寸の鐵釘の如きものを右手に持ち肩に擔ひ踏込みながら擲つ術なり。

本棒術　二所　南町鐵砲丁。瀧澤町

長さ六尺の樫棒を左右の手にて彈き遣ふ術なり。

捕手術　白打或は手搏なれども今俗に從ふ

青柳流　二所　瀧澤町。中長丁

鎖鎌術　一所　新町一番丁

手棒と同じものにて先に鎌を付けたるなり、その遣方も少く異なりしと。

體挫術　二所　小田町。五之町

人の侵し來りし時彼を挫くの術にて柔術とは反せりといふ、その稽古には甲冑組打あるひは陣中忍の術等のことありしと。

三ツ道具術　一所　新町一番丁

留主住、長脚鑚、木扒の三器にて城郭境關等の門番所の前に建ておき惡徒を制逑するの器にて、柄はみな二間なり、木扒は丁字形にてこれを股肱の間に挾み引倒すべきもの、その長脚鑚は鍬形にて頭または他所に當て壓すべきものなり、留主住は三四の鉤上下して衣服を銜きからむべきものにてこれ等を使用するの術なり。

學校の諸生は前に列記する算術以下の諸藝に至ては學ぶもの多からざりしが、獨禮以下のものに至ては弓槍刀術と同じく學びしなり、獨禮以下は相續の時減知降格の例規ありしに父の勤功若くは嗣子の藝術品行によりて父の格式に召出さるゝを得るの特例ありしを以て子弟も頗る勉勵し砲術居合術の如き數流の門に入り十餘藝の許位に昇りしもありき。

弓槍刀の術にかぎり十七歳にして許位に進めば金二百疋を賜はり賞譽せらるゝの例規ありしが古來この賞譽を賜はりしもの至て稀なりしとぞ。

第二十五　江戸邸并猪苗代學校

江戸邸の學校は芝新錢座の邸内にありて、すべてのことみな會津の學校より仕出したるものにて、學校奉行並に添役は番頭以下にて兼ぬるを恒とせり。

儒者見習勤一人、素讀所勤一人、素讀所手傳勤一人、書學は和様、華様の二流、卜部神道武講あり、弓術は道雪派、印西派、馬術は大坪古流、槍術は大内流、寶藏院流、一旨流にして寶藏院、一旨の二流は同場なりき、刀術は太子流、神道精武流、砲術は種子島、自由齋、荻野の三流、柔術は神妙流、居合術は新景流あり、その他水練、櫓手（ロテ）（船をなすの術）の稽古あり、みな師範一人、締方勤一人ありき。

○

猪苗代の學校には儒者見習勤一人、素讀所勤一人、書學師範一人、卜部神道師範一人、武講は役付一人あり、弓術は道雪派、馬術は大坪古流、槍術は寶藏院流、刀術は安光流、砲術は夢想流、柔術、居合術（流名しらず）あり、外に三尺棒術（これ若松になき術にして山本忠二郎師範たりしと）あり、すべて武藝は締方勤のみにして、師範は日新館の師範これを兼ね、毎年四五回づつ諸生を率ゐ出張して教授せり、學校奉行も春秋二回出張して奬勵し、その出張中は師範諸生とも皆小賄（コマカナヒ）を給與せられ、猪苗代より若松に來り稽古することありしが、その時にも小賄を給與せられき。

按ずるに儒者見習勤は多くは常住にて、文化の頃澁谷源藏この任にあたり、降て弘化の頃は河村源藏

次に橋爪盛道、次に武井源三郎、次に上島重精（貢藏と稱し松菴と號す）等一時常住して教授し、神道は見禰山の社司これに當りき。

小賄とは一人一日白米一升と外に宿料錢六十文なり、これは其地の代官宛の手形にて本途勘定所より受けて、その宿主に渡し置けば宿主これを代官所に出し、年末の貢米と差引になり、遂には學料より本途へ返償して學料支出となりしなり。

江戸猪苗代とも日新館の制に倣ひ、文學は尊卑を區別し、花色紐（猪苗代は紺紐）以上の子弟の出る處を學校と稱ひ、獨禮以下の子弟の出る所を別間（ベツマ）と稱ひ襖にて隔ておきしが、武學寮は皆同じ所なりき。兩所とも學資は日新館學料役所より送付しおりしと。（友人の説話）

因に曰若松の子弟が日新館、學館に通學する、その遠きは二十丁餘なるありしが、こは稀にして多からず、江戸邸は近きは箕田綱坂邸、また和田倉門内の二邸、何れも二十丁餘を隔て、深川高橋の邸内よりは二里餘を隔てしが、十歳の幼年生が晴雨に拘らず、毎日通學して時間を誤らざりしは、慣れしとはいふものゝ勉めしにあらずや。

足輕に弓組と鐵砲組とあり、その組屋敷の近傍には的場及び角場ありき、その町名おほよそ左の如し

第二十六　市村學事

的　場　七所　南町弓丁。漆原組町。小田垣二番丁。半兵衛町五番丁　糠塚財槌町　瀧澤町蠶養社内。御旗町四番丁

角　場　九所　東名子屋組町。八十人町長丁。八十人町四番丁。千石町二番丁。御旗町四番丁。糠塚外裏町。糠塚新町。漆原組町、南町鐵砲丁

砲術は多く稻留流、弓術はすべて道雪派にして、諸流の寄的には出ることを得ず、また學校および宅稽古場の諸生も行くことを禁じおかれしが、諏方社大祭日の寄的には大勢の人集るゆゑ矢代目（ヤタイモク）と稱し弓組足輕をして矢代を世話せしめ、それがため加はることを許せしが、毎的學校宅稽古場のもの射終りし後に射ることを例とせり、弓砲は職藝學ばざるを得ざれど、その他槍刀、柔、居合、手棒、木棒體挫等の諸藝もおもひ〳〵に學びしなり。

○弓砲の足輕に一年一二回試驗あり、弓は五寸引（弓術門に詳なり）にて八分以上の中りに賞與あり、砲術は十匁彈二十五發五寸角に八分以上の中りに賞與あり、此時には物頭よりその部下の足輕に彈藥を與へ、獎勵して他の組と大に競爭し妻女は家に在て神佛に祈誓し勝たんことを祈りき、これを足輕だちは唱ひて御役といへき。

○松窪上荒井（會津郡）小荒井（耶麻郡）坂下、濱崎（河沼郡）の五ケ村に地方御家人（チカタゴケニン）と稱へし在住の家人ありて、槍刀および砲術を稽古せり、槍術は大内流にて上遠野保（學校の師範）澤野久之丞（宅稽古場師範）これを教へ、刀術は

渡邊直左衛門（同上）之を教へ、砲術は山本權八これを教へしが、火術は重もに野戰砲なり、各村落に教場を設けおきしその入費は悉皆自辨なり、近村は毎月一回、遠村は隔月に一回、師範役付の內諸生を率ゐ出張して教授するの例ありたり。

按ずるに享保三年樊噲流居合術の師範吉田忠恒（新右衛門）が濱崎村郡（コホリ）役所內にて役所詰のもの及び地方（チカタ）のものに居合術を指南すべき旨を命ぜられしよし同家の系譜に見えたれば居合術も學び居しものと見えしが後世はいかにや

○上荒井村（會津郡）に御弓新田と稱へし所あり、こゝにも世襲の地方御家人三十二家ありて印西派の弓術を稽古せり、師範は小川定八とて世襲師範たりしが地方にて師範たりしは他にあらざるなり。

按ずるに正保元年南山（伊南伊北兩郷の總稱）横田の舊主山內家の類葉栗城太郎左衛門といふもの、保科正近（民部と稱す土津神君の城代なり）の命により、地方取（チカタトリ）の足輕百人地所を見立て屯田せしめんとせしに纔に三十人を募りしかば、一人草高六石づゝの地所を給し、太郎左衛門を小頭となし上荒井新田（會津郡）に置きて南山に變あれば關山の嶮を守るべき旨を命じ、それがため砲術を修行せしめ、承應二年に至り各一人に一口俸を增給せし旨家世家記に見えたれば、この頃砲術を修め後弓術に變せしものか、然し地名を御弓新田といひしかば始より弓術を修めしものと推考せらる、新編會津風土記に寛永二十年弓足輕三十人を置き田園を闢かしめ給田となす、其子孫相續て此に居る故に俗御弓新田と稱すとのせて砲術の

ことをのせず、下項に於て後世砲術を奬勵せしを知るべし。

有賀家系譜に文化三年十二月滿撫が小司成たりし時、御弓新田の三十二家を支配して鐵砲をも兼ね學ばしめよと命せられし旨を載せ、また天保年間には田中玄純、和田義次（八兵衛）等交る〴〵郡奉行となり、地方家人の稽古上のことは大に奬勵せりといひ傳ふ、また嘉永二年に弓銃兩業とも稽古するを以て一口俸を增給せられし旨續日記類寄續編に見え、安政の頃廣川勝介軍事奉行たるに及て稟議する所あり、隊伍に編入して追鳥狩にも出せしとぞ。

○四郡に郡（コホリ）役所四所あり、その構內に角場ありて地方家人ども砲術を修めき。

按ずるに文化元年石橋流の師範中田元苗（鐵右衛門）諸鄕村の地方家人の所望により、角場を設けて指南せしよし同家の系譜に見ゆ、この時創設したることを知るべし。

○猪苗代に半坂といふ所あり、玆に世襲の同心五十家あり、俗に半坂同心といふ、專ら砲術を稽古せり。

因に曰安政年の頃ならん槍刀に達せし松本勇、一時居を猪苗代にトしたることあり、この時同心等に古天流の劍術および神妙流の柔術を敎へ大に振起せりと鈴木爲輔語りぬ。

○市村の諸稽古、諸道具はすべて宅稽古場と同じく自辨なりしが、嘉永元年槍場には槍柄、弓場には卷藁弓を下付せられき、（續日記類寄續編）これ一時の奬勵に出でしことならん。

○郭外には一町或は二三町ごとに書學算術學問を敎授するものあり、皆平士以下の二三男にして常職

なきものこれを以て業となし炭席の料少し許りと他に幾分の謝儀を受けて生業とせしなり、こゝに行き習ふものは近傍に住せる平士以下の兒女或は陪臣商家の兒女にしていはゆる家塾なり。

○家塾ある近傍に住せし花色紐以上の女子も家塾に入りて習ひしが、廓內に住せしものゝ女子は會日を定め自宅に師を廷き習はしめ、また手本のみ受て自宅にて獨習せしめしあり一樣ならず、女子にして學問に從事せしは至て稀少なりしが、薙刀術を修めしは少なからず、慶山村の廣原に於て女子が野試合(ノシアヒ)（雜事門に詳なり）などせしことありき。

因に曰中野平內の女つや子は、戊申の役に薙刀を持ち敵に赴き討死せし目覺しき女なりしが、初め黑河內兼規に就て穴澤流の薙刀術を學ぶ、ある時兼規一首の和歌をかきてみせける。

いぬる間もなくてうつ業怠らす君かやするの枕ともなれ

その他山本八重子（後新島襄に配す）がはたらき、また自害して敵の手にかゝらじと思ひ定めしも多かりき。

○內師と稱ひしものあり、勤務あるものその餘暇他の囑托に應じ敎授せしなり、近世に至て學問は杉原外之助、三橋作之進、書學は藤澤內藏丞、山本常治が如きこれにして、また部屋住(ヘヤズミ)にて敎授せし米澤淳八、宗川儀八郎の如き徒弟最も多くその功績もまた偉大なるものなりき。

○代官所ある村落（代官所十五所）にては代官所の長屋に敎場を設け代官の周旋にて師を聘し敎へしむるあり、これを鄉校といひき、また市街の體裁をなせし村落（坂下、高田、小荒井、小田付、田島、鹽川の類）はさらなり、其他と雖も大村

には平士以下の二三男若くは隱居等居をトし書算を教授せしものあらざるなく、また神官、修驗、僧侶等にて教授せしものも少なからず、堀左衛門が小荒井にありて教授せしが如き、その隆盛人口に膾炙し今に至て衰へず、また若松の市街にて修驗の類書算を教へしものありしが、寺院にて僧侶が教授せしものはこれを聞かず。

○市村とも教授には別に法制もなく、市は檢斷、村落は代官に屆けしのみにて學校奉行の支配せしにはあらねど、教授法に至てはその事により儒者これを喚び口達することありき、若し他邦人が會津地方に留まりて教場を開かんとする、先づ學校奉行の許可を得るに非ざれば開くべからざるの定規ありしと聞けり。

○市村とも商農の兒女の尋常の教科書は大抵古狀揃、庭訓往來、農商往來等なれど、中には高尚なる科程を修め和漢の書に涉獵して身を立てしもの寡からず、中に添川栗（耶麻郡舞臺田の人、通稱寛平、字は寛夫、或は仲寵、廉齋と號す）が如き、遂に板倉侯（上州安中の太守）に賓遇せられ、（子に至て奉仕せり）また土屋朗（猪苗代壺下の人、七郎と稱し壺闌と號す）は古賀精里の門に遊び學業大に進みしあり、その他市街の舊家（坂内、倉田、梁田、早山の如きの類數家）若くは豪商と呼ばるゝものは、小笠原流の禮式など修めしもあり、また和歌茶道に入りて自ら卑うせざらんことを勉めき。

○教授者にして教授上大なる功績あるものは賞擧せらるゝあり、即ち米澤淳八が二口俸を賜はりしが如きなり、またその受業者にして學業秀逸、品行善良なるものはその奉行（御藏入郡奉行、郡奉行、町奉行）の手許より書籍

硯等を與へ奬勵せしとぞ（石井氏覺書）

○若松の郭内天神口の傍に天輝山延壽寺あり、この寺院に槍刀場ありて名士ども相會して試合ひ、他藩士來りて日新館内に於てせざる時にはこゝに於てせしことありき、こは公然たる教場にはあらねど當時の住僧篩月はもと武家（幕府または加賀侯の臣ともいふ）にて武術を好み、その槍刀場も彼が經營せし處、また和歌をよくし歌人も多く集ひ吟詠するを常とせり。（篩月老て隱退し羽黑山に移りき）

因に曰會津先封葦名、蒲生、上杉、加藤の四氏は皆その終りを全くせざれば、遺士の農商に歸し留まりしもの多く、土津神君入封の當時は武氣なほ消し去らず、百姓等が武技を演ずるを禁ぜられしことあり、（學史門正德二年の條に詳なり）漸々消却し後世は地方家人の外農商には演武のことゝて聞かざりしが、演射は尙ほ止まず、沼澤、本名、田子倉の諸村（大沼郡）の如き最も流行し他の諸村も行はれしとなり。

土津神君は武氣を消却せられしが、文事に於ては奬勵し給ひ、横田俊益が商家にありしを擧げ給ひ、商賈が岡田如默を師として學を講じ居りしその地税を免除し、稽古堂と名けて講習所となし米穀をも寄附し給ひ、その後德翁神君が町講所を建て給ひしも專ら商賈のためにて、廣瀬惟勒（小源太）が張附師の子なりしを拔擢せられ、講所の指南たるが如きありて、中世に至ても講習せしものありしや疑ふべからず。

村落にも講習者あり、小田付、小荒井（耶麻郡）よりその近鄕は古來より王氏學流行せし處なり、その

來由を討るに中江藤樹 彌右門と稱す近江の人 門の顏回ともいふべき淵惟允 仙臺の人、學史門天和三年十二月二十七日の條に載する、岡四郎左衛門と同人かと思はるれど審かならず 來りて大河原幸重、荒井良菴 若松の市醫 等と王學を唱ひしを始とし、元文の頃に至て中野義都、上高額村 同郡 にありてこれを奬勵せしより繼續して近世に至りしなり、その互に繼續するや藤樹の眞蹟ありてこれを授受せしなり、その書は門人山田九右 何處の人なるを知らず に寄せたる手束にて、其書中に喜怒哀樂の發する中正ならざる時は何爲なるやと自ら良心に反省せよとの言ありき、この一言を堯舜の授受允執中の如くに珍重せしもの丶如し、藤樹の眞蹟、三浦氏書類、王學者畫像贊 當時義都に付隨せし東條次愼武右衛門、義部か事歷に詳なり また高森新田村 同郡 に小比山岩三郎 片桐朝龍が事歷に詳なり あり、その他孝子貞婦義僕の類、會津孝子傳、童子訓等の諸書に載する所一々證すべく、みな敎育の結果にあらざるなし。

第二十七　役　員

文武の師範役付及開版方大砲方の役員は皆その部門に記せし故こゝには略しぬ

學校奉行　一人

學校奉行添役　二人

以上上局に在り

學校吟味役　一人

學校小役人　三人

以上下局に在り上局の意を承け庶務を調理せり上下局を併せて學校役所といへり。

大司成職制　大司成は學校奉行の舊稱なり、創立の際定められしものゝ如きも年號なければ判し難し、今石井氏覺書のまゝ登錄す

一學校の政令大細事共に凡て可掌之事

一誦師以上之諸達總て司成を宛申達凡て政令申渡候儀は紙面或は直に司成より申付又は小司成を以可申付事

一四學司業を始役付之者共を以て宜く諸生へ敎授せしめ內外行事を察し善を勸め違へるを戒め其材を論じ文行忠信其德を成さしめ進退黜陟之儀可申達事

一毎月四度司業四人一手元づつ役付之者は勿論諸生共に手際宜敷者は會讀可承候尤も毎會司業四人可罷出事

一前會之外四度別會を立諸生之會讀可承候其節司業一人塾師一人誦師一人可罷出候

　但諸生手際次第司業手元にて不絕會讀可爲致事

一毎月兩度づつ塾師誦師并諸生手際宜者爲致講釋可承之事

一塾學素讀之寮へ月二三度位出席可致事

一大比之節は德行之者撰を掛け書出候上悉皆吟味之上德行之者に候はゞ名前可申達

　但此取計は當春より相始置以來年々歲之終に相試三年目に至候節吟味可申達事

一塾中に於て業の優劣を以て席札を懸置毎年歲之終に至り其業を考ひ優候者は札を進め劣候者は下候樣尤も敎之不入者は師を替て敎候樣可致事

一新に修行被仰付候諸生引渡候節は臨之可申渡事

一諸藝之學寮より闕席斷等之儀は主役々々より申遣候得ば取計之尤も彼之方へも斷等の儀は可申遣事

一釋奠之節は可罷出事

一諸生不參之內保養外出並に御私領湯治等三ヶ月迄は可聞屆事

小司成職制　小司成は學校奉行添役の舊稱以下同上

一學校之政令大細事幷大司成之職制條數可副貳事

一大司成障之節は諸達之類直に可申達事

○學校目付　四人

諸稽古場を巡視し師範教授の善惡諸生の勤怠行狀を監査することを掌りぬ。

文庫役人（兼出闕改役）　一人

出闕改役人（兼文庫役）　一人

右二役は目付局の下局に在り文庫の書籍の出納及び諸師範の出闕帳を檢査することを掌り時には學校小役人を兼ることとありき。

すべて諸役の撰書（薦擧狀なり）は儒者目付學校奉行の手を經ざるはなく目付所には伊呂波寄と題せし在勤者および入學子弟の姓名を四十八部に分け記したるものありて、これに年々諸藝の級席を記入して撰書吟味の用に供せりとぞ。（雜事門に藝術書の事あり參觀すべし）

因に曰毎年三伏の候には文庫の書籍の貸付しおきしは悉く收容して目錄と校合し、且つ損失を檢査して泰氣に曝すの擧あり數千百部の書一人の及ぶべきにあらねば、講釋所生の內獨禮以下徒格以上の子弟數人を一時傭ひあげ補助せしめ、文庫より大成殿の堂へ出し堂戶を開き一冊づつ平列して泰氣にあて、また書箱に納るゝ等數十日を費し、結了の後は酒肴を賜はりて勞を慰めらるゝの例規ありき。

○

學料役所任役（ニンヤク）　二人

學料役所下（シタ）役人　二人

學資の收支及び校舍の營繕および諸用度の事を掌るこの局を學料役所といへり

定

一平日五ッ半時より出席いたし其日之御用無洩可辯之翌日へ引張候御用は早出致し不永引樣可埒明（ラチアク）事

一入拂之諸帳記明細に相記立合見屆印形可受は勿論凡て其日取計帳記日々大小司成衆迄可差出事

一期節有之手形類不延其期可相片付事

一定式聊の儀たり共大小司成へ相伺尤も取計候當人より同役へ傳之諸帳記へ無洩扣留致候儀勿論之事

一風儀之弛み又は廉恥之筋へ響候體之儀不受嫌疑樣面々可心掛萬一其蘖（キザシ）相見候はゞ何人の噂たりとも早々可申出情合等にもたれ猶豫候儀は有之間敷事

天保十三年寅正月

普請方小奉行　一人

時には學校小役人または學料下役人を兼ることありき。

普請方棟梁　一人

仕手棟梁　一人
以上の二役は諸進達には小奉行と連印せり
柿葺師　一人
左官　一人
右みな學料役所内のものと雖も小奉行以下を俗に普請方といへり。因に曰目付は獨立直達にて格式異なれども、他は皆學校奉行の支配にて諸務の規程も學校奉行の差圖する所なりしが、創立の當時にありては完整せざりしに、文政六年山内俊温學校奉行となりし以來、用所局の章程をとりて完整したりといふ、俊温久しく用所局頭取たりしを以てなり、後には小役人より用所局へ轉ずるもの多く、俗に學校役所を小用所局と呼ぶに至りしは俊温が功なりとぞ。

○

寄合組士　家老附三組ありその人員合て三十人許なり

毎夜暮六ツ時より曉六ツ時まで二人づつ宿直して門番人を率ゐ二回諸稽古場諸役所を巡視して變を警む、もし變あればこれを處置し直に學校奉行に報ずるを法とせり。

○

附記　以下役員にあらねど役員諸生とも皆これが勞力によりしことなれば附記してこゝに示すなり

定番（附人小頭ともいふ）　一人

毎日學校役所の附人所に出て附人のことを總理し、また小使夫丸の取締、聖堂の諸器物儀具等の始末を司りき。（學校内長屋に常住しき）

附人　七人

學校役所、目付所、講釋所を兼て二人、禮式方、神道方、醫學寮、開版方を兼ねて一人、二塾に一人、（四塾に二人）毎日各所を替勤し諸用を辯ず、二人づつ非番なり。

書物番　二人（一晝夜に）

六組足輕毎日輪番を以て學校役所の附人所に出勤宿直して文庫を守衛し兼て館外への使事を辯せり

門番人　四人（一晝夜に）

南門は持弓、持筒足輕の內、東門は大組足輕交番して晝夜一門二人づつこれを勤む、文武の學寮、諸役所入口の鍵は南門番これを預り、暮六ツ時を報すれば南門を鎖しその鍵を合せてみな寄合組士の宿直に渡し、東門の小門の鍵は夜九ツ時を報じて宿直に渡し（九ツ時を過ぎ急用にて出入するものあれば門番これを宿直に告げ鍵を受來りて開き又宿直に預く）何れも明曉六ツ時を報じ請け來りて門を開きしなり。

さて時刻を報ずるは太鼓にて、朝六ツ時より九ツ時迄は東門番城鐘を聞き戟門に來りてこれ

を撃ち、晝九ッ半時より暮六ッ時までは南門番これを撃ち、夜は毎刻柝を撃ち館内を廻り變を警む、若し變あれば宿直の寄合組士に報ず、その撃柝は東南の門番半夜を以て交替し、寄合組士の巡視にも交替して隨行しき。

小使　六人

二塾に一人づつ（四塾に二人）禮式方、神道方、醫學寮、開版方を兼て一人、武講、武學寮、學料役所を兼て二人、角場に一人あり、常に寄宿して火鉢飲料水舍外掃除等の諸用を辯ず皆農民なり。

夫丸（ブマル）　七人

常に部屋に寄宿して館内外の掃除をなし、營繕等の力役雪中積雪の片付等をなせり。

鳶夫（トビフ）

會津郡宮田村（學田ある處）の壯夫之に當り、消防の器具はかねて學料役所より渡しおき、若松に火災ある毎に學校に馳付け消防するものにて、この負擔あるがために一村の夫役（ブヤク）を免じおかれき。

土津君ニハ多クハ文武學術ニ一家ヲナシタルモノヲ召抱ラレテ家中子弟モ自ラ振起スル風ニテ貢[illegible]出所亦異ナリ猶稽古堂講所ノ設置ニハ資金モ多少アリシナランナレドモ記載詳ナラズ元祿年間ニ至リテ學料寄附ノ事ヲ載ス其高云々　安

第二十八　學資收支

按ずるに學資のことは諸書に散見せず、惟ふに初め元祿年講所に寄附せられしは學料の初めなるべし、その高は年々米百石なり、後天明年學事振興の日に於ても增されしこと見えず、寛政七年新田開發の分を學料に充てられ、（學史門に詳なり）享和三年五月武學寮附の田地開發出穀高の內年々百二十兩づつ差向けらるゝにより、中澤高明（市太夫）入江兼央（藤四郎）等取計ふべき旨を命ぜられしことあり、（享和以下中澤家系譜）何事を取計ひしや明記せずと雖も、武學寮附の田地とあれば學田ありしや明けし、その後增益せしことは判明なれど年月石高等は確實を得ざれば、今僅に佐野氏の書翰と、石井氏の私記とによりて左に錄しぬ。

收入部

一米二千七百俵程　每年本途より下付（高外開發差入）

一米百三十石　宮田村學田收入

一金千二百五十兩　每年本途より下付

　但弘化元年增加之分

一金六千六百兩　有志者獻納金

　但文久二年以降有志者（筒井半藏、筒井半三郎、中村八三郎、和田勇藏等の類）より文武の藝術江戶修行料として獻納し、本途預り

にて利子金四十兩に金一分の割を以て下付ありし分。

一金三百五十兩　砲術分規金（諸費定額金の稱）

但弘化四年以降下付の分

因に云往時は砲術も弓馬槍刀と共に奬勵せられしものゝ如く見ゆれど中世に至ては專ら弓馬槍刀のみ奬勵せられ砲術はたゞ上覽または一覽の時彈藥の入費金を下付せられしのみにて平常は分規金も下付せられざりしが、文化末年の事ならん一瀨忠移が發起にて赤羽萬吾（御賄頭）と謀り、藩允を得て砂糖賣買の法を設け、その利金を寄納して年々金六十兩を砲術各流の分規に充て、その後安政年に至ては大に奬勵せられ、更に四百十兩を增して四百七十兩とせられ、その後に至ては定額なく下付せられしとぞ。

支出部

一金八兩程　春秋釋奠費

一金四兩程　卜部神道竟宴費

一金三兩程　垂加神道竟宴費

一金一兩　春秋書畵會費

一金二分　講釋所筆墨紙料

惣入費ヲ示スニ一所ヅヽトセズ實費ノ惣額ヲ擧ゲタキナリ・下同ジ　安

一金一兩　素讀所同上 但一所壹分づゝ合て四ヶ所の分

一錢三貫文　醫學寮同上

一錢二貫三百文　書學寮同上 但一寮の分

一金一分　猪苗代學校同上

但此外燵炭代一兩二分內外ありたり。按ずるに一所一寮につきての分ならん

一金九兩　弓術三流分規金 但一流三兩づゝ

一金二十五兩　厩稽古馬諸入費

一金二分　櫻馬場筆墨紙料 但一流の分

一金三十六兩　槍術三流分規金 一流十二兩づゝ

一金三十兩　刀術五流同上 但一流六兩づゝ

一金百八十兩程　南北素讀所諸費

一金百三十兩程　江戸邸學校 文武師範束修炭筆墨紙等　諸費

○

儒者見習勤　五口俸 但子弟初命の定給以下同じ

儒者見習手傳勤　四口俸

素讀所勤　　二口俸
但本務あるものは只費金二分のみ下付
書學師範　　二口俸
神道師範　　二口俸
和學師範　　二口俸
禮式師範　　二口俸
弓馬槍刀師範　　三口俸
但何藝を問はず隱居後師範を命ぜらるれば口米を給せられず丁銀三枚若くは五枚を賜はりき。
○
束修料
儒者見習勤は金二兩づつ醫學師範は一兩二分づつその他の諸師範南北素讀所預役に至るまで一兩づつ在勤者隱居子弟の別なきなり。
○
費(ツヒエ)金
武講師範　　金十兩

學校奉行　金七兩二分

同　添役　金五兩　一人分以下同

儒者見習勤　同上

素讀所勤　在勤者　金二兩

素讀所手傳勤　金一兩三分

南北素讀所預役　同上

文武學寮締方勤　金一兩

文武學寮專傾（モッパラカタムキ）修行生　金二分

卜部神道傾修行生　金一兩一分

垂加神道同　金三分

文武學寮費傾修行生　金二分より口米五口俸に至る差等あり

文武他邦へ修行生　自四口俸至七口俸

○

夫丸　二口俸金一兩二分

小使　金二兩二分　但外に村與内なるものありて五六兩を得（與内は組内なり一組に一人割當りしによりその組内より金を出してその者を助けしなり）

附人その他のものは定給ありて學料の支出にあらざるを以てこゝに掲載せず。

以上多くは佐野氏手翰により間に一二記臆に存するものを挿入せしが、佐野氏もたゞ記臆により
て記しその間に金員の不明なるものありとて程の字を付せしかば素よりその正確を證し難し、左
に錄する石井氏の覺書は嘉永年間實地支給のものなりと記しおきたれど、慶應年に至る數年の間
は學事擴張獎勵もいと劇しく學資も隨て增益せしものあるべしと雖も、その後年のものは今得る
に由なければ繁を厭はずこゝに錄しぬ、前後相待て參考せばやゝ眞を得べき歟。

米二千四百七十九俵一斗八升九合

一金百四十四兩一分二朱　　學校料　武學寮醫學寮火術金渡高

金二貫九百六十文

内

米千七百五十九俵三斗八升二合　學校料

米百七十五俵三斗六升八合　同　弘化四年より渡分

米百二十五俵一斗五升一合　同

米百十俵二斗　兩講所料

按ずるに兩講所は南北素讀所のことなるべし後にまた六兩を記載する別途のものなるべしと雖

も判じ難し。

米百十俵二斗九升　學校料

米三十三俵七升五合　二十五人分三分渡之分

米百六十二俵四合　武學寮

米七俵一斗六升　御借金方廻り

小二千四百七十九俵一斗八升九合

金一兩一分　學校料金方

　錢三百六十九文

金三兩三分　學校料

　錢七百二十九文

金六兩　講所料

金三十二兩二分二朱　學校料

　錢百七十文

金十四兩一分　同

錢五百九十八文

金一兩一分　表長屋分規
錢八百十二文
金四兩一分　金方收納分
錢二百八十九文
金八兩　火術金
金十兩　同
金十三兩　同
金三十兩　分規爲補渡
小金百四十四兩一分二朱
錢二貫九百六十三文
○
束修料
金一兩づつ　文武師範
金一兩二分づつ　軍事奉行 醫學師範 儒者見習勤
金一兩づつ　武講頭取

金三分づつ	武講懸勤

○

費　料

金二兩づつ	儒者見習幷雇勤
金一兩二分づつ	素讀所勤在勤之者
金二兩づつ	素讀所手傳勤（在勤子弟ニ不拘）
丁銀五枚	東尊圓流師範隱居之分
同	寶藏院流同
丁銀三枚	荻野流同
金一兩	（華樣瀧本）兩師範兼帶之分
金三分	禮式方師範
金二分づつ	雅樂師範
金一兩二分づつ	南北素讀所預在勤之者
金一兩三分づつ	同子弟之者
金一兩三分づつ	同所手傳勤

金一兩二分づつ　同在勤之者
金一兩づつ　同所書學師範
金一兩づつ　學校書學締方子弟之分
金三分づつ　同在勤之者
金三分づつ　垂加神道締方子弟之分
金二分づつ　同在勤之者
金三分づつ　同子弟傾修行之者
金一兩づつ　卜部神道締方子弟之分
金三分づつ　同在勤之者
　但一已修行を兼れば金一兩づつ
金一兩一分づつ　同子弟傾修行之者
金一兩一分づつ　同專修行　勤子弟ニ不拘
金一兩づつ　武藝締方子弟之分
金三分づつ　同在勤之者
金二分づつ　弓馬槍刀專修行生

金二分づつ　　和學方傾修行生

金一分　　徒之町表丁大内流締方（勤子弟に不拘）

按ずるに以上列記する所その人の功勞技術の進歩により増さるゝことあるも、こはその初命の定額なり、嘉永安政の際師範の口米及び修行の爲に口米費金を給與せられしもの〻姓名を略して、その人員俸費の額を左表に示さん。

	七口俸	三口俸	二口俸	一口半俸
儒者見習勤	二			
弓術師範	二			
素讀所勤		二	二	
槍術師範		一		
書學師範		一		
禮式師範			一	
卜部神道師範			二	
猪苗代馬術師範			二	
弓術締方			一	一
學問傾修行生		一	一	一
書學上達生			二	
弓術上達生			一	
弓術傾修行生		二	一	
居合術上達生			一	
刀術師範	一	二		
合計	五	九	一四	二

	二兩	一兩三分	一兩二分	一兩一分	一兩	三分	二分	一分
書學師範手傳					四			
槍術師範補					一			
垂加神道同					一			
學問傾修行					一		二	
猪苗代行槍術師							一	
同馬術師範							一	
同砲術同							一	
同刀術同							一	
同神道同							一	
刀術傾修行		一			二	一	三	一
弓術同		一		一			二	
馬術同							一	
槍術同			一				一	
書學同					一			
砲術同		三	一					
柔術同					一			

醫學同	六						一	
居物同				二			三	
町見同						一		
天文同						二		
合計	六	五	二	三	一二	四	一八	一

按するに學校料より給與せられしもの右の外尙多かるべし、學史門文化二年二月の條、及び文久年の有志者寄納金の條を觀るべし。

古は武學寮の稽古具はみなその流岐にて下付の分規金を以て調へたりしが、弘化の初年より學料役所にて調へ渡すことゝなりし旨績日記類寄續編に見えしが、前に列記せし分規金をば引去りて渡したるものなるべし。

文政四年には歲大に饑えたるを以て、上下一般面口米を給せられし程にて、學資も大に減せられしを漸々復古し、嘉永年に至て學田も寄附あり金額も稍增したりと、石井氏覺書に見えたり。

上様ハ古稱ナレハ止ムヲ得ザレドモ殿様位ニテハ如何　安

小普請トハ文武ノ術未ダ合格ニ進マザルノ際ニ家督チ承クルモノハ己ガ常俸ノ内ヨリ幾分ヲ小普請料ト唱フ下ニ其等級ヲ分テリ參看スベシ　安

第二十九　雜　事

按するに石井氏覺書のうちに年號不詳として往古諸式の手續書を載す、惟ふに日新館創立の前寛政年間に於て句讀師稟議の上定められしものならん、また以てその沿革を探るの一助となすに可なるのみならず、後世まで因襲執行せしものあるを以てこゝに錄しぬ。

一孔廟へ上様被遊御參拜候節先生幷學正罷出候事

一學正闕役之節諸執事より撰書差出し印封の儘にて御手元へ差上候事

一會頭句讀師闕役の節は執事の者共差出候撰書學校にて開封致吟味之上入を指申上候事

一句讀師手傳は執事より撰書爲差出吟味之上學校に於て申付追て申上候事

一句讀師手傳辭退致候節紙面を以て申出候事

一二十五歲以上に罷成望候節は隔日に罷出素讀修行致候右を隔日素讀と唱候事

一諸士獨禮御通と三等に唱候事

一勤之者は小普請たりとも子弟之上頭に著座候事

但寄合に入候諸生は格別に候事

一兩學校執事之者新番組以上勤之者は子弟之上に序デ候獨禮以下は御通之子弟たりとも執事に成候へば年齡を以諸士之子弟と序デ候事

一臨時に回狀等差出候節は御用所へ申遣遠使借候事

○會始式

一前年會納之節來正月十五日會始致候間朝五ッ時麻上下にて東講所へ罷出候樣三科之諸生へ申聞候

一當日に至り諸生出席次第に著座爲致候順序は講釋所生西面(ムキ)北頭(カシラ)に次(ツギ)會讀生次隔日生素讀所生いづれも講釋所生之通西面北頭に著座致候素讀所生は一手元切に序で組外諸生は年齢を以て上頭に著座爲致次に組合之諸生什長へ先立て一ト組切に著座爲致候

下ゲ紙　什長之下に組外之諸生年齢を以著座致候樣御改被成候哉　東學句讀

但大禮之節は一番組より六番組まで繰廻しに順を以て上座に著座爲致候

一北椽通りへ南面に執事之者著座致候

但句讀手傳迄罷出候

一各着座相濟候へば附人を以て先生出座之趣座中へ申觸れ直に見台差出候

一先生著座被致候へば諸生一同拜禮致候先生答禮被致候

但四先生不殘出席被致候拜禮之節四先生一同答禮被致候

一四先生之內にて一人經義被講候首章被讀始候へば執事之者及諸生一同拜禮致候先生答禮無之候講釋終り始之禮之如し經義之講釋相濟候得ば先生代り合六科糾則爲讀聞候執事之者諸生拜禮經義之如し

此下ケ紙ハ一連ノモノト見ユ必要ニモ非レバ除去リテハ如何 安左祖前後然リ 綱

一締方のもの一人玄關之見込所へ著座致し諸生之出席及退席之節拜禮を受け且締り之爲始終著座致候

一當年十九歳に罷成候什長共什長被相除且只今迄宜く相勤候間御序を以御聽に可達旨御家老衆被仰聞候趣申渡候

但句讀師御用番にて當年什長被相除候者共一同々導致先生詰所へ罷出承知致候學正及手元にて什長被相除候句讀師著座致候御禮として三郎兵衛殿へ參上致候十九歳に罷成候ても望之者は什長相勤候

下ゲ紙 前々は學正同導にて罷出候處句讀師用番にて同導致當前に可有御座哉

一句讀師不殘著座致候ても可然哉

一當年十九歳に罷成什長被相除候跡什長被仰付總而之禮什長被相除候に準じ候且臨時に被仰付候節同樣之事

但三郎兵衛殿に御禮には及不申候

以上東學校

一前年會納之節四ッ時西學校へ罷出候樣東學之通申聞候

一東學校會始濟次第先生及學正會頭西學校へ罷越候事

一講釋所諸生三等を分け北面に西頭にて年齢を以著座爲致候次會讀次素讀生いづれも講釋所之通に著

座爲致候

但一組之內諸士以下三等有之候得ば組合を離し三等を以序で獨禮以下は組外たりとも組合諸士之
末に著座爲致候

一執事之者北椽通りより西之方へ出し廻し著座致候

右之外東學校之禮に準じ候

一總而大禮式之節は會讀講釋兩科之諸生は會頭にて差引致し素讀は素讀所各手元切に差引致候

以上西學校

○入門之式

一當年十一歲に罷成候諸生は父兄親戚を以て學校へ差出度旨先生方へ御賴申述候

下ゲ紙　右入門に付罷出候締方へも爲賴參候樣申聞候間御記可然と奉存候　東校句讀

一入門致度賴有之候得ば組合へ入候而當前之什長へ誰倅誰儀明日六ツ半時同導致東學校へ罷出候樣申
遣候尤麻上下著服致候樣申遣候事

一當日什長同導にて入門之生徒出席致候へば學正へ出席致候旨及案內入門之生徒相揃候得ば南之椽通
りへ爲詰先生へ案內致候則先生出座被致候南面東上に一ノ間へ年齡を以著座爲致候學正一人北面に
中程に著座致候什長入門之生徒を同導致し西南之隅へ罷出候某倅誰御入門仕度相願候間以來は御取

立被成下度申述再拜稽首致候先生答禮被致候則入門之生徒名刺を學正へ持參致候學正右之名刺を先生へ持參致候先生熟覽被致挨拶有之候得ば什長及生徒稽首致候其節附人熨斗差出候什長は入門御許容被成下忝存候旨謝詞を述退座致候會頭兩句讀師にて入門之每度一人づつ罷出差出致候席直り或は常府下り等にて十九歲以上にて入門致候へば差出として罷出候者同導致先生へ謁候

但爲御賴主司四先生へ相廻候樣申聞候尤も句讀師へも爲賴罷越候事

○素讀式

一著座句讀受候節は始に劒を解き先生を拜候先生答禮致候受終候節も始の如し手傳より受候にも同樣に致候事

○會讀式

一著座諸禮式句讀之如し四ツ半時附人刻限坐中へ觸候節休み相立候

一素讀科より始て會讀科へ移候者は試學有之候事

一素讀科より會讀科へ罷出候者會頭へ賴之上罷出候事

○講釋式

一著座始候節附人を以相始候趣坐中へ申觸候事

一講釋始候節首章讀始候得ば諸生一同拜禮致候先生答禮なし終り始の如し先生及諸生帶劒にて罷在候

○隔日素讀

一朝素讀同樣之事

○釋奠式

一二八月上丁孔廟に於て御祭祀有之候儒者獻酌祝文相勤候

一上丁前廉に宿題差出し獻詩諸生より求候右獻詩當日迄に取しらべ祝文之跡にて先生誦讀致候

一締方より什長まで忌服無之者罷出孔廟を拜し神酒胙（ヒモロギ）頂戴致候

但前日句讀師へ例之通手傳什長罷出候樣可申聞旨申聞候勿論會頭句讀師へも可罷出旨申聞候

一主司出席被致候神酒頂戴被致中は著座被致候事

一祝文先生草稿被致候へば奏者番御目付之名簗（原書のまゝ）御文庫役人より相廻候事

右之外御祭事學校にてあづかり不申候事

○六科糾則式

一四仲月十六日十七日兩日之內を以兩學校諸生へ爲讀聞候

但別段には呼出不申受業として罷出候諸生は朝書兩度に爲讀聞候

一素讀科は五ッ時迄は平日之通素讀爲致五ッ時觸候得ば一組切に著座爲致候勤之者は上頭次に組外次に組合著座致候隔日素讀は組合素讀科之末に著座致候

名簗ハ名刺ノコトナルベシ　安

一見臺之左に西面に二手元之諸生著座右及び前へ四手元著座

一講釋會讀は一座にて相濟北面東上に著座致候其外會始之禮の如し

以上東學校

一素讀生は北面西上に著座致候會讀講釋科は西面に著座致候

右之外會始に準候事、

以上西學校

○束修式

一十二月二十日束修之禮被行候

一束修前日に東學校諸生に明二十日五ツ時麻上下にて出席可致旨素讀會讀諸生へ申聞候

但勤之者は出席に不及候

一會讀生講釋所生は學校へ爲詰候素讀生は書學寮へ爲詰大圖揃候時學校へ爲詰候二ノ間敷居際より文武之締方及會頭句讀師次講釋生次會讀生次素讀生會始之通りの順序を以て著座爲致著座相濟候へば文武之締方一人づつ兩椽通りにて例年之通束修料被下置候間師範之者へ謝詞申述候樣申聞候座之設宜く候へば師範之方へ案内致し諸先生出席被致候文武之師範南面東上中森悅藏敷居之外へ坐し武藝之師範北面東上に著座致候諸先生著座被致候へば附人を以束修目錄を銘々へ差出相濟候時文武之締

方雙方より一人づつ一同に年中取立にあづかり候謝詞相述申候右畢て先生退座被致諸締方及講釋科諸生退座致候右之跡へ二ノ間敷居際より會讀生著坐爲致著座濟候て會頭に案內に及候へば一ノ間へ會頭南面東上著座致候附入を以目錄差出候同會讀生之內上座に座候者一人謝詞を述べ會頭答詞濟退坐致候會讀生退出右之跡へ素讀生爲詰候總而會讀生之例の如し

以上東學校

一明二十日四ッ時西學校へ相詰候樣東校之通り前日に西學諸生へ申聞候

一東學校諸生束修之禮相濟次第に西學校へ申遣し東學校へ相詰候樣申遣し講釋科より段々東學校へ參り次第著座爲致候一科切りに年齡を以て三等に著座爲致候其外總て東學校諸生之束修に準候

以上西學校

一束修之禮相濟候へば御禮として三郎兵衛殿用番御家老衆へ兩學校之諸生不殘參上致候勿論執事之者も參上致候

一學正束修之禮無滯相濟候儀三郎兵衛殿へ御届申上候

一束修料金子は御用所に於て前日に請取置是は追て學正四人之名前にて本手形入候事

但案文御用所に調ひもらひ候事

一先生著座之順は每度御用所に問合候事

一謝詞を述候儀は武藝之方は先生之順を以締方一人づつ年々繰廻しに相勤候樣被仰付候文藝は學正にて相勤候

一諸藝締方へは其師範々々より出席致候樣申聞候

一束修之禮諸事學正任じ申候事

一明年什長被相除候人別幷新什長被仰付候人別當年に書出置候事

一大勢入込候に付立番（タチバン）兩人被仰付被下候樣御用所迄申遣候

○試學式

一四部之書之内卒業致候諸生有之候へば前廉（マヘカド）に先生へ申達候

一試學之諸生句讀師同導致罷出先生を拜し次に學正を拜し先生より始候樣句讀師へ申聞候へば句讀師試學之書物持參致し先生之脇へ著座候而其書を机之上に開候へば諸生劒を解き机に著き拜禮致し讀始候誤讀遺忘は先生算候讀終り拜禮致すこと始之禮之如し句讀師同導にて退出致候句讀師と學正と兩脇に對座致候

一論語四篇　孝經五章　尙書虞夏殷周之書各一篇　詩經正變風一國づつ小大雅正變にて各一什づつ頌右之內一篇一什につき誤讀遺忘十字有之者試に入候孝經五章一篇に準候

一試學之坐は極無之先生詰所或は北曹學校之內

一素讀諸生四部之書三禮素讀相濟會讀本科に可致もの有之候へば會讀本科に致候此節は先生不殘出席學正不殘用番會頭一人當人句讀師著座致候諸事素讀試學に準候事

○被仰渡之式

一被仰渡候前日會頭句讀師へ被仰渡之儀有之候間五ツ時東學校へ罷出候樣申聞候右手元諸生へも申聞候樣申聞候講釋科へは學正より申聞候前日闕席之諸生へは回狀にて申遣候

一被仰渡候節は大小御目付上之間南側へ著座先生は北側へ著座學正先生之次に著座致候被仰渡之儀有之候間承知可仕旨先生より被申聞候へば學正共二ノ間敷居際に罷出候則被仰渡之趣承知致候終て本の坐に復し學正一人罷出會讀へ可罷出旨申聞候會頭敷居際へ罷出始之禮と同じ被仰渡承知致北椽通りへ著座致候終而東學校句讀師罷出候始之禮之如し會頭之次に著座致候終而西學校句讀師罷出候始之禮之如し東學句讀師之次に著座致候終而東學句讀手傳始之禮之如し承知致候て退出致候次に東學講釋會讀諸生罷出候始之禮之如く終而句讀師手元々々之諸生差出候各什長に隨ひ著座致候始之禮之如し素讀生承知致候節句讀師二ノ間椽通りへ著座致候

下ケ紙　右被仰渡候節は組合之者を先とし次に講釋什長會讀隔日生次に朝素讀組外生罷出承知致候所以來御改被成候哉

句讀師之著座之儀兩椽通りへ分れ著座致候事　東　學

又下ヶ紙被仰渡有之節は西學句讀手傳之者も罷出候儀も有之候所如何候

一病氣障等にて闕席之諸生へは出席次第會頭句讀師手元にて申聞候

○先生出席之式

一先生出席之節は執事用番之者一人も見懸次第式臺迄罷出候被歸候節は手明にて罷在候者不殘罷出候事

一會讀へ被臨候節は別段に坐を不設平日會業之書案之上頭に著座被致候諸生平日之通會讀致候事

一素讀之席へ被臨候節は學正より句讀師先生被臨候趣案內に及候へば座之設致候而句讀師學正へ通達致候て先生出席被致候書案之脇へ著座被致候平日之通素讀致候事

○主司出席之式

一主司出席之節は見掛次第執事之者共手明にて罷在候者は先生始不殘式臺迄罷出候主司先生之詰所へ被通候時附人を以て教授致罷在候執事どもへも申通候執事之者勝手次第に罷出拜謁致候

下ヶ紙 會讀句讀師へ談じ先生同樣に送迎致候而も可然哉

一講釋席にて講釋致候者之上に著座致候

一會讀へ出席被致候へば會讀席へ以前に上頭西面に座を設一手元之諸生不殘罷出平日之通會讀致候會頭は書案之脇に著座致候

一刻限に至り會讀仕舞候得ば主司其座より直に被歸候或は先生詰所へ被引取候儀も有之候事
一素讀は平日之席にて被聞候總而先生被臨候通り取計候且先生詰所にて兩三人づつ諸生を差出し復し致候儀も有之候句讀著坐會讀之通りに致候事
一主司歸之節は出席同樣致候事
一たばこ盆は三科へ被出候ても差出候事

○上樣被爲入候節之式

一幾日に上樣被爲入候間心懸罷在候樣御目付より通達有之候事
一御座之御設等は奧番は先に罷越對談之上諸事御設致候事
一先生兩人學正兩人御門下迄爲御迎罷出候御還之節同樣に候事
一句讀師南側は北面北側は南面に著座致候諸生は不殘西面に著座爲致候勿論三等に致候事
一上樣御入以前は爲讀不申御著坐被遊候て後に先生より相始可申哉奧番へ伺候而學正を以て坐中相始候樣申聞候仕舞候節も奧番へ伺學正相止候樣坐中へ申聞候事
一句讀師及諸生共に脇差は平日之通り側に差置候刀も平日之通刀掛へ爲掛候頭巾類之物にて懷中相成候品は諸生懷中致候下合羽等は學正詰所へ差置候火鉢は差出不申候事

右西學校　東學校は御入無之候

○御家老衆出席之式

一御家老衆幾日々々之内に御出席之所障等無之日申遣候樣御用所より申遣候事

一御家老衆御出之節は御見え被成候趣附人申込候へば先生不殘執事用番之者共一人づつ御迎に式臺迄罷出候先生一人御案內にて講席へ御著坐被成候或は先生詰所にて御待合被成御揃之節御出席之儀も有之候一ノ間に西面に御著坐被成其節執事之者も不殘罷出拜謁致候先生方は北之椽通りに著坐致候次に學正著坐致候

一御出席以前は講釋不致御出席被成候と早速相始候平日之通講釋致候

一會讀席正面に書案一脚差出し御設致置候講釋より御移被成候へば先生學正二ノ間の椽通りへ著坐致候會頭手元之諸生を率ゐ罷出諸生一同拜禮致候北面に書案之脇に坐し平日之通り諸生へ會讀爲致候

一科一周致候へば次之科より段々罷出候始之禮の如し

一御歸之節先生及學正不殘會頭用番一人式臺迄罷出候事

一素讀へ御臨被成候も大圖會讀同樣に候上ノ間額下タへ御著坐被成候節附人机を持參致候句讀師手元に於て手際宜きもの兩側より一人づつ罷出素讀仕候尤も書案二脚差出し兩側之句讀師共諸生同導罷出候その外之禮會讀に同じ

右東學校

一西學校之禮東學校に準じ候

以上

按ずるに以上記載せし所諸式の內に會頭、學正、主司等の名ありしが、寛延元年に小室當則學頭を命ぜられ、天明五年岡田直定會頭講師を命ぜられ、寛政元年今泉延齢句讀師より學正となり、同七年司業と稱すべき旨を命ぜられしよし同家の系譜に見ゆるも會頭、學正等何年頃よりか設けられし名稱なるや判明せず、主司は主役いことなるべし、その先生は當時の儒者ならん、家世實記天明八年十二月の條に、東修料儒者二兩二分、會頭三分、句讀師二分とありて學正は見えず、然れば學正は敎授に與からぬもの歟、何れも判明せざるを以て疑を存しおきぬ。

○毎年正月元旦に君公稽古始の式を行はれ、侍講侍讀の諸師範に酒肴を賜るの例あり、その十五日には學校に於て會始の式あり、みな麻上下にて例刻に出校す、附人聖堂に參すべき旨を報ずれば一番組より組合の順序を以て繰込み目付役の指示に從ひ東を頭に北に向て坐す、（東表通と西表通と一同、東裏通と西裏通と一同にて式は二度なり、故に堂の中央を以て界し東西塾を分ちし也）坐し了れば講釋所生出て（初度の式に出づ）塾生の前に座す。是に於て學校奉行並に添役儒者出で來り西を頭に南面して室と東房との間に坐す、この時諸生一同敬禮す、附人見臺を室の東傍即ち學校奉行の右側に据ゆ（室戸はかねて開きおくなり）れば、儒者一人進て見臺に向ひ白鹿洞書院揭示の文を講ず、この時講師白鹿洞と讀み始むれば諸生一同稽首の禮を行ふ、講義了れば講師復席し學校奉行並に添役儒者退席す、諸生もまた末席より順次に退下す、式中は目付役は東房の側に北を頭に西面して坐し居り、諸

馬術ハ年々正月四日ト覺エタリ馬ハ多日足チ休ムルヲ忌ミシナリ　安

束修料ノ上ニ諸生ヘノ字ヲ加ヘタキナリ但束修料ハ師弟ノ間ニアル重大ノ儀ニテ銘々ヨリ奉クベキ笞ナレドモ弟子ノ身ニ所持スルナキヲ察シ官ヨリ弟子ニ賜リ弟子ヨリ之ヲ師ニ奉ケシナリ右ノ註ヲ何レ歟ノ下ニ加ヘタキナリ但シ日新館トナリテハ學校奉行ノ一言ハ諸生ヘ束修料被下ト迄ニ止リ御禮ノ旬ナシト覺ユ諸先生記憶アルベシ　安

生の參堂退下等のことを指示せり、諸生の武學寮に出席するもの午後各稽古場に出て先師の像（各流みな畫像を裝しおけり）を拜し、弓は行儀躰配、槍刀は切組を遣ひ、神酒を頂けり。（馬術の會始は正月五日なり。稽古場退席後は各師範の宅に於て宴會を開くの例あり。）（諸生は各師範の宅を廻飲し快樂をつくすを例とせり。）

○每年十二月十五日は會納の式あり諸生麻上下にて聖堂に參する會始の如し、皆列座し了れば學校奉行並添役出て來る、諸生敬禮せば答禮して、例年の通り束修料を賜るに因り各師範に謝儀を述ぶべき旨を演ずれば、敬禮答禮初の如くにして學校奉行退席す、續て東廊より儒者、西廊より文武の師範出て室の東西に南面して坐す、附人兩人東西より束修目錄を載せたる三寶を持ち來りて、儒者幷に各師範の前におき退けば講釋生首座の一人僅に膝行して斜に西に向ひ、儒者師範に對し年中の御禮一同申上ぐるといひながら一同稽首せば儒者師範答禮あり、附人三寶を引けば儒者幷に師範退下し講釋所生もまた退下す、續て素讀所勤東西廊より出づる初禮の如くにして謝儀を述るものは首座の什長にして東西二人一同に述べしなり、禮了り素讀所勤退下し隨て諸生も退下す、これより一塾の什長一人づつ諸生の總代となり月番家老の宅に赴き束修料下賜の厚きを謝し、また學校奉行の宅に赴き年中の謝儀を述ぶるの例なり。

○厩馬場の會始は正月五日櫻馬場は六日にて、會納はいづれも十二月二十日なりき。

○學校役所、學料役所は他の諸役所と同く用始は正月十一日、用納は十二月二十八日にして諸役人み

俗習猶吟味　安

な廉上下を著し出勤し、その日の諸務を辨理し了るの後祝酒を賜るの例なり。（但一人錢五十文つゝの割なり）

○學校南北素讀所宅稽古場とも休日は左の如くにして常に掲示しおかれき。（舊文なるを以て考案を付しぬ）

一毎月　朔望　三日　十日　十八日　二十三日　二十七日　二十九日

按ずるに朔望は朔日十五日なり、三日は鳳翔院君、十日は德翁神君と忠恭神君、十八日は土津神君、二十七日は土常神君と貞昭神君、二十九日は恭定神君と欽文神君の忌祥日にして二十三日と朔望とは俗に殺生日と稱ひき。

一五節句

一二月初午

一春秋釋奠　（但前後日共）

按ずるに前日は學校奉行その他參祀者潔齋を行ひ、後日は膰胙を家老に贈る等のことありしを以てなり。

一春秋彼岸初中後

一御花祭

按するに春間花時院內山君公の墓塋に花を獻せらるゝの日にして定日なきなり。

一御籍田

按ずるに君公の親耕式なり、家世實記寛政二年三月六日の條に云、初て籍田の式を執行し給ふ、毎年三月上旬土用入の日を定日とし、公田は御藥園にありて八段九畝十九歩封内の孝悌力田のもの數人に耕させ、その公田に出來たる米は見禰山始め諸大社の供米に充てらるゝことにて、當日には農壇及び觀耕臺を設けて、蒼魂神を祭り給ふ鄭重なる式にて、その翌日には城内にて勞酒を賜りかつ能樂を催ふされ、肝煎（キモイリ）一村の長及び孝悌力田のものには拜觀を許されしとなり、この式いつの頃よりか廢せられ學校も休日にあらざりしかば後世の掲示文には本條はなかりき。因に曰この時恭定神君には三葵紋の衣服の土泥に汚んは憚りありとて、花葵つきたるに更へ給ひ親ら鋤とり給ひしと、神君の年譜に見え、またその粢盛は親ら供へらるべき式典をも定められしとなり。

一四月八日灌佛

一夏土用入、寒入之日但午之刻正午後に入候へば翌日休會

按ずるにこの兩日は臣下一般登城して君公の機嫌を候ふの式あるを以てなり。

一六月十七日宣明院様御祥月

一蠶養社幷松本稻荷祭禮　但寄的有之節は朝會之外休會

按ずるに蠶養社は瀧澤町の北端蠶養宮村にあり、松本稻荷は南町鐵砲丁の東端にあり、祭日に

は近傍の弓組足輕共主となりて寄的弓術門に詳なりを催ふせし故休會なりしなり、後花色紐以上のものは兩社の寄的に出ることを禁せられしかば本條をも削られき。

一盂蘭盆會　但十三日より十六日迄

一諏方祭禮　但二十五日より二十八日迄

按ずるに諏方神社は若松の總鎭守神にして、大祭は七月二十六日より二十八日までなりしが二十五日より寄的を執行せしに因て休會なりしなり。

一授光祭　但神酒頂戴之日は朝會の外休會

按ずるに元祿の末年より執行せられし豐年祭にして、神輿を出し町家の男女供奉して巡行するの日にて定日なかりき。

因に曰この日には本一之丁櫻馬場の東端より東に堰に沿ひ小屋を搭け學校學館の總諸生の縱覽所とせられき、その神酒頂戴とは翌日町家のもの神社に參詣して神酒を頂くの日なり。

一陰祭（カゲマツリ）

按ずるに君公の留守には手輕き授光祭を執行せられし故かくは稱ひしなり。

一八月二十八日見禰山御祭禮

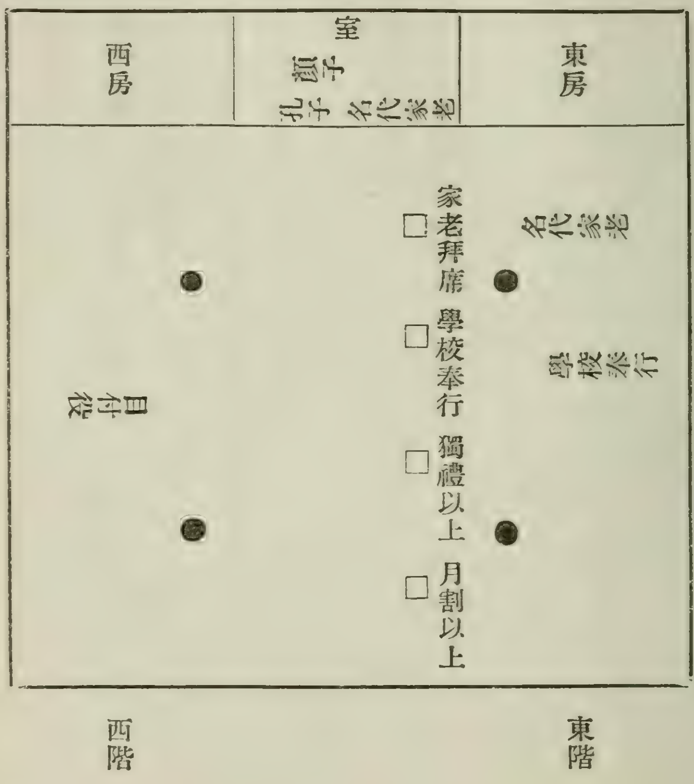
一十月二十四日愿彰院樣御祥月

一冬至
按するにいはゆる一陽來復の日にして靜謐を主とせしを以て休會せられしなり。
一御發駕幷御著城　但前日夕會より
按ずるに君公の江戸へ發軫及び歸著の日にして當日は家臣一般送迎の式ありてその前裝あるを以てなり。
一御著城御目見被爲請候日
一追鳥狩
一公儀御法事之節御法事中休會
一御手前御法事の節は御當日計り休會
右之外臨時之休日は其時々しらしむべし
按ずるに原書に年月日なければ創定の日を證し難きも御籍田、蠶養社の二項あるを以て考ふれば日新館創立の當時定められしものなるべし、さて後世揭示しおかれしには神道竟宴前日より と火災の二項ありき、その文は暗記せざれど竟宴前日よりは參宴者前日より潔齋せしを以てなり、また火災には夜九ツ時（今の十二時）後に鎭れば翌日晝前休會、また晝九ツ時前に鎭れば晝前休會、九ツ時後に鎭ればその日休會との意なり。

因に曰炎暑の候に際すれば、半日休(ハンビヤスミ)とて丁日(テフビ)の會業にて隔日の休會なりき、その節に至れば文武の學寮より稟議し、それに學校奉行意見を副ひ進達せしに指圖ありしなりと、石井氏覺書に見えたり。

○春秋の仲月上丁の日釋奠の式を執行せられき、その齋主は學校奉行これを勤め儒者、素讀所勤、並手傳勤等みな參與せり、その參與する者は前日より潔齋し當日には麻上下にて出て大成殿の堂上に昇り櫝を開く等種々の事を整ひ供物はその日賄所役人來て神廚に於て之を整ひたるを南北素讀所預役兩人にてこれを捧げ、西廊を渡り聖堂の口に至れば齋主及び儒者、素讀所勤かはる〴〵これを受て神前に供ふ、供ひ終れば君公名代の家老に報ず、家老は先に來て（駕籠或は馬にて）東門より徒目付役の案內にて講釋所に入て休憩しおれり、儒者の報あればまた徒目付役の案內にて同所を出て表長屋の前を南へ一刀流の前を過ぎ戟門を入て泮水の橋畔にて大刀を茶部屋小供(チヤベヤコドモ)（古人事歷門大庭務右衛門が傳に詳なり）に渡し、小供うけて隨ひ行き、橋を渡りて東階につき（階下まで蓆を敷けり）階下の洗水室にて漱盥し、これより長上下(ナガカミシモ)の括(クヽリ)を卸して階を涉り堂に入り、東北柱の傍に坐す、儒者高聲にて拜禮を告ぐれば室に入て拜禮す、この時儒者祭文を奏す、奏し了れば茶部屋小供拜席標を布く、堂上の役員家老（始は君公の名代にて後には家老を以て拜するなり）はじめ拜禮し家老退堂もとの如く休憩して歸途に就けり、後儒者胙を徹し講釋所に於て饗宴を開き明日胙を家老の家に贈るの例なり。（鈴木氏の手翰。石井氏覺書。）

按するにこれ文政以後の略式なり、本式は初に引く所新編會津風土記に審なればこゝに謂はず。



○孔廟の釋奠には君公常に家老して代拜せしめ給ひしかど毎年正月七日と江戸へ發せらるゝの前と江

戸より歸り給ひし時には必ず親ら參詣し給ふの例なり。（山内氏覺書）

○若松に火災ありて變鐘を撃てば晝夜の別なく出校すその令條左の如し。（令條は石井氏覺書による）

出火令條

一出火之節諸師範役付は勿論十五歳以上の諸生は早速學校へ可駈付事

一師範役付勤之者と雖も寄場に罷出候に不及學校へ可相詰事

但新番組にて役付相勤候者御番幷天守豊岡火之番御免之者は學校へ可相詰事　弘化三年四月議定

按ずるに寄場とは城下の追手搦手にて、家老、番頭、物頭等士卒を率ゐる先鋒、左右翼、後殿の別にてかねて定めある處に出て警備せしなり、豊岡は城南天神口の傍にあり、見禰山院内山の遙拜所にして先君神靈のゐます所なりき、さてその寄場に出る警備の意なれど、變鐘の號報により非常の不慮に應ずるを火災によりて慣はすの意もまたありしとぞ。

一三藝へ傾修行致候者は持前の稽古場へ可相詰事

但新番組にて傾修行のもの同斷之事

一二男以下勝手次第のものにても年齡に不拘平日文武の稽古場へ出席致候者は可相詰候一向に廢し居候ものは罷出候に不及候

但學校近火之節は駈付候儀勿論之事

手元トハ家老ノ手元ヲイフト註スル如何　綱

一出火之節相詰候人別幷遲參不參斷りの人別翌日迄に持前々々にて取纒手元へ差出候筈
　但翌日休之節は翌々日差出候筈に候事
一出火之節近火或は風烈歟或は風下タ等にて居宅危き體に候はゞ罷出に不及在宅いたし火防方可申付候其段翌日迄に可相屆候

學校内詰場所

一聖堂前　學校奉行幷添役其餘支配共　物頭三組
一戟門前　物頭三組
一講釋所　儒者幷見習勤講釋所生
一四ヶ所素讀所　素讀所役付幷十五歳以上之諸生
一書學寮　師範役付傾生之類共
一神道方　禮式方　同斷
一武學寮面々持前之稽古場　同斷兼て定之諸生
一木馬所　馬術締方傾生共
一武講　原書に缺く
一醫學寮　師範役付同所諸生

一櫻ヶ馬場　師範締方傾生之類

一詰場所は右之通に候得共風下タ模樣によりて臨時差圖次第何れの場所となく危き所相防ぎ候筈

一鎮火にて引取候節は拍手木(ヒャウシギ)爲打候に付物頭を先に致し一組づつ亂雜に不相成樣順々に可引取事

南門より　武學寮武講　北門より　學校生文藝之方

一出火之節御途中幷御出馬被遊候節爲火防往來致候者共冠物を取下座仕前後に駈拔候節愼可通候

一出火之節喧嘩口論は甚だ火防之妨に候間假令堪忍難成儀たりとも屹度可相愼候

一出火之節貴賤老幼入交候儀に候間面々相愼み前後立場(タチバ)爭(アラソヒ)不敬之擧動無之樣若し過て卒忽之儀有之候とも互に用捨せしむべく候

但用捨難相成儀に候はゞ其場之長役(オサヤク)へ相届可任判斷候

一怪我致候もの有之候はゞ介抱致し附添其場爲引取候樣可致候

以上

右に付左之通申聞

按ずるに前の令條を發せられしにより以下は學校奉行より命ぜられしものと見ゆ。

一武學寮へ相詰候諸生年々增減有之儀に候間早春の內可被書出候

一南北素讀所預幷役付同所書學師範役付南は南、北は北素讀所へ可相詰候

一十五歳以上之諸生相詰出闕共に學校通可相屆候
右儒者幷南北書學師範へ申聞
一此度出火之節相詰候儀に付別紙之通被仰付候間無遲滯相詰候勿論夫々定之場へ高張（タカハリ）提灯可爲燈候
尤年々早春之之內火防之道具相改無闕失樣可取計事
右學料御普請方へ申聞
一支配差配相詰候役々
一學校役人　同所下役　附人
一開版方幷同所附人勤之者
一武藝指南役幷支配中無役之類共
一御文庫役人出闕改役
一儒者幷見習　他筋より兼務之師範役付共
一出火之節遲參或は不參無斷故有之不罷出者は御用番を以て相屆候筈
弘化三年午三月
○講釋所、厩馬場、砲術を除くの外何れの稽古場にても席札てふものを揭げおかざるはなかりき。そは木札に姓名を記したるを階級に區別しおきたり、故にその流の門人の多寡は一目瞭然たりき。

○文武を分ちて各師範共その門弟の出闕帳を持參し、學校奉行詰所に會集することありき、毎月定日あり一二回と覺ゆ、その旨趣諸生の勤惰より教授の次第學制の適否等おの／＼意見を吐露し、上下の情義貫通せんことを要せりとぞ、俗にこれを寄合（ヨリアヒ）といへり。

○素讀所勤と武學寮師範と相分れて、おの／＼月番（用番ともいへり）を立て毎月交番にてその所寮一般（素讀所は素讀所一般武學寮は武學寮一般）にかゝる進達または傳達等のことを司れり、その書類を綴りしを箱に納めおきしを用番箱と稱ひて交替の時授受して當番と次番との姓名はその當番より學校奉行へ届けたりき。

○文武の藝術勝手次第たりしものと雖も、すべて子弟三十五歳までは學校の差配を受け、學籍も除け名るなり、それゆゑ毎年三十五歳までの子弟は藝術書を差出し、素讀所勤備者その受持の分を取束て目付所に出せり、その書式左の如くにして入門の藝術は悉く記したりき、蓋し目付所の伊呂波寄姓名簿に記入せしものなりとぞ。

藝術之覺

一學問　何等

一書學　何等　誰門人

一禮式　何等

一神道　何　誰門人

一武講　何
一弓術　何　誰門人
一馬術　何　同
一槍術　何　同
一刀術　何　同
右之通御座候　以上
月　日　　父兄何男或弟　何誰
年齢

○毎年學校奉行の意見を以て、文武の藝の内一藝にても秀でゝ遂には材器をなすべしと覺しきものあれば、その姓名を君公に言上せりとぞ（友人の說話）

○毎年末會納後に至りその年內諸生が出闕の日數を調へ、武藝はその業の數をも取調べ、各師範より學校奉行に出したり、これを出闕改帳といへき。

○君公の諸藝閲覽に二樣の別あり、一は表立（オモテタチ）御覽、一は御內覽といへり、その表立御覽とは御代嗣（ミヨツ）がせ給ひ初て覽給ふ時の謂にて、諸生みな麻上下を著せり。この時には學校內より宅稽古場に至るまで普く覽給ふの例なりしかば、一流一日とし數十日を要しき。御內覽は大抵隔年（參勤し給はざる年。江戸にませば江戸の諸藝術を覽給ひしなり）にして學校內の諸藝のみ覽給へり、この時諸生みな平服なり、また諸藝の毎日出席するものゝみ

覽給ふことあり、また弓術は遠箭のみ、堅物のみ、火箭のみ、砲術も堅物のみ、遠丁打のみ、その一種を見給ふことあり、また不斗手輕き行裝にて學校に臨行し給ふことあり、この時には講釋所にては席上にて詩文題を發し給ひ、また某書を講ぜよとものせられ、また槍刀にては某と某と仕合せよと命ぜらるゝことあり、弓には小的强弓など命ぜられ、また禮式にては犬追物等を覽給ふことあり、すべてその時には某が業は殊に優に見えたり抔ものし給ひしことありたり、城内にて覽給ふには弓槍は大書院外の馬場、刀柔の類は同書院内の疊を撤して業し、馬術は本二之丁馬場に臨行し給ひ、また素讀所、書學寮、神道方などは表立御覽の時も各稽古所へ臨行し給ひしと覺ゆ。

○毎月十五日には君公親ら大書院に臨み給ひ、儒者を召して經書を講ぜしめ、當番の吏士をして聽聞せしめらる、これを御次講（ツギカウ）といへり、また御前講と稱ひ講習定日の外臨時に講筵を開き給ふことあり、また不時に城内に出仕せしもの共の藝術を覽給ひ、君公も共に業し給ひ、その日には輕き酒肴を賜はり慰め給へり、これを御番内（バンウチ）と稱ひき。

按ずるに講筵を開き給ひしことは土津神君以來ありしことなれども、定日を卜せられしは文化十三年よりのことゝ推考せらる、また貞昭靈神言行錄によれば、御番内は神君の時初てことし給ひしかと思はる。

○毎年執政が講釋所に臨み儒者及び講釋所生の講義を聽きし後には神道方若くは和學所、素讀所等の

諸生の優なるものゝ講義を聞き、また書學生の席書を見るを恒とし、また武學寮、厩櫻馬場にも年に一回臨席し、その日見了れば殊に出精者の優なるものゝ業を見るを例とせり。

○武學寮には二七の日の午前武役のもの殊に出席して稽古せり、此日は番頭および組頭も各稽古場を巡視しながら業（ワザ）するもありたり、この日を勤の會といへり。

○文武の師範役付は出席することに出闕改所に出て、帳簿に記すの例規あり、素讀所勤は朝五ッ時なればソ字、五ッ時を過れば中字、五ッ半時を過ればチ字を記す、（ソチ字の解は素讀所門に詳なり）その他會業定刻の前後により遲速を分記したるなり、宅稽古場より會日にて學校へ出席する時もまた改所に出て記したるなり。

○小普請料の免否は家祿の多寡によりて、藝術の階級に差異ありしことは、教令門に詳なりと雖も、古來變革ありて知り易からねば更に撮摘して爰に示す。

家祿滿五百石以上

學問一等　書學一等　兵學三編（練心膽、練銃頭、教旗鼓）　返講濟み　弓馬槍刀及大銃の内一藝許を得しもの

家祿五百石未滿三百石以上

學問二等　書學二等優等　兵學同上　武藝同上

家祿三百石未滿新番組々外之士以上

學問三等　書學同上　兵學一編練心體　返講濟み　武藝同上

但三百石未滿のものは書學上等に進み學問兵學とも定格に至りしものは槍術中位もしくは刀術老功に進みしものは小普請料を免せらる。

右はその定格なりと雖も、武藝は柔術、居合術、文藝は書學、數學、天文、神道、禮式の內一藝衆に抽て秀でたるものは特許の例ありき。

獨禮以下月割以上

學問一等　書學上等　卜部神道講習免許　算術許　弓術許　槍術中位　刀術許　居合術許　柔術許　砲術大小筒許　體挫術許

右の內その一あれば免せらる（石井氏覺書〇教令門文政十年の條に詳なり）

獨禮以下は相續召出しの時、減俸降格の例規ありしに、藝術の上達によりては例規外の特別詮議ありしを以て互に勵み勉めしなり。

按ずるに三百石未滿新番組々外之士以上の士は、槍術仲位、刀術老功席に達し、學問講釋所に進めば小普請料を免せらるゝ例規ありしと覺えしが、石井氏が載せおかざるを以て附記して識者に問はん。

〇大部の書籍を購入し、及び武藝の稽古具を製せんとして資力乏しきものは、知行扶持米の內より年賦返納にて借用を乞へば、學校、學館の別なく許允ありたり。（續日記類寄續編）

○什長の任免は家老の意を承て儒者これをいひ渡すを例とせり、その無事に勤めしもの免せらるゝ時は追て君公に言上すべき旨をいひ渡さる、その言上は輕きことにあらざりしなり、また什長、締方或は專修行、傾修行生など數年引通し出精して志操殊勝なるものには、特に酒饌を賜はることあり、その時には學校奉行自ら出でて會釋しき。

因に曰寛政三年八月十六日の發令によれば、諸生に內外の行事を教ふるにつき、塾師、誦師とも非常に苦勞し、文化元年童子訓發行以後はまた什長とも大に骨折りしを以て、年々費金三分づつを賜はり、その什長外樣士なれば城內の宿直を免せられし旨諸家の系譜に見えしが、當時は在勤者も什長たりしと見ゆ、その行事を導くことは下項に載せき。

○弓馬槍刀四術の許を得て、尙ほ勉め怠らざるものには眞綿二包を賜はり外に學問講釋所、兵學戰格に進みしものには、五包を賜はるの例なりしが、この賞を受くるもの年々四五人ありたり、また一藝に秀で衆に異なるものゝ出精者には、費金または口米等を賜はり奬勵せられたりき。

因に曰寛政十三年三坂隆敬（市郎右衛門）八年間無不參（無缺席の謂ひ）なりしかば銀子一枚を賜はり、その後前年を通算して十三年間無不參なりしかば、また一枚を賜はり、また前年を通算して十五年間無不參にてまた一枚を賜はり、文化八年十二月佐藤孝等（惣藏）弓馬槍刀その他數藝の許を得しを以て銀子三枚を賜はり、文政元年十二月安藤長明（富吉）弓馬槍刀四術の許を得しを以て銀子二枚を賜はりしよし各家の

系譜に見えしが、當時は定規なかりしを後年本文の如く內定せられしものと見ゆ。

○すべて武學寮はその師範に任せおかれ、諸生の教授は專ら師範の責任なれば、師範萬一死亡等のことあれば後任者の命ぜらるゝ迄は、そのことを締方勤より學校奉行に屆けて休業するを例としき。

○武學寮の師範新に命ぜられし時は、學校奉行よりその締方勤に通達し、締方勤より諸生に通知し、新師範の宅に赴き弟子の儀を述べしまでのことなりしが、儒者、素讀所勤の代りし時は然らず、儒者の新に命ぜられし時は學校奉行新儒者を率ゐ、講釋所及び素讀所を巡り、諸生を正坐せしめ某が拜命せしを以て教授を受くべき旨を讀み渡し、素讀所の時には儒者新素讀所勤を率ゐてその塾に出て讀み渡したりき。これを引合（ヒキアハセ）といへり。

○師範には世襲のものあり、特撰にかゝるものあり、その世襲の師範死して嗣子たるもの藝術達せず師範たるに至らざれば口米を減じ、班席の進みゐしものは定席に降され、專ら修行すべき旨を命じなほ小普請料を徵收せられ、師範は他の秀達者に命ぜられき、その嗣子果して師範たるに可なるものは直に師範を命ぜられしなり。

○文武とも師範が教授に勞して特別なるものには、眞綿或は銀子等を賜はり、或は口米を增し、或は班席を進められ、その部屋住のものは召出して一家をなさしむる等の獎勵あり、また年功賞擧と稱ひ勤續の年數を以て賞せらるゝことあり、大凡その定限は學校奉行は六年、添役は七年、儒者素讀所勤

十分ニ言得盡ヌ様
ニ見ユ　安

南北預役は各八年、武學寮師範幷締方勤、素讀所手傳勤は各十年、學校砲術師範、宅稽古場師範は各十二年、宅稽古場締方勤は二十年なれど、その人その功勞によりおの／＼伸縮ありしとぞ。（年功以下石井氏覺書）

○師範の定席は花色紐にして、定給は十石二口俸その昇給にかゝりしものは右筆席に至り祿百石餘を賜はりしもありしが、定席は高きにあらず、然れども道と術とを敎授するの間に於ては、上班高祿のものも弟子の禮を執らざるを得ず、その間に於て君公にも屈しおられしなり。

因に云刀術一刀流溝口派の師範町野秀虎が忠恭神君に侍授し奉るの一日、神君親ら吾が業如何にと問ひ給ひしこと數回なりしに、秀虎一もその非を陳せずして可なりとのみいひければ、神君は過奬にあらずやといひ給ひしかば、秀虎色を正うして苟も先師の道を授け奉るの際に於て過奬し奉るべき理あらんや、御前にも熟考し給ひよといひければ、神君は跪き太刀を措き給ひ、吾過てりと述べ給ひしとぞ、また以てその師道を重んじ給ひし一班を見るべし。

講釋所生にして敷居內に班せし某、一日闕席の斷書（コトハリガキ）を儒者見習勤に出したる名に樣字の略體（小笠原流の式に樣字の章體に三樣あり、尊長、同班、下席と分ちしなり、本文は吾より下席の儒者見習勤に宛てし故略體を用ひしなり。）を書きしかば、儒者見習勤橋爪盛道これを却けて曰、班席に上下ありと雖も師弟の禮を缺く不敬の書なりと、事大に難せしが某遂にその非を悟り謝して更に出して事解けたりき。

○諸生を大別して三つとなす、刻苦勉强して眞誠にその業を成さんと志すものと、その數藝を學び榮

志賀小太郎ノ槍術
ニ名ヲ得シハ別條
ニ記セシガ日々出
場シテ業ヲ修メ暮
ニ入リ歸リ暇アレ
バ突槍ヲ携ヘ出テ
頭顱ヲ突クノ習練
ヲナセリ但シ頭顱
ハ當時藩法刑人ノ
死體ヲ授ケテ刀槍
ノ利鈍ヲ試ミシコ
トアリ寶藏院流ニ
テハ上ヨリ之ナ繋
テ動搖スルノ機ヲ
突クヲ主トセシナ
リ小太郎ハ之ヲ習
練スル爲宅前ノ松
ノ根ヲ目當ニ之ヲ
突キ夜半ニ至リ松
爲ニ枯ル二三株ナ
リト云フ實ニ晝夜
ニ精ヲ凝ラセシト
云フベシ　安

此豐美ノ條割愛スベシ　安

左祖　綱

譽を得んとするものと、父師朋友の責を塞ぐの意に出でしものとなり、その眞誠になし得んとせしものは實に非常の刻苦を嘗めざるなく、今日これを談ずるも信を措かざる程のことなりしが、古往のことは多くは古人事歴門中につき見るべきも爰に近世の一二を擧げん。

松本勇は（古人事歴門中松本次辰が弟）槍刀術を以て名を顯はせり、初め槍術を志賀重方及びその子重則に學ぶ當時寒稽古と稱ひ寒中數日の間稽古することあり。これ衆人のなす所なれど勇はかねて信仰する所の神社に誓願し七日間斷食し一日酒一升を度とし四幅（ヨハバ）布團一枚にて槍場の板場に起臥し曉より日沒まで毎日勉强したりき。

同門に澤田豐美（古人事歴門中澤田名垂が二孫）あり、常に熱心槍術を勉めて一晝夜の大數をも遣ひしが、程なく病死せり、人々その熱心なるに愛で業の優なるを稱し合へりしが、その頃夜更て桂林寺町通日新館の西を過ぎ行くの際豐美が挑聲（カケゴヱ）を聞きしもの數人ありき、桂林寺町通は寶藏院流の槍場に近き所なり。

日置流の射術に熱心なりし本多行忠は曾て京都の弓匠柴田勘十郎にいひ遣り九分の强弓を求めしが九分三釐に近き程のもの來りき、その師小川常有に託して削刮せしも行忠自ら彎くこと能はず慚愧措く能はざりしに、會々强弓上覽の命下りければ行忠これを射て御覽に供せんと日夜彎き試みしに上覽の前一日に於ても猶彎く能はず、同門の池上直記、宗川茂友等は容易くこれを射ければ行忠は益々あせり、夜寢に就くも睡ること能はず、乃ち丑時（今の午前二時）邸前の河水に浴し垢離をとりて一貫

山八幡社（瀧澤村にあり）に詣で祈誓し歸りしかば、天明け直に射場に出でてこれを試みしに、前日彎くこと能はざりしもの輙く射るを得て、この日上覽に供し二矢とも的に命中しけり、これよりこの弓を八幡と名づけたりき。

甲賀町の北端に住せし小田磯之助は、輕き身分なりしが同町太子流の劍術を修め、人となり直實にして晝夜怠らず、後には日新館にも出ることを許され、遂にその極に達し師範となり特撰を以て徒士に擢でられしが、もと卑き身分なれば業を修るの際と雖も、春秋には山野に行き薪炭を負ひ來るを常とせしが、その負ひ來るの歸途必ず劍術場の前に於て荷を脱し草鞋を解き、野裝のまゝ劍術場に入て同志輩と相試み、日沒してまた負ひ歸るを常とせりといふ。（友人の談話）

○傾（カタムキ）修行に四種あり、專（モッパフ）傾修行は初より年に金二分を給與せられ常に修行を主となすも、締方勤を助け役付の一人たるが如くなりき、その二は傾修行なり、その三は費傾修行と稱ひ費金若くは口米を賜はるものなり、その四は送（オクリ）傾修行とてその年長けても怠惰にして諸藝何れも未熟にして手を添ひざれば遂に廢物たるべきものなれば、各師範いひ合せその當人の望む所の一藝と他の學問とか書學とか定格に至らざるものゝみ修めしめて、その他流に移るの間には役付送り行くなり、四種の内專傾修行は一流に一人あらざるなく、傾修行は一流に二三人ある時ありまたなき時あり、これは初より一年を期して命せられ費金は給與せられざる例規なりしが、獨り神道方の傾修行生のみは初より費金を給

與せられたり、蓋し厚く奬勵せられしならん。

　按ずるに寛政三年正月家督相續の後小普請料差出し居る三十歳以上のものは、當人の望に任せ一二藝に傾き修行すべき旨家世實記に見えしが、これ傾修行の濫觴ならんか。

○三百石以下の子弟十七八歳より年長けしものゝ修行の樣は、休日或は朝飯の前は家園の蔬菜を培養するあり、馬を飼ふものは厩を掃除し乘責めたる後には蹄を洗ひ秣を給する等日常のことにして、春秋の二季休日には山野に行き秣を刈り薪を樵り、夏時には河水に漁する等賤業を厭はず家事を勤めて、會業には文武の間に身を寄せ夜間にもそれ〴〵の內會あり、時には賜米を舂くが如きもありて、肢體は充分勞したるが上にも心神もまた費したれど、互に强壯を以て誇りあへりき。

○武藝は入門して後退て他の門に入らんことを欲すれば、その事由を詳記して學校奉行に出せば、許されたり、また師範に對し弟子の禮を失ふが如きことあれば、師範より退門を命ずることありき、その時には師範よりその事由を學校奉行に屆け、學校奉行は審按して處罰すべきなれど、その父兄もしくは親戚のもの師範に謝して事罷むもありき。

○幼年生が學校、學館に入りてより長幼の序を重んじ、互に仁を輔け英を毓するの道また備り至れり、十歳學に入れば初めて鄕里の朋輩と交際するの約あり、八ツ半時（今の午後三時）退校するや家に歸らずして朋友の宅に會し、團欒長幼の序を以てし、その年長輩（十三四歳のもの）は年少輩に告るに、父母を尊び兄を

敬ひ弟を愛し諸藝の師長は父と同じく尊ばざるべからず、また出校の順序校內の行儀より家事に勞すべき等仔細にいひ聞かせ、また他邊（我が鄕里外の謂ひ）のものとは決して交るべからず、若しこれ等より無禮を加へらるれば決して負くべからず等のことを每日反覆いひ聞かせ、もしその說諭に戾りしものあれば別に說諭を加へて改悛せしめ、若し改悛せざるに於ては倘年長者（十五六歲のもの）に謀りて絕交し、その旨を父兄に告げその日より敵視して打擲するが如きことあり、遂に改悛の効を見るに至りては再び交際を復し相親む故の如きなり、もとその人を惡むにあらず全くその改悛を希望するの意なるなり、然れどもその者强戾にして改悛せざれば生涯絕交して相齒せざるなり、この會集たる日々のことにして休日は午時より縱に闕席するを許さず、每日その例話を終れば坐を亂し、詩骨牌（唐詩選五言絕句の起承と轉結を分け書したるものにて歌骨牌の上句と下句とを分ちしと同じ）を取り勝負を競ひ、期節によりては的場ある家に會せば弓射ることなどして散ずるを常とせり、その十四五歲よりは午後は武藝の課あり、且つ年少輩と伍たるべきにあらねば十七八歲のものと夜間相會せり、この夜會には十三四歲にして加はるもあり、晝間年少輩が決し兼る等その大事（絕交等のこと）に係るものの決を取りしなり、夜間の談話は自ら異にして忠臣孝子の美事を談じ、或は文武に裨益ある諸記錄、御家訓、諸軍令などにつき談話し、交情親密にして晝夜相馴るゝことなれば自然死生相許し他鄕人と分爭（イサカ）ふが如きことあれば、他人に後れず奮鬪するを榮とせり、故に少年輩の一身は朋友間相互の情誼約束によりて檢束したるものにて、父兄師表の訓誨よりはその約束を重んずべきも

のとなし、父兄もまたその朋友あるを頼みゐしなり、故に子弟の成長は父師の訓誨と朋友の忠告と相待ち、自ら識らずして成り謂ゆる習ひ智と長じ、化、心となりて扞格して勝えざるの患ひなからしめしものにして、彼の宋の呂和叔が德業相勸め過失相規し、禮俗相交り患難相恤み、善あれば則書し過ありおよび約に違ふものもまたこれを書す、三犯して罰を行ひ悛めざるものはこれを絶つの鄕約に異ならず、學校より學館に至るその轍一にして二ならず、即ち闔藩の風となりしその濫觴を知らざりしが、初め寛政三年八月十六日の教令（教令門にあり）に淵源し、續て文化二年幼年者心得の廉書を發せられし等、當時の司成、司業、誦師等相誘掖薫陶し什長その他の年長輩が互に忠告するの際、自ら風をなし鄕約となりしなるべしと今に於て推考せらる。

○かくの如きの交際にして鄕里相分れ幼年者は交際せざることとなれば、他の鄕里の年少と相爭ひ、一人の一事毫末のことより棒大となり遂に分爭（イサカヒ）となること年に數回あり、その事や自己に關せざることゝても朋友間の情誼これを傍觀すべからず、その塾内に於て發したる時には火鉢を投ぐるあり、机を抛つあり、障子を取て相打つあり、互に鬢髮を毟（ムシ）るあり、殺氣相立ち混亂の間脇差を拔くもの時としてなきにあらず、初より拔くの意あるにあらず鞘相打たんとして遂に鞘挺（サヤバシル）に至るなり、此時や年長者は誰となく此となく搔き分け遮護へ廻りて鎮りし後は什長打寄り殘らず訊問して素讀所勸に報じ、素讀所勸は儒者に報じ、儒者は學校奉行の意を伺ひ、重きは南北素讀所に退くるあり、（これは十中に一もなきなり）塾を

安部非一作此ノ事ニ勞セリ余ソノ詳ナルヲ忘レタリ　安

替へて教ふるあり、外出を禁じて愼ましむるあり、輕きは詰切讀（ツメキリヨミ）と稱ひ素讀所の別房に入れ時刻を以て什長交る〲附添ひ絶えず讀ましむる等の罰に處す、みなその改悛の意に外ならざるなり、扨少年者事あるに當りては各その力を盡さざるゝを得ず、その盡さゞるものに至ては取るにも足らぬ怯弱者にて、其强者は陽にはこれを罰せざるを得ざれど、陰には年少者の振興を期し引立てしことにて、この加減は教授者の苦心せしことなりといふ。

按ずるに詰切讀は初め役付の內にて付添ひしを、弘化四年より講釋所生の內輪番にて附添ふことゝせられし旨續日記類寄續編に見えしが、その後改められしと見え本文の如くにてありき。

〇文武とも師範死去したる時は門弟心喪を服する三日なりしが、そのうち深く恩儀を受けたるものは心次第に延ばし服したり、また先師の忌年に際すればその流岐の師範役付等施主となり、門弟とも幾分の香花料を醵出して追福の典を擧行せり、文は寺院に於てするあり、武はその稽古場に於てするあり、みな靈前に拜禮して書は席書をなし武は互に試合するを例とせり。

〇夏秋の間には壯士輩猪苗代湖水に赴き、行舟の術を稽古せりこれを櫓手修行といへり。

因に云船はスクーネル形にて、江戸より船匠を召して造らしめ、房州竹ヶ岡陣屋にて行舟に熟練せし竹田勝太、野中三平等その運轉を敎へしことありき。

この修行の開けしは近きことにはあらず、天和元年正月龍神六兵衛（坂部某の子）船手の業に鍛錬なるを以

て二十口俸を賜はり召出され子登之助これを續きしが、貞享三年一家暇を賜はり斷絶しける後、寛政七年江戸の船匠八兵衛來りて船の製造を敎へ、また文化の間には安樂源藏父子房州より來りて四五千石積の船を造りて稽古の用に供し、また文政の初年に金子豊安（忠左衛門）房州に於て櫓手の修行をなしたるよし諸書に見え、山溪の間また海戰を講せしなり。

○學校役所の取計にて諸器械、鐵砲または船等を製造せしことあり、他の役所にて製造するが如きことあれば本途勘定所より立會人來りて監視するの例規なれど、獨り學校役所の製造等には立會人來らざるの例規なりき、學校は敎化の根元にて役員もみな特撰にかゝりしものゝみなれば、立會監視の無用なる旨を進達せしによりしなりとぞ。（石井氏覺書）

○毎年重三、重九の兩節句には講釋所に於て詩歌書畫の會を開かれ、士庶の別なく入場するを得て甚だ盛會なりき、當日の唐紙短冊朱肉酒肴の類はみな學料より支辨せり、また毎年一回廣原に於て御前能稽古の形（ナリ）（館圖の考案に詳なり）を以て能樂を催ふし、專ら學校學館の諸生にのみ見せられ他の縱覽は一切に禁せられき、また授光祭（前項休日の下に詳なり）には櫻馬場の東端にて縱覽を許されし等慰勵の道もまた備はりぬ。

因に曰寛政年の頃なるべし、江戸より特に力士小野川、谷風、九紋龍などいふ一坐を呼び寄せられ、郭内五軒丁米廩の東端にて諸生に見せられしことありきとて、當時力士の風采を語るを古老に聞きたりき。

野仕合ノ條ハ四巻槍術場一旨流の條中ニ大仕合ノ事ヲ記載セル處ニ移ス可ナラン否レハ各處重複スルナリ　綱

文久二年は歳次壬戌に當りければ、蘇東坡が赤壁の舟遊に擬し、七月望日學校奉行丸山鎮之丞添役屬吏と共に講釋所生二十人許を率ゐ、湖水に遊びたりき、此日生憎雨天にて月なかりしかば船はたゞ翁島に往返せしまでにて、篠山村肝煎の家亭を借りて酒宴を張り、席上分韻詩を賦し興を盡し深夜歸途に就きしこともありき、みな慰勵の意なり。

○槍刀の兩術には野仕合（ノジアヒ）といふあり、學校の各流は西郊鴫河原に於てし、宅稽古場は東北郊慶山に於てせり、學校の野仕合を謂はんにこの日殘らず休會となり、學校奉行目付も監臨し一般の諸生も縦覽しぬ。さてその前々日よりその流岐の諸生遮雨屋を搭營するため、その地に赴き南北兩側に遮雨屋を營み、各師範はじめ學校奉行および諸生の縦覽所となし四方に帷幕を廻らして一場を設けしなり、（その細木、幕、桐油は學校より借り莚は諸生の出金もて調へしなり。）當日にはみな野裝にて切組を遣ふあり、仕合するあり、終りに大仕合とて仲位以上のもの數十人、東西に分れ赤白の符を以て相表し、一齊に鬨聲をかけながら相進み相近づけば互に仕合ひ、その圖を見て鉦を打てば互に鈕（ボタン）を地に著け退くなり、（槍術門と參觀すべし）また寄（コセ）仕合とて中位以上のもの五六人にて初心のもの五六十人を敵手に寄することあり、これも大仕合と同じく皆金皷にて進退せり、これを終へば大に野宴を開き縦覽人の中より互に延き來りて飲ましめ互に快を盡しき。またその日出席中の思ひ立ちにて少數にて近郊に出て仕合することあり、その時には途次酒と油揚豆腐に鹽豉など買求め代る〴〵提げ行き、仕合ながらに野宴を開きしなり、これを持出といへき。

稽古場一所ニテハ實ヲ失フ講釋所ニテハ附人ニ與フ素讀所ニテハ小使ニ與フ武藝ノ方ハ一ケ所ヘ錢ヲ出シテ小使ニ與ヘシナリ　綱

○肄歩のことあり俗に遠足といへき、每年春間日の長きに乘じ近き所は猪苗代（行程五里）柳津、（六里）熱鹽（七里）塔ノ峽、（へつり）（九里）遠きは沼尻、（十里）五靈樋・（九里）白川湯本、（十一里）津川（十四里）等にして朝とく出て、その日歸り來りしなり、近き所猪苗代、柳津の如き時刻を限り往復するあり、みな朋友間の思ひ立ちいひ合せによりて行きしなり。

○每年暑間三伏の候に際し文庫に秘藏せる書籍を聖堂に出して曝すを例とせり、これ文庫役人の司掌なれど一兩人のなし得べきにあらねば與力三人づつにて助くるの例なりしが、若し與力の勤務繁劇なる時には講釋所生の內獨禮以下の嫡子之を補助せり、（友人の說話。役員門と參觀）また二之丸內庫の書籍も文庫役人の司掌する所、これには與力十餘人出でて補助しその終りには勞酒を賜はりき。（石井氏覺書）

○每年盂蘭盆會の前と歲暮には文武の諸生ともその出づる處の稽古場に錢十五文乃至二十文を醵し緡方勤これを束ねて小使に與ふ、これを小使錢といひき、即ち慰勞錢なり。

○他藩の遊歷生その藩より公然案內ありて來るあり、案內なくして來るあり、その案內ありしものは文武とも學校に延き、文は詩文會を催ふし、武は互に試み、その案內なきものは槻木町の槍場に於て試むるを恒とせり、すべて宿泊料は給與せられき、その案內ありしものゝ歸らんとする必ず講釋所に延きて宴會を開き饗應し、學校奉行出でて會釋し師範役付等饗主たりき、若しまた長く滯在して修行するものは、修行上のことはすべて譜代の家士と同樣に取扱はれき。

志賀重方ハ槍ヲ提ケ慶子弟ヲ率テ出テシハ余カ聞ク處ナリ野矢常方、清

因に云嘉永六年廣澤安任江戸に出でし時、水戸藩の藤田彪（誠之進と稱し東湖と號す）を訪ひしに、不斗劍術の妙手齋藤篤信齋（彌九郎と稱す）來りき、篤信齋謂ふ壯年劍術を修めて貴藩に行き、日新館の武場に於て名士と試みしが、他藩士が日新館に入りしは吾を以て嚆矢となすと、また逗留中晝間祝融氏出て郭内大町通本一之丁西北の角なる屋敷を燒きたり、その時に一婦人の小兒を負ひ白布をもて額を卷き火を避けしあり片手には薙刀を提げ居たり、他の避難婦人もみな薙刀を提げり、流石尙武の國風を證すべしと語りしと安任いへり、憶ふに此火災は堀長章（半兵衛）の家より燃え出て折しも西北の風烈しく延いて生駒家の長屋より割場城内にも及ばんとせし時のことなるべし、（時に長章は火もし城内に及びなば屠腹して謝せんとて、家臣をして窺はしめ自ら白衣を著てその報を待ちしに遂に城内に及ばすして鎭火せしとぞ。）今古老の言によりてこれを溯算せば、火災は天保二年のことなり、然れば篤信齋の來りしもこの年と假定するなり。

また遠山素美（問後と稱す）が系譜を考ふるに、素美が槍術（流名を知らず）の指南手傳勤たりし時、文化十一年五月備前岡山藩士玉瀧直之助槍術を以て來り、武學寮に於て試合ひ酒宴を開いて饗應せられしことを載す、然れば日新館に入りし劍術を以てせしは篤信齋にして、槍術を以て入りし者は既にその前に直之助ありしや明けし。（他藩士の來りし槍術士は多く且つ早くして劍術を以てせしものは遲く且つ少かりしと思はる我藩士の他に出でしもまた然り。）さて又文化年の頃は我が藩より他に出でしもの至て寡く志賀重方（後に詳なり）の出でしは木本成勝等七人（古人事歴門成勝の傳に詳なり）の後初めてのことなるべし、當時は一般に交際も狹く開けざる時のことなれば、他藩

水源八、北原匡余ガ父廣澤勝助凡五人外一人ハ忘レタリ此時ハ京都迄行キ奈良邊ヲ繞リ歸レリ父ノ日記アリタリ何年頃ナルヤ詳ナラズ或ハ天保元年頃ノ事歟但シ父ハ槍術ニ達シタルニモ非ズ好使游歴位ノ事ナリシヤ末ダ詳ナラズ但シ柴安藤ト北原トハ別栖ニテアリシナラント思フナリ　安

安藤市藏ヲモ名ヲ著ハス可ナラン小太郎ニ從ヒ出テタルナリ　綱

士に對し負くるが如きことありては藩の武威に關るとなすの風最も甚しく彼の直之助が來りし時もその當日彼と試合するものゝ父兄等その子弟を誡めて決して負くべからず武威を汚すが如きことなすなとて子弟の歸り來るを待ち居たりし由、幼稚の時父老に聞きたりしと井關恬齋（初め庚太郎文化三年の所生なり）語りき。

また云志賀重方が城州奈良の寶藏院坊を指して出でしは何年なりしや今考ふべからずと雖も、文化の初年なるべし、當時隨行せしもの門人にて柴由孝、（淸助後面川村に退隱す）安藤登、（後二幣地村の嶺錦澤に退隱し間道の關門を守る俗呼で安藤坂と）いふ北原匡にて途次江戸に出て中津藩邸（奥平保）にて試合ひし時には、四方に棧敷を設くる劇場の如くし、その中央にて試合ひ彼の藩士勝を占むれば棧上の參觀者一齊に聲を揚げて稱贊しみな喜色を呈せしといふ、元和偃武以來武者修行も絶え、たゞ口碑に存せしのみなりしかば、重方等が槍具を擔ぎ行くさまを見て、路傍の老人等昔語りに聞く所の武者修行者をば今初めて見しなと互に語りあひる者ありきとぞ。

これより後重方の子重則および門人等陸續出て、また他藩よりも槍劍もて來るもの多かりければ、自ら珍らしからぬことゝはなりぬ、この頃重則は四方を遊歴し槍鋒に當る者なく、日本の第一流と稱せらるゝ程なりしが、熊本藩の高野結城自ら以爲らく重則に勝ち得ば己れこそ日本の第一流なるべしと、專ら重則を指して國を出で、處々遊歴して會津に來り、日新館にて數人と試合ひたる末重

則に乞ひ試合けるに、結城は一槍だも突き出さぬにはや喘ぎ倒れて槍を措きければ、重則は暫く休憩せられよ予は槍具を穿ちし序なり、門人等を仕掛けんとて遣ひ盛りし者數人を仕掛け、休憩もせずまた結城を喚び起し試合ひたるに、初の如く一槍だも出し得ざれば結城も自ら及ばざるの遠きを悟りしが如くなりき、この夜松本辰次、結城を招き小宴を開き、重則および野矢常方等相會し酌酬の間に結城紙筆を乞ひ、

　はる〴〵と敵國をこえ來りしに今若松は思ひの外にやさしさよたゞ强はかりしはたんぼさき（鈕の先き）

　高野感じて涙ほろ〳〵

と書したりきと、鈴木爲輔物語りき。當時の樣を想ひ見るべし。

○文武に達したるものはその材器により、それ〴〵登用せられ扈勤より遂に召出されしもの少なからず、文政の初年に子弟の文武に達せし壯强者を撰びて親衛組を編制せられ、また萬延年のことならん武術に長じたるもの二十人づつ前後兩度に拔擢して、守衛組を編制せられ、またその後長箭、長槍、長銃等の組を編成せられ、その獨禮以下の子弟は徒士とせらる、皆一騎當千の士にして、その修業の間には非常の辛慘を嘗めしものどもなりき。

○文庫には諸流の傳書は緘函に納めおかれ、諸師範の系譜も一流ごとに調べたるものありしかど、皆雲煙に化して見るべからず、日新館の創立を左右し當時學政を掌りしは田中玄宰、後には首座の家老

これに當りし由なれば、内藤信周、源介 北原光裕、釆女 西郷近光、賴母 および西郷近思等にてその學校奉行初めは司業 たりしは日向忠、牧原與一郎、上田伊賢、齋藤勝甫、民彌 樋口光寛、長坂平太夫、山內俊温、竹村忠位、半左衛門 田中玄純、田母神兵庫、一柳直宰、四郎左衛門 丸山鎮之丞、神尾織部、原田主馬、井深宅右衛門等にして、みな學校に參與し教化に功ありしものと謂はざるを得ず、慶應年間文武の師範たるもの左の如し。江戸邸猪苗代の分と素讀所勤、醫學師範は多くは本務あるものにて、且つ悉くこれを知る能はざるを以てこれを載せず、下項流名の下に町名を記さざるはみな學校內の分なり。

文學	講釋所	儒者 伊藤左太夫		儒者見習勤	野矢總次郎
		儒者見習勤 長坂常次郎			
	南素讀所	素讀所預 秋谷留三郎	北素讀所	素讀所預	長坂悌次郎
書學	華様	星　俊　吾	華様南素讀所		莊田　半藏
	同北素讀所	莊田　半藏	瀧本流		星　俊　吾
	東尊圓流	山本　潦齋	西尊圓流		山本喜兵衛
	尊圓流南素讀所	阿部勝四郎	同北素讀所		田邊安次郎
神道	卜部	大竹喜三郎	垂加派		山　內　仲
皇學	皇學方	櫻井　豊記	和學所		原　與　助
禮式	小笠原流	永井爲八郎			

數學	關流	伊澤七右衞門	手塚流鷹匠町	平山幸之助
	吉田流馬場町	逸見覺藏		
雅樂	舞樂	武井柯亭	音樂	在竹五郎左衞門
醫學	本草	杉原外之助		
武講	長沼流佐枝派	飯田兵左衞門	山神流	香坂源五郎
弓術	日置流道雪派	樋口友弓	同小田垣通	樋口友弓
	同徒之町堀端丁	赤羽登	日置豐秀流	一瀨甚五左衞門
	日置豐秀流馬場町	一瀨甚五左衞門	日置流	小川有太郎
	日置流印西派花畑丁	簗瀨八十八	日置流雪荷派八角丁	上田得五郎
	同　雪荷派中六日町	上田得五郎	日置吉田流	三井計次郎
馬術	大坪古流	笹原與兵衞	大坪古流	酒井莊左衞門
	大坪新流	野村彥五郎	大坪本流	荒井土佐之丞
	大坪新流	大庭儀助		
槍術	大內流	上遠野保	同手明町	上遠野保
	同徒之町表丁	澤野久之丞	寶藏院流高田派	志賀英馬

寶藏院流高田派花畑丁　志賀　英馬

一旨流　内田伴之助

刀術

一刀流溝口派　樋口早之助

北辰一刀流八角丁　黑河内傳五郎

眞天流花畑丁　湯田　帶刀

太子流　原　勝馬

同御旗町　梅津力四郎

同漆原町　星　總次郎

同手明町　風間　久七

安光流　武井西次郎

神道精武流　長坂　源吾

同南町廿軒町　長坂　源吾

大道流馬場町　逸見　覺藏

天流南町弓丁　草刈　元八

一刀流小野派米代三之丁　大竹學兵衛

同槻木町　志賀　英馬

一刀流南町鐵砲丁　大庭　勇助

眞天流　石澤外次郎

新天流徒之町表丁　千里富次郎

太子流徒之町下長丁　渡部直左衛門

同小田町　管　一平

同手明町　太田　喜一

同甲賀町　小田磯之助

安光流椛塚財植町　植村八三郎

神道精武流天寧寺町　長坂　源吾

大道流諏方四ッ谷　物江惠津之丞

神道流花畑丁　坂井　八郎

天流諏方四ッ谷　大東　菊彌

破東流水主町　渡部　又助

古天流（手明町）　松本勇　　新景流（烏橋通）　白岩虎藏

按ずるに家世實記寛文二年の條に、柳生流（柳生十兵衛三嚴を祖となす）劍術の達人毛利市之丞に三百石を賜はり召抱へられし旨見え、また會津古人傳鹽田昭矩が傳に、父重矩に學びて柳生流の劍術に長ずとあり、昭矩は明和五年に死しその子昭方に傳へしや否詳らかならず、毛利より鹽田に至るの間その後の傳統絶えしや將た予が知らざるものか後考に付しぬ。

また承應二年今泉家利（又兵衛）山口流新小太刀の兵術を以て三百石を賜はり召し出され、明暦二年家利死し嗣子利次（茂太夫）未熟にして百石を減ぜられし旨系譜に見え、また元祿十六年竹村長高、（七左衛門）鈴木九郎左衛門隔日に以心流の劍術を侍授せしよし積慶錄に見えしが、何れも後世なき所絶傳したるものと見ゆ。

水練術　向井流　川島源之進　　同　赤塚志賀

砲術　稻留流（新町新丁。千石町）　酒井傳内　　種子島流（米代四之丁）　小平鐵太郎

夢想流（水主丁長源寺裏）　飯田清作　　同（諏方通）　横田勝之助

自由齋流（米代三之丁）　諏方早右衛門　　荻野流（本三之丁）　金子忠次郎

石橋流　中田權平　　新格流　樋口平八

諸葛流、　小松小次郎　　高島流　山本權八

角田トテ諏訪四ツ谷トイフ處ニ狼煙ニテ一家ノ師範家アリ恐クハ之レナランカ　安

智徹流	松本　常盤	一味流	簗瀬　榮
北條流	簗瀬　榮	永田流	神谷勘之丞
堅昆流	河原善次郎	荻野流	渡部　丈八
	角田　一馬		

按ずるに角田の流名詳ならず、家世實記享保十七年十一月巡國使に出されし書に明州流の砲術中地彦之丞とあり、また藤森家系譜に文化十二年九月重範（莊吉）北條流砲術の師範を命ぜられ、文政二、六の両年上覧ありし旨を記載せしが何れに傳はりしや詳かならず（明和四年十二月二十二日故あり中地彦兵衛が子善左衛門城下を追拂ふと家政實記に見ゆ、享保十七年と明和四年とその間三十六年、彦兵衛は彦之丞の子ならんか、然れば彦之丞より彦兵衛に傳はりしも善左衛門はかく處せられ他に傳ふべきなく絶えしやも知るべからず、將た彦之丞、彦兵衛は改名にて同人なるやも知るべからず。）

柔術

神道精武流	伊東　俊藏	同（徒之町下堀端丁）	小澤新十郎
神妙流（千石町）	生龜　六藏	稲上心妙流（新町一番丁）	黑河内傳五郎
水野新當流（烏橋通）	一瀬勘三郎	同（行人町。新町二番丁）	棚木　柔介
同（横丁袋丁）	阿妻　未	同（本一之丁）	春日　與助
同（南町二十軒町）	秋山數右衛門	同（徒之町法林寺前）	渡部　源藏
同（漆原町）	神指大三郎		

居合術　林崎新夢想流甲賀町通　小原信之助　一宮流本一之丁　春日與助
樊噲流徒之町藥師前　松田善左衞門　樊噲流徒之町中丁　春日英吾
今井陰流米代二之丁　樋口久左衞門　荒木當流本一之丁　武井織之進
神夢想無樂流小田町　星勝右衞門　同行人町　奥山太次右衞門
同新町一番丁　黑河內傳五郎　同手明町　百瀨右門
同花畑丁　坂井八郎　同徒之町表丁　千里富次郎

薙刀術　穴澤流新町一番丁　黑河內傳五郎　神道無盤流南町二十軒町　黑澤逸右衞門

町見術　加須波留流新町新丁　加藤豊八

手棒術　白井流新町一番丁　黑河內傳五郎

捕手術　靑柳流徒之町中長丁　佐藤作右衞門　同瀧澤町　齋藤近六

壇術　山野流大町通　長坂源吾　同米代四之丁　岡田外宮
同材木町　湯田帶刀

以下の五術は流名をしらす。

手裏劍術新町一番丁　黑河內傳五郎　三ッ道具術新町一番丁　同人
本棒術南町鐵砲丁　大庭勇動　同瀧澤町　齋藤近六

鎖鎌術新町一番丁　黑河內傳五郎

體挫術小田町　佐藤作右衛門

同五之町　林寅太郎

以上

會津藩教育考卷五終

會津藩教育考卷六

目次

第三十　古人事歴

浦野　直勝
渡部　成從　并　成以
片桐　朝龍
丹羽　能敎
大竹　政文
堀　長照
鹽田　昭矩　并　昭方　昭博
梅津　安俊
須田　義保
高　津泰
上遠野秀門
大河原幸重　并　臣敎
田中　玄純
野矢　常方
山內　玄齡

池上　安通
佐瀨　常職
田中　玄宰
日向　忠
中野　義都
小笠原長政
後藤安之丞
片峰　勝興
山內　俊溫
松本　重信
田村　忠長
大竹　志節
堀　長勝
黑河內兼規
林　安定

原田　政信
廣田　俊勝
黑河內　揮　并　高定
大沼　俊直
相原　雪氏
浦上　孝弼
土屋　直連
渡部　光豐
安部井　褧
澤田　名垂
野村　俊壽
西鄉　近思
志賀　重方　并　重則
宗川　茂弘　并　茂
橋爪　盛道

大岩勝長　加賀山知常并翼　星猷訓

松本辰次　莊田坦　古川春英　川崎尙齋

小川常有

土津神君、鳳翔院君ト初メニアリテソノ後ニハ中君院君トスルハ此書ノ可ナリ、小子ハ之ヲ改メテ土津君、鳳翔君トシ、神君ノ稱ハ靂シタキナリ、最モ突然一君トアリテ何神君タルヲ辨スルニ苦ム所モ見ヘタリ。安

大ニ左袒　綱

教化を參贊して功績ありし人、豈啻九十有餘人のみならんや、予が見聞の狹きと搜得の書類乏しきとに因るなり、僅に二三の書に散見するものと記憶に係るものとを輯錄すること左の如し、その錄すべき人にして事蹟の得る能はざるものは、その姓名を別錄に留めて他日の輯錄の期を待つのみ。

第三十　古人事歴

山崎嘉

字は敬義、小字は長吉後清兵衛と改め、又加右衛門と改む、闇齋と號す、父は淨因母は佐久間氏、嘉襁褓にありし頃母常に誡めていふ鷹は饑ゆるも穗を啄まず士夫の子は志を高尚にすべし。家譜 然れども桀驁にして制すべからず、淨因之を患ひて妙心寺に托す、嘉一意禪を修めて怠らず、然れども性行猶ほ悛らず、嘗て倫輩と論議して語塞る、その夜嘉彼が寢を窺ひその紙帳を焚く、或は深夜案を拍ち大聲笑つて曰釋迦此の如き虛誕を說くかと、衆僧厭うて嘉を逐はんと欲す、同寺に山内侯の公子某あり、聰明にして藻鑑を善くす、嘉を視て以爲く此兒非常なり、後必す爲すことあるべしと、乃ちこれを土佐に遣はし吸江寺に學ばしむ、時に小倉三省、野中兼山等深く器となし勸めて經籍を讀ましむ、嘉乃ち四書及び朱子文集語類等を得てこれを讀み大に悅び、幡然として綱常倫理の外別に敎を立て道を說く豈に正理ならんやと、遂に蓄髮して儒に歸す、時に年二十五、嘉佛を斥け闢異

一卷を著し之を寺門に貼す、土佐侯聞て憚ひす、嘉乃ち京に出で帷を下し徒を延いて道學を講習す、從ふ者日に多く屐履常に戸外に盈つ、嘉師道極めて嚴にして君臣の如く、貴卿巨室と雖もこれを眼底に置かず、小過と雖も少しも假借せず、その書を講ずる音吐鐘の如く、面色怒るが如く、人敢て仰ぎ視るなし、門徒佐藤直方嘗て謂ふ師に事ひ戸に入る毎に惴々として獄に下るが如し、戸を出づれば虎口を脱するが如しと、その憚からるゝ此の如し、後江戸に出づ、貧窶洗ふが如く賃居して書商の隣にあり、時に井上侯正利學を好み士に下る、一日侯その書商に謂て曰く吾學ばんとすれども良師なし、汝が知る所の人あらば請ふ爲に紹介せよと、書商曰山崎嘉と云ふものあり、近頃京より來り寓して東隣にあり、その人乃ち可ならんか、侯大に喜び、延き致さしむ、書商以爲らく貧窶甚しこれを語げば必ず悦び應ぜんと、乃ち嘉に告ぐ、嘉毅然として曰、侯若し道を問はんと欲せば來り見るべしと、書商愕然として思ふ彼は時宜に疎なり、若しこれを薦めば、他日恐くは吾が身を累はさん、白さゞるに如かずと、後侯之を促がす、書商言はざるを得ざるに及んで乃ち具に實を告ぐ、侯咨嗟久うして曰禮に來り學ぶを聞く、往て敎ふるを聞かずと、先生これを守るなり、乃ち眞儒なりと即日駕を命じその居を訪うて師事す、美作守加藤侯も亦禮待す、寬文五年土津神君の聘に應じ來りて經義を講ず、禮待甚だ渥し、神君の玉山講義附錄、二程治敎錄、會津風土記等を撰し給ふや、嘉これを參賛す（小傳）嘉初め伊勢に遊び太宮司精良に就て中臣祓を受く晩に吉川惟足に從ひ

○同七年病チ以テ京ニ歸ル時ニ有賀小太郎ニ命シ供シテ之ヲ送ラシム、後神君逝去シ玉ヒシ時會喪ニ從ヒ會津ニ來リ惟足氏與等ト喪儀ヲ議シ見稱山ニ奉送スト入ル、如何　安

神書を受け、遂に垂加靈社の號を得、（家譜）その道陰陽の理に順ひ、彝倫の始を正し、天人唯一居敬窮理等濂洛の說と、後我東西その旨妙訣す、乃ち中臣祓風水抄、神代卷、風葉集等を著し、世に垂加派を傳ふ、神君また神道を信じ、嘉の學會津に遺れるもの多くは神道なり、神君逝去し給ふ嘉その葬式に會し文章司たり、後京に歸る、その門に入るもの上は公卿諸侯より下は布衣の士に至るまで前後凡そ六千人、淺見安正、佐藤直方、三宅重固等最も秀出し、崎門三傑の稱あり、神道を信ずるに至て門人之に反く者また多し、故に後世その學を傳ふるもの自ら二となり、程朱學を奉ずるものは、三傑等にしてその弊孤峻となり、畛域を設け片言も程朱を犯すを許さず、末流多くは筆記を以て講說す、その神道を受けし者は玉木葦齋、梨木祐之等にして、その理を說く卜部の說と自ら異なり（小傳）共に長く傳はれり、嘉會て庚申考を著して日本朝庚申の祭は猿田彥命相傳の秘訣なりと（庚申考）著書文集等五十種訓點を加ふるもまた數十種あり、天和二年六十五歲にして歿す、洛東黑谷山に葬る。（小傳）

登愛宕山

空手徒行登宕阜。同遊相結道前後。頑夫自古禱災祥。愚將至今憑勝負。願毀宮房縣地藏。且驅杉檜剔天狗。山神使者飛鳶聾。妙用顯然君見否。

秋　鶯

居諸代謝四時中。花散葉濃復見紅。忽有金衣公子囀。秋風影裏聽春風。

題孝經

不孝罪條冠五刑。參乎戰競踐其形。彼哉剃髮腐儒子。不信聖門有此經。時に林道春等僧裝をなす幕府の制然るなり嘉これを剌譏せしならん

○

吉川惟足

江戸の人姓は源遠祖は佐々木秀義に出づ略傳曾祖父源藏諱は廣直、江州野洲郡吉川村に居る、因て氏となす、祖父源次郎諱は廣末天正年東照公に小田原に從ひ戰歿す、父源次郎諱は廣元幼にして泉州堺にあり長じて江戸に出て仕を求めていまだ得ず不幸にして病歿す、惟足初の名は元成、後今の名に改め最後に從時といふ、小字は千代松、又五郎左衞門と稱し、視吾相山幽子は皆その號なり、年甫めて九歲孤となり家貧しく歸する所なく一商家に養はれ日本橋畔にあり、長ずるに及で擧止凡ならず、書札を巧みにし和歌を嗜む、十六歲初めて暮春の詠あり。

けふははや春をかぎりと世の人の惜む淚や雨とふるらん行狀

遂に神道に志し、荻原兼從のその道に通ずるを聞き、承應二年京に往て門人たらんことを求む、承人その體裝の賤きを見て拒んで通せず、惟足凄然紙筆を乞ひ、

神の道しるへはかりにくれは鳥怪しと人のなに咎むらん

と詠じこれを投じて去る、兼從見て曰異なる哉、これ天の我道を起さしむるなりと、人を馳せて呼び返さしめ、延いてこれを見る、惟足從て尊信し講習する年あり遂にその家傳奥秘を受く、曾てその家に往來する時

　おき迷ふ霜の下葉をふみわけて道ある方にゆきかよふかな

我邦の神道は天津兒屋根命より出て、中世神佛混合して眞意を失ふこと久し、惟足大に之を嘆き、改正して唯一の正流に溯り名聲大に振ふ、乃ち參內を許され宮中に於て中臣祓を講す、萬治中兼從老ゆこゝに於て惟足五十四世の嫡傳を嗣ぐ、然してその本宗吉田の家嗣兼敬猶ほ幼なり、兼從その道統の絕えんことを憂ひ遺命して惟足に就き學ばしむ、惟足もと受る所を兼敬に授くる時

　むかしへやおとろの道を踏分て習へしことをまた傳へぬる

後相州鎌倉に退隱す、此より先き土津神君も亦神道の衰ふることを憂ひ、振與の志を懷き給ふ、乃ち服部尙由をして招ぎ致さしめ、寬文七年惟足を幕府に薦め給ふ、嚴有公召し見て祿若干を賜ふ、神君稻葉侯正通と共に尊信し給ひ、山崎闇齋等も從てこれを學び神道始て盛に行はる、これを神道中興の祖となす、神君またその深奧を極め老後自ら壽域を卜し磐梯山の麓に定め給ふ惟足も從ひゆき

　君こゝに千歲の後のすみ所二葉の松は雲をしのかん

と詠じゝことあり略傳後神君江戶に於て逝去し給ひ、遺言して神式によらしめ給ふ、當時の風上下

侯トハカリニテハ誰ナルヤ明カナラズ　編

皆これを難ずるを以て靈轜江戸を發せらるゝの前一たび寺院に於て回向し奉るべしと、議決し友松氏興侯に謁して之を告ぐ、惟足之を聞き氏興に謂て曰神君は本朝の舊式を正さる、今浮屠の法を交へて可ならんやと、氏興謝して曰臣等亡君の遺意に背く罪素より大なり、卿願くは侯に見えてこれを正せと、惟足乃侯邸に抵り主旨を辨ず、侯曰今日同僚相謀りしが皆氏興の言を以て可とし事已に決すと、惟足これを强辨す、侯怒て曰これ汝が意にあるまじ氏興汝をして謂はしむるならん、氏興は强口にして悍馬の如し、源肥州にあらざれば制御し難きものなり、汝よくこれを聞け、肥州は忠信にして法度を缺き私意を遂ぐるの人にあらず、先に尾州義直は儒式によらるゝも僧侶これを回向せりと、惟足乃ち豊太閤の古例を引て之を辨ずるも許されず、惟足襟を正して曰佛道は漸々隆盛に赴き神道は漸々衰頽に歸す、神道は神明の道にして公等皆神裔なるに正道を興起せし人を輔けずして强て浮屠によらしむ其意解すべからずと怫然起んとす、侯これを止て曰携帶せしは何物ぞと、惟足一篋を披て曰これ正之が神道を修め階級を經し證明狀なりと、侯熟視して曰咨嗟これあるか、吾に告げざるものとし隨意に執行すべしと、惟足拜謝して退きぬ、靈轜發邸の前日に

　なきからも有としきけはたのまれぬ明日より誰を君と仰かん

と詠じ陪して會津に來る、その葬祭の典式はみな惟足が指定する所嚴肅なりしとぞ（家世實記）その葬式に際し靈柩三之丸を出で給へば埋門の櫻花散りかゝりければ

嚢字ハ除クベシ何トナレバ金高ヲ現ニイフニ支ユレバナリ　安

若ノ字ヲ用フルハ此ノ書ノ例ナレトモ少或ハ幼ノ字妥ニ似タリ　安
左祖綱

いてゝゆく君か別れに堪えかねておくれしとこそ花も散るらめ 千載の松

と詠じしが故事となり神廟の春祭はこの花の滿開を期とせられき。口碑

惟足江戸にあり嘗て某街を過ぐ、從奴嚢金數十兩の溝底に遺失しあるを見てこれを拾はんとす、惟足叱して曰故なければ半錢を得るも亦不祥なり、況んや數十兩をやと乃ち棄て去る 人名辭書 元祿七年十一月十六日歿す年七十九、視吾（アレミ）靈社と謚し、社を江戸本所に建つ、著書幽暗集、日本學則等數種あり、子孫相續き家傳を以て仕ふ。略傳

述懐

よしあしに思ひさたむる雲水のゆくゑしられぬひとの世の中

題しらず

いのりてもしるしなきこそしるしなれ己か心に誠なけれは

○

服部尚由

初名仙菊、門十郎、八兵衛、また平兵衛、後安休と改む 系譜 春齋と號す、祖父は森三左衛門諱は可成、父は服部四郎兵衛諱は安重の第三子、母は古川氏、尚由若うして學を好み、林道春に學び、遂に一家をなす、後神道を吉川惟足に學ぶ、初め明暦元年五月土津神君の召に應じ、性理大全を講じ

直に俸米十口判金三枚を賜はり、儒員となる、侍講の次中臣秡を進む、命を受けて神道に通達するものを尋ね、惟足を以て聞す、又命を受けて鎌倉に行き惟足を迎ふ寔に寬文元年なり、後に尙由も又惟足に學て大に通ずる所ありき、時に山崎嘉も來りて神君に侍講す尙由たま〳〵嘉と道體大極を論ずる一二ならず、嘉遂に屈して惟足に從ひ敎を受るに至りぬ、神君たま〳〵神社を正うし社誌及び總錄を編纂し給ふや尙由、友松氏興等と共に參賛し專ら改封勸請のことを司り、後に神社管領職となり、社家に對する指南を兼ぬ、子尙誠あり左內と稱す、年甫めて十二、神君に謁す、神君の給ふ今世吾に奉仕するもの多しと雖も死後に於て奉仕する者は誰ぞやと、尙由進て曰臣等父子あり幸に尊慮を勞する勿れと、神君欣然として尙誠が背を撫で給ひ時に神君已に明を失ひ給ひし也。汝學を勤て永遠に奉仕せよとて物を賜はりぬ、後神君逝去し給ひしや、父子靈輅に陪し會津に來り、惟足の意を受け葬典を辨理し遺物を賜はり墓主後世の社司となり、尙誠は江戶邸の靈社に奉仕し年々判金三枚を賜はる、尙誠常に人に謂て曰我身は神明に委ねたりと、尙由は老て尙ほ怠らず惟足に從ひ黽勉功夫を凝らし遂に三事の重位に進む、天和元年五月江戶にありて病に罹る、遺言して曰我死せば浮屠の手にかくること勿れ必ず請うて以て見禰山の麓に瘞めよと、即ち病を輿して會津に向ふ、途次白川驛に至り終に起たず、享年六十三、惟足諭して進功靈社といふ、尙誠その遺言を以て請ふ所あり、鳳翔院君吏員をして葬儀を辨ぜしめ給ひ、見禰山の麓に葬る、寶永四年土津神社の末社に列せらる、蓋し特旨に出で

しなり、尙誠喪を終へ更に二百石を賜はり、墓主となり、續て西東（サイトウ）藏人と改稱す、家世實記。會津干城傳初め尙由俗士にして神職たるを憚り、江戸芝神明社の氏子なるを以て、神主西東刑部の氏を乞ひ請けしなり。系譜

○

横田俊益

又友益といふ小字は三平、又淸四郎、三友と號す、父は倉田泡與母も亦倉田氏なり、會津南山に横田某あり世々豪族にして首藤俊通、三浦義連等と相拮抗す、後一族相分れ勢力漸く衰へ、葦名盛氏に至て、皆その旗下に屬す、葦名氏亡ぶるの後、尙ほ横田に居る、伊達政宗これを攻る數次遂に拔く能はず、豐太閤の來りし時横田には山内氏勝あり、弟を横田攝津守といふ。瀧谷の城に居る、蒲生氏鄕封に就くや客視すといふ、泡與は攝津守の子にして、初め淸左衛門といふ、幼にして父を喪ひ、母の慈育を受けしが、勢力日に衰ひ遂に瀧谷を棄て、退て柳津與院に蟄居す、時に泡與年僅に九歳漸く長ずるに及びて、若松の豪商倉田道祐なるもの、泡與を養ひ女子と婚せんとす、泡與他姓を續ぐを快とせざれど、窮迫已を得ずして身を寄せ、遂に俊益を産む、俊益幼にして穎悟、書を好み、遊嬉必ず書を手にす會津故事談七八歳にして寺僧修驗に就て般若經觀音經を誦讀し法華經八軸を讀む先哲物語旁ら連歌及び點茶、臂鷹、謠曲を習ふ、曾て杉山吉左衛門が家にありて加藤侯明成に謁す、

應召ノ二字穏カナラズ　綱

明成これを愛し筆研を出して書札を書せしめ、又唐版の三略を讀ましむ、俊益時に年甫めて十三、これより先き橫田氏を稱す、漸く長じて堀一勝（主水と稱す明成の家老）に就き柳生流の劍術を學ぶ、又薙刀鎌槍の術を修め、儒醫齋藤正鐵、田中春佐に從て四書を講す、明成屢召して侍食せしめ、歲暮に廩米を賜ひ臣とせんとせしも泡與肯んせず（年譜）尙ほ應召數回遂に臣視せらるゝに至る、侯偶々俊益を江戶に伴ふ、俊益林羅山を見また道春の講義を聞く、道春その奇材を愛し、誘掖年あり、遂に一家をなすに至りぬ、侯石州に移るや俊益に物を賜うて留別す、俊益東松島に遊びて雲悟居士と道話し停る累日後江戶に出づ、土津神君封に就き俊益が名を聞き給ひて田中正玄成瀨重次（主計）等をして奉仕を勸めらる、俊益固辭して肯せず、强ひられて遂に謁見し二百石を賜はる、寔に明曆二年六月なり、これより朝夕侍講する五年、寬文二年七月病を以て祿を奉還し、また出て京都に遊び淹遊五年、歸途江戶に留り、愛宕街にあり齒疾を療す、神君これを聞き給ひ、召して三田邸におき家具薪炭に至るみな公厨より給與せらる、俊益その優渥に感じ、歸參し三百石を賜はり、侍講故の如し時に同七年三月なり後會津に歸り稽古堂に出て士庶の爲に書を講じ講筵式及び堂記を書す、（會津故事談。家世實記。年譜）初め俊益居を城東靑木村にトす、庭前一松樹あり、これを愛して親抱（オヤダキ）と名く。神君國雅を詠じて俊益に賜ふ。

　みとり子の親を忘れぬ心そとしるしを見する親抱のまつ

友松氏興も亦自ら何求齋の三大字を書して贈る取て以て號となす、春花秋月を友とし山房十二詠を

賦す、著書養浩述錄、養浩略解、會津山内天正記あり（年譜）弘文院學士林春勝曾て俊益に謂て曰く、神君は不世出の明主なり、その言行を記し不朽に傳ふべしと、俊益これを撰す、上下二篇土津靈神言行錄といふ、鳳翔院君の碑銘も亦俊益の撰述する所なり、天和元年請ふ所あり子新左衛門諱は俊晴（見ぬ世の栞に俊信に作る）番代たり、元祿元年九月老を以て退隱す、同十五年正月病て歿す、壽八十三、俊益晩年陸王の學を修め又神道を講じ三世に歷事し、碩儒を以て稱せらる、俊晴襲食三百石遺業を修め、講所指南役となる、俊晴の子先次郎諱は俊舜、穎悟果敢にしてよく事を辨じ、土常神君の鍾愛を受け町奉行より大目付に進み日夕進見す、延享元年正月十二日免せられ、小川莊實川村に配せらる、（家世實記）姦邪の臣を擯けんとして却て讒せられしなり（見ぬ世の栞）居ること四年老母の侍養を以て若松に住することを許さる、安永元年十一月九日病んで死し家絶ゆ。（家世實記）

○

小櫃素伯　附素胤

與五右衛門と稱し、（系譜）飯室叟と號す、學業を長澤潛軒に受く（明徵錄）初め駿河大納言忠長に事ふ、忠長上州高崎に移らるゝに及で武州足立郡伊興村に隱住す、（系譜）時に淸貧洗ふが如く、日に給し得す、乃ち江戸に出で路傍に踞して、書を講す、當時の俗これを巷講釋といふ、（會津干城傳）偶々久世侯廣之（大和守）これを聞き、土津神君に薦む、神君召し見て、これを寵し、邸宅を西久保に求めて、素伯

を置き、年々十五口俸、判金五枚を賜はる系譜一日神君侍臣と語りその樂む所を問ひ給ふ、素伯對へて曰臣に二樂あり、家貧うして奢ることをしらず、貧に安んじ天を樂む一樂なりと、神君その一を問ひ給ふ、素伯曰これを謂はゞ恐くは忌諱に觸れん、神君强ひ給ふ、素伯曰諸侯の家に生れざるは二樂なりと、神君その故を問ひ給ふ、素伯曰く諸侯を視るに聰明の資あるも群臣巧諛迎合するを以て、驕心漸く長じ、淑慝を辨じ得ざるものあり、臣は生卑賤にして師友の規誨を受け、日にその過を聞くことを得、これその樂とする所以なりと、神君その言を賞し給ひ、且つ曰汝が言を以て戒規とせん、常山紀談汝この言を以て嗣子正經に告げよと、會津千城傳侍講頗る寵遇せられ、寛文二年四月病で死す享年五十八、安住院道忍日能居士と謚す、系譜

素胤は素伯の曾孫にして與十郎と稱す、遺業により學を修めまた居合術を修めその奥秘を窮めて指南たり、流名をしらず後又司業となり、命を受けて水藩史を訂校す、貞昭神君及び良德院君に侍講し家訓和辨胎敎損言を書し、二君に呈す、文化八年三月病んで死す、享年六十二、至汲院賓譽相頓居士と謚す。系譜

○

岡田如默

肥前國某藩の士にして初め服部氏を稱す、故あり退隱して浮居に歸し幸兎禪人と呼ぶ、万治年間會津に來り桂林寺町の北端赤岡分に居り、一庵を結び無爲庵と號す、如默頗る學識あり、近隣の子弟

隨て學ぶ者多し（山彦傳記）寛文二年横田俊益、浮洲重治等と相謀り河沼郡落合村に茅齋を營み、經義を講習する所となし互に往來親交せり、同四年土津神君無爲庵を稽古堂となし、士庶をして文學を講習せしめられ、如默これが指南役となり、十五口俸を賜はり、地税を免せらる（會津外史）我藩文學の端緒こゝに開けしなり、神君の逝去し給ひしや葬儀一に神式によられしかば、玄奘の徒その式に預ることを許されず、如默平素の知遇に報ずること能はざるを歎き

　のりの場にふみそめしこそ悲しけれかゝる折にもあはぬ身なれは

と詠じて齋主吉川惟足に贈りぬ。（古老の口碑）

後貞享二年八月事に坐し會津郡居合村に謫せられ、後に耶麻郡眞木村に遷され配所に死す、時に元祿四年十一月七日村民葬典を營み墓に題して無爲菴如默上座といふ、著書殘香錄、配所の月、謫居隨筆、扇峰集あり皆以てその平生を見るに足る。（温故拾要抄。古老の口碑）

　吾在洛奔馳講肆數年矣性懶且痴不能解句讀況文義乎哉況道理乎哉故日々有雲林之志微祿絆身而不遂謾綴蕪詞寫幽懷云

行年今未滿三十　頭上十分白二分　別覓隱林難得隱　同居群裏叵成群　志流進履橋頭水　夢逐奔瓢岩畔雲　小官最愧未歸去　欲開彭澤老人文

　始めて世を遁れ京城を出て東の方へ赴くとて寓居の壁に書つけ侍る

抛擲微官長絕親　芒鞋輕動一閑人　誰知三十年來業　轉作水雲萬里身

うきものと思ひしりなは世の中になにか名こりの有明のつき

偶成

一爲稽古小堂主　屈指今年二十周　白雪成堆明鏡裏　春風不到老人頭 小一作草

いかなる折にか

花咲かぬまきの山こそ住みよけれとても浮世の春しらぬ身は

偶作

白髪飄然老且窮　浮沈幾度一生中　上天若不鑑眞僞　日出西山月沒東

十二月十八日は土津神君の御祥忌にて常には城中の遙拜所に詣て侍るに今年かゝる身となり侍れば世の變化一つとして思ひ定むべきこともなく磐梯の方ををかみ奉りて

千代ふへき色も常盤の松の葉につきせぬ神の惠みをそしる

露

あたし野の草葉に結ふ白露の風をまつまや人の世のなか

影

松竹の姿のまゝにさすかけの目に見えなから手にはとられす

○

蓮沼由道

通稱は儀右衛門、父を治兵衛といふ、由道學を修め識見あり、土津神君に侍講す、後吉川惟足に就て神道を講じ功夫甚だ親切なり、嗣位にありて風土記の編纂に參贊す、寛文六年父の後を續ぎ十二石二口俸を賜はり、書物方役人となる、神社改正に際し、服部尙由等と共に盡力し、その記錄は專ら由道が司掌せし所なりといふ、神君の靈璽見禰山の廟社に遷り給ふや祭服を著け、風折烏帽子を冠る、これ吉川惟足の是認する所、蓋し異數なりとす、初め神社誌の撰定は草創にして精ならざる所あるを以て齋院春意、向井吉重及び尙由等と共に補正して更に一書を撰定す、これを神社總錄といふ、多くは由道が草する所山崎嘉これを潤色せりとぞ、由道が攝勤する所神社の修理院内の墓田及び書物預りの三職にして皆その器に適しその力を竭せしを以て五石一口俸を增賜せらる、元祿年孔廟の造營孔像の安置等その禮典を司掌し、文庫役に轉じ、用所役を兼ね、かの舊證類聚は家老西鄕近房（頼母）が建言せし所、由道その意を承けて編集に盡力せしを以て、切符米を收め更に百石を賜はる、また異數なり後武具役人に轉じ、納戸役の上班たり、由道三世に歷事し忠實を以て稱せられ自ら請ふ所ありて神葬の準允を得（家世實記）終に臨み自ら諡して妙手神靈といふ、且つ曰形體は凡と雖も、天理を以ていへば神明なり、衆理を備て萬物の主宰なりと、自ら碑銘を撰み勒せしむ（會津干城傳）

維妙主ノ前ニ其銘ニ曰ク等ノ字ヲ置クヘシ　綱

請テ云々ナ改メテ盛保ヲ救フヲ以テ盛保遂ニ云々トスル如何　綱

維妙手　不測神　靈炎輝　與日隣

死する時壽七十、實に寛永三年三月十一日なり。（家世實記）

○

友松氏興

遠祖は尾州愛知郡に出づ。先に友松某なるものあり、足利尊氏通行するに當り出で守衛す、尊氏これを賞し、氏の字を賜ふ、子孫相續き治左衛門盛保に至り、豊臣秀吉に事ふ、征韓の役斬獲の耳を封じ歸り。後大佛殿の修築奉行となる、元和の役了るや、外戚佐藤勘左衛門東照公に請て盛保が地をなす、盛保遂に山内侯一豐に預けられ、子新左衛門盛氏に至り侯に事ふ、これを氏興の父となす、母は平野氏。氏興元和三年三月三日高知に生る。幼名は内藏利盛、攪る所あり佐藤氏を冒す、後に勘十郎氏興と改め而齋と號す。長じて京都に在り、寛永十一年土津神君上洛し給ふや、土岐重元が薦に因り祿百石を賜はり、小姓役を命せらる時に年甫て十三、（一說に氏興近江國某寺に養はる、神君上洛の途次該寺に宿し給ふ、寺僧氏興をして給仕せしむ神君その風采凡ならざるを以て寺僧に乞ひ得て小姓とせられしとなり）累進して寛文三年家老に進み二千石を賜はる。同九年請て本氏に復す、氏興初め和歌を藤原公通に學び伊南芳通に隨て、河陽流の軍學を修め、また一宮照信に從て居合術を學び、兩つながら其奥を極む。また山崎嘉、吉川惟足、服部徇由を師とし、神儒の道を講究す、風土記、神社誌の撰あるや氏興自ら郡村を巡り古老に詢ひ古書に徵し、參賛大に勞せり。氏興嘗て

神君に陳じて曰、千歳の後臣等何に據て職を奉せん、庶幾は訓誨を垂れ給へと、神君乃ち家訓十五條を書し給ふ、實に寛文八年四月十一日なり。氏興命を奉じて毎條に衍義を附す、また神君の事實を撰述す、一小事と雖も必ず神君に質し、その幼冲の事にして知り給はざりし所は有泉勝永〔善右衛門〕北原閑欽〔采女〕に詢ひ、神君の檢閱を乞ひ、嘉これを潤色し同十二年十一月成てこれを獻ず、初め神君令子正純君の傅保なきを憂ひ給ふ、氏興これを察知し元老田中正玄に倚て申て曰く、平生隆恩に浴す、不肖希くば君に傅たるを得ば駑鈍を盡し斃れて已んと、神君大に喜び給ひ、未だ命せられず君十一年七月逝去し給ひしかば、氏興悲歎已まざりき、明年四月氏興江戸を往來する乘輿を許さる時に神君致仕し給へ內政の大事は尙ほ聽き給ひき、氏興辭表を上るその略に曰臣愚と雖も君臣の義に於て恩愛の厚きを知る、彼の身の爲め子孫の謀をなし己を枉げ、人に諂ひ、言ふべきを言はず、爲すべきを爲さゞるものと、合ふべきの理なし强て合はせんとするは妾婦の所爲のみ且つ臣今罪過あり、大殿下の寛宥を蒙るも殿下に在ては法に處せらるべし、然れば大殿下の不明を世に公にし、殿下をして孝を缺かしむるなり、曩者辭せんとせしも傅保の內命を蒙りしを以て、遷延今日に至りしなり、抑〻祿は職に從ふ、今より更に微俸を賜はり、天年を終るを得ば、何の幸かこれに若ん、敢て他に干し求むるの意あるにあらず、況や大名高家（ダイミヤウカウケ）と肩を比ぶべきの功勳なし、乘輿の賜も敢て當らずと、神君これを聞き給ひ、乘輿は彼が意に任すべし、辭職は聽すべからず、若し肯んせずん

ば親諭すべしとて先づ同僚一柳直好（平左衛門）をして傳へしめ給ふ、氏興拜受して曰今時は謹で奉ず、時機を見てまた乞ふ所あるべし、卿も亦吾が地をなせよと、今茲十二月神君病に臥し給ふ、氏興を召し葬儀を委任し給ひ戸枝惟一（彦五郎）これが副貳たり、神君の病革り給ふや氏興閣老によりて大將軍の入輿を乞ふ、閣老みな之を可とするも未だ命あらず、十八日溘逝し給ふ、明神號の勅許あり、氏興の申請によるなり、靈轜江戸を發し會津に歸り給ふの前一日、閣老議して關符を下附す、當時の關法、符券なきものは遺骸を通すべからざるを以てなり、（栗橋驛に關所あり）氏興怒て曰、神君は大將軍の叔父、宗室の懿親なり、關吏に對し膝を屈し給ふの理あらんやと、遂にこれを返付しぬ、途次津梁山溪に至れば氏興徒行して靈轜を護衛す、三之丸城に殯斂する三閱月、その禮みな生前に奉事するに同じ、葬典および墳塋祉殿の式樣はみな惟足の指示する所、氏興一に之に據て經營し他の同班は毫も喙を容ることを得ず、蓋し遺命ありしに因てなり、また自ら地を磨上原に相て役夫を指揮し墓田數丁歩を拓き農夫を移殖し土田村と稱す、氏興以爲く記錄なくんば證すべからずと、乃ち弘文院學士林鵞に請うて記文を貼し、自ら見禰山由來記を撰す、また以爲く萬世の後汚吏これを亂すことなきを保し難し、予これを守護すべしと、乃ち社宇を建立して自ら靈魂を勸請す、土田村の鎭守神これなり、土功竣るや鳳翔院君その功勞を賞し給ひ寶刀一口を賜ふ、備前の名工守政の造る所なり、延寶七年復た上表して職を辭せんことを乞ふ前後四回、九月廿一日役を罷め祿を沒收し更に三十口俸を

賜はる、今年書を神廟に上り、密告する所あり、皆家老が行爲に係ることなりといふ、これより鳳翔院君氏興を疎じ給ふ、氏興自ら誓書を北野（京都）熱田（尾張）の兩神社に捧げ他なきを誓ふ、後に院君悔い給ひ保科正興をして竊に命を傳へしめ給ひき。德翁神君立ち給ふに及びて、大目付木本成勝等建議し氏興に二百口俸を賜はり、召して古今の政蹟を聽き給ふべきの意を以てす、大老西鄕近房以爲く舊祿に復せらるべしと、氏興は柳瀨正眞（三左衛門）井深重光（茂左衛門）等と列するを快とせず、遂に辭謝す、貞享四年二月二十九日病で歿す享年六十六、忠彥靈社と謚す、城南大窪山に葬る、墓に題して東奧散士友松氏興之墓といふ、生前上高庸（佐兵衛と稱す京都の伶人）をして書せしめしといふ、氏興人となり強毅淸潔毫も私意を挾まず、常に謂ふ、人皆天命を受け心性を有す、日々報命せざるべからずと、又謂ふ君をして德を失はしむるは家宰の邪佞なるに因ると、又謂ふ、人過なき能はず、これを知るに及びては急に改むべしと、又程明道の邪心なしと雖も、苟も正理に合はざるは妄なりの語を嘆稱す、山崎嘉常に謂ふ、方今天下の共に語るべきは野中兼山（土佐の人）と氏興なりと、稻葉侯正通（淀城の主）も嘗て謂ふ、氏興は悍馬の如し、源肥州にあらざれば制御すること能はざるべしと、又謂ふ言行二ならざるものは氏興なりと、當時會津の俚俗家老を評していふ、佛三左（柳瀨三左衛門正眞）に夜叉勘十、中でグツメク井深茂右衛門（重光）と、また氏興の名を呼べば啼兒も聲を收めしと、然るに元老田中正玄（三郎兵衛）は氏興を遇する弟の如く、毎に勘十と偏稱し、氏興もまた正玄に兄事せしといふ、氏興常に嚴格に過

るを以て、人或はこれを憚り、譏せしものあるに至りしなり、徳翁神君氏興の功績を追思し給ひ、諏方社の末社に列しまた見禰山石彦靈社の傍に、祉宇を建立し勸請し給へり、石彦靈社は正純君の靈號にして、氏興眷戀措かざりしを追想せられしなりといふ、著書孟浩錄あり、妻は安西氏、氏興死するに及で口俸を辭し、實家に老ゆ、蓋し遺言によるなり一女あり先に夭す、土津靈神略傳。會津執政年表家世實記。會津干城傳。友松封事。會津外史。系譜略。

元　旦

結髪取戈不顧身　兵非諸葛學何人　太平天下無爲日　衰老幸遭高臥春

　土津の願にかなひて暦改り丑の元旦立春のあたりければ

ねかひおきしけふ立春にあらたまる暦や神のこゝろ成らむ

　題しらす

道もなしよしやあしやの難波潟漂ふ舟のゆくへしられす

　職を罷めて政廳を出るとき

まかれるをきり拂ひなは杉山のなほき梢や雲をしのかん

　繪かける人に我姿をうつさせ侍りて

われからも我とおもはぬおきなかな昨日にかはるけふの面影

そのまゝに心をうつす筆もかなよしや姿はさもあらはあれ

○

小原光俊

初名内記、後五郎左衛門と改む、高祖父は丹後守諱は俊紀京都の人なり、後信州伊南郡小原村に移住す、因て氏となす、俊紀の弟下總守諱は繼忠、長子忠五郎と、共に武田家に事へ、天正十年三月天目山に於て戰歿す、二子美濃守諱は俊胤、保科正俊（筑前守、高遠の城主）の女を娶り正俊に屬す、俊胤の子六右衛門諱は俊康、俊康の子俊玄、これを光俊の父となす、母は大熊氏、光俊は正俊の子正光（肥後守）に事へ、諱字を賜はる、寛永十三年土津神君に陪し、羽州最上に移り家老職となり、祿千石を賜はるこの時神君に代り、江戸に赴き大猷公に謁し、移封の辱きを謝し時服二、羽織一を賜はる、會津に移るに及で六百石の加恩あり、後四百石を增し賜はり、併て二千石を食む、（壓の獨見）光俊初め江戸にあり、吉田印西（源八郎後に一水軒）に從ひ射藝を修め、その奥祕を窮む、後諸士に敎授し家老たるに及で政務に鞅掌するの間も猶ほ懈らず、我藩印西派の祖なり、寛文十年門人原俊明（佐五右衛門）に傳て師範たらしむ、（日置流系圖）光俊刮削に長ず、其刮りし所二張を家に存す、一は八分にして大虎一は七分にして小虎と呼びき、明暦二年二月八日病て歿す、（家世實記。執政年表。）法謚光融院殿秀擧高心順忍居士法紹山淨光寺に葬る（系譜）

○

加須屋武成

左近と稱す、父は助兵衛母は毛利氏、（系譜）助兵衛は糟屋武則（内膳正）の弟、武則死して嗣子八兵衛幼きを以て助兵衛これを輔翼す、幾何もなうして八兵衛もまた死し、嗣子なきを以て、同姓掃部と爭ふ所となり、遂に駿河の評定所に訴ふ、偶公事係（クジカヽリ）大久保相摸守過失を以て蟄居し、裁判せられず、時に紀伊侯頼宣（和歌山の城主、大納言）助兵衛を召して七百石を賜ふ、後侯千石以下の家士に暇を賜ふこと四十餘人助兵衛もその一に居る、（家世實記）蓋し多士を召し給與する能はざるに至り、異士の他に行き仕途を得るに可なるものを撰んで暇を賜はりしといふ（家世實記）慶安四年六月、武成江戸に在り土津神君に召され七百石を賜はる、會津に來るに及びて持弓頭（モチユミカシラ）となり、奏者番を兼ぬ後兼務を辭す、幾何なく本務をも免じ公側に奉仕す、（家世實記）初め武成射を好み、伴道雪、（喜左衛門）宮崎權七郎に隨て道雪派を學ぶ、（系譜）（啞の獨見。會津古人傳は道雪の子伴一安に學ぶとなす今系譜に從ふ）十七歳初めて京堂（三十三間堂）に登り、射を試む、廿七歳に至るまで、凡そ四回に及び、天下一の名標を掲げ得しこと二回、當時日本三射人の一に居る、後加恩あり、千石を食み諸士に教授す、即ち我藩道雪派の祖なり、一日神君郊外に獵し給ふ、時に横田清眞砲術を以て武成と共に扈從す、神君清眞に狙擊を命じ、武成をして的を出さしめ給ふ、武成苦薏花（俗名野菊）を摘て土居におく、清眞怫然として謂く、武成故意に出で小的を出し、我をして惱ましむと、然れども君

命辭すべからず、乃ち射る、苦薏花砲聲と共に飛散す、神君讃賞して物を賜ひき、翌日淸眞自ら武成を訪ひ謂て曰、昨日の事は予をして誤らしめんとの故意に出でたるが如し、今日此構を散せんが爲めに伺候せりと、神色凄然たり、武成從容として曰、足下の意はこれを了せり、また敵手たらんのみ、請ふ徐ろにせよと、乃ち酒を命じて、對酌す、武成曰く昨日の術は驚くに堪へたり、今日のことは我これを惋む、昨日公我をして的を出さしむ、我その大なるものを出し、足下若し誤らば、足下の術拙きに當らん、その小なるものを出し之を誤らば人皆謂ん武成が甚小的を出したるに依るなりと、その罪我に歸し、足下の名譽を傷ふに足らず、畢竟足下を思ふの切なるに出でしなりと、淸眞これを聞き頓首して罪を謝し、爾來武成に兄とし事へしといふ、武成性酒を嗜む、家司を船橋某といふ、また酒を嗜む、武成は五升を盡さゞれば醉はず、某は三升にして醉ふ、一日主從對酌倶に醉ひぬ、武成大聲呼て曰酒盡きたるやと、弓弭を以て酒樽を擊つ、樽蓋揚り跳て某が驚伏せし背上に落つ、武成笑て曰く一奇なり、樽蓋を以て汝が徽號とせよと、（會津古人傳）武成常に圓城寺豐貞と射を講じ、弓書を編述して神君に進呈しき、（古曆傳）また刮削に長ず、世これを左近村（ムラ）（弓を刮るをむらといふ）といふ延寶二年七月十七日死す壽七十二、城東金剛山惠倫寺に葬る、法謚眞如院殿德譽宗範居士長子八太夫に八百石四子九左衛門に二百石を賜はる、（系譜。唖の獨見）

○

伊南芳通

遠祖は結城七郎左衞門尉諱は朝光となす、朝光十三代の孫十郎左衞門尉諱は朝村々々の子諱は長廣野州河原田に住し河原田氏を稱す、伊南はその別莊なるを以て又伊南氏を稱す、後右京之進諱は顯通その子源助諱は政信と共に葦名家に屬す、政信の子兵作諱は信慶これを芳通の父となす、（啞の獨見）母は佐々木氏、信慶は鳥居家に仕ふ、芳通寛永四年七月羽州最上に於て生る、初め佐藤初午、（家世實記啞の獨見に杉岸氏と稱すとあれど系譜に載せざるを以て取らず）又與八郎、又瀨兵衞後伊南に復し圖書と稱す、晩に半庸軒酬翁と號す、芳通少ふして書を能くし、又槍劍及び弓馬の禮を學ぶ、十五歲にして浦野直光（宮内左衞門）に從ひ鬼一軍配家の傳を得、又山田五兵衞（一に五太夫）に甲洲流、池田八彌に謙信流の軍學を學び、後に河宇田碎庵に就き河陽流を修め十八世の嫡傳を續く、名聲大に揚り從ひ學ぶ者前後六百人（啞の獨見口碑）慶安二年十二石二口俸を賜はり、土津神君の右筆に召出さる居ること五年、承應二年病を以て暇を乞ひ、江戸に出づ、寛文二年江戸に於て廿五口俸を賜はる、時に元老田中正玄神君の特旨を受け、奥平新八郎をして旨を傳へしめしといふ、後更て百五十石を賜はり、時々召されて、軍事を上陳し、行軍列狀、備格および利變口訣記、陣器等を獻ず、みな武庫に納めらる、同十一年自ら京都に行き兵書を講究せんことを乞ひ、許容せられ、江戸に於て特に命ずべきことあるを以て出府せよとのことなりしが、會々若松に火災あり、躊躇遷延せしにまた仙台に原田甲斐が事起りしかば四月二日正玄等命を芳通に傳へ

検察せしむ、芳通即時途に上りて藩境の要害および、仙台城その他村里の城郭等を圖して復命す、路費みな自辨に係るを以て銀子若干を賜はり賞せらる、貞享四年普請奉行に轉じ、明年五十石の加恩あり、元祿二年西丸城の修理あるや徳翁神君芳通をして司掌せしめられ役竣て時服二を賜る、同十年衰老を以て致仕す、尚ほその軍務に係ることは召して諮問し給ふ、芳通自ら秘訣十卷を編述してこれを献呈し、遂にその奥秘を神君に授け奉る、時に年八旬、極老を以て城内乘輿を許さる、芳通三世に歴事し年齡九旬意氣衰へず病床に臥すや人をして史類を讀ましめその是非を論ずる平常に異ならず、享保二年五月死す壽九十一、謚して長巖院鶴譽霜鐵居士といふ、加納山願成就寺に葬る、著書數部あり、會津正統記、武小學、和漢年代歌、續太平記、戰國五雄史、禮書口訣、舊事略等みな先に献呈す、（系譜）水戸侯光圀嘗て諸藩の名士を撰ばる、我が藩西郷近房、および芳通その撰中に入りしといふ、（家世實記）芳通は我が藩河陽流の源を開き、子七右衛門諱は芳風孫七郎右衛門諱は芳教みな軍學を以て奉仕す、玄孫儀八郎諱は芳紀に至り神田良近（圖書）西郷近致（頼母）に學びその奥を究め軍用の宗家と定めらる、（系譜）後に桂井流の軍學をも兼攻め士常神君に授け奉る。（佐野氏雜記）

○

向井吉重

通稱は新兵衛、致仕して斗半軒と號す、父を角兵衛といふ、田丸具忠（中務太輔、蒲生氏郷の妹婿にして舞瀨の領主なり）に仕ふ

慶長十六年具忠、石田三成（治部少輔）に黨せしを以て北越高田に配せらる、角兵衛も亦隨ひ行く、具忠その子兵太郎を蒲生秀行に託するに當り、角兵衛扈從して會津に來り遂に任す、（會津舊事雜考。啞の獨見し）正保四年與力となり旗奉行生駒五兵衛に屬す、吉重長ずるに及びて學を好み舊事を搜索し、また山神流の軍學を松本吉政に學びて、その奥旨を究め從ひ學ぶ者多し實に我藩同流の祖なり、萬治二年父の後を嗣ぎ、旗與力となり、寛文十二年初て直參の士となり百五十石を賜はる、今玆舊臘より氣候暖和にして雪降らず、正月梅櫻の花綻びければ土津神君三之丸の便殿に於て家老柳瀨正眞にの給ふ、氣候かくの如くにして植物の生長は如何、古來かくの如きことありしやと、正眞乃ち吉重に尋ねしに、吉重伊佐須美神社（大沼郡高田村）の古記を以て證となし、近くは天文十四五の兩年雪降らずして、冬樹花開きしことありと答へしかば、明日また召して斯の如きことあらば編輯して一書をなせと、命ぜられければ、正眞乃ち市郡の兩奉行に命じ、古書古記を集めて、吉重に致さしめ、年の六月成りて献呈す、卷をなすこと九冊題して會津舊事雜考（クジザツカウ）といふ、また先封葦名、蒲生、上杉、伊達家の會津に關することを編集し、四家合考（シケガツカウ）といふ、また會津要害錄の撰あり、神君の風土記を撰述し給ふや吉重參賛して大に功あり、その他軍事にかゝる著書は、古陣圖辨、軍用寶鑑抄、當劍雌雄之卷等にして後世學ぶもの皆これに據る、官庫の兵器は皆吉重の監視する所にして、また桐油船の製造を發明せしとぞ、（家世實記）神君逝去し給ひしや正眞等と壽壙を撿閲し葬典の雜事司たり、（見禰山由緒記）元祿四年致仕し（家世實記）

一室に居て古書を樂み、米器一斗五升を入るべきを造り、一月の扶養となし、他は慈子の扶助を受けず、斗半軒の號ある所以なり、（千載の松）同七年四月病で死す、享年六十九、（家世實記）法諡嘯山常笑居士安吉山寶相寺に葬る、（墓碑）子角兵衛諱は吉利續き外樣士となる同十一年十一月病て死し嗣子幼きを以て家絕ゆ。（減知廢絕錄）

○

大戸直光

遠祖は清和天皇第四の皇子貞元親王となす、親王は滋野皇子と稱す、親王の子幸恒、海野小太郎と呼び、信濃守に任ず、幸恒の長子幸明襲稱小太郎、二子は禰津小次郎直家と稱し、三子は望月三郎重俊と稱し、四子は浦野四郎重遙と稱す、皆信州に散居しおの／＼地名を以て氏となす、重遙二十八代の孫を心樂齋といふ、中務太輔に任じ武田家に屬す、子重勝彈正忠に任じ、上州大戸に移り、大戸氏を稱す、永祿十二年十二月相州三增坂に戰歿す、これ直光の父なり、直光幼字は能喜丸（喜一に化に作る）後民部助と改め、又宮內左衞門と稱す、少にして軍學を修め、また馬術に長じ、療馬の奇法を泉州の人某に得て子孫に傳ふ、武田家滅びて後一身を浮萍に寄せしが、遂に鳥居侯忠政に事ひ、羽州最上に居り、六百石を食み旗奉行たり、侯國除せらるゝに及びて、直光尙最上にあり、土津神君高遠より移り給ひ直光を召し給ひしが、直光時に百九歲の高齡なれば、老耄事に堪へざるを以て辭しけ

れば長子源太左衛門に二百五十石を賜はる、直光俸を辭せしも時々神君に召され軍書を講じ、或は戰陣の實況を上陳しぬ、會津に移り給ふに及びて五十石の加恩あり、居ること幾干もなくして源太左衛門病魔の爲に永眠し子なかりしかば弟六左衛門諱は直久に二百五十石を賜はりぬ、直久初め四方に流落し江戸にあり、兄が仕途に就きしを聞きこれを祝せんがため最上に來りゐしなり、後五十石の加恩あり、直光は更に十口俸を賜はりぬ、これ老軀召對の勞に酬い給ひしなり、直光召對十餘年正保元年九月三日病て死す壽一百十六、法謚光音院覺譽宗虎幻雲居士、城西小館山城安寺に葬る。會津古人傳

○

望月安光并安勝

遠祖は清和天皇第四の皇子貞元親王の子、滋野幸恒の三子三郎諱は重俊に出づ、裔孫相模守定朝、聖德太子軍要の奥旨を曉り、武田家に屬し、屢奇功を建て、天正三年長篠の役に戰歿す、これを安光の父となす、安光箕裘を繼ぎ太子流の兵法に達しその至妙を得、發明する所ありて刀理卷、五略卷、三法卷を著す、武田家滅亡の後、薙髪して優婆塞三清入道といふ、これより藝術を試みんが爲め、遊歷して先塋の在る所、攝州相摸寺に行き、寓處する月あり、近隣の子弟安光の名聲を聞き、劍術を習ふ、このこと台聽に達し、釆邑一萬石を賜はり、麾下に屬せらる、安光辭して曰俸祿は我これを

望まず、若し天下不虞あらば、尙ほ駑鈍を盡すべし、願くは遊行することを得せしめ給ひとて奥州に向ひしが途次賊黨十餘人刀を拔き安光を要す、安光立ろに五六人を斃しければ他はみな辟易して走りぬ、安光所々を巡り會津に來り家屋を博勞町に營み、家僕をして斗量を製せしめ別に閑室を築き筆を製し以て生計の資となす、時に白井七兵衞と云ふもの番屋（バンヤ）たり、七兵衞性戇直にして且つ小豆餻を嗜む、人これを給せば、勞を厭はずして事を辨せりといふ、世人安光は望月家にして、功勳ありし人なるを知りて

信濃なる海野望月功のもの小豆餻すき番屋七兵衞

と口吟せしものあり、遂に城守加藤侯の耳に入り望月家の子孫あるを悟り、搜索せられしかば、或人安光を以聞す、侯素より安光が名を知り、召し見て助力米三口俸を賜はり、姑くありて金百枚を賜はり、尋て百口俸を賜はり、往來の儀式は一萬石の資格を許され、待遇頗る渥かりしが、侯石州に移らるゝや、安光若松に留まれり、（會津古人傳）土津神君封に就き給ひ、承應二年三月子の安勝に二十口俸を賜ひ、召出さる、安光は明年十一月病歿す、法號性光院殿圓岩相融居士、安吉山實相寺に葬る。（系譜）

安勝は新兵衞と稱す、母は滋野氏（系譜）父に學て軍要および劍術に達し從ひ學ぶ者至て多く父名に因り安光流と稱す、安勝軍要の主役を命せられしが家傳の軍要は小祿者の勤め得べきにあらざるを以

て固辭し只顧問に奉答せしのみなりしとぞ、(會津古人傳)明暦二年更に二百石を賜はり寛文十一年また百石の加恩あり明年物頭となる(系譜)山崎嘉會てその家傳の兵書を讀み二相大悟秘傳卷、斗利有軍卷を賞して觀閲の意を卷末に書せり、皆安光の著撰にして安勝の繼述にかゝるものなり(會津古人傳)貞享三年閏三月二十五日病て歿す壽七十六、法號淸光院望雲高月居士先塋の次に葬る。(系譜)

○

圓城寺豐貞

初は吉忠通稱は彥九郎、後に古暦といふ、遠祖は肥前國圓城寺の城守對島守吉基に出づ、祖父甚九郎諱は常忠、關原の役に石田三成(治部少輔)を擒にして名天下に著はる、常忠の子甚九郎諱は吉武、松倉侯重次(島原の城主長門守時に江戸にあり)に屬し島原に赴く、時に天草時貞島原城を陷れ亂を作せしを以てなり、吉武奮鬪して功を奏す、寛永十五年正月元旦大擧して攻擊す吉武先登して戰歿す、これを豐貞の父となす、母は尾呂志氏(藤堂家の臣)從母あり高橋源左衛門に嫁す、吉武死せしかば母氏は豐貞を携ひ高橋氏に寄食す、源左衛門偶ゝ賊の爲に殺されしかば妻これを憤りて復讐を豐貞に托しぬ、豐貞長じて高橋市右衛門と稱し處々捜索に勞し遂に遠州荒井驛に於てこれを殺しき、豐貞性射を好み當時の名手内田重政(十太夫紀州の臣)に學び印可を得て正保三年阿部侯忠秋の臣、鈴木作左衛門江戸淺草堂に於て射を試むるに當り閣老これを閲覽す、時に豐貞接伴を以て射ること百矢皆通りぬ(通るとは矢堂椽を超え土上に落るの俗言)

閣老豊貞を召してこれを賞す、豊貞謝して曰第一矢は矢羽椽端に當れり、全く通りしは九十九矢なりと、閣老視矢役(ヤミヤク)を召しこれを糺したるに果して然り、松平侯信綱これを賞して曰「百歳に一とせたらぬ九十九髮」といふことあり、汝が射もまた然りと因てその弓を九十九髮(ツクモガミ)と名けり、當時天下の射をいふ必ず加須屋武成、葛西園右衛門（紀伊家の臣）および豊貞を稱す、同四年京堂に於て射を試む、その江戸に在るや常に的甫（芝にあり射場を構ひ賃を取るものゝ家名）か射場に遊ぶ、一日土岐元長これを見しに、豊貞偶ゝ五寸的を射る百矢一も空矢なし、歸途土津神君に謁してこれを薦めしかば、神君乃ち召し給ひ二百石を賜はりぬ、實に慶安三年七月二十三日なり、承應元年三月命を受て淺草堂に於て射を試み鏃矢を用ふ、この時江戸一の名標を掲ぐ、明年百石を加賜せらる、一日井伊侯直孝我が芝邸を訪はる時に神君豊貞に命じて鳥を射さしめ給ふ豊貞射て胴を貫き翅に至て止る、直孝讃賞止まず、持し歸りて嚴有公の台覽に供ふ、公老中久世侯廣之（大和守）をして褒賞せしめ給ひき、（啞の獨見）後また園池を徜徉する時一鳥の舟裏にありて時々首を舷頭に出すあり豊貞之を射てその兩眼を貫くその妙手を證すべし、神君嘗て豊貞、武成をして弓書を檢閲せしめ給ふ、乃ち二人相商り重政、園右衛門と共に雪荷、道雪、竹林、印西、壽徳、大藏派等の諸書を取捨して一書を編述して神君に進呈しぬ、豊貞遂に一家をなし園城寺派或は古曆派といふ、後世の豊秀流の祖なり、初め加藤清正朝鮮にあるや流矢來てその馬鐙に中る、長さ僅に六七寸清正之を奇とし取て以て太閤に獻す、後に東照公獲給へしかば、武

庫に藏めおかれき。神君その奇矢を借り給ひ豊貞をして射法を研窮せしめられければ豊貞焦慮する數月遂にこれを悟り、寛文十一年五月初めて江戸の近郊大崎に於てこれを試みしに、十二丁餘に達しき、乃ち尋常の弓を以て七寸弱の矢を射しなり、これよりこれを不審妙弓と名け、唯一の相傳となす、豊貞供番を以て射術を指南し弓足輕二十人を預けられ累賜四百石を食み貞享二年長子仁左衛門諱は忠房の番代を許され元祿八年に至て致仕先に眼疾にかゝり是に至て遂に明を失ひき、豊貞初め從母の爲に賊を捜りて尾州名古屋に至る、嚢底空耗哺時に至るも食するに由なし、偶ゝ一小茶店の老媼串羔を爐中に連ね衒くあり、豊貞その空耗を告げてこれを乞ひしに老媼慍て曰錢なきものにこれを與へば吾何によりて食せんとて肯んせざれば、豊貞乃ち兩手にこれを攫て走り去り飢餓を醫したりき、後俸祿を賜はるに及で暇を乞ひ、再び名古屋に行き老媼を見て昔日の罪を謝し、金十兩を與へければ老媼涕泣拜謝措く所をしらざりしと、豊貞三世に歷事し元祿十四年四月十四日病て歿す壽七十七、城東萬松山天寧寺に葬る、法諡元心院殿英岳道雄居士。（啞の獨見。系譜）

○

守能長明

勢州の人なり（一説に能州七尾の産にして織田信長の遺子なりと）初め勘解由後に圖書と改む、年甫て十三會津に來り十六歲に及で蒲生侯氏郷に事ふ。（系譜）大坪慶秀の高足弟大西木工に從て馬術を學ぶ、（古老の口碑）文祿年間征韓の役に

際し彼地に渡航し遂に明國に赴き、相馬の術を修め奥秘を得て歸朝す、會津四家合考に、慶長三年蒲生四郎左衛門尉が臣利八右衛門尉を殺したる罪により朝鮮國へ流されし時、大塚七左衛門、北川監物、守能勘解由等二十餘人共に流されしと見ゆ　此說にして實ならば系譜はこれを諱て作僞したるもしるべからず、後考のために註しおきぬ。後に越後少將忠輝に事ひ千石を食む、忠輝逝去せし後紀伊侯賴宣に事ひ頗る寵遇を得、系譜　一日侯の譴責を得しかば去て江戸に來り白銀街にありて馬鬻たり、古老の口碑　時に土津神君に謁し神君眷顧し給ひ侯に謂て長明が地をなし給ふ、侯の意釋ければ舊證類聚　神君長明に合力米若干を賜はり臣視せられず蓋し侯を憚り給ひしなり、長明初め馬鬻たる時牝馬の骨相非常なるを賖り之を乘る數月遂に無上の駿足となり七段に達せしとなり、自撰の馬書數部あり皆明人に聞く所及び自發にかゝるものにしてその文は東福寺京都の僧清韓これを書せりといふ、古老の口碑　我藩大坪古流の祖にして妙手なりといふ。寛文九年江戸に於て死す壽九十七、法號高譽淸山居士、金杉西應寺に葬る。長明朴氏を娶り一子あり長矩といふ通稱は十郎左衛門、父と共に神君に侍乘せり、寛永二十年十二口俸を賜はり正保元年三百石を賜はり、供番となる、遺法を修めてその奧を極め子孫相承く。系譜

○

菊地武光

半次郎と稱す、江戸の人なり、寛永年間十番馬場に於て守能長明に從て馬術を學び、笹原豊忠と相競ひその術伯仲の間にありき、二人土津神君に召され各二百石を賜はる、長明の薦むる所といふ實

滿ハ滬ニ作ル如何 安

に寛永十九年九月にして武光は江戸邸豊忠は最上の馬役たり、一日大猷公在城の大名に馬事（ウマゴト）を命せられければ神君急に事を武光に傳へ給ふ、武光乃ち馬丁をして第一悍馬を牽かしめ、共に桔梗門に至りしに馬躍り駻ねて制御する能はず、こゝに於て武光自ら刀を脫し馬丁と服を換へ（馬丁の制服ありしなり）自ら牽て大城に入り神君に鞍を進めしかば神君武光を見給ひ驚き給ひき、この日神君の演技最も優なりしかば褒詞を獲給ひ邸に歸り給ひ直に武光を召して百石を加賜ひ、後また五十石を加へらる、適〻神君日光の大猷廟に謁し給ふ時に由井正雪等竊に神君を竊ひ高原嶺に要せんとす神君微行し給ふ、扈從僅に三人圓城寺豊貞、森惣兵衛と武光となり、武光鳳翔院君、德翁神君に歷事し厩別當にして諸士の指南を兼ぬ、寶永二年正月廿六日歿す壽八十、法名勝岳英昌居士、城東萬松山天寧寺に葬る。（裔孫）

武成の説話。會津干城傳。家世實記。

○

戸田一吉

通稱安左衞門、備前國富田の產なり、會津に來り土津神君に事ひ三百石を賜はり、大目付役を勤む、一吉管槍（クダヤリ）及び鑰槍（カギヤリ）の術に長ず、後浪華に出て小泉休入（七左衞門吉久）の門に入り、直槍（スヤリ）の術を學びその奥を究む、休入は椎名靱負介に學び未だ滿字の傳を得ざるに靱負介死す、滿字法は大內無邊の貼法なりしがこゝに於て傳統全く絕え、一吉も休入に學てこれ得ること能はず、日夜功夫を凝し遂に發明す、

毎に謂ふ滿字法はかくの如くにして誤りなかるべしと雖も、後人の機發この右に出るものあらば棄てゝ從ふべしと、一吉は大内流の中興にして我藩の始祖なり。（曾て聞く、觀負介は我か藩の祖なりと、又青木村善龍寺山門の傍に其墓塋ありと覺えしか會津古人傳は觀負介は越後國魚沼郡に流され配所に死すとせり本文は專ら古人傳に從ふ）万治元年五月十七日歿す、行年五十一、法名眞立要了その墓塋は城東法紹山淨光寺にあり、門人龢津親泰その統を繼ぐ、（親泰は德翁神君に傳へ神君は吉田忠列に傳へ給ふ）一子あり孫四郎といふ、家を嗣ぎ二百石を賜はり外樣士となる、幾千もなくして祿を辭し暇を乞ひ他に行き去りき、數年の後近習の士某江戸に役し、偶〻二州橋を過ぎしに乞丐數人あり、その一人の面相頗る孫四郎に類するあり、麻布の緇衣を纒ふも破衣は瘦肌を覆ふに足らず、髭髮蓬の如く顏色憔悴秋霜の裏に立つ、某これを怪み僕をして子は孫四郎君にあらずやと問はしめしに、予が面貌を忘れずして問ふ人こそ床しけれとて相近きければ、某は孫四郎を携ひ傍の茶亭に入り酒食を饗し、互に舊を話し漸刻移り相別んとするに臨み、某金三兩を出し、晩酌の料に充てられよといひければ、孫四郎襟を正うして曰予が不肖を以て二百石を辭し、若し他に干し今日美衣を著け相接せば、心に於て耻づべきも、斯の衣斯の顏相見て以て舊を話せしは、何の快かこれに如ん、この恩惠ありとも三年の露命を保ち得べきにあらず、この身放浪雲水に托す、再會は期し難し、來世相見て以て芳意を謝すべしとて固辭しければ、某も强ふる能はず、相別れ、行く所をしらずといふ。（會津古人傳）

○

鈴木重爲

幼字は多門後に小左衛門と稱し一水と號す、（會津古人傳、系譜）父十兵衛諱は重計、母は森氏、（系譜）重爲少うして森惣兵衛に從て一旨流の槍術を修め至域に達し門人に教授す、（古老の口碑、會津古人傳は松本一旨に學ぶとなすも森惣兵衛が與へし許狀を見しと上月景隆語りければ古人傳は取らず。）寛永十七年家督二百石を賜はり、同二十年五十石の加恩ありて目付役となる、延寶二年二月命を受けて小野村（耶麻郡小野川村の誤にあらぬか）の配人成瀨長四郎、（主計の長子）眞木村（同郡）の配人名倉半五郎（半左衛門の長子）を誅戮し、天和元年長柄頭に進み役料五十石を賜はる、（系譜）初め佐分利流槍術の達者來りければ土津神君重爲をして試みせしめ給ふ、乃ち兩人槍を執て互に睨みその隙を得る能はず、彼進めば我退き、我進めば彼退き、突くべきなく、入るべきなく、相對する數刻時、精神疲憊優劣をしらずして相分れ、某即夜行李を治めて去る、重爲これを聞て、直に神君に告ふして逐はんと請ふ、神君更に人をして逐はしめ給ふ、某曰重爲は名手なり、予が如き斗筲の下手は何の用をかなさんと顧みずして去りければ重爲大に之を惜みしとぞ、（會津古人傳）同三年江戸に於て死す享年六十二、諡して湛如一水居士といふ、高輪佛日山東禪寺に葬る、嗣子重知繼いで指南たり。（系譜）

○

木本成勝并成理

九郎左衛門と稱す、內藏丞諱は成盈の二男、蒲生家の遺士なり、成勝の兄權之助諱は成仍戸田一吉

に從て大内流の槍術に達す成勝槍術を好み森惣兵衛に從て一旨流の管槍を學び、共に超群たり遂に大猷公の台聞に達し、慶安四年台覽の命ありしが、會ゝ成仍病みしを以て辭して果さざりき、（會津古人傳）成勝同門の士宮本四郎左衛門と相競ひ、その術また伯仲の間にあり、一日惣兵衛二人に謂て日、卿等の術至妙に達し、優ならず劣ならず二人一體たりと、乃ち唯一の奧義を傳ふ、同門の弟子常に二人を稱して白夜叉（シロオニ）黑夜叉（クロオニ）といふ、蓋し四九の假字を取て黑白を分ちしなり、當時武技に達せしもの鮎川市右衛門、阿武太郎右衛門および四郎九郎等七人相親暱す、世人これを七人衆といふ、正保四年八月七人相俱に國を出て關東諸國を巡り、武技を試む、某驛に至り逆旅に投じ寢に就きしが、賊あり來て成勝が囊裏を探りければ、成勝睡覺め起ちながらこれを斬りしかば、忽ち倒れき、時に賊頭に鍋を冠り居しに鍋破れて頭部を傷りぬ、因てその刀を鍋割と名く、南部金房の作る所といふ、また一夕路傍の堂宇に宿す、佛像數體あり、相謂て曰各一體を持し歸りて土產に換へんと、乃ち各負うて出づ、行くこと數里皆その重きに堪へず、半截してその胴を負ふ、尙その重きに堪へずして棄て去りしが獨り成勝のみ持し歸り佛匠をして腰脚を補造せしめ、承應元年二月菩提所稻臺山法林寺に堂宇を建立して之を安置しぬ、（鄕友細川弘か菩提は法林寺と相對せり之を問ひしに弘曰胴は唐銅にして腰脚は木なり實に異容なりと、系譜は皆木造となす、併錄して後考となす）正保元年十二月擢てられて二十四口俸を賜はり供番となる、慶安四年父の祿百五十石を分賜せらる、成盈の請に因てなり、後目付役に轉じ五十石の加恩を受く、延寶二年大目付に進み三世に歷事し、元祿

二年八月死す、享年六十五、法號演譽院宗説居士、後神式に改め健彥靈社と追謚す。系譜

成理初め梶之助、左衞門、又惣五郎後に九郎左衞門と稱し晩に春山と號す、父諱は道成彌惣左衞門と稱す、即ち成勝の子なり、成理人となり謙遜にして且つ嚴淑系譜好て書を讀む、寶永七年擢てられて德翁神君の小姓役となり、後江戶の留主居役に進む、公務の餘暇跡部良顯光海又重舒齋と號す、幕府麾下の士に從て垂加派の神道を修め、神君及び紹旃院君に侍講す、享保十二年家督四百五十石を襲食す、留守役故の如し、後辭せんことを乞ふ再三遂に許されず、元文二年百石の加恩あり、梅園院君の扈從に轉す、中根新八と共に會府世稿を編述して獻呈す、嘗て土常神君の意に忤ふ、寬保元年加恩を奉還し辭して閑地に居ること三年、神君成理を召して謂ひ給ふ汝が謂ふ所を思惟するに皆理あり、今臍を噬むも及ぶべからず、願くは吾が過を棄てよ、今より汝を以て師となすと、成理感泣して退く、爾後延見數次遂に大目付となり、政事は義理を先にし、利用を後にし家訓の旨趣を遵守すべきことを建言す、家世實記 後用人に轉ず、進講故の如くまた百石の加恩を受く、明和二年若年寄に進み、系譜 垂加派の神道を諸士に教授す、佐藤家系譜 同四年衰老を以て退休す、系譜 これより先き岡田虛實軒甚右衞門江戶の人に從ひて長沼流佐枝派の軍學を修め、奧秘の許可を得、これを我藩同流の祖となす、成理の長子揮その統を繼ぎ大に鳴る、友人の説話。家世實記。 同八年二月歿す壽七十四、大納言藤原公通謚して、春山靈社といふ。系譜

小山田盛信

○

通稱は傳四郎無休と號す、父諱は貞重、一字は多門後入道して道存といふ、母は保科正直の妹なり、貞重若うして劒術を好み、齋藤傳鬼坊（相州の人北條氏康に事ふ劒術を教へ、天流といふ又天道流といふ）に學び、その奥を極め別に發明する所あり、蜘蛛足瀾字劒（クモアシマンジケン）といふ、一家をなし眞天流（眞新孰れか是なるを知らす）といふ、盛信父に學びその妙を得て共に松平侯忠直（一伯）に仕へ、貞重は一萬石、盛信は三千五百石を賜はり各劒術の指南たり、侯豐後荻原に謫せらるゝや、父子共に榊原家に預けらる、後貞重は上杉家盛信は六郷家に移され、貞重は承應二年米澤に於て死し、盛信は赦に遇ひ會津に來り居る、土津神君これを聞き給ひ、寛文五年十一月五十口俸を賜はり、組頭の次に班せられ、劒術を教授す、（山彦傳記家世實記）我藩眞天流の祖なり、延寶三年五月五日死す、法諡禪林想夢居士、城南祥雲山善龍寺に葬る。（系譜）

○

一宮照信井信嗣

通稱は左太夫、長野無樂齋（槿露と號す井伊侯直政の臣）に從ひ居合術を學びその極所に達す、無樂齋は田宮照常（一に重正に作る紀伊侯頼宣の臣）に學び照常は林埼重信（甚助）に學ぶ、重信は奥州の人林明神に誓願する一百日、神告を得て遂にその妙を得たり、然と雖も源遠くして末益々岐れ、照信獨りその宗を得たり、無樂齋毎に謂

ふ、照信は他日名手たるべしと、果してその言に違はず照信後戸澤侯忠照（越中守。實は鳥居元忠の二男）に傳ふ、照信初め武田家に屬し、後鳥居侯元忠に仕へ、慶長五年八月朔日城州伏見に於て戰歿す、子信嗣襲稱左太夫父に學びその宗を得、併て劒術に達す（會津干城傳）寛文九年十一月土津神君に召出され三百石を賜はり外樣士たり、信嗣父の遺業絶えんことを憂ひ、勉めて門弟を教授せしも、年月を經る多からず、只伊賀猪兵衛のみ居合術の印可に進み居しかば、劒術をもこれに傳へんとし、猪兵衛も亦黽勉怠らざりしも未だその域に達し得ずして信嗣病死しぬ、實に延寶二年四月十四日享年五十六なりしとぞ、法諡即用鐵心居士祥雲山善龍寺に葬る（過去帳。會津干城傳、家世實記。家世實記に實子なし、とあれど後元祿十一年六月の條に御供番一宮左太夫身持不宜御暇願申出奉公御構の上御暇とありき、然れば信嗣の養子せしにや詳ならず）我藩一宮流の祖にして後に猪兵衛居合術の師範たりき。（家世實記、享保頃には河西作野右衛門又伊賀金右衛門一宮流の指南と見ゆ、猪兵衛の改名にや又別人にや。）

○

横田清眞

九兵衛と稱す。晩に壽軒といふ、長州萩の産なり、砲術に長ず、官醫土岐重元の介により土津神君に仕へ、二百五十石を賜はり年の十月會津に來る（系譜。會津古人傳）慶安三年江戸に在り、承應元年江州國友に行き、大砲數門を鑄て歸り銀子若干を賜はる、明暦元年六尺砲を以て三百匁彈を射て三十丁に達し方二十四尺の的に中てしかば加恩あり五十石を增し賜はり、銃卒の長となる、寛文七年一貫匁

彈八尺餘の大砲を鑄て（系譜）直射三十六丁の遠きに達し得べきを豫期しこれを試みしに彈丸標識に達せず、清眞以爲く理に於て達すべきに達せざるは如何か、これを思うて得る能はず、遂に閑室に蟄居し、外人を拒絕し焦慮する日あり、偶ゝ某院の修驗來て謁を求めしに、家人等清眞が病を告げて謝絕せしに、修驗然らば加持祈禱せん容體は如何んとて直ちに戶を排して入りければ、清眞已を得ず相見て告ぐるに實を以てす、修驗默然良久うして曰、予自ら神明の加護を乞はん、若し一七日にして靈驗なくんば連珠を河水に投じ自ら百八煩惱の苦界に入て再び面すまじ、請ふ君も亦潔齋して淸室に端坐し他人に接すること勿れとて丹誠面色に溢れ衣を揮て去りしかば、清眞乃ち淸室に端坐し尙ほ焦慮する七日七夜、夢に老翁來て錐字を授く、覺めて以爲く理の達せざる所は勢によるべし、勢力を增さんには錐を銃心に入るべしと、乃ち鍛工に命じ錐を入て奧孔を大きくし、直線を立て再びこれを試みしに、彈丸標識を踰ゆ、（會津古人傳）神君これを賞し給ひ銀子二十枚を賜ひき、（系譜）清眞厚く修驗に謝し自ら夢想流と呼ぶ、是に因て修驗と相往來する子孫に至て絕たずといふ。（會津古人傳）その銃永く存し二之丸にありき、又槍筒（ヤリヅツ）（三匁彈）廻筒（マハシヅヽ）（同彈）三挺機（テウカラクリ）（五十匁彈仕掛筒）の發明あり（友人の說話）その砲を鑄る數回、物を賜はるまた數回、元祿六年目付の次に班し、同十二年退隱し正德元年四月十九日歿す行年六十三、法名心譽壽軒、加納山願成就寺に葬る、子孫相續て指南たり。（系譜）

○

安藤有益

通稱は市兵衞島居家の遺士なり、（啞の獨見）少うして算術を毛利重能の高足弟子高原吉種に學び、（算法沿革書）その術大に進む、また學識あり土津神君最上に移り給ひ召されて茶道主たり、慶安三年切符米五十俵六口俸を賜はり、江戸邸の勘定役人に擢でられ、萬治年切符米を收めて百石を賜はりぬ、神君風土記を編輯し給ふや、有益郡村を巡視し地積を丈量しき、また島田覺右衞門と共に猪湖戸ノ口、盤川村等堤防の事を任ず、また飯豊、磐梯の諸高山を測量す、我が藩山嶽の測量これを嚆矢となす、又玉山講義附錄の成るや、活字印行を命ぜらる、寬文十一年仙臺に原田甲斐が亂あり、有益自ら乞ひ潛行して狀況を搜り、歸て上陳す、適〻常平法を發行せらる、その法歲の豐歉により穀價に昂低あり、士農と工商との間權衡を失ふことあるを以て、常平司を置き糶糴してこれを平均するなり、皆有益が起算せし所にして、精算毫毛絲に至る、その小數を積み廻米役宰領役等の給に充るが如き、精査至らざることなかりしといふ、延寶三年百石の加恩あり、その勤勞を賞せられしならん、先に進で勘定頭たり、貞享二年免じて外樣士となる、二子名左衞門が供番に召出されしを以てなり、同四年郡奉行假役となる、元祿元年鹿畑村（耶麻郡猪苗代）の事に坐し、山三郷極入村（耶麻郡）に謫せられ、石祿を沒して更に五口俸を賜る、居ること八年歸住を許さる、同九年また五十口俸を賜はり、江戸邸勘定役立會となり、明年百石を賜はり普請奉行となる、曩者長子久左衞門、二子名左衞門みな他に出でしを以

て請ふ所あり、長孫承祖を許さる、寶永五年六月二十五日病て死す壽八十有四、（家世實紀 唖の獨見）法諡雄岳丕機居士、寶雲山大龍寺に葬る（過去帳 墓碑）著書常平法、本朝歷統、學史門に（詳なり）東國物語あり、有益性資儉勤にして傘の小片紙を連貼し或は故紙に稿せしあり。

會津干城傳、極入村佐藤伊平が家に東國物語を傳ふ、結尾に清書し遣ふ縢あれど懇請により記念に遺す、元祿七年甲戌三月三日安藤市兵衞極入村肝煎佐藤々左衞門殿と自書したるもの今に存せりとぞ、或曰ふ有益三黜三徵を經しその一は本文に載するが如くその一は明暦年江戸大火の中脫去して木曾山に行き材木を購來れり、時に紀伊の村船火災ありしをしらずして入港せしかば倖その機に乘じて幕府に獻ぜられ有益が計畫せし所機に後れしか續て獻ぜられしなり、初め告げずして脫去せしを以て黜けられしが幾干もなくしてまた採用せられき、その一はこれを談るもの忘れしといへり、このことは諸書に見ざる所なれど姑く書して識者を待つ、今墓碑存するあり、履歷を詳にするに可なるべきも堙磨讀むべからず實に惜むべし、また碑文集にも載せず

○

大庭務右衞門

所生を知らず、博勞町に住し家貧にして日に傭役に就き、傭錢を得て僅に糊口せり、役に就くの一日、農夫信書を示し此人の家は何くぞと問ふ、務右衞門その姓名を讀得ざれど不知を以て答ふるを口惜しとや思ひけん、その家は那處なりと指し敎へければ、農夫謝してその門に入り、また信書を手にし出でゝ務右衞門を顧み、謂はずして又他の家に入りぬ、務右衞門以爲く文字を知らざるがために自ら欺き、また人を欺く罪大なりと、乃ち書を學ぶの志を起し松花堂（瀧本坊昭乘）の字帖を借得し筆硯を估ふの資なくまた閑を得ず、自ら案じ煩ふ數日、遂に忍耐の心を惹起し、且つ好案を得て每夜食後自在院の境内に點する所の常燈の下に行き、板上に灰を敷き、紙に換ひ片木を以て筆に換ひ習

熟數年、僅に筆具を估得て數葉を書し、某先生に就き正を乞ひしに、先生一見その筆意に驚き、勸めて江戸に行き大家に就き修めしめしに果して修熟し就て習ふもの日に多く、世人これを務右衛門流と稱するに至る。（古老の口碑）偶〻會所用部屋の物書に乏きに際し、或人務右衛門を以て薦む、且つ曰瀧本流の書を能くし關東屈指の妙手なりと、執政乃ち町奉行をしてその實を探らしめしに、唯書に能きのみならず材幹あり、然ども郎等多きを以て百石を賜はるにあらざれば、命に應ずまじと申告しければ明曆二年正月切米二十石十口俸（百石に相當す）を賜はり物書に召出さる、（年四十二なり）勤務二十九年謹愼一日の如く、天和三年正月十日病て死す、長子治郎藏年僅に十二なりしが、父の功を以て更に十口俸を賜はり、會所茶部屋子供に召出さる。（家世實記。茶部屋子供は今の給仕の如き者にて、會所の政廳に奉仕するものなり、年割以上の者相應の功勞ありて死去し、嗣ヿ十五歲に滿たざれば之に充て、諸務を見習はしむるの慣例なり、家政實記天和三年正月の條に、御用部屋物書大庭務右衛門死し、伜治郎藏十二歲にして母幷厄介多く、外に賴るべき者なく、切米は召上げられ更に十人扶持若くは七八人扶持も下され然るべき旨、加判の者評決し言上せしに、會所子供に召出すべき旨裁可せられしと見ゆ、後世の小供はこれに濫觴せしことなるべし、士を待つまた優渥ならずや。）

鄕友沖津醇が家に務右衛門が眞蹟を藏しその紙尾に自ら氏名を記せりと以て自詠となしこゝに錄しぬ、

朝一つ晝は二つにゆふは三つ夜は五つにきめたれども、杯に向へばかはる心かな、露うけしとは
思ひしかども。

○

小林歳程（會津古人傳には季程に作る季は季の誤りか今裔孫歳重の言にしたがふ。）

通稱廣右衛門その先は上州に在て飛驒氏を稱す（會津古人傳に飛驒國の人となすも今孝子傳に從ふ）故あり、飄落して會津に來り住す、歳程若松に於て生る、長ずるに及て親に事へて至孝なり、暇あれば書を讀み字を學び劍術柔術捕手及び棒術を修む、然してその柔術は星通寛（七右衛門）に學びて妙所に達す、我藩水野新當流の祖なり、歳程常に謂ふ、柔術は水の如し、卑きに流れ、理に循ふは義に似たり、浩々として止らざるは道に似たり、萬仞の谷を越て惶れざるに勇に似たり、盈て概（トカキ）を求めざるは正に似たり、綿密にして微に徹するは察に似たり、以て入り以て出で、潔につくは善を行ふに似たり、これ皆柔術の理に適すと。また曰柔術は武藝の鹽なり、鹽は鹹にして美味ならずと雖も、佳味も鹽にあらざればその味を盡す能はず、柔術も亦然り、一技を評せば鹽鹹の如きも百技に施す、佳味の鹽に於るが如しと（會津古人傳）その言實に格といふべし、遂に旗手に召出され後小頭となり傍諸士に教授す、初め父を喪ふ悲哀を盡し墓に謁する一百日心喪一年その墓に謁するの途次石を袖にし積て塋域となす、明年また母を喪ひ悲哀父に喪するが如し、二親常に酒を嗜みしかば謁する毎に酒を墓に灌ぎ餘りあれば寺畔の貧者に與ふを常としければ貧者恩に感じ墓を掃ひ一草を止めざりきと、（孝子傳）享保十五年病て死す、（裔孫歳重の言によれば元祿十五年を歿年となすも孝子傳に一瀬家火災の時働きしを賞せられしは寶永四年となし又翌五年孝行を賞し黄金を賜はりしことをのす、然かあるを以て歳重の言を以て誤謬となし古人傳に從ふ。）法名寂譽定勇義達居士、城北盛道山高巖寺に葬る、子歳重初め造酒藏後に襲稱廣右衛門と改む、父に學び箕

裘を繼ぎ更に發明する所あり、教授法數條を書し初學者に便にす、名聲却て父の上に出づ。（會津古人傳）

○

後藤　進

松軒と號す、參河國幡豆郡の人幼にして明を失ひ、山城國伏見に住し瞽業を事とし松野勾當といふ、進資性明敏なり、遂に瞽業の賤汚なるを耻ぢ、勾當を辭し師に謝し禪林に入り大に悟入する所あり、偶〻人の大學を讀むを聽き、その文義を講究し、その意味を咀嚼し、大に悅び儒に志せり、時に年二十六、此より師を求めて質問し、名士に交り切磨數年、經義に明かに識見宏く、遂に眞儒を以て稱せられ、諸侯の請延頗る多く、我が土津神君にも招聘せられ、伽衆（トギシユウ）に召出され百口俸を賜はる、年四十一、（或は云四十歳と。人名辭書 家世實記）時に寛文十一年にして神君の暮年なり、延寶元年に至り唐鑑要略抄を鳳翔院君に獻ず、この書四十二章上下二卷なり、妻某氏容色あり、江戸三田邸の足輕永井勘七なるもの氏を戀慕し艶書を贈る、氏應せずその數回なるに及で、氏も自ら決心し一書を殘し勘七を自邸に延き刺殺して訴ひしが、その事義なりとて罪せられざりき。（家世實記）進三君に侍講し諸士のため會津に來り教授す、（積慶錄）後江戸芝白銀池澤村に退居す、（家世實記）男長藏續て奉仕す、（減知廢絶錄）進自ら舒嘯と稱し靜居して生徒を教育す、偶〻梁田蛻巖進に謁し論語を講す、進曰その意を失へり、譬へば孔子は麒麟の如く孟子は獅子の如し、然るに今子は麒麟を說くに獅子を以てせり、聖人温良恭謙の氣象は然る

べからずと、蜆巖大に服せりといふ、享保二年歿す壽八十六。（盲者鑑）

○

山崎忠央

初め定規また泉（泉は先哲叢談に從ふ）といふ、小字は門平後勝藏又松心と改む、父は勝太輔諱は尊秀、蜂須賀侯に事ふ、忠央万治三年正月阿波に生る、（系譜）少うして學を好み長じて江戸に出で後藤松軒に從ひて宋學を攻む、貞享元年七月十二日松軒の薦により、德翁神君の侍讀となり、三十口俸を賜はる、時に年二十五（系譜。啞の獨見）忠央性資諄朴にして學術もまた實なり、是を以て神君の寵遇至て渥く、廿口俸を加へ山奉行の上に班せらる、元祿十五年十二月大目付に進む、侍讀故の如し、寶永五年二月口俸を收め更に三百石を賜はる、明年職を辭せんと乞ふ再三遂に允されず、正德元年百石の加恩を受け明年奉行に進む、侍讀尙ほ故の如し、この時有司利を逐ひ聚斂の弊を生ず、忠央これを歎じ一劄子を呈して時事を痛言す、世人皆以て時弊に切なりとす、（啞の獨見）同五年仙溪院君の葬司を勤む、（續慶錄）神君嘗て利根川堤防修理の命を受け給ふ、忠央之を管理し大に功を奏しき、（家世實記）神君封に就き給ひしや、忠央命を奉じ急行その忝きを謝す、時に有章公に謁し時服二、羽織一を賜はる、（系譜）享保二年八月請ふ所ありて奉行を免ず、尙ほ講筵に侍する故の如く後猪苗代城代の次班たり蓋し優遇至れるなり、同十八年請うて致仕退休す、明年十月病て死す壽七十五、忠央を以て諡號となし儒禮を以て大窪

山に葬る、著書通宜政鑑、聖學要言錄、儒要名目、原名論等二十餘部六十六冊みな神君に進呈す、神君銀子若干を賜ひこれを賞し給ふ、（啞の獨見。系譜）忠央嘗て大學辨斷を著し伊藤仁齋を駁す、自序に曰師說を取て辨斷せりと。（先哲叢談）

○

大道寺重祐

平姓上總介惟衡の後なり、曾祖父政繁山城國大導寺村に居る因て氏となす、政繁北條氏康に仕へ松井田を守りしが、天正十八年小田原陷りしと聞き自殺す、祖父直繁は前田利政に仕へ後尾張侯義直に仕ふ、父繁久山城伏見に在りて重祐（積慶錄。啞の獨見に師繁に作る）を產む、（人名辭書）重祐孫九郎と稱し、老いて友山又知足軒と號す、長ずるに及て江戶に來り、小畑景憲（勘兵衛甲州流の宗師）北條氏長（安房守北條流の祖）及び遠山信景、山鹿高祐（字は子敬素行と號す）に學びて、甲陽機變の蘊奧を窺ひ、然して人倫の道修齊治平の理に於ては厚く孔子の敎を信じて異論僻學に惑はず、年壯にして淺野家に寄寓す、（墓碑）重祐交際甚だ廣く且つ公邊（幕府の尊稱）の事に明かなるを以て、德翁神君合力米百俵を賜はり侍講を命ぜらる、元祿十年正月直參の士となり五十口俸を賜はる、同十月大星破軍の秘傳を進獻し小袖麻上下を賜はり遂に一藩の兵制を改めらる、（家世實記）重祐甲冑百領を製して進獻す、蓋し命あるに因てなり、その製前胴は鐵を用ひ他多くは紙にして近侍の者に貸與するに備へらる、俗之を大導寺製といひその五十領は天主樓にその五十領

隱勤要ナリヤ否　綱

は江戸邸におかる、又紙製の鐵砲を造りぬ、嘗て建議する所あり南山松川村より野州氏家驛に新道を開鑿す（嵐の餘波）その他隱勤をなすこと數回、故あり神君の親任を失ひければ同十三年去て武州岩淵に屛居す、その去るや倭歌を詠す、其言剴切にして怨侮せず、神君一見これに感じ接遇せらるゝ舊の如しといふ、晩に越前侯の招に應じ賓位に居り恩遇甚だ渥かりき、重祐幼より兵法を研磨し大に世に鳴り普く諸侯に遊説して能く古事を談ず、岩淵夜話、落穗集、武道初心集の著あり、また大將傳五臣論を述ぶ、遺稿頗る多し、重祐人となり節儉硬直にして大度あり、忠信を主とし義命を知り善く衆を容る、平日倭歌を詠ずるにまゝ逸作あり、又好て壽星像を畵く、享保十五年病て江戸に於て歿す壽九十有二。（人名辭書、墓碑）

○

永井定宗

通稱は九八郎、夏目八左衛門の二子、故ありて母氏を冒す、（家世實記）定宗明敏にして英材あり、幼うして學を好み、楠廷尉を欽慕し、伊南芳通に從て河陽流の兵法を學て許可の奥秘を得、また本朝の歷史を修め元祿五年自撰の本朝通紀五十五卷を獻す、その書綱目體にして前後編に分つ（本書、會津古人傳）定宗時に年二十五、同九年儒者に召出され十口俸を賜はる、定宗常に心を經濟に用ふる最も切なり、當時上下窮迫財政甚だ亂る、定宗これを回復せんと志す、同十一年諸隊士貯金の辨達を命せられ、後

遂初ヨリ者也ニ至ルノ間誤脱アルニ似タリ　綱

に元締役（モトシメヤク）（後世の勘定奉行の如し）に轉じ專ら金錢の出納を擔任す、時に連年凶歉の餘を受け、收貢乏く、俸米の給すべきなきが如きに至る、（家世實記）是に於て定宗循環隱顯の理を考ひ、符券を以て金銀に換へ融通するの法案を編制して上進しければ、德翁神君これを可納し給ひ同十三年十一月符券を發行しぬ、（會津古人傳。）その種類一兩一歩二朱の三種にして總額六萬六千九百六十兩なり、爾後物價騰昂し造酒を禁ぜられしも救濟に途なく、上下擧て怨を定宗に歸せしかば、これを精査せられしに資金に缺損を生ぜしを以て、十六年四月その通用を禁じて定宗に死を賜はりき、定宗曰七年を期したるに今その期に至らずその缺損あるは隱にして顯に至らざるなり、期に至らば缺損なかるべきも今これを辨ぜば君明を掩ひ過失を顯すに似たりと、終に屠腹す時に年三十六、實に元祿十六年五月十九日なり、（會津古人傳 會津外史）法諡義嶽宗忠居士、寶雲山大龍寺に葬る、（過去帳）初め符券のことを建議せんとするや先づ師芳通に告ぐ、芳通曰くその法美は則ち美なり官もしこれを行ふに至らば禍必ずその身に及ばんと、强てこれを止むれども定宗聽かざれば芳通これより師弟の約を斷ちしといふ、（家世實記）後その期に至り資金舊に復し一も缺損なかりしかば、人皆その明識に服しその寃を哀みしとなり、（會津古人傳）

本朝通紀自序

古帝王自置史官於朝廷以降述其事而徵興廢甄善惡以備勸懲於是上古朝廷之姸蚩昭々傳於後世遂初之美惡諄々僴頃於目閱之間者也　後者則之爲治國之大經嗣王體之立導民之大法是則所以六國史之

成而明士秀才錄史鑑而垂教於萬之意也　可歎哉中葉以來兵革屢起儒風陵夷人皆不識聖化治敎之規眞武正兵之矩悉湮滅而賊兵盜略振起加旃異端乘隙設左道之說壓我神道亂大敎自是此道悉廢神之英靈在如亡三器之寶德在如虧降膺慶長太平之明時星聚於奎文武之學蜂起神道漸還七五之淳直至是國縣富於史郡邑不乏於策然自宇多天皇以後之實錄闕不傳雖適所存今時之君臣之賢否朝政得失之事多散見野史卑俗之記雜出浮說妄誕之書紛々以不易索稽焉　予嘗至有欲識古今之志常患之故有馳馬擊刀之餘力則擴摭國史諸紀之間竊刪其游詞闕怪說集以隱括五十有五卷名曰本朝通紀始于神武天皇甲寅年終于後陽成院天正十八年編年都二千二百五十有餘歲也唯欲便考古之童蒙耳嗚呼夫曾聞不讀萬卷不可評史旨不識得古今不可爲史編庸譾之才豈任不易之事乎況予生於累葉兜鍪之家慣武藝不慣文事且本朝之諸籍如今所涉獵僅不過十之一二妄作之罪杜撰之譏何自不愧乎何自不懼乎冀後君子削謬補缺庶幾乎幼蒙知古淺薄攷舊之階梯故自不揆鄙陋妄述螻蟻之志云

○

松本重文并爲美

新藏と稱す、父は新兵衛諱は重統、母は浮洲氏、重統三百石を食み用所局の吏たり、機事を洩らせしを以て貞享の初年追放に處せられ家斷絕す系譜　重文他家に生長し長じて家運を興さんとし學を勉めしが性强記また詩文の材あり、會津干城傳　元祿十五年三月講所指南役となり、十五石三口俸を賜はる、

寶永二年正月進て儒者となる、明年八月命あり、京師に遊學し淹留する五年（家世實記 會津外史）每年旣廩三十俵を賜はる即ち學資なり、歸るに及て二百石を賜はり侍講となる、尙ほ隔年京に出て講修すること五回學ます／＼深遠碩學を以て尊崇せらる。土常神君嘗て職源書を集蒐し給ふや儒臣を召しその種目を問ひ給ふ、皆曰退て考ふる所あるべしと、重文曰未だ見ざる所聞かざる所は考ふとも何をかせんと、直に紙筆を乞ひ三十六部の書目を書し、某書は官庫にあり、某書は京都にあり、某書は某家の所藏なりと、一々その所在を書して進答せしかば皆その博識に驚きぬ、重文常に言寡く人問はざれば答へず、たま／＼道義を問ふ者あれば他をいふ、再びこれを問へば說示至て懇切なり、（會津干城傳）德翁神君の事實、墓誌銘及び土常神君の行狀、碑銘は皆重文の撰述にかゝる、寶曆八年四月病て歿す壽八十、儒禮を以て城南大窪山に葬る。

爲美小字は彌次郎、後和兵衞と稱す西湖はその號なり、重文の長子にして資性廉潔方正長じて學に達し、父の後を嗣ぎ儒者となる、（系譜）天明元年嗣君（貞昭神君）の侍讀を命ぜられ、また土常神君の事實を撰述す（會津古人傳 家世實記）また嘗て一書を著して進呈すその書政敎を剴論する適切にして人々皆時弊に當れりとなす、（家世實記）爲美壯年江戶に出で關思恭の家弟となり、書を學び學を講ず。思恭恒に鍾愛して次郞と偏稱す、一日思恭醉て歸る、爲美出でゝ迎へしに、思恭蹣跚行きながら袂より小鈑金を出し次郞と喚びながら投じて入りければ、爲美これを藏する年餘、思恭偶ゝ鈑金を問へしかば、爲美煙帒

よりこれを出して思恭に呈す、思恭驚き且つ曰これあるか汝隨意に使用せよと、爲美辭して曰く書資あり何ぞこれを要せんと、思恭ます／＼その廉潔に感せしといふ、（會津古人傳）寛政三年二月事を以て免ぜられ、子市之丞諱は重堅續て儒者となりき。（系譜。家世實記）

○

坂本義邵

足利義昭の子一色筑後諱は義房（一に義方に作る）の第二子、母は柳原氏、明暦二年五月山城國葛城郡に生る、小字は覺之進後學兵衛と稱す、（系譜碑文）義邵少うして吉川惟足に從ひ、神道を學び一事の重位を得、土津神君の大祥に際し惟足の子從長と共に會津に來り祭事を執行す、時に垂加派の神學者山岡靈山來りて教を敷き、諏方社の神官有賀俊滿、（孫太夫）杉本則直（源五右衛門）等これを信じ遂に靈山をば鳳翔院君に薦めて神書を講せしめしかば、義邵これを聞き諫て曰土津神君は天兒屋根命の傳統を繼ぎ給ひしに、彼等左道の說を聞き給ふ何事ぞと蓋し垂加派を斥けしなり、院君これを可納し給へき、（會津干城傳）義邵江戸に歸り清和流（佐野氏雜記）の軍學を攻め元祿元年再び會津に來る、偶ゝ德翁神君駕を西郷近房の邸に枉げ給ふ、義邵初めて神君に謁し戰陣の法を圖して一覽に供ふ、後江戸に歸り時々神君に謁し進言頗る多かりき、時に義邵の名四方に聞え、酒井侯忠世（雅樂守）忠隆（遠江守）等義邵を採用するの意あり、神君もまた近房をして旨を諭さしめ給ふ、義邵曰卒士たらんには敢て辭す多祿を要するにあら

ずと、同三年十月二十口俸を賜はり（系譜）無役組（下の田中玄宰が傳に註す）たり、我藩創立以降初命にして無役組たりしものは曾てあらざる所蓋し異數なり、（會津干城傳）明年正月初めて中臣秡を進講す、同八年使番となり役料百石を賜はり、また聞番に轉じ舊知を收て更に百五十石を賜はり、享保二年九月奉行の次に班し、また百石を增し賜はり鐵砲頭に轉じ、江戸の往來に乘輿を許さるまた異數なり、同四年免ぜられんことを乞ふも許されず、後累に加恩あり五百石に至る、義邵神道及び諸禮古實に通じ、業を受くるもの鮮なからず、神君の有章（吉宗）惇信（家重）二公の理髮を勤め給ふその典式は、義邵の授け奉る所なりといふ、眞照院君（正邦）鎧著初の式典を參賛し小袖衣一領を賜はる、足利家世々源氏一張弓の法を傳ふ、義邵これを神君に授け奉る、また先世義政の鎧及び後醍醐天皇より尊氏に賜ふ所刀工盛吉が作る所の陣刀を献ず、神君これを賞し給ひ御料の鎧を賜ふ、在務三十八年、享保十二年二月十六日歿す壽七十三、日學靈社と謚し城南大窪山に葬る、義邵初め西郷氏を娶り、後石原氏を娶る、一男二女を産む、男は襲稱學兵衞諱は義應（積慶錄に義憑とす）一張弓の傳を神君に得て子孫に傳ふ。（啞の獨見）（系譜 積慶錄）

○

中林尙堅

初め戸太夫後彌三左衞門と改む、三右衞門諱は尙房か二男萬治二年某月生る、（系譜）性强毅なり望月安勝

歸ノ字當ルヤ否上文ニ會津ノ人トイフコト分明ナラス　綱

に從て安光流の劒術を學ぶ、伯父あり名は其意、醫を業とし隣封福島の近郊に住す、其意子なきを以て尙堅を子とし養ふ、尙堅醫を事とせず專ら劒術を修む、同村に小荒田吉兵衛（仙臺の人）といふものあり、心淸流の劒術を敎ふ、尙堅その道場に赴き吉兵衛を見て曰、吾多年劒を弄す願くは先生を煩さん、吉兵衛曰耄齡已に耳順に過ぎ且つ癩に苦む、何ぞ卿の敵手たるに足んやと辭せしが、尙堅聽かずしてこれを强ひければ、吉兵衛止を得ず木刀を提げ出てたりしが、尙堅一擊を試むる能はず、是に於て平伏してこれを謝し、直に弟子の禮を執り、その家に寓居して日夜刻苦業大に進む、同門に太田太兵衛といふものあり、先輩にしてその業は尙堅に及ばざれば心竊にこれを妬む、近村に修驗あり海藏院といふ、また劒術を敎ふ、一日門人を率ゐ吉兵衛が道場に來て互に術を試むに及び、吉兵衛自ら當らず二人をして抽籤して之に當らしめしに、尙堅これに當り相試む、海藏院上段より擊つを尙堅これを撤（サラ）へければ、海藏院倒れたるを、尙堅强擊せしかば終に即死しき、吉兵衛これを賞し直に印可の奥秘を許しければ太兵衛益々これを妬み隙を窺ふ、一夕師家に行き閑話時を移し尙堅か寢ねたるを候ひ、衾上より刺んとせしに、尙堅これを悟り直に脫して野州天明に至り、加藤喜右衛門が家に匿る、喜右衛門はもと同門にして相識を以てなり、後會津に歸り（會津干城傳）名聲高かりしかば元祿二年七月十石二口俸を賜はり、擢てられて劒術藝者に召出され（系譜）弟子を敎授す、自ら太子流といふ、安光流は太子流の軍法より出でし劒術なるを以て斯く稱ひしなり、またその心淸流をも併せ敎へ門弟日に倍しき、尙堅

初め禰津親泰（刑部右衛門）に從て大内流の槍術を學ぶ、同門の士某嘗て尙堅に謂て曰く、子を遇するは等を以て蜻蛉を捕ふが如しと、二人遂に起て相試みしに某却て尙堅に敵せず、尙堅槍を措き面を脫せしに、某その顏を突きしかば眼球突出しぬ、尙堅從容として曰奴輩何ぞ鄙劣なると、出でゝ河流に臨み自ら削刀（コガタナ）を以て眼球を截り洗ひ去れりといふ、その强氣を證すべし、（會津干城傳）寶永七年三月三石の加恩あり、享保十六年病て死す壽七十四、吹毛劒利居士と諡し、城南建福寺に葬る、（會津干城傳。系譜）子孫相續て師範たり。

○

浦野直勝

遠祖を浦野四郞諱は重遙となす、淸和天皇第四の皇子貞元親王に出つ、後信州浦野に居り因て氏とす大戶望月と同姓たり、父は六右衛門諱は直時母は太田氏、直勝初め流右衛門後喜右衛門と改む、（系譜）幼時より劒術を好み、長じて中林尙堅に從て太子流、心淸流の術を學び、日夜鍛練してその業に達し遂に奧秘を究む、寶永四年擢てられて十二石二口俸を賜はり師範となり、傍ら文學を修めて怠らす、享保十六年その精勵を賞せられ物を賜はりぬ。（系譜）直勝天資率直常に酒を嗜み、尿器（會津の俗シビンといふ陶器なり）を以て酒を煖む、その家に在るや、鎖鑰を嚴にし人來るも速に入るを得す、冬日人來れば炬燵に覆ふ所の褥子を藏め、故らに襤褸を以て之を覆ひ人を迎ふ。其行事尋常に異なれり、閑坐尙ほ小

刀を脱せず、夜間と雖も横臥せず、坐なから柱に倚り脚を伸して眠りしといふ、妻妾を娶らず、（會津古人傳）士子織左衛門諱は定納の二男伊左衛門諱は直景を養子となす、直勝寶暦八年十一月死す壽八十三、法號青蓮院讃賞淨稱居士、小館山城安寺に葬る、直景箕裘を續く。（系譜）

○

池上安通

丈左衛門諱は安次の子、久米之助、丈之助、伴右衛門は皆其初名にして後に襲稱丈左衛門と改む、享保二年番代外様士となり、同十年家督二百石を賜はる、（系譜）安通初め太子流の劍術を學てその奥義を極む、自ら以爲く劍理に於て尙ほ盡きざる所ありと、即ち眞天流の師某に就て學ぶ已に年あり、尙ほ以爲く必勝の理に於て完全ならずと、曩者一刀流溝口派の達士伊藤政盛會津に來て枝松公忠に授けしが、公忠その奥に達せずして別れ、安通も公忠に學びしがその奥を究むる能はず、偶〻劍理講究の命を承け江戸に赴き溝口派の達士を求めしに、水島玄益その妙を得しを聞きこれに就て學びしが、（當流の系圖）その傳書は頗る散軼して缺く所多かりければ、安通順次に講窮するにこれまで學びし所とは大に殊異なるものありしかば、日夜講究怠らずその足らざる所はこれを補ひ、その理を實に試むるに至妙なりしかば、以爲く劍理こゝに盡くと、乃ち辭し歸りて復命し一派を開始し即ち一刀流溝口派と稱す、蓋しその發明する所は受くる所より多きも自發の意を挾まざるなり、土常神君もこれを學

び給ひ、諸士の門に入るもの日に多かりき。安通常に謂へり、業藝（ワザゲイ）は淺地（アサヂ）の漆器の如く、切組藝（キリクミ）は堅地の如し、その練達に遲速ありと雖も堅軟の差ありと、（會津干城傳）明和元年七月乞うて致仕し銀子三枚を賜はり慰勞せらる、同四年二月病て死す壽八十、法號量外丈仙居士、（後世安通を稱するに通稱を以てせずして皆丈仙といふ、思ふに退隱後丈仙と稱せしならん、然れども系譜にのせざれば本文にのせず此に一言す。）城南大寶山建福寺に葬る、長子權之助諱は安尋早世し二子久五郎諱は安康嗣て指南となり神君に侍授す、後子の安信に傳へき。（系譜）

○

原田政信

姓は大藏初め熊之助又平馬後敬藏と稱す、父は江上隼人諱は種弼、母は龍造寺氏、政信少うして本多侯忠義（白川の城主能登守）の臣。龍造寺主膳の後を嗣き龍造寺氏を冒す、（家系）侯の子下野守忠泰和州郡山に移るや、政信も從ひ移る、政信性慈仁にして禪學を修む、（性以下少年學術共進會雜誌大宮宗司の說話に據る。）また心を武術に委ね、吉田流の射術一刀流の劍術に長じ。また馬術に達す、龍造寺氏を冒すに及びて、高田吉次（又兵衛）四世の後竹內勝辰（六兵衛）に從て寶藏院流高田派の槍術を學ぶ、延寶年中侯家斷絕せしかば、政信四方を遊歷して會津に歸る、寔に元文元年なり、是より原田氏を稱す、江上氏は漢の劉氏の餘裔にして原田氏と同族なるを以てなり、政信諸士のために槍術を指南す。即ち我か藩高田派の祖なり、門人飯笹忠意（七郎右衛門）尤も優秀なり、仍て奧義を之に傳ふ、（家世實記。會津古人傳）當時の諸士本二之丁の東端に集り馬

術を修めしかば、政信暇あれば乃ち行てこれを視しに、偶々悍馬あり諸士等これを馭し得ず、皆謀て政信を試みんとして勸めて乘らしめしが、固辭するを强ひしかば政信辭し得ずして鞍に跨るや、馬逸して西に走る二丁餘、堰を踰え南頰に移り、その走るを留て二三回輪形に乘回し、またその堰を踰え徐々緊行しければ衆みな歎賞せしとなり、政信常に槍術を自負し馬術は拙劣なりといひしか、人は皆槍術を以て馬術に若かずとせしとぞ、（會津古人傳）初め郡山に在りし時一夜人あり裏門より入り來りしかば、政信怪んで戶を開きしに刀を擧け政信を切らんとせしを、政信身を翻し賊を捕へしに、往年政信に奉仕せし者にて、窘厄し米を得んとし來りしなりと首伏しければ、後を戒めて米二苞を與へやりしとなり、（少年學術共進會雜誌大宮宗司の說話）寬保元年五月朔病で歿す壽七十一、法謚活龍元驪居士端雲山興德寺に葬る、（家系）

○

渡部成從幷成以

もと菊地氏故ありて渡部氏を稱す、通稱多門、澄神堂龍嶽と號す、父諱は玄養醫を業とす、成從若きより書を好み壯年に及びて佐々木玄龍（字は煥夫、池菴と號し萬次郎と稱す、江戶の人。）に從て刻苦し得る所あり、また山野宗俊に從て尊圓流の書法を學び、和漢二樣の法に達す、德翁神君に仕て用所役となり、十八口俸を賜はる、後に制札（掲示札）認方任役（シタヽメカタニンヤク）となり、班席藝者の次に進む、命を奉じて神君の碑銘を書す、成從かねて篆刻をよくす、書を授る門人數百常に家塾に滿つ、その教授法の順序次第等を定む、後

世和漢二様みなその法に則る所、成從は實に我藩の中興たるなり、寛保元年四月歿す享年六十八、著書眞行草運筆法、書法奥秘、書法大概等凡そ二十部あり、子成以續て師範たり。

成以は襲稱多門、鼎新齋文龍と號す、元文元年筆研を負ひ京都に赴き、持明院基雄の門に入り和様の書法を學び、院には華様の書法を成以に受けられ淹留數年優遇啻ならず、辭し去るに及びて院家の重寶後水尾天皇の賜ひし千瀉の硯、皇后宮の賜ひし美蔦扇、および尊圓親王の眞蹟等を受け、歸途諸國を遊歷して名家を訪ひ、書道を講究し歸るに及びて大に世評を博しぬ、父の後を嗣き筆役(ヒツヤク)となる、即ち制札認方任役なり、土常神君の逝去し給ひしやその鎭石表碑等みな成以の書する所なり、明和五年死す享年五十、著書母衣幡書法、右筆心得、花押式等十餘部あり（裔孫成光覺書）

○

佐瀨常職

祖父は大膳亮諱は常尙、吉川惟足に從て神道を學び、土津神君に仕て磐養神社の司官たり、父は主膳諱は常安襲職司官たり、常職も亦襲職して內藏頭に任ぜり、資性活潑にして幼より神道を修め、功夫を用ふる至て親切なりしかば、土常神君これを寵愛し給ひ侍講を命ぜられき、常職曾て友人某に謂て曰予は神官なり、法式を執て神に事ふ可きのみ、君前に神書を講ずるは好まざる所なりと、某曰子過れり、君恩の重きを忘る傲慢なり、神道の興隆を思はざるは不忠なりと、常職この言を聞き且

つ恐れ且つ悦て曰、予過てり神明卿をして予を正さしめ給ひしなりと、曾て見禰山の神事に參與す、時に若年寄一瀬隆連（傳兵衞）神君に代て參詣す、祭儀頗る嚴なり、神事了るや昇殿役（見禰山麓下に常住す）新妻次郎太夫進て隆連に謂て曰、當山の社人等出精し事を辨せしを以て祭式大に整へりと、隆連慰勞して去らんとし坐を起ちしに、常職突然起て次郎太夫か腕を握り睨視して曰、唯當山の社人のみならず今日出社して神事に參與せしもの誰か出精せさるものあらんやと、隆連聞て再び坐し謂て曰固より卿等の盡す所によると、常職神代卷天岩戸の段に功夫を費す數年尚ほ悟り得す、一夜他人が三輪の謠曲を謠ふを聞き豁然悟りしといふ、常職竟宴を開きしこと二十四回、蓋し竟宴は中臣祓神代卷の講談一回を了れば則ち開くの典式たり、その功夫また觀るに足れり、神君白銀を賜ひこれを賞し給へき、（會津干城傳）その死せし年所を知らず、護胤神靈はその靈謚なり。

○

廣田俊勝

重左衞門と稱す、彌三郎、造酒之亟、勘野右衞門は皆その初名なり、德翁神君の供番にして百石を食す、（系譜）俊勝性射藝を好み伊東祐貞（清左衞門）に從て圓城寺派を學ぶ、初め圓城寺豊貞印可を傳へずして死せしかば、神君祐貞及ひ龍造寺登をして印可の書を封緘せしめ給ひしが、後俊勝か術妙處に達せしを以て封緘の書を授て披見せしめ給ひ且つ謂ひ給ふ、鳴弦（メイゲン）、蟇目（ヒキメ）は諸士の倚賴に應すべしと、俊勝進言

して曰假令求むる者ありとも鳴弦蟇目は謾りに射るべきにあらず、命と雖も奉ずること能はずと、神君樂み給はざれども俊勝も敢て從はず、その術を重ずるの一端を見るべし、（會津干城傳）享保十五年代官に轉じ元文五年目付役となり、寶暦二年退隱し射傳は豊貞の孫忠良に傳へき、同四年三月歿す本智院道圓日境居士と諡す。（系譜）

○

片桐朝龍

通稱は八左衛門晩に蘇計と呼ぶ、河兵衛諱は朝高の子なり、家世々百石を食む、朝龍寛延二年郡奉行となりぬ、封境東北端に沼尻山あり、多く硫黄を產す、時に二本松藩（藩主丹羽右京大夫）と封境を爭ひ解決せず遂に幕府に訟ふ、是に於て朝龍同僚有賀孫太夫と共に評定所に出て（評定所は幕府の聽斷所なり）陳辨六星霜を經るも尙ほ斷定あらず、たま／＼審理官大岡忠相（越前守）病死し後任官の審理を受けしに我か藩敗訴となりぬ、朝龍等これを憾み藩費を仰がず自ら乞て出府し、元祿年の故圖を引き一々證票を擧て再訴し、（俗に傳ふ二人評定所に出るや審理官二本松藩嶽一山件に出てし片桐某有賀某と呼びしか二人沈默して應ぜず、再び會津藩領沼尻山一件に出てし某々と呼びしかば二人應唯したりと、一山東面二本松にありては嶽山と呼び、西面會津にありては沼尻山といひしなり。）審判二歲月、前後八星霜を經て遂に我が藩の勝訴に歸しぬ、初め忠相の審理するや、忠相丹羽家と姻戚あり故らに荏苒せしとの嫌ひありき、時に朝龍歸邸して恩彰院君（容章君）に謁しければ、院君喜悅し給ひ親ら越王勾踐破吳還の一首を書して賜ひり、これを治時の感狀とし家に傳へぬ、その國

に歸るや恭定神君新に一百石を加賜ふ、襲祿一百石を倂て二百石、蓋し倍加は非常の異數なるなり、朝龍初め山神流の兵法を修む、時に樋口光義、（伊左衛門）山神流の達士にして城西高久村に隱退す、朝龍日々公務を畢へ通學し雨雪を以て廢せざること四十年、實に勤めりといふべし、然ども尙ほその奧秘を許されず、朝龍以爲く四十年にして纔に出軍の術を得しのみ、今後のこととしるべきのみ今より晝止すべしと、乃ち藏する所の兵書を火中に投じ、師家に至り謂て曰四十年の誘掖至らざるにあらざるも尙ほ奧義を悟り得ざるは愚不肖なるに因る、受業は今日これを限るべし、また他に學ぶの意あるにあらず、敢て厚誼を謝すと、光義曰近日更に授くる所あらむ、先づ淘羅を以て水を汲むの方を考ひ來れと、朝龍幡然以爲く師われを棄てざるに我反て師を棄るなりと、乃ち焦慮數日遂にその奧を得しとなり、小檜山岩三郎農民を以て兵法を修め朝龍が家に出入す、その火中に投ずるや岩三郎たま／＼爐邊にありてこれをとりて秘藏せりといふ、朝龍天明元年六月二十七日歿す壽八十二、法諡厚信院殿光道動居士、祥雲山善龍寺に葬る、（系譜、古老の口碑、落葉集、裔孫喜八の説話）

○

田中玄宰

初め玄堅幼字は小三郎後加兵衛、又、三郎兵衛と改む（系譜）五世の祖を玄儀といふ、伊勢の人武田家に仕ふ、玄儀の孫正玄（人名辭書）三郎兵衛と稱す、佐渡國賀茂郡澤根村に生る、寛永四年信州高遠に來り

襁褓當ラサルニ似タリ大將軍御補佐トスル如何　綱

初めて土津神君に謁し小姓役となる、時に年甫て十五、服元して諱字を賜はりぬ、正玄長じて器局寬宏こゝを以て神君に寵遇せられ、累進して家老となり祿四千石を食む、寬文六年六月家老主となり藩政を統ぶ、神君襁褓の任に當り給ひしや巨細みな正玄に委ねて毫も意とし給はず、毎に謂ひ給ふ正玄吾に事ふること四十六年未だ曾て私意を挾みしを見ずと、又謂ひ給ふ山崎嘉は碩儒たりと雖も藩政を委ぬるに於ては正玄が安心なるに若かずと、正玄も毎に謂ふ學術は吾その何たるを知らずと雖も正君、撫士、恤民の三事公正ならば大過なかるべしと、その死せしや神君鳳翔院君に謂ひ給ふ汝が爲に惋惜すと、信彥靈社と謚し見禰山の麓に葬り、後に見禰山の末社に列せらる、（啞の獨見）玄宰は正玄四世の孫父諱は玄興數馬と稱す、母は梶原氏、玄興早く死す、玄宰時に年甫て十三嗣で祿千石を賜はり無役組の上班たり（無役組は專職なく散官たり、班席高きもの職を辭し若くは免せしもの多くこの組に編入せらる、玄宰は顯族なるを以上班たるなり）時に寶曆十年なり、越えて明和二年使番となる弱冠この撰に當る蓋し異數なり、當時の軍制使番は戰陣母衣を佩ぶ、玄宰先輩者に就てその用法を問ひしに說明甚だ正確ならざれば、玄宰自ら講究せし所を擧げて陳述しければ先輩者も一二すること能はず、同僚これを聞き皆敬服せしといふ、後小番頭に進み供番頭、番頭、奉行を歷て天明元年二月若年寄となりその十月家老に任ず、（系譜）玄宰先に江戶に祗役せし時、細川侯（越中守鋒臺と號す熊本の城主）の老臣堀平左衛門に交り、その藩政を改革せられしことを聞き大に得る所あり、儒士古屋高を師とし經義を聞き、已に老職に進みしかば高を延て顧問となし、藩學を振興し後には藩政を

も改革せんとし、招聘の事を恭定神君に乞ふこと再三なるも許允せられざるを以て、同四年病に託して職を辭し閑居し、生駒直乾、後藤安之丞等と長沼流の兵法を研究し、又松本重堅、浮洲親水等と經濟の道を講究して懈らず、他日大に發揮せんことを期せしなり、明年遂に復職の命あり、この時士大夫みな安逸に狃れ、振作の氣慨なかりしかば意を決して建策す、その大意土津神君の遺訓と二程治教錄に基き、武備を充實し、學術を振起し、財用を節省し、賞罰を正明にし、人材を撰拔し、獄訟を明斷し、上下の分を明にし、鄕黨閭里の法を立るの八事なり、神君の遺法此等のことなきにあらずと雖も、時移り世異にして且つ弊害百出、當時にありては匡救せざるべからざるなり、神君之を他の老職に諮ひ給ひしに北原光保（采女）三宅忠明（孫兵衛）等これに贊同せしが獨り高橋重長（小右衛門）これを不可となして曰藩祖の遺法は決して變ずべからずと、玄宰乃ち遺訓の旨趣を敷衍し、時態變遷今日に在て改革せざれば却て藩祖の遺意に背悖するを辨じ前議を執て動かず、互に上裁を乞ひしかば神君その建議を可とし擧行せらる、これを天明の改正といひき、寛政二年又乞うて高を聘して嗣君（貞昭神君）の侍講となさんとす、神君遂に裁可し給ひしかば玄宰高と謀り、學事を皇張し學規を更定し遂に日新館創立の事を委任せらる、是に於て古制を參酌し汎く鴻儒に詢ひ、拮据經營三年にして功を竣ひぬ、是より百度維れ張り文武の俊髦輩出し、面目一新曩日に比し霄壤も啻ならざるなり、玄宰享和三年を以て大老職となり藩政を統轄す、先に五百石の加恩あり、是に至て役料一千五百石を賜はる、

併て三千石、時に幕府命を下し風土記を編輯せしめらる、神君新に地誌局を開き給へ、玄宰これが總裁たり、〔家世實記。見ぬ世の栞〕文化二年神君逝去し給ひ、貞昭神君嗣ぎ給ふ、大老故の如し、神君政務總に五月病に臥し給ふ、玄宰夙夜側に侍し湯藥自ら嘗め傍ら庶務を釐め日夜睫を交へざるもの十有七日人々みな以て神となす、〔同上、古人の口碑〕神君終に逝去し給ひ遺恩三百石を賜はる、玄宰固辭して受けず、欽文神君幼冲にして嗣ぎ給ふ、玄宰大老また故の如く、衆庶みな依賴し玄宰力を盡して輔翼し、輔導規則一卷を作りこれを近侍に授く、輔養編に基き撰述せしといふ、〔行狀、古老の口碑〕同四年蝦夷に邊警あり幕府我藩及び仙台藩等に命じ軍を發し北陲を戍らしむ、初め台命ありしや玄宰急行江戸に出て閣老松平侯信明〔伊豆守〕に謁し親く旨趣を承け、歸て軍を部署し明年正月軍を發す、部伍整肅措置宜きを得たりき、軍未だ旋らず玄宰病に罹る、〔蝦夷出軍記〕神君侍醫をして就て治せしめ給ひ又藥餌を賜ふこと數次、歳の八月遂に歿す、神君殊にこれを悼み給ひ侍臣をして賻を賜はる、士庶皆惋惜し君臣共に酒肉を絶ち封内絃歌を遏むる三日、玄宰三世に歴事し享年六十一、老職にある前後二十六年終始一の如く、實に一藩の柱石たり、明年風土記成りしかば神君一柳直陽をして幕府に進獻せしめ給ふ、信明檢閱して曰玄宰が功偉大なりと、神君乃ち侍臣をして墓塋に就き之を告げしめ給ひき、初め老職に進むに及てや諸有司疏記を納る日に數十牘、玄宰これを讀み斷決流るゝが如く、毫も澁滯せず、復た一事の追改することなし、退食の暇には和漢の書を繙き武を講じ、花晨月夕には茶を點じ笙を弄し、

器宇宏邁上に事ふる勤恪、下に接する寛厚、士庶これを慕ふ慈父の如く皆以て祖先正玄の風ありとなす、曩者番頭に在るや屬士に性偏急なるものあり、少く意を觸忤するあれば則ち暴怒するを以て同僚これを憂ひ以て玄宰に訴ふ、玄宰曰卿等宜く誘ひ來るべし吾且つこれを戒めん、訴者曰彼は狂なるのみその爲す所測られずと、玄宰曰須く至らしむべし卿等憂ふる勿れと、同僚以てその士に告ぐ、士憤然として謂ふ長官何ぞ畏るゝに足らん言若し合はざれば一擊あらんのみと、至れば則ち玄宰その過失を列擧し少も假借せず、且つ曰爾改悛せば則ち可なり否らざれば生路を得ずと顏貌儼然なれども辭氣は悃款なれば屬士屈服し愧謝して去りぬ、後老職に在るに方りて一士あり、政事の不便數條を書して玄宰に視す、玄宰之を展讀するに事皆鄙瑣一の採るべきなきも每條嗟嘆し讀み了りて曰他に尙ほ議せんとする所あらば決して隱すこと勿れと、士感喜流涕して退く、その人を待つ槪ね此の如し、（人名辭書）玄宰易簀の前遺言して曰予死せば城樓と日新館とを望み見るべき所をトし遺骨を瘞よと、嗣子玄成遺言を奉じ東南小田山の絕頂に葬る、祭主大竹政文謚して忠翁靈社といひ墓碑に田中玄宰墓と題す、屋代賢弘（太郎と稱す幕府の奥儒者）の書せし所といふ、配は一瀨直寛の女三男四女を生む、長子諱は玄成早死す、次子諱は玄古出て一瀨家に養はる、玄成死せしかば歸て嗣となる、是に至て先に玄宰が辭せし所の三百石を合せ千八百石を賜はり若年寄となる。（行狀）

見禰山にて晴を祈りけるおり

たみ艸の歎きにかゝる雨雲をとくはらひかし見禰のかみ風

幼君を輔翼し奉りけるおり

いとけなき君につかふる枕には涙かはけるあかつきもなし

日本書記竟宴寄神祝

あきらけき神と君とのなかつ國あまてらしませ道の榮を

○

黑河內揮

木本九郎左衛門は成理の第三子、少うして黑河內十左衛門諱は高征に養はる、幼字は金五郎、又八之丞、後十丈夫と改め（系譜）晩に書龍坊節齋と呼ぶ、揮、實父成理に從ひて長沼流佐枝派の軍學を修め（會津古人傳）長じて江戸に出て岡田虛實軒（甚左衛門）の門に入て許可の奥秘を得（家世實記）家を嗣ぎ二百五十石を賜はる、安永七年江戸聞番役となり後、刀番に轉じ過失を以て會津に歸りて蟄居せしが（系譜）家に居て兵事を講習し懈怠せず、天明八年軍制を改革せらるゝに際し、揮、軍事方役を命せられ軍貝音頭を支配す、（家世實記）寛政元年三月軍事奉行となり大目付の上に班し、役料五十石を賜はり麾、記旗、馬章を許され、五方旗（黃赤白黑青の五色）を管司し鐵砲足輕二十人與力十人を屬せらる、（家世實記）これより毎月兵要錄を進講す、（系譜）四年建議して本郷村（大沼郡）の廣原を開き操練場となし入ては兵書を將士に授け出ては士卒

の歩法を練り、兵備大に充實せんとす、この頃貞昭神君、良徳院君、容序君に侍講しその勞を賞し加恩五十石を賜はりき、享和三年常州笠間藩（牧野侯）の農民騷擾す我藩兵を出して警備せらる、すべて揮が部署する所たり、揮講書の倣製甲を研究し自ら得る所あり革を以て冑甲を製し之を献呈す、明年衰老を以て職を辭せんと乞ふ允されず、八日病て死す享年六十三、法諡節齋院講連圓心方武居士、加納山願成就寺に葬る、（系譜）揮、人となり温和性火色を好み庭園赤色の花樹を植え軍器みな緋紅を以て粧ひしと（會津古人傳）妻は太幡氏、子武右衛門諱は高定嗣ぐ。

高定初は武右衛門、後十太夫と稱す後に松齋といふ、兵道を父に受け遂に奥秘を極む、文化元年家督外様士となる、天保十二年高津忠懿（久左衛門）の後を承け江戸邸の軍事奉行となる、足輕與力を屬せられ麾等の特許を受くる父の例の如し、後に加祿五百石に至り番頭に班す、高定の學術深詣にして兵卒を訓練する巧妙なるを以て世人のその門に入る者尠なからず、福山（備後阿部侯）村上（越後内藤侯）等の二三侯の如き家臣をして贄を執らしめ、遂にその軍制を改革せし者あるに至りぬ、温恭公（十三代將軍家定）駒場原に於て我藩士の操練を觀給ふ、高定監軍を以て發縱の任に當る、その時陣襖の裏に書せし和歌あり

嵐の餘波

　とゝむへき名にしあらねとわれこそは黒河内十太夫源高定

後特命あり公に謁見す、その兵道俊逸一世の傑出なるを以てなり、高定風資高雅茶事を好みまた和

惣督スル所ニ因ル
ニ作ル如何　安

歌を善くせり、その終りし年所をしらず。

○

丹羽能教

字は子質通稱織之丞蓑齋と號す、本氏は阪上、系は阪上田村麻呂に出づ、後尾張國丹羽郡に住するものあり因て氏となす、五世の祖名は宗貞寛永中出でゝ土津神君に仕へ會津の人と爲る、考名は能衡、勘解由と稱す、妣は諏訪氏、能教生れて五歳母を喪ひ十歳又父に別れ祖母西郷氏の鞠養する所となる、安永四年家督祿四百石を襲ぎ外様組付となる、天明八年藩政改革に際し番頭組々頭となる、寛政九年家老組々頭に進み、後郡方主役となり嗣君（貞昭神君）の用人に轉ず、享和三年嗣君の傅副勤兼用人となり奉行に班す、文化二年用人頭取を兼ぬ、貞昭神君立ち給ふに及て用人頭取兼軍事奉行となり與力足輕を屬せられ、麾、記旗、馬章を許さる、同三年欽文神君立ち給ひて專任軍事奉行となる、同四年魯艦來て我が北邊を擾すことあり、幕府我藩及び仙台等に命じて北陲を戍らしめ給ふ、同五年正月能教諸隊を監して會津を發し唐太に出陣し九月に至て歸りき、その節度嚴肅隊伍整齊偏に能教の都督による、神君其功を賞し秩百石を加賜ひ、幕府また賞賜あり、同七年幕府我藩及び白川藩（松平定信侯）に命じて相房の邊海を鎮戍せしめらる、是に於て能教神君の命を承けて要害を巡視し、相州觀音崎に戍營を置き諸務を總督す、同八年若年寄格用人雇勤となり幼主を輔翼するの任に當る、同

友列安ナラズ朋友
同列トカ或ハ單ニ安
同列カ

九年戌役の事を幹するの功を賞し秩百石を加賜ひ、同十年若年寄となる、文政二年進で家老となる、同三年幕府命じて相州の鎭戍を罷め能敎の功を賞して物を賜ひき、同八年忠恭神君特に積年の勞を賞し秩三百石を加賜ふ、後病を以て職を辭せんと乞ふこと數回に及びしが尙ほ允し給はず、眷遇優渥遂に勞するに細務を以てせられず、且つ肩輿に乘り城門に入るを許さる、後同十二年致仕を乞うて始めて允さる、神君其久しく國事に勞し勳績多きを以て秩祿百石を加へ、嗣子に命じて大目付格となす蓋し異數なり、天保十四年十二月朔歿す壽七十八、城南大窪山に葬り退素靈社と諡す、能敎人となり謹厚愨實才文武を兼ぬ、生平好て書を讀み兵法に精しく經濟に長ず、林衡（大學頭述齋と號す）と交り最深し、四世に歷事する五十餘年、心を國事に盡し士庶みなこれに賴る、その幼少なるや書を携て學館に出入し、一意勤勉沈默寡言敢て人と短長を較せず、友列或は相爭ふことあれば退て其是非を察し輙く吻をその間に容れず、然れども稍ゝ長ずるに及では時に或は議論することあるも人をして能く歎服せしむ、時に內外多事公帑漸く空しければ、能敎路に當り百方節省を加へ倉庫を充たし以て缺乏の憂なからしむ、藩厩數百馬を蓄へ財を費すこと頗る多く、且つ厩舍の半ば朽ちて改築せざるべからざるに至りしが、能敎その冗費を憂ひ竊に命じて厩柱若干を拔かしめぬ、一日大風あり其柱を拔くもの皆倒れければ、即ち聞するに風害を以てし復た改築せざりき、その用を節する概ねこの類なり、見禰山院內は先公の墓塋にして祭田若干あり、能敎また私費を以て榛蕪を闢き、田二千餘畝（南土田村三十二戸御墓

料新田八戸院内村三十五戸を墾し請うて之を増益しければ、神君これを嘉賞せんとし給ひしが能教が受けざらんことを慮り給ひ、乃ち手書に銘刀を添へて賜はりき、致仕するの後別墅を城西柳原に設け攬勝亭と名け、以て遊息養老の所となす、神君時々存問し給ひ屢ゝ酒饌魚鳥を賜はりしとぞ、その病革まるや侍臣をしてこれを問はしめ且つ藥餌を賜へり、其眷遇の厚き此の如し、能教遺言して曰我不德復た碑銘を書する勿れ、已むなければ第だ平生の履歴を略記し言行を叙する勿れ、余世人の碑文を見るに虚稱多し汝等これに傚ふ勿れと、著書數十卷修身に係るあり、家事を叙するあり、公家の事に關するあり、天下の大勢を論じて百世の計策を述べしあり、秘して人に示さず、長子半三郎夭す、次子宗因嗣ぎぬ、字は親卿起四郎と稱す、系譜。人名辭書

○

日向　忠

字は子信小字は衛士梅山と號す、三郎右衛門諱は次方の長子なり、忠性篤實少うして恭定神君に扈從し寵を得て累進し大目付となる、會津古人傳 寛政年間學事を振興せらるゝに當り兼學校主役となる、蓋し特薦に出でしなり、續て大司成となり學事を總監す、時に學規學制を創定せらるゝ忠が建議に出でしもの多しといふ 家世實記 忠學を勸め和漢の書に涉獵し識見卓爾たり、また書畫を善くし書は文徵明書は狩野家の風を倣ひ皆その眞意を得き、寶庫に雪舟が畫く所山水圖の屏風あり神君常に之を愛し給

へり、忠嘗て拜觀し賞讃措かずして曰深く藏匿して破壞の憂なからしむべしと、神君乃ち模寫を命じ給ふ、忠命を奉じて數年報復せず、神君促し給ふこと數回に及びしかば、忠曰書事は臣が嗜好を以て命を奉けしなり、公事執掌にして嗜好に及ぶに遑あらず、强ひてこれを模倣せばその眞を得難し、命と雖も急にすべからずと、その就るに及てやこれを併觀せばたゞその新古を以て眞模を辨じ得しのみなりといふ、或人張良が圖を求めしかば、忠その服色を研窮するに由なきを以て應ぜざりしと云ふ、その識見を卜するに足れり、致仕して後髮を摘み常に深衣を著しと、（會津古人傳）文化二年七月十七日死す、法謚永昌院梅山日秀居士、法紹山淨光寺に葬る。（增碑）

○

大沼俊直

本氏は城取通稱は又八郎後に童齋と呼ぶ、その先は武田家の臣城取兵部といふ、兵部の子は市郎左衛門諱は俊重、故ありて外戚の姓を冒せり、俊重もと砲術を修めて至妙の域に達し、寛永十三年最上に來りて仕を干めければ、土津神君その所長を問ひ給ひしに、俊重砲術に長せり、もし砲術を以て奉仕せんには三百石を賜はるにあらずんば敢て辭せん、若し氣量を以てせらるれば敢て多寡を論せずと、乃ち三石一口俸を賜はり徒士に召出され、後累りに加恩あり百五十石を食し江戸邸の目付役となりき、（系譜、會津古人傳）子又八郎諱は俊矩一入と號す、山野勘十郎が傳へし据物術を善くす、我藩の開祖

なり、俊矩の子市郎右衞門諱は俊淸父に繼て師範たり、門人秀傑輩出せり、會津古人傳これを俊直の父となす、俊直性強記一見敢て忘れず、延享二年家督襲祿三百石なりしが、貧窶措く所なく遂に乞うて近郊に退き十口俸を賜はる、居ること八年また乞うて歸り奉ず、實に寶曆六年なり、同十年江戸留守役となる、系譜一日家老某會津古人傳に家老を小原五郎左衞門となすも、五郎左衞門が家老となりしは天明三年にして、寶曆年には奉行にも進まざりき、今古人傳を謬と斷じ某とせしなり留守役の先規を問はんと欲し留守役を呼びしかば、俊直應じて出づ、某曰卿は拜命日尙ほ淺し先規に疎なるべし、俊直曰同僚の知る所の如きは予これを知れり、若しこれを知らずんば何を以てその職に居るべけんと、某乃ち問はんとせし所を問ひしに、應答流るゝが如く毫も遺缺なかりしかば某もその强記に服しぬ、俊直命を拜してより日夜古記を繙き暗記せしかば、先輩者に問ふを須ひず諸事を辨理し大に聲價を得しといふ、公達ある每に家老政廳に於て讀み聞かするの例なりしが、俊直は每に一閱暗記し退て屬僚を呼び口誦して書せしめ、用所局の謄本を要せざりしといふ、俊直家尙ほ貧く留主役の交際に堪え難きを以て辭せんとせしを、恭定神君竊にこれを聞き給ひ班席を進めて更に金百兩を賜へり、此職にある二十五年、天明四年乞うて致仕す、俊直餘暇に古實を修め今川、吉良、伊勢、小笠原等の諸流に涉り居しを以て八年三月禮式主役を命せられ、年々判金一枚を賜はり講所に出で子弟を教授せり、時に學事の再興に際しその教授の順序は皆俊直の指定せし所後世の準則たり、寛政十一年請うて免ず、文化元年六月死す壽八十、法號通霄院碧天了達居士。系譜。會津古人傳

○

大竹政文

姓は藤原初は政民といへり、通稱は喜三郎後に喜を木に改む、系譜孫右衛門の庶子なり、性篤實にして溫和、少うして神學に志し野村俊胤善太夫後柏葉に學び、母と共に市家に寓居し家甚だ貧しけれど志毫も撓まず、人みなその堅忍を賞しき、一日盜兒米苞を擔ぎ去る、母これを認め政文をしてこれを逐はしめんとす、政文曰彼が盜むは窮せしに因てなり、今これを逐はゞ益〻窮すべし意となす勿れと、書を讀みて動かず會津古人傳その人となりを觀るべきなり、後江戸に出て吉川從門源十郎に就きて遂に重位を得て歸り神道師範となりき、これ講所に於て教授するの始にして寔に安永八年なり、後寛政四年前俸三口に二口を增し賜はり皇學の師範を兼ぬ、七年恭定神君に侍講す、明年京都に出で非藏人橋本肥後守、參議裏松光世等の門に入り律令格式を修め歲の十月歸國す、師範侍講故の如し、時に神道衰微の後にして政文に至り中興せしといふ、童子訓、風土記の編撰に參與しその成りしや物を賜はり賞せられき、後累りに恩賜あり二十口俸に至り班席も亦次番の次に進む、同十三年四重奥秘の傳を從門に得て江戸詰に轉す、時に從門病に罹り幕府の神事に與ることを得ざるを以て我藩に請はれしなり、明年唯一神籬磐境の神秘を受け、天兒屋根命の道統を續き、吉川家を輔佐す、先に恭定貞昭二神君の大喪を行はるゝや、政文命ぜられて祭主の任に當りき、系譜初め笈を負うて京都に出るや、武相の境

駒杵の關門に至りしが、關法符劵なきものは過ぐべからず、是を以て關吏勝田某これを誰何せしかば、政文曰くこれあるを知らず以て此に至れり、予は神道を修むるものにして他あるにあらず庶幾くば寛うせよと、某曰く一首を詠ぜよ以てその眞僞を判ぜんとて紙筆を與へければ政文

治れるみ代はかしこし言の葉の花ゆゑひらく駒杵の關

と詠じければ某も感じて關を開きしと云ふ、文政二年十二月朔江戸に於て死せり行年七十、(會津古人傳)玉彦靈社と謚し下總國葛飾郡本所押上村に葬る、先に兄の子勇諱は有文を養て子となせり、是に於て有文續て師範となる、孫安太郎諱は政教、玄孫安次郎諱は有雄みな師範たり。

京の羽倉信美かもとへ

いま更にわすれなものは玉しきのみやこの花と月となりけり

恭定神君の初の十日の御祭にあたらせ給ふころ雨ふりけれは

おくれこし君かあはれに堪かねし人の涙やあめと降るらん

くちねたゝとてもかはかぬ袂をは涙の雨のふるにまかせて

○

中野義都

幼字は半三郎又理八郎後に作左衛門と稱す、(系譜)その先は平義連に出づ。天正中猪苗代の城主葦名盛

國、葦名義廣に叛て伊達政宗を納るゝや、盛國の長子盛胤その不義を諫めしが、言容れられざれば去て金曲村に潜居し後内野村に移りて死せり、盛胤一子あり作左衛門諱は盛親といふ、長じて岩城の城主鳥居侯忠政に仕て中野村を領す、因て氏となす、侯羽州山形に移らるゝや盛親扈從し後土津神君に仕へり、盛親の曾孫瀬左衛門諱は義信といふ。これを義都の父となす、母は土屋氏、義都性直にして且つ敏なり、七歳にして今川壁書大學を誦す、十一歳四書五經を卒へ長じて中江藤樹（彌右衛門）の風を慕ひ王學を修む、また佐瀬常職に從て神道を學び、江戸に赴き吉川從門に從ひ三事の重位を得、また太子流の兵法を學びその奥を究め、刀術は太子流、心清流、射術は圓城寺派、居合術は攀嗆流、みなその印可を得、所謂文武兼備の士なり、兄あり唯八といふ。義信は義都を嗣となさんとす唯八之を知りて遠村に退避しければ、義都も之を察知して以爲く予家を嗣ぐ義に於て不可なりと、乃ち

いふもうしいはぬもつらし武士のかふときる身の髮の亂れを

と詠じ熊倉村（耶麻郡）に遁れければ、義信人を遣りこれを迎へしめしに、不孝の子は父に面すべからずとて歸らざれば、義信尙ほ親戚をして迎へしめしに、義都の答ふ所初めの如ければ、義信もその兄の爲めにせしを悟り意稍〻解けぬ、義都後に上高額村（同郡）に草庵を結び、居常和漢の書を講じ射劍を試み、旁ら醫を事とし居ること二十四年、寶暦七年射術の師範圓城寺忠良致仕しければ、門人皆義都を推して師となさんとしけれど義都肯んぜず、門人等相和せずして退門せんとする者あるに至りたれば、義

都止を得ず起て教授せしが、尙ほ上高額に在り、天明三年五口俸を賜はり豐秀流（圓城寺派の改稱）の指南となる、時に大竹政文神道の師範を以て義都と交り、共に謀て昔年勅賜ありし神額を見禰山に献じき、同八年學令を發せられしに神道猿樂をも兼ね學ぶべし云々とあり、義都一見以爲く神道を遊技と併稱するは遊技視するなりと、乃ち政廳に出てこれを陳辨する言甚だ激なり、人皆その氣慨に服せりといふ、（會津古人傳。古老の口碑。家世實記）友人伊波左膳神學を修め致仕して後江戸に赴き從門に學ぶ、一日左膳書を義都に寄せて急を告げしかば、義都單身江戸に往き從門に謁して左膳が心事を告げければ、從門心漸く釋けぬ、且つ曰歸期を告げよと、義都曰師心釋く何ぞ留るを要せん明日發すべしと、從門その義に感じ宴を張り饗せりといふ、初め上高額にあるや東條次愼（武右衛門）なるもの肝煎（キモイリ）たり、性淳朴にして和漢の學に志し義都に師とし事ふ、義都嘗て病みしかば次愼これを看護し衣帶を解かず、湯藥自ら嘗めしに藥治の効なければ次愼之を憂ひ以爲く義都は道を天下に傳ふべきの人なり、予が如き一邑の賤夫は惜むに足らずと、即ち意を決し天地神明に誓ひ師命に代らんことを祈禱せしが、姑くありて義都が病癒えしが後數年にして次愼病で死す、男權右衛門尙ほ幼し、次愼が家人遺書を持し義都に謂て曰、貧うして家を保持すること能はず暫く離散せんとす、庶幾くは先生これを保護せよと、義都許諾し後その筐中を披き次愼が已に代らんとせし宣詞を見、驚きて曰これあるか次愼は何人ぞやと、深くその高誼に感じ次愼が靈を封じて祖先の次に列し歲次に之を祭り、權右衛門を扶翼し其家を再

興して肝煎たらしめしといふ、義都、恭定神君に侍講し寛政三年見禰山の社司となり祭式を考正する所あり、明年二事傳を從門に受け、八年衰老を以て致仕し、十年五月病て死す壽七十一、隱孝靈社と謚し大窪山に葬る、義都著書に富む凡そ九十餘部。（系譜。童子訓。會津古人傳。）

題しらず

わか庵はのき傾て月そもる不破のせき屋をおもひこそやれ

○

相原雪氏

久左衛門と稱す、少うして心を書道に委ね晝夜黽勉怠らずと雖も、資性筆理に疎ければ進歩も甚だ遲緩なりき、一日師某雪氏に謂て曰、吾子筆理に疎し他の業を修めば得る所速にして且大ならんと、雪氏益々憤勵し閑室に蟄居し手に筆を捨てず、（會津古人傳）夜に至れば盲母傍に坐し珠數を採てその心氣を助け、深更には雪氏自ら盥水に臂を浸し睡氣を覺ませしといふ、（古老の口碑）數月の後また書して師門を敲き正を乞ひしに、師一見して稍筆意あるに至れりと稱揚しければ、ます／＼勉强怠らず後遂に一家をなす、世人これを相原流と稱し、業を受るもの頗る多かりき、雪氏常に門人に語りて曰く予筆を執て晝夜怠らざりしは僅に三年、其間に筆を執らざること二日なり、その一日は家の祝典を擧行せしによる、其一日は腫痛坐すること能はざるによりしと、（會津古人傳）文化十二年六月十四日死す、法謚一向院心

阿常謡居士、六照山弘長寺に葬る。（古人傳に年月を記さゞればいつの人なるを知らず、書家井關恬齋翁に聞きしに、久左衛門の筆意は大庭務右衛門に彷彿として超越す、蓋し天明年間の人ならん歟、相原清治といふものありこは久左衛門の養子ならんとなり、後に弘長寺の過去帳を見しに、久左衛門二人あり、一は元祿年の人にして一は文化十二年なり、則ち翁の言と併考してかくは記しおきぬ。）

○

堀　長照

七太夫と稱す、留之助、嘉內、傳十郎は皆其初名なり、半右衛門諱は長宗の第三子、母は小林氏、長宗の致仕するや請うて祿百石を分て長照に與ひしを以て一家をなせり、（系譜）長照幼より射を好み山田忠良（守右衛門）に從て道雪派を學びしに體軀關節實に射に適せり、十二三歲の頃松本稻荷社祭日の矢代的に出づ、矢代主の師範山口茂久、長照の射るを見て曰、他日名手たるべきものは此人に非ずして誰ぞと、後果してその術に熟し加須屋武成以後の一人と稱せらる、嘗て蠶養社に矢代的あり、偶〻一鴉喬木に巢ひしを一蛇これを認めその卵を喰んとしければ、母鴉これを悟り啞々として止まず、人集りてこれを見るも如何ともする能はず、長照乃ち射て蛇頭に中て、蛇自ら箭を卷き落ちたりしかば觀るもの皆嘆賞しき、（會津古人傳）寬保元年擢てられて供番となり、（系譜）延享元年忠良に代て師範となり（山田家系譜）新に徒之町堀端丁に射場を設けて敎授す、（古老の口碑）常に門人に語て曰射に達せんと欲せば弓握（ニギリ）の冷かならざるにあらざれば能はずと、（會津古人傳）後恭定神君に陪して江戶に在り、伊賀守松平侯（信州上田城主）を芝邸に招かれしに、偶〻水禽園池に浮ぶ、神君長照に命じて射さしめ給ふ、長照即ち玄關にあ

る所の弓矢を借て（當時士家はみな玄關に弓砲武器を飾りき）これを射しに、中らずして鳥逸しければ長照大に愧ぢ退きしが、同僚某長照が異常なるを悟り直に長照の邸舍を訪ひしに、長照大に喜び心事を述べ後事を托しければ、某もとより斯くと悟りて徐ろに曰吾子過てり、吾子は射術に達すと雖も慣得ざる所の弓矢を執てこれを射る、その命中は固より必とすべからず、その損する何ぞ恥となすに足らんと、長照の意漸く解けぬ、後また侯の訪はるゝに際し水禽また浮びければ、神君また長照に命じ給ふ、長照前恥を雪がんと期し平生慣るゝ所の弓矢を以てこれを射しに、水禽弦に應じて頸を折りければ、神君大に喜び給ひ爾後は陪從ごとに必ず弓矢を携へよと命じ給ひ（會津古人傳）給衣一を賜はりき、寔に寛延元年なり（系譜）寶暦十年神君に扈して京師に赴き大佛殿の堂椽に於て射を試んとす、偶ゝ紀州の士某先にあり試み、射るを以て、長照その休憩の間射場を借り射ること十矢、その初矢は椽をうち第二矢は矢羽僅に椽端に當り、八矢は全く通りぬ、某その術に驚き謂て曰若し放浪せらるゝが如きことあらば紀州に來り給ひ、卿が技を以てせば三百石を賜はるべしと、長照答へずして去りき、同十二年次番に進み安永四年十月二十一日病て死す享年六十四、證空と謚し無量山長命寺に葬る、（會津古人傳。系譜）

○

小笠原長政

曾祖父某豐前國小倉に住し小笠原侯の臣たり、祖父藤右衛門享保年間去りて下總國海上郡に移り醫

を以て業となし友伯と改稱す、父は友益、また醫を事とす、長政生て九歲水戶の臣芹澤內記に養はれ城之助と稱す、居る數年、實家の兄弟相續て死喪せしかば、長政復姓し官醫村田長庵に從て醫を學び、能登守土屋侯（常州土浦の城主）に仕て少給を受く（家世實記）長政性武を好み醫を屑とせず、遂に天眞正傳神道流（飯篠長威齋の末流）の劍術を學ぶ、頗るその術に長じ、また柔術に達し二つながら一派を立て神道精武流といふ（會津古人傳）また銃鋧（俗に手裏劍といふ）を善くし二丈餘を隔てゝ連打せば錚々聲をなし連立せりと（古人の口碑）醫術は遂に餘業となすに至りき、寛政の初年幕府令して緣由なきものは指南することを得ざらしむ、是に於て長政門戶を鎖しぬ、（會津古人傳）六年北越に向ふの路次會津に過り遂に止りて劍柔兩術を教ふ、門人等永く師事せんことを乞ふを以て、歲の十月五日七口俸を賜はり劍柔の指南を命ぜられ新番組に班す、（家世實記）後江戶に赴くや輿に乘り衣篋（俗に挾箱（ハサミバコ）といふ）を具し、路を水戶に取り自ら誇りて曰會津中將に臣屬すと、江戶に於て再び道場を開く、蓋し前緣あるを以てなり、その日新館の擊劍場にあるの一日場外に人あり、長政の名を呼て謁を求む、長政應じて出づれば壯年者裾を攝げ草鞋を穿ちたるもの佇立し謂て曰、予は石田三成の臣島左近の末裔島左內なり、劍術を修めて諸國を周遊す、願くば一劍を試んと言頗る傲慢なり、長政これを卑み叱して曰家外にありて人を呼ぶ禮にあらず、旅裝官舍に入る禮にあらず、想ふに汝は嚢裏空乏して逆旅に投ずべきなく來りしならん、窮鳥懷に入る何ぞ憐恤せざらんや、然りと雖も左近は叛逆の臣なり、これが末裔とは聞くも汚はし再び謂ふこと勿れと、

寛政七年即支宰執政日新館ヲ興シ文武ノ藝チ盛ンニシ禮樂ヲモ備フルニ意アリシ時ナルヲ加ヘタキコトナリ　安

左內稽首して罪を謝しければ、長政乃ち家に携ひ止めて遂に木本家（門弟にして七百石を食む）に嫁して眼子（俗に若黨といふ）たらしむ、日ならず出て來る、長政曰汝は尸位なり飢餓の憂なからしめん、鍬子を提て共に大窪山に行くべし（山は墓地なり）といへしかば、左內恐怖し走り出でゝ行く所を知らず、長政妻妾なし（會津古人傳）文化五年致仕し劍術の秘は神尾房祥に柔術の秘は唐木紹淵（助之進）に傳ひ江戸に行き門弟に教授す、同九年十二月二十七日死す、麻布長昌寺に葬る、法諡精武院松齋祖庵主、明年門人等が藏する所の歯牙鬚髮を埋て遙拜石を祥雲山善龍寺に立て、香花を供し歳次追福を祈れり。

○

浦上孝弼

姓は紀氏、通稱は兵左衛門備前の豪族浦上宗景の後裔にして、岡山藩の支封內匠頭池田侯の用人たり、致仕して玉堂琴士と號し江戸に閑居す、孝弼雅樂を修め持明院の奥旨を受け和漢の樂府今樣管絃鼓拍の調に至るまで極めざることなく門に遊ぶもの甚だ多し、寛政の初年我藩荒井文之助、望月志津馬等また從ひ學ぶ、孝弼常に松島遊覽の念を懷く、偶ゝ見禰山神廟の樂歌斷絶して知るものなきに至りしかば、兩人孝弼が北遊の途次會津に延き神樂を再興せんとし、竊に孝弼が意を窺ひしに、孝弼素より神德を欽慕し且つ二人の實意に感じければ、承諾し長子選（通稱紀一郎春琴と號す）を江戸に留て二子遜（紀二郎後に宗敏秋琴と號す）の九歳なるを携ひて江戸を發す、實に寛政七年四月廿一日なり、その會津に入るや宿

秋琴ノ老後ハ維新ナリ紀三郎ハ家業ヲ修メス故ニ削ル如何　安

泊必ず酒肴を饗し、豪商家の別莊に留め司成日向忠就て慰勞し、且つ神樂の再興より諸士の敎授を委託す、孝弼その優渥に感じ直に神樂の再興に著手し、歲の八月に至りて全く成るを告げて樂器數種を奉納しき、恭定神君召し見て孝弼に銀子二十枚蠟燭百挺（二十匁掛）宗敏に兩緒（モロキヌ）二疋を賜はり、この夜宿屋敷に延て饗せられき、孝弼これより一意諸子に敎授し居ること數月、嘗て大竹政文に謂て曰曩者江戶に在りしや諸藩侯愚が拙劣を以てせず、頻りに聘せらるゝも皆謝絕し應ぜざる所以のものは、嘗て奉仕せし舊主あるを以てなり、宗敏幼と雖も成長の後奉仕することを得ば幸甚し、俸祿の多寡班席の高下は敢て望む所にあらず、闕守も敢て辭せざるなり、若し然かすることを得ば劣老側に在て一意これを輔翼して過失なからしめんと、政文もまた孝弼が妙手なるを以て永く留んと欲し執政に申告しければ、今玆十月宗敏に七口俸を賜はりぬ、これを出入（デイリ）扶持といふ臣視せられざるなり、明年更に三口俸を增され初て直參となりしが、無役にして厩別當の上に班す（家世實記）宗敏一意雅樂を修め上達して後に雅樂方頭取となりき、（系譜）「子孫相續ぎ皆家業を以て鳴る」故に我が藩の雅樂は孝弼を以て中興となす、孝弼又文人畫をよくし元明の古蹟を慕ひ研窮して大に進み遂に一家をなす、筆勢奇韻あり人皆賞す、文政三年九月死す壽七十六。（文人以下人名辭書）

○

鹽田昭矩井昭方昭博

小林蔵重吟味　安

昭矩通稱は權六、父喜兵衛諱は重矩、華名家の臣西海枝盛輔の後裔なり、昭矩性活潑にして文武の藝術に達し長じて用所役を勤む、當時俊吏七人（奉行梶原九助・大目付横田先次郎、郡奉行丸山勝左衛門、同大沼市太夫、目付今泉隼右衛門、山奉行苗村満三郎及び昭矩）あり、世人これを七人衆と稱す、昭矩もその一人にして寛保三年六月事を以て廢黜せらる、初め昭矩程朱學を修む、當時一般徂學に傾き程朱を排斥せしが、昭矩は卓然動かず講究を怠らざりき、若きより父に學で柳生流の劍術に長ず、また小林蔵重に從て水野新當流の柔術を修む、（會津古人傳には昭矩蔵重の父蔵信の門に入り續て蔵重に學ぶとなすも蔵信は同書に元祿十五年死せりとしまた昭矩は明和五年死し享年六十七とせり、明和五年より六十七年の前に溯算せばその生年は元祿十五年なり然れば業を受くべきの理なきを以てこの說をとらず）蔵重後進者の爲に教法數條を書するや、昭矩參與の功多かりき、柔術はもと陳元贇（明の歸化人）の傳へし所、その書は俗人の解し得ざるもの多かりしが、昭矩これは譯し大に玄微を發明し事理明瞭せりといふ、寶曆年蔵重に代て師範となり、明和五年五月二十六日病て死す行年六十八、（年令は系譜に從ふ）淳厚靈社と諡し大窪山に葬る。

昭方は昭矩の長子にして大三郎と稱す、幼年より書を講じ劍を修め小林蔵重および父に從ひて柔術を修め、皆その奥を極め父の後を承て師範となる、寛政年江戸の處士澁川伴五郎なるもの關口流柔術の妙手なるを以てこれを聘せんとの議あり、老職田中玄宰は水野新當流の技術を檢して後に議すべしとの意見なるを以て、昭方及び門人渡邊光豊、遊掛格廉等數人を邸中に招ぎ、各甲冑を擐て演せしむ、時に大老北原光保等數人臨み觀る、演技の後昭方曰柔術は捕挫の術にあらず、修身の業にして萬

技の元素なりと、その理を辨明しければ皆その理に服し、伴五郎を聘するの議止み後に日新館に柔術場を設けられしも昭方の功によりしといふ、寛政十年九月病て死す享年六十五、守彥靈社と謚し先塋の次に葬る。

昭博は昭方の長子なり、初名武雄後荻之丞と稱す、父に學て柔術の奥を究め後を承けて師範となる、また文學射藝に長じ傍ら寶生流の散樂を修め音曲次第に熟す、當時散樂を事とするものみな昭博を師とす、昭博恭定神君の奥番となり隔年江戸に扈從するを以て柔術は依田勝英（重藏）に囑せり、後致仕して閑居せしが父の門人渡部光豊新に道場を開かんとし就らずして死せしかば、門人皆昭博に從ひ學ぶに至りぬ、昭博毎に謂ふ柔術は技を演ずるのみならず、安居の時と雖も心を以て心を練り、體を以て體を鍛ふ、起臥動靜皆陰陽剛柔の理にあらざるなりと。また曰師範は重任なり、一毫の謬り千里の差を生じ先師をして汚名を受けしむるに至る愼まざるべけんやと、高足弟子五六輩を率ゐ父の高足弟並河光雄に託して曰、吾は術を教へたり足下願くはその理を教へよと、その私意なきを見るべし、文政四年六月病て死す行年六十一、節彥靈社と謚し先塋の次に葬る。（以上會津古人傳）

○

後藤安之丞

六世の祖を玉右衛門といふ、玉右衛門武技を修めて諸國を遊歷するの際信州の某驛に宿せり、その

槍常ノ辭圓ナラズ　安

修驗ノ祟話ハ削ル＝如カズ　安

驛に一修驗あり、横暴至らざるなく驛民その害を受るもの甚だ多かりしが、玉右衞門が武技に長ずるを聞き驛民相謀り修驗を刺殺せんことを托せり、玉右衞門辭すること能はず、隙を窺て刄を加へしかば修驗傍の竿を取て請け且つ擊ち踊躍殆と丈餘に達す、玉右衞門大に難じ辛うじてこれを倒せしが、その倒るゝや目を瞋らし汝が後七世にして必す家祭を絕つべし、思ひしれといひつゝ絕命せしその顏色眞に怨むが如く後常に目捷の間にありと語りしといふ、玉右衞門後に上杉侯景勝に仕へ、侯の長井（羽州米澤の舊稱）に移るに際し辭して若松行人町に住し、子某に及びて土津神君に仕へ（友人の說話）世々襲食安之丞に及ぶ、安之丞水野新當流の柔術に長じ、また長沼流の兵法を黑河內揮に學ぶ二十年、遂にその奥を究め天明年軍制改革に參與し其功大なりしといふ、寛政元年五月初めて武備方用役を置かるゝや安之丞その撰に當り專任す、班席僅に獨禮なるを以て廓外天寧寺町一乘寺の門前に住せしが、貴賤となく來りて兵法を學ぶ者鮮少ならず、槍常に門前に絕えざりしとぞ、（當時大組々頭以上平日槍を携ふを例とせり）安之丞常に虛飾を去り實事を勸め、時々甲冑を擐き山溪を跋涉し、其利害を研究し體軀を練磨し發明する所多し、將長禁令、士卒禁令、功罰令等安之丞が起稿せしを取捨增損せられしものにて又各隊の徽號も安之丞が意匠に出てしといふ、（家老組三組、番頭八組、新番一組、併て十二組、各符號の徽章あり、常用の提灯及び袖章、槍章等必す之を付するの制度なり、これを知り易からしめんが爲め俗歌に造り各士卒をして覺えしめき、之を擧ぐれば一（家老組一番なり以下之に倣へ）蛇の目二には猪の目に三算木輪違（サンギワチガヒ）ならば新番としれ、又番頭組のは石疊、千切、鱗に一文字、山形、のたり、釘貫に角、となり）寛政五年八月事に坐し永蟄居を命ぜられ、子某も亦罪ありて家絕えぬ、世人みな修驗が祟ならんといへりき。（家世實記。古老の口碑）

○

土屋直連

初名は榮央幼字は長三郎後長藏と稱し晩に而齋と呼ぶ、外様士にして百石を食す、河陽流の兵法を修めてその奥義を究め師範たり、また和歌をよくす、天明年軍制を革て長沼流とせらるゝの令出でしや上書して曰、土津神君以降世々尊信し給ひし河陽流は伊南牛庸の傳統を受け今日に及べり、然るに之を廢せらるゝは臣某不肖にして先師の遺意を遵奉すること能はざるに依るならん、その書を存すと雖も終に無用の長物たるのみ、神君の靈前に於てこれを焚却せん、願くは目付をして監視せしめよと言極て激なりければ、家老これを諭すに河陽流を禁ぜられしにあらず、人に敎授する素より意に任すべしとの意を以てせしかば遂に止みたりき、其信心を見るべし、（會津古人傳）寛政二年二月勘定役所主役となりしが、上官と意見を異にし相爭ひ遂に免ぜられき、（家世實記）享和元年正月再び外様士となる、是より先き芝山持豐（大納言）に從ひ二條家和歌の奥秘を極め、年の二月和歌指南補勤となり、公事奉行、武具奉行を歷て江戶勘定奉行兼書簡聞番頭取となる、（履歷）欽文神君上洛し給ふや、薩州邸を借りて旅館とし給ふの約成れり、乃ち直連命を受けて諸吏を率ゐ先着して諸務を辨理す、然るにその邸舍狹隘なるを以て補築せんとせば、倉庫ありてこれを毀つにあらざれば不可なり、直連令してこれを毀て補築せしむ、諸吏これを難じて曰これを毀たばまた再築して舊に復せざるべからずその費す所

甚だ巨なりと、直違曰予は旅館の事を辨理するの命を受く、諸費を省略するの命を受けずと、遂に倉庫を毀却して補築し後また故に復せしといふ、（會津古人傳）文政二年兼務を免じ會津に歸る、累りに加恩ありて三百石を食む、同十二月勘定奉行を免じ留主隊の番頭勤を命せらる、明年留主隊を廢せられ罷役となり、四年四月請うて退隱す、これより薙髮して名を改め風月に悠々吟哦自ら娛み、九年六月病て歿す壽七十七、法謚淸臺院殿正翁玄心居士、（履歷）

ある人の家に藏める盆石の似たるをもて淡路島と名つけしを

難波津の浦のみるめもからすして朝夕なるゝ淡路しま山

讀おきける歌かきつけてよといふ人のもとへ

霜かれし老その杜のしたくさはかきあつむへき言の葉もなし

いつの折にか

紅葉はをそめつくしても夕時雨ふり捨てかたくまたしくるらん

○

梅津安俊

鐵右衛門と稱す、澤井周安諱は良孝の第五子、出でゝ梅津氏を嗣ぐ、養父六藏諱は政俊（系譜）安俊少うして算術を善くし當時の名手井深九郞右衛門に隨て加須波留流の町見術を學ぶ、時に九郞右衛門

は猪苗代に住す、若松を距る五里程、安倹寒暑を厭はず風雪を侵し通學數年その奥を極め、倘ほ自ら發明せしものも尠からず、自ら勉むるの間人の從ひ學ぶものも亦多かりき、(會津古人傳) 安永五年九月命を奉て土地民間巨細錄を編査す、六年正月登庸せられて檢地竿頭となり勤務甚だ劇と雖も倘ほ教諭に勉め後進を誘掖して懈らず、その功勞數十年に亘りて喩らざるを以て、享和二年八月特旨を以て二之寄合席に班し檢地方頭取となる、(系譜) 毎に嗣子俊一に謂て曰、予は數年の間遠路を往還し寒暑を侵して漸くその蘊を得たり、今汝は坐ながらその奥に達し得べきなり、故に汝が志精一ならず、志精一ならざれば得ること能はざるなり、予が勞を以て汝が勞となし必ず疎にすること勿れと、(會津古人傳) 文化八年九月死す壽九十一、在務七十二年、法號見矩院一覺宗無居士、俊一續て師範たり、(系譜)

○

片峰勝興

姓は大藏實は遠山藤右衛門諱は景珍の四子、寶曆四年九月を以て生る、幼字は嘉內また保助後に四郎左衛門と稱す、不退庵はその號なり、明和五年擢でられて小姓となる、安永五年家督す、襲祿二百石江戸供番となる、天明年辭して會津に還り外樣士となる、同八年進て旗奉行となり家老組に屬す、尋て命あり軍事奉行の扶助となり講所に出仕し後進に兵書を授く、寛政元年兼武講頭取となり母衣の佩用を許さる、その教授のため年々銀子五枚を賜はる、當時武事皇張の時にして勝興は長沼流

の兵法に練達せしを以て此の撰ありしなり、七年病に依り養子慈父之助諱は勝品の番代を許されしが、九年再び出て物頭となり役料百石を賜はる、享和三年笠間藩の農民騷擾しければ、勝興命を承け部下を率ゐ進發して闔胸（耶麻郡封境）に至りしが鎭靜の報を得て歸陣しぬ、文化四年魯人我が蝦夷を擾し飛報急なりしかば、命を承けて軍事奉行丹羽能敎に屬し、横山嘉則と倶に北越に赴き、沿海を視察し歸て聞番兼幌役となり、班席奏者番たり、明春藩兵を蝦夷に發せらるゝや、勝興先發して陣所の事を處辨し後に軍事奉行假役となり、陣將内藤信周に屬して宗谷に陣する數閱月、歸國の後その功勞を賞し役料の半を加て永祿となすの恩命ありき、同七年神君相房警備の命を受け給ふ、能敎と共に浦賀竹岡等に赴き守備の事を經營し、陣所の事を區處して止て浦賀にあり、明年浦賀詰軍事奉行添役となり采配を許さる、文政二年能敎老職に進みしかばその後を承け軍事奉行となり、會津に還り神君に兵書を進講する能敎が進講せしが如くし、退ては諸士に敎授し聊か倦色なし、曩者浦上孝弼が來りしや就て音樂を講求し遂に得る所あり、日向忠と共に子弟に敎授せり、また江戸にありしや向井將監に從て水業を學び相房の間にありて實驗の功を積み我が藩水業の中興にして向井流の祖なり、（系譜）後退休して家に在り、筐もしくは筆藥を友とし敢て世事を言はず、終に衰老病て起たず、時に天保十一年六月二十四日壽八十八、法謚不退庵峴山勇心居士、萬松山天寧寺に葬る。

蕨萠ハ採レドモ鳥獸ハ捕リシコトナシニ作ル如何　綱

○

渡邊光豐

幼字は伴之丞實は米野伴七諱は久豐が二子、母は渡邊氏、長じて外戚を嗣ぎ彌三左衛門と稱す、源次綱の後裔にして治左衛門諱は光全に至り初て土津神君に仕ふ、光全の玄孫彌三左術門諱は春因甲州流の軍學を修めて忍（シノビ）の術に長ぜり、又健足にして常に疾走を事とし一時（トキ）（今の二時間）十里を行くを難とせず、又山野に狩し蕨萠をとるも鳥獸に及びしことなし、恭定神君の嗣位に在し給へし時、近侍を命ぜられ大に寵遇を受け神君嗣ぎ給へし後擢でられて目付役となる、これを光豐の父となす、光豐性謹愼にして幼より書を好み筆を弄し長じて王羲之の風を慕ひ身を終るまで筆を執らざるの日なかりき、また山內道冷に從て道雪派の射術を學び頗るその術に長ず、また春日重園に從て樊噲流の居合術を善くし、柔術は初め遊掛格廉（長藏）後鹽田昭方に隨ひ水野新當流を學び、並河光雄と共にその流の傑俊たり、昭方常に謂ふ術は光豐理は光雄よくこれを究めたりと、光豐寬政三年四月徒士となる、昭方老い傳統を光豐に讓らんとするも辭して肯んぜず、享和元年三月門弟の要求に應じ道場を自邸に開き、（徒之町法林寺前）全く成るに至らずして病て死す行年四十四、誠行院眞阿實道と謚し、城西六照山弘長寺に葬る。（會津古人傳）

○

須田義保

新九郎と稱す、遠祖は九郎大夫義實といふ、義實十八世の孫滿親相模守に任じ、信州須坂に於て十二萬石を領す、後に上杉家に臣屬せり、大炊介長義景勝に從て會津に移り森山梁川（伊達郡）等二萬六千石を領し埒坪の城に居る、弟を新兵衛諱は義光といふ、景勝長井（今の米澤）に移るに當て、長義は扈從し義光は母と俱に若松に留り商事を營む、これを義保十世の祖となす、義保の父甚兵衛博勞町に住し、饒商淳直を以て當世に鳴り、既に用達を命せられ年々合力米百七十俵を賜はる、（家世實記）義保生て放逸年甫て十四、錢嚢を負ひ竊に家を出て、隣封白川に赴き日暮て宿泊を求むるも應ずるものなし、當時の制孤客符券なきものは宿することを得ざりしなり、是に至て義保措く所を失ひ、深夜遊樓の檐下に佇立して涕泣しゐしかば、主人これを延て宿せしめ若松に報じぬ、（義保の自らなりし古老の談）長ずるに及て稍勤恪寛政十年家を嗣で用達となる時に年二十一、明年日新館造營の令出づ、義保曰く商賈を以てすと雖も公家の恩に浴する累世、これを報ずる平時に在ては貲財を以てするの外他なきなり、造營費は負擔して辨ずべしと、乃ち町奉行に因て請て曰學校造營の費金は他力を借らずしてこれを辨せん、不肖力をその間に盡すことを得ば生前の面目これに過ぎずと、執政その志に感じ上裁を經て新に登庸して學校普請方勤となし年割席に班す、然してその合力米は收められ更に永世祿百七十石を賜はる、義保感激措く所をしらず、力を造營に盡し、自ら出納を任じ用意周

到なりければ、その成りしや人みな謂へり、工事至大なるに比して低廉にして且つ堅牢なりと、（家世實記）義保後に與力に進み嘉永三年八月十三日死す壽七十三、法諡臥龍院義應了忠居士、如空山本覺寺に葬る、（墓碑）義保性能樂を嗜みその大鼓に長じ本職者も三舍を避けしといふ、子孫襲祿して代々與力たり蓋し異數なり。

○

山内俊温

遠祖は首藤山内刑部俊通に出づ、俊通の男刑部丞經俊、文治五年陸奥國南山伊北（イホウ）金山谷郷（會津郡）の守護に補し、累世横田中丸の城に居る、天正十七年葦名家亡びて後刑部太輔氏勝その城地を喪ひ淪落して民間に潜居す、氏勝の玄孫朝通に至り始めて土津神君に仕へり、これを俊温六世の祖となす、俊温の父は助三郎諱は俊重母は沼澤氏、俊温安永七年某月を以て生る、幼字は藤九郎又藤太夫後瀧口と稱す、（系譜）性學を好み長じて軍學を修め又天文學に通ず（古老の口碑）寛政十二年家督襲秩百五十石武講懸勤となる享和二年寄合組々頭となり役料三十石を賜はる、文化四年諸隊士を蝦夷に發遣せらるゝの令出てしや、累世秘藏せし陣中秘藥と題せし一書を献じて參考に供ふ、此年また役料三十石を賜はる、明年四月伊北郷の舊臣を越後小川莊に遣し警備せしむ、蓋し蝦夷と海路相通ずるを以てなり、後又自ら請ひ浴療に託して佐渡に赴き海岸を巡視し歸りて後防禦の意見を申告せり、明年再び武講懸勤とな

大老ノ諸務云々穩カナラザルヤウナリ　綱

り母衣役を兼ぬ、後に用所局頭取に轉じ前に賜はりし役料を本祿に加へ賜はり大老の諸務を處理す、居ること數年榮進して大目付となり文政六年學校奉行に轉す、系譜 學校再造以來年を閲する多からざるにあらねど、學務未だ整齊せざるものあり、俊温その部下に令し用所局に摹倣してこれを綜理せしかば、初めて整然觀るべきものあるに至り小用所局と呼び爲すに至りき、當時凶歉の餘りを承け學資節省の時に際し俊温考量して建議する所あり、稍復古の端緒を開き學政もまた改正せられ、諸師諸生を奬勵するその方法また宜しきを得て文武の俊秀輩出しき、毎月日をトし文武の師範を會し、書論會或は武論會を開き自ら會頭となり、適切なる題を發して討論せしめ、これを記錄し編纂して書論抄、武談抄等の名を附し誘掖薫陶の資となせり 俊温一日諸寮を巡視し書學寮に赴き習書を視しに、誤て放屁しければ諸生驚き各額を机上につけ聲を呑て笑ひしが、俊温は神色自若從容として曰机下に蛙おるやと、その人となり想ひ觀るべし、嗣子治部幼子を遺し先ちて死せしかば、俊温老いて育孫の歲月なきを知り、公務の餘暇和漢古今夙成せし人の事蹟を鈔錄して夙慧叢談と題し若干卷をなせり、その之を草するや夜間横臥せず机案に倚て睡眠せしといふ、友人の說話 嘗て建議して近思錄を活字印行す、その序を撰せり以てその學術を證すべし、學事に奉務する殆と二十年、弘化元年八月病て死す、法諡總學院殿俊武温德居士、祥雲山善龍寺に葬る。

學中刷印近思錄其議起于己丑之夏其工畢于辛卯之春其意專在本公家教育之意指引學徒而趨於正路

也夫此書之爲聖學之陛梯大道之標表也固矣然學徒立志之不實致力之不勤唯鶩於空文而疎於實踐則所謂買櫝還環之蔽學者之大病也嗟乎吾藩學校之盛近古所未曾有其設敎亦不求日用彝倫之外要在使人成德達材各盡其器用而已爲生徒者日夜孜々勉學薀而德行々而事業以供國家之用則是吾之所以望于學徒而讀此書者所不可不知也天保二年三月甲子山內俊温題

三十六番扇合　家のほとりに竹むらあるかたを墨繪にかけり月もあり

うきふしをよそにへたてゝあふき見る心のたけは月やしるらん

○

安部井 褧

字は章卿帽山又芝浦と號す、通稱は辨之助、貿は安田厚伯諱は範光の長子、（當時江戸に著名の漢醫にしてその素生を明さゞりし事右膳あり、範光江戸にありて醫術を右膳に學び、辭し去るに及びて右膳確子を範光に託しければ、範光受け歸て已か子として生育したるなりと、親戚者竊に語り合へりき、此談話或は實ならんか。）出でて安部井氏を嗣ぐ、養父は吉藏諱は鱗、瀧園と號す、又右衛門諱は武敬の二子、鱗學を勉め碩學を以て稱せらるゝに至る、天明八年新に召出され司業となり右筆の上に班す、後累りに加恩あり祿百石を賜はる、（系譜）當時學事興張日新館創立の事あり、鱗この間に於て力を盡す最も多きに居る、（家世實記）鱗が嗣子を政記といふ、學を勉め最も易に長ず、嘗て父に謂て曰吾が學業は褧か學業の深遠なるに如かず、吾父君の後を承けんも家聲を墜し父君を辱しむるに至らん、請ふ吾を排斥して褧をして嗣がしめよと、鱗これを納れて

裴を養ひしなりといふ、（古老の口碑）裴性學を好み寢食を忘れ手に卷を釋てず、その山野に行くも必ず書册を懷にし休憩これを繙く、或時家人皆温泉に赴く裴獨り留守す、乃ち米數升を炊き一七日の間冷飯に鹽豉薑葡を合せ食し食器は洗はざりき、平生夜間寢に就く一霎時、閨妻傍に臥しその枕に就くを見る一月中僅に指を屈するのみなりといふ、（閨妻の談話）裴前には童子訓後には風土記の撰述に參與し、大に功ありしを以て物を賜はり賞せらる、享和三年司業添役雇勤となり、明年進て司業となり班席父の次に列す、歲の八月父の後を承け祿百石司業故の如し、文化八年命を受て江戶に出づ、初め元文の間徂學流行じ天下皆これに染みしが、裴もその間に生成し朱學を擯けてその書は手に觸るゝも汚はしとせしが、林衡（大學頭述齋と號す）古賀樸（彌助精里と號す）の門に入り初めて朱學を修め大に得る所あり、留學四年歸りて後建議して學規を改革し朱學に復せらる皆裴の力なり、後忠恭神君に侍講し累進して奏者番の上に班す、儒者にしてこゝに進みしは古來曾てあらざる所蓋し異數なり、命を受て恭定神君の行狀を撰述して進獻す、また四書訓蒙輯疏を撰述す命を奉じてなり、此書漢朝以下六十六家の說を蒐集し、文政の中年稿を起し、天保の末年に至て功を竣る、前後十有八歲卷をなす二十九、古賀煜（精里の二子小太郞侗庵と號す）これを見て以爲く本朝未だ曾て斯の如き明備の撰述あらず、今予が稿する所は無用なりと筆を擱きしといふ、獻呈するに及で神君その功を賞し給ひ祿三十石を加へ賜へり、鋟刻成り四方の學士購求するもの日に益す多く淸人これを請求するに至る、裴別に近思錄の輯疏を著す、未だ稿

を脫せず弘化二年病で死す行年六十八、その病危篤なるや醫師展書を禁ず、裴曰書は予が嗜む所書を見ざれば却て氣力を損すと、簀を易ふの前數刻初めて卷を釋てしといふ、（韓疎の序家人の說話）輯疏の自序以てその學術を證すべし、其の葬祭儒禮に依り大窪山先塋の次に葬り石に題して帽山先生墓といふ、裴初め中野氏を娶り先に死す、後依田氏を娶り茂松を生む尙幼し、野村俊選の子中八諱は俊を養ひ嗣とす、茂松長ずるに隨ひ學術奇異にして器局先成の聞えあり、二十七歲病て死す人これを惋惜せざるはなかりき、俊更に香阪順吾の二子政治諱は宗恂を養て子となす、俊は戊辰年八月忠誠神君に從ひ瀧澤村に於て死し、宗恂は北蝦に行き矢不來の役に死す。

孔子曰朝聞道夕死可矣蓋言人之不可不聞斯道也夫衣服在躬不知其名君子猶以爲不可而況於其具於心者乎苟欲聞斯道者不可不求諸四書而欲明四書之旨不可不求諸朱子章句集註也然則章句集註爲夫人之不可不講明之書而不可以他說先焉也明矣烈祖儼武修文林羅山先生首以此進講藩祖土津公每延當世醇儒聽講亦可以見矣裴幼承家庭以讀書明道爲志不幸異學盛行予時未得聞古昔聖賢教人爲學之法徒以記誦詞章爲學年垂而立未有所得一旦恍然以爲此何足以爲學哉竊取章句集註讀之猶苦未能得其要領而無所就正焉幸被命遊學于江戶入于述齋精里二先生之門首以爲問述齋先生曰朱子解釋意精語簡宋元明清諸家間有發明非徧閱之則不能會其旨也精里先生曰章句集註的確精微宜先精究以爲權衡以較諸說而取捨之也裴守此二訓以爲科條講求著于茲有年矣會命裴使精擇群說以授生徒以爲講習

之養將以一道德而正士習續祖先之緒而垂後昆之統也於是不揆僭妄敢推本二先生之訓更取宋元以下二十余家書討究取舍彙成一編凡二十九卷名曰四書訓蒙輯疏於先哲之旨雖不能有大闡發然生徒能循以推精自卑而登高由朱子門庭漸進造孔曾思孟堂奧蘊之于心體之于身以是成已以是成物不負作意之盛意則褧之所以切望於生徒也

大河原君以所著土津公事實見示敬賦一律誌喜

直與周公應比高守成勳業費甄陶細旃講學排楊墨壬几托孤延衛毛視物如傷天下邈爲君盡瘁一身勞形容盛德同親睹若是不枉用兔毫

○

高津　泰

佐藤覺左衛門諱は信庸の第四子、天明五年七月生る、幼字は學(マナブ)後平藏と稱す、字は平甫淄川と號す、信庸本姓は樋口氏泰是を以て樋口氏を稱し中年出て高津氏を嗣ぐ、養父傳吾諱は成良〔系譜〕泰幼より好で書を讀み專ら徂學を攻む蓋し時風に隨ひしなり、然るに家貧うして紙筆を給する能はす、安部井褧、牧原直亮と共に小筆一本を求て互に流用し黽勉怠らす、命を受て宦遊江戶に赴き林述齋、古賀精里の門に入り初て朱學を攻め大に發明する所あり、〔本人の說話〕文化の初年魯人我が北地を剽掠しければ幕府令して陸羽の四藩をして警備せしめらる、我藩またその一に居り同五年正月發遣せられ、泰は

祿ハ三百五十石ト綱
覺ユ

陣將北原光裕（采女）に從て唐太に征き、留戍すること九閱月、歸りて終北錄を著す、一名戍唐太日記と題す、（終北錄）同八年韓人我が對馬に來りしかば、幕府述齋、精里二人をして行て接せしむ、泰また精里に隨行す、蓋し司業の薦によるといふ、泰彼の制述官李顯相、前判官秦東益等と筆話し詩文を贈酬せり時に書記官金善臣、李文哲等我日新館の文詩を賦して贈りしといふ、（系譜）泰後に對遊記を著す當日の紀行なり、居ること幾干もなくして司業厲勤となり、欽文神君に侍講する數年、文政五年家督襲秩三百石、進て儒者見習勤となり忠恭神君に侍講す、初め新編風土記及び刑書の編纂に參賛し大に功あり、（系譜）後累りに加恩あり進て大組物頭となり、また轉じて學校奉行兼儒者となり、大に文學を奬勵し建議する所あり、官遊生徒の數を增益す、泰最も詩文に長ず、神君猪苗代に行き給ふ途次磨上原（スリアゲハラ）あり、斯は天正十七年會津の城守蘆名義廣、伊達政宗と戰ひし古戰場にして、當時節に死せし三士あり、神君泰に命じて碑文を撰ばしめ給ひ、躬ら篆額を書し三忠碑の三字を題し給ひ、山内晋（熊之助と稱し香雪と號す）顏眞卿の字を集めて之を書す、蓋し神君の深意に出でしなり、泰老いて後隱退したれど尙ほ忠誠神君に侍講し、贄を執り來るものあれば教授して倦色なかりき、初め江戸にありしや肥前の士草場珮川（名は韡、字は棣芳、磋助と稱す、佐賀藩の儒官なり。）と莫逆の友たり、人これを東西の二川といひき、その東西相分るゝや相約して死に至るまで年二回互に雁信を傳へしといふ（系譜。友人の說話）泰は慶應元年十月二日歿す儒禮を以て大窪山に葬り、墓に題して淄川孚君之墓といふ壽八十有一、珮川は同三年に至て死す壽

また八十一、奇といふべし。

三忠孰謂々金上盛備佐瀨種常常雄所云疾風知勁草板蕩識誠臣若三士是也緒苗代盛國以邑叛納伊達政宗也葦名義廣自將討之天正十七年六月五日戰于磨上原師敗績出奔常陸初龜王夭無嗣國相富田平議與政宗和請其弟某爲後盛備與沼澤出雲等不可曰近年彼之與我交際如何而今欲主其弟不田等如迎佐竹義重第二子義廣既而國相與傳大繩讃岐刎石駿河爭權亂將作盛備與論而止政宗乘此釁所以有此役也及戰富田將監爲前鋒乘風擊之盛國走片倉景綱亦敗獲太郎丸捕部俄而風反伊達成實白石宗實襲攻觀者觀者走後軍隨而亂矣義廣帥麾下進當政宗會叛者燒日橋而絕歸路是以我軍大潰種常常雄死之盛備慷慨曰我國之大臣不與社稷俱存亡何面目立于天下哉遂赴敵死是日微此三士義廣殆不免盛備才兼文武元老宿將國人賴之死之日知與不知莫不流涙政宗亦曰盛備叙爵任遠江守不可弗禮厚葬之種常稱大和常雄稱平八郎時年十八一家殉難我公讀史至此歎息每高三士節令茲七月過其墳賦國雅吊之三墳異所今建石於此併表之公親篆額命臣泰紀其事噫仒死而有知三士豈不感戴德於地下哉亦足以興起士氣矣謹換銘以公國雅曰

度幾河潮仁都容記孔左巴遠芝果德夷府浮流古登於茂斐以都盧不留通介

讀藩祖實錄　大河原氏所撰名曰千年松

達顏咫尺荷恩榮況復椒房是弟兄四海驩虞看菅葛一方柱石比周平蕩論禁殉仁兼義遺命託孤忠且貞

辭爵誰言勝錫爵大賢豈敢要聲名

嘆老

我昔從軍人不毛長風直破北溟濤何圖衰老今如此無力腰間帶兩刀（晩年免許を得大刀を脱し一中刀を帶て歩行す）

○

松本重信

字は實甫來藏と稱す、寒綠はその號なり、一之丞諱は重堅の第三子にして、祖は和兵衛諱は爲美、曾祖は新藏諱は重文、皆文學に長じ代々儒官たり、母は木本氏、重信性戇直にして正に讓し邪を嫉む、薫蕕を辨ずるが如く忠孝の大節あり、遂に官遊江戸に出て古賀樸の門に入り昌平黌舍にあり、鄕友佐藤甚右衛門と交り最も善く世人甚來と併稱す、共に黌舍にあり、人の演劇を觀て涕泣するを聞て常に之を笑ひしが二人未だ曾て演劇を觀ざりしなり、一日二人他の黌友と散歩し猿若街（當時劇場此にありき）を過ぎ突然劇場に入りしに會〻忠臣藏を演せり、重信これを觀て高聲泣て停めず、傍人みな目を重信に矚しぬ、甚右は歔欷仰ぎ視ずして歸る、黌友その前言に違ひしを詰りしかば重信虚然答て曰、焉ぞ泣かざるべけんやと、甚右は剛然として予は泣かずといへりとぞ、以てその性質を判すべし、重信飯するに當り適〻兄の病を報ず、乃ち哺を吐て起ち晝夜兼行三日にして歸り、四十餘歲にして江戸邸の儒者見習勤となり深川邸に居る、その亭を命じて代笠といふ宋人の故事を襲ぎしなり、賜俸七口

なるも常に儋石の儲なく陋室篭はず獘衣數歲換へず、人來れば對酌し菜根を咬て佳肴を嘗めず、もし人の困窮するを聞けば常に衣る所の衣を典して之を救ひしとぞ。その書を家老の前に講するに當てや能く人の言ひ難き所をいひ、旁人洟涙を生ずることありき、旁ら兵法を講究し槍術を錬磨す、一日洋學をなすものを訪ひ、一母五子を乳するの圖を視て問ふらくこれ何の圖ぞ、曰那羅氏の孫謀五大洲を乳哺するの意なりと、重信大聲詈て曰雛乳何ぞ男兒國を蠹すべけんやと、是より心を邊務に留め每夜槍を突く百回、每に曰魯夷の侵掠を防ぐと、一日永代橋上より躍り落ち殆と死す、友人これを救ひ漸く免るゝを得たり、旁人皆その暴を笑ひしかば重信大聲謂て曰、泳術を修めて魯夷を防がんと欲するなりと、單劍蝦夷に涉り西南は肥薩を極め天下の形勢を縱觀せり、その薩に入るや友人某虎皮を贈り且つ曰虎皮を封外に出すは藩禁なり、關吏もし之を詰らば吾に受けしと答へよと、重信謝して關門に至る、關吏果して之を詰りしかば重信答ふるに實を以てせしに、關吏聽かざれば重信もまた一二せず虎皮を叢中に棄て顧みずして去りき、その肥後に入るや阿蘇山に登らんとす、土人之を止て曰黑雲雪を釀す宿して晴を待つべしと、重信聽かずして登り半腹に至らず果して雪降り日暮れ寸步も進み得ずして松根に踞せしが、全身凍て且つ飢え之を醫すべきの食なければ凍裾を裂て之を喫し旦に達せしかば、土人數輩雪を排し來て救ひ歸りしとなり、重信每にいふ豆相總房は江戸の咽喉なりと、沿海を跋涉し利害を察し、時には洋學者流に就て彼の國情を問ひ籌略を講求し、論著する所

あらんとせしに、會々羽倉簡堂（外記）伊豆の諸島を巡視すべきの命を受け從行の儒士を募りしに、皆風濤嶮難を憚りしに獨り重信は奮て行き、三倉島（南洋紀行に三宅島に作る）に赴かんとせしに颶風俄に起り船覆ること七次、重信游出する事二次、破船に據り飄泊し猶ほ文天祥が正氣歌を吟し終に沒せり、實に天保九年閏四月四日（同紀行に五日とす）なり享年五十（同紀行に五十一に作りぬ）初め藤田東湖（虎）藤森淳風（恭助）尾藤水竹（量助）鹽谷宕陰（弘藏）等と交り、後に知友等相謀り遺墨を品川の吉端岡に瘞て碑を建てぬ。岡の東南は房相と相對し豆海と一葦のみ、宕陰これが文を作り辭を繋て國家數十年をして才智の士なからしむべきも一日も氣節の臣なからしむべからず、之を當世に察するに先生は殆と其人歟といへり、蓋し當れり。（碑文。南洋紀行。古老の口碑。）

詠史

堂々北斗以南人　堪見牝雞司早晨　育得門庭桃李樹　再逢四海一家春

○

澤田名垂

遠祖は蒲生家に事へ代々會津に居り、祖父五右衛門諱は將盈に至りて初めて德翁神君に仕ふ、父泰藏諱は英、學に長じ司業を以て貞昭神君に侍讀しまた童子訓の撰述に參與す。母は長谷川氏（系譜）重瞳子なりしといふ、（略傳）名垂安永四年四月生る、幼字は友治また蕃、後新右衛門と改む、（系譜）花畑町に住す因て花圃と號す、性五家を嗜み自ら培植して園をなせり。因て五家園といふ、和氣在躬、木隱

翁はその別號なり。甫めて七歳近郊に遊び水楊を折來り花斗に插み一首を咏ず、

ゐのころは野て見たよりも花たてに立てゝみたれは面白きかな

と父母之を見て大に驚異し他日歌人たるべきを兆せり、古老の口碑 長ずるに及て和歌を安部井武氏常盤に從て二條家の風を學びしに果して俊材を以て稱せられ、京都に行き芝山家の門に入りその奧を究て歸りき、略傳。本書は大納言持豐卿に學ぶとなすも、系譜に載せざれば取らず 寛政十年學校の和歌會に列し師範を補佐し後生を敎授すべき旨を命ぜられ、後謌師となり三口俸を賜はる、系譜 ある時題を設けて一時今の二時間 一百首を詠ず、漏刻尙ほ餘りあり更に十首を詠ず、執政これを聞き稀世の事となし小鷹檀紙五十枚を賜ひこれを賞せり、是享保二年八月にして年二十八なり、先に命あり、童子訓および風土記の編述に參賛しその功鮮少ならず、文化二年二月土屋直連が補勤の後を承て和歌の師範となる、天明改政以來學政の順序次第を編纂して進獻せり命ありしを以てなり、三年父の後を續ぎ十四石三口俸を賜はり、謌師和歌師範故の如く精勵敎授に勞し生徒も服從せしが、後公事式懸勤となり舊章古式を類別して編輯し、又刑書の編成に參與し皆その力を盡さゞるなく同僚も倚賴せしといふ、同六年七月役料三石一口俸を賜はり用所局密事係に轉じ專ら政廳の機密を管理す、後役料を本知に加へられ更に役料五石を賜はり、小納戸役に轉じ和歌を以て忠恭神君に侍詠し寵遇を受け、家士の詠歌に志ある者名垂が門に遊ばざるものなきに至りき、名垂また書を善くし一家をなす、また古實に精し、その古圖を模し古書に

註せしもの數十部みな官庫に納む、神君物を賜はりてこれを賞せらる、系譜また誹諧狂歌謎辭等に至るまで口を開けば自ら調をなし、難題と雖も難ずることなく人をして驚嘆措かざらしめき。また亂舞、亂曲、常磐津等の如き音律もまた極めざるなし、著書の內家屋雜考、國政彙論、殿ゐ物語、あなおかし、桃太郎傳、猿蟹傳、油揚豆腐傳、無名家集の如き最も俗間に流布せり、塙保己一其無名家集を見て古書とし編述する所の群書類從に編入せんとせしに名垂の著述なるを聞き止めたりとぞ、古老の口碑。略傳
弘化二年四月晦日病て死す壽七十一、法諡文興院釋薰藻名垂居士、大窪山に葬る、略傳

歸雁　一時百十首の一

常世邊をいつこと指て雲深き天路行くらん夜半のかりかね

百首歌奉りける折雁　無名家集の內

鳴つるゝかりかね高し三芳野のよしのゝ嶽の秋きりのそら

年內梅　同

めづらしと春を隣の中垣に匂ひへたてぬうめのはつはな

吉野にて月次の御會ありし頃林下の春雨といふことを題し誤りて隣家の春雨とかき出されけるをとりあへず　同

中垣のそなたは如何に春雨の降くらしぬる夜半のつれ〴〵

北面にめされて京にて秋をむかへしころおもひつゝけるえひすうた

九重の花の都もいつしかと秋風たちぬふるさとの淺茅か庭やあれぬらん露のみしけき手枕にふすまをうすみ子なくらんその子の母もいかにして永きこのよをあかすらんかくいふ父よともすれはところからとて身におはぬ衣をきつゝ黄金まく太刀さけはきてうゑさけの三輪の山路にわけまとひあるはさか野の艸の名にめつるおりさへありこしをしらてやたゝに事茂きとのゐの上にあやまちのなかれとのみや朝な夕な神に佛にいのりつゝわれをまつらんあなあはれ心のとはゝとはかなにわすれす守るふしはあれといはてしのふの浦遠み浮たる鳥のあとならて誰につてゝかつけ遣らんとかくおもへはいたつらに落る涙の玉くしけふたゝひあはん折こそとおもふにつけて君かためをしからさりし命さへ惜きはかりになりにけりこはゝたいかにたらちねの親のいはひし桑の弓よもきのよもにいさほしをたつるまてこそかたからめ矢竹心のかく計誰にひかれてたはむらんつらし口おしいかにせんますら丈夫のもつましき實は妻と子にこそありけれ

返し

なか／＼に花をよそなるひなならは秋にもかゝるものは思はし

いかなる折にか　狂歌

世の中をしらすかしたる目て見れは屁玉のやうな物にこそ有ける

狂歌二首ヲ除キテ

夕晴
小舟こく涙路はるかに雨晴て夕虹高し沖の島山

此歌ヲ加ヘテハ如何　綱

明星の茶屋にて　同

明星の茶屋の娘によひもあり又襟元にあかつきもあり

廿四孝の題にて源三位頼政の名を隠して

荷を雪にほりけんさむみよりまさるこほりの床のうたゝね

いかなる折にか

竹馬の友のむかしにひきかへて後れをきそうおひの坂かけ

戯に辭世のこゝろを　よしやとこそはえあきらめ侍らねと

ありやなしやまた見ぬみ世の別路に名殘をしきは此世なりけり

かきりありてきゆはゆけとも世に殘る光そ遠き道しはのつゆ

○

上遠野秀門

勇吉と稱す。幸作諱は隆保の第二子なり。系譜 秀門人となり戇直にして耐忍の氣象に富めり。少うして眞天流の劍術を宮原與長 學兵衛 に、大內流の槍術を禰津親敏に學び、兩技皆至妙の域に達せり。初め槍術を勉むるや同門に田村忠長あり、年齒秀門に後るゝ二歳その術伯仲の間にあり。意氣互に屈せず競爭數年、一日忠長と相試み秀門誤つて忠長が左手の指を傷つけしかば、忠長これがために業を廢

する十日。癒えてまた相試みしに秀門は十歩の前にあり、忠長奮つてこれを追逐すれども遂に及ぶこと能はざりしといふ。（古人の口碑）その競爭進步の功夫實に驚くに堪へたり。天明八年槍術の師範となり明年五口俸を賜はる、文化三年免せられ更に劍術の師範となり、明年また免せられまた槍術の師範を命せられ、同七年二口俸を加へて扉勤とせられ（系譜）後遂に召出されぬ。先に恭定、貞昭、欽文の三君に侍授し續いて忠恭神君に侍授し、且つその門弟を教授すること懇篤なるを賞せられしなり、その忠恭神君に侍授するに當ては秀門年漸く老ゆるも尙ほ矍鑠たるを以て、神君常に眷顧し給ひ侍授畢りて後酒肴を賜はることあり、時には秀門をして謠はしめ給ふ、秀門醉に乘じ咳一咳自作の一曲を謠ふ、その曲節もまた尋常にして神君も笑ひ給ひしとぞ、その歌に曰

もろこしにては晋の豫讓我朝にては大石内藏之助爾津宇右衛門

と他に一曲も知らざるなり、以て當時武夫の風采を觀るべきのみ、曾て上覽あり、山内俊温學校奉行を以て臨場せしが秀門が門生の演ずるもの數十百人、俊温神君の倦み給はんことを慮り大聲を發し勝負急ぎませと令しければ、秀門膝を進め聲を勵して曰門生の勝負は師範の見るところに存すと、曾て門生樋口大助を陰位に掛けし（このことは槍術門に詳かなり）その初日大助は牧田勘兵衛と試みしに、勘兵衛は左手を高く構ひ上段より擊ちしかば、大助は臆せし色もなくその虛に乘じて腹を突き、互に擊突する數十槍に及び止むべき勢なければ、秀門令して之を止めしめ勘兵衛に謂て曰。何を以て擊ちしや、

勘兵衛曰槍法は擊つべきものなるを以てなりと、秀門大聲叱して曰未だ擊法を敎へずと、更に大助を呼て曰今日の技術は至妙なりき、以て陰位に進む尙ほ精勵深造すべしと衆みな驚愕せり、陰位は掛りて後一年を經ざれば進む能はざる定例なるに、僅に一日の一試にして進む、この日の試合素より尋常ならざりしと雖も、その昇級もまた特例に出でしかば、門生の精勵奮興する者も亦多かりき、秀門天保十一年二月二十八日病で死す壽八十五、法謚英巖祖雄居士、妻は目黑氏、一男一女を生む男岩鐵夭す、一女鐵子、柴山源次郎を養ひてこれに配す、源次郎箕裘の業を續ぎぬ。（系譜。古老の口碑）

○

田村忠長

小字は松四郎後四郎左衛門と稱す、七世の祖五郎左衛門諱は忠光劍術に長じ寛永七年三十俵七口俸を賜はり甲賀衆に召出さる、忠長の兄仁左衛門諱は隆都觀瀾と號し書を善くしまた紙人を製するに巧なり、（俗に雛人形といふ）日新館書畫會の主任者たり、文化元年日新館の圖を製し獻呈しぬ、（系譜）忠長性倔強にして頗る事に堪ふるの氣象あり、少うして大內流の槍術を爾津親敏に學ぶ、同級の上遠野秀門と互に競爭しその術伯仲の間にありき、忠長の班席は獨禮にして上士に屈下すべきに忠長は敢てせざりし故、その陰位に掛るや（このことは槍術門に詳かなり）劇突せらるゝ衆に倍し、その歸るや校門を出れば塀に縋りて步せしことあり、人皆評して明日は出で來らざるべしと、母家に在て乾菜を煮忠長が歸るを待てその

液汁を以て煖め、且つその氣を勵ませしを以て忠長も自ら奮ひ明日また出で試む、此の如くすること數月一日も闕きしことなく人皆其强剛に服せしといふ、（古老の口碑）文化七年技藝の衆に超卓せしを以て特に旣廩を賜はり奬勵せられ遂に奥秘を究めしかば、同十四年澤野九左衛門の後を承けて師範となり、（系譜）門に入るもの日に多く世人これを田村派と稱するに至れり、（古老の口碑）文政四年免ぜられしも（系譜）從ひ學ぶもの多かりき、嘗て金剛流能樂の太鼓（俗に鬼彦兵衛といへり）師川井彦兵衛と呼ばるゝ妙手江戸より來り、一夕某家に於て太鼓を撞つ、忠長進んで彦兵衛が側にありてこれを見しが、揮抱の間若し虛隙あらばその太鼓を撤去せんとせしに、毫も虛隙なきを以てその巧みなるに服し嘆賞せしかば、彦兵衛曰我太鼓を撞つ數十年今日の如く苦きことなかりきと、忠長その實を告げしといふ、（古老の口碑）文政七年三月六日死す享年六十七、謚して楡譽英信居士といふ、萬松山天寧寺に葬り、（系譜）門人その墓標に題して大内院といへり。

○

野村俊善

彦五郎と稱す、曾祖父彦三郎諱は俊方、大坪流の馬術を善くせしを以て十石二口俸を賜はり、江戸邸の馬術指南厩別當となる、祖父襲稱彦三郎諱は俊森、父彦之進諱は俊英皆箕裘の業を續き馬術の指南たり、俊善生れて儁逸馬術を修めまた勉めて書を講じ、松本重信、佐藤甚右衛門と交り最も善

く互に爾稱せしかば、世人また三偉人を以て稱道しき、俊善博く馬書を研究し、その性を知て馬を馭するを以て馬亦能くその性を盡しぬ、文化の初年更に十二口俸を賜はり厩別當の事に當らしめられ、天保元年初めて召出され一家を成し、且つ忠恭神君の侍乘を命ぜられき、神君は博く古書に涉獵し給ひしかば俊善もまた研究せし所を授け奉り大に寵遇を被りぬ、馬書を進講するの一日神君謂ひ給ふ、俊善は葛鞍屜（ツヽラキツツケ）を知れりやと、俊善しらざるを以て奉答し、退て以爲く侍講の身を以て質疑に答ひ得ざるは足らざる所あるなりと、乃ち一意今古の馬具を搜求し一々これを圖しまたその由來を書しぬ、その卷を成す十卷、六星霜を經て脫稿し獻呈しければ、神君大に稱賛し給ひ物を賜はり賞し給ひき、また相馬骨法の著あり、馬術者流の重ずる所たり、天保十二年病て死す法諡起行院釋種善御無量山長命寺に葬る、俊善子なし原彥九郎諱は利春の二子、捨次郎諱は俊玄を養て子となす、こゝに至つて箕裘を續ぎぬ、（系譜。俊玄の說話）

○

大河原幸重幷臣敎

幸重は養白と稱す、生れて九歲父を失ひ長じて醫を業となす、幼より文學を好み詩歌を善くせり、寬文の初め笈を負うて京都に出で遂に中江藤樹の門に入り王學を講習し、元政（深草瑞光寺の開山）月潭（嵯峨直指庵の僧）および陳元贇（歸化人）等と交遊唱和し留ること四年、歸つて後岡田如默、福田良軒等と結社し相與に王

學を講習せり、これ我藩王學の鼻祖にして轉々中野義都等に傳はりしなり、幸重終身仕へず、元祿十二年六月死す行年六十五歲、法諡心譽養白道安居士、盛道山高巖寺に葬る、長子養的諱は武昭始めて德翁神君に召出され、これより世襲の醫家たりき、（系譜）

臣教は幸重五世の孫にして安永六年を以て生る、幼字は丑四郎後長伯、（彭齋隨筆に長璞に作る）還俗して長八と改稱す、父を養純といふ、襲職侍醫たりしを以て臣教も幼より醫儒の兩科を修めしが、性資敏捷なるを以て其進步群童に抽でしかば、寛政五年仲景全書一部を賜はる、時に年甫めて十三、同九年十七歲詩題を設けて一夜一百首を賦す、その詩みな老成の如く誦すべし、世人皆稱して神童となし、その詩は學料を以て鋟刻して諸生に頒たる、明年還俗（當時の制醫師を以て制外となし、總髮もしくは剃髮せしめしなり、是を以て通稱も異なりき、）して專ら文學を講習すべき旨を命せらる、蓋し異數なり、臣教また書を善くするを以て當時開版方に於て鋟刻する所の孝經、論語等九經の刻字は皆これを書せり、享和三年家督百三十石を襲食し二之寄合席に班し無役たり、居ること少焉にして用所局の役人となり司業添役を兼ぬ、文化五年蝦夷警備の事起るや、用所局組頭を以て陣將内藤信周（源介）に屬し、唐太に役し歸つて更に三十石の加恩あり、曩に新編會津風土記、家世實記および刑書の編修ありしや、一柳直陽と共にこれを管理し後また命を受けて現行の法令を編纂して進獻す、名けて法度書といふ、家々みな謄寫して以て遵奉せし所のものなり、また恭定、貞昭、欽文三君の事實は皆臣教の起草に係るといふ、文化七年朱學に復せらるゝや、安部井

裂と共に學規を改定するに勞し賞譽せられき、文政四年郡奉行に轉じ又百四十石の役料を賜はり進んで用人となる、その人となり忠實にして材幹あり、且つその發用みな學術に基づくと雖も榮達こゝに至りしは實に異數なるなり、晩年土津神君の事實を編述し詳悉毫も遺漏なし題して千載の松といふ、蓋し吉川惟足の詠歌に出でしなり（惟足の事歴に詳なり）また輔仁錄を著し以て少壯交友の裨益となす、天保三年二月歿す享年五十三、法諡曜光院積譽功善居士、先塋の次に葬る。

○

大竹志節

嘉四右衛門の長子にして、通稱は友右衛門、また別に巴紋、また八尋麿といふ、家世々商賈なりしが、嘉四右衛門に至つて奉仕して足輕たり、志節若きより氣節あり、小松又兵衛に從つて太子流の劍術を學び黽勉懈らざる數年、家は城北同心町に住し、毎日八幡林（一箕山八幡社の境内にあり）に行き松樹に對し擊法を試みしかば、松樹これが爲に枯れぬ、世人これを巴紋松といへり、適々江戶の急報あり、欽文神君の玉容危篤に陷らせ給ふと、志節仄にこれを聞き憂苦措くこと能はず、東郊瀧澤村の不動瀑に投じて快癒を祈禱せしに、遂に凍て氣を絕ちしが、村民これを認めて援濟し死を免るゝ事を得き、時に文政五年二月にして志節足輕たりしなり、神君終に世を棄て給ひ、忠恭神君嗣ぎ給ひ、これを聞き給ひ特旨を以て郡代同心に擢でられ、後累進して郡同心の小頭となりぬ、班席元甲賀格にして

黑襟を著け、俸知は僅かに四石七斗餘、當時の弊同心中甚だ大に行はれしが、獨り志節は儼然として動かす人また干すを得ず、是を以て高格の士西郷近登之（十郎右衛門）は書簡、小野義行（權之丞）は武具奉行を以て自ら枉屈して時々その廬に過りければ、志節は敬して狎れず薄酒相對して意氣投合し互に快談せり、又兵衞死するに及て志節その後を承けて師範補勤となり、師子源之助を輔翼し、徒弟を鼓舞してその歡心を得き、志節家に在るや勉めて書を讀み、出るや洞鐵造（トウカネヅクリ）の大小刀を佩び、童子訓を挾頭に載せ行き且つ讀み、時にはこれを懷ろにし途上空手を揮ひ撃劍の挑聲を發する事あり、人呼んで狂となすも顧みず、（古老の口碑）嘉永三年十二月十三日死す法諡萬峰全礎居士、安吉山實相寺に葬る。（墓碑）

○

西郷近思

賴母は襲稱にして、恒千代、吉十郎はみなその幼名なり、七世の祖諱は近房は土津神君に仕ひ、德翁神君に至て家老主たり、近方、近張、近致みな家老にして祖父諱は近寧は番頭にして終え、父諱は近光は欽文神君の大老たり、近思生れて沈毅、文政二年家督襲食千三百石年甫めて十五なり、歳の四月忠恭神君始めて文恭公（十一代將軍家齊）に謁し給ふ、時に近思未だ弱冠に至らず老職たらず扈從して上謁せり、その顯族巨室なりしを以てなり、同七年十月若年寄となり、同十年九月進んで家老となる時に年僅に二十三なり、天保九年三月神君手ら寶刀一口を賜ふ、名工兼氏の造りし所、平生の勤

勞を賞せられしなり、同十一年三月二百石を加へ賜はりぬ、またその勞を賞せられしなり、嘉永五年三月忠誠神君嗣ぎ給ひ愼德公に（十二代將軍家慶）謁し給ふ、近思また扈從して上謁せり、近思神君の寵任を得て職に在る三十六年、力を竭して奉仕し勞勤遂に病を致しゝかば、安政四年乞うて退休せり、時に更に二百石を賜はる、併て一千七百石これを子孫に傳へぬ、蓋し告老の後に於て祿を加へらる從前なき所また異數なり、近思性學を好み退食すれば手に卷を捨てず、米澤驥、安部井褧、澤田名垂、野矢常方の如きこれに師事し、身は重職に在りと雖も節を折て名士に下りしかば、その學も亦淹博にして古今に通じ和漢を該ねこれを有政に施せり、是を以て著々として秩序亂れず、人また干すに私を以てすべからず、忠恭神君の信任し給ひしも眞に宜なりき、その閑退に及ては山水を樂しみ風月を詠じ、吟詠自ら娛み、學事を以て訪ふものあれば青年書生と雖も必ず延て以て訓誨し倦色を顯さず、宿德名望朝野倶に依賴する所たり、同七年三月十日病て歿す享年五十六、城東院內山先塋の次に葬り諡して憲彥靈社といふ、配は小森氏、四男八女を生む、長子源藏諱は近悳後を嗣ぎ、二子陽二郎諱は直節出で山田氏を嗣ぐ、三子四子皆夭し、女子皆他に適けり、齋藤謙（拙堂と號す津藩の人）これが銘を爲れり。

天保十三冬公駕城西令臣澤田名垂記之恭題其後

應令

此歌ノ中精撰シテ減シテハ如何　安

巨川凍合萬山寒　韝上後鷹天外搏　錦翅翻風々凛々　羽旄銜雪々漫々　要爲遊豫諸侯度　未見流連臣庶歡　回駕須禽恩亦渥　徵招爭得助淸歡

妬戀

假初のものみ車にかくはかりねたみ心をつみにけるかな

羽黒山　東山温泉は本山の麓にあり

はくろ山石のみ橋にやすらへは湯本わたりに鳴くほとゝきす

蒲田の梅を見て

芝のうみ新しまかけてかすめるや蒲田の梅の匂ひなるらん

大夫櫻　錦大夫といひし藝妓の墓表に植えし櫻なかくとなひしなり

雲となり雨となりにし面影をしのへは雪とちるさくらかな

楠公別子圖

おやと子の心のそこをくみみれは今も身にしむ櫻井のみつ

題しらす

晴間なき秋のしくれの雨つゝみ文よみくらす庵のしつけさ

ひと筋に汲みはにこさし山里の筧のみつのこゝろこゝろも

俊寛

むすひつる鹿か谷間のいは清水もれすは遠く流れさらまし

いかなる折にか

おこたりを後くゆるなとたらちねの鞭うつ杖も今は戀しき

忠恭神君の世をすて給ひし折

おくれ居ていつまて空に仰かましかすむ院内のやまの月影 院内山は公家累世の墓塋にして西鄕家の墓所はその麓にあり

辭世

侍らはんいさかかけ行け今日よりは殘る院内のやまの麓へ

○

田中玄純

鐵之丞と稱す、父は鐵次郎諱は玄俊、兵法に深造し軍事奉行となり、後相州浦賀陣營の番頭たり、母は石川長久の女、玄純文政八年を以て家督襲祿三百五十石を賜はり、家老組の外樣士たり、目付より公事奉行、郡奉行、大目付を經て學校奉行となり、又進て奉行となり政事に參與す、安政四年忠誠神君封に就き給ふや、玄純命を承けて幕府に報し温恭公 十三代將軍家定 に謁し縐紗二疋を賜はる、時に蝦夷開拓の功畢らす北顧の憂あるを以て、我藩及び仙臺等の諸藩に頒賜せられしかば、玄純撰拔

せられて若年寄に進み陣將代となり、萬延二年箱館に赴き北蝦を巡り病て勇拂（膽振國）に來り遂に起たざりき、時に文久元年七月晦享年五十有五、初めその病狀公聞に達せしや公手書して慰問し賜ひ後訃報達せしかば賻金及び葬金を贈り給ひき、長子玄直喪を裁て箱館に歸り高龍寺に葬り、諡して賢德院忠光玄純居士といふ、玄純狀貌豐碩にして膂力人に過ぎ材文武を兼ね、その學校奉行たるや毎に謂ふ、人材は得難く時機は失ひ易しと、自ら郡奉行と協議し學田を拓き學資を增益しぬ、毎朝早出局に在て自ら書を讀み屬吏出で來れば乃ち諸務を辨理し、午後には諸寮を巡視し時には師範に謂ふ某の術は今進まんとするの好機なり奬勵その機を失ふ勿れと、或は名を指して某々相試みしめその優なる者はこれを賞する等宜しきを得しを以て諸生等奮興せざるを得ざりしなり、嘉永年忠恭神君火箭を覽給はんとの命あり、射手は毎流六人を限らる、日置流の師範小川常有曰予が門弟の多き他流に倍せり、十二人を覽給ふにあらざれば均等ならずと、玄純これを理となし委曲陳辨せしも允許せられず、蓋し諸有司の執議に因りしなり、既に上覽の前一日に至り玄純常有に謂て曰卿が意を達する能はず然れども吾別意あり、六人の外更に六人を隨ひ行けと、常有乃ちその言の如くせしが神君毎流定員六人の射る所を覽給ひし後玄純常有を率ゐ進んで神君に白して曰、常有が門弟は他に倍するを以て別に六人を率ゐ來らしめき、特に上覽あらば幸甚しと、神君これを許し給ひければ常有及び六人者感喜措く所を知らざりしと、嘗て晝迅雷あり城木に落ちしかば諸生皆城門に蝟集せし

も城門開けざれば入ることを得ず、火また滅せり、玄純諸生に謂て曰火若し滅せざれば汝等をして一臂を揮はしむべきにと、以てその平生を見るべし、玄純酒を嗜む、家に在れば晡時毎に冷酒飯盌一を以て度となし、宴席に列せば僅に三杯にして餘は杯を請けざりき、壯年には體量二百斤に過ぎ膂力もこれに稱ひ大内流大柄（元口徑一寸末口未詳長一丈二尺）の本を握り二柄相撃つ恰も柝を打つが如くなりしと。配は伴宗馮の女、二子あり長は玄直源之進と稱し、次は玄忠金次郎と稱す、玄直家を嗣ぎぬ。

蝦夷にたひ立つおり

ことしあらは鎧の袖をかたしきて蛾の枕に死すもいとはす

○

堀　長勝

七太夫諱は長昭の二孫（父名をしらず）左衛門と稱す。性温和篤實にして書を善くし、書學寮の執事たる事數年、後隱退して小荒井村（耶麻郡）に移り村童に教授す、時に文政四年なり村は商賈多くして風俗浮華に馳せしが、長勝寓してよりその俗頓に改まり、門徒みな其行事を謹飭して邦憲を犯すものなきに至りき、長勝坦懷にして能く人を容るゝの量あり、門中に黠にして常に人に憎まるゝものあり、或人これを絶たむ事を勸めければ、長勝曰吾に賓客あれば彼は周旋供給してよく應接す、その材器は他弟の及ぶ所にあらずと、其人を捨てずしてその長を取るこの類なり、故に人々その徳に服せしこと

父母の如かりき、僑居教授する事三十七年、前後の徒弟殆んど千人、父子祖孫その門に遊びしものあり、安政四年閏五月八日病て死す享年五十七、門弟涕泣しておの〳〵己が墓塋に葬らんとせしに遂に瀬野氏の墓塋乃ち安勝寺の地に葬りぬ、初め長勝が來りしや瀬野氏に館せしに因てなりといふ、長勝常に儉素にして徒消せず、是を以て晩年やゝ富裕なりしが、その死せしや遺金僅かに三兩のみ、他はみな貸假せしなり。經紀者相謀りてこれを收むとせしに、姪長裕聽かずして曰餘資は皆徒弟の束修の積りしものなり、他より來て他に反る固よりその理なり、何ぞこれを收むることをなすべけむと、長勝娶らず故に子なく、その病蓐にあるや門人相集り藥餌飲食の勞を執り豊贍至らざる事なかりき、後に徒弟更に相議して一閑地を村北宗匠壇に卜し。筆研几案を埋て春秋祭典の處となし、高津泰に請うて碑文を撰び、また野矢常方に請うて國雅を題し、題して遺愛碑といふ、長勝の如きは所謂郷先生歿して社に祭るべきもの歟。

〇

志賀重方幷小太郎

初め小四郎後に與三兵衛と稱す、實は野矢總藏諱は常行の第三子、天明三年正月を以て生る、長じて志賀與三兵衛諱は重與に養はれしが、重與は寶藏院流高田派の槍術に達し師範となり、享和二年五月新に召出され十二石二口俸を賜はりしなり、重方文化元年を以て家を續て直に師範となる系譜重

方體軀矮小然れども心氣强幹よく堪へ難きに堪ふ、壯年槍術を修むるや、山陽山陰西海の諸國を遊歴し諸藩の名士と相試む、當時の風交際未だ開けず、各藩の士陽には相暱み狎るゝも陰には互に敵視するが如きことなきにあらず重方も渦中の塵の如かりしが藝術は卓越たるを以て敢て抗するものなきのみならず、みな敬禮し贄を執てその門に入りしもの亦尠なからざりしといふ、會津に傳はりし高田派は原田政信よりせし所その傳は許位に止まり印可の傳なかりしを以て重方南都に赴き寶藏院覺禪房の末裔某に就て印可傳を受け歸つて初めて門弟に傳へしなり古老の口碑後また門人野矢常方、黑河內兼規、町田俊藏、井上淸吾を率ゐ再び西遊久留米藩に至る、藩士等沙地に帷幕を繞らし演場となし午時各〻場に登り四人交る〳〵試みしに敵する能はざれば彼遂に暴を加ふることあるに至りぬ、四人互に氣を勵まし日沒するに及びしかば重方彼の藩師に謂へらく數人を煩はし且つ日また沒しぬ明日を以てせんと、藩師曰日尙ほ高しと、言容甚だ傲慢なりければ重方憤懣に堪へずして聲を勵し四人に命じて曰東國男兒の魂性を九州に留めよと、四人益々奮ひ月漸く昇りしかば藩師曰業を終んと重方曰日尙ほ高しと、意氣相爭ひ夜半に至て漸く終へ逆旅に歸りしが、各々疲憊極り倏忽にして睡に就きぬ、その面色は土の如く手は熊掌の如し、蓋し掌中脂腋を生じたるを以て沙土をつけしなり、重方獨り睡り得ずして明日のことを思惟せしに宿主突然來りいふ公等のことにより藩士等謀る所あるが如し、庶幾くは急に去て禍に罹ること勿れと、重方その厚意を謝し且つ曰竊に去るは武

士の耻づる所なりと、明るを俟ち徐ろに行李を治め一書を留めて柳川藩に向て發し諸藩を巡りて歸りき、當日の紀行記臆のまゝ此行や我藩の威武大に揚り諸藩のことも亦大に知り得たりといふ、寔に文政十二年にして重方四十七歳なり、藩廳この事を賞して重方には麻上下一具四人には各鎗穗と樫柄とを賜はりき、重方年五十餘に及て生亀六藏後に石井可波の門に入り神妙流の柔術を修めり、或人謂て曰槍術の妙手老て柔術を治む何の意ぞ、重方曰槍劍の用をなさゞるに際しては空手以て敵を摧くの外なきなり故に修むるなりと、その用心の切なるを見るべし、後三石の加恩あり、弘化三年三月致仕して子重則に傳へしが、重則死せしかば再び起て師範となり、安政五年三月二十一日病て死す壽七十有六、法謚旭照院釋種義秀、大窪山に葬る、當方後を受けて師範となり後安藤市藏に傳へ、市藏は重方の孫英馬に傳へぬ。

重則は重方の長子文化十年六月を以て生る、父に肖て强氣槍術を脩るの餘暇弓馬の術を修めまた學を講じ兵法を講ず、文武兼備なるものその人なり、歳甫めて十八單身槍を提げて奥羽越の諸藩を廻り、その二十九歳に及てや山陽西海諸國を巡りて技藝を試みしが、久留米に井上慶太あり初め重方の行きしや慶太時に年十八無雙の妙技と稱せられしが重則の行て試みしに慶太大に恐れしといふ、その萩長門に至り相試みしに匹敵する者なく、村田清風一詩を賦して贈りき曰、

名家槍法素天眞　閃々電光驚鬼神　海内周遊無匹敵　本多平八後身人

と當時天下の士苟も槍術を修むる者は重則の名を知らざるものなく、聲名反て父の上に出て天下第一流の名を博しぬ。弘化元年松平侯慶親（大膳大夫萩の城主）の招聘に應じ父の高弟黒河內兼規及び原貢（後新五右衛門）堀機三郞（後藤左衛門）松本辰次等を隨へ萩に赴き敎授すること年餘、その辭し去るに當て贈賜甚だ厚く更に囑託を受け藩士岡部半藏等四人を奉ゐ歸りき、是に至て重則に修行俸七口を賜はる亦異數なり、時に佐賀藩の士野邊田剛四郞、中西七三等相踵て來りしかば重則父と共に早晨槍場に入り敎授に勉めしを以て彼等大に進步し我藩士の俊秀も輩出す、松本友三郞、安藤市藏の如きその尤なるものなり、同三年父の後を承け師範となり猶ほ自ら槍具を着て後輩を仕掛て怠らず、適々疫疾流行し重則もこれに罹りて終に不歸の客となりき、實に嘉永三年十月七日にして享年三十八、法諡觀國院名槍、世人皆惋惜措かざりき、先に新藤某の女を娶り一女二男を生む、女横地某に嫁し長子英馬家を續く甫めて六歲後に師範となる、二子勇馬、二人みな戊辰の役に死す、英馬は年廿三、勇馬は年廿一。

〇

野矢常方

通稱は與八小字は駒之丞晩に凉齋といふ、蓼園蜉蝣翁は並にその號なり、父は惣五郞諱は常利母は浮洲氏長じて伯父志賀重方に就て寶藏院流高田派の槍術を學び、二十四歲重方に從て山陽山陰西海諸國を巡り身備に苦楚を嘗め術は精微を極め、忠恭神君の供番となり致仕して後重方死するに及て起

價ヲ難セシコトナシヲ低折スルコトナシトスル如何　綱

甲賀町廓門ナラン桂林寺町口トノ一說モアリ　綱

て師範となり後に安藤市藏に傳へき、常方若きより和歌を好み武技を修むるの餘暇澤田名垂に學び遂にその道に深造し名垂の後を續ぎ和學所の師範となり、忠恭・忠誠二君に侍詠し尤も忠恭神君の寵信を蒙りしが、神君江戸にて逝去し給ひ靈柩三之丸の假殿に着き給ひし折

　有しにもあらぬ柩をこのやとにむかへ奉りていかにかもせん

またおなし殿にとのゐして

　假とのゝみ柩の前にさふらへて昨日もけふもめすこともなし

外に當時の吟詠多かりしが一誦袖を霑さゞるはなかりき、常方性寡慾温にして且つ和また少言、その和歌を請ふもの常に陸續絶えず、野夫と雖も敢て拒まず粗箋と雖もまた辭せず、商賈に對し未嘗て其價を難せしことなし、一日某店に於て呉服を賖り去りしが店丁追ひ來り敬提して曰空價を陳せり請ふ罪することなくんば幸甚しと、乃ちその剩餘を返付せしとぞ、嘗て江戸に役せしに歸期近きに及び家人等庭草を除き園石を濯ひ之を待ちしに常方歸つてこれを見て曰、朝露の園草を沾せしを見んと欲する久しかりしが此の如くなれば幾分の風致を減殺せりと以て其風采を觀るべし、戊辰の役八月念三槍を提げ桂林寺町廓門を守衞し防戰して死せり享年六十五、亂後門人等相謀り詠草を廣博山大運寺に埋め園趾の殘石を建て拜石とし き・法諡皓月院覺譽涼齋居士。

吉野懷古

梓弓末のなかころ九重の、都のうちに風たちて、塵をまとはし村雲の、おほひかさなり大宮も、やすからなくにすめらきの、神のみ子たちみゝつから、弓矢とりおはしみ軍を、あともひつれて天降る、鄙の境のおちこちに、別れゐましぬ大君は、おほみ車をはる〳〵と、南の山のみよしのゝ、芳野のやまの山の上に、めくらし立てゝすめみまの、御子の璽のみしるしの、三種の寶身にそへて、もたす限りはこの山も、同し都とおひしける、しもとかりそけ假宮も、糸浪たてゝ落つ瀧津、瀧のひゝきのあらましき、山の額に鈴吹くや、荒山風を身にしみて、おほましましきしかしあれは、百の官もおのかしゝ、岩根木のもととり〳〵に、假庵つくり朝夕に、仕へ奉りて春秋の、花に紅葉にみ心を、慰めまつり久方の、月日のひかりかくて世に、きえすしあらはまたもその、元の都に天か下、しらさんものとたのみつゝ、有けんものを甲斐なきや、春咲く花の櫻はな、塵のまかひに大御影、かくれし山か哀れこの山。

返し歌

みや所うつろひはてしみ芳野に雲井の櫻なほそにほひる

杜鵑

なけや鳴け山時鳥たちはなのかほるよ頃はたか五月なる

月

コノ歌ハ芳野ノ題ニアラスヤ且ツ君か代ハ引カイテト覺ユ如何 安

月清みうかれてやとはいてしかと思へはさして行く方もなし

楠公父子櫻井の驛にて別れのかたに

君かため散れと敎へておのれまつ嵐にむかふさくらゐの里

大石良雄父子諸士の將となりて吉良の館に打入るかたに

ひき結ふねりその綱手よわからは淺野の眞柴亂れもやせん

源廷尉

沈むへきその身の仇となりにけり八島の波のたかき功は

鷺足

危きをまついましめよ高かれとねかふは親のこゝろなれとも

祝

爭ひし昔のあとを君か代は花にたつぬるみよしのゝやま

蟹

よの人のこゝろも同し上に目をつけつゝ横にはしるあし蟹

蟻

みる人の心にはちよふみ初し道はたかへぬありのゆきかへ

髑髏

末つひにかゝる姿とたれもみなしらて鏡のかけたのむらん

隱居せし折

後れしと思ふこゝろの張弓も今はふくろにおさめ果てゝん

辭世　世の人これを辭世の歌となすをもて斯くは題せしが實はしからず、ある時原捷忠のもとにて花の題にてよし辭世にもがなと自らいへたることあり、仍て世の人もかくはとなひしことならん

弓矢とる身にこそしらね時ありてちるを光りの花の色かは

西洋砲

こと國の人のしわさに習ふともやまと心の玉やこめなん

述懷

つひにみのならぬ我身も理りや盛りとおもふはるもなかりき

勸學のこゝろを

我とわかてらす心のほかそなきかへもる月もまとの螢も

○

黒河内兼規

一名は義信通稱は傳五郎といふ、實は羽入良説諱は義卓の第二子、若うして黒河内治助諱は兼博に

養はる、養曾祖父左近諱は兼孝神夢想無樂流の居合術に長じ寛延三年正月十石二口俸を賜はる、新に召出され藝者となり、養祖父治太夫諱は兼義養父兼博および兼規皆相續て師範たり、兼規他に神夢想一刀流の劍術、稻上心妙流の柔術、靜流の薙刀術、白井流の手棒術及び手裏劍術、鎖鎌術をも指南し傍ら和歌を修め、野矢常方、西郷近思、柴繁陰等みな其吟友なり、初め志賀重方に就て寶藏院流高田派の槍術を修め重方に隨て山陽山陰西海諸國を巡り、後また筑後久留米に赴き寶藏院流奥秘の書を得歸りて重方の子重則に讓りしかば、重則これを重んじ更に石龕を築きてこれを秘藏せしが不幸にて洪水の浸す所となりければ、兼規また久留米に赴き寫し得て歸りしが重則既に死亡せしを以て當時の師範野矢常方に讓りき、重則初め萩藩に招聘せられて赴くや、兼規も隨行し歸て後三石一口俸を増し賜はりぬ、曾て勢州津藩、穴澤流薙刀術の妙手某會津に來りければ、兼規これを留てその術を學ばんと欲し官に乞ふ所あれども允されず、某も越後に向て發しぬ、兼規逐うて坂下村に至り相見て謂て曰これより西溪に柳津あり東北の勝區なり、歩を枉げて縦覽せば如何と、某これに從ひ共に柳津に赴き逆旅に投じて兼規その實を告げて以て學ばんことを求めければ、某もその志に感じ直に四十八手の奥秘を教へしに兼規一見その術を諳憶し温習誤らず、また靜流に於て學び得たる所を擧げて質疑せしにその理適切にして悖らざれば、某も驚服して曰予人に教ふる幾百人なるを知らず卿か若きは未だ曾て見ざる所なりと乃ち印可を許しき、穴澤流は穴澤盛秀の開きし所盛秀

は先に槍術を寶藏院覺禪房に學び薙刀はこれに淵源し、兼規も亦寶藏院流槍術の達士なりしかば、かく速に悟り得しなりといふ、後静流を改て宍澤流といひき、兼規その修めし所の技藝その極に達せざることなく、居合術に於ける自ら箸を擲けその落るに先ち刀を拔いてこれを截るが如き自在にして、その手裏劔に於けるも小錢を柱にかけ一丈八尺を隔てゝこれに打ち一も過らず、其方孔を射るを目的とせしといふ、晩年眼疾を患ひ遂に明を失ひしが、尙ほ方六七寸なる板を柱にかけ手づからこれを探り後に退く一丈八尺、これを射て過らざりしと、また針吹（ハリブキ）に長ず、寸許の小針數十本を銜み一丈許りを隔てゝ障子に吹くや、一二針づつ口より出でて陸續絶えず、縷の如く障子を貫きしといふ、兼規毎に謂へり若し予を侵すものあらば刄を借らずして勝利を占むべしと、また謂へり柔術は技藝の元素なり、これを窮むれば他の藝術は推窮するに難からずと、また傍ら茶道をも修め多藝多能多く見ざる所なり、兼規若きより學を講ぜず是を以て和歌をを詠ずる詩題に苦み終身悔いしといふ、二子あり長子百太郎諱は義次戊辰の役に戰死し、次子百次郎諱は義兼砲丸に傷き歸りて家に臥せり、八月念三のことに及んで兼規、義兼を介錯して自盡す享年六十有五、後に遺骸を收めて城西阿彌陀寺に葬る、法諡進義院劍光盡忠居士。

西國に遊び歸りける折

難波津の梅か香とほくなりにけりのほるやいく瀬淀のかは舟

笠

なつかしや難波乙女かぬへる笠身には離たじ雨に照る日に

衣

めも綾にきぬのみ飾る世なりけりうたて心の垢はすゝかて

梔花

うち出て言甲斐もなき世のさかを悟りかほなる花の色かな

松間の月

粟田山松の姿を都まてうつして峯につきにいさよう

祈戀

足乳根のゆるさぬ中は神たにもうけしとしれとなほ祈る哉

渡部敏謙のもとへ

さゝれ行く音はかくはし末終に海となるへき梅のした水

月

夜よしとて浪の花貝拾ふ子かかたみにおもる月のかけかな

おしへ子の劒術修業にいづる折かきて見せける

嗣位ニ在テヲ嫡子
ニシテトスル如何
綱

繰かへしちたひや千度うたれてそひかりはまさる麻の小衣

○

宗川茂弘 并茂

勇之進と稱す、安右衛門諱は茂京の長子、母は上島氏、寛政九年九月を以て生る、茂弘性敏捷學を好み十歳素讀科を卒へ史記評林を賜はり、十五歲一等に進みしかば三禮古註を賜はりぬ、時に朱學に復し科業もまた一變し、十七歲大學に及第し五經新註を賜はりぬ、（系譜）これより安部井褧に學び孜々として怠らず、文政二年初めて欽文神君に謁せり、蓋し嗣位に在て謁を得るは有祿者のみにして切符士には許されざる所なりしに、父茂京長く用所局に在りて機密に關し殊に新編風土記の編輯に勞せしを以て特旨に出でしなり、六年家を嗣ぎ用所役となり一之寄合席に班し十八石三口俸を賜はる、（系譜）十六年儒者見習勤に轉じ右筆の上に班す、後累に加恩あり二十六石四口俸を賜はり忠恭、忠誠二君に侍講す、安政三年退休を乞ふ允されず、明年三月また乞ふ所あり遂に許さる、歲六十一、（履歷略）茂弘人となり溫にして且つ友、人に接する諄々として言ふこと能はざるものゝ如し、配は杤木氏二子あり、長子熊四郎茂友次子熊五郎尙志、尙志後に出でて長崎氏を嗣ぐ、異母弟を儀八郎茂といふ、杤木氏早く死す二子尙ほ稚ければ人みな再娶を勸むれども肯ぜずして自ら慕駿堂と號せり、蓋し漢の王駿が再娶せざりしを慕ひしなり、又詩を賦して曰曾參不娶兩兒安閔氏結婚一子單と、遂

詩ノ次ニ左ノ一句ヲ入ル、如何　安

城中ニアリテ人心或ハ振ハス茂弘力ヲ盡シ氣屈セス時ニ詩ヲ賦シ之ヲ忠誠君ノ覽ニ入ル其意欝ヲ散スルニアリ

に娶らず、その退休するの前茂友既に上崎氏を娶る、一日置酒團欒して謂て曰吾仕途に在りしを以て汝等を勞せしこと久し今より薪水の勞を助けんと、乃ち家園を培し飯米を舂けり、二子その老いて舂くを勞はり之を止めしかば、茂弘曰賜米なり一家これに倚る、男は舂くべし女は炊くべしと、居ること三年また家人に謂て曰一家雍睦吾また憂なし、城市を辭して畎畝の間に隱るべしと、乃ち北郊濱崎村（河沼郡）に僑居し書を講し且つ耕し居ること三年、又曰予老たり歸りて子孫の養を受けんと、乃ち家に歸る、偶々忠誠神君京都の守護に當り給ひしが、時運澆季に屬し世事亂麻の如ければ、茂弘屢々建策して措處を論せり、戊辰の役起るに及て起て軍事局に出仕す、事既に迫るに及て神君自ら出でて軍を指揮し給ふ、茂弘自ら從はんと乞ふも年老いたるを以て衆議これを難せり、茂弘乃ち奥番に倚て素志を上陳して從ひ行きしが圍城三旬開城の議起る、茂弘慷慨し書を裁して進呈す、略に曰國君の社稷に死するは古今の通義なり、福山（板倉周防守勝靜備後福山の城主）唐津（小笠原圖書頭肥前唐津の城主時に二人若松にあり後新館に行けり）二君の所爲に倣ひ給ふ勿れ、且つ我が寃明かならずして今日の極に至りしは運また盡きたるなり、伏して願くは公もまた意を決し給ひ、將士もまた排列して長途に供奉すべしと時に詩を賦せり、

暖衣飽食常高枕　秋月春花共舉觴　一代榮華夢初醒　欣然含笑執長槍

己にして城中遂に白旗を建つるや茂弘素志に反するもまた己を得ず、涙を飮んで命に從ひ今日を以て第二の生日となし自ら再生叟と號す、明年九月茂友家を携ひて後志國小樽に移る、家側に高丘あ

り風雨雪霜の日と雖も必ずこゝに陟り南に向ひて遙に先君の廟を拜し二君の解幽祭祀の絶えざらんことを祈り、嘗て詩を賦して曰、君在幽囚臣絶島　葵心日々望遙空　と後余市に移るや一壇を舍側に築く、時已に容大君立ち給ひしを以て時を以て遙拜しぬ、偶々開拓使學事を奬勵するに際し擧げられて鄕校の師となり子弟に教授す、後札幌の資生館長を命ぜられしが衰老を以て辭して赴かず、十年茂友と共に會津に歸り窪村（河沼郡）に寓しその居る所を遷喬庵と名く、蓋し幽谷より喬木に遷りしを表せしなり、村童相集り教を乞ひしかば懇ろに教授せしが幾もなくこれを謝絶し、自ら驪翁と稱せり、驪は野馬なり復用ふべからざるの意なり、幾干もなくして病に臥し自ら起つべからざるを知り藥餌を廢せしが、尙は書を讀み筆研を延き葬祭式一卷を書し家人に謂て曰、予死せば斯に因て式を行ふべし他に遺言なしと、旬を經ず明治十五年六月六日死す壽八十六、諡して節翁靈社といひ菩提山極樂寺先塋の次に葬りき、茂弘が常に師とし事ひしは安部井褧、高津泰、片桐嘉矜、猪狩維岳にしてその友とし交りしは小川華山（尙記）山田如弓（波門）堀長敏（七太夫）等數輩にして每月一回日を刻し一瓢を携ひ相會して談論するを例とせり、退休の後更に鄕黨社を結びぬ、その武に長じ且つ風流自樂むものは笹沼主計、その文を好み善く公室の故事を談ずるものは三宅彌次右衞門、酒酣にして起て舞ふものは山室鐵五郎等にして他に若干名あり、以て其の平生の襟懷を觀るべし（履歴略）

春陰

費スモノ落字アラン　安

花宜細雨柳宜晴　一種風光各自情　天意兩端猶未決　輕陰漠々鎖春城

送志賀重則廻諸國試槍法

六十餘州誰敢當　少年學得藝中王　此行臨事猶須懼　亦是昇平小戰場

茂は茂弘の異母弟通稱義八郎、母は野矢氏、若きより雋逸不覊然して酒の爲めに譴責を受け母をして憂ひしめしが貳拾餘歳にして學に志し刻苦手に卷を釋てず、二十九歳安部井褧が講筵にあり、論語の行有餘力則用學文の章を聽き慨然悟る所あり、是より屛居して諸生を敎育す、從ひ學ぶ者數十人、母性酒を嗜むも家貧きが爲に敢て觴を擧げず、茂力めて之を供せり、曾て歲饑え禁酒の令出で市井の酒肆酒を鬻く能はず、茂遠郷に行き之を賖り得て供しぬ、その供養至らざるなく、その歿せしや心喪三年、生徒を謝絕し著述を以て事とせり、その哀々記の如き追慕の切なるを觀るべし、茂が學專ら朱說を奉せしが後西洋の理學渡來し人の智覺は全く惱裏に存するを悟り、且つ諸國中には四季の別なき所あるを聞き、朱說の仁義禮智信を陰陽五行若くは四季に配せしは全く一方の偏見なることを看破し、晚年一家の說を立てり、業を受くるもの日に多く橋木謙藏、伊東祐順（左太夫）廣澤安任（富次郎）安部井宗恂（政治）の如きその傑出なり、茂後進に敎授するに至て懇篤にして釋義は務めて俗話を用ふ、これが爲め工夫を費すもの筆記に就て證すべし、嘉永癸丑米艦渡來に際し三論七策を書し平尾忠告（江戸の留守居役悌五郎と稱す）に倚て水戶藤田彪に贈る、彪これに服し遂に主君（齊昭）に呈し且つ當時答ふる

所の書ありといふ、家老某茂を聘して教授を乞ふ、茂辭し得ず應じて行く、某漢書を讀み魏相が封事に至る茂これを當世に比較し直言毫も憚らず某遂に謝絶しぬ、茂是に於て和歌を咏せり、

　まねくそと心ゆるして立ちよれはを花か末に秋風そふく

これより閑居書を講じ時には兄弟相携ひ山野を徜徉し瓢酒を傾け詩歌互に樂む、世人評して僻となすに至る、然れども時事を憂ひ獨り之を書に筆す、履霜戒、草茅危言、獨言、ちらんもをし、道腴篇等の著あり、文久の初年家老横山常德（主税）江戸にあり、これを聞き私に宗恂に命じて著書の時事に關するものを求めしむ、宗恂歸省に託し歸て之を傳ふ、茂時に病床にあり拜謝して一首を詠す。

　君にけふ汲れんものか耻かしやあさきこゝろの水くきの痕

後終に起たず享年五十七、法謚信靜院光譽涼雲居士、先塋の次に葬る、實に文久二年八月十四日なり、茂和歌を善くし最も手著（テニヲハ）を窮む、當時詠歌を以て鳴りし野矢常方、柴繁陰が如きも手著に至ては三舍を避けしといふ、茂著書に於て最も功夫を費せしは孝經則、孫子墨、性天問答、訓點考、詞手著、しのぶる種、左傳釋等にして他に周易、詩經等の筆記數種あり、皆一家の識見を立るにあり、今尚ほ家に藏む。

　偶成

死後功名不易施　生前富貴亦難期　母兒對酌茅齋夕　方是無窮快意時

おしへ子か槍術にかたむきて修業するとてつけ來るにかきて見せける

おもひたつ重きその荷をおろすなよ力車のくたけぬるまて

折にふれて

入方にひとしほ匂ふ夕日かな人もおはりのかゝらましかは

世の人の爭ひきそふそれならていちにうるなは誠なりけり

やつ子らか時を得かほに立まふもうはの空なる風のひととき

閑窓燈

ふみ見つゝ思へはまとの燈は心のやみをてらすなりけり

いかなる折にか

もの學ふ窓に螢をあつめてもくらき心よいかにしてまし

とる筆の命毛なかく學ひてんむかふ硯のうみやすき身も

こゝろたにのかれて住めはすまれけり必す山の奥ならすとも

後漢書を讀けるおり

よの末は山吹色のこかねより實のなき花の盛りなりけり

○

山内玄齢

幼字は千松後に左衛門又波門晩に如弓といふ、父は右兵衛諱は玄眞、母は伊東氏、玄齢幼きより好て天象を觀地理を察し遊嬉の間父母に問ふに星辰若くは玉石の名を以てせり、稍々長じて學を勉めて倦色を現はさず、享和元年八月初めて恭定神君に謁し文化五年誦師となり子弟に教授す、同十一年家督百石を襲食し外様士となる、誦師尚ほ故の如し、同十四年一之寄合席に班し文政二年教授を免ぜらる、同十年蝦夷及び浦賀(相州)陣營の事を調査せんがために用所局に出仕を命ぜられぬ、尋て天文學修行の命を承けて江戸に往き澁川家に就て之を學び黽勉その奥を窮む、辭し歸て後年々七十二候暦を調製して澁川家に送致し澁川家これを取て暦本に載せしといふ、玄齢また好で地理を窮め老幼に語り地下を指て曰、此下に亞米利加洲ありその大さ日本に數百倍せり、然して航行數十日を經ば達し得べしと、當時外交未だ開けず聞く人多く之を怪む、また西洋の事を談じ陰暦陽暦の別を説けども解する者なかりきといふ、保科家の遠祖歴世の事實湮滅せしもの多く又我藩創立の際功勲あるものにして家名斷絶せしもの尠なからず、忠恭神君その終に泯沒知るべからざるに至らんことを憂ひ給ひ、玄齢をして調査せしめ給ふ、玄齢命を拜し日々系譜局に出でこれ等の事を調査す、その勤務繁且つ劇と雖も氣運晴雨霜雪等苟も天文に關ることは日々筆記し毫も怠らず、藩廳その勞を慰め物を賜ひしこと數次に及べり、嘉永五年天文學に屬することは學校奉行の支配を受けて奉務し且

つ指南すべき旨を命ぜられ、子弟を教授する僅に三年、安政元年六月二十九日病て死す享年六十七、城南建福寺に葬り、謚して稷堂霞賓居士といふ、（履歷略）後神式に改めて祭祀し追謚して稷堂神靈といふ。（系譜）

○

林　安定

初の名は當碎、小字は又三郎、又笈之助、後に權助と改む、遠祖權助某は鳥居侯元忠に仕へ慶長五年八月朔日城州伏見城の追手に於て戰死せり、子治左衛門諱は安治土津神君に仕へ四百石を賜はり、歷世襲食し治左衛門諱は安富に至る、これを安定の父となす、母は小野田氏、（系譜）安定若きより心を武に注ぎ、武術に於て極めざるなく、尤も長沼流の兵法に達し、一宮流の居合術に熟せり、家を嗣ぐに及て家老附外樣士となり、後に進て江戸邸の物頭となる、時に老中水野侯忠邦（越前守羽州山形の城主なり）幕府の諸政を改革し、强ひて市價を低うせしめしかば商估擧て怨懟し、遂に結黨數百人に至り、白晝侯の官邸を襲ひ沙礫を投じ暴動急劇なりければ、侯臣措處を失ひ狼狽しき、官邸は城内和田倉に在りて我藩邸と相距つる遠からず、安定變を聞き單騎驟馬に跨り長槍を揮て群中を蹂躪しければ、賈人みな恐怖して星散しけり、これに因て安定の名聲一時に振ひ、都下の商士みな權助が名を知らざるものなかりき、時に天保十四年九月なり、（彭齊隨筆）後累進して同邸の番頭となり學校奉行を兼ね、奨

勵その宜きを得甲士諸生等皆悅服しき、居る事數年軍事奉行に轉じ會津に歸りぬ、時に西洋の利器渡來しければ、安定これを研究し文久二年建議する所あり、銃卒の銃器を改て雷汞銃となしぬ、京都に役するや步法は長沼流を棄て悉く蘭式を採り、卒先練兵場に出で躬ら皷砲を把り打て以て士卒を訓練し遂に妓曲に登るに至りき、元治元年蛤門の亂起りしや安定諸軍を監督し大砲隊長を兼ね、賊を追うて山崎天王山に到りしかば、賊先ちて火を放ちて自殺したゞ灰骸を視るのみなりければ、安定指揮して兵器を收めて歸りぬ、慶應三年十二月徳川內府大阪にあり、上洛の令を發す、我藩先鋒たり、安定大砲隊士を率ゐて先發し伏見の關門に抵る、鹿兒島藩士關門を守衞し拒んで通せざるを以て、安定他なきを說き懇に請ひければ、稟議して答ふべしといひしを以て退いて屯所に就かんとし、隊士を率ゐ來る數丁關守の兵巨砲を發して安定が後を擊ちければ、安定士卒を指揮し應戰最も力め、後軍相援け刀槍彼の陣を衝くものあり、相戰ふ二晝夜、市巷に於て巨砲相擊つ今古嘗てあらざる所、以てその劇なりしを知るべし、是を以て彼我の死傷最も多く、安定もまた砲丸に中りしかば踞して以て指揮し、遂に三所を傷つき介錯を求めしが、隊士等抱顧し瘡痍を汽船に載せて發し遂に船中に於て歿しぬ享年六十有五、江戶白銀町興禪寺に葬る、安定體軀肥豊白髯を揮ひ士卒を指揮する健强撓屈せず壯者も愧ぢしといふ、その士卒を進退する整肅にして亂れず、畢竟素養の致す所也、初め京都に往くに當つて自ら謂ふ、伏見に於て戰死するを得ば足れりと、祖先の故を以てな

り、安定武器を嗜み實用を務めて虚飾を事とせず、家世々製鎧の法を傳ふ、其法革を用ひしなり、安定もこれを製し父及び安利も自ら製して獻呈しき、配は馬場氏三子あり、長は又三郎諱は安儀また武を攻め、長沼流の兵法を極め交るに蘭法を以てし、また一刀流溝口派の劍術を修めて妙手の名を博しぬ、伏見の役鳥羽街道に於て死し、一家難に殉ふ、次は武次郎出でて生田氏を嗣ぎ早く死す、次は亨また先に死せり。

○

橋爪盛道

通稱は助三郎哂齋と號す、忍耐よく學を勉め官遊江戸に赴き昌平黌舍にあり、黌友みな盛道が勤勉に輸けぬ、偶々奥羽歳荒れ五穀登らず藩中一時面口米を給して俸祿を廢せられければ、上下みな粥を啜り或は粮を舐りき、盛道これを聞き以爲く予黌中に在るを以て幸に常食を喫し得るも國人に對し忍びざる所なりと、乃ち米量を減じ（常量一日白米四合）一日二飯となしければ、黌友これを義なりとして稱道しぬ、一日黌友と約し鎌倉に赴き即日還るを期す、往還二十八里程、その歸途に臨むやみな疲憊し駕に乘るあり、逆旅に投ずるあり、盛道もまた疲憊せざるにあらざれど强ひて足をひき夜半高輪に來りしが、行く〳〵睡りて柵門（キド）に當りて遂に倒れ天明て初めて覺め歸りき、以てその不屈の氣象を證すべし、西遊して肥薩を極め國に歸りて儒者見習勤となり、數年の後召出され一家をなせしが猪苗

代に轉住せり、盛道初め父の喪に服する三年展墓の外戸庭を出でず、猪苗代に轉ずるに及んでまた母を喪ひ若松に歸葬す、猪苗代と相距る五里程、隔日墓に謁し石に憑て睡り醒てまた拜して歸る、以て兩日の謁とせしなり、此の如くする五十日、酒肉を絶つこと三年、身仕途にあるを以て心喪に換へしなり、後若松に歸住し忠誠神君に侍講し、陪して京都に行き公用局に出仕し戊辰の役軍事方に出仕す、明治十三年八月病で死す壽七十六、靖彥靈社と謚し、大窪山先塋の次に葬る。

太夫櫻　藝妓錦太夫の墓標

巫山芳夢委黃塵　墳上孤櫻獨占春　二百餘年花尙在　玉容想見舊時人

耶馬溪

度水穿雲百里程　丹涯翠壁異尋常　愛看左右溪山好　不識危途迂且長

偶成

餘命纔三十　更懷千歲憂　身寄蝸廬裏　心飛五大洲

○

大岩勝長

嘉藏と稱し石皷と號す、父を勝秀といふ、幼にして重痘に罹り殆ど危かりしが幸にして全癒せしもこれがために一目眇なり、稍長じて學を好み頗る強記なり、家を續ぎ音頭となり、黽勉職を奉じ陣皷

および哼囉に長じ後輩を教授せり、文化蝦夷の役陣將北原光裕に屬し唐太に征きぬ、初め笈を負ひ江戸に出で塙保巳一に從て勤學數年大に進歩し衆群の尊崇する所となりき、その學最も本草に精し、微木細草と雖もその名稱原質をしらざることなし、遂に擢られて醫學寮の師範となり、建議して磯多下町の藥園を日新館に移せり、奉務數十年勤勉一日の如く教授の勤勞も亦鮮少ならず、この間畢進して班席一之寄合に至りき、古來學事に勞せしもの少なからずと雖も年割席より此に進みしものは未だ曾てあらざる所蓋し異數なり、著書伊勢の海あり、保巳一が群書類從に倣ひしものにて數百卷あり、元治二年二月二十六日病て死す壽七十餘、法諡秀賢院仁譽石鼓居士、城東菩提院山に葬る。

○

加賀山知常弁翼

遠祖の出る所を知らず、加賀山盛家に至り足利義詮に謁して攝州古曾部郷を賜はる、後盛久あり、薙髮して東雲と號し伊勢寺に住す、即ち先塋の在る所なり、後盛政に至り寬保の初め家を離れて會津に來り醫を業とせり、子の謙純諱は盛昌相續て醫を業となす、盛昌に二子あり、長は俊藏諱は知常蕭山と號す、次は雲省と稱す、知常は書を學び雲省は醫を學び、二人各その術に秀達し世人の尊崇する所となり、遂に恭定神君に拔擢せられ各俸知を賜はり一家をなせり、知常初め江戸に出で書を脩め、後に諸國を遊歷し名家に逢うて書法を研究する五年、享和二年歸り來るや學事皇張の時に際

し書籍の鋟刻また夥多なりしが、その刻書はみな知常の書する所にして、遂に華様の師範となり子弟の教授を司れり、恭定、貞昭、欽文三君の墓碣は皆知常の書する所、勤功に因りて二之寄合席に班せられき、（系譜）その書專ら王氏を師とす最も楷書を善くせり、當時の書を謂ふもの知常を推さゞるなく實に我が藩書道の中興たり、文政八年四月六日病歿せしかば儒禮を以て大窪山に葬る。

翼通稱を潜龍といふ仁山は其號なり、雲盛の子太冲諱は盛俊子なかりしかば翼を養ひて子としぬ、實は兒島雲琳諱は君玉の第二子にして材幹氣骨あり、天保五年家を續て百石を賜はり醫師となる時に年二十四、當時市村醫家の子弟江戸に行き業を脩るものありしが、多くは學資に堪へず學業就らずして歸るもの十に八九、翼これを惜み封内の醫家を擧げて一年金一分（今の二十五錢）を積む事十五年、その利子を以て子弟の學資に充て、これを積む五年より漸分を給し得るの方案を立て、同僚佐藤雄庵と倶に建議せしかば、可納せられ遊學の子弟皆その庇潤に因て志を達する事を得き、後に翼自ら請うて江戸に行き多紀樂眞院を師となし内外科を研究し、また池田瑞仙の門に入て痘瘡科を攻めてその奥を極めぬ、醫學寮中に痘瘡科ありと雖も、治を善くするものなきを以て殊にこれを究めしなり、この時西洋の醫術日に月に輸入し、漢蘭の二家互に偏見を立て相軋りしかば、翼は二方を兼脩むるにあらざれば門戶を張るに足らずとなし、伊藤玄朴、織田研齋等に從て蘭方を攻めぬ、安政年暴瀉病流行すれど治法を究めしものなかりしが、翼蘭書に因て研究し遂に原書を飜譯して世に公に

せしかば、衆醫これに憑て大に益を得て患者もまた快癒せしもの多かりき、翼また蘭學館を創立して子弟を敎育せんとしてこれを建議しければ、藩廳これを可納し先づ江戸邸に創立して翼をして主裁せしめ、更に玄朴、研齋及び萩藩の醫師山根敬造を聘して敎授を託せられき、居る事數月にして翼は敬造を携ひ會津に歸りしかば、醫學寮中に蘭科を設けて翼を師範とせられ、また別に舍密所を設けて敬造を主裁とせられ、吉村二洲は翼の補助を命せられ駸々歩を進めゐしが、戊辰中伏水の事會津に聞ゆるに及び、翼機に先だち兵を徵集してこれを率ゐ、隣封長沼に行き利害を陳述して遂にその陣營及び兵器を請けしが、長沼は水戸藩の支封にしてその事我藩に聞え遂に喚還せられ、訊問を受けしが翼陳辨して事全く解けたれど、機既に失し再行するも益なきを以て兵事に奔走し、役後四年四月二十九日病歿す、儒禮を以て大窪山に葬る、翼醫に於ては內外の諸科を究め、蘭書を講究し昆刺地烈篇、痳病新書、古今大眼、古醫方發蒙等の著あり、皆前人の未發にして醫道を裨補する鮮少ならざりき、翼傍ら農桑を事とし、戸澤村（會津郡）を開拓し所收殆ど二百石に至りき、翼材幹あるも大に發揮するの地位を得ずして終りぬ。（系譜 仁山日記）

○

星猷訓

又の名は孚、通稱は俊吾研堂と號す、父は俊藏諱は清猷、母は川手氏、寛政五年九月を以て生る、（系譜）

猷訓資性酒を嗜み、孩提尙ほ歩行に難せし頃常に葡萄して皮下に行き、指端を酒瓶に入れ之を嘗めて快としき、（碑口）長ずるに隨ひ書學を勉め十二歳禮記を賜はり、明年また硯一面を賜はり平日の精勵を賞せられぬ、文政二年家を續ぎ八石二口俸を賜はり二之寄合席に班し、四年一之寄合席に進みき、（系譜）初め内田近明に從ひ一意瀧本流を學び晝夜筆紙を捨てず、然れども家道極めて貧しく紙筆の料に乏しかりしが、江戸に役するに及びて公務の餘暇自ら米を舂き賃を得て以て其料に充てしといふ、（友人の説話）同六年更に書道の修行を命ぜられ再び江戸に赴き（系譜）加須屋時鳴に隨ひ華様を學び、後に至り楷書は顏眞卿、草書は懷素の風を修め忠恭、忠誠二君の右筆となり瀧本流華様の師範を兼ね顯族の子弟は猷訓を師とせざるなく、私宅に延て習ふあり饗するに酒と芋（俗にさといもといふ）とを以てするを例とし、同門の子弟相呼んで芋先生と稱しき、忠恭神君逝去し給ひしや墓碑誌石等は皆猷訓の書せし所特命に因てなり、猷訓筆を執る手の左右に別なし、嘗て右手の骨を挫きしがその癒えざるの間左手を用ふその書右手に異らず、著書草書格あり開版方に於て印行しぬ、戊辰の役後鹽川村に退隱し子弟を教授する三年終に明治二年十一月二十三日同村舊代官所に於て死す壽七十八、法諡宗樹院光譽研堂居士と云ふ。

○

松本辰次

此母ニシテ此子アリ　安

友三郎と稱す、南學館預役松本長藏の第二子なり。兄を直記といふ。出で渡邊氏を嗣ぎぬ、弟を勇、次を熊五郎と稱す、四子未だ壯ならず、長藏死しければ辰次その後を嗣ぎ、俸知極て薄く家道甚だ貧窶なれど母の慈育最も渥く、その奉事するもまた至孝にして舉郷稱道せざるものなかりき、辰次稍々長ずるに及て專ら武術を勵み、渡部丈助に就て荻野流の砲術を學び又志賀重方に從ひ寶藏院流高田派の槍術を修めぬ、其砲術場は瀧澤町靈養神社の傍にあり、辰次日々通學せしに時には粮を齎らすこと能はず、鹽豉少許を持し午時には河畔に行き水に和してこれを啜り以て飢を醫せり、丈助これを知り屢々伴ひ歸つて酒食を饗し勵ましければ、辰次も其恩に感じ益々勉め槍術も亦衆に抽んで、二十一歳重方の子重則と倶に七道を遊歷し、諸藩の名士と相試み術大に進み歳餘にして歸りき、初め遊歷の命を受けしや歸つて母に告ぐ。母感泣措く所を知らず、直に自ら衣る所の襦衣を脫ぎ濯ひ且つ彌縫して與へり、その更衣なきを以てなり。幾干もなうして重則萩藩の招聘に應じて行く、門人原貢等超群を以て隨行を命せられければ、學校奉行山内俊温辰次を薦めしが班席卑きを以て許されず、乃ち重則が家弟となし薦めしかば初めて許され、萩に赴き留まること二年、待遇優渥贈與甚だ厚く、行李を治めて還りければ母喜びて出で門に迎ふ、辰次その健全を祝しながら手を携へて家に入り直に行李を解き新衣を進む、其情想ふべきなり、爾來辰次が術大に進み卓越して並ぶものなきに至り、遂に特擧を以て徒士に擢んでられ十一石二口俸を賜はりければ、人皆以て榮とせしが同僚は反つて

これを嫉み、皆謂く彼は槍砲に於ける妙手なりと雖も、徒士の職分たる水業に至つては稚子なり、以て暑候を待つべしと、毎年三伏の候には東山溫泉の傍に遊泳場を設けて相演ずるの例規ありき、期に及て同僚相携へて行きしが辰次新參を以て水に入る一番衆皆注目せり、然るにその術また尋常同僚の下にあらざれば敢て一二するものなかりしといふ、辰次初め徒士に擢でられしや水業に熟せざるを以て師範赤塚志賀之助の門に入りその術を研究し、夜間竊に客艪を持ち外濠に入て自ら修めしとぞ、嘗て忠恭神君東山の泳技を覽給ふや同僚みな奮て技を演ぜしに、辰次獨り玉川樓三層の屋上に昇り檐端より躍り落ちければ見るもの皆掖泚を生ぜりといふ、辰次病に罹り晩年强發手に槍を執らざること數年體軀また衰ふ、偶々萩藩の士岡部半藏再遊して會津に來れり、半藏は曩者萩に於て仕掛けしものにして遂に隨行して會津に來り上達して數年を歷て歸りし後鎭西第一の名を博するに至る、自ら以爲く先生（重則）既に世を去り恐るゝに足らず以て蹂躙するに可なるべしと、相試みしもの數人果して敵するものなく半藏もまた得色あり、是に於て人皆辰次に勸めければ辰次杖を曳き槍場に入り互に久闊を謝し相禮す、半藏その面貌を見て以爲く予が業は昔年に比し稍進む所あり、今日に在ては一槍の下に壓するに可なりと、半藏直に辰次に需めしが辰次曰病に侵され手に槍を執らざること數年體軀は既に斯の如し、然れども昔年の知過且つ遠來の賓應ぜざるべからず、然りと雖も數槍を接する能はず、勝負は貴卑を問はず只三槍に止らんと約し、乃ち裝ひ相對し半藏は未だ一槍

書技妥ナラズ書體ニ作ル可ナラン歟　安

を出さゞるに三槍みな辰次が占むる所となる、辰次約の如く坐して急に面を脫して謝せしかば、半藏は失ふ所あるが如くなりしと、以てその卓越を證すべし、辰次壯年より長沼流の兵法を講し終身怠らず、人皆謂ふ供番の薦に該るべしと、病遂に癒えず文久二年死せり、法諡賢榆宗義居士、寶雲山大龍寺に葬りぬ、辰次意氣凜然上士を以て自ら擬し、人に接する謙にして家甚だ貧しと雖も衣服は必ず絹紬を用ひ冬時は單袴を穿たざりき。

○

莊田　坦

字は君平長之助と稱す、後半藏と改む、膽齋は其號なり、兄久右衛門家を嗣ぐ、坦少きより書技を學び卷大任を師とす、揮毫自在楷書と雖も几案を用ゐず、小板を手にし紙をその上に載せて書す、その書するや人と談話するも決して謬誤せず、最も細楷に長じ半紙を四截し千文字を書する等最も鮮美なり、四書輯疏の印行あるや坦その刻字を書し三口俸を賜はる、日新館華様の師範は星俠訓なりしが坦はこれが補勤たり、文久年間南北學館に華様を設けらるゝや坦その師範を兼ぬ、幾くならずして右筆に召出され一家をなす、明治の初年福島縣の吏員となり辭して東京に出で職を文部省に奉ず、尋で又これを辭し妻を攜ひ清國杭蘇の間に遊ぶ、詩作あり、西航謾吟といふ、南摩綱紀これに敍す、併錄して傳を補ふ。

假名假字何レカ妥ナリヤ　安

高文笑ノ字ヲ以テ形容ス愚竊ニ思フ當ラス何トナレバ其心服スル所七十年ノ發明セシ旨吐露セシヲ見レバ冷笑ニハ非ザルナリ高文ナレバ冷笑ノ如ク見ユ　安

老友莊田膽齋夙善書晩攜家漫遊清國杭蘇之間遠近來請書者絹紙滿案彼土善書者胡公壽吳廷康何東樵等皆友善初訪公壽談及書公壽請觀其揮毫膽齋乃執筆書篆隷楷行草及假名各一體每體就公壽吃々笑不止膽齋問其故公壽曰其初執筆也不合法故笑之既而運筆亦失法故又笑之書就流麗圓熟不詭法度余學書七十年常謂執筆運筆皆有一定法度毫差之則不成書今觀此書始悟不必區々法度故又自笑耳膽齋請問法曰君已熟矣今俄講法恐損書體若欲知吾法使童子來學遂舉其所自書及古墨蹟一筐爲贈膽齋又善詩清觀其寒山寺廢楓橋遠不聽鐘聲聽水聲詩極口賞賛呼曰寒山寺先生而不名云既歸歷鎭西南海諸州而抵東京開還歷宴於江東樓會者一千餘人此日罹病越明年竟不起惜夫膽齋平生所賦佳作亦多而戊辰之亂爲烏有如此卷特其一班已余惜其全豹不見世因次第而序之云

發蘇州赴杭州舟中

曉發姑蘇霜月清　蓬窓風冷夢難成　寒山寺廢楓橋遠　不聽鐘聲聽水聲

湖遊謾吟

梅花仙鶴欲招魂　風景依然處士門　憶得當年詩句好　水清淺與月黃昏

○

古川春英　川崎尚齋

春英は初め留吉と稱す、河沼郡駒板村農家の子なり、尚齋は初め正之助といふ。我藩に來り土津神

君の諱を避て莊之助と改む、出石藩(但馬國)醫家の子にして江戸に來り蘭學及び舍密術を修めしが、春英幼うして英敏甫め十二歳若松の醫師山内春瑞の家弟となり醫術を修めしも、年稍〻長じ自ら以爲く春瑞は拙劣師となすに足らずと、乃ち佯り狂し脱走して大阪に行き、緒方洪庵に隨ひ蘭書及び醫術を修め黽勉怠らざれば大に進みき、安政四年會津に蘭學所の設置あり山本覺馬、南摩綱紀これが教師となりしを聞き盡す所あらんと期し歸り來れり、是より先數月尙齋會津に來り覺馬に面しければ、覺馬その非凡なるを知り家に止めて官に薦めしに、四口俸を給して教授を囑託せらる、尙齋曰不肖以て人の師たるに足らずと雖も盡す所あらん、今寄食その人あり口俸は敢て當らずと、官乃ち若干金を野村監物に下付しこれを尙齋に贈らしめき、監物時に蘭學所の司官たるを以てなり、春英歸るに及びて監物が屬吏鈴木爲輔二人を家に延き酒を饗しければ、各襟懷を披いて將來を談じ各相共に盡さんと誓ひき、然るに春英は曩者允准を得ずして境外に出でし犯者なるを以て監物殊に上陳する所あり、これが地をなしゝかば遂に不問に措かれ特に費金一月三方を給せられ、二人黽勉教授に盡し累增せられ十三口俸を賜はりき、萬延元年蘭學所と砲術と學校奉行の主管を解き、更に主役を置かれしに際し春英は別に見る所あり、佩刀を尙齋に與へ自ら山川海介と變稱し、再び大阪に赴き洪庵に從つて醫術を修め大に進みしを以て、元治元年京都に召され醫師雇勤となりしが辭して當らず、直に長崎に行き蘭醫ホードイムに學び、戊辰の役起るに及びて歸りて松本良順(今の順)等と協力して療痍に勤めき、尙齋

は終始教授と器械の製作に從事し、後には喇叭及び銅製のバトロン等を製し得るに至りしかば軍用上の便益啻ならず、二人各その職に從事するの間軍事を計畫し防戰に勞する等譜代士の及ばざる所人皆その氣慨に服せざるものなかりき、役後北郊島村に治療所の設置ありしや、春英これが長となり、傍ら少年を教授せしが、兵燹の餘り書籍の購ふべきなく又借るべきなし、僅に一書を得ば自ら謄寫して少年に授けぬ、毎にいふ此大耻を雪ぐは英材を輩出するにあらざれば能はず、教育は自ら任ずべしと、後治療所を若松に移されしが、その長たる故の如く又教授に怠らざりき、明治三年ボードイム東京に來りしを聞き春英その新術を學び得んと欲し既に允許を得しが、未だ行李を治むるに及ばず、疫に罹り十一月七日終に死せしかば人皆惋惜せざるなし、尙齋は性灑落胸中一物なし、斗南に移るに及て爲すことあらんと欲し外人に謀りしが、其事遂に敗れて却つて累を來せしが事解け明治六年東京に於て死せり、春英が墓は若松大町融通寺に、尙齋が墓は東京今戸町の某寺にありき。

○

小川常有

通稱は有太郎父は德之助諱は常親、母は佐々木利右衞門諱は義智の二女、常親は杉右衞門諱は常義の三子、寶曆四年を以て生れ、幼より射を好み、長じて森山盛命（隼右衞門）小出諸庸（喜助）に就て印西派の射術を學び、數年にして超群の稱あり、盛命子なかりしかば常親を養ひて子とせしが、後實子生れ

ければ常親病を稱して家に復り、尙ほ黽勉弓箭を棄てざりしが、寬政六年盛命の後を承けて師範となり漸次俸祿を增し七口俸に至りしが、未だ家をなすに至らず、文化六年二月死せり、時に常有生れて甫めて四歳佐々木氏喪事を畢へ常有を携ひ宗家の外舍に移り、一口俸を宗家に得て自ら紬織をり稚子を養育し、稍々長ずるに及て佐々木氏經典餘師を求めて常有に授け、七歳初めて岸忠恕（丈右衛門）の門に入り、射を修め遺業を繼ぎ家をなすを以て志となし晝夜怠らず、文政八年大箭數（弓術門に詳なり）を射て的箭一手を賜はり、後に既稟一口半を賜はり居寮を命ぜられしが、侍養缺く所あるを以て請うて學校の官宅に移りぬ、同十一年三十日の間に十萬矢を射、後また三年の間に二百萬矢を射んと期し、半にして忠恕死し大原久舊（六太夫）師範となりこれを止めしめ專ら眞射を射さしむ、また請うて江戸に赴き深川三十三間堂に上り射を試み、歸て久舊の後を承けて師範となり七口俸を賜はりぬ、時に年二十七、後に指南役雇勤となり、遂に召出され一家をなし十石二口俸を賜はり、また進て供番となり師範を兼ねき、常有體軀肥大膂力人に過ぎしかば、常に射る所の弓も弱ならず、また命中も尋常ならざれば人皆稱揚して妙手となし師も亦可なりといはれしが、自ら反求して惟ふに、射は滿を持し安んずる所ありて放ち、その放ちし後は縷を牽くが如くならざるべからず、此の如きものを妙手となすも吾が射に於ける毫も心に安んずる所なく、放ちし後は茫然失ふ所あるが如し、是射にあらざるなり、如何せば妙手の如く射ることを得べきとの一念發生し、これを師に受けし所即ち己が射る

所に徹するに反せざるを得ず、これを擧げて師に正せば容れられず、是に於て野村悌五郎、神尾孫次郎等の高足弟と討論數議し、得る所あるが如きも弓を彎くに及ては心に慊らず、二友も亦足れりとせず、師前に於ては從來受けし所を射、師退くに及てはその討論する所を射、此の如くする數年その二百萬の大射もこの際に於てせしなり、この間他の體骼關節と己が體骼關節と比較して、彼我の異なる所を知りて遂にその射る所に於ても異なる所あるを悟り、これより稍その端緒を得て專ら其異なる所に於て筋骼の均しからんことを勤め、數年の後稍得るが如きも、數十矢を累ぬるに及ては舊習發生するに至る、以爲く徒に多く射し所の弊、惡癖遂に性となり脫却すること能はざるなりと、是に於て里餘を隔つる南郊小山村八幡社に詣でその射場に於て滿を持し心これを善しとせざれば放つまじと誓ひ、毎日射ること纔に二矢、此の如くする數月、稍舊癖を脫却し五十四歲にして初めて己が欲する所を射る自在なりしが、數百矢を累ぬるに至ては尙ほ舊癖を發生し自ら制すること能はざりしといふ、この間刻苦する筆し得べきにあらず、偶〻他の技藝を見ば乃ち謂く彼は斯の如く自在に演じ且つ巧妙なるも、吾は如何して自在に射ること能はざるやと心に感ぜざることなかりしとぞ、その專心の一なるを見るべし、自ら勞する此の如きを以て人の射る一矢を見てその巧拙の理を辨して誤らず、故にその人に敎ふる所も人々の體骼關節に基き來て理に悖らず、是を以て俊士輩出し及門の士實に夥多なりき、常有又鐵板を射て鏃形の非を悟り、新形を發明して鍛錬を戒め之を

試みしに古鏃に比し鋭鈍の差霄壤のみならざりき、忠恭神君射術を覽給ひし次、武庫の璧書を出してこれを射さしめ給ひしに、常有が門人之を射て紙的を射るが如く洞しければ、神君大に賞し給へり、これより他流も亦之に倣ひ鏃形を改めざるを得ざるに至り、射鐵上の一大進歩をなせり、神君曾て火箭を命じ家屋を燒くの狀をなさしめ給ひ、三流の門人皆之を試み了て更に帆船を燒くの狀をなさしめ給ふ、その的筵を用ひければ射る箭筵を洞し地上に落ち筵を燒く能はず、たゞ原草を燒くのみなりしが常有が門人これを射るに及て箭筵に止り垂れて忽ち筵を燒きき、常有その鏃に羊頭(カリマタ)を付しこれに釣鉤(アギ)を付したるなり、これまた常有が發明に係れり、其他堂を射るの浮箭(ウキヤ)（矢の勢を盡るゝや下に落ち中途にして浮上るの稱なり）の理、的を狙ふに暗(サミ)（弓を以て的をかくすの稱）半月（弓を以て的の半をかくし半を出すの稱）有明(アリアケ)（全的を出すの稱）等人に依て差別ある所以の理を發明す、みな先人未發の理にして弓理に於ては窮め得ざるなし、又洋砲に倣ひ火箭に火を點せずして火を發するの法を發明せり。印西派を稱ふれども印西は何人なるを知らざりしに、江戸に行き谷中の玉林寺を過ぎしに大弓院殿一水軒印西居士と題せし墓石を見て、乃ち我流の祖印西翁なることを認め、寺僧に就てその末裔宗家は吉田直周（八太郎）末家は吉田重棟（條太郎）なるを聞得て二家に就て面晤を求むれども二人決して面せず、蓋し田舍の何物たるを知らざるを以てなり、訪尋數回初めて重矩に面し志を陳して印西翁相傳の書を得んと乞ひしに、重矩曰別に印西の書あるにあらず、特日置彈正相傳の書なり、吾幼うして父を失ひ傳統を得ず、亡父の封緘せしもの一函あり悉皆子に授

けん、子後に返傳せよ、子にして之を諾せば更に藩公に請はんと、常有これを許諾しその函書と弓術相傳の系譜一卷を借り得歸りて謄寫せしが、之を上申せざれば即ち私書たらんと、即ち學校奉行に因て上陳せしかば、神君これを賞し常有に物を賜ひ重矩に謝せしめ、更に留主居役水野清兵衛を重矩の邸舍に遣し謝せしめ給ひしが、重矩も常有の返傳を請ひければ、神君常有に命じて前約を踐ましめ給ひぬ、常有江戸に赴き重矩に教授し留滯每に半歳、斯くすること四回にして悉く返傳せり、其江戸に在るや汎く名士に交りしかば名聲傳播し、松平侯定穀（隱岐守松山の城主）松平侯信璋（伊豆守吉田の城主）等その名を聞き聘せられければ之に應じて藩士に教授しき、抑ゝ弓術は日置彈正を以て中興となし、後世一派を立つるものは必ず日置流を冠せざるを得ざる不文律ありしなり、然るに印西五世の祖重賢は彈正の高足弟にして、秘訣は悉く重賢に傳へしなれば、幕府も吉田家を以て弓術の本宗となしおき、印西はその道統繼續者にして、常有その書を得しかば印西派を稱せんよりは日置流と單稱するこそ至當なれば、重矩と相謀り遂に單稱に決して神君にも上陳しき、常有射を修むるの間新弓の刮削を事とせり、刮削は吉田雪荷（印西の上世の次男家）を以て空前絶後の妙手となし、其刮りしもの武庫に數張あり、常有これを借りて模範となし一刀を下すも苟もせず、數十張を刮るの後遂にその妙所に達し、刀を下せば勞せずして巧妙なるに至りき、神君乃ち常有に命じて的弓十張（六分、六分半、七分、七分半、八分の五種）軍弓二張（七分）を刮らしめ給ふ、常有以爲く雪荷の刮りしものと倶に武庫に納る、たゞ一身のみならず日置流の名譽

次ハ不肖滲是ナリ
位ノ謙ニテハ如何
安
左祖
編

なれば手腕を揮はんことを誓ひ、用人役間瀬新兵衞等に陳言して一張毎に副弓を附し、即ち二十四張を京都の名匠柴田勘十郎に命じて打たしめ（弓游新造の稱）臺に入れて形姿を定むるより刮削數年を經しが、成るに及て一除却すべきものなかりしかば、副弓を併て悉く採り給ひぬ、初めこの命あるや家老、用人等皆その副弓を得んと望を屬し、成るを俟ちしが此に至て皆失望したりき、その之を削るや射慣さゞるべからず、之を射るの勞は高弟をして扶けしめしが、軍弓に至ては漆匠弦工の手を借らず、專ら堅牢を期し自ら製せしかば、神君殊に嘉稱し給ひ眞綿銀子を賜へき、常有毎に謂ふ技術は强めずして巧妙なる者を妙手となす、射るは吾これを勤む、刮るはこれを勤めず、巧拙自ら分ると、又謂ふすべて學ぶに道あらざるなし、その道に循ふ者にして初めて妙手たるを得べしと、一刀流の師範町野重治（忠之進）は刀術の妙手を以て稱せられ、常有常に相往來し弓刀相話し樂めり、明治十三年十月青森に於て死す享年七十五、配は高山輝喜の長女二子を生めり、長は榮諱は常道、父に學びて上達し、文久の初年官命江戸に赴き射を修め、遂に印可の奥秘を重矩に得き、後長箭の士に撰ばれ京都役にし、伏見の役起るや佐川官兵衞に屬して戰ひ左股を傷き、國に歸り癒て後遊擊隊小隊頭を以て白川に出陣し、五月朔日奮戰して死せり、享年三十三。

會津藩教育考卷六　終

會津藩教育考別錄

參考年表

按ずるに土津神君の時には諸藝の名手輻湊し來りて召出され、諸士も亦爭うて名手に隨從し勉め勵みしものゝ如し、然るに諸士系譜中名士の履歷中に師範若くは指南を命ぜられしことを記載せず、惟ふに當時の師範は命を受けて師範たりしにあらずして、己が意向により師とし隨從せしことなるべし、江尻治左衛門吉次が系譜中に子の治左衛門久勝父に續て指南となりし旨を載せたり、その文意藩命ありて指南たりしや否は判じ難し、德翁神君の時に至ては指南或は藝者の名稱も藩より命ぜられしは判然せり、故に年表の初に於て師範或は指南の名を揭げざるはこれが爲めなり觀るもの訝る勿れ

始祖 土津神君

寛永 八	辛未	十二月十二日保科ノ遺領三萬石ヲ賜ハル
九	壬申	
十	癸酉	此年小原五郎左衛門光俊印西派弓術指南ヲ原左五右衛門俊明ニ讓ル俊明後ニ子ノ左五右衛門俊章ニ傳ヘヌ
十一	甲戌	
十二	乙亥	十二月儒者大森固庵召出

此頃島田六兵衛馳別當タリ

	十三	丙子	七月二十一日羽州最上ニ移封十七萬石增賜、此年刀術達人田村五郎右衛門忠光甲賀衆ニ召出三十石四口俸
	十四	丁丑	二月砲術達士明石作左衛門重貞召出、此年砲術達士江尻治左衛門吉次召出
	十五	戊寅	
	十六	己卯	
	十七	庚辰	十月醫師日向德遠召出、同月一旨流達人鈴木小左衛門重爲召出
	十八	辛巳	
	十九	壬午	九月馬術達人笹原五右衛門豊忠菊地半次郎武光召出
	二十	癸未	七月四日會津ニ移封三萬石增賜、此年馬術達人守能十郎左衛門長矩召出
正保	元	甲申	八月有賀文左衛門滿武岩彥靈社ニ侍書、十二月一旨流達人木本九郎右衛門成勝召出
	二	乙酉	此年算術達人島田覺右衛門召出
	三	丙戌	
	四	丁亥	十一月大塚山ニ於テ鹿狩、此年有賀文左衛門滿武岩彥靈社ニ侍讀
慶安	元	戊子	
	二	己丑	閏正月軍學士伊南圖書芳通召出、十一月一味流砲術士中野藤太夫重良召出、十二月諏方社的場成

	三　庚寅	八月砲術達士横田壽軒召出、九月槍術達士堀尾市兵衛召出、此年算術達人安藤市兵衛有益召出
	四　辛卯	三月堀尾市兵衛木木權之助成仍ノ槍術台覽、同月追回馬場修理、四月神君托孤ノ命ヲ受ケ給フ、八月弓術達人加須屋左近武成召出
承應	元　壬辰	五月槍術達士宮本四郎左衛門切腹、六月神君異書ヲ焚キ小學ヲ加判者ニ賜フ、八月稻留流砲術達士江尻治左衛門吉次死子治左衛門久勝指南トナル、十二月輔養編ヲ嚴有公ニ獻セラル
	二　癸巳	正月軍學士伊南芳通暇ヲ賜フ、同月能書家大庭務右衛門召出、三月安光流刀術達士望月新兵衛安勝召出
	三　甲午	二月算術書ヲ望ノ者ニ賜フ、五月火矢打水村太左衛門召出二百石、十一月軍學士望月三清死
明曆	元　乙未	
	二　丙申	二月八日小原五郎左衛門光俊死、六月儒士横田俊益召出、十二月小太刀達人今泉又兵衛死子茂太夫遺業相續二百石、此年能書家大室甚五左衛門召出
	三　丁酉	正月十一日甲州流ノ軍制ニ定ム、三月儒士服部安休召出
萬治	元　戊戌	五月十七日大内流槍術達人戸田安左衛門一吉死、此年一瀬勘治忠恭鳳翔院君供番ニ召出讀書書學武術侍授、山本道珍良次茶道ヲ以テ召出
	二　己亥	三月能書家賀古甚之亟召出
	三　庚子	五月砲術達士町田傳兵衛宗勝召出、九月松原素庵召出　同月大内流槍術達人禰津刑部左衛門親泰召出、十月百姓ノ射術ヲ禁ス

此頃大河原幸重京ニ出中江藤樹ニ學フ四年ニシテ歸ル

藤樹ハ慶安元年ニ歿スサレハ此條前ニ出ヘシ　安

此頃齋完春意齋院安知儒者タリ

二世

鳳翔院君

寛文 元	辛丑	此年吉川惟足招聘神書ノ講談ヲ聽給フ　風土記編集ニ着手
二	壬寅	三月岩田意慶南蠻流外科ニ召出、四月儒士小櫃素伯死　六月柳生流達人毛利市之丞召出
三	癸卯	四月森惣兵衞改易、九月砲術達士酒井才兵衞召出、十一月馬術達人松本三太夫義種召出、十二月立石小次郎可道召出五十俵五口俸
四	甲辰	四月山崎嘉チ延キ講義ヲ聽給フ、此年桂林寺町ニ稽古堂ヲ開カル
五	乙巳	六月馬術達人笹原休軒鳳翔院君馬役ニ召出二百石、九月玉山講義附錄印行成、十月十一日刀術達士小山田傳四郎盛信召出
六	丙午	七月森惣兵衞死、八月會津風土記編集成
七	丁未	四月山崎嘉歸京
八	戊申	四月家訓成　十月二程治教錄梓行成
九	己酉	三月伊洛三子傳心錄編集成、四月二十七日神君致仕院君家督、七月一旨流槍術達人青木丈之助爾高召出、同月黑坂四郎左衞門辰野甚九郎弓術ヲ以テ召出、十一月居合達人一宮左太夫信嗣召出、同月竟宴擧行、此年馬術達士守能長明死
十	庚戌	此年山崎嘉會津ニ來
十一	辛亥	十一月吉川惟足四重奥秘ヲ奉ル、十二月本二之丁廐延燒、此年儒士後藤進召出
十二	壬子	六月笹原休軒廐別當トナリ德翁神君ニ侍乘、八月向井新兵衞吉重舊事雜考成直參ニ召出、十一月四日土津神君事實成、十二月儒士森問庵召出、同月十八日土津神君逝去、此年神社誌編撰成

三世
徳翁神君

此頃佐藤半太左衛門無樂流居合ノ指南タリ

延寶	元	癸丑	六月七日向井吉重四家合考ヲ献ス、十月二十七日後藤進唐鑑要略抄ヲ献ス、此年大町通廐新建
	二	甲寅	六月十日諸所新設、七月十七日加須屋武成死、八月會津増風土記外風土記成
	三	乙卯	四月四日一宮信嗣死、五月小山田盛信死、十二月風土記、神社誌、玉山講義附錄、治教錄、二子傳心錄、献進
	四	丙辰	三月二日友松氏興免、同月樋口光俊道雪派藝者ニ召出十石二口俸、六月安藤有益東鑑暦算上梓
	五	丁巳	
	六	戊午	
	七	己未	三月二日花畑廐新建
	八	庚午	二月馬術指南笹原豊忠退隱子伊三郎忠義續　十月馬方立石小次郎直道死
天和	元	辛酉	正月舟手達人龍神六兵衛召出三十口俸、二月鳳翔院君致仕徳翁神君家督、三月弓術達士黒板勝行死、四月齊院春意ヲ稲葉丹後守ニ進セラル、五月二十九日服部安休死、同日砲術指南町田宗勝死、同月見禰山由來記成、八月諏方境内角場廢止、十月鳳翔院君逝去、此年中田善次右衛門元信石橋流毒火矢指南ニ召出。
	二	壬戌	二月安井算哲改暦考ヲ見禰山ニ献ス、十一月伊南與八郎續太平記ヲ献ス、十二月舟手龍神六兵衛死子癸之助續
	三	癸亥	閏五月堀尾市兵衛政勝死、十月八日大庭務右衛門死、十二月二十七日心學禁制、此年一旨流指南鈴木重爲死子小左衛門重知續
貞享	元	甲子	正月馬術達士笹原豊忠死、二月儒士大森固庵追放、四月砲術指南江尻治左衛門久勝死五十八歳、四月

			六日能書賀古甚之丞賜暇、七月十二日山崎定矩召出
	二	乙丑	四月廿一日山崎定矩御次ニテ講筵ヲ開ク、八月九日岡田如默ヲ落合村ニ配ス、同月酒井治左衛門塞重稻留流指南トナル、十二月二十五日心學禁制ヲ解カル、此年岡田此母定好稽古堂預リ指南トナル
	三	丙寅	閏三月安光流刀術指南望月安勝死、十一月廿九日諸士稽古ノ爲厩馬ヲ貸付、此年舟手龍神登之助死
	四	丁卯	二月廿九日友松氏興死
元祿	元	戊辰	八月講所再興　十月初テ諸士ノ武技ヲ覽給フ、十二月十五日講所稽古堂ヘ學料寄附
	二	己巳	二月夢想流居合師範筒井次郎左衛門照上印可ヲ獻ス、四月三日甲賀町講所成、七月小平伊右衛門諸俊稻留流藝者ニ、中林彌三左衛門尙堅太子流藝者ニ、彌津新五左衛門惟章大內流藝者ニ召出、八月一旨流達人木本成勝死、同月舊證類聚編集成、十二月聖廟成孔像遷座
	三	庚午	四月六日花畑口ノ厩ヲ廢ス、十月竟宴擧行
	四	辛未	正月坂本學兵衛義卲神書侍講、十一月彌津安親大內流槍術印可ヲ進ム、十二月大道寺孫九郎繁重合力米百苞ヲ賜フ、此年稽古堂預岡田定好町講所指南トナル
	五	壬申	三月八日藤田祐經會津孝子傳ヲ獻ス、同十九日長井定宗本朝通紀ヲ獻ス、五月大內流ノ達人彌津刑部左衛門親泰死
	六	癸酉	十二月伊南芳通武小學ヲ獻ス
	七	甲戌	四月二十八日山神流軍士向井吉重死
	八	乙亥	六月五日安藤市兵衛有益本朝曆統ヲ見彌山ニ納、十二月笹原軍兵衛直支御馬方ニ召出

此頃入江久左門衆秀眞天流ノ師範タリ

此頃吉田左五衛門公重樊噲流居合ノ指南タリ

九	丙子	二月算術士渥美忠右衛門算書ヲ獻ス、三月片山増右衛門道宗御馬方ニ召出十口俸、七月長井定宗儒者ニ召出、十二月十二日孔廟祭祀ノ御使ハ奏者ニ定メラル
十	丁丑	正月十四日軍士大道寺祐重召出、同廿五日河陽流ヲ捨テ甲州流ニ復ス、十月大道寺祐重軍學ノ傳授ヲ進獻ス、此年馬術達人安部井彌五郎召出二十五石二口俸
十一	戊寅	三月守能貞之進長利御馬方ニ召出十口俸、同月明石重貞死、四月十七日忠彦靈社諏方社ノ末社ニ列ス
十二	己卯	六月陽明學士大河原幸重死、閏九月横田壽軒死
十三	庚辰	八月印西派指南小平喜兵衛諸次死、十二月廿九日大道寺祐重追放、此年一瀨與助忠英智徹流亂火指南トナル
十四	辛巳	二月砲術達士中野員重死八十五歳、四月十四日圓城寺古暦死、九月上遠野宇多右衛門隆直居物藝者ニ召出十石二口俸、十二月笹原伊三郎忠義厩別當トナル
十五	壬午	正月六日儒者横田俊益死、三月廿六日吉村重右衛門朝實ヲ講所付トナス二十口俸、松本長文ヲ讀書指南トナス十五石三口俸、同日講所會集ノ掟ヲ定ム、此年居合指南小林歳程死
十六	癸未	正月廿六日學士澤田伊織召出、五月長井定宗切腹、同月以心流刀術師範竹村七左衛門長高鈴木九郎左衛門一同侍授
寶永元	甲申	正月七日上厩ヲ下厩ニ合併
二	乙酉	正月廿七日厩別當菊地牛次郎武光死、七月馬方守能貞之進長利死、十月講所指南ヲ儒者ト改稱
三	丙戌	正月七日圓城寺派ノ藝者伊東彌五左衛門祐貞死、九月六日進功靈社ノ祠ヲ見禰山ニ建立、十月雨角數

	右衛門相直鐵砲藝者ニ召出十石二口俸
四　丁亥	十月伊南芳通軍法ノ奥秘ヲ進ス、同月儒者吉村朝寶死、十二月浦野喜右衛門直勝太子流刀術藝者ニ召出十石二口俸
五　戊子	正月二十一日組付横田新右衛門ヲ學問指南ニ雇フ、二月六日外科醫岩田意慶死八十四歳、六月安藤有益死八十四歳、此年亂火師一瀬與助忠英藝者ニ召出十石二口俸
六　己丑	四月七日町講所類燒五月再建、八月廿五日儒者松本長文ニ京都遊學ヲ命ズ
七　庚寅	八月馬術達士小原柏聲死、九月廿六日忠彦靈社ノ祠ヲ見禰山ニ建立、此年石橋流砲術師中田善次右衛門元信死
正德元　辛卯	二月廿八日安光流刀術指南小野嘉藤治直春死、四月十九日横田壽軒死子徃清續、六月小野久兵衛春光安光流刀術藝者ニ召出十石二口俸
二　壬辰	正月小原茂十俊因林崎新夢想流居合藝者ニ召出十石二口俸、同月在竹平助隆重自由齋流砲術藝者ニ召出十石二口俸、七月飯田佐五右衛門重範短筒藝者ニ召出十石二口俸、八月中田傳野右衛門元勝石橋流毒火矢藝者ニ召出、十二月百姓ノ武技演習ヲ禁ス
三　癸巳	九月十一日蓮沼儀右衛門死、此年厩別當ヲ御馬御用役ト改稱、山崎忠央通鑑政鑑ヲ献ス
四　甲申	正月二十日種子島流砲術藝者両角相直死、七月池上藤五郎高綱御馬方ニ召出十口俸、此年安部井彌五郎厩別當トナル
五　乙未	六月永田又助武治永田流短筒藝者ニ召出十石二口俸

享保 元	丙申	正月大内流槍術指南爾津惟章死子新五右衛門某續、四月伊南芳通和漢年代舊事略ヲ献ス、十一月一旨流槍術指南鈴木小左衛門重知死四十九歳、十二月自由齋流砲術指南在竹隆重免、此年麻田兵太夫治敎愿彰院君ニ陪書、松本長文京ヨリ歸ル
二	丁酉	五月十一日伊南芳通死九十一歳、十一月御馬方笹原軍兵衛厩別當トナル
三	戊戌	二月廿八日松本長文再ヒ京ニ遊學、二月安部井彌五郎厩別當免、六月神君神道奥祕ヲ受ケ給ヘヌ、同月上島彈藏英勝儒者ニ召出二十口俸、八月野村彦三郎俊方江戸馬術指南ニ召出、十月無樂流居合指南佐藤半太左衛門重興死淺右衛門重堅續
四	己亥	
五	庚子	此年黑河内左近兼孝無樂流居合指南トナル
六	辛丑	此年小平伊右衛門諸算砲術藝者ニ召出種子島流統一派傳授ヲ受クヘキ旨ヲ命ス
七	壬寅	
八	癸卯	四月一旨流槍術指南靑木稠高死弟彦右衛門稠倚續、六月稻留流砲術指南小平諸俊死、此年林崎夢想流居合指南小原俊因侍授
九	甲辰	二月神君大内流槍術ノ印可ヲ吉田忠列ニ授ケ給フ、十月一刀流刀術指南池上丈右衛門安通玉鱗院君ニ侍授
十	乙巳	正月十八日短筒藝者飯田重範死、十月眞天流刀術指南入江久左衛門兼秀死、同學兵衛兼茂ニ五十石分知藝者ニ召出

四世
土常神君

十一	丙午	十一月二日刀術指南羽島友次郎召出五口俸、此年岡田此毖定孝昌平校ニ入ル、藥瀬頼右衛門俊方一味流砲術藝者ニ召出十石三口俸・牧田五郎左衛門盛則居物藝者ニ召出
十二	丁未	二月十六日坂本義邵死　三月御馬方池上高綱死、十二月御馬御用役笹原伊三郎忠義子與五左衛門長潤村ニ配ス
十三	戊申	十一月十三日神君神道奥祕ヲ吉川竹三郎ニ返傳、十二月林崎流居合指南小原俊因神君ニ印可ヲ進ム
十四	巳酉	六月大内流槍術指南爾津新五右衛門被召上弟新九郎親安藝者ニ召出、同月眞天流刀術指南入江兼茂死同月一旨流槍術指南青木稠倚死、八月道雪派弓術指南樋口光俊遐際子俊方續、同月夢想流指南横田往淸死子淸房續、十一月神君河陽ノ正統ヲ續ギ給ヘリ
十五	庚戌	二月廿八日檜原文助會津盛衰記ヲ獻ス、此年笹原休軒死九十歲
十六	辛亥	二月廿一日太子流刀術指南中林尙堅死七十四歲子彌次兵衛恭尙續、九月十日神君逝去、十月廿三日土常神君家督年八、十一月二十三日今泉伊三郎利時儒者ニ召出十二石五口俸
十七	壬子	二月二日大道流刀術ノ祖後藤玉右衛門忠榮死子琢治承、三月八日印西派弓術指南小平喜平信榮死小出彦右衛門光近續、十月家老武技一覽ノ次弟ヲ議定、同六日佐瀨勘平弓術指南ニ小原慶治俊方馬術指南ニ大野勇助重休眞天流刀術指南ニ召出各十石二口俸
十八	癸丑	正月輕筒指南永田武治死、此年儒者上島英勝侍講トナル、舊事記事類集成ル
十九	甲寅	十月廿四日山崎忠央死・同月弓術達人樋口光俊死八十三歲　此年印西派弓術指南小出彦右衛門光近死子喜助諸序續、次番佐治十兵衛侍書　馬術指南野村俊方廐別當トナル
二十	乙卯	二月木本九郎左衛門成理中根新八合著會府世稿成、七月德翁神君事實成、此年中田擽治元茂石橋流矢

			鐵砲指南トナル、池上五郎兵衞英弘新格流棒火矢藝者ニ召出十石二口俸
元文	元	丙辰	二月石橋流指南中田元茂死、四月道雪派弓術指南佐瀨勘平亂心横死、五月一旨流指南靑木稠等死　閏七月永岡勝兵衞久忠厩別當トナリ侍乘、八月稻留流指南酒井隆重死子治左衞門隆窩續、此年弓術名手堀七太夫長照分知百石ニ召出
	二	丁巳	正月內田作治近芳一旨流槍術藝者ニ召出、二月儒者上島英勝死七十一歲、四月安光流指南小野春光横死、九月山室平八包昌講所指南トナル、十一月林崎新夢想流居合指南小原俊因侍授、此年遠山源左衞門講所指南トナル
	三	戊午	二月道雪派弓術指南樋口光重侍授、五月儒者今泉伊三郎利時愿彰院君ニ侍講
	四	己未	正月圓城寺彥九郎忠貞弓術藝者ニ召出十石二口俸、同月小野嘉右衞門直好安光流刀術藝者ニ召出十石二口俸、二月儒者岡田此母定好死七十一歲、此年講所指南山室包昌江戶ニ遊學　永田流輕筒指南草刈彥太夫追放
	五	庚申	正月十七日改正神社總錄衞定編寺院本末帳成、七月林崎流小原俊因死子左和治俊氏續、九月居物師上遠野隆直死、十二月馬術指南野村俊方死、此年伊與田丈左衞門爲興厩別當トナル、三宅彌七親伯書道侍授
寛保	元	辛酉	五月寶藏院流達士原田政信死飯笹七郎左衞門忠意續、此年片桐勝平嘉保江戶ニ於テ易天文曆學ノ奥祕ヲ受ク
	二	壬戌	六月七日野村波江俊胤永田流鐵砲藝者ニ召出、七月田母神次郎太夫顯儀愿彰院君侍讀、八月大內流槍術指南吉田忠列一刀流刀術指南池上安通子權之助久尋皆侍授ス、十一月江戶芝邸ニ的場創築、此年厩別當小原俊方猪苗代詰トナル

五世
恭定神君

	三	癸亥	二月厩別當笹原直孟死八十歳、同月厩別當永岡久忠印可ヲ獻ス、六月供番遠味忠右衛門重富供番ヲ以テ砲術侍授、八月八日棒火矢指南池上英弘死、九月十四日厩別當片山道宗死八十二歳
延享	元	甲子	正月二十日儒者今泉利時侍講ヲ退ケラル、同月講所指南山室包昌原憑彰院君ニ侍講、同月馬術達士酒井莊左衛門ニ五口俸ヲ賜フ、此年道雪派弓術指南山田守右衛門忠良狐長照ニ讓ル
	二	乙丑	二月廿日佐藤琢磨刀術藝者ニ召出、八月小出喜助諸庸印西弓術藝者ニ召出、八月吉田又右衛門忠見江戸大內流藝者ニ召出十石二口俸、九月櫻馬場ニ於テ初テ騎射ヲ演ス、十一月朔稻留流砲術指南酒井隆朝死子傳內紀隆續、此年廣瀨富六俊方居物藝者ニ召出八石二口俸
	三	丙寅	三月十七日積慶錄成、此年池上勘左衛門高彬江戸厩別當トナリ愿彰院君ニ侍乘、印西派弓術指南小出諸庸江戸詰トナリ小野權左衛門義茂續
	四	丁卯	七月向山治右衛門稻留流短筒亂火ヲ佐瀨彈九郎常表ニ讓ル、九月二十三日大內流指南吉田忠列死七十九歳、十一月野村彥三郎俊森厩別當馬術指南トナル、此年池上久五郎安康一刀流刀術侍授
寬延	元	戊辰	二月一刀流刀術ノ奥旨ヲ聽キ給ヘヌ、三月夢想流ノ指南横田清房死、閏十月十六日林家學頭小室莊右衛門當則召出學頭トナル二十口俸、十一月神道一事御相傳、此年大內流槍術指南吉田忠列侍授、小島近左衛門春門書學指南トナル
	二	己巳	
	三	庚午	正月無樂流居合指南黑河內兼孝召出十石二口俸、九月神君逝去、十一月恭定神君家督年八
寶曆	元	辛未	
	二	壬申	十二月廿九日智徹流亂火指南一瀨與助忠英死七十六歳、此年印西派弓術指南小出諸庸林時新夢想流居

		合指南小原俊氏侍授
三	癸酉	三月小池左六郎宥成讀書指南ニ召出十口俸、四月猪苗代馬術指南小原俊方死子鄕左衛門俊雄續キ居合ヲ併敎ス、九月岡田定孝死、此年垂加派神道士木本成理侍講ス
四	甲戌	二月十五日太子流刀術指南中林恭包死七十六才子軍藏矩包續キ九月人ヲ殺シテ切腹弟彌一右衛門直躬續ク、三月學頭小室當則貫綜院君ニ侍講，同月二十二日圓城寺派指南廣田重左衛門俊勝死、十二月笹原與五平忠利厩別當トナル、此年厩別當伊與田爲興侍乘トナル
五	乙亥	八月一味流指南簗瀨俊方死子數右衛門眞庸續、此年厩別當笹原忠利恭定愿彰二君ニ侍乘タリ
六	丙子	此年圓城寺派指南圓城寺忠良辭役
七	丁丑	二月道雪派弓術達士山田忠萇死、六月講所指南山室包昌宣明院君ニ侍講、十月讀書指南小池宥成愿彰宣明二君ニ侍講ス
八	戊寅	四月儒者松本長文死八十歲子和平爲美儒者トナル、十一月太子流刀術指南浦野直勝死八十三歲子伊左衛門直景續、十二月厩田兵太夫治敎宣明院君ニ侍講ス、此年大内流槍術指南吉田忠見侍授、印西派弓術指南小出諸庸宣明院君ニ侍授
九	己卯	八月道雪派弓術指南樋口光重退隱三井伴野右衛門勝敷續，同月厩別當永岡久忠死、此年大内流槍術指南禰津親安侍授
十	庚辰	此年厩別當笹原忠利笹原傳右衛門ト共ニ愿彰院君ニ印可ヲ進ム
十一	辛巳	此年印西派弓術指南小出諸庸免許ヲ進ム

此頃吉田多文忠順樊噲流居合ノ指南タリ

十二	壬午	十二月道雪派弓術達人樋口光重死八十四歲
十三	癸未	四月林崎新夢想流居合指南小原俊氏免許ヲ進ム、六月伊與田爲長厩別當トナル、十二月土常神君事實成
明和元	甲申	三月伊與田爲長馬術ノ免許ヲ進ム、七月一刀流刀術指南池上安通退隱久五郎安康丈左衞門安信相續指南タリ、九月大内流槍術指南吉田忠見礪津親安ト共ニ免許ヲ進ム、此年酒井庄左衞門玄虎厩別當トナル
二	乙酉	五月印西派弓術指南小野義茂森山隼右衞門盛命ニ傳フ、同月厩別當伊與田爲長免ス、八月浦野喜佐久直往江戸太子流刀術今非景流居合藝者ニ召出、九月長坂造酒勝英居物指南トナル、此年大内流槍術指南吉田忠見宣明院君ニ侍授
三	丙戌	五月十一日太子流刀術指南浦野直景死子喜右衞門直元續、九月石橋流矢鐵砲指南中田元茂死子權治元男續、十一月林崎新夢想流居合指南小原俊氏宣明院君ニ侍授
四	丁亥	二月二日一刀流名手池上文右衞門安通死八十歲、同月無樂流居合指南黑河内兼孝退隱子治太夫兼義續、三月日向仁右衞門江戸儒者トナル、五月笹原與兵衞忠慶厩別當トナル、閏九月十二日初テ打毬上覽、同十三日槍術藝者礪津親安死子茂兵衞親敏續、同十九日居物師井上多門召上ケラル、此年伊與田爲長再ヒ厩別當トナル
五	戊子	正月廿三日昌平校學徒宮武丈助方執儒者ニ召出、二月安部井治郞兵衞武壽厩別當ニ召出、五月二日一旨流槍術指南内田近芳死、十一月一刀流刀術達人町野忠助重勝供番ニ召出二十五石四口俸師範タリ、此年大内流槍術指南吉田忠見印可ノ目錄ヲ献ス
六	己丑	八月廿九日講所指南角田宜平慮言ヲ吐キ召上ケラル、九月廿五日張付師覺六長男廣瀨小源太惟勒講所指南ニ召出八石二口俸、十一月圓城寺派達士圓城寺忠眞死、十二月内田多內一旨流槍術藝者ニ召出十石二口俸、此年無樂流居合達人黑河内兼孝死七十歲

此頃町田傳右衛門勝懸自由齋流砲術ノ指南タリ梅津鐵右衛門安俊町見術ノ指南タリ外見左一兵衛敬文筆道ノ指南タリ

	七	庚寅	
	八	辛卯	二月垂加派神道指南木本成理死七十四歲、六月林崎新夢想流居合指南小原十郎右衛門俊氏侍授、此年印西派弓術指南小出諸庸宣明院君ニ免許ヲ進ム
安永	元	壬辰	二月馬術達士酒井玄森死七十七歲、四月大內流槍術指南吉田忠見印可ヲ進ム
	二	癸巳	四月讀書指南小池宥成侍講ス、六月町講所類燒
	三	甲午	二月昌平阪孔廟ニ禮器ヲ寄附、九月伊與田爲興馬術印可ヲ進ム、十一月廿五日槍術藝者爾津親敏亂心召上ケラル
	四	乙未	十月道雪派弓術名士端長照死、同月石橋流矢鐵砲指南中田元男死子鐵右衛門元苗續、此年印西派弓術指南森山盛命齋藤繁七勝房ニ傳フ、厩別當伊與田爲長刀番トナル
	五	丙申	正月厩別當笹原忠利死、九月梅津安俊民間亘細錄ヲ献ス、此年飯田重吉稚朝景流居合術ノ指南トナリヌ原十右衛門ノ後ヲ承ケシナリ
	六	丁酉	七月眞天流刀術指南大野重休死七十八歲子傳九郎重武續
	七	戊戌	十月儒者猪苗代出張ヲ命ゼラル、同月一刀流刀術指南町野重勝宣明院君ニ侍授ス、此年學頭小室當則死九十二歲
	八	己亥	正月安部井鱗五口俸ヲ賜フ無席、七月一味流指南簗瀨眞庸死子善兵衛眞資續後子才太郎眞榮續、十一月卜部神道指南大竹政文學校教授ヲ命セラル
	九	庚子	六月千里富吉祐行御藥園水業指南トナル、同十二日印西派弓術指南齋藤勝房死森山盛命再ヒ指南トナル、八月厩別當笹原與兵衛宣明院君ニ侍乘、十二月安惠又三郎重昌厩別當ニ召出

天明元	辛丑	六月山神流兵法ノ達士片桐朝龍死、十一月無樂流居合指南佐藤淺右衛門重堅死八十七歳
二	壬寅	四月五日米代三之丁本二之丁ノ足輕角場廢止
三	癸卯	正月十一日中野理八郎義都口米ヲ賜ハリ園城寺派弓術ノ指南トナル、同月野村善太夫俊胤神書ヲ進講ス
四	甲辰	二月寶藏院流槍術指南横地四郎左衛門重教志賀與三兵衛重興ニ讓ル、四月十九日儒者宮武方執依願賜暇六月中野義都卜部神道ノ教授ヲ命セラル、九月諸士ニ馬扶持給與、十二月生駒直乾軍制改革ヲ建白ス
五	乙巳	二月廿五日三宅彌次右衛門江戸詰儒者ニ召出十五口俸、八月侍講小池宥成死七十二歳、十月家老田中玄宰講所係トナル、十一月中森市右衛門尙喜仕付方配膳指南トナル
六	丙午	二月廿二日講所指南山室包昌死七十五歳、三月岡田定直講所會頭講師トナル、九月道雪派指南樋口俊方死仲右衛門光照續、閏十月稻留流砲術指南酒井紀隆死子傳内昌隆續、此年外島左一兵衛敬之貞昭神君ニ侍書、小平伊右衛門諸武種子島流砲術藝者ニ召出
七	丁未	正月印西派弓術指南森山盛命大原六太夫久舊ニ傳フ、二月田中玄宰學事振興ヲ建議ス、四月醫師ノ子弟ニ講所ヲ貸付、八月能書廣田治教死、九月林崎新夢想流居合指南小原俊氏死七十五歳子治助俊寬續十月種子島流砲術指南小平諸算死八十一
八	戊申	正月河陽流ノ軍制ヲ長沼流トセラル、黑河内十太夫揮軍事方役トナル、居物師長坂時英召出九石二口俸、三月大沼童齋禮式指南主役トナル、伊與田爲長馬術指南副役トナル、佐藤武兵衛重矩馬別當トナル、同十八日子弟ノタメニ書籍講義、同月澁谷武平光遠講師トナル、同月今泉傳藏延甫會頭講師トナル、同月三之丸ニ教場ヲ開キ操練場トセラル、六月櫻馬場ニテ子弟ノ稽古ヲ許サル、八月安部井鱗儒者ニ召出十口俸、六月江戸御通以上ノ子弟ニ學問修行ヲ命セラル、同月六科糾則ヲ發布シ文武未熟ノ者ハ小普請ニ命セラル、ノ法チ定ム、同月水島隼人忠由小原助五郎ト共ニ居合免許ヲ貞昭神君ニ進ム

寛政元 己酉	九月大町通講所内ニ用人所ヲ建設、十月書學寮新建、同月書學指南小島春光書學司役トナリ松本十郎兵衛佐牧書學指南トナリ加賀山俊藏知常華様書學指南トナル、同月河原善左衛門政心仕付方指南トナル、同月大町通講所ニ於テ學問修行ヲ始ム、同月講所内ニ木馬會ヲ開始、十一月一之丁講所ニ於テ神道敎授ヲ始ム、同月武學寮新建、同月中野義都召出寄合組トナル、十一月武井半藏景光安光流刀術指南トナル、十二月花畑ニ講所新設、同月講所并武學寮ノ子弟ニ束修料ヲ賜ハル、同月澁谷源藏猪苗代士學問指南トナル、此年內田辨藏近明瀧本流書學指南トナル、稲留流短筒亂火指南佐瀬彈九郎常表小笠原五左衛門眞祺ニ傳フ、澤田泰藏英江戸詰儒者トナリ貞昭神君ニ侍讀、上田冬藏文長講所指南トナル 八月高嶺覺太夫慶忠會津鑑ヲ獻ス、十月永田流砲術指南野村俊胤死七十五歳、同月印西派弓術師範大原久舊小川德之助常親ニ讓ル、十二月聖堂冬至祭廢止、同月今泉廷爾東西講所ノ學正トナル、此年中野義都神道敎授ヲ免ズ、中澤高令武學寮主役兼大内流槍術師範タリ、江戸儒者澤田英良徳院君ニ侍講外島敬文良德院君ニ侍書、居合指南水島忠由貞昭神君ニ許ヲ進ム
二 庚戌	正月武井源内躍儒者トナル、同十七日家老射藝鍛鐵試ヲ一覽、同月會頭講師澁谷光遠句讀師トナル、三月日向内匠景福記ヲ獻ス、同佐瀬近左衛門常富江戸厩別當トナリ貞昭神君ニ侍乘、五月江戸武藝師範へ六科糾則ヲ渡ス、八月徒町表丁堀端ニ大内流槍術場新設、同月古屋重次郎昺ヲ招聘五十口俸給與、同月松本一之亟重堅儒者雇勤トナル七口俸、同月算學士片桐嘉保死子嘉矜續、十二月本三之丁上河原町口角場ヲ廢止
三 辛亥	正月自由齋流指南町田勝凞死子八郎左衛門勝俊續、二月古屋昺若松ニ着、同月儒者松本爲美退休子重堅儒者トナル、三月江戸三田邸ニ於テ弓銃ノ稽古ヲ始ム、四月安部井鏵貞昭神君ノ侍講タリ、同月本草學士佐藤平三郎來ル、七月學正今泉廷爾儒者ニ轉ス、同月儒者松本重堅學校奉行添役ニ轉ス、同月儒者上田冬藏女師ヲ設クルノ建議ヲ出ス、八月司成司業塾師誦師ニ職制ヲ渡ス、此年聖堂ノ文庫役預ヲ解テ儒者ニ預ケラル、安田忠醫學館ノ會讀師トナル、安光流刀術指南武井景忠辭シ子半平景富續ク

四	壬子	二月黑河內治助兼博白井流手棒指南湯田且藏ノ後ヲ承ク、閏二月竟宴擧行、武藝吟味方法ヲ家老ニ命セラル、三月本鄉原教場成、同月小司成松本重堅司業トナル、五月日向衛士雅樂指南方手役トナリ片峯四郎左衛門勝與雅樂指南トナル、六月印西派弓術達人森山盛命貞德院君ニ侍授ス、九月神道師大竹政文和學指南ヲ兼ヌ、十二月內田近明書學寮司トナル、同月一ノ瀨大右衛門直道豐秀流弓術ノ指南トナル、此年西講所廣原ニテ馬術稽古ヲ始メ黑河內藤右衛門朝清ニ馬ヲ預ケラル
五	癸丑	正月書學指南加賀山知常江戸ニ出テ修行、四月山名主計貞昭神君ニ侍書、五月道雪派弓術指南樋口仲左衛門光照貞昭神君ニ侍授、同月令嗣君組士ノ槍術上覽、十月軍事奉行黑河內揮貞昭神君ニ侍講、此年司業松本重堅武井躍貞昭神君ニ侍講、一刀流刀術指南町野重勝大內流槍術指南吉田忠見貞昭神君ニ侍授、書學指南外島敬文死
六	甲寅	五月小櫃與十郎素胤日本史校考ノ命ヲ受ク、七月西講所書學寮新建成ル、諸士次男以下御通ノ者御徒ノ嫡子迄出席ヲ許サル、同月寶藏院流槍術場ヲ西講所內ニ設ケラル、八月諸流ノ系圖ヲ幕府ニ出サル、十月小櫃素胤江戸儒者トナリ貞昭貞德二君ニ侍講、同月林崎新夢想流居合指南小原俊當死、同月同流指南小原俊意貞德院君ニ侍授ス、此年眞天流刀術指南大野傳九郎重武猪苗代ニ轉ス、松本有慶天流刀術指南ヲ草刈元右衛門尙平ニ讓ル
七	乙卯	正月文藝格別ノ制度ヲ設ケラル、同月學田成ル、二月內田近明書學司ヲ免ス指南如故、三月夢想流砲術指南横田安右衛門ヲ免ス武井彥右衛門景邦續ク、同月學校へ和學會ヲ設ケラル、同月江戸ノ舟匠來リ造舟ヲ教授、五月雅樂師浦上紀二郎會津ニ着合力米ヲ賜ハル、同月學校ニ算術會ヲ開カル、九月馬術師荒井土佐右衛門安信ヲシテ打毬稽古ノ諸裁制ヲ命セラル、十一月卜部指南大竹政文侍講、此年廣原ニテ獨禮以下ノ子弟ニ馬術稽古ヲ始ム荒井安信師範タリ
八	丙辰	正月湯田且藏歸役シ黑河內治助白井流手棒師範ヲ免ス、同月山名主膳貞昭神君へ居合侍授、三月櫻馬場ニテ打毬稽古ヲ始メラル、同月和學指南大竹政文京都ニ遊學十月歸ル、同月厩別當酒井去虎死子莊

		左衛門支見續、同月細川忠藏尋雍築指南トナル、六月荒井安信櫻馬場師範トナル、同月印西派弓術達士小出諸庸死、十月水戸浪士小笠原城之助長政七口傳ヲ賜ハリ刀柔術指南ニ召出、八月江戸浪人内野直三延房馬術指南ニ召出七口傳、十月大竹政文田中次延ニ事傳ヲ獻ス、此年豊秀流弓術指南中野義都退休一瀬直道續、浦野平佐久直重父ノ後ヲ承ケ江戸今井景流居合ノ指南トナル
九	丁巳	正月道雪派弓術指南三井勝敬死八十歳、二月瀧本流書學指南内田近明分内白亭ヨリ皆傳ヲ受ク、三月追回馬場修理成、同月司業上田長文死、四月澤田英司業トナル、閏七月司業武井躍死七十五歳、九月大河原臣教ノ一夜百詩刻成、十月河原政心仕付方指南トナル、太子流刀術指南浦野平佐久死、九月樋口光寛司成トナル、此年町野庄三郎重祥一刀流刀術ヲ貞昭神君ニ侍授、卜部神學士田中次延蓮受院君貞昭神君侍講、司業今泉延爾貞昭神君ニ侍講、道雪派弓術指南佐藤丹藏忠教貞昭神君ニ免許ヲ進ム、夢想流指南武井景邦辭ス、
十	戊午	二月神道指南大竹政文吉川從之ニ一相傳、三月清上舍人宗徹召出、四月茶道稽古ヲ始メラル、五月豊秀流弓術達人中野義都死、同月執備助敎山本道甫宇員江口傳與茶道指南トナル、猪狩太冲維岳鄕飲酒鄕射禮稽古掛勤トナル、六月儒者林家ノ學風ヲ修ムベキ旨ヲ命セラル、九月軍事奉行黒河内揮貞昭神君ニ侍講、十月水野新當流指南鹽田昭方死、此年天文師片桐林之助嘉矜算術指南トナル
十一	己未	四月學校ヲ日新館ト命名、同月日新館新建ヲ命セラル、同月軍事奉行黒河内揮貞德院君ニ侍講、五月令嗣君鄕飲酒禮典御覽、六月孝經ノ出版成ル、八月司成樋口光寛小番頭ニ轉ス、同月千石以上騎士ノ爲ニ廣原ニテ馬術別會ヲ設ケラレ荒井安信大庭和意裁判ス、九月廣原ニ於テ角力興行諸生ニ縱覽ヲ許サル、十月詩經世本古義刻成、此年坂井運平信親一宮流居合ノ指南タリ、小司成兼司業松本壹堅兼務ヲ辭ス、大沼童齋禮式指南ヲ辭ス
十二	庚申	三月論語正文刻成、七月上田伊賢江戸道雪派弓術指南トナリ貞昭神君ニ侍授、十二月歸國司成トナル九月學校内火消役ヲ設ケラル、此年仕付方指南河原政心禮式修行ノ爲江戸ニ出、賢原ノ馬術稽古ヲ廢

此頃三宅親忠江戸印西派師範ニシテ良德院君ニ侍授

	ニ移サル
享和　元　辛酉	二月土屋長藏和歌指南トナル、三月山家萬右衛門美言江戸道雪派弓術指南トナリ貞昭神君ニ侍授、九月文武ノ司役ヲ廢シ司成ニ屬セラル、八月大內流槍術指南吉田忠見死八十四歲子又右衛門忠誠繼ク、九月浦野喜右衛門太子流指南トナル、同月米澤季四郎昌大司業トナル七口俸、十月大竹政文田中次延二事位ヲ進ム、同月日新館成文武ノ稽古始マリ酒肴ヲ賜ハル、十二月佐藤平左衛門常徹垂加流神道旨傳ヲ得テ指南トナル、此年太子流刀術指南中林直躬死子豐藏直友繼、浦野平佐久江戸太子流指南トナル
二　壬戌	五月志賀與三兵衛寶藏院流槍術指南ニ召出十石二口俸七月死橫地忠左衛門重康繼、六月醫學試業法ヲ定ム、八月松本與太夫佐賢舞曲指南トナル、十月書學指南加賀山知常江戸ヨリ歸、十二月周禮刻成、此年神道學士田中次延松壽院君ニ侍講、江戸二邸ニ學校新設、居合指南山名圭勝貞昭神君ニ印可ヲ進ム
三　癸亥	三月濱崎村ニ樊噲流居合稽古場開設、同月廐別當安部井武壽死七十五歲、四月伊東龜年率學校ニ於テ諸生入門ノ式ヲ行フ、同月文武藝術傳書取調ヲ命セラル、六月地誌方開設、八月河原政心小笠原ノ習傳ヲ得テ歸ル、八月大成殿成孔像遷座、九月家老內藤信周若年寄西鄉近光井深重喬稽古掛トナル、十二月田村四郎左衛門忠長大內流槍術指南トナル
文化　元　甲子	正月眞天流刀術指南入江藤四郎錄央宮原學兵衛ノ後ヲ承ク、三月江戸馬喰內野直三郎馬乘ニ召出十口俸、同月寶藏院槍術指南橫地重康志賀與三兵衛重方ニ傳フ、同月書學指南小島春門死八十歲、六月童子訓編輯成、六月內野直三郎延房死、六月學校宿直ヲ寄合組ニ命セラル、八月軍事奉行黑河內擇死、同月神道和學數學小普請免ノ制ヲ定ム、十月司業澤田英死、十一月司業松本重堅死、十二月江戸大內流槍術指南石塚市郎右衛門退隱中村多久成良繼ク、安藤元右衛門長久ト共ニ貞昭神君ニ侍授、同月土屋長藏和學指南ヲ免ス、此年醫學館會讀師安田忠本草學指南トナル、會津四郡郡役所ニ角場ヲ立テ中田鐵右衛門元苗地方家人ニ指南ス、水野新當流指南渡部光豐死

六世　貞昭神君

七世　欽文神君

此頃倉澤傳之進重央江戸神妙流柔術ノ師範タリ

二	乙丑	二月學料增加　同月禮式小普請免ノ制ヲ定ム、同月澤田新右衛門名垂和歌指南トナル、同月禮式令條發布、四月大什長ヲ止メ誦師添勤ヲ置、同月笹原伊三郎忠頁厩別當トナル、五月大學及第試法ヲ改定、同月黑河内治太夫兼義湯田且藏ノ後ヲ承ケ白井流指南トナル、六月砲術試法改定、七月恭定神君逝去年六十二、閏八月貞昭神君家督、同月丹羽織之亟能教軍事奉行トナル、九月篠澤仁左衛門秀雅兵學師範トナル、十一月石橋流矢鐵砲指南中田元苗死子權太郎續、同月江戸二邸學校合併　十二月貞昭神君逝去年二十八、此年師範撰擧法ヲ定ム、司業假役篠田卯之吉隆喜貞昭神君ニ侍講、安藤元右衛門長久江戸大內流師範トナル、日向梅山死
三	丙寅	二月禮式配膳ヲ併セ河原政心師範タリ、三月欽文神君家督年四、同月神山勘太夫盛胤江戸一旨流指南トナル、六月大河原臣敎司業添役トナル、七月面口米トナシ諸生ニ賄給與、八月江戸大內流槍術指南安藤長久免ス、九月眞天流刀術指南江入兼央學校役所頭取ニ轉ス、同月大內流槍術指南上遠野秀門免眞天流刀術指南トナル、十一月學校修行ノ事ハ司成出納ハ小司成之ヲ司リ普請方ハ學料役所ニ合併、十二月上荒井新田足輕ニ弓銃ヲ兼學ハシム、此年河原政心堅昆流火術ノ指南トナル、司業片桐善八侍讀
四	丁卯	五月江戸印西派弓術指南三宅親忠死、六月眞天流刀術指南上遠野秀門免シ再ヒ大內流槍術指南トナル同月司業安部井鱗死子辨之助襲司業トナル、七月學校役所頭取入江兼央再ヒ眞天流指南トナル、同月小笠原五左衛門眞䄂山神流軍學ノ指南トナリ武講ヘ會日ヲ設ケラル、八月中中荒井戶ノ口二村ノ地方家人砲術指南シ町田八郎左衛門等俊ニ命ス、此年禮式指南河原政心禮書六百卷ヲ献ス
五	戊辰	六月一旨流槍術指南內田近武死子牧太郎近信續、同月牧原只七直永山神流兵學指南トナル、八月大老田中玄宰死、十月唐木助之進紹熈精武流柔術指南トナル、同月樋口光寬死、十二月有賀軍兵衛滿撫司成トナル、同月北原光裕稽古掛トナル、此年宮田村學田成ル、砲術試業改定
六	己巳	二月司業米澤昌大辭ス、三月新編會津風土記編輯成、四月山神流及稻留流指南小笠原眞䄂死、同月爭

書讀師範ヲ雅學師範ト改稱、同月印西派弓術指南小川會規死大原久舊専ヒ指南トナル、同月書道師範ヲ錬臨頭取ト改稱、同月茶道指南山本良宇死江口傳與嗣、六月安光流刀術指南武井景宮死、十二月佐藤貞吾種信吉良流弓術書ヲ獻ス、此年江戸一旨流馬術指南神山熈後免ス、竹貫左司馬満寛、安光流刀術指南トナル、瀧本流書學師範内田近明退休、道寄二流ヲ合併ス、野村彦五郎俊韓馬術指南トナル

七　庚午

二月大内流槍術ノ達士中澤高令死七十一歳、三月精武流柔術指南青木紹照免伊東何衛承ク、四月加賀屋時鳴欽文神君ニ侍書、五月家老西郷近光學校掛若年寄三宅忠良總武タリ、七月山本道阿彌良尚茶道指南タリ、八月學校奉行上田伊賢書簡ニ轉シ齋藤民彌勝甫承ク、十一月大小學書學居寮ノ合併ヲ廢ス同月朱學ニ改正、同月兵學指南篠崎秀雅牧原直永ノ後ヲ承ケ山神流師範トナル、同月亂火指南辺上五太夫光方江戸中澤彦次郎ヨリ狼烟傳ヲ承ケ又掛川ノ東志津馬ヨリ棒火矢傳ヲ承ク、此年高津平蔵泰司業手傳トナリ欽文神君ニ侍講、廐別當佐藤武兵衛重矩退休、白井流手棒師範井ノ口左吉開弁黒河内猿博師範トナル、長沼宗敬ノ碑ヲ城州伏見ニ建ツ

八　辛未

閏二月司業手傳高津泰林述齋ニ從テ對州ニ赴キ九月歸ル、同月浦上宗敏雅樂頭取トナル、同月道寄派指南樋口光照死主計光慶續、同月丸山左平治胤從太子流指南トナル、同月司業小櫃素胤死、同月中澤主膳信祥侍講、五月一刀流指南町野重勝退休子祥三郎重祥續キ侍授、七月田中鐵次郎玄俊軍事奉行トナル十一月浦川郡右衛門親長江戸武學寮司役トナル、此年江戸道寄派指南山家美言侍授、醫學館ヲ五之丁ニ建テ十全館トイフ、河原政心會府參考ヲ獻ス、町見術指南梅津安俊死九十一歳子鐵藏俊一續、大内流指南吉田忠見侍授ス、廐別當笹原伊三郎忠民侍乘

九　壬申

四月金子忠左衛門豊安相州三崎陣營砲術指南トナル、五月牧原只次郎直亮江戸司業トナル七日傳、六月石塚市郎右衛門清英高津久左衛門忠藏江戸向井將監ノ門ニ入リ水業ヲ學フ、同月飯田重珍掛川ノ東志津馬ニ狼烟傳ヲ承ク、十一月皇朝廿四孝帖成、十二月馬術達士佐藤武兵衛重矩死七十九歳、此年山神流軍學師範篠崎秀雅死、精武流達士小笠原長政死、學校茶道稽古廢止、南學館修理、武講經令條改正

十	癸酉	四月大內流指南上遠野秀門忠恭神君ニ侍授、六月學館書學令條發布、同月加須屋時鳴書學師範トナル 八月江戸大內流指南中村成良死、九月司成有賀滿撫大目付トナル、十月厩別當笹原忠慶死子與兵衞忠德續、十一月小普請組ヲ設ク、十二月垂加神道師範佐藤常徵免、此年小原官次郞俊有林崎新夢想流居合侍授、千里與五郞新天流刀術無樂流居合指南トナル
十一	甲戌	四月能書家相原寧氏死、此年司業安部井褧侍講、仕置類寄成
十二	乙亥	五月大內流槍術指南上遠野秀門侍授ス、同月町見術指南梅津俊一死、同月道雪派指南樋口光慶侍授、六月石塚淸英水業免許チ得浦賀陣營ノ師範タリ、七月家世實記成二百七十卷、八月印西派弓術指南大原久舊岸丈右衞門忠敬ニ傳フ、九月藤森莊吾重敬北條流砲術指南トナル
十三	丙子	二月雅樂頭取細川馨死、四月簗瀨眞道雅樂頭取トナル、八月舞曲頭取松本賢佐辭樋口十太夫光頭續、九月砲術師範猪苗代出張ヲ始メラル、此年貞昭神君行狀幷事實成、種子島流砲術指南小平諸武死子三五郞信常續
十四	丁丑	正月神道指南大竹政文唯受一人ノ神祕ヲ受、三月松澤與太夫氏守禮式指南トナル、八月法度書編集成 九月藝者ヲ指南役ト改稱、十一月太子流刀術師範丸山胤征死、此年舞曲頭取樋口光頭死松本賢佐再ヒ頭取トナル、水業師範高津忠懿免、手明町大內流師範田村忠長澤野久左衞門ノ後ヲ續ク徒ノ町表丁同流ノ指南トナル、一瀨忠移天文數學指南トナル、大野原教場成ル、欽文神君事實成ル
文政元	戊寅	四月金子豊安東志津馬ヨリ荻野流砲術皆傳ヲ受、五月厩別當安惠重昌免、九月石塚淸英水業皆傳ヲ向井將監ニ受ク、又浦賀陣營槍刀術指南トナル、十二月卜部神道指南大竹政文死七十歲
二	己卯	正月片峯四郞左衞門勝興軍事奉行トナル、同月津川七左衞門勝休江戸砲術師範トナル、二月牧原直亮學頭手傳トナル、同月大竹勇有文神道及和學師範トナル、四月金子豊安浦賀陣營砲術指南トナル、閏四

八世
忠恭神君

此頃卜部神道師範大竹有文侍講内田卯作一旨流ノ師タリ

		月山崎代之進規俊雅樂方世話役トナル、此年天文數學稽古ヲ師宅ニ移サル、本草學師安田忠□書五百餘卷ヲ醫學館ニ寄納、學料役所ヲ神料役所ニ隷ス
三	庚辰	二月武藝ノ試業ヲ止ム、三月算學士片桐嘉矜死、四月稻留流砲術師範酒井隆昌退休子傳内隆居續、江戶武學寮主役蒲川親長死、五月無樂流居合指南黑河内兼義死八十二歲、七月學校出席ノ班席ヲ改メ大ニ學政ヲ改定ス、同月太子流刀術指南中林鷺藏死、八月佐々木平左衞門義質瀧本流指南トナル、同月能書家内田近明死七十二歲、同月禮式配膳稽古ヲ師宅ニ移シ會日出席トナス、同月雅樂頭取倖瀨眞道免、同月新天流刀術舞曲稽古ヲ師宅ニ移ス、此年司成ヲ學校奉行司業ヲ儒者ト改稱
四	辛巳	正月稻留流達士酒井隆昌死、同月上田伊賢死、四月江戶砲術指南津川七左衞門勝休免、六月水野新當流柔術指南鹽田昭博死、十月馬術指南荒井安信死子土佐右衞門安勝續、此年大内流指南田村忠長徒ノ町表丁受持ヲ免、荻野流砲術師範金子豊安會津ニ歸リ指南、和歌指南澤田名垂侍詠
五	壬午	閏正月安光流刀術指南有賀滿廣辭シ武井四郎兵衞景吉續、二月二十八日欽文神君逝去年二十、四月忠恭神君家督年十七、十二月黑澤逸右衞門尙忠櫻田善右衞門ノ後ヲ承神道無雙流雍刀ノ指南トナル、此年林崎新夢想流居合指南小原官次郎侍授、江戶大内流槍術指南吉田忠誠侍授、牧原直亮侍讀、大内流槍術指南上遠野秀門許ヲ獻ス
六	癸未	五月儒者高津泰侍講、九月山神流兵學指南神尾鐵之丞死牧原主馬直草續、同月山内俊温學校奉行トナル、十一月再ヒ天文數學ノ會日ヲ學校ニ設ク、吉村寬泰日新館誌ヲ獻ス、此年恭定貞昭二君ノ言行錄井事實成、齋藤常盤勝邦印西派宅指南トナル、三百石以上ノ諸士ノ學問再試ヲ始ム
七	甲申	三月大内流槍術指南田村忠長死、此年書學指南加賀山知常侍書、筑前浪士澤村喜兵衞來リ砲術ヲ敎フ
八	乙酉	四月能書家加賀山知常死

九	丙戌	二月居物指南長坂勝英死子源八勝常續、同月澤村喜兵衛歸國、三月武講ニ山神流築城法ヲ合セ學フヘキヲ令ス
十	丁亥	
十一	戊子	
十二	己丑	正月砲術達士一瀬忠英死、五月宗川勇之進茂弘儒者見習勤トナル
天保元	庚寅	二月豊秀流弓術指南一瀬直道死七十歳子甚吾左衛門直由續、五月三之丸ニテ始テ堂射ヲ試ム、此年大坪新流師範野村彦五郎俊善召出、牧原直亮召出
二	辛卯	二月近思錄活字印行成、同月印西派弓術指南岸忠敬小川常有ニ傳フ、十月一刀流達人町野重勝死九十一歳
三	壬辰	二月夢想流指南横田辰五郎新砲ヲ試ミ死ス、六月刀術指南入江兼央死入江彦根續
四	癸巳	十二月諸士系譜成
五	甲午	五月一柳直陽死八十三歳、六月眞天流指南入江彦根白洲成敗大熊忠助指南トナル、後酒井隆居續
六	乙未	
七	丙申	十一月醫學子弟ノ爲メニ遊學金徵集、十二月一刀流達士町野秀虎侍授
八	丁酉	此年ヨリ學問大復試業ヲ始ム
九	戊戌	閏四月松本重信溺死、此年穢多賀町ノ藥園ヲ學校ニ移ス

十	己亥	八月醫學師範安田忠死、此年水野彌太夫清雄皇學師範トナル
十一	庚子	二月大内流槍術指南上遠野秀門死八十五歳子源次郎續、十二月學資出納ヲ學校奉行ニ委ス
十二	辛丑	四月河原田順吾信壽春日會右衛門ノ後ヲ承ケ一刀流指南トナル、五月軍事奉行高津忠毅死黑河内十太夫高定承ク、此年大坪新流指南野村俊善死子達五郎俊武續
十三	壬寅	正月學料役所ノ定規ヲ定ム、十一月江戸儒者見習勤牧原直亮死、此年四書輯疏成、學校ニ開版方ヲ設置ス
十四	癸卯	二月一柳權六江戸印西派師範トナル、四月角田半藏佐々木義質ノ後ヲ承ケ瀧本流書學師範トナル尋テ免シ星猷訓承ク、六月江戸浪士吉田帶刀來リ製業ヲ教フ、同月樋口良之助光隆江戸儒者見習勤トナル 同月安藤元右衛門廐別當トナル、九月橋爪盛道儒者見習勤トナル、此年四書小學三部書刻成
弘化元	甲辰	四月町野秀虎一刀流指南トナル、八月學校奉行山内俊温死竹村半左衛門承
二	乙巳	三月學問大復再試ヲ止ム、此年高祿者ノ學問再試ヲ止ム、儒者安部井裴死、和歌指南澤田名垂死七十一歳
三	丙午	二月一刀流刀術指南町野秀虎退隱弟忠五郎續、三月消火條例發布、四月井口隼人安光流刀術指南トナル、五月佐瀬常次郎江戸道雪派指南トナル、同月馬術指南酒井庄左衛門江戸詰トナル、六月一刀流達士町野秀虎忠誠神君ニ侍投、此年馬術達士野村俊善死
四	丁未	三月寶藏院流槍術指南志賀重方退隱子小太郎重則續、同月軍事奉行黑河内高定房州陣營詰トナリ廣川勝介承ク、七月大内流指南上遠野源次郎死篠田順則承ク、十二月田中鐵之亟玄純學校奉行トナル、此年原勇猪苗代馬術指南トナル、高島流砲術ノ稽古ヲ始ム
嘉永元	戊申	五月永井爲八郎河原政心ノ後ヲ承ケ禮式指南トナル、十二月柴宮源次郎儒者見習勤トナル

九世
忠誠神君

此頃山本潦齋鋤柄仲瀾ノ後ヲ承ケ尊圓流ノ指南タリ

此頃神道指南櫻井政重大竹安次郎有雄ニ傳フ伊東佐太夫祐順野矢總次郎儒者見習勤タリ

	二	己酉	此年卜部神道兼皇學指南大竹安太郎政繁死皇學ハ水野清雄神道ハ櫻井豊記政重續
	三	庚戌	三月尊圓流書學指南齋藤安左衛門死中林巖之ヲ續後山本喜兵衛續、八月儒者見習勤宗川茂弘侍講、同月須田新九郎義保死、此年寶藏院流槍術指南志賀重則死父重方再ヒ師範トナル
	四	辛亥	二月一刀流達士町野忠之進重治忠誠神君ニ侍授
	五	壬子	二月忠恭神君逝去年四十七、閏二月忠誠神君家督年十八、同月眞天流指南酒井隆居免、石澤外次郎承 此年大内流指南篠田順則死西郷文吾近潔續
	六	癸丑	十一月道雪派指南樋口光慶死子友弓續、此年學校奉行田中玄純奉行ニ進田母神兵庫承、大内流指南西郷近潔免大澤儀兵衛承
安政	元	甲寅	正月皇學指南水野清雄死櫻井政重承、六月天文指南山内波門玄齢死、此年日置印西派ヲ日置流ト單稱
	二	乙卯	此年町野重治一刀流指南トナル
	三	丙辰	七月皇朝二十四孝帖刻成
	四	丁巳	三月宗川茂弘退休安部中八儒者見習勤トナル、此年蘭學所開設
	五	戊午	三月寶藏院流指南志賀重方死七十六歳野矢常方承、七月山野流指南岡田勝太郎安定死子多宮承、此年大内流指南大澤儀兵衛上遠野保ニ傳フ
	六	己未	六月江戸芝邸ニ蘭學館設置、九月醫學寮ニ蘭學科ヲ置
萬延	元	庚申	三月西郷近思死、七月火術方主役ヲ置ク、此年一旨流指南河原田信壽内田傳之助ニ傳フ
文久	元	辛酉	此年南北學館ニ華様書學ヲ開ク

	二	壬戌	八月宗川茂弘死、此年槍術達士松本友三郎辰次死
	三	癸亥	
元治	元	甲子	
慶應	元	乙丑	此年一刀流指南町野重治死樋口隼之助光高承、火術方ヲ大砲方ト改稱
	二	丙寅	此年放銃場増設、江戸儒者見習勤樋口光降死上島良藏重精承
	三	丁卯	
	四	戊辰	

生駒直乾建議

按するに我が藩長沼流佐枝派の兵學は、木本成理を以て祖となすと雖も、天明八年の改革は生駒直乾、田中玄宰が建議に萠胎せしものなり、今家世實記より抄出し全編を載てその主旨を知らしめん、下に載する玄宰が建議と併觀すべし。

御家之儀は格別なる譯にて非常の兵亂有之節は拔群之御忠勤無之候ては不被爲叶御筋目の事に候得共乍恐土津樣にも此事被爲盡御心武備不可忘事を御家訓隨一に被成置候御忠勤と申事今日御規式之御勤を以て御教訓被遊候儀には無之天下之大事を御心に被掛大切に被思召候故御忠勤可被遊御旨と申す御條に相繼ぎ武備之御教諭有之候樣承候たとへば乍憚上樣にも此道被懸御心御家中武備之御政事專一に被仰付候はゞ公方樣への御忠勤土津樣への御孝行可被爲立儀と乍恐奉存候太平之代打續候に隨ひ上下共に驕奢に成武備を忘れ護（原書のまゝ）を取失候事古今の通情に有之候依之古周之代には司馬と申官御座候て常に士卒を從ひ合戰之道を習はす事を勤と致天子も四時に大軍を率ゐ自ら狩をなして我陣の道を試み給ふこと有道之代之法にて候當時三ノ丸にて御軍事方稽古有之候得共諸士諸卒を教る事なく候如此仕合故不時の御備に罷在候者共面々之職事可存樣無之自然武備の嗜忘却仕候事に候私共諸士御預被置候得共如何樣に先手仕候と申儀もなく勿論物頭共足輕之取扱鐵砲之爲打方如何樣に仕候と申事存候者有間敷候是畢竟御軍政無御座故に候又河陽流は先達て少々相學候處正敷楠正成制作とも不相見候鐵砲

用候は信玄以來之事に有之長柄用候は信長以來なるは必然に御座候又他の所謂楠流と申物とは大に違ひ皆伊南圖書か楠流に基き色々の理屈を取付け一己工風を以て建立仕候物と相見候私儀多年此道に心を用候得共此外世に被行候軍法と申者多くは武備は治國の本にて國天下之守衛たる事には心もなく古人の覺書を取集て一家の法となし或は城取の仕方又は禪宗坊主の如く心のすまし悟りを以て教となし又は人をたましたふらかす事を傳授仕候類にて操練節制之教迚も無之等敷兒輩之戲の如くにて何之御用にも不相立事に候私儀一兩年以前より長沼流と申兵學學候處甚結構成教にて武備之道に於て外に有之間敷候先王武備を尊ひ給ふ所以も是によりて得道仕候彼流岐は本長沼外記と申者御治世の始に生れ普く異國本朝の兵法を相學ひ候上於日本兵法を談候者仁義を捨て不論邪説附會之教共にて後來武備の道廢ん事を歎き天下の爲と存し兵は義にあらされは擧行不仕事を道とし異國之名將之法に基き本朝當時の國俗徹底して人之用方人數の組分より合戰操練之法を制し建立仕候儀に有之候乍恐有德院樣にも甚た御尊信被遊御書院番與力岡田甚右衛門と申者に御學被遊御軍制も被爲改小金原猪狩有之爲御軍立毎年十月中公方樣駒場へ被爲成候事公儀御大禮に罷成候樣承候諸流御吟味之上にて甚右衛門へ被仰付候は天下無雙之流岐に候間後來不絶樣廣く師範可仕旨蒙仰既に甚右衛門儀隱居後虛實軒と號し會津へも罷下り木本九郎左衛門方に罷在傳授懸り之者へ致師範候由に候御家之儀は初之程は只今の如く定たる儀には無之候得共向井新兵衛伊南圖書抔は御軍用之儀被仰付候處其通にて安心不被遊と相見密に友

松勘十郎に御意有之廣致吟味宜き流岐も候はゝ相改候樣被仰付勘十郎終身之間心を盡候得共格別に宜き流岐無之甚た殘念に存候得共不得止後之君子を待候と申儀延寶中見禰山御社へ奉候祝詞有之由に御座候然處德翁樣御代に相成大道寺孫九郎被召抱甲州流御用に相成間もなく孫九郎御暇被下候に付甲州流被相止伊南竹右衞門竹村七左衞門被仰付河陽流御用に相成候河陽流之儀は勘十郎相學ひ一國一人之印可迄圖書傳授仕候者にて彼流岐之儀は委細辨候儀に有之候處極て御用に相成候程の流岐に無之と勘十郎存候と相見土津樣御代には爲定（原書のまゝ）御用に不罷成候孫九郎御暇被下候後不得止事御用被成候儀に可有之旁之譯に候得は河陽流被相止長沼流に被仰付御人數組御軍令始御家の御軍制相定候樣被仰付其上にて三ノ丸藪刈拂ひ御旗本始私共一備つゝ罷出御軍立習練仕候樣被仰付是を以て武役之者共常々勤と致候樣被仰付候はゝ只御軍制相立候のみならす私共始諸奉公人に至る迄御備に罷成候者共面々の職掌を辨ひ義武之道に心を用候樣相成自ら柔弱之心を變し風儀相勵候樣可相成儀顯然之儀に奉存候云々

天明四年十二月五日

○

田中玄宰建議

按するに天明年藩政の改革は専ら玄宰か建議に出てしなり、その意藩祖の遺訓と二程治教錄とに

基き、教育、武備、撰士、財政、斷獄、賞。罰、民政等のことを述べたるものにて、全篇中教育武備にかゝる所を家政實記より抄出して參考に供せん。

文武學校之儀文藝は是迄の講所にて不足に可有之候間北之方へ一棟も建繼東隣井深織之進屋敷園入文武之稽古場一纏に相成候樣普請致射藝三流槍術三流劍術四流程相立可然書學算術天文和歌神道等も場所定度事に候得共場所狹初より全くは出來致間敷學校文武之師範は勿論夫々之修行吟味の上相定御家老より小番以上の嫡子嫡孫十三歲より學校へ入最寄々々にて十人位宛組合を立此十人之内にて質美に年長成者を同學の長に致し是を什長と唱ひ常々相交り講所の往來不禮不作法無之樣取計講所出席之節は互に誘合一同罷出組合之內病氣障等は同學の長へ相斷り夫より後任役之者へ爲斷素讀之書は孝經、論語、詩經、書經四部之書に相定十三歲迄は別して倦之不付樣少々つゝ教立十四歲より四部之書能覺候樣初より爲讀其中果敢行器用に候者は儀禮周禮々記を爲讀十五歲迄に相濟候者は別段被賞十八九歲迄讀書爲致指南之者試候て能覺候者は每朝之讀書を免じ此年齡迄不覺者は覺候迄每朝讀書可爲致候十一二歲より人數を二つに分け夕八ツ時より每月十二會程小笠原流之仕付方配膳等於講所修行爲致父兄長者を敬ひ弟を愛候事子供相應に通候樣教立其餘御家之席順尊卑之次第頭支配等へ會釋之致方使者奏者之式又は客と成亭主と成饗應之儀教立十三歲より十五歲迄朝飯後於講所手跡修行爲致當時場所狹候間十五歲以後は組合之宅にて修行致清書講所へ持參直シを受可然尤講所往來什長差配致凡て組合を不離

置示致し學校之諸法爲相守此法を不守者は當人は不及申父兄迄も御咎被仰付二男以下も此形を以て最寄々にて修行爲致候樣父兄へ申付十六歲の春より讀書手習仕付方宜者は講所へ出席申付嫡子嫡孫幷二男以下講所出席の者共十六歲より十八歲迄三ヶ年五ッ半時より九ッ時迄一日置於講所講談會釋又讀覽望次第に爲學一日置に弓馬修行爲致日々九ッ半時より暮頃迄劍術修行爲致勤怠の次第月々吟味致し此姿にて二男以下は最寄之宅稽古場にて修行爲致十八歲の暮吟味之上秀候者は學校內武學之席へ進十九歲より廿一歲の暮まで三年十三歲より修行致候學問手跡仕付方弓槍劍之內得手不得手有之儀に候間師範之者目鑑いたし同學にも遂吟味自己の望を尋得手の藝一二術爲致修行爰に至り十三歲より廿一歲迄小成之節に候間廿一歲之暮被賞廿二歲より廿四歲の暮迄講所幷武學稽古場出席勝手次第にいたし文藝にては文章詩作神道天文和歌算數和學職源類武學は軍學火術居合彌和羅水練其外雅樂猿樂茶湯等望次第爲致修行尤稽古之品初に屆置其師範より業の善惡勤怠年々四時に爲書出二十五歲の春其人品宜經濟筋に志有之者は撰上講所之內學問所六科に分其性質之得手に隨ひ三十歲迄修行可爲致六科其一財貨節用之筋得手候材之者其二地下方取扱得手候材之者其三諸禮式古實等得手候材之者其四武事之筋得手候材之者其五穿鑿裁許之筋得手候材之者其六普請作事之筋得手候材之者其得手方により和漢の古實又は當用に相成候實用之儀とも一筋に爲致修行講習面々之見込爲書出又は上より尋に寄演說も爲致此撰に入候者は御政事之上不苦儀は可爲及議論候併此材有之候ても其質姦にして謹愼に無之者は器用不致

尤學問不得手武事にも疎く相見候者は何歟其者の得手の內雅學猿樂茶湯等一藝極候儀可相成者共藝一筋に修行爲致夫とも共材不成候はゝ講所を退け或は嫡子退候事も可有之日本の古も四道之儒者と申紀傳道明經道明法道算道と相分學候事に相見林春齋上野之下屋敷內に學寮を作學問に得手不得手有之候故其付居之弟子共敎方五科十等と相立五科は經學科讀書科詩科文科和學科に分候由十等は十段の階級にて五科之學問進次第階級を昇賞美致春齋に被下候九十人扶持を一人半扶持より七人半扶持迄段々爲取候て競を付貧學者之助に致候此趣抔損益致し經學弁詩文歷史律學兵學數學書學得手不得手を以て專問に爲學追々相應學校田開發致し其出穀にて夫々少扶持被下候はゝ格別相勵尤二男以下浪人者始終之身立に屈し差引事に掛り町人之手代同前之事抔に相成候者も有之氣の毒なる儀に候處此目當有之候得は人品不持崩諸藝を學ひ中には傑出之者も可出儀學校之主意は己を修め人を治候事を學政事之材を可出入用故に候間其敎方專要に候周之六德六行六藝は道理に明なるもの私欲なく心敏く決斷あるもの信實なるもの溫和なるものを六德と申六行は父母に孝兄弟に厚く一族に睦く外戚に親く朋友に賴敷貧窮を恤み愛憐なる者の類六藝は禮義に習ひ音樂に達し弓馬槍刀の類に達し算數に達候者に候漢以來人材を撰擧致候題目は賢良方正直言極諫孝廉文學茂材等に候間是等之儀參考致し家督番代三十歲に不滿者は歲の次第にて此頓に修行爲致三十歲以後相應之御役場へ可被仰付如此敎有之候ても不相用風俗不宜或は怠惰氣儘成者は郭內明屋敷之內三四疊の部屋を補理出入不成樣に致し其室に入置學問手跡を修行

爲致孝悌忠信義理の筋其者易通樣折々申諭三四年乾度禁足爲致心持改候者は本に復し尤其中に居候間之衣服及賄料は父兄の方より可爲差出大旨幼年より修行之順如此に候處當年より取計候はゝ年之順及得手之業致吟味段々修行之取計可有之諸士二男以下之者學校之式に隨修行爲致八歲より廿四歲迄十七年之內三年目々々に致吟味秀候者は學校へ入嫡子同樣爲相學且養子之儀血脈は格別血脈無之者養子之儀學校へ入候者之分は容易に養子に參候事被仰付間敷小番以下獨禮之嫡子嫡孫は諸士の二男同樣に可取計候學校之敎は治世之根源に候處當時學校之敎無之故無能無藝之者多く生質之美なる者も修行無之を以て俗知に相成國體を不辨假令役義被仰付候ても其取計不行及艱難困苦修行之功無之に付毎物無思遣(オモヒヤリ)小兒輩迄も氣隨氣儘に相見大立(オホタチ)候役場は勿論其外闕役有之候ても人材不足にて其人を難得候畢竟幼年より敎化之筋無之間士氣を亂し不所存若輩等にて一生を過候者數多有之尤幼年より敎諭之筋有之候とて不所存一向に無之と申には有之間敷候得共中人以上の者は風儀を勵み人材出可申尤無藝無能之者は無之樣に相成其中忠信之質有之は拔群秀候者も出候て御用に立候人物多く相成候はゝ御政道萬事行屆永久御家御繁榮之基本に可有之古より學校之儀品々有之候處時俗に不應事にては宜き法も難被行名のみにて實用を失無用の物に相成候自然と其形に入風儀を勵し人材を出候取計之儀專一に可有之諸藝之名人出候者入用に無之學問も儒者に成候樣取立候には無之候併此趣取行候には當時人情怠惰一ト通の儀にては敎に隨閒敷賞罰乾度不相分候ては不遠小兒之戲同樣に可相成依ては家督跡式御切符被召

出候者小普請料差出候樣被仰付其者於學校六科之學に入候歟又は文武之内業宜者は小普請被仰付間敷幼少にて跡式被仰付候類は前條の制にて爲致修業一藝極候節小普請料御免被成度候此御法不相立候ては面々遊惰の方へ流れ學問武藝出精致間敷候如此に相成候はゝ大小御目付へ子吟味相懸候其實可有之事に候武藝之師は相應に可有之候得共學問之師は別して人之信重く候人品にて學力拔群に無之候ては大勢之諸生を引廻し教諭取立候儀に不用立弟子も秀進候樣不相成候間此吟味專要に候尤學校奉行一兩人撰相立御目付御徒目付日々相廻勤怠を見屆不作法を誡途中共に不埒無之樣心を可付事に候御軍事方御用懸之職掌武備之儀前に記候通武藝を勵足輕共角場にて目當打拵致候迄にては武備に無之候故獵に準ひ操練に叶候主法無之候ては事有之節何之用に不相立武備不可怠之御條にも相缺候尤周之古より世々操練を以て治平の第一と致し日本の古も令義解に見候通其法有之近くは有德院樣御代小金井原の御獵其外每年駒場鶉御狩御法は何れも專ら操練之御主意に相聞駒場は以前度々稽古も有之近國にて相馬之祭仙台の追鳥狩三春にも以前は猪狩有之中絕に付再興有之細川侯にても熊本にて狩に準ひ操練之姿有之候由に候併操練と申候ても俄に引立候大造之儀は如何に候間近年御領內猪鹿之類多出田畑を荒し其上怪我人等有之民間之憂に相成既に去年中は郭內迄猪翔込怪我も有之候以前鳳翔院樣御代八田野と申所にて度々猪狩致候先例も有之候間不引立樣猪狩爲致度候久々中絕手馴不申候間稽古可爲致候尤當時とても獵師共に申付隨分爲防候得共小勢にて不行及甚民間之害に相成候間御屆申上被置候由一ト通

御手寄之御老中樣へ御聞番罷出御口上にて御屆爲取計候上操練之形取計可然哉古より事の到來致候儀は下困窮に迫上武威之衰より起候處近國打續凶作にて上下行迫候國も有之由相聞候得は徒黨一揆之類油斷不成時節に候何時も太平無事なる樣に心得候風俗之世は足元より鳥の起候樣なる事有之物にて天下之事變は須臾之間も難計事古今之常に候夫ともに變に處置可致武備全く候は丶御公務缺間敷候得共當時の通にては何と覺悟致可然哉常に仕付候儀も事に臨候得は手筈違候處增して一息切斷火急之業常々一入心掛手馴候樣屹度御法不相立候ては不安此上も無之事に候土津樣御代は亂世引移にて事に逢候者共有之其上天草一揆抔にて人々の心掛格別の義に相聞殊に甲冑毛附御吟味或は指物御覽又は月々御軍令讀聞等にて戰國之移一己々々之任を辨へ操練有之も同樣に候處左樣之人々死失昇平の久に習武藝等不怠或は軍學抔致候を武備と心得候風俗に相成候武備の骨體は操練に止候其操練の致方は種々可有之候得共實用に相成候操練の方吟味の上夫を略し初より餘り不目立樣漸々事を開候致方可有之候實用に相成候操練之方は打開候廣野を見立て小高き一山を大將軍の座所中軍と定南西に備大將の左右に貝太鼓二具鉦二口宛差置前に纒馬印（マトヒウマシルシ）を立騎馬と纒との眞中に五色の合圖旗を立重職一人軍奉行一人大將軍を輔佐いたし諸事及差圖使番供番近習廻大將の後より左右へ引廻し相馴中軍之眞先へ大組鐵砲を備夫より五六間下り檢備組頭左右に立差配いたし長柄は組頭の差配故檢備の跡へ引付備候是にて中軍之形相備於爰差配之全職軍事奉行諸手に差圖致し南へ押出番頭一組物頭三組宛四備を先手に致し喰違

に相別尤鐵砲弓槍長柄並旗纏馬印金皷貝中軍同樣と申內旗長柄不用之事も候間便利に隨ひ次に中軍之左右に四備列候內二備は中軍より少先に進み二備は少下候て相備中軍の固に致し中軍の後に二備殿備を布き次に小荷駄を衞候備、戰を不致譯にて遙に引下相備先手より五十間先へ表木を立押行候目印に致し其表木より百間先へ追打を留候表木を立不殘布列致候人之眞直に立候處にて四面八向無前後何れへも被應候形に候得共向へ懸候には構無之候ては不相成候故戰を仕懸候爲軍を出候致方を爰にて敎候には中軍にて音長く貝を吹南方前朱雀に象候之相圖の赤旗を振靡候と其儘喰違に列候四備を單に合備又中軍にて貝を吹右白虎に象候て白旗を振候得は右之二備進出て又中軍にて貝を吹左青龍之譯にて青旗を振候得は左之二備進み左右共に進候て先手より後斜に備を張候此段譬へば先手を鳥の頭と見左右の備羽翼と成所に候得は中軍の左右角明候故又中軍貝を吹後玄武の譯にて黑旗を右の方へ振候得は中軍の後に備候右方之一備進候て中軍の右角へ出黑旗左へ靡候得は左方之後備中軍の左角に進み出補候事に相成惣軍諸備二ツ拍子之太鼓を打步み出爰に至り一番の敎方は敵味方牛角にて勢等敷候時の事に致し互に白眼合待受候處へ此方より戰を仕掛候得は備に動キ出來費を成候間乾度敵の動を見合候節先手の重役差圖いたし先鋒の足輕半分出鐵砲せり合を仕懸け操り懸りにて遲速放中連放早連放を打懸大切に位を取り先を取詰候儀にて此段物頭の巧者入用之所に候先鋒鎗備は敵に動キ付候はゝ可突懸と實戰の如く相備見物罷在候尤敵も相應に足輕を出しせり合を始候儀に候處敵に動キ不見又は日暮に相成

候歟何歟見込有之備を引上候仕方敎候事にて其仕方一繰二繰格別に繰込鐵砲をくわつと打懸其煙の下より足輕を引上候得は殘る足輕備又くわつと打懸引取又打懸け引取物分れ致段々繰引に致し足輕引上候事迄にて合戰の始の敎に致し二番の敎は味方强敵弱勢の場にいたし敵の弱を不遁押懸候次第にて先鋒四備二ッ拍子より三ッ拍子の調子に乘勢甚鋭候間敵其勢に難堪合及にてどつと崩候故味方之兵其勢に餘され四五十間初の表木際まて押行候を鉦を打押留勝鬨（カチトキ）を擧候此段敵方どつと退候にあまされとや〳〵と行事に候得共操練には其業出來兼候故表木を目當に押行鬨を揚踏止候鉤合を敎候迄の事にて此時追打を不敎は敵方外の備は不崩に付差向之敵をどつと踏付候迄にいたし金鼓を合打味方一同に身を爲退二ッ拍子の調子にて元の立場に立戻候事に候第三番之敎は鐵砲弓槍を入れ戰を交て敵を突崩し打破勢に餘され敵の先手脇備ともに崩候節中軍にて貝を吹旗を動し前之方へ差靡追打に懸候へと下知致候時組頭共合組の馬共を早速牽付させ初突崩候備の者共にひた〳〵と打乘算を亂候て追打いたし百間目二の表木にて踏留候實戰は一里半も追打ことにて追留は何れの村或はどの林迄と致差圖夫迄追打事に候得は操練に付表木にて爲踏留候事に候先鋒四備の内二備にて敵を突崩候時は殘四備追添と相成備を固め靜々と押行敵盛返し候歟或は伏兵抔有之節の防ぎいたし又先鋒四備にて突崩追打致候はゝ左右より進み斜に列備候て追添を致候事に候第四番の敎は二番に敎候形の裏にて先鋒四隊合及の節敵に崩され味方どや〳〵と退候節左右斜に進居候備三ッ拍子之太鼓を打先鋒の敗走に不構脇之方より進候得

は敵の横に當候間いやともに其方へ敵し心移候中に間合狹候に付踏止候を見中軍にて音永く一聲貝を吹旗を振候と直に中軍左右之角に進み備居候右後隊左後隊合て一文字に相備へ一丁計り進候て関を揚崩來候味方を留候得は元より合及崩の味方に付踏留候全體敵之氣此方へ向居候内は崩候備立直候事難儀成故中軍にても聲をかけ助候を以て追崩され候先鋒立直り取て返し候と又敵の横に當り敵之先鋒危成候故敵もまた別隊を出候時は進居候左右之備にて受取戰形に候第五番の教は第三番の裏にて先鋒追崩され左右より張出候救之備も敵之前隊に押崩され候節敵その勢に乘し追來候節中軍にて先鋒左右共に崩候を見候得は貝を吹旗を動すとその儘中軍の前角に備候左右後殿隊進候て相救候へとも小勢故中軍にて黃旗を振り後殿小荷駄備に知せ二ッ拍子の太皷を打て山より押下し左右後の隊となり勢を合連追來る敵の脇へ繰出し敵を脇に白眼居候を以敵も自然と踏止り扨又後殿は黃旗の動候を見留三ッ拍子の太皷を打隊を正面に繰出し関をあけ崩來候味方の前に出て聲を懸候に付先鋒及ひ左右備共に踏止盛返候間爰に於て中軍手を不下內後殿手早く繰出し中軍を圍候事にて如此五變之練法常に手廻能爲覺練熟不致候ては實戰の用に不相立候追崩され責來候處を後殿進候て聲を懸踏留候處にて手に鐵砲弓槍を立直候儀熟練之有所に候惣て此次第之間拍子能手もつれなく熟練致心もなく其業に叶候樣に相成候得は何程の大軍にても自由自在に相成候分合聚散手足を遣候如く實戰の節自然と夫に隨候は操練の故に候假令己の擧候槍劒術抔も無心に構候て外の構に不成心にて操練にて能癖を付候事に候古今武備の

最要は此練熟を第一に致候儀是さへ熟候へは即節制の兵にて韓信か多々益辨すと申候も外の事に無之候此姿全く操練に候處初より引立候事は響之程如何に候得は此主意に叶候樣小振りにいたし漸々に事を開候はゝ時節を以て五變之操練試候とも異なる世評も有間敷候先初には重ての御下向之節何れに於てか猪狩被仰付儀も可有之候間物頭六組程番頭二組程、不目立樣其稽古心懸可致旨被仰付物頭三組程へ鐵砲の爲打方立發膝臺腰發繰懸 繰引迫場退口合及之一發等を敎へ弓隊も同前大方習得候節殘三組之足輕敎立座作進退相馴無間違大凡にも法之通り出來候はゝ番頭二組へ屬し或は一隊或は二隊模樣により三ノ丸木萱を切拂ひ鹿狩之稽古もいたし目當之板へ鹿を畫き先手鐵砲組の數程並へ立薪藏の邊より繰出陣列致候處より物頭足輕を引連れ繰懸を以て鐵砲を爲打段々繰詰せり合之姿を顯し太鼓之調子にて番頭組を銃隊の跡へ引付矢留致し鐵砲を腰に固め步鼓にて進み段々調子之懸るに隨ひ甲士銃隊へ必至と引付始まはらに備候も進に隨ひ狹り太鼓の調子を早め其調子に乘り勢を不洩混一に相成進候て目當二三十間手前にて小頭聲をかけ踏留鹿之胸板を目當に鐵砲を一拍子に發し其間より弓足輕とも引絞り持滿にてした〳〵と六足七足進み目當同斷切上候節切て放候其間より甲士押割進み竹鎗にて敲立目當之立板を打倒し進て矢聲を懸踏留候處にて組頭差圖致し合組の馬共を牽付甲士打乘竹槍を弓に取替御手元よりの差圖を相待合圖次第馬を爲走竹やらいの中へ乘込候節兼て設置候犬十四五疋も放犬追物之格式を以て鹿に準し蟇目にて爲射留程合を見合鉦を打差留其後二ッ拍子退還之法にて引擧尤追打之

節は追添之次第も可致事に候夫へ中り之次第御目付言上相應之御褒賞被下足輕も立場之順にて目當之中り吟味に及ひ是亦御褒賞被下候樣此稽古段々爲馴候はゝ御先手猪鹿に驅破られ備を亂候體にて退候時左右備にて救候仕方抔も可有之何れ迄も狩の稽古を名と致し初は子供遊同前の事を取組候儀却て可然其後公邊向相開候程合を見合廣野にて全くの鳥狩猪追之儀出來可致御使番御目付御旗奉行御長柄頭等之職掌も夫に隨ひ向々之致方可有之其次第相應に練熟之上廣野へ押出候都合に相成候はゝ二三里隔候場所を見立道中行軍長行列の習にて前日の夕其場へ押出一夜泊之法を習兵粮等炊候事を手馴早可然扨御城御番外樣士之内五三人宛も大書院御椽通にて不時に具足の早着抔被仰付或は御目見番之御使番に幌を懸候馬上御覽被成物見之致方御尋被成又は當番之物頭には折々乘馬にても被仰付其跡にて鐵砲せり合より物合之爲打方等御尋被成或は御目付は諸備の御目付に候へは勝軍上中下一人別之働一番槍二番槍の次第鎗脇鎗下大返小返旗之立方横鎗の入方等兼て不辨候ては其期に臨み勝負之善惡を見分可申樣無之事故是等之儀折に觸れ御尋も有之勿論御旗奉行に至るまて其任と致候職掌御尋有之候はゝ面々己の受前不辨候ては不相濟儀是等之趣に隨ひ引立方如何程も可有之併し御直御尋御面倒にも思召候はゝ先つ被仰出計にても面々油斷不相成儀其上にても御家老共之方にて御尋取計樣も可有之御近習向之儀も夫々役義に付御引立方可有之一己之職掌に怠り隙に罷在候故無用之樂に事寄せ只に日を消し酒食に耽又は世の中誹謗咄を通情之樣に心得筋骨を弱に致し内證困窮に及風俗を亂武用に可立もの多分

不見様に漸々成來候眠を不覺候ては風俗相直り中間數尤心懸之者は御賞美も有之不心懸之者は御教誡も有之驗有之事にて御引立相成候はゝ面々職掌を辨目を可付替候併是等は何時にても相成候條先つ訓練之稽古最第一之儀に有之候小荷駄割御貸馬幷馬具玉藥持楯陣小屋之具兵粮運送等之儀惣て武器之便利實用に可相成事共吟味を詰兼て仕分置御家來甲冑從僕之具等事有之候ても手支無之混雜不致樣乾度設置武備教練之儀は勿論其備滿足缺目無之處に候得は自然隣國にても伺計候事不相成或は一揆强訴等も皆此方之虛より起候事に候兼て武威響候得は初より虛を伺候儀不相成而出不相成事に候左候得は誠に止戈之武にも叶神武不殺之場に至候事に候如此に候へは公儀へ之御忠節第一之事故御家訓之初條に武備之儀被仰出候事と恐察之事に候 下略

天明七年二月

○

澤田名垂意見書

按ずるに文政の末年水戸藩に於て學政を改正するの際、我藩は昔年より和漢學盛に行れしかば良制あるべしとて諮訊ありし時、澤田名垂が曾て出し置きたるを贈られしといふ即ち是なり。友人の説話によれば水野彌太夫、赤羽内匠二人の意見書も併せ贈られしを藤田彪これを評し名垂が識見の公平なるに服し跋を書せりと。その門人を教授せし主旨をも觀るに足るべければこゝに錄しおきぬ。

學校内和學修行方の儀に付御書取を以御尋被成愚存之趣取撮左に奉申上候

一和學と申事古代には名目すら絕て承不申畢竟學問致候程の者は和漢を兼相學候故の儀に可有御座候處後世に至り學者は漢土の事をたに辨候へは事濟候樣成來候故儒學和學抔唱分候事に相成候には可有御座哉朝野群載大江朝綱か以爵讓親と申文の內に親父忠行心尋古今學兼和漢と申事相見候是分學問の和唐と二つに分れ候事の物に相見え候始とも可申哉に候へ共只管和の事をのみ相學ひ夫を和學と唱候事は極て近世の事に被存候御當家御治世後其名世に聞え候大儒達數多有之候內惺窩道春白石なと申諸先生は取分け和事も博く通達被致候事と相見候處儒學を以て本業と被致候人々故引分て和學と申事を教授被致候事も承及不申引續き東涯貝原なとの類も右樣の事と相聞え候扨又難波契沖荷田春滿なと何れも和書を專らに研究致し和學の筋に於てはとり〳〵大功とも有事に候へとも是等は古書をのみ旨と吟味を盡し候由に相聞え候殊に契沖は僧侶にて歌學を重にいたし東鑑以下武家の世の記錄等へは深く心を用候事とも相聞え不申其後加茂眞淵本居宣長か輩追々引續き其學風を押弘め中古以來難解と致來候古書精密に解明らめ古言古稱を辨し假字てにをは等も相糺し候類凡て其著述の書共に相見後來まて和學者の標準と相成可申儀も數多相見功作においては前に相しるし候諸先生達なとの比類とは不被存候乍然又古學を以て名と致し後世の事には深く携(タヅサハ)り不申事の由其餘和學を以て其名聞え候者共或は有職或は歌學者にて何れも和學に無之と申は無御座候へは申さは和歌の

内の一派にて御座候へは全備の和學とは如何樣の人を申にて可有之哉差當り夫すら迷居候程の儀に御座候へは何等の人を以て先師と仰き何等の書を以て本書と立て修行致可宜哉十人へ承合候へは十人なから別々と申樣なる儀にて目當すら相定兼罷在候儀に御座候依ては今時全備の和學を心懸候半には是迄の諸先生達に不拘其長きを取り短きを捨新に一家の學風を奮起候思ひ入に無之候ては相成不申中々以容易の業に無之畢竟個樣の事故是迄之先生達も如形次第にも可有之哉是を俗間の事に譬へ候へは紙類商ひ候肆には紙類一色筆墨商ひ候肆には筆墨一色にてこそ勝れて宜敷品を貯置候事に御座候へ共田舍向きの小肆なと呉服物小間物飴菓子茶煙草其外田舍へ用候見苦敷品迄も取並置候所には一つとして使用を足し候程の事無之と同樣にて折角數事に手を譜候ても皆以半表半裏なることにて生涯を送候はん事是も又云甲斐なく口惜き次第には有御座間敷哉就ては彌々上の御入方には相可申候へ共神道は神道有職は有職歌學は歌學と申樣夫々の師を被相立候歟又は都下へ被差出專門の修行被仰付被下度儀と奉存候乍然學校御再興以來神道和學共に厚き御世話有之今日に至候儀に候へは大成の處は如何御座候とも先つ幼年初學の間修行の見込左に申上候

一前文申上候趣は和學と申事の大體にて往々和學を以て大家をなし可申筋道を申上候儀に御座候へ共當表和學生の儀は大抵士分以上にして家柄の子弟も多分入交り罷在往々和學を以て生計と致度所存のもの抔は差當り一人も相見え不申勿論文武兩樣を兼修行不致候ては決して不相成者共に有之此後

幾人入門致候とも可なり和學者と申程にも相成可申ものは數十人の內兩三人も有歟無歟と申程の儀に可有御座勿論十人は十人迄和學者に成候にも及申間敷哉に候へは率爾なる存寄に候得共同くは未半相止候ても夫丈ケの用に相立候樣の修行方に御定被置候方當學校に於ては何れ可然と被存候所此段如何可有御座哉左樣にて可然儀に候はゝ幼年の諸生抔最初より國史有職の書等句讀を授け居候體の事にては迚も果敢々々敷儀に至申間敷候間所詮眞文の和書讀兼候程のものは最初より和學懇望に候とも先素讀所へ被差出四書五經等素讀相濟史記漢書之類相應獨看相成候頃より和學所へ罷出儒學はもとより弓馬槍刀術等修行のいとまく〳〵和書をも兼學候樣被成置可然奉存候左候はゝ是以初より國史有職の書なと申順序に無之先ッ保元物語平治物語源平盛衰記平家物語保曆間記承久記太平記櫻雲記南朝記吉野拾遺明德記應永記なと申類より信長記太閤記關原記の類御當家御世御一統迄の記錄とも又三鏡神皇正統記續神皇正統記王代一覽續王代一覽將軍家譜讀史餘論等の類を手當り次第爲讀置其前後には古今治亂の跡賢君良士の噂等相互に咄合候を以て日々の所作といたし其內幼年のものなと節會とは何の事除目とは何の事月卿雲客とは如何やうの人衞士北面とはいかやうのもの抔と問を擧候て夫々に語きかせかの十三束三ッ伏二十四指たるきりふの矢いかもの作の太刀小櫻おとしの鎧萠黃匂の腹卷なと申事迄も常談の如くいたし爲聞覺え候樣先學のもの共へ世話申聞とにもかくにも倦怠を生し不申樣修行爲致置さて往古よりの政令公事官階服飾甲冑兵仗の制或は封戶賦稅軍團防

人等の事其源を探索致度心得に相成候頃よりそろ／＼遡り國史雜史律令の類或は内裏式儀式延喜式西宮抄北山抄江家次第禮義類典の類又は職原抄裝束抄等の書へ取懸り公家武家の舊例故實へ相渉り候樣致候はヽ其内には面々の目當も相居り且は人々の長所短所も相知られ可申儀に御座候間其上は前文に申上候趣を以て專門の修行被仰付被下度儀と奉存候扨亦今時有職向の初學へは禁中名目年中行事等の書を專一に口授致候族（ヤカラ）も相聞候處同く有職と唱へ候内にも公家は公家武家は武家の急務も有之迚も本書と定來候書目も無之儀に候へは初學の順序に於ては右樣の振合にて可然奉存候

但右は是迄之通日々の會業にいたし外に詠歌々學の會日相立望次第に出席爲致詠歌の會には折々假字文をかヽせてにをは假字つかひをも爲心得置候樣仕度候て右等の大意をも末へ相しるし申候

一和學は神道を以て本と致可然儀には有之間敷哉神道と和學と別派に分候段は如何の次第に候哉と不審致候者世間間々有之候事故其次第左に申上置候

一神道と唱候内にも數派有之私儀は何れへも入門不仕委敷儀は相辨へ不申候へ共何れの派にても神代卷二卷を以本と致其餘とても書類定り居り秘訣を口授致候事のよしさて其業をたに卒候へは他書は一字一點不辨候ても神道者には相成候事故神道迚も和學の内の一派とは見候にて御座候扨又其神道を本と致し後世の事まて貫通致候はヽ夫に勝候事は有之間敷樣相見え候へ共大抵神道者の前立日本は神國にて神道と申大道有之儒佛の道は異域の教にて聊入用無之事に候を後世兩道共に盛に被行あ

たら神道を被穢候と申樣なる主意に相聞其道を主とし學候者は左も可有之儀共可否を論するには無御座候へ共右の通の前立にては朝廷の公事を始儒佛の道相渡候以來の事は世々の制令人民の所作等儒佛の道には叶候ても神道に相叶ひ不申儀は何れ十分とは存すましき事故其主とし學候道の中正へ引當折衷褒貶いたし夫を以て人にも教授致可申儀に候へは何程後世の書籍迄貫通致候てもやはり神道者は神道者にて神道者の博覽なるものにて御座候左候とて神書を講候節は神道は二ッなきことに解示し律令等の書を講候節は仁義禮智を旨と教候樣にては兩端に相成神道を以て本に立候和學とは難申儀に御座候依て前々より神道に擒り不申和學者共の目當と致候處彼是取合せ相考候に日本は神國にて神祇を學候事は申迄も無御座候得共儒佛の敎とても千有餘歲如形御用に相成漸々御取居に相成候儀に有之是を一家の事に譬へ候へは其家先祖よりの仕來りに無之候とも近隣に宜敷仕來り有之候はゝ其宜き事共を習受時に取り取捨增損いたし此方の調法に備ひ申間敷儀に無之左候へは夫か即ち手前の家風と申物に相成候事故最初他家より習受候事とていつ〳〵までも忌嫌可申いはれは無之於今は儒道も佛道も他の物と相心得可申儀には有之間敷哉と被存候左候へは神道は元よりの儀にて彼をも是をも御取用被成如形相居り候處を以て吾朝の御教と仰き兼々被仰付被置候通國家有用の學を心懸修行可仕儀と奉存候

但本文儒佛と一口に相認候ものゝ聖人の道は古今共專ら國家の御政體に御取用被成候事にて儒佛

同様の物と心得申間敷は勿論に御座候

一神書を取扱候心得の儀神代卷を始天地開闢以前の事迄被記候儀共有之今日只今に至り掌を指候樣にはとても相分兼候へ共古言古稱をたによく會得致候へは文面一ト通の儀は左のみ解し難き程の儀には無之由先輩の者共も申置候儀に有之扨又文面一ト通解し得候ても世態人事とに於て今とは大に事變り不審難晴事多分有之候得共是は譬喩是は隱語抔申樣私智才覺を以て論し候ては際限無之夫こそあたら神國を穢候段にも至る間敷儀に無之尤も恐多き儀に御座候へは只文面に顯候處を以て神德を仰き可罷在事に御座候乍然神道相學候へは神代卷の相傳有之修行相積候上は明白に知られ候ことゝ相聞え候夫は夫にて其門に入相學候事面々心次第の儀と奉存候

但神代紀被撰候節とても不明成事は數家の傳へを幾說も被擧置候程の事にて秘訣とて口授に被遺候趣は記し置かれさることに候へは右秘訣を辨不申候とて和學者の疎漏にては有御座間敷候

一歌學と申候は萬葉集以下世々の撰集家々の歌集又は源氏物語伊勢物語土佐日記枕雙紙等の類を廣く吟味致候にて其內源氏物語なとは全く寓言にて實事の考證には難成書に御座候へ共當時の人情世態を熟々書取候事は漢文に認候雜史なとの及候事にては無御座其外共假字書の雙紙類は只文章の優美なるを翫候而已に無得座世々の言語稱呼鳥獸草木の名等平假名にてしるし置候事故漢文のたゝ字義を以認候ものと違ひ後の考證と相成可申事共多く有職傳記の學を心懸候者も專ら有用の事に有之且

國史を始凡て公撰の書には忌諱を避候事も多く有之歌書類又は假字文の雙紙類にて反て實事の知られ候事も又少なからさる儀に後座候へは是は歌書是は雙紙類とて餘所に心得可申ものには無御座候
但今昔物語宇治拾遺十訓抄古今著聞集等の類は前に相記し候雜史の內へ取雜爲讀候ても可然書に御座候へ共和文相認候には歌學者も專ら取扱候事に御座候

一詠歌は面々心次第の事にて歌よみ不申候とて和學者に無之と申事は無御座候へ共詠歌に心なきものは古歌を解し候所も極て拙く和歌の活き所委敷會得致候事は所詮難相成程の事に有之歌よみ不申和學者の文には假字てにをは等正しからす大家の聞え有之衆の文とても壁に疵と申程の誤間々有之事のよし先學の者共も申聞候儀に御座候へは詠歌相好み申さゝる者とても同くは和學を心懸候程の者へは詠歌をも爲兼學申度儀と奉存候
但是は和學の助けに致候一片の事に御座候へ共實に詠歌を志し相學候者の心入は箇樣の事には有之間敷候

一詠歌にも假字文にも近來古風と申事被相行是以て名家の事は差て申分も無御座候處一時の流行に連れ眞似方をのみ致候內には心違とも多く相見え當表和學生なとへは可成丈差押申度心組に御座候間大意左に申上置候
但古學被行和學の筋相開候段は前々申上候通に御座候處都て古學者の論には舊來の弊を撓め可申

ため新奇の說を發し候事多く相見え如何と存付居候儀とも有之所此段は暫く差置先つ詠歌作文の大意のみ相しるし申候

一近來御編集物等只々被仰付置候よし假字文の儀は此末とても御入用も可有御座哉に御座候間差當り右等へ御入用にも相立候樣修行爲仕度旁取組申上置候儀に御座候

一凡て何業によらす古を學候事は今日只今の用をなし爲可申に御座候へは詠歌も作文も今を差置古へのみ遡りては宜きにては有御座間敷世態は移變りも有之儀にて詠歌は其世々の人情を言に發し候儀に御座候へは其修行の間こそ是は古風是は中古なと申作例詠歌をも探索致候事に御座候へ共其讀出候歌に至ては今日只今の情態自然と顯れ候樣出來不申候ては實に精神の籠候歌にては有御座間敷又文章の用は大抵今を以後に傳候を專要と致候儀に候へは是以今日只今の情態を有りのまゝに書取候を以旨と可致儀に有之夫を能書覺爲可申世々の文體書法をも學候事にて是又古言古稱をのみ拾集候て宜きにては有御座間敷候然るを今時古學を唱候者の內には只管古代めきたるをのみよろしきことゝ心得古にも今にも叶ひ不申事を作爲いたし江戶を大海の江門御城を東路之遠御門なと歌によみ文に作り强て古めかし候類も有之是等のことは今の世にすら何の事とも聞取兼候程のことにて後世より今を見候證據と相成可申事とは不被存候既に箇樣の學者共も世々の古書を講候節は是は何れの世の言語何れの世の稱呼なと細やかに辨候事に候へ共自己の歌或は文章に至ては如形の心得違とも有

之是は古學を尊信致候餘り今をは忘却致候ものと被存候

但儒家にて古文辭と唱候は專ら古書を解候助に致候事と相見え和文とても古書の活用等を心得可申爲に古體の文をも書申間敷事にも無御座候處夫は諸生の業にて探題なと設け修行致候節の儀に有之和文の本體にては有御座間敷候

一今時通用致候和漢の文體細かに相撰候へは數體有之儀に候へ共汎く分候へは漢文假字文書札の文にて御座候共內漢文は元來此方の爲に設候文字に無之言語稱呼の間に於て如何とも難書取儀とも有之夫を熟く書取候には骨も折手際も入候事の由に有之又書札の文とて存候御座候なと書候文體はもと應答の詞のみにて記事の體には不便なる儀とも數多有之所詮今日只今の事を思ふまゝに書取可申は假字雜りの文體に勝り候もの無之此假字雜りの文と申こと世俗にては漢文の漸くに崩れ候ものにて古代は皆漢文を用候事とのみ心得居候へとも左樣にては無御座今時和書の內古きの隨一と致候古事紀すら漢文には無之假字雜りに被記候事に御座候其一二を申候へは玉緒母由良爾取由良迦志而云々また五百津眞賢木矣根許士爾許志而云々の類只眞字を借用候と申のみの事にて取ゆらかし根こしにこしてなと書すと聊異なること無御座候畢竟簡樣の文體に無之候ては當時の言語稱呼をそのみ其儘に傳候事は難相成ゆゑにて御座候源氏物語枕雙紙等の類も今より見候へは何歟耳馴す聞えかたき事共多樣相見候へ共是又其時代々々言語稱呼を以眼前の情態を書顯し候物にて强ち古書古稱を求候體

とは相見不申夫故是をしるし候者も是を讀候ものも左まて心力を勞し不申人心を感動致候處は反て深きにて御座候左候へは今時假字文を相學候者專一に相心得可申事は後より今を見候はん時是は文化文政の頃とか是は寛政享和の頃なと申樣其書しるし候時代迄は直ちに見えわかり候程に書付候を以目當とは可致儀に有之左候とて草雙紙ざれ本なと申ものゝ趣にては無御座候古事紀以下の假字文は不及申漢文にしるし候言語稱呼とても今へ取用可申事は如何程も有之且凡て文章の體は和漢ともに修辭達意の二つをは出申さゝる事と相聞え候へは左樣の境へも深く心を用ひ古雅の體裁を取失はさる樣心懸可申事勿論と被存候

　但是等は古人の意を我物に致候上の事にて容易き業とは不被存候へ共古きを好候餘り今を忘候ては有用をなし兼候事にて初學よりの心入大切に御座候間一ト通申上置候にて御座候

一今時古學を唱候者共音讀の語をは一切相用ひ申さゝるを以て手際と致候事故不自由致間敷事に不自由致居候類間々相見え是亦無詮事と被存候其子細は前に相しるし候通り儒佛の道も御取用被成置候上は他の物に無之と同樣にてけふをこんにちと唱へきのふをさくじつと申すにも只昨今の別稱と申程のことにて今は我國の言語に相違も無之且はかはびこを蝶かはらよもきを菊なと古くより唱來候例も有之事に御座候へは是又强ちに忌嫌可申ことゝは不被存候勿論箇樣に申候ものゝ和文とて認候上は漢文の送り假字を本行へ書加へ候樣なるか宜きと申意味にても無御座候

一假字てにをはと申事は詠歌者流のみ弄び候事と心得候もの世間にまゝ有之候へ共左樣にては無御座依て是又一ト通左に申上置候

一假字と申事は日本にのみ有之事には無御座漢土の文字を用候ほとの國は何れにてもなくては叶ひ申さゝる儀にて御座候其故は漢土の文字は鳥獸草木の名凡ての言語一々に其文字を設置き候事ゆゑ其國に見馴聞馴申さゝる物の名言語等をしるし候節は字義に拘らすたゝ其音をのみ借用候事にて外の國にも古代より有之其一二を申候はゝ左傳令尹子文の初名をしるし候所に楚人謂乳穀謂虎於菟故命之鬪穀於菟と相見え穀も於菟も楚國の方言にて乳虎をしるし候ては用をなし不申ゆゑ字義に拘らすその音を借候てしるし候事と相見えまた國語海鳥曰爰居止魯東門之外二日臧文仲爲祭之と相見候此はかの國につね見馴申ささる鳥にて是か名の文字とては無之儀ゆゑ人の口つから敎候まゝに爰居の二字を借用ひしるし候事と相見候是より後の書籍に箇樣の例とも殊の外多く相成候儀に有之元來彼の國の爲に作り出候文字にてすら外國の事をしるし候には假借の字を多く相用候事に御座候へは此方へ取候ては殊更不足にて假字を重に相用不申候ては是非とも不相成夫故前々にしるし候通り古事紀は全く假字雜りの文體に被相記日本紀の國史は漢文に被記候へ共是以歌宣命等へは假字被相用候事にて物の名言語等必假字を用來候事は是又漢土よりの事にて此方にて始候儀には無御座候其内古事紀の如く物の名言語は固よりてにをはは迄も假名にて書ましへ候を後世和文と唱分け今は自ら

一體の物と相成候にて御座候其假借致候文音はたゞ音聲の似寄候とて猥りに借用候にては無御座往古よりの定格有之一字一點を誤候ても義理間違ひ或は語意違し兼候段に至候事故其定格を習受會得致候か所謂假名遣の修行に御座候

但後世の平假名と申物も草體より崩れ或は偏傍を省き候ものにて別に作り出候文字にては無御座假字の定格においては眞字も平假名も同樣の事に御座候

一てにをはと申事世俗には助辭と心得居候事に御座候へ共凡て和語はてにをはを以て用をなし候事に有之辭のたすけと申樣なる餘計物には無御座候事により稀れに助けに用ゐ候事も有之にて御座候扨又此てにをはと申事は元來自然のものにて異域より傳はり候に無之此方にて被定候格にても無御座候又文書の上にのみにも限らす日用の言語においては一言を違ひ候へは用をなし不申候故たれ〳〵も誤り不申事にて御座候依て雅言の事は暫く差置き日用の俗語を以其一二を申候は〻凡人を使令致候てにをはケセテネヘメレとヨの字にて此ヨを俗にてはロとも唱へ此八言より外に出候もの無御座候又右へ應し候てにをははコソトノホモロの七言に止り候事に有之たとへは行ケと命しユロと應し反セと命しカヘソと應し候類以下共に皆同例にて起（タテ）タト去（イネ）イノ食（クラヘ）クラホ飲（ノメ）ノモ取（トレ）トロと申しまた獻進（サヽゲマヰラセ）の類共語の持前にケの字セの字有之使令の語に成兼候節はサヽゲヨマキラセヨとヨの字を添候事にて俗にはヨをロとも申候習有之是等自然の定格にて三歳の小兒とても物いひ候程のものは誤

り不申事にて御座候然るを歌によみ文に綴り候と申に相成候へは事改り自然と取失候ゆゑ聞取かたき言語共多く出來候事御座候左候へは歌にも文にもやはり日用の言語の如く無心にて自ら共格に叶ひ候樣習ひ熟し候かてにをはの修行に御座候勿論是は自己の事而已に無之古人の歌もしくは文章を解候にも有用の事に御座候

但此等の論をは文章の學なと申入外なる事の如く心得候族も有之候處文辭のことは章句に眼を配り不申候ては作者の深意を見取候事は相成申間敷事と被存候左候へは章句にのみ拘り居候こそ無詮事に可有之候へ共章句を用なきものに心得候はんは大なる僻事に有之和語のてにをはは殊更の儀に御座候

一右段々申上候內和歌以下の個條は日用の事にも無御座候間面々心次第の儀に御座候處第二個條へ申上候通國史雜史へわたり公家武家の舊例故實等相探候儀は儒學を專らに致候者とても必爲心掛度儀と奉存候申迄も無之事には御座候へ共たとへは非先王法服不敢服非先王法言不敢言と申事を只今へ引當候へは先王の法服とは權現樣以來御定の法服にて公卿以上白綾諸大夫以上白小袖或は侍從以上直垂四品以上狩衣諸大夫は大紋重き御役人衆は布衣なと申類のこと法言とは武家諸法度を始凡て前々公方樣より御觸被成置候御法度御法令の類を申樣心得不申候ては不相成儀に有之然るをいつも〳〵先王とは周世の先王の事法言法服とはいつも〳〵周世の法言法服の事とのみ心得居候てはいは

ゆる空物に相成今日の用をなし兼候儀に御座候個樣申上候はゝ權現樣は王にては不被成御座と可存候へ共今時天下の御政務は公方樣へ御委任被成置候儀にて公方樣より被仰出候御法度御法令は即ち朝廷よりの御法度御法令にて御座候へは右之通相心得候て如何は有御座間敷哉乘殷之輅服周之冕と申樣なる儀も今公邊より御吟味と有之時々有職へ御尋有之候はゝ乘輿の類は何れの時代如何樣の制可然冠冕の類は何れの時代如何樣の品可然と申樣爰元は爰元の品にて吟味致し可申上儀に有之是又いつも〳〵殷輅周冕之制をのみ探索致居候事には有御座間敷哉と奉存候依ては初個條に申上候通大成の處に至候ては私體の愚意には相及可申儀に無御座候處幼年初學の順序は先つ右樣の御振合にても可然哉と不顧憚申上候儀に御座候

但右條々へ記候書目の儀は誠に大凡にて此外猶品々有之儀に御座候へ共右之內會讀講談等いたし研究可仕書とては多くも無之樣に御座候

右は早急の御尋に付取撮奉申上候猶又細々の儀再應御尋も被成下候はゝ追々取調申上候にて可有御座候以上

亥二月　　　　　　　　　　　　　　　　　澤　田　新右衛門

有功者の氏名

敎育に功績ありし者の名のみ存してその事跡の傳はらざるもの寡からず、畢竟予が見聞の狹きと書類の缺乏せしに因る所止を得ざるなり、今その一二の事跡を得しものをこゝに錄して以て他日を俟ち本編に編入せん。

小笠原長時

信濃守貞宗九世の孫にして大膳太夫に任す、弓馬禮式の嫡流なり代々信州深志の城主たりしが、武田信玄と戰ひ遂に敗れて河內國高屋に遁れ、尋て會津に來り葦名盛氏の臣富田將監に因て盛氏に寄食し、幕ノ內村に居しが天正十一年二月二十五日家臣坂西勝三郎主妾と心を協せ、長時及び長時の妻子を殺害して一室を牢鎖し居しを、將監が臣星忠兵衞その窓を破りて入り遂に勝三郎を戮殺して賞を受けたりといふ、（星氏の遺書）長時の遺骸は城北桂山寺に葬りしとぞその法諡詳ならず、天保二年小笠原侯（豊前國小倉の城主）中老鹿島要人等を遣はし、慶山村大龍寺に碑石を建て追諡して長時院殿麒翁正麟大居士といふ、明年二百五十回なるを以てなり、長時の著書禮方書三卷外に女房有職の書ありて、會津の禮式は此時より連綿絶えざりしなり。桂山寺の桂一に雞或は慶に作りしあり、その寺上杉景勝に從て米澤に移り寺字遂に廢せり、その移らんとせしや修驗光明院（今五ノ町に存す）に託せし、本尊觀世音の臺に小笠原靈若爲菩提造立桂山寺とあり、又その經文に小笠原靈尊回向と記し、又位牌を存せしその法號は滅殺して見えざりしが、臺下に信州松本領處小賀佐和良長時御位牌二月二十四日と記せしあり、彼是を併考せば稍信を措くに可ならんか、況や大龍寺は慶山寺の北端の地なりといひ傳ふるに於てをや

明石重貞

作右衛門と稱す、稻留流砲術の達士にして我藩の祖なり、（後世種子島流といふ）寛永十四年四月召出され百五十石を賜はり、特命を受け和泉國堺に赴き十匁彈銃百挺を鑄造し歸りぬ、後横田清眞と共に堺に行き鑄造する數回常に兵器方勤にして兵器を監理せり、（家世實記）慶安二年六月五十石の加恩あり、重貞の家世々痘藥を傳ひ製調して幼童に施し救危の功多かりき、明暦二年命あり調合して石彥靈社に呈しぬ、（舊證類聚）元祿十一年三月死す、法謚璧峰慈鐵居士寶雲山大龍寺に葬る、（墓碑）子吉野右衛門續て小番となり、享保八年死し子なかりければ家絶えぬ。（減知廢絶錄）一說に重貞居合に達す、我藩今井常流の祖なりと

○

江尻吉次

治左衛門と稱す、寛永十四年二十五石二口俸を賜はり召出さる、稻留流藤澤監物が傳來の仕掛鐵砲に達せしを以てなり、（系譜）慶安二年十二月弟子を敎ふる懇篤にして且つ足輕に敎ふる甚だ多く勤勞せるを以て符米を更て百石とせらる、（舊證類聚）承應元年八月死す六十二歲、良心院殿華岳常蓮居士と謚す、子久勝、孫隆重、皆襲稱治左衛門、箕裘を繼ぎぬ、隆重臥打、備打の法を發明し德翁神君の上覽に供せり、その備打をなすや指揮するに釆麾を許さる、後故あり酒井氏を稱せり、子孫相襲で師範たりしが八世隆居に至り家聲大に揚りぬ、隆居通して傳內と稱す、家業を修むるの傍眞天流の劒術を

修め、兩術みな至域に達し、兩術の師範たりしが特進次番に至り、忠恭神君郊行し給ひしには必ず扈從を命ぜられざることなかりき、安政の初め砲術を奬勵し給ふや、先づ師範四人を豆州韮山に遣し江川坦庵に就て學ばしめらる、隆居も其一人にして年餘を經て歸りこれより洋砲大に振興し火銃を廢せらるゝに至りき、隆居青年學則に遵ひ文事を修めしが、壯年專心砲刀等の術に就き久しきを經しかば、青年修めし所のものは皆遺忘し兩術の傳書をだに研究し得ざりしかば、反省する所あり四十歳再び郷師に就き束修を行ひ、四書より句讀を受け黽勉怠らず、漸進して五六年の後遂に及第して大學に進みしかば人皆驚嘆せざる者なかりき、明治某年羽州山形に於て死せり享年八十四。

○

堀尾政勝

市兵衛と稱す十文字槍の妙手なるを以て慶安三年九月二百五十石を賜はり召出され、同四年三月台命あり大猷公の上覽に供す、門弟荒川武兵衛遮欄（俗に受太刀といふ）たり、（家世實記）天和三年閏五月二日死す、城東正法寺に葬る法諡寶山常珍居士、長子權太夫嗣ぎしが子幼きに死しければ家絶えぬ。（啞の獨見」減知廢絶錄」按ずるに十文字槍となれば寶藏院流なるべし、然れば政勝は我藩の祖にして、原田政信は中興の祖なるべし、尚ほ後考を待つ）

○

松原素庵

放浪、游浪ニ作ル
如何安

初め五郎兵衛と稱し、豐臣家に仕へ黃母衣衆の一人なりしが、放浪して京都にあり、萬治元年九月十九日百口俸を賜はり、狎客衆に召出され後五百石を賜はる、侍講數年寬文八年十二月二十七日歿しぬ、子なきを以て甥孫左衛門をして續かしめ給ひ奏者番とせらる。千載の松。啞の獨見。花の摘籠。後世にも松原孫右衛門あり、少知なりしが裔孫なりしや詳にしかたし○千載の松にいふ、谷宗卜は谷出羽守の弟にて七十口俸を賜はり學識多能の士、福田巨菴、佐治宗軒、山田宗悅、內藤巨齋の輩代る〳〵御相手たりしが、毛利家の軍學者遠藤逸作は御相目にて時々召出さる云々と、谷の外四人は何れの人なるやを知らず、姑くこゝに記しおきぬ。

○

毛利角之丞

初め市之丞減知廢絕錄　寬文二年六月三百石を賜はり召出さる、柳生流劍術の妙手なり、家世實記　天和二年三月死す嗣子八十郎幼を以て收錄、更に十石俸を賜はる。減知廢絕錄

○

森惣兵衛

一旨流槍術の妙手にして、木本九郎右衛門、宮本四郎左衛門等その門中の傑出なり、惣兵衛嘗て夜行す、賊あり二人道を遮り酒錢を乞ひけれど、惣兵衛之を許さゞりしかば、賊恐嚇して刀を拔き迫りしが、惣兵衛之に應ずるに槍を以てし、賊一刀をも加ふること能はず只氣息喘ぎしのみなりければ、惣兵衛謂て曰汝等の袂を見よと、賊之を見れば各槍痕數所あり、賊驚服し謝して去りしとぞ、

花の摘籠 後會津に來り土津神君に仕へ三百石を賜はり奏者番たりしが、理財窮迫して身代摺切(スリキリ)借金を請ふこと再度に及びしかば、寛文三年四月改易に處せられ家世實記 爾後放浪他に干し求むるなく、同六年七月死しき法諡法性院徹宗休心居士寶雲山大龍寺に葬る。過去帳、予幼時古老の言に聞く曰、與兵衞常に大龍寺に行き、寶殿の椽端に在て虚撞するに、左足は椽端より出て空所に止り、槍鋒は殿前の松梢に當りしとぞ、今之を憶ひ本寺を搜索するに、法番は鬼錄に存すれども墓碑を見る能はず外に明石、安藤、宮本等數人の墓塋あり、因て憶ふ當時の寺僧は機外とて山形より扈從し來り本寺を開きしなり、此等の豪傑常に出入し死後こゝに葬りしを以て考ふ、常に此等の人氣を收攬しゐしならん、亦機外の人となりも觀るに足れり

○

大森固庵

寛文十二年四百石を賜はり儒者に召出され、土津神君の葬儀を行はるゝや文章司は山崎嘉なりしが固庵はこれが副たりき、後理財修らず不埒の借金あり、貞享元年二月追放せられき。家世實記

○

大室甚五左衞門

能書家なり、明曆二年百五十石を賜はり右筆に召出され、禁裏及び院中、公邊に對せらるゝ公書はみな甚五左衞門が書する所たり、寛文二年五十石、延寶八年又五十石の加恩あり、文職家を命せらる當世第一流の書家なりき。家世實記〇甚五左衞門が筆意幽艷にして非凡なりしは口碑に存すれども、實蹟の詳なることを得がたし、滅知慶絶錄に供番大室友太夫あり、貞享二年十一月扶持召上げられ、又山奉行大室半四郎あり、二百五十石なりしが正德二年九月召上げられ間もなく病死し、長子早人に十五石三口俸を賜はりし旨見ゆこの二人の內甚五左衞門の後なるべきか、大室山の頂に大室直明墓と題せし大なる石塔ありて年月を記さず、直明は甚五左衞門の實

名か後考のため記しおきぬ。

○

賀古甚之丞

自休と號し又無爲道人といふ、（友人の説話）尊家の書を能くせり萬治二年三月右筆に召出され十二石三口俸を賜はり、寛文五年符米を祿百石に更められ後又五十石の加恩あり、病を以て暇を乞ひしが許されず、貞享元年四月又暇を乞ひしにより、家老等議して裁可を得しも未だ達せられず、甚之丞一書を留て去りぬ、その大意に曰辭し去て他に干し求むるの意あるにあらず、病軀職を奉ずること能はずして恩祿を受るは欲せざる所なりと、遂に行く所をしらず、（家世實記）或曰初め長尾流（何人なるをしらず）を學び超群の書にして正德二年十月七日死せりと。（友人の説話に曰會津を去て江戶に住するの一日、鄰翁の委囑を受けて老媼を監視せしが偶大火あり老媼の所在を失しければ、委囑の責を塞く能はずとて自ら火中に投じて死せり、是明曆三年十月のことなりと、此説にして是なれば家政實記は非なり、實記は藩撰なればこれに從ひ説話を採らず。）

○

禰津泰親

刑部左衞門と稱す。戶田一吉の門人にして大内流槍術の妙手なり、萬治三年部屋住にして代官役を命ぜられし。寛文八年百五十石を賜はり。天和三年目付役に轉ず、同流の道統家なり、元祿五年五月六十三歲にして死す、法諡自慶頓涼（系譜）

○

有賀滿辰

小一郎と稱す土津神君の儒者なり、初め山崎嘉に學び萬治年江戶遊學を命ぜられ、後京都に行き勤勉する年餘にして歸り、寬文五年十二月金十兩三口俸を賜はり召出さる、同七年嘉病て京都に歸るに當り滿辰命を受けてこれを護送せり、貞享二年十二月目付となり百石を賜はる、元祿元年大目付に進み五十石の加恩あり、同十年また加恩五十石を受く同十五年十月長井定宗に黨せしを以て家祿を沒收し、更に五口俸を賜はり寶永四年二月八日死す滿辰神社と謚す、（系譜）滿辰初め藩祖事蹟を書せり。（千載の松）

○

夏目伊織

守能長明に從つて馬術を修め年未だ弱冠ならず天下無雙の妙手と稱せらる、（古人の說話）曾て師心に觸れ破門せられしが謝罪して及門せんと懸念措かざりき、當時紀伊侯の閑廐に一大悍馬あり能く乘り得るものなし、侯長明を召して乘らしめ給ふ、その馬骨骼雄偉雙眼血を注ぐ、長明以爲く非常なり吾が年己に老ゆ時を移し氣を鎭るにしかずと、伊織此事あるを聞き馳せて邸中に行き長明を見て曰く、庶幾は予をして乘らしめ給ひと、長明乃ち衆に告げて曰舊門の壯士來れり先づ乘らしめんと衆

これを可となす、馬丁牽き來て馬埒に入るや踊躍甚し伊織乘り得ざらんとす、その漸く馬鞍に跨るや脇肋の摧破せんをも顧みず力を盡して把馬一拍シサリを挽き徐々乘出して馬性を盡さしめしかば、衆皆賞贊已まざりき、長明もこれを見て及門初の如くし遂に土津神君に薦めしかば六百石を賜はり厩司たりしが、後淫行を以て切腹を命ぜられき、實に寛文十九年二月なり。（家政實記。滅知麼絕錄）

○

日向德遠

德遠醫道を長田德本（世人甲斐德本と呼ぶ）に學び其術に達せり、土津神君德本を聘し給ひしかど德本辭して德遠を薦めければ、寛永十七年三百石を賜はり召出さる、（明徴錄。家政實記。舊證類聚軍陣の部に寛文四年五百石と見ゆ、然れば加恩ありしならん。）嘗て一僕を從ひ熱鹽温泉に赴くの途次某村を過ぎしに、會々疫病流行し一村悉く染みしかば、德遠一々之を診し藥を投じて去りしが、後高祿家某の病を療したりし謝儀とて金五兩を贈りしが、德遠之を受けずして返しければ、某吏に十五兩を贈りしに德遠又受けずして返しぬ、某もその鮮少なるを悟り百苞の米劵を贈りければ、德遠初めて之を受け急に僕をして先に療せし處の疫者を喚ばしめしかば、疫者以て藥價を促さると謂ひ戰慄して來りしに、德遠その得たる所の米劵を投與して曰、汝等の病は薄衣を着るの致す所なり、之を賣りて各分賦して衣を沽ひよと、疫者感泣して去れりと。（古老の口碑）

○

宮本四郎左衛門

父を勘兵衛といふ三百石を食せり、（花の摘籠）四郎左衛門壯年より森惣兵衛に從て一旨流の槍術を修め、木本九郎左衛門と共に競爭し、各至域に達し遂に奧秘の傳を受け人呼て白夜叉といへり、此事は九郎左衛門が傳に詳にせり、四郎左衛門別に擢でられて土津神君の供番となり寵遇を受けり、神君の小性役に阿武太郎右衛門あり二人莫逆の友たり、太郎右衛門奇術に長じ人目の注ぐ所となれり、一夜途上にして殺害せられしが其害者を得る能はず　四郎左衛門も疑ふ所となり訊問を受けしが放免せられ供番たる故の如く、神君に陪して江戸にありしが元老田中正玄稟告する所あり、急に歸國せしかば安部井武譽（又左衛門）に付し保管せしめられぬ、武譽素より四郎左衛門が心意拙劣ならざるを知りしかば寛待法度外にして敢て覊約せざりしが遂に屠腹を命ぜらる、（花の摘籠）四郎左衛門甘服し坐を汚すを憚り園石の上に坐して屠腹し武譽之を介錯しぬ、その斷文に曰常に不行儀にして城濠に網を打て魚を漁し、或は犬を殺し法度に背く云々、是日葦澤藤十郎、淺井三平治、鋤柄加兵衛、鮎川市左衛門みな同罪なりき、（阿武太郎右衛門殺害一件口書）時に慶安五年五月二十一日なり、法諡凉室宗清居士寶雲山大龍寺に葬る。

○

笹原豐忠

與五右衛門と稱す退隱して休心といふ、父諱は長重、豐後と稱す、豐忠慶長四年羽州最上に於て生る、寛永十九年九月二百石を賜はり馬方を命ぜられ後五十石の加恩を受く、貞享元年正月死す壽八十六、即空休心居士と謚す、三子軍平諱は直玄、養子傳兵衛諱は忠次、皆馬術を以て召出され各一家をなす、豐忠四世の孫伊三郎諱は忠民、四世の孫與五太諱は忠盈、みな祖先の遺業を修め忠盈尤も妙手を以て稱せられ、代々大坪古流の師範たり。系譜

○

町田宗勝

傳兵衛と稱すその先は江州佐々木家の庶流町田村を領せり因て氏となす、兄を野右衛門といふ滿口重雄信濃守に仕ひ三百石を食せり宗勝甫て十三歳紀伊に行き津田算長監物に就て砲術を修め算長の孫元重九太夫に至りて奧秘の皆傳を得算長は津田監物算正に傳へ算正は津田自由齋に傳へ自由齋は奧古彌兵衛に傳へ彌兵衛は元重に傳へしなり後會津に來り城代北原光次の意を受け二百四十匁彈の銃砲を鑄て明暦元年七月小山村より新井寺村に至る二十七丁を射て銀子十枚を賜はり賞せられ萬治三年五月五十石を賜はり召出されき、寛文二年十二月百石の加恩を受け外樣士となり天和元年五月十三日死す法謚江嚴玄西居士、正覺山成願寺に葬るこれを我藩自由齋流の祖となす子孫相續き指南たり。系譜

○

島田覺右衛門

算術の達人なるを以て土岐重元の介により正保二年二百石を賜はり算學士となり、九數算法を著せり、當時印行せられしかば學ぶ者之に倚らざることなかりき、家世實記 寛文十一年十一月辭役を乞ひしが許されざりき。舊證類纂

○

黑坂勝行并光貫

姓は源、初は外記、後に金左衛門と稱す、日向國内田村に生る、祖父は雅樂頭、父は七兵衛、内田黑坂は皆その先領の地なるを以て氏とせり、雅樂頭その領地を失ひ子孫を携へ關東に遊歷し、羽州に至り鳥居忠政及び忠恒に仕ひしが、忠恒卒して後放浪し土津神君移り給ひて勝行初めて奉仕せり、實に寛永十年九月なり、後扈從して會津に移れり、勝行射を善くし力量群に超え强弓を彎き正鵠を失せず、嘗て江戶にあり三十三間堂を試み常に好て遠矢を射き、年耳順に垂んとし筋力稍衰へしかど尙ほ强弓を射、造次の間も心を射術に注ぎ弓書三卷を著はせり、家に傳ふ、遠祖某射を善くし禁廷に登り百矢を射て御物を賜はりしと、勝行延寶九年三月二十七日歿す壽七十六、儒禮を以て大窪山に葬る、勝行羽柴氏を娶り一女五男を生み、三男勝喜家を續く小才治と稱す、五男光貫小八郎と稱す、女は春日氏に適き他は皆夭せり、勝行性質朴勢利に趨らず、初め佛に歸依し晩年悟る所あ

り遂に儒に歸せり。
光貫射を父に受けまた横井來折翁に受く、翁は吉田大藏の高足弟なり、光貫江戸に行き親炙數年奥秘を受く、曾て淺草堂に登り射を試み遂に土津神君に拔擢せられしが、貞享二年九月二十一日死せり享年三十七、人皆惋惜せざるなし、先塋の次に葬る。（以上墓碑）

○

山本良次

道珍と稱す、祖父諱は道句、妙松庵と號す、江州三上山山本五郎諱は宗佐の子にして、古田正勝（正勝人名辭書に重然（シゲノリ）に作る、織部正と稱す、千利休の門人にして織部流の祖なり。）に從て茶道を學び、正勝の薦により東照、台德二公に仕ひ三百石を賜はる、道句の第三子道壽は土井利勝（大炊頭）に仕ふ之を良次の父とす、慶安三年良次甫て三歳、松平伊賀守の薦に因り（道句伊賀守に倚賴せしなり。）土津神君に謁す、承應二年六歳にして正賴君の扈從を命ぜられ、萬治元年初て五口俸を賜はる、茶道を修めて進達せしを以て加恩累賜、延寶六年新に百五十石を賜はり、元祿十一年茶道頭に進み、同十三年七月江戸に於て死せり五十三歳、法謚本覺院淨哲禪定門麻布長谷寺に葬る、子道可諱は次茂嗣ぎ子孫みな茶道を以て仕へり（系譜）良次は我藩遠州流の祖なり。

○

靑木稠高

初十之亟後丈之助と稱す、父は丈左衛門といふ、十二石二口俸を賜はり歩行(カチ)衆に召出され、後糸澤口關門の守衛たり、稠高槍術を鈴木重爲に學びて管槍の術に達し唯授一人の印可を得き、重爲門弟を稠高に讓らんとしこれを薦めしかば寛文九年供番に召出され、二十五石四口俸を賜はり兼て一旨の師範たり、享保八年四月十二日死す享年七十五、梅岩淨心居士と諡す。系譜

○

岡田定好

初め太郎助又春越又貞元、又此母と稱す、退隱して養恬といふ、貞享二年稽古堂を預けられ讀書指南となる、元祿四年町講所へ移り年々米十五俵を賜はる、同七年命あり江戸に遊學す、同十一月町講所料の内より十石二口俸を賜はり獨禮に班す、正德二年文庫役を兼ぬべき旨を命ぜられぬ、同三年朝鮮の修信使江戸に來聘せり、此時には見禰山神廟に告げらるゝの故例あり、定好命を受けて告文を撰し、奏者番に隨行して之を拜讀しぬ、元文四年二月十九日死す壽七十一、諡號宴息葬祭儒式を用ふ、子諱は定孝襲稱此母、享保十一年江戸に出て昌平黌に入學し、寛保元年京都に行き、小倉少將及び明經道博士伏原右兵衛權助に從ひ、經書詩文を學びぬ、寶暦三年九月死す四十九歲、諡號通志、孫定直、玄孫定宅、みな襲稱此母、學術を以て奉仕せり。系譜

上ノ泰親ニ附帯シ錄スルモ可ニ似タリ　安

人ノ門人ニ指南スト云フ語平圓ナラズ　安

○

上島英勝

彈藏と稱す、林祭酒の學頭たりしが、享保五年三月二十口俸を賜はり儒者に召出され徳翁神君に侍講せり、元文二年二月死す壽七十寧齋と謚す。

○

禰津親安

新九郎と稱す、兄某大内流槍術の藝者たり、親安その後を承け新に召出され指南となり、寛保二年土常神君に侍授し、後寶暦九年恭定神君に侍授し、寵遇を得て藥園等に陪行せし時には酒肴を賜はりき、明和四年閏九月死す享年六十九、法謚差徳院淨讃日體居士。系譜

○

吉田忠見

又右衛門と稱す、延享二年八月江戸詰大内流槍術藝者に召出され十二石二口俸を賜はりぬ、寛延元年土常神君に侍授し、寶暦八年恭定神君に侍授たりしが、明和元年九月禰津親安と共に印可を獻呈しぬ、同七年禰津親敏（茂兵衛）の門人に指南せり、親敏發狂せしを以てなり、後宣明院君、貞昭神君に侍授し、安永元年四月院君に印可を獻ず、享和元年八月死す壽八十四、法謚心孝院義譽淨山居士。系譜

凡テ年號ノ上君主ノ名ヲ加ヘタシ但シ前文皆同此安

○小原俊因

五郎右衞門諱は俊周の第三子茂士と稱す、延寶五年六月二十七日生る、寶永三年請うて暇を賜はり他に行き數年を經て歸住しぬ、正德二年正月林崎新無想流居合術藝者に召出され十石二口俸を賜はる、享保四年七月擢られて供番となりしが指南すること故の如く、同八年德翁神君に侍授し十五石二口俸を加へ賜はる、元文二年に至り前知を收て更に百石を賜はり土常神君に侍授し、同五年七月十八日死す享年六十四、幽喜院秋屋日惠居士と諡す、系譜これ我藩當流の祖なるべし、他に在て修得したるものか子孫續て指南たりき。

○永田武治

又助と稱す、正德五年六月十石二口俸を賜はり輕筒藝者に召出さる、永田流輕筒の祖なり、享保十八年正月死す、法諡官光院良家信士。系譜

○內田近芳

作治と稱す、元文二年正月一旨流槍術の絕傳せんとするに際し、同流の藝者に召出さる妙手なるを

以てなり、明和五年五月死す享年六十七、檜達院常安居士と謚す。系譜

○

片桐嘉保

勝平と稱す、寛保元年江戸に於て天文及び暦術を修めて奥秘を極め、安藤有益以後の中興たり、寛政二年十月六日死す大窪山に葬る、長子嘉矜通稱は林之助蕉園と號す、父に續て師範たり、系譜 文政三年三月朔死せり。

○

小室當則

莊右衛門と稱す、江戸に生れ幼より學を勉め長じて林祭酒の學頭たりしかば、祭酒に代り江戸藩邸に來り土常神君に侍講せしこと數年、延享四年正月十口俸を贈與せられ、寛延元年十月更に二十口俸を賜はり儒者に召出され右筆の上に班せり、寶暦十一年朝鮮人來聘せしや命を奉じて江戸に赴き、相見て筆頭相談じ詩文を贈酬し稍國情を得き、神君の墓誌は當則之を撰し、神君の事實及び撮要は松本爲美が撰述に係りしが命に因て當則之を校正せり、安永七年五月死す壽九十二、法謚元亨居士。系譜

○

宮武方執

丈助と稱す讃州の人なり、昌平黌に入り朱學を修むる數年、學術優逸行狀方正にして小室當則と友とし善かりしが、遂に當則の薦により明和五年正月二十口俸を賜はり召出され、江戸邸の儒者となり恭定神君に侍講せり。天明二年令嗣君貞昭神君に侍講し、小池宥成、松本爲美等と協力輔導に勤むり、同四年四月江戸邸の常員を減じ會津に還さるゝ者あり、方執も其一人なりしが病を以て暇を乞ひ故郷に歸れり、其去るに當りて壁上一首を題せり。

天さかるひなの山家にゆかむよりかへりかくれん故里の庵

○

小池宥成

左六郎と稱す、寶曆三年三月召出され江戸邸の讀書指南となり、愿彰院君、宣明院君、恭定神君に侍講せり、宥成初め軍學を修め奥秘に達し、宣明院君には軍學をも侍講し、遂に大星御旌等の秘事を授く、天明五年八月死す壽七十二、法謚持名院必譽不亂居士。系譜

○

生駒直乾

初め初太郎又内藏助と稱し、晩に流水と號す、明和二年家督八百石を襲食し、物頭より累進し

て番頭に至る、當時の兵制專ら河陽流なりしが、直乾其全からざるを悟り、長沼流の兵法を修めて其奥を究む、天明四年兵制釐革の建議を上りて報ぜられず、同七年田中玄宰もまた建議せしがその意一にして翌八年遂に釐革せらる、直乾番頭を以て能く部下を督勵せしかば羽織一具を賜はり賞せられ、又特命あり兩講所に臨席し師範が教授の良否、及び諸生の勤怠學業の優劣を視察し、六科糾則に照準して申告すべしとなり、これに依て年々銀子二十枚を賜はる、寔に天明八年八月にして諸政大改革の當初なり、寛政元年番頭並に講所出勤をも免ぜられ無役たりしが、享和元年日向忠と共に雅樂主役となり、諸生を督勵し裝束新調の用度を輔け、且つその調製は自邸に於てせしを以て銀子五枚を賜はりぬ、文化三年供番頭となり、五年乞うて退休す、（系譜）直乾音樂に長じ、伶人春兼亮の藏せし古篳及び中將重衡の弄せし篳篥を藏せり、太田覃（南畝と號す）が記文あり、（三浦氏の叢書）直乾文政五年正月死す壽七十、法諡信入院釋流水、無量山長命寺に葬る。（系譜）

○

古屋　鬲

字は公頴（一に款に作る）昔陽と號す、十二郎はその通稱なり、肥後の人愛日齋の弟なり後江戸に住し教授を以て業となす、其學一に古註疏を主となし、六朝以下の經解は採るに足らずとなす、平生の言行頗る眞儒の風あり、是を以て聲名一時に振ひぬ、鬲深く近世の浮華を惜みしかば一も著述することな

かりき、人名辭書寛政の初年恭定神君の聘に應じ、會津に來り令嗣君貞昭神君及び諸士の子弟に教授せり、此時學事振興に際しければ爾顧問となり獻替せしこと多かりき、後年辭して本藩に遊事し、文化三年四月朔日歿す年七十三。後年以下人名辭書

○

一柳直陽

姓は越智初め直任、又直羽、一字は盛之允後に新三郎と稱す、父諱は直矩母は河野氏、直陽寶暦三年七月を以て生る、天明三年家督三百石を襲食し外様士となる、同七年目付に進み寛政二年式方勤（シャカタ）に轉ず、同七年音樂師浦上孝弼來り見禰山神樂再興の擧あり、直陽與つて力ありしといふ、同九年江戸邸の奏者番に進みしかば、小笠原平兵衛、大澤下野守の門に入り、古禮故實を學ぶ、奏者番の職掌に於て最も緊要事なるを以てなり、享和四年刑書を編撰せらるゝに當り、直陽命を承けて林祭酒に質疑し大に益する所ありしと云ふ、明年地誌編集の命あるや直陽また祭酒に質し、會津に歸りて地誌方に出仕し編纂六年その成るに及て直陽江戸に行きこれを獻呈せしかば、幕府その功を賞し銀二十枚を賜ひ、欽文神君も亦五十石を加へ賜へり、初め家世實記の編述を擔任しその成るやまた五十石を加へられ併て四百石、文政二年諸士系譜の編纂を監理すべき旨を命せらる、本務新番頭を以て別當せしなり、系譜天保五年五月二日死す、法諡延壽院殿甫刧直陽居士、金剛山惠倫寺に葬る壽

八十二、直陽生て强記好んで古今の事を搜索し博聞を以て稱せられ、著書見ぬ世の栞及び歌稿他に數部あり。

鹽竈の浦わたり見んとて假初に旅立けるに親のいたく煩ふよし人はせていひこしければ

鹽釜の辛く老たる親をおきて何旅衣思ひたちけむ

名所松

岩代の野中の松の深綠たか代に千よを結ひおきけむ

○

町野重勝

伊左衞門諱は貴重の二男、母は沼澤氏、寬保元年十二月を以て生る、小字は喜代之助、後忠助と改む、壯年より一刀流溝口派の劒術を池上安信に學び皆傳を得き、明和五年十月新に供番に召出され二十五石四口俸を賜はり安信の後を承けて師範となり、安信の子莊三郞諱は重祥未だ弱冠ならずこれを敎授し師傳を返さんと欲し、養て子となし終身妻妾を娶らず、役料三十石を賜はること前後二次合せて六十石、小納戶役となりしが師範故の如く、文化八年遂に致仕重祥に傳へき、系譜天保二年十月死す壽九十一、重勝壯年より勤めて攝養し、每朝寢起井畔に出て頭部より冷水を灑くを常となし寒暑を以て渝へず、身體强健にして病痾に侵されしことなし彭齋隨筆重祥の子忠左衞門諱は秀虎、

二子忠五郎、孫忠之進諱は重治みな相繼て師範たりしが、重勝の後重治最も顯はれぬ。

○

樋口光寬

通稱は寬治、晩に淡水といふ、人となり廉潔にして且つ明敏なり、恭定神君に仕ひて郡奉行たるの一日屬僚急に來り報じて曰、前夜賊あり官庫を壞り五百兩を盜み去れりと、光寬曰出仕して事を議せんと、乃ち屬僚を還し更に小頭に命じて即時に同心長澤鐵五郎を拘引し直に獄に下して糺問せしに、鐵五郎白狀して伏罪せしかば衆皆光寬が明察に服せりとぞ、(會津古人傳)寬政九年學校奉行に進み更に命を承け應對會釋の節、奏者使者の禮、賓主饗應及び拜受の式等古禮書によりて詮議し、禮式方に出席して子弟に教授せり、同十一年江戸小番頭に轉ず、(系譜)曩者七十石の加恩あり、後に三十石を加へられ併て本祿三百七十石、みなその勤勞を賞せられしなり、(會津外史)文化五年十月二十日江戸に於て死す法謚曹源院殿滴凍淡水居士。

○

井口卓右衛門

所生を詳にせず。太子流の劍術を修めて至妙の域に達せり。一年江戸にありし時に桃井春藏新に門戸を張り劍術を敎ふ、春藏たま／＼扁額を愛宕神社に揭ぐ、その文に曰吾劍術を修めて人に勝つ事

をしれども負る事をしらず、四方の士來り試みよと、世人みなその傲慢を憎めり、卓右衛門これを聞き一擊を試みんとし、友人某と共に春藏が道場に行き、各南鐐一片を出して術を試みしに、敵手たるものなかりしかば、卓右衛門更に春藏に一擊を求めしに、春藏病と稱して應ぜずして止みぬ、明日更に匾額を愛宕に揭ぐるあり、曰昨日二士あり春藏が道場に來り、春藏に求めしに春藏面色土の如くになり頓首して謝しければ、二士その拙きを笑ひ去れり、その跡を追ひしに芝新錢座に於てその跡を失せり、車坂の住人河田初右衛門とありければ春藏大に慚て人をしてこれを撤せんことを求めしかど、初右衛門實事なりければ撤し得ず、春藏にして撤去せば予もまた撤去すべしとて肯せざれば、春藏も遂に撤去しけり、新錢座は我が藩邸のある所、世人みなその卓右衛門なる事を悟り稱揚しければ、名聲大に揚り春藏が聲價遂に地に墜ちたりきと、初右衛門は管槍の妙手にして卓右衛門と相交り、槍刀互に談し交情密なりしといふ。會津古人傳。本書に卓右衛門は何年間の人なるを書さす、他に證すべきの書なしと雖も、南鐐一片とあるを以て考ふれば恭定神君に事へし人ならん、南鐐は安永二年に鑄造ありしを以てなり、また諸士系譜を按するに、井口家二家あり、卓右衛門と稱せし人一家に一人つゝあり、その一は初名八十郎利安、その一は卓右衛門利光、みな江戸邸常住の士なり、桃井春藏は直一といひ、文政三年七十一才にて死せしがば、この頃の人ならん再考に附しぬ。

○

松本佐牧

十郎兵衛と稱す、尊家の書を善くし右筆たり、天明八年講所書學寮の司役となり指南を兼ぬ。系譜

〇内田近明

小字は千松、藤次郎、右近、門太郎後に辨藏と稱し慶山と號す、退休の後は如幻といふ、明和五年九月小姓となり同月供番に轉ず、安永五年に至り辭役せしが天明八年書學寮瀧本流の指南となり、寛政四年書學寮司役となり、同七年司役を免せしが指南たる故の如く、童子訓の印行あるやその草書は近明の書せし所、その幽麗を證すべし、その成りしや銀子三枚を賜はりき、初め江戸にありて神立愚純、（慕松堂と號す幕府の臣なり）分内白亭（江戸の人）等に就て專心筆法を研究し、天明八年白亭その妙域に至りしを證明し、瀧本坊（松花堂昭乘翁）の奥秘を授く、即ち道統家の一人なり、文政三年八月死す壽七十二、遊雲院化相如幻居士と諡す。（系譜）

〇中澤高令

善左衞門と稱す、大内流槍術の達人にして寛政元年學事皇張の時に際し武學寮司役となり、槍術指南を兼ねしが、享和元年渾て學事は學校奉行の管理に屬せしかば、司役、指南を免せり、文化八年二月死す享年七十一、台光院圓翁朗覺淸居士。（系譜）

丸山胤長

與五右衛門と稱す、太子流の劒術に長ず、寛政元年武學寮主役となり、劒術の指南を兼ねしが享和元年學事みな學校奉行の監理に屬せしを以て、司役、指南を免ぜり。系譜

○

金子豐安

忠太衛門と稱す、寶曆十一年八月朔生る、父丹治諱は豊下、數流の火術を修めみなその奥を極めり、豐安もまた父に學びて上達し、文化七年相州觀音崎陣營の砲術指南となり、後江戸に出て東志津馬掛川藩の士の門に入て荻野流の砲術を修め、遂に皆傳を得て師範たり、我が藩荻野流の祖なり。系譜

○

加須屋時鳴

小字は久次郎後に弘藏と稱す、字は萬里、磐梯竹齋はみなその號なり、竹齋、萬里は印章に據る安永七年九月を以て生る、傳八諱は武應の次男、兄は波江諱は武把、子なきを以て時鳴を養て子となしぬ、時鳴幼うして書を善くし、時々恭定神君に召され御前に於て書せしが、常に物を賜はり賞せられき、長ずるに隨ひ上達して師範となり、子弟に敎授せしのみならず欽文神君に侍授す、文化十一年三月家督襲食二百石、江戸詰外樣士たりしが師範たる故の如く、その四月進て右筆となりしが公務の餘次

なほ子弟に教授せり、欽文神君の寵信最も厚く逝去し給ひしや遺物十餘品を賜はりぬ。系譜

○

安田　忠

醫學を修め施治に長ぜり、寛政三年醫學館の會讀師となり教授を擔任せり、同六年四月江戸の本草學士佐藤平三郎來りしを以て相與に郡村を巡回し、平三郎淹留年餘に及びしかば忠もまた得る所ありて享和元年本草科の師範となりき、文化八年醫學館を造營せらるゝや、吉村寛泰と共にその營事を監理せり、後所藏の書六百余卷を醫學館に寄納せしかば物を賜はり賞せられき、系譜天保十年八月八日死す、法謚專光院全祥秀玉日忠居士、城北實成寺に葬る。墓碑

○

一瀨忠吉井忠移

遠祖は雜賀孫一郎諱は重治となす、重治生れて勇武なり、慶長五年城州伏見に於て城將鳥居元忠彥右衛門の首級を獲てその名大に顯はれぬ、後水戸家の臣となり故あり妻某氏と離別しけるが、長子勘助諱は忠春猶ほ幼し、母に從つて江戸にあり、母忠春を携ひ一瀨九郎左衛門諱は正次に再嫁しければ忠春も遂に一瀨氏を冒しぬ、忠春成長して自ら身を立るの志を懷き、土岐重元の門に入て學を勤め黽勉怠らず、遂に松原素庵の薦により啞の獨見萬治元年二十五石四口俸を賜はり、鳳翔院君の供番と

なり兼て文武の藝術を傳授しけるが、元祿九年二月死す壽七十二、法謚本源自性居士。

長子與助諱は忠英、若きより砲術を修め智徹流の亂火術に長じ元祿十三年師範となりき、これを我藩智徹流の祖となす、これを忠吉の父となす、忠吉通じて熊十郎と稱し、父に學て大に上達し、父の後を承て師範たりしが、なほ自ら足れりとせず、寬政四年江戶に出て砲術を修めしが、荻野六兵衛が狼煙を觀て焦慮し、工夫を費し遂に發明する所ありて一家をなせり、文化五年正月蝦夷に從軍す、その砲術に達せしを以てなり、文政十二年正月三日死す、法謚天應元靜居士。

長子忠移小字は砂、後に大藏と稱す、若うして文學を修め文化五年一夜に五言律詩一百首を詠じしかば、金五百疋を賜はり賞せられき、(系譜)傍ら柔術を修め砲術は最も長ずる所にして、天文學數學をも兼極め皆師範たり、當時砲術に分規金なく奬勵至らざりしが、忠移これを憂ひ砂糖賣買の事を行ひ、その純益金を以て分規金(學資門に詳なり)に充むことを建議し、可納せられければ諸流みなその益を受くるに至り、西洋砲渡來せしかば江戶に行き江川英龍(太郎左衛門坦庵と號す)の門に入て研究する年あり、遂に塾頭たり。(古老の説話)

○

高津忠懿

久左衛門と稱す、文化九年片峰勝興等と與に向井將監の門に入て水練術を學び、皆傳を得て房相兩

陣營の師範たり、また長沼流の兵法に於ては專心研窮して許可の奧秘を得、勝與の後を承て軍事奉行たり。古老の口碑　天保十二年五月七日死す享年五十六。法謚剛應院行順忠懿居士。

○

上田伊賀

傳治と稱す、若きより心を文學に注ぎ專ら徂學を攻め、また道雪派の弓術を善くし、江戸に在て貞昭神君、良德院君に侍講し弓術の師範を兼ね神君に侍授せり、寛政十二年學校奉行となり、當時童子訓の撰述ありこれに參賛せり、文化七年江戸書簡に轉せり、系譜　伊賀寫字に長ず、自ら謂ふ吾寫書の癖ありと、温史全部を潢紙に寫せり、古老の說話　文政四年四月五日死す、法諱豫章庵常清如流居士。

○

上田文長

通稱は冬藏、天明八年儒者となり、女教師を設けて處女を敎へむ事を建言す、當時に在て卓識と謂ふべし、その言裁可せられず質に惜むに堪えたり、その大意は本編學史門寛政三年七月の條に載せり、同九年三月十九日死す、護唯神靈と謚す。系譜。家世實記。

○

米澤昌大

又名は驥、字は千里、季四郎と稱す、家に居て子弟を敎授せり、最も左氏傳に長せりといふ、享和元年九月七口俸を賜はり、司業雁勤となり一首を賦せり、曰

けふよりはさむくもあらす飢もせす君の恵みを身に荷ふゆる

文化六年二月病を以て辭し、俸米を奉還し家弟を敎授して身を終へり。續日記類寄續編。古老の說話。

○

牧原直亮

只次郞と稱す、字は景武、半陶と號す、父只七諱は直永、直亮天明六年正月を以て生る、若うして文學を好み詩文の材あり、文化九年學校に於て題を設けて一夜に七絶一百首を詠じしかば金五百匹を賜はりき、明年命を受けて江戶に赴き古賀精里、林述齋の門に入り專心刻苦手に卷を釋てず、學成りて江戶邸の司業雁勤となり、後に學頭手傳勤を命ぜられ七口俸を賜はりぬ、文政五年忠恭神君の侍讀となり、三口俸を增され、天保元年召出され、同十三年死せり、續日記類寄續編。履歷略 直亮經濟の略ありしが人みなその發揮する事なかりしを惜めり。

諸葛亮

三代文章三代人　忠肝義膽至今新　只憐白羽手中扇　不掃中原滿地塵

○

菅谷　茂

鄰封白河の人なり、本氏は兜氏、幼年出でて菅谷氏を嗣ぎ、擢んでられて定信松平侯の小性たり、然るに家人雍和を缺き諧和せざりしかば、壯年退休して家を出で心を筆道に委ね專ら蘇軾を學べり、傍ら音樂、抹茶、俳偕等に至るまで學ばざることなかりしが、書は尤も優藝にして筆意遒勁高致賞に超群たり、その書名は千里啓、その俳名をば迷花といへり、文政年會津に來り、桂林寺町の豪家相山氏の離亭に僑居し、士庶人に教授し屐履毎に戸外に溢れき、當時書を以て鳴りし星研堂等も就て講討せりといふ、或その祿仕を勸むるものありしが二君に仕へざるを以て應せず、居る事十餘年去て江戸に行き、天保十二年十一月二十七日死せり、謚號千山里啓居士、今戸の某寺に葬る。門人の説話。一説に日新館裏戟門の扁額は、侯の染筆なりしが侯我藩の囑託を受け給ひしや、私に千里啓をして京都の持明院家に就て書法を學ばしめ、後に代染せしめられしものなりとぞ。

○

河原政心

父諱は政安、勘治と稱す、母は池上氏、寶暦十二年を以て生る、小字は勝太郎、後善左衛門と稱す、長じて文武に心を注ぎ弓槍劍柔術を善くし、また卜部の神道小笠原の禮式を修む、寛政元年九月弓術晝夜の大數を射て的箭三手を賜はり、同九年仕付方後に禮式方の師範となりき、同十三年禮書および雛形千四百七十種を上覽に供せしかば賞譽せられき、この年江戸に行き小笠原家に就きその未

だ窮めざる所を窮め、傍ら伊豫里順に從つて堅昆流の砲術を修め、兩つながらその奥を極めぬ、享和三年家督百石を襲食し兼て堅昆流砲術の師範となりしが、仕付方の師範故の如く禮書の備はらざるを以て教授に便ならざるを患ひ蒐集し遂に六百卷を寄納せり、文化五年蝦夷の警備あり從軍してその年歸國し越えて七年浦賀相州に行き砲台の事を處辨し、後三十石の役料を賜はり、同十二年祭事奉行兼普請奉行となりしが師範故の如く教授に勤めり、先に會府參考と題せし一書を撰述して獻呈せしといふ。系譜

○

杉原　凱

通稱外之助、父諱は忠恕、母は高橋氏、文化三年生る、少うして文學を好み、安部井褧に從つて經義を學び後帷を下て教授す、子弟の從ひ學ぶもの百を以て數ふべし、當時學館より講釋所に及第せんとする者は凱に從はざるものなしと謂ふも虚ならざるべし、天保の末年學館預となり、後醫學寮の師範補助となりて本草科の教授を掌り班席も大に進みき、戊辰の役後斗南に移り三戸に於て死す享年六十二。碑文

○

須田新九郎

遠祖は須田九郎太郎義實といふ、義實十八世の孫滿親相模守に任し信州須坂に於て十二萬石を食む後上杉家の臣となる、大炊介某景勝に從て會津に移り伊達郡森山梁川等二萬六千石を食し埒坪の城に居る、景勝米澤に移るに當つて大炊介陪行し母子若松に在り、新兵衞尉光義といふこれ新九郎十世の祖なり、父は甚兵衞博勞町に住し理財家なるを以て用達を命せられ合力米年々百七十俵を賜はる、寛政十年甚兵衞死し新九郎續て用達たり、明年日新館造營の令出づ新九郎以爲く身は商估なりと雖も累代鴻恩に浴す、これを報ずる平時に在ては金錢を以てするの外他なきなり、造營費は幾千を費すも四五千兩を要せば可なるべしと、乃ち町奉行に依てこれを乞ひて曰、日新館造營費は他力を借らずして之を寄納せん、不肖と雖も造營に力を盡すを得ば生前の面目これに過ぎずと、執政その志に感じ、上裁を經て新に擢んで學校普請方勤となし年割に班す、從前給する所の合力米を收めて更に永世祿百七十石を賜はる、新九郎造營に勞し出納甚だ親切にして成るに及て人みな謂ふ工事大にして廉（幾千金なるや明記せず）且つ堅牢なりと、子孫襲祿與力たり、蓋し異數なり。

本考を草するに際し鄕友の子弟二三輩と互に問答せしことあり追錄遂に數欵となりぬ、亦學事の一端を窺ふに足るを以てこゝに錄しおきつ。

老壯問答

問、序文に謂ふ所親裁の敎育とは何の謂ぞ。

答、君公はいづれも和漢學、兵學、書學、弓馬槍刀の術より柔術居合術の如きに至るまで學ばせ給ひ、その藝術につき御相手なるものあり、即ちいはゆる侍講、侍授者にしてその侍講、侍授者はかねて定めおかれし會日に、代る〳〵登城してそれ〳〵授け奉り、時に馬にて市街近郊を乘廻り給ひ。また三之丸敎場にて遠箭を試み給ひ。政務を聞き給ふの外は文武の藝を强め給ひ、その心に得躬に行ひ給ふの餘り、或は家老の稟申を裁可し給ひし學制にして、一も家老の專斷にあらざりしを以て親裁とは謂ひしなり。

問、昔時三百藩の學校中、優等の聲價ありしは某藩の學校なりしや。

答、東北諸藩に於て有名なりしは仙台の養賢堂、米澤の興讓館、水戸の弘道館なり、西南諸侯には高知に知道館、佐賀に身敎館、萩に明倫館、熊本に時習館、鹿兒島に演武、造士の二館あり、津の有造館等皆有名なる學校にしてその學規、學則も昔年一見せしかど今みな遺忘して談ずべきなけれど、學事の盛衰張弛と、智能を毓するの方法とに於ては、互に一優一劣或は伯たり或は仲たるもの

あるべしと雖も、その德義を毓するの親切なるに至ては、三百藩中恐らくは我藩に及ぶものはあるまじと自ら信じて疑はざるなり、その一證を擧げんに愚考第二教令門に載せし寬政三年八月六日の教令及び文化二年正月發行の幼年者心得の廉書を熟讀すべし、その誦師、什長より子弟に廉書を渡して行事を教へ、時々その家宅に赴き子弟の行事を檢するは、各自父兄が己が子弟を家庭の間に養育するに異ならず、今日よりこれを評せば干渉の極點といはんも、當時封建の制その臣を待つ子の如くにして一事として干渉にあらざるなく、干渉の極度に達せしものはその親切の至りしものなり、我藩の如きはその極度に達したるものとなすも決して過奬にあらず彼の諸藩の有名なる學校も恐らくは斯の如くには至らざりしと信ずるなり。

問、寬永立藩より慶應に至るまでの間、學事に隆替なきこと能はざりしならん、その概略は如何。

答、土津神君の威德天下に耀きしを以て、踵を接して干し來りしかば、その長を採て使用し諸流を開かせられ、殊に儒者は山崎闇齋、土岐操齋、後藤松軒等數人、神學者は吉川惟足を延き給ひ、又稽古堂を創立して士庶をして講習せしめ給ひ、田中正玄は家老主を以て庶民と共に毎月六回出席して講義を聽聞せしことは諸書に見えしが、その武事を演するの景狀は今に於て證明すべき書類なしと雖も、後世の如く詳密なる學規ありしにあらず、士は皆武を嗜し兵事に役するの職にして文はたゞその身を修飾するの具となしたる迄のことにて、修飾を事とせざるものは學ばざりしと見ゆ、それ故

稽古堂にも殘らず昇堂せしにもあらず、武はたゞその師範たる者の第宅に稽古場あり是に就て稽古し、その稽古具も粗朴なるものにて製造人も後世の如く備はりしにあらず、金具の外は皆自ら製造し演習も必ず師宅に就きしにあらず、自宅にては家園の樹木或は厩柱などを相手に槍刀術を修め居し者ありしとなり、立藩創草の際何事もみな神君の親裁にかゝりしことなれば、諸子弟の學事にまでは及ばせ給はざりしことゝ推考せらるれど、神君親ら文武を講窮し給ひしを以て推考せば、諸士も亦學規學則を待たず自ら奮て講習せしことなれば、その用心の親切なる世の學規を待て講習せしが如きにあらず、また以て隆盛と稱すべきなり、降て元祿、寶永の間に至ては上下無事に狃れ、武備稍弛み文事また衰へしかば講所の創立ありしかど格別觀るべきものもなかりしが、學運も循環し天明年に至ては復古の現象を顯はし、享和年に至ては其基礎漸く備はり大に振興せしかど、不幸にして文化文政の間には國費多端、加之ならず歲時凶荒に遭逢し、藩に在ては學資を減ぜられ諸士に在ては專ら家事に勞せざるを得ず、學運も亦大に委靡して振はざりしが、天保の末年に至り漸く復古の色を呈せしものゝ如し、見ぬ世の栞に武事の盛衰を略記せり曰、正德中諸藝の上覽ありてより少しく武藝行はれしかど、享保中に稍廢れ元文に至り土常神君御入部になり、御前藝の事どもありて武藝やゝ振興し、引續き御世話格別なるにより、寬保の初より寬延の末まで十年計の間諸稽古頽敗せず、その暖りにて寶暦の初め御幼年（恭定神君）の內も元祿、寶永の頃に較べては盛なりといふ樣な

り、と横田先次郎（俊舜）語り聞かせしなりとぞ。

問、隆替の概略は既に聞く事を得たり、文武を稽古するの景狀天明以前の概略を聞かまほし。

答、予もその事は詳知せざれど、幸に見ぬ世の栞にその實況をのせたればこゝに示さむ。

明治の初年小原左内（佐和治の嫡子）素讀を指南し、和文の學則を著して毎朝門弟子に讀聞かせ、門人を學頭、大伴頭、小伴頭、初心と階級を立て、手際の優劣によりて書物の帙、或は字指等それ〲に與へて門弟を勵ましければ、大に行はれ毎朝の會集六十人近くに及びし事あり、（中略）勤之者にも部屋住にも學問を好むものは其世に少も讀める者を會主として、講釋文談廻談等の廻り會を立て、中には詩作抔よくせしもありけり、諸士諸奉公人共に男子十二三歲に至れば、必ず書物を習はするは一統の流風にて一度は初學德に入るの門也を讀まぬものはなきことなれども、好まざるものは大學の一冊も卒業し直に廢學し、好む者は精出し又身好まねども父兄の教訓によりて出精さするの類、區々の稽古にて有ける、武藝もまた如此事なれども、文學に較べて武士の本業故勤て學ぶ所なりしは有難き事なり、手跡は貴賤共その可否によらず、風韻の高き所往古に溯る程よろしく、後世に至るに從ひその風卑凡に下れり、元來手跡は氣象の顯るゝ處なれば左もあるべけれども、昔は手習を能くせしも見ゆ、殊に會津も此通りなりしが、手跡の風上遠野務右衛門（何人なるをしらず）以來俗に落ち、格別によき師範のものもなかりしにや、まづは惡筆にて殊に見苦敷、善惡に拘らず室に一字を書き得ぬ無筆のも

の、大身小身にも儘ありし事なり、上下共に幼稺にいろはを習はせぬ父兄もなき事なれど、手跡は一統に行はれず子弟の好まぬによれるなり、他へ懸合して會津の手跡も今とても宜しからぬ方といふべし、予が幼年の頃中略何れの手習場にも筆頭示番等の役々を立て、徒らせし無精なるを戒むる罰掟もあり、此稽古のみ斯く教の嚴敷有りし風あり、是には由來ある殊勝の譯あり、往昔手習學問京師は氏々の學問所ありて其所にて修業し、田舍は寺々へ入て學ばせし事なれば、後世に至り手習に限り其風殘りて幼若のもの手習場へ行くを寺入をすると稱する所その殘れる事にて、師の取扱も餘事と違ひ行儀作法まで教導し、深切に弟子を取立てし故教のさもなきは弟子も少き故其門のはやらざるを恥とし、又父兄も子弟の惡しき事あれば手習の師に異見など賴む事なれば、師の威權殊にありて弟子も尊信せし也、是則人道の大經、師に就て學ぶの古風、僅に傳はれるといふべきにや、今は何事も師匠を先生と稱すれど、昔にて物を學びし節師の坊といふ稱ひ殘りて、予が內田伴治が槍の弟子となりしまでは伴治を坊樣と一體に呼びしなり、大內流の師範根津新九郎をもかく呼びしと聞ゆ、文武の藝を修行する風は前に云通りの事にて、其外若衆の風俗取留らず、二十四五歲まで羽織袴も着せず往來し、晝夜となくそれ〴〵に寄合ひ、最寄々々一統し日を消するまでのこと何の云譯もなく云はゞ老なしからざる事どもなり、然ども其寄所自然と朴實剛壯の事を賞し、花飾軟弱の事を譏るやうにてありしかば一廉ある人物も出し事なり、是を今に較ぶるに天明の後は文武の學

校を設けられ、制度を以てこゝに遊ぶ故巧拙はあれども武藝は一二の許可を得、文學は五分置き一寸置きにも唐本をも讀み、手跡は一己の用向を辨ずる程に大凡その道を心得、無藝無能のもの一向になく、行儀作法もこれに隨て老しく、羽織も著せず往來する類士分上に見し事もなく、小兒輩まで形の如く整ひし所、一統三十年來の風となりしは御改正の德によれる所也。

問、封建の制は上下貴賤の間に嚴重なる區別ありしと聞しが、その修行にかゝる事に於ても區別ありしや。

答、往昔稽古堂創立の頃には、士庶人の差別なく出席し、講所を設けられし以來間もなく町講所を設けられ、出席の諸生も區別ありて、この區別は小沿革ありしが、先づ大體は後世まで因襲し來りしなり、後世花色紐と獨禮との際に於ては頗る嚴重にて間隔ありしが、その學校（日新館）學館（南北素讀所以下みなおなじ）各所の內に在ては毫も區別なく、諸生は長幼の序或は階級の次を以て齒したるなり、殊に門閥家の子弟の如きに至ては、他日は對等の交際をなしがたしとて故らなる取扱をなしたることもありき。

問、文武の內文學盛なりしや武藝盛なりしや、

答、文武は岐ならず兩道は偏廢すべからず、必ず兩道を兼修むべき學規なりしが、これを比較せば文は武に及ばざりしが如し、四書五經の素讀を卒へて三等に進みしのみ、書學は二等優等に進みて入組みたる書簡文に至ては書き得ぬものなきにしもあらざりしが、武術に於ては一二藝の免許を得ざ

るものなく、文事なきは耻とせずして武事なきは耻とし勵みしなり、石井可汲が覺書に載せたる古屋昔陽の言に、東國は西國に比すれば邊鄙なれば、武術は深く御世話なくとも各相勵むべし、文事は御世話なくては勵むまじ、材能の士も出づまじといひしは當れりと謂ふべし、天明以前は諸士の次三男に犯罪者多く、追放の刑に處せられ境外に出て會津浪人と自稱し、疎暴なる擧動に及ぶ者ありて其藩に在ても憚る程なりしが、天明以來はかゝることなく文武に輕重の偏なく、文事に專らなるものも一藝の己を護るに足るに至らざる者なく、武事に專らなる者も文事を修めざる者なきに至りき。

因に曰右は我藩の一班なれども、元來日本は尙武の國にて戰亂の世となり武門武士なるものありてよりは、一丁字を知れるは至て稀にして、文事の柄は全く釋門の僧侶に歸したりしが、武士にして武を講せざるものはなかりき、さてその武といへば只一種の技藝に相違なけれど、その技藝によりて心膽を鍛練し修身の具となしたるなり、如何なる技藝と雖も理あらざる事なく、その理を窮むる即ち心膽の鍛練なり、今よりその書を見れば解し難き事あり、その解し得る處に於て一笑に付すべきものなきにあらねど、その主眼たる心膽の鍛練なれば、强ちに笑ふべきにあらずして不文世の修身學と稱するも可なるべし。

問、武講を學校内にをかれしは何等の理由ありしや。

答、當時諸藩の學校の多くは文校にて、武場をば別處にをき、文校の制度は唐土の鄉校に倣ひしもの

多かりしが、獨り我藩校は一種無類の制なり、何故なりといふに、泰平うち續き武備一般に弛みて子弟は佚遊の間に口を消し、遂に惡業をなすものなきにしもあらず、されば子弟をして間隙なく文武の間に優遊し、武士の名に耻る事なからんやうに養成せんとの趣旨にて、文學はみな儒者にて武藝はみな藝者にせんとの意にあらず、兵制もその根源は孫呉に出でしものなれど、本朝は自ら一種の兵制あり、それにも大小の差異ありしかば彼これ取捨增損せしものを採擇せられ、武士たる職分の根源は實に是にありて、その職分によりて研究せしめ、またその研究せし所に就て採用せらるべき趣旨なれば、同く校中に設けられしものと聞傳へしが、その流弊遂に人を鑄形に容るゝことゝなり、人もまた形を造るのみにて眞實に精魂を注ぐもの少なかりき、然れども形を以てだも責むべき器具あるに依りしこそ、男女とも一旦は枕城の志をも決せしなれ。

問、昔時は今時の如く數個の學校ありしにあらず、學區と稱すべきものなかりしことならん如何。

答、素讀所門に載せしが如く塾を四區に分ち一區を二組に分ち、その諸生は市丁を以て分ち甲丁より乙丁までは某塾の何番組と定め、他丁よりは決して混淆することを得ず、學區の稱呼こそなけれその實は嚴重なる學區にてその別左の如し。

東表通　一番組は本一之丁本之二丁本三之丁の大町通東側より以東、その二番組は内外小田垣丁小田町となす。

東裏通　一番組は本四之丁五之丁殘らず、その二番組は天寧寺町徒士町近傍と手明町水主町半兵衛町烏橋通となす。

西表通　一番組は米代一二之丁と花畑丁堅町近傍、その二番組は米代三四之丁と厩町となす。

西裏通　一番組は本一之丁本二之丁本三之丁大町通西側より以西、その二番組は新丁片原町出來新町新丁材木丁となす。

南學館　東は天寧寺町南側より以南西は手明町より以南殘らず。

北學館　右の外殘らず。

問、昔時にありし諸生の風采を聞まほし。

答、天明の頃講所に於て成長せし老人の說話を直接に聞しことあり以て其の事より語るべし。當時の諸生が學校に出入するには袴御免とて袴を著するに及ばず、淺黃織色木綿の帶をイボ（結び方なり貝の口なと結ふことはしらさりしと）に結び煙草を喫する者は桐樹を穿ちてそれに蓋と底とをつけ、木胴盤（キドウラン）と稱ひしものを腰につけ、大小刀の鞘は多くはタヽキ塗、鋏は小倉木綿或は紙布にて卷き塗りたるを橫たひ上產の子弟の草履は足半（アシナカ）とて足蹠の半ばにも至らざるを穿ち、下產の子弟は米苞の兩端に付したるもの（會津にてサンダラバイシと唱ふ）に繩緒をつけて穿ちたりしが、木綿の犢鼻褌は武士の結ばぬものとなし必ず絹を用ひたりと、（途上にて倒れし時、死屍を檢して犢鼻褌木綿なれば庶人を以て遇し、死屍を覆ふに菰を以てせしとなり。）その樣は今の山溪僻村の小學生徒に大小刀を帶ばし

めしに同じかるべし、降て文政の末年頃諸生間の口吟に、大内流に革緒の下駄が一二三足といひしは、蓋し大内流には高祿家の子弟多く出席せし故ならん。

嘉永弘化の頃には袴も穿たざるを得ず、木屐も至て稀にして偶〻用ひるものありしも昔の如く野樸なるものにあらず、極めてやさしきものにて多くは桐油又は革にて造りしものを用ひき、鉄の木綿或は紙布は十中の一二に過ぎず革或は糸を卷き、草履は藁草のみなりしが、漸次華美の風となり麻裏草履を穿つものあるに至りき、二十三四歳に至れば羽織を著するものもあり、書物風呂敷（素讀生は概して帙を用ひき）は木綿の紺形付或は手織木綿の端切を縫合せたるものなりしが、後には紗綾紗或は唐棧織等を用ひ、下駄足駄は多くは山桐にて緒は藁心に筍皮又は菅を捻りかけたるものなりしが、後には桐に革緒を見るに至りき。

師範役付はみな羽織を着するに及ざることの由なりしが着せざるものなかりき、（みな木綿を用ひき）只古來より變らざりしは辨當なり、七つ鉢（七つ組大小ある曲物即ち杉柾なり）一名メッパと唱ひし（日光の名產）その大なるに飯を入れ小なるに菜物を入れ、風呂敷に包み自ら携帶して、喫し終れぱその大なるに小なるを組入れガラ〱音するを持ち歸るの風にて樏子（ワリゴ）等の類は役付諸生の間には絶えてなきことなりき、又衣服は師範役付ともにすべて木綿を用ひ、夏の袴は多くは麻に紙布を織りたるもの、或は麻布を用ひ、冬は木綿のみにて小倉織など穿ちしものなく、當時はシャツ襯衣（ハダギ）の類もなくみな平（ヒラ）口の衣服にて、寒中に

足袋を穿たざるもあり。少年はカンゼン嚢と稱ひしもの丶背を編み頭部は角にて背と袖とにか丶る所は蓑の如くにしたるを冠り、十四五歳よりは山岡帽子、或は角頭巾など冠りしが、襟卷などは夢にもしらず、衣は脛に止り袖は腕に至り垢つき汚れたるをも厭はざりしが、只大小刀は長となく幼となく意を注ぎ、武用堅固を主とし拵ひ與へしなり。

問、兵燹の際古書類の湮滅したるもの多かるべしと思ひしに、引用せられしもの斯の如く多きは實に意想外の事なりき。

答、捜索に手を盡したらんには此外にもまだ得らるべし、その他鄕に出て反故となりしものも多かるべし、予當時圍城の中にありて日新館の燃ゆるを望み見しに、敵兵數人館庫の書籍を運搬するを見き、その明年筒井茂助が書肆の店頭にありしとて日置流系圖一冊を購ひ得て予に與へり、即ち今所藏し引用せしものにて、安政三年父命により予が謄寫したるものなりき、また役終りて後有賀衞士が東京に赴くの途次、大田原驛に宿り厠に入りしにその厠窓を張り置きしはみな日新館の帳簿にてありしと語りき、また若松を圍まれし後は東京より商估來りて、白川に於て若松より輸送する古器、古書を買取りしとのことなれば、四方に散逸せしものも多かるべし、今最も見まほしきは學校役所の日記類と、文武諸流の系圖および武談抄、日新館誌等なり。

問、師範は藝能德行の師表たるべき人を以て充てらるべき、に世襲と定められしは何等の理由ぞ。

答、世襲は獨り我藩の師範のみならず、幕府の諸役員も世襲なり、往古朝廷姓氏を定められしより世襲の形勢をなしたることとなれば、すべて世襲は本朝の習風と謂はざるを得ず、されば怪むべきにあらねど何事も世襲にては逸群のもの出づべきやうなく、遂に委靡して强風の跡なきが如く、之に就て學ぶ者もまた上達すべきやうなきなり、況や學校に嚴なる制度を設けられ、師範は皆藩命にて子弟もこれに就かざるを得ず、その師德に服從するにあらずその言行を見習ふにもあらず、師範もたゞ藝能を授くるまでの役にて薫陶誘掖の心も自然薄らぎ、諸生の甚しきに至りては學問は只書を讀み字を覺ゆるまで、藝能は免許を得て小普請を許さるれば可なり、その次三男に至ては年齡に及て學校の出入、勝手自由を得ば可なりといふものあるに至りしは、自然の勢にて已む事を得ざりしなり。

問、文武師範の姓名を記されたる殆と百餘なり、然して若松城下の幅員及びその給祿を食みしものゝ戶數は凡そ幾許なりしや。

答、師範の名宅稽古場は多くは聞き得たる所を以て記したれば、遺漏なしとは斷言し難きなり、城下の幅員は新編會津風土記に詳なれど、今その全編を得ざれば確言する能はずと雖も、東西は三十七八丁、南北は二十八九丁なるべし、家臣と稱し給祿を食みしもの幾許ありしやまた證し難しと雖も、斗南に移轉するに當り處辨せし所を概算せば凡そ八千戶より一萬戶の間ならん、此等の證は今一々

擧ぐべからずと雖も、予は一言これに答へて云はん、市坊至る所に教場あらざるなく、家臣は一として教育薫陶に浴せざるものなかりしと。

問、何事も長き間には弊を生ずるは自然の通患なり、日新館創立以來學事上につき弊害の生せしことなかりしや。

答、世襲の弊は前項已に之を略言せり、後世に至り賞與品の定規を設け、又多藝者を賞せらるゝの定規ありしを以て、人皆名に馳せ實を遺るの弊を生じたりと論ずる者なきにあらざりしが、學事の盛衰は畢竟するに學校奉行の奬勵如何によるものなり、學校奉行にして徒に舊章を墨守し活法を知らざる者その任に當れば、委靡不振の象を顯はし、學規は兎もあれ奬勵鼓舞その道を得ば、諸生は自ら振起作興して、その結果妙手達人輩出して一般の士氣も自ら活潑なるなり、故にこれを執行するその人によるなり、學校奉行は班席卑からず、その撰擧は大に注意せられしものなりしと洩聞きぬ。

問、我藩初め朱學を奉せられしは時俗人情に基かれしものか、將たこれを以て醇粹なる正學とせられしものか。

答、土津神君は醇粹なる正學なりと眞心これを信じ給へばこそ、佛老異端の書は焚却し儒師をも延引し給ひしなり、その時俗人情を矯正し給ひし淵源もこれに外ならざるなり、先封氏の政治は皆武斷にして横政なきにあらざりしを、神君は專ら正路に因り給ひ、異端を廢し僧侶を沙汰し給ひ、孝子

貞婦は必ず旌表し、義僕は直參となし給ひ、行旅を待遇し給ふ法あり、貧窮を賑恤し給ふ道あり、或は社倉を設け給ひ、或は古墳を祭り給ひ、晩年には遺訓を垂れ給ひしその趣旨正明公直みな學術より琢磨し給ひし心術の發蘊にあらざるなきなり、それ故先封氏の遺士慓悍にして治め難しと稱せし者、皆その德化に浴し威風を望むに至りしなり、謂ゆる政教一致の基礎實にこゝに存し一時の手段的にあらざるなり。

問、季世の弊賄賂公行し、內請せざれば好地位を占め得られざりしと聞きしが、日新館裏の風も斯くありしや。

答、その事によりては賄賂內謁もありしとは聞きゐたりしが、日新館裏には斯ること行はれしとは夢おもはざりき、石井可汲が覺書に野村俊助（安政年間の人）が學校奉行添役たりし時、或人內謁せんとて俊助が宅に赴きしに、俊助留守なりければ何物か懷中より取出し取次人に托し歸りしが、俊助明日役所に出て公然附人に命じてその一物を還さしめしことありきと載せおきぬ、可汲は當時學校役人なりしかば、親く見しまゝを書せしものならんその嚴なるを見るに足るべし。

問、神道はたゞ中臣拔、神代卷二卷のみを講じ且つその說は秘して猥りに稱道することを許さずと聞けり、果して然らば眞に固陋なる學術にあらずや然して之を一讀せばその文辭逸焉として採るべきことなきが如し、何を以て尊信せられしものにや。

答、予その奧趣を得ざれば猥りに是非するを得ずと雖も、今日よりこれを視ば素より固陋なるなり、然りと雖も古昔我朝には文字なく神代より傳へ來りしまゝ口誦し來りしに、儒佛の道輸入してよりその源の濁らんことを憂ひて秘したるならん、秘は獨り神道のみならず藝術みな秘ならざることなく、古來の因襲また怪むべきにあらず、見ぬ世の栞に語るべき一章あり左に擧げて明示せん。

寛保延享の頃までは五經、文選等は假名付の本を以て句讀を授け、或は町儒者今泉伊三郎が講釋文讀には大旨四書の理諺抄を抄出して解き聽かせし事にて、其抄書今その家に殘り深く懇望のものへは秘密にして貸す事にぞ有ける、又左傳などは何の傳何の口授抔と名付け、奧旨を傳ふると云ふ拙き業もありつれど、猶それを信ずるものありて予も其傳を受けし事ありし由北原內膳子（後に女采）に聞ける所也、此事を太田覃（南畝と號す）に語りければそは珍しき事なり、其傳は拙きにもあるべけれども必ず由來ありての事なるべし、日本へ聖人の道渡來せし始は今の如く書籍の數あるにあらず、隋唐へ使せしもの僅にその端を習得て歸りしより廣まりしもの故、其書を得其理を受けしもの猥に他に傳ふべきや深く秘してその道を尊びしなり、さる故紀傳明經道の學士菅原氏、大江氏、淸原氏等の家より出て、其門地となりしは聖經賢傳の深意を尊信し、その器にあらざれば容易に傳へず、其道の輕浮にならざる樣古の遺敎を守り子弟を敎導せしかば、其敎を受るものも又師の云ふ所を守り、赤心に受て學ぶにより猶三史五經の內難儀の件々は傳物（デンモノ）にして猥りに云はず、累年の功を積て後事理眞實

の見識も立つべき域に至り蘊奥を示す、故に受るもの自然その厚きに感じ、聖人の道の幽妙を發明し、心に得る所より事に臨み患難憂戚の中へ踏入ても志操を變せず、君子の德を失はざるに至るものは、敎授の厚きと習受の信とに出る所、是則人々を敎化するの大道、物を秘するといふに大事のある所なり。

さてその文辭の如き中臣秡は古代の詞ならん、日本書紀は舍人親王が漢文に書かれしに後の人訓を付したるなりといへり、先輩日本書紀を評して史漢鴻烈等の書に模倣せられしものなれども、敍事自ら法あり用字また格に合ふ、近古先生の文と日を同うして語るべからずと、畢竟讀者の解釋如何によるのみ、土津神君嘗て謂へ給へり古書の文辭は今と異なり、易の豬豕の牙の如し、程子これを釋て刑法を假らずして民惡自ら熄むの義となし、その理甚だ分明なり、今程子の才の如きありて我が古書を發蘊せざりしは痛歎に堪へざるなりと、其道に入て深く研究せば決して邈焉たるものにはあらざるなり。

問、日新館は文武を一にし學校奉行を置きこれを統轄せしめられしに、武講はその中にありて軍事奉行の統轄なれば文武二途なりしが如し如何。

答、本編第二學史門にのせし功令即ち六科糺則といへしは周禮の六職より出でしなり、その六職は太宰、司徒、宗伯、司馬、司寇、司空にして當時の周室の官にして、州縣の學校にてその一に秀逸な

るものあれば則ち撰推して薦擧せしむるの方法なり、これ皆平民庶人より採りしものなれば、本朝中古以還の制武門の政治となり、公家即ち朝廷の官職を除くの外、大小刀を帶びしものは征夷大將軍をはじめ諸大名、大名の家臣輕卒に至るまで悉皆武人なり、武人の本職として講究すべきものは兵法にて、兵法の要は亂を防ぎ暴を征するものにて須臾も忘るべからざるものなり、其功夫は沈毅剛斷禮義廉恥を以て心神を鍛練するは其本源にて、練兵々仗武具等に至てはその枝葉なるなり、是則ち司馬の職にして、その司徒の職に至ては修身、安民、治教を主とするものにて、武家なりとて第二の事となしおくべきにあらず、然らば一人の總宰をおきて兼ねしめんか、治平の世には兎も角も有事の日に當て外に向ては軍隊の部署、操縱より巨細の軍務を處辨し、內に向ては治教を統轄する抔實に文武兼備の人にあらざれば能はざる所にして、此等の人は古今に通じて指僂に屈すべき事なれば二人に分轄せしめられしにや、然とも州縣の學校より推薦するの法を採て、我が朝の武門制度に採用せられし適否如何に於ては老措大の是非すべき限りにあらず、また軍法の要道といひ修身安民の主義といひ、深くその道に造詣したるものにあらずばその眞味を評論する事能はざるべし、今は專門分業の世なれど、昔時一般武士といふ職分あるものを養成する、その方法を講究するには隨分議論あるべき事にて、これを論辨する一朝夕の事にあらで、且つ謭劣ある老措大等はこれを謂はす、たゞ我藩校修行上の事をいはんに、創立の當時は兎も角も、他藝と同く形式に流れ、佛を彫て靈魂

を入れざると一般なるを免れず、遡てその弊源を捜索せば、創立の當時に在て萠胎せしやも知るべからず。

問、教育の大要はこれを了せり、その結果今日に於て尙ほ見るべきものありや。

答、我藩の風たり俗たる、質にして文ならず實にして虛ならず、その弊遂に頑たり陋たり天下の事爲すべからざるの日に當り奮激これに當て機を知らず、終に一藩赤土となり予も亦死機を失ひ此書を草し、君等と問答するに至りし所以を推考せば、その結果もまた知るべし、土津神君常に謂ひ給ふ唐土五代の馮道は四朝に歷事し主を換ふこと十一人にして大官高祿を得き、佞諛の巧みなるものにあらざれば豈に此の如きを得んや、近世我邦數主に事へて寵祿を得るものあり、亦馮道が徒なりと、又遺訓十五條を家老に垂れ給ふ、その首條に曰大君の儀は一心大切に忠勤を存すべし、列國の例を以て自ら處るべからず、若し二心を懷かば我が子孫にあらず、面々決して從ふべからずと、其末條に曰若し其志を失ひ遊樂を好み驕奢を致し、士民をして其處を失はしめば何の面目ありて封印を戴き土地を領せんや、必ず上表して蟄居すべしと當時の老中稻葉侯正通丹後守淀の城主に謂ひ給ふ、一旦不虞ありとも更に遺言なし、我が子孫もし遺訓に違ふものは大に忠孝を缺くものなり、君請ふこれを質せと蓋し侯は賢明にして老中且つ內は神君の女壻たる因緣ありしを以て斯くは託せられしなり、後世家老たるもの拜命の即時神君の肖像を拜し、遺訓の末に記名血判して背かざるを誓ひ、年々歲

首には學校奉行これを朗讀し、君臣倶に正服を着し稽首して拜聽するの重典ありたり、此等のことは識らず〳〵藩士の腦裏に印象し自然の教育となりしなり、竊に聞く文久壬戌京都守護職の密旨ありしや、容保公家老をしてその可否を議せしめ給ふ、横山常德（主稅と稱す）家訓の首條を擧げて曰、存亡は今日論ずべきにあらずと、公もこれに左袒し給ひ起て命を拜し給ひしなりと、然らば則ち立藩以來二百三十七年間、闔藩一致一和し一の私黨なく、遂には孤城大兵を受け百二の山河赤土と變ぜしも、淵源なきにあらざるなり。

會津藩教育考別錄　終

昭和六年十二月十五日印刷
昭和六年十二月二十日發行

非賣品

著者　故　小川渉

東京府豐多摩郡落合町下落合八一一番地
會津藩教育考發行會代表
發行者　飯沼關彌

東京市外池袋七六七番地
印刷者　山川菊治郎

東京市外池袋七六七番地（電穴二七四〇）
印刷所　文化堂印刷所

東京府豐多摩郡落合町下落合八一一番地飯沼關彌方
發行所　會津藩教育考發行會